

【平成 25 年度】

# “ふじのくに” づくり白書

静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のランドデザイン」の評価

平成 25 年 11 月

静 岡 県



(目次)

<b>1</b>	<b>“ふじのくに” づくり白書について</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>静岡県総合計画の構成と特徴</b>	<b>2</b>
<b>3</b>	<b>「数値目標」の達成状況、「主な取組」の進捗状況区分</b>	<b>3</b>
<b>4</b>	<b>評価の全体概要</b>	<b>4</b>
<b>5</b>	<b>数値目標達成状況一覧</b>	<b>6</b>
<b>6</b>	<b>「戦略」・「戦略の柱」ごとの評価</b>	<b>17</b>
1	「命」を守る危機管理	17
1	減災力の強化	21
2	地域防災力の充実・強化	39
3	防災力の発信	45
4	災害に強い地域基盤の整備	47
《 “ふじのくに” の徳のある人材の育成 》		
2-1	「有徳の人」づくり	55
1	心と体の調和した人間形成の基礎づくり	59
2	「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり	63
3	生涯学習を支える社会づくり	83
2-2	「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに” づくり	93
1	多彩な文化の創出と継承	97
2	スポーツに親しみ技量を高める環境づくり	105
3	多文化共生と新たな地域外交の推進	111
4	交流を支えるネットワークの充実	119
5	誰もが惹きつけ、もてなす魅力づくり	129
6	多様な交流の拡大と深化	139
《 “ふじのくに” の豊かさの実現 》		
3-1	一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造	147
1	新結合による「場力」の向上	153
2	次世代産業の創出	163
3	活気ある地域産業の振興	175
4	生きる力の源となる農林水産業の強化	185
5	誰もが活躍できる就業環境の実現	199
3-2	「和」を尊重する暮らしの形成	209
1	快適な暮らし空間の実現	215
2	安全で安心できる心豊かな消費生活の推進	225
3	地球を守る低炭素・循環型社会の構築	231
4	自然と調和する美しい景観の創造と保全	239
5	自然との共生と次世代への継承	243
6	誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり	249
3-3	「安心」の健康福祉の実現	261
1	安心して子どもを産み育てられる環境整備	267
2	安心医療の提供と健康づくりの推進	281
3	障害のある人の自立と社会参加	301
4	いきいき長寿社会の実現	311
5	希望や自立につなぐセーフティネットの整備	321

《“ふじのくに”の自立の実現》

4-1	ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり	325
1	活力ある多自然共生地域の形成	329
2	賑わいと潤いを生む都市空間の創造	341
3	陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充	349
4-2	「安全」な生活と交通の確保	357
1	官民協働による犯罪に強い社会づくり	361
2	総合的な交通事故防止対策の推進	367
3	犯罪発生を抑える警察力の強化	373
4-3	地域主権を拓く「行政経営」	379
1	透明性の高い行政運営	383
2	効果的で能率的な行政運営	389
3	未来を見据えた戦略的な行政運営	395
<b>7</b>	<b>分野別計画一覧</b>	403
<b>8</b>	<b>総合計画評価の経過</b>	406
○	“ふじのくに”づくり宣言	408
○	“ふじのくに”づくり平和宣言	411
○	静岡県総合計画審議会委員、評価部会委員名簿	412

## < 趣 旨 >

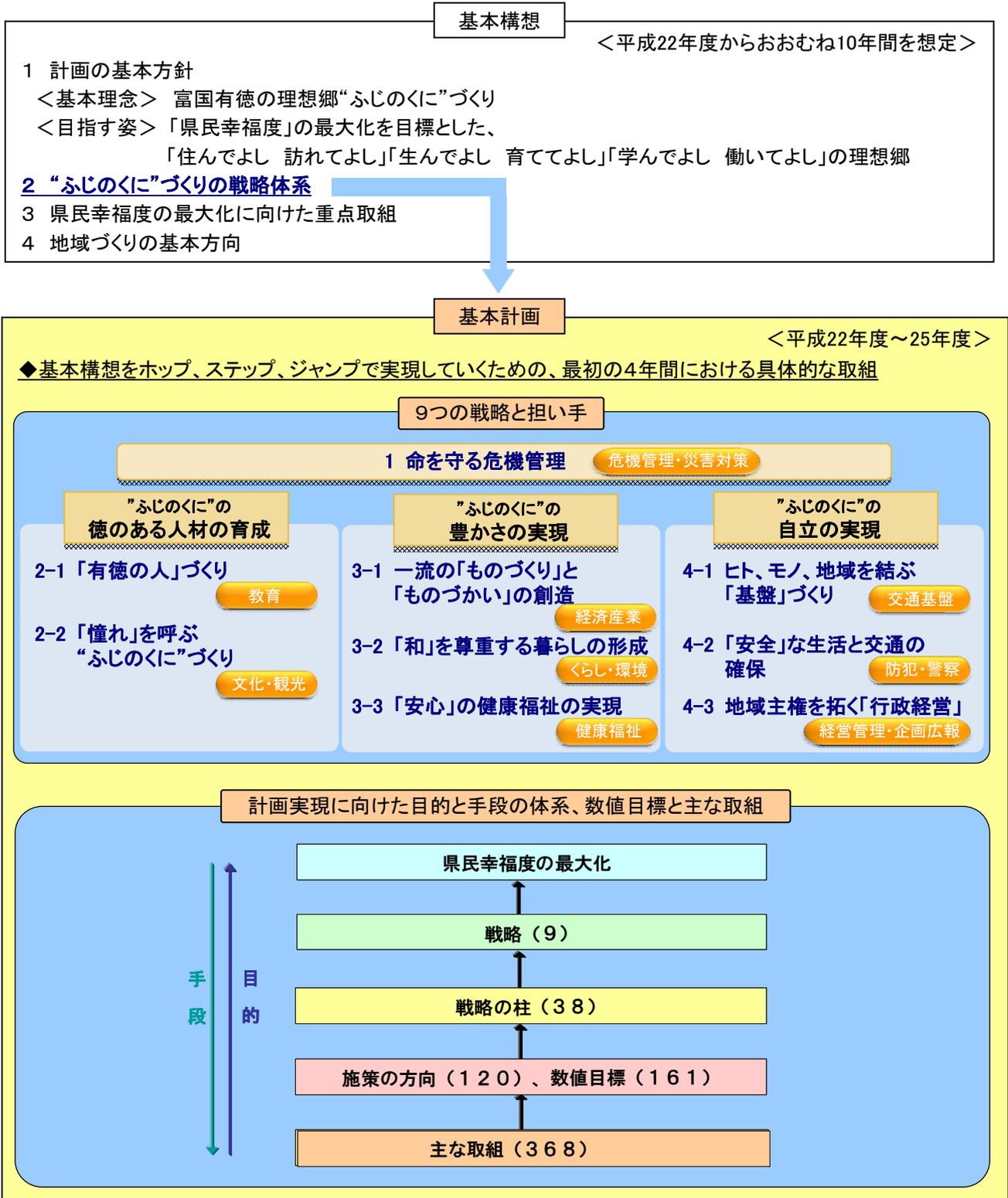
- 本県は、平成 23 年 2 月に、県政運営の基本指針として、堅実な経済成長を実現しながら、県民誰もがよりよく暮らし、文化力を高め、他を惹きつける魅力を磨くという理想郷づくりに向けた総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」を策定した。
- 総合計画が目標とする「県民幸福度」の最大化を実現するためには、計画に掲げる施策を着実に推進するとともに、計画策定後の社会経済情勢の変化に的確に対応することが必要である。
- また、総合計画は、平成 22 年度からおおむね 10 年間を計画期間としており、今年度が最初の 4 年間の具体的取組を定めた基本計画の最終年度となることから、これまでの取組の総括的な検証を行い、その結果を次期基本計画へ的確に反映していく必要がある。
- さらに、総合計画の着実な推進には、県民の皆様や市町との連携・協働が必要であり、そのためには、適切な進捗管理を行い、その内容を明らかにしていくことが求められる。
- こうしたことから、基本計画の進捗状況や成果を踏まえ、総合計画の実現に向けた課題と今後の施策展開の方向性を明示する“ふじのくに”づくり白書を取りまとめた。
- 白書を通じて、本県が重点的に取り組む施策の方向性等を県民の皆様にお知らせし、県政に対する関心や理解を深めるとともに、行政への参画の促進に努めていく。

## < 特 徴 >

- “ふじのくに”づくり白書では、基本計画の 9 つの戦略に掲げる数値目標の達成状況を、平成 24 年度の実績数値に基づき 6 段階で評価するとともに、「主な取組」をはじめとする施策の平成 24 年度までの実績と平成 25 年度の進捗状況を踏まえ、次期基本計画につながる施策展開の方向性を取りまとめた。
- 評価に当たっては、まずは、県において自己評価を行い、次に、外部の有識者からなる評価部会、総合計画審議会やパブリックコメント等を通じて様々な御意見をいただくことで、客観性と透明性の向上に努めた。
- 引き続き、総合計画の推進に対する県民の皆様からの御意見をいただきながら、最適な手法による計画の着実な実現に取り組んでいく。

## 2 静岡県総合計画の構成と特徴

- 静岡県総合計画は、平成22年度からおおむね10年間の「基本構想」と、当初4年間(平成22年度～平成25年度)の具体的な取組をまとめた「基本計画」で構成している。
- 目標である「県民幸福度の最大化」を達成するため、9つの戦略ごとに、その実現に向けた目的と手段の体系を構築するとともに、主な担い手としての部局を位置付け、“ふじのくに”づくりの道筋を明確化した。
- また、数値目標を明示(基本構想 32、基本計画 161)するとともに、主な取組については、年次を追って取組内容が明らかになるよう、4年間の工程表を盛り込んだ。



### 3 「数値目標」の達成状況、「主な取組」の進捗状況区分

#### ○「数値目標」の達成状況

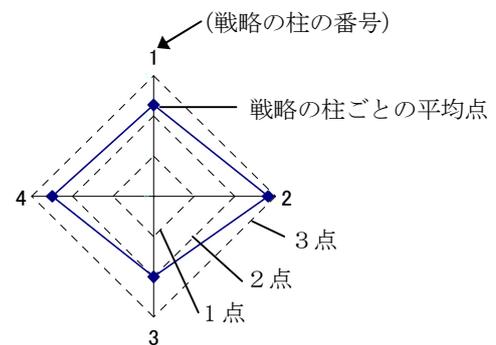
現状値と目標値を比較し、以下の区分により達成状況の評価を行った。

区分	達成状況		
A	目標達成		
B	目標達成に向け、 順調に推移	B <sup>+</sup>	現状値が目標設定時の推移の想定以上であり、目標達成が見込まれる
		B	現状値から判断し、目標達成が見込まれる
		B <sup>-</sup>	現状値に若干の遅れが見られるが、目標達成は十分可能と見込まれる
C	目標達成に向け、より一層の推進を要する		
D	目標達成困難		
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等		

#### ○レーダーチャートの見方

数値目標の達成状況を以下の基準で数値化し「戦略の柱」ごとに平均点を算出した。「戦略の柱」ごとの達成状況が「戦略」全体として比較対比できるようにレーダーチャートとして図示した。

数値目標の達成状況	置き換える数値
A	3
B <sup>+</sup>	2.5
B	2
B <sup>-</sup>	1.5
C	1
D	0



#### ○「主な取組」の進捗状況

基本計画で4年間の工程表を明示する主な取組について、以下の区分により進捗状況を表した。

区分	進捗状況
◎	前倒しで実施（予定）
○	計画どおり実施（予定）
●	計画より遅れており、達成困難

## 4 評価の全体概要

### 1 総括評価

- 基本計画に掲げる 161 の数値目標のうち、数値の確定している 154 の数値目標について、達成度の評価を行った結果、全体の約 7 割の数値目標が達成に向け順調に推移している。工程表において 4 年間の取組内容を明示した「主な取組」については、368 の取組のうち、「計画どおり」と「前倒し」して実施しているものが 359 の取組となっており、ほとんどの取組において順調に推進している。
- 数値目標の達成状況については、富士山静岡空港の利用者数などの 6 つの数値目標が達成困難となったほか、37 の数値目標が一層の推進を要する状況にある。
- 特に、観光交流分野では、県内の観光交流の動向や航空需要は、東日本大震災の影響から回復傾向は見られるものの、平成 24 年夏以降の国際情勢の悪化等の影響を受け、依然として厳しい状況が続いている。また、長引くデフレ等の厳しい社会経済情勢を反映し、暮らしに潤いを与える文化・スポーツ活動、子育てや環境等の地域活動に関する数値目標のほか、年間所定外労働時間や障害者雇用率、保育所の待機児童数等に落ち込みや低迷が見られる。
- 観光交流分野をはじめ、D 評価及び C 評価となった 43 の数値目標については、富士山の世界遺産登録を契機とした一層の観光交流拡大への取組など、施策の見直しや重点化を図っていく。
- 危機管理・災害対策分野の数値目標についてはおおむね順調に推移しているが、静岡県第 4 次地震被害想定に合わせて策定した「地震・津波対策アクションプログラム 2013」を推進し、万全の危機管理体制を構築していく。

### 2 数値目標の達成状況

#### <戦略別 数値目標の達成状況>

戦 略	数値目標の達成状況区分							
	A	B <sup>+</sup>	B	B <sup>-</sup>	C	D	—	計
1 「命」を守る危機管理	1	9	2	3	3	0	4	22
2-1 「有徳の人」づくり	2	2	2	6	5	2	0	19
2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり	5	4	2	8	13	6	1	39
3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造	2	5	2	9	5	0	0	23
3-2 「和」を尊重する暮らしの形成	3	5	3	5	6	0	2	24
3-3 「安心」の健康福祉の実現	0	6	0	10	6	0	0	22
4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり	1	2	1	4	5	3	2	18
4-2 「安全」な生活と交通の確保	0	5	0	2	2	0	0	9
4-3 地域主権を拓く「行政経営」	1	6	1	4	0	0	0	12
計(再掲含む)	15	44	13	51	45	11	9	188
		108						
計(再掲除く)	(14)	(40)	(13)	(44)	(37)	(6)	(7)	(161)
		(97)						

### 3 主な取組の進捗状況

#### <戦略別 主な取組の進捗状況>

戦 略	主な取組の進捗状況区分			
	◎	○	●	計
1 「命」を守る危機管理	3	41	2	46
2-1 「有徳の人」づくり	4	22	2	28
2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり	1	51	0	52
3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造	10	50	1	61
3-2 「和」を尊重する暮らしの形成	3	40	2	45
3-3 「安心」の健康福祉の実現	10	79	2	91
4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり	0	27	0	27
4-2 「安全」な生活と交通の確保	1	15	1	17
4-3 地域主権を拓く「行政経営」	0	11	0	11
計(再掲含む)	32	336	10	378
計(再掲除く)	(31)	(328)	(9)	(368)

### 4 主な取組の事業費

#### <戦略別 主な取組の決算・予算額推移>

(単位:億円)

戦 略	決算額			当初予算額	計
	H22	H23	H24	H25	
1 「命」を守る危機管理	376	371	432	430	1,609
2-1 「有徳の人」づくり	21	30	38	90	179
2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり	27	29	33	30	119
3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造	197	210	170	230	807
3-2 「和」を尊重する暮らしの形成	8	18	31	30	87
3-3 「安心」の健康福祉の実現	284	335	268	270	1,157
4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり	120	165	214	230	729
4-2 「安全」な生活と交通の確保	54	56	64	50	224
4-3 地域主権を拓く「行政経営」	10	10	10	10	40
計	1,097	1,224	1,260	1,370	4,951

## 5 数値目標達成状況一覧

政策(施策)分野	数値目標	基準値	H23評価		H24評価		H25評価		H25目標(※)
			現状値	達成状況	現状値	達成状況	現状値	達成状況	
<b>1 「命」を守る危機管理</b>									
<b>1 減災力の強化</b>									
(1) 危機管理体制の強化	危機管理全般に対する一元的な管理体制を構築している市町の割合	(H22年度) 43%	(H23年4月) 69%	<b>B+</b>	(H24年4月) 69%	<b>B</b>	(H25年4月) 69%	<b>B-</b>	100%
	地震関連情報等一斉配信システムに登録している県職員の割合	(H22年11月) 86%	(H23年4月) 93.0%	<b>B+</b>	(H24年4月) 94.7%	<b>B+</b>	(H25年4月) 94.8%	<b>B-</b>	100%
(2) 東海地震等地震災害・火山災害対策	東海地震で想定される死者数(第3次地震被害想定 約5,900人)	(H20年度) △1,521人	今後公表	-	今後公表	-	今後公表	-	(H27年度) 半減
	住宅の耐震化率	(H20年度) 79.3%	今後公表	-	今後公表	-	今後公表	-	(H27年度) 90%
(3) 火災予防・救急救助対策	住宅用火災警報器の整備率	(H21年) 60%	(H22年) 65%	<b>B-</b>	(H23年) 65%	<b>B-</b>	(H24年) 70%	<b>B-</b>	100%
	救急隊が現場に到着してから、傷病者を医療機関に収容するまでの時間	(H21年) 25.6分	(H22年) 26.6分	<b>C</b>	(H23年) 26.7分	<b>C</b>	(H23年) 26.7分	<b>C</b>	20分
(4) 原子力発電所の安全対策	人為的ミスによる事故の発生件数	-	(H22年度) 2件	<b>C</b>	(H23年度) 0件	<b>B+</b>	(H24年度) 0件	<b>B+</b>	0件
	事故・トラブルに関する情報公開率	-	(H22年度) 100%	<b>B+</b>	(H23年度) 100%	<b>B+</b>	(H24年度) 100%	<b>B+</b>	100%
(5) 国民保護対策	静岡県国民保護計画の認知度	(H19年度) 36%	今後公表	-	今後公表	-	今後公表	-	50%
(6) 健康危機対策	結核等の感染症の集団発生件数(再掲3-3-2(4))	(H21年度) 1件	(H22年度) 0件	<b>B+</b>	(H23年度) 1件	<b>B</b>	(H24年度) 0件	<b>B+</b>	0件
	人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数	(H21年度) 20.0人	(H22年度) 15.5人	<b>B+</b>	(H23年度) 17.9人	<b>B-</b>	(H24年度) 21.1人	<b>C</b>	10人以下
	レジオネラ症等患者発生原因施設の割合	(H21年度) 0%	(H22年度) 6.3%	<b>B-</b>	(H23年度) 0%	<b>B+</b>	(H24年度) 0%	<b>B+</b>	0%
	薬物乱用者数	(H21年) 581人	(H22年) 528人	<b>B+</b>	(H23年) 537人	<b>B</b>	(H24年) 517人	<b>B</b>	年間 500人以下
(7) その他の危機事案への対策	各種危機事案発生に対応した行動計画等の策定率	-	今後公表	-	100%	<b>B+</b>	100%	<b>B+</b>	100%
<b>2 地域防災力の充実・強化</b>									
(1) 組織力の強化	自主防災組織の活動が「活発である」と答える県民の割合	(H21年度) 75.8%	今後公表	-	(H23年度) 73.7%	<b>C</b>	(H23年度) 73.7%	<b>C</b>	85%
(2) 人材の育成	地域防災力強化人材育成研修修了者	(H21年度) 1,295人	(H22年度) 1,360人	<b>A</b>	(H22~23年度累計) 3,087人	<b>A</b>	(H22~24年度累計) 5,243人	<b>B+</b>	H22~25年度累計 (H24新)6,300人 (現)4,800人
	ふじのくに防災に関する知事認証取得者	(H21年度までの累計) 965人	(H22年度) 486人	<b>A</b>	(H22~23年度累計) 1,241人	<b>A</b>	(H22~24年度累計) 2,460人	<b>A</b>	H22~25年度累計 (H24新)2,400人 (現)1,400人
(3) 資機材等の整備	市町等からの資機材等の整備要望に対する充足率	(H21年度) 100%	(H22年度) 100%	<b>B+</b>	(H23年度) 100%	<b>B+</b>	(H24年度) 100%	<b>B+</b>	100%
<b>3 防災力の発信</b>									
防災力の発信	韓国、台湾との相互応援協定の締結	-	(H22年度) 着実な推進	<b>B</b>	(H23年度) 着実な推進	<b>B</b>	(H24年度) 着実な推進	<b>B</b>	H25年度までに 締結
<b>4 災害に強い地域基盤の整備</b>									
(1) 地震に強い基盤整備	東海地震で想定される死者数(第3次地震被害想定 約5,900人)(再掲1-1(2))	(H20年度) △1,521人	今後公表	-	今後公表	-	今後公表	-	(H27年度) 半減
(2) 風水害に強い基盤整備	風水害による死者数	(H21年度) 0人	(H22年度) 0人	<b>B+</b>	(H23年度) 0人	<b>B+</b>	(H24年度) 0人	<b>B+</b>	0人
(3) 土砂災害に強い基盤整備	土砂災害による死者数	(H21年度) 0人	(H22年度) 0人	<b>B+</b>	(H23年度) 1人	<b>B-</b>	(H24年度) 0人	<b>B+</b>	0人

※基本計画策定後、平成23年度の総合計画評価の結果目標値を上方修正したものを(H23新)、平成24年度の総合計画評価の結果目標値を上方修正したものを(H24新)として、上方修正後の目標値を記載する。

政策(施策)分野	数値目標	基準値	H23評価		H24評価		H25評価		H25目標
			現状値	達成状況	現状値	達成状況	現状値	達成状況	

## 2-1 「有徳の人」づくり

### 1 心と体の調和した人間形成の基礎づくり

(1) 家庭の教育力の向上	それぞれの家庭で「家庭の日」を設けている県民の割合	—	今後公表	—	(H23年度) 52.2%	<b>A</b>	(H24年度) 50.9%	<b>B</b>	(H24新)62% (現)50%
(2) 幼児教育の充実	学校関係者評価を実施し、結果を公表している幼稚園の割合	公立 (H20年度) 28.8% 私立 (H21年度) 42.0%	公立 (H22年度) 56.4% 私立 (H22年度) 50.9%	<b>B</b>	公立 (H23年度) 62.6% 私立 (H23年度) 62.4%	<b>B</b>	公立 (H24年度) 61.5% 私立 (H24年度) 74.9%	<b>B-</b>	公立 80% 私立 80%

### 2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり

(1) 徳のある人間性の育成	「困っている人がいるときは手助けをす る」と答える児童生徒の割合	(H21年度) 小 80.9% 中 77.9% 高 72.8%	(H22年度) 小 82.6% 中 78.3% 高 76.6%	<b>B</b>	(H23年度) 小 87.0% 中 84.7% 高 86.3%	<b>A</b>	(H24年度) 小 87.2% 中 86.6% 高 87.7%	<b>B+</b>	(H24新) 小 89% 中 87% 高 88% (現) 小 85% 中 83% 高 80%
(2) 健やかで、たくましい心 身の育成	「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合	(H21年度) 小 89.9% 中 84.2% 高 82.2%	(H22年度) 小 89.4% 中 84.8% 高 81.5%	<b>C</b>	(H23年度) 小 89.7% 中 82.8% 高 80.6%	<b>C</b>	(H24年度) 小 88.7% 中 83.1% 高 82.4%	<b>C</b>	小 93% 中 90% 高 87%
	新体力テストで全国平均を上回る種目の 割合	(H21年度) 小 93.8% 中 94.4% 高 94.4%	(H22年度) 小 88.5% 中 98.1% 高 92.6%	<b>C</b>	(H23年度) 小 81.3% 中 88.9% 高 94.4%	<b>C</b>	(H24年度) 小 86.5% 中 81.5% 高 94.4%	<b>C</b>	小 100% 中 100% 高 100%
(3) 「確かな学力」の育成	「授業が分かる」と答える児童生徒の割合	(H21年度) 小 87.7% 中 69.2% 高 61.6%	(H22年度) 小 88.5% 中 75.1% 高 65.5%	<b>B+</b>	(H23年度) 小 86.0% 中 70.2% 高 64.0%	<b>B</b>	(H24年度) 小 88.0% 中 71.3% 高 65.6%	<b>B-</b>	小 90% 中 75% 高 67%
	全国規模の学力調査で、全国平均を上回 る科目の割合	(H21年度) 75.0%	(H22年度) 62.5%	<b>C</b>	(H22年度) 62.5%	<b>C</b>	(H24年度) 50.0%	<b>D</b>	100%
(4) 特別支援教育の充実	特別な支援が必要な幼児児童生徒のた めの個別の指導計画を作成している学校 の割合	(H21年度) 幼 71.7% 小中 87.7% 高 13.3%	(H22年度) 幼 70.7% 小中 89.1% 高 16.5%	<b>C</b>	(H23年度) 幼 75.5% 小中 90.3% 高 11.3%	<b>B-</b>	(H24年度) 幼 75.0% 小中 91.5% 高 18.6%	<b>B-</b>	幼 85% 小中 93% 高 50%
(5) 魅力ある学校づくりの推 進	「学校生活に満足している」と答える児童 生徒の割合	(H21年度) 公立小 85.8% 公立中 72.6% 公立高 63.9% 私立高 56.2%	(H22年度) 公立小 86.3% 公立中 74.1% 公立高 65.6% 私立高 63.7%	<b>B</b>	(H23年度) 公立小 81.0% 公立中 71.9% 公立高 66.5% 私立高 66.7%	<b>B-</b>	(H24年度) 公立小 83.6% 公立中 73.4% 公立高 68.4% 私立高 72.0%	<b>B-</b>	公立小 90% 公立中 80% 公立高 70% 私立高 70%
	「信頼できる先生がいる」と答える児童生 徒の割合	(H21年度) 公立小 84.7% 公立中 67.2% 公立高 57.6%	(H22年度) 公立小 85.4% 公立中 66.4% 公立高 60.1%	<b>C</b>	(H23年度) 公立小 86.8% 公立中 63.9% 公立高 62.8%	<b>B-</b>	(H24年度) 公立小 85.7% 公立中 68.1% 公立高 64.1%	<b>B-</b>	公立小 90% 公立中 90% 公立高 90%
(6) 安全・安心な教育環境 の確保	学校施設の耐震化率	(H21年度) 市町立小中 94.2% 県立高 94.2% 私立高 82.4%	(H22年度) 市町立小中98.2% 県立高95.4% 私立高84.7%	<b>B</b>	(H23年度) 市町立小中98.8% 県立高99.8% 私立高85.8%	<b>B</b>	(H24年度) 市町立小中99.2% 県立高100.0% 私立高 88.0%	<b>B</b>	市町立小中 100% 県立高 100% 私立高 100%
	児童生徒の年間交通事故死傷者数	(H21年) 3,803人	(H22年) 4,191人	<b>C</b>	(H23年) 3,993人	<b>C</b>	(H24年) 3,966人	<b>C</b>	3,400人以下

政策(施策)分野	数値目標	基準値	H23評価		H24評価		H25評価		H25目標
			現状値	達成状況	現状値	達成状況	現状値	達成状況	

### 3 生涯学習を支える社会づくり

(1)	生涯にわたり学び続ける環境づくり	余暇時間に学習した人の割合	(H21年) 46.9%	(H22年) 45.8%	C	(H22年) 45.8%	C	(H24年) 47.5%	B-	50%
(2)	地域の教育力の向上	地域で子どもをはぐくむ活動に積極的に参加した人の割合	(H21年度) 12.7%	(H23県政世論調査) 11.8%	C	(H24県政世論調査) 11.3%	C	(H25県政世論調査) 9.1%	C	20%
(3)	青少年の健全育成	「自分が日常接する青少年の規範意識が高まっている」と感じる県民の割合	(H21年度) 9.7%	(H23県政世論調査) 12.5%	B+	(H24県政世論調査) 8.4%	C	(H25県政世論調査) 10.2%	A	10%
(4)	高等教育機能の充実と学術の振興	「大学の教育内容に満足している」と答える大学生の割合	-	今後公表	-	(H23年度) 69.5%	B+	(H23年度) 69.5%	B+	70%
		県内大学院収容率	(H21年) 8.5%	(H22年) 8.6%	C	(H23年) 8.5%	C	(H24年) 8.0%	D	10%
		県内の高等教育機関が行った受託研究・共同研究の件数と金額	(H21年度) 675件 27億円	(H22年度) 679件 24億円	C	(H23年度) 725件 27億円	B+	(H24年度) 693件 21億円	C	720件 30億円
		県内の高等教育機関が開催した公開講座・シンポジウムの参加人数	(H21年度) 19,478人	(H22年度) 20,081人	B	(H23年度) 23,185人	A	(H24年度) 29,961人	A	(H24新)24,000人 (現)22,000人

## 2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり

### 1 多彩な文化の創出と継承

(1)	地域の多彩で魅力的な文化の創造と発信	1年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合	(H21年) 61.8%	今後公表	-	今後公表	-	(H24) 63.3%	C	90%
		1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合	(H21年) 19.6%	今後公表	-	今後公表	-	(H24) 20.2%	C	50%
		県内で活動するアートNPOの団体数	(H21年度) 219団体	(H22年度) 236団体	A	(H23年度) 249団体	A	(H24年度) 263団体	A	現状よりも向上
(2)	富士山の後世への継承	富士山世界文化遺産登録の早期実現	-	(H22年度) 着実な推進	B	(H23年度) 着実な推進	B	(H24年度) 着実な推進	A	早期
		富士山に関心のある人の割合	-	(H23県政世論調査) 79.9%	B	(H24県政世論調査) 78.2%	B-	(H25県政世論調査) 79.6%	B-	100%
(3)	伝統・歴史に培われた文化の継承	遺跡や富士山等の名勝地、歴史のある神社仏閣、歴史的町並み、美術工芸品などの文化財に関心のある人の割合	(H21年度) 70.0%	(H22年度) 68.9%	C	(H23年度) 69.3%	C	(H24年度) 69.1%	C	75%

### 2 スポーツに親しみ技量を高める環境づくり

(1)	スポーツに親しみ環境づくり	成人の週1回以上のスポーツ実施率	(H21年) 44.5%	(H22年) 40.1%	C	(H23年) 37.8%	C	(H24年) 41.9%	C	50%
		市町における地域スポーツクラブの設置数	(H21年) 19市町 44クラブ	(H22年) 24市町 53クラブ	B	(H23年) 24市町 56クラブ	B-	(H24年) 26市町 61クラブ	B-	全市町に1つ以上
		スポーツ施設利用者数(水泳場、武道館それぞれの利用者数)	(H21年) 水泳場 265,671人 武道館 263,395人	(H22年) 水泳場 261,766人 武道館 260,199人	C	(H23年) 水泳場 241,187人 武道館 257,791人	C	(H24年) 水泳場 214,493人 武道館 284,822人	B-	年間 27万人
(2)	競技力の向上	国民体育大会における総合成績	(H21年) 21位	(H22年) 17位	B	(H23年) 22位	C	(H24年) 14位	B-	8位
		オリンピック出場本県関係選手数	(H20年) 夏季14人 (H22年) 冬季2人	今後公表	-	(H24年) 夏季14人 冬季-	-	(H24年) 夏季14人 冬季-	-	20人
(3)	スポーツを活用した交流促進	「スポーツを通じた交流が行われている」と答える県民の割合	(H22年) 37.7%	今後公表	-	(H23年) 49.3%	B+	(H24年) 44.5%	B-	50%

政策(施策)分野	数値目標	基準値	H23評価		H24評価		H25評価		H25目標
			現状値	達成状況	現状値	達成状況	現状値	達成状況	

### 3 多文化共生と新たな地域外交の推進

(1)	多文化共生社会の形成	外国語ボランティアバンク登録者数	(H21年) 876人	(H22年) 812人	<b>C</b>	(H23年) 889人	<b>B-</b>	(H24年) 973人	<b>B+</b>	1,000人
(2)	留学生支援の推進	外国人留学生数	(H21年5月) 1,601人	(H22年5月) 1,576人	<b>C</b>	(H23年5月) 1,589人	<b>C</b>	(H24年5月) 1,439人	<b>D</b>	2,500人
(3)	国際協力の推進	青年海外協力隊累積派遣者数	(H21年度) 1,172人	(H22年度) 1,224人	<b>B</b>	(H23年度) 1,262人	<b>B</b>	(H24年度) 1,303人	<b>B</b>	1,350人
(4)	国際交流の促進	県及び県内市町の国際交流協定提携数	(H21年度) 63件	(H22年度) 68件	<b>A</b>	(H23年度) 70件	<b>B</b>	(H24年度) 79件	<b>B+</b>	(H23新)80件 (当初)68件

### 4 交流を支えるネットワークの充実

(1)	広域交通ネットワークの充実	国内旅客輸送人員	(H20年度) 26億7,900万人 (3億4,400万人)	今後公表	-	(H22年度) -	<b>C</b>	(H22年度) -	<b>C</b>	27億人 (3億5,000万人)	
		富士山静岡空港の就航地域数等	(H21年度) 8地域	(H22年度) 9地域	-	(H23年度) 8地域	-	(H24年度) 8地域	-	10地域	
			(定期便)	16地域	26地域	<b>C</b>	19地域	<b>C</b>	13地域	<b>D</b>	20地域
			(チャーター便)	158便	226便	-	111便	-	72便	-	200便
		(小型機)	402機	370機	-	353機	-	532機	-	500機	
		富士山静岡空港の利用者数	(H21年度) 53万人	(H22年度) 55.5万人	<b>C</b>	(H23年度) 41万人	<b>C</b>	(H24年度) 44.7万人	<b>D</b>	70万人	
富士山静岡空港の貨物取扱量	(H21年度) 86t	(H22年度) 201t	<b>C</b>	(H23年度) 501t	<b>B-</b>	(H24年度) 585t	<b>D</b>	3,000t			
(2)	地域交通ネットワークの充実	輸出・輸入コンテナ取扱個数 (再掲4-1-3(3))	(H21年) 34.1万TEU	(H22年) 40.4万TEU	<b>B-</b>	(H23年) 43.4万TEU	<b>C</b>	(H24年) 43.8万TEU	<b>C</b>	78.7万TEU	
		国内旅客輸送人員 (再掲2-2-4(1)、4-1-3(1))	(H20年度) 26億7,900万人 (3億4,400万人)	今後公表	-	(H22年度) -	<b>C</b>	(H22年度) -	<b>C</b>	27億人 (3億5,000万人)	
		中心都市等への30分行動圏人口カバー率 (再掲4-1-3(2))	(H21年度) 87.2%	(H22年度) 88.4%	<b>B</b>	(H23年度) 88.4%	<b>B</b>	(H24年度) 93.2%	<b>A</b>	92.8%	
(3)	情報通信ネットワークの充実	光ファイバ網世帯カバー率	(H21年度末) 83.4%	(H22年度末) 84.4%	<b>B</b>	(H23年度末) 85.0%	<b>B</b>	(H24年度末) 85.8%	<b>B+</b>	86%	

### 5 誰をも惹きつけ、もてなす魅力づくり

(1)	おもてなし日本一の基盤づくり	静岡県へ再び訪れたいと強く感じる旅行者の割合	(H21年度) 56%	今後公表	-	今後公表	-	(H24年度) 62.7%	<b>A</b>	60%
(2)	空港を活かした地域の魅力づくり	富士山静岡空港の見学者等	(H21年度) 約105万人	(H22年度) 84.4万人	<b>B</b>	(H23年度) 約60.5万人	<b>C</b>	(H24年度) 62.0万人	<b>C</b>	100万人以上
(3)	世界に誇れる観光ブランドの創出	観光交流客数	(H21年度) 1億4,075万人	(H22年度) 1億3,843万人	<b>C</b>	(H23年度) 1億2,966万人	<b>C</b>	(H24速報値) 1億3,824人	<b>C</b>	1億5千万人
		宿泊客数	(H21年度) 1,723万人	(H22年度) 1,694万人	<b>C</b>	(H23年度) 1,684万人	<b>C</b>	(H24速報値) 1,807万人	<b>B-</b>	1,900万人
(4)	国際観光地の形成	外国人延べ宿泊者数	(H21年) 37.2万人	(H22年) 60.1万人	<b>A</b>	(H23年) 27.4万人	<b>C</b>	(H24年) 47.4万人	<b>C</b>	(H23新)84万人 (当初)55.8万人
(5)	新しいツーリズムの推進	ニューツーリズム旅行商品を造成した事業主体数	(H22年3月) 255社	今後公表	-	今後公表	-	(H25年3月) 290社	<b>B+</b>	300社

政策(施策)分野	数値目標	基準値	H23評価		H24評価		H25評価		H25目標
			現状値	達成状況	現状値	達成状況	現状値	達成状況	

### 6 多様な交流の拡大と深化

(1)	MICEの誘致促進	県が支援した国際会議及びインセンティブ旅行の誘致件数	(H21年度) 3件	(H22年度) 8件	<b>B</b>	(H23年度) 6件	<b>C</b>	(H24年度) 1件	<b>C</b>	年間 20件
(2)	農山漁村地域の魅力を 活用した交流促進	都市農村交流人口	(H20年度) 15,433千人	(H22年度) 15,767千人	<b>B-</b>	(H23年度) 15,608千人	<b>B-</b>	(H24年度) 15,899千人	<b>B-</b>	22,000千人
		農山村交流ビジネスによる販売額	(H20年度) 137億円	(H22年度) 146億円	<b>B</b>	(H23年度) 140億円	<b>B-</b>	(H24年度) 140億円	<b>B-</b>	165億円
(3)	広域交流と連携の促進	外国人延べ宿泊者数 (再掲2-2-5(4))	(H21年) 37.2万人	(H22年) 60.1万人	<b>A</b>	(H23年) 27.4万人	<b>C</b>	(H24年) 47.4万人	<b>C</b>	(H23新)84万人 (当初)55.8万人
		富士山静岡空港の利用者数 (再掲2-2-4(1)、4-1-3(4))	(H21年度) 53万人	(H22年度) 55.5万人	<b>C</b>	(H23年度) 41万人	<b>C</b>	(H24年度) 44.7万人	<b>D</b>	70万人
		富士山静岡空港の就航地域数等 (再掲2-2-4(1)、4-1-3(4))(定期便) (チャーター便)	(H21年度) 8地域	(H22年度) 9地域	<b>C</b>	(H23年度) 8地域	<b>C</b>	(H24年度) 8地域	<b>D</b>	10地域
		(小型機)	16地域	26地域		19地域		13地域		20地域
		158便	226便	11便	72便	200便				
		402機	370機	353機	532機	500機				
(4)	学住一体のまちづくり	まちづくりのための活動をした若者の割合	(H18年) 6.3%	今後公表	-	(H23年) 7.3%	<b>C</b>	(H23年) 7.3%	<b>C</b>	15%
(5)	家・庭一体の考え方を取り 入れた移住・定住の促進	移住・定住者数(市町、団体の取組によっ て県内に移住・定住した者の人数)	(H21年度) 43人	(H21~22年度累計) 120人	<b>B+</b>	(H21~23年度累計) 157人	<b>B</b>	(H21~24年度累計) 280人	<b>B</b>	H21~25年度 累計 350人
		移住・定住に取り組んでいる団体数	(H21年度) 8団体	(H22年度) 14団体	<b>B+</b>	(H23年度) 18団体	<b>B+</b>	(H24年度) 29団体	<b>A</b>	18団体

### 3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造

#### 1 新結合による「場力」の向上

新結合による「場力」の 向上	6次産業化等の新規取組件数	-	(H22年度) 83件	<b>B+</b>	(H22~23年度累計) 217件	<b>A</b>	(H22~24年度累計) 347件	<b>B+</b>	H22~25年度累計 (H24新)400件 (現)250件
	地産地消率(量販店等での県産青果物の シェア)	(H21年) 21%	(H22年) 27%	<b>B+</b>	(H23年) 33%	<b>B+</b>	(H24年) 32%	<b>B+</b>	30%
	農林水産業の新規就業者数	(H21年度) 327人	(H22年度) 395人	<b>B+</b>	(H23年度) 415人	<b>B+</b>	(H24年度) 470人	<b>A</b>	450人/年

#### 2 次世代産業の創出

(1)	ふじのくに新産業創出プ ロジェクトの推進	静岡新産業集積クラスターにおける事業 化件数	-	(H22年度) 19件	<b>B-</b>	(H23年度) 累計35件	<b>B-</b>	(H22~24年度累計) 累計72件	<b>B-</b>	累計 210件
		新成長分野の取組件数 (新成長分野の経営革新計画の新規承 認件数)	-	(H22年度) 78件	<b>B</b>	(H22~23年度累計) 164件	<b>B-</b>	(H22~24年度累計) 284件	<b>B</b>	H22~25年度 累計 400件
(2)	企業立地の促進	企業立地件数	(H21年) 44件	(H22年) 41件	<b>C</b>	(H23年) 37件	<b>C</b>	(H24年) 73件	<b>B-</b>	100件/年

#### 3 活気ある地域産業の振興

(1)	中小企業の経営力強化	中小企業の経営革新計画承認件数(累 計)	(H21年度末) 2,172件	(H22年度末) 2,678件	<b>B+</b>	(H23年度末) 3,092件	<b>B+</b>	(H24年度末) 3,496件	<b>B+</b>	3,500件
(2)	県内産業の国際化支援	県内本社企業の海外展開事業所数	(H22.4.1) 962事業所	(H23.4.1) 1,006事業所 (44事業所増)	<b>B</b>	(H24.4.1) 1,066事業所 (60事業所増)	<b>B+</b>	(H24.4.1) 1,066事業所 (60事業所増)	<b>B+</b>	年間30事業所の増
(3)	地域を支える魅力ある サービス産業と商業の振 興	コミュニティビジネスに新たに 取り組む事業者数	-	(H22年度) 8者	<b>B-</b>	(H22~23年度累計) 26者	<b>B-</b>	(H22~24年度累計) 46者	<b>B-</b>	H22~25年度 累計 100者
		良質な商品、環境、サービスを提供する 魅力ある個店の登録件数	-	(H23年6月) 累計121件	<b>B</b>	(H22~23年度累計) 343件	<b>B+</b>	(H22~24年度累計) 400件	<b>A</b>	H22~25年度 累計 400件
(4)	ものづくりを支える技能 の継承	若年者ものづくり競技大会の出場者数、 入賞率	(H21年度) 11人 9.1%	(H22年度) 9人 0%	<b>C</b>	(H23年度) 10人 10.0%	<b>B-</b>	(H24年度) 7人 0%	<b>C</b>	12人 50%
		技能五輪全国大会の出場者数、入賞率	(H21年度) 44人 27.3%	(H22年度) 31人 25.8%	<b>C</b>	(H23年度) 52人 25.0%	<b>B-</b>	(H24年度) 30人 36.7%	<b>B-</b>	45人 50%

政策(施策)分野	数値目標	基準値	H23評価		H24評価		H25評価		H25目標
			現状値	達成状況	現状値	達成状況	現状値	達成状況	

#### 4 生きる力の源となる農林水産業の強化

(1)	安全で良質・多彩な農産物の生産力の向上と魅力ある農山村づくり	農ビジネス販売額(農業者(法人を含む)の農産物産出額と加工・販売金額等の合計)	(H20年) 2,741億円	今後公表	-	(H22年) 2,665億円	<b>C</b>	(H23年) 2,753億円	<b>B-</b>	3,200億円
		農ビジネス販売額に占めるビジネス経営体販売額シェア	(H20年) 22.7%	今後公表	-	(H22年) 24.4%	<b>B-</b>	(H23年) 24.7%	<b>B-</b>	35%
(2)	県産材の需要と供給の一体的な創造	木材生産量	(H21年) 265,000m <sup>3</sup>	(H22年) 251,000m <sup>3</sup>	<b>C</b>	(H23年) 282,000m <sup>3</sup>	<b>B-</b>	(H24年) 276,000m <sup>3</sup>	<b>B-</b>	450,000m <sup>3</sup>
(3)	魚食文化をはぐくむ水産業の構築	漁業生産量全国シェア	(H20年) 3.6%	今後公表	-	(H22年) 4.0%	<b>B+</b>	(H23年) 4.2%	<b>B+</b>	4.0%

#### 5 誰もが活躍できる就業環境の実現

(1)	産業施策と連動した雇用の創出と様々なニーズに応じた就業支援	県内高校・大学新規卒業者の就職内定率	(H21年度) 高校 99.1% 大学 89.2%	(H22年度) 高校 99.4% 大学 86.9%	<b>C</b>	(H23年度) 高校 99.5% 大学 89.6%	<b>B-</b>	(H24年度) 高校 99.6% 大学 90.8%	<b>B-</b>	高校 100% 大学 100%
		障害者雇用率	(H21年度) 1.65%	(H22年度) 1.68%	<b>B</b>	(H23年度) 1.61%	<b>C</b>	(H24年度) 1.65%	<b>C</b>	(H24新)2.0% (現)1.8%
(2)	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	年間所定外労働時間	(H20年) 173時間	今後公表	-	(H22年) 174時間	<b>C</b>	(H23年) 179時間	<b>C</b>	134時間以内
		育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	(H20年度) 84.3%	今後公表	-	(H23年度) 74.4%	<b>C</b>	(H24年度) 74.4%	<b>C</b>	100%
(3)	「ものづくり」と「ものづくりを支える人材」の育成	技能検定合格者数	(H21年度) 3,756人	(H22年度) 3,495人	<b>C</b>	(H23年度) 3,443人	<b>C</b>	(H24年度) 3,476人	<b>C</b>	4,700人
		県立担い手養成施設の卒業者等の就業率	(H21年度) 87.8%	(H22年度) 94.1%	<b>B+</b>	(H23年度) 97.8%	<b>B+</b>	(H24年度) 97.4%	<b>B</b>	100%
		県実施の離転職者訓練受講者の就職率[訓練修了3か月後]	(H21年度) 60.0%	(H22年度) 65.7%	<b>B</b>	(H23年度) 70.4%	<b>B</b>	(H24年度) 72.0%	<b>B-</b>	80%

### 3-2 「和」を尊重する暮らしの形成

#### 1 快適な暮らし空間の実現

(1)	豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりの推進	世帯数に応じた望ましい住宅面積水準の達成率	(H20年) 60%	今後公表	-	今後公表	-	今後公表	-	66%
		住宅及び住環境に対して満足している人の割合	(H15年) 70.6%	今後公表	-	今後公表	-	今後公表	-	75%
(2)	良好な生活環境の確保	河川等の水質に係る環境基準(BOD、COD)の達成率	(H21年度) 95.8%	(H22年度) 95.0%	<b>C</b>	(H23年度) 88.3%	<b>C</b>	(H24年度) 92.5%	<b>C</b>	100%
		大気に係る環境基準(SO <sub>2</sub> 、NO <sub>2</sub> 、CO、SPM)の達成率	(H21年度) 100%	(H22年度) 100%	<b>B+</b>	(H23年度) 98.2%	<b>C</b>	(H24年度) 100%	<b>B+</b>	100%
		汚水処理人口普及率(再掲4-1-1(1))	(H21年度) 71.5%	(H22年度) 72.9%	<b>B</b>	(H23年度) 74.4%	<b>B-</b>	(H24年度) 75.3%	<b>B-</b>	79%
(3)	水循環の確保	水道水の安定供給日数	(H21年度) 359日	(H22年度) 329日	<b>B-</b>	(H23年度) 355日	<b>B-</b>	(H24年度) 362日	<b>B</b>	365日
(4)	動物愛護の推進	動物に関する苦情相談件数(うち苦情件数)(うち相談件数)	(H21年度) 12,190件 (3,780件) (8,410件)	(H22年度) 12,437件 (3,247件) (9,190件)	<b>C</b>	(H23年度) 12,454件 (2,684件) (9,770件)	<b>B-</b>	(H24年度) 11,665件 (2,611件) (9,054件)	<b>B-</b>	10,000件以下

#### 2 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進

(1)	自ら学び自立する消費者の育成	消費生活相談において消費者が自主的に交渉できるよう助言した割合	(H21年度) 84.4%	(H22年度) 82.8%	<b>C</b>	(H23年度) 80.5%	<b>C</b>	(H24年度) 74.8%	<b>C</b>	90%
(2)	安全な商品・サービスの提供による安心の確保	食の安全に対する県民の信頼度	(H21年度) 54.7%	(H23県政世論調査) 69.5%	<b>B+</b>	(H24県政世論調査) 68.8%	<b>B+</b>	(H25県政世論調査) 65.4%	<b>B</b>	66%
(3)	消費者被害の防止と救済	消費生活相談体制が確立された市町の割合	(H21年度) 48.6%	(H22年度) 60.0%	<b>B</b>	(H23年度) 60.0%	<b>C</b>	(H24年度) 62.9%	<b>B-</b>	100%

政策(施策)分野	数値目標	基準値	H23評価		H24評価		H25評価		H25目標
			現状値	達成状況	現状値	達成状況	現状値	達成状況	

### 3 地球を守る低炭素・循環型社会の構築

(1)	温室効果ガス排出削減の推進	県内の温室効果ガス(二酸化炭素等6種類)排出量の削減(平成2年度比)[森林吸収量を含む]	(H20年度) △10.8%	今後公表	-	今後公表	-	(H22年度) △13.7%	<b>B+</b>	△14%
(2)	エネルギーの有効利用の推進	新エネルギー等導入率(天然ガスコージェネレーションを含む)	(H21年度) 5.1%	(H22年度) 5.4%	<b>B</b>	(H23年度・暫定値) 6.4%	<b>B+</b>	(H23年度・暫定値) 6.4%	<b>B+</b>	7%
(3)	資源の循環利用の推進	一般廃棄物排出量(1人1日当たり)	(H20年度) 1,049g	今後公表	-	(H22年度) 975g	<b>B+</b>	(H23年度) 968g	<b>A</b>	974g以下
		産業廃棄物排出量	(H20年度) 11,993千t/年	今後公表	-	(H22年度) 11,424千t/年	<b>B+</b>	(H23年度) 11,412千t/年	<b>A</b>	11,624千t/年以下
		下水汚泥リサイクル率	(H21年度) 86.4%	(H22年度) 87.1%	<b>B</b>	(H23年度) 84.6%	<b>C</b>	(H24年度) 96.1%	<b>A</b>	90%

### 4 自然と調和する美しい景観の創造と保全

	自然と調和する美しい景観の創造と保全	「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う」人の割合	(H21年度) 68.4%	(H23県政世論調査) 77.0%	<b>B+</b>	(H24県政世論調査) 72.9%	<b>B</b>	(H25県政世論調査) 73.1%	<b>B-</b>	75%
		身近にある公園や歩道等の公共施設の花や緑の量を十分だと思う県民の割合	(H22年度) 53%	(H23県政世論調査) 50.6%	<b>C</b>	(H24県政世論調査) 51.9%	<b>C</b>	(H25県政世論調査) 48.0%	<b>C</b>	70%

### 5 自然との共生と次世代への継承

(1)	自然環境の保全と復元	生物多様性の確保に寄与する自然公園面積等の維持	(H21年度) 90,079ha	(H22年度) 90,079ha	<b>B</b>	(H23年度) 90,079ha	<b>B</b>	(H24年度) 90,079ha	<b>B+</b>	90,079ha
(2)	自然とのふれあいの推進	環境保全活動を実践している県民の割合	(H21年度) 76.7%	(H23県政世論調査) 79.5%	<b>B-</b>	(H24県政世論調査) 72.8%	<b>C</b>	(H25県政世論調査) 72.0%	<b>C</b>	100%

### 6 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり

(1)	多様な主体による協働の促進	NPO法人の事業費	(H20年度) 149億円	今後公表	-	(H22年度) 156億円	<b>B-</b>	(H23年度) 187億円	<b>B+</b>	年間 200億円
(2)	地域コミュニティの強化	県民の地域活動への参加状況	(H21年度) 80.5%	(H23県政世論調査) 77.1%	<b>C</b>	(H24県政世論調査) 75.5%	<b>C</b>	(H25県政世論調査) 73.1%	<b>C</b>	83%
(3)	ユニバーサルデザインの推進	誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合	(H21年度) 75.5%	(H23県政世論調査) 65.7%	<b>C</b>	(H24県政世論調査) 71.5%	<b>C</b>	(H25県政世論調査) 69.2%	<b>C</b>	90%
(4)	男女共同参画の推進	個性や能力を發揮できる機会が男女で差が無いと思う県民の割合	(H20年) 18.9%	(H23年7月) 34.3%	<b>B+</b>	(H24県政世論調査) 26.7%	<b>B-</b>	(H25県民意識調査) 32.8%	<b>B-</b>	50%
(5)	人権尊重の意識が定着した人権文化の推進	「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県」と感じる人の割合	(H20年) 30.5%	今後公表	-	(H24県政世論調査) 39.1%	<b>B-</b>	(H25県政世論調査) 42.0%	<b>B</b>	45.0%

## 3-3 「安心」の健康福祉の実現

### 1 安心して子どもを生み育てられる環境整備

(1)	地域や職場における子育ての支援	「自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすい」と感じている人の割合	(H21年度) 56.0%	(H23県政世論調査) 56.9%	<b>B-</b>	(H24県政世論調査) 57.4%	<b>B-</b>	(H25県政世論調査) 57.2%	<b>B-</b>	80%
		年間所定外労働時間(再掲3-1-5(2))	(H20年) 173時間	今後公表	-	(H22年) 174時間	<b>C</b>	(H23年) 179時間	<b>C</b>	134時間以内
		育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合(再掲3-1-5(2))	(H20年) 84.3%	今後公表	-	(H23年) 74.4%	<b>C</b>	(H23年度) 74.4%	<b>C</b>	100%
(2)	保育サービスの充実	保育所の待機児童数	(H22.4.1) 486人	(H23.4.1) 366人	<b>B</b>	(H24.4.1) 514人	<b>C</b>	(H25.4.1) 519人 (県所管97人) (静岡市分153人) (浜松市分269人)	<b>C</b>	0人
(3)	子どもや母親の健康の保持・増進	4歳以下の乳幼児10万人当たりの死亡数	(H17~21年度の平均) 66.3人	(H22年度) 55.3人	<b>B+</b>	(H23年度) 61.8人	<b>B-</b>	(H24年度) 53.6人	<b>B-</b>	45人以下
(4)	保護や支援を必要とする子どもと家庭への取組	虐待による死亡児童数	(H21年度) 1人	(H22年度) 1人	<b>B</b>	(H23年度) 1人	<b>B-</b>	(H24年度) 0人	<b>B+</b>	0人

政策(施策)分野	数値目標	基準値	H23評価		H24評価		H25評価		H25目標
			現状値	達成状況	現状値	達成状況	現状値	達成状況	

## 2 安心医療の提供と健康づくりの推進

(1)	医師、看護師等の医療人材の確保	壮年期(30歳～64歳)人口10万人当たり死亡数	(H21年) 253.6人	(H22年) 259.5人	<b>C</b>	(H23年) 256.4人	<b>C</b>	(H24年) 247.7人	<b>B-</b>	240.0人以下
(2)	質の高い医療の確保	病院機能評価認定病院の割合	(H21年度) 31.7%	(H22年度) 30.6%	<b>C</b>	(H23年度) 30.3%	<b>C</b>	(H24年度) 29.5%	<b>C</b>	50.0%
		壮年期(30歳～64歳)人口10万人当たり死亡数(再掲3-3-2(1)、(3)、(4))	(H21年) 253.6人	(H22年) 259.5人	<b>C</b>	(H23年) 256.4人	<b>C</b>	(H24年) 247.7人	<b>B-</b>	240.0人以下
(3)	静岡県立静岡がんセンター、静岡県立病院機構による高度専門医療の提供	静岡がんセンター患者満足度	(H21年度) 入院 97.8% 外来 96.7%	今後公表	-	今後公表	-	(H24年度) 入院 96.8% 外来 96.2%	<b>B+</b>	入院 95% 外来 95%
		県立3病院の各患者満足度 (入院)	(H21年度) 総合 93.2% こども 91.0%	(H22年度) 総合 92.6% こども 88.9%	<b>B</b>	(H23年度) 総合 89.5% こども 92.8%	<b>B</b>	(H24年度) 総合 95.8% こども 93.7%	<b>B+</b>	入院 90%
		(外来)	総合 83.4% こども 83.5% こども 90.2%	総合 80.5% こども 85.9% こども 86.7%		総合 86.7% こども 84.2% こども 86.2%		総合 90.9% こども 89.3% こども 90.9%		
		壮年期(30歳～64歳)人口10万人当たり死亡数(再掲3-3-2(1)、(2)、(4))	(H21年) 253.6人	(H22年) 259.5人	<b>C</b>	(H23年) 256.4人	<b>C</b>	(H24年) 247.7人	<b>B-</b>	240.0人以下
(4)	4大疾病等の対策と感染症の予防	壮年期(30歳～64歳)人口10万人当たり死亡数(再掲3-3-2(1)、(2)、(3))	(H21年) 253.6人	(H22年) 259.5人	<b>C</b>	(H23年) 256.4人	<b>C</b>	(H24年) 247.7人	<b>B-</b>	240.0人以下
		結核等の感染症の集団発生件数	(H21年度) 1件	(H22年度) 0件	<b>B+</b>	(H23年度) 1件	<b>B</b>	(H24年度) 0件	<b>B+</b>	0件
(5)	健康づくりの推進	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の推定数	(H20年度) 434,511人	今後公表	-	(H22年度) 6.4%減少 (406,506人)	<b>B+</b>	(H23年度) 4.1%減少 (416,878人)	<b>B-</b>	10%減少

## 3 障害のある人の自立と社会参加

(1)	ライフステージに応じた支援	自分の住んでいるまちが、安心して暮らせることだと思っている障害のある人の割合	(H21年度) 20.7%	今後公表	-	(平成24年度・速報値) 62.0%	<b>B+</b>	(平成24年度) 62.0%	<b>B+</b>	60%
(2)	自立と社会参加に向けた総合的支援	自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合	(H18年度) 20.2%	今後公表	-	(平成24年度・速報値) 45.4%	<b>B-</b>	(平成24年度) 45.4%	<b>B-</b>	70%
		障害者雇用率(再掲3-1-5(1))	(H21年度) 1.65%	(H22年度) 1.68%	<b>B</b>	(H23年度) 1.61%	<b>C</b>	(H24年度) 1.65%	<b>C</b>	(H24新)2.0% (現)1.8%

## 4 いきいき長寿社会の実現

(1)	健康でいきいきと暮らせる長寿県づくり	自立高齢者の割合	(H20年度) 86.1%	今後公表	-	今後公表	-	(H23年度) 85.1%	<b>C</b>	90%
(2)	地域に根ざした質の高い介護・福祉サービスの推進	介護サービス利用者の満足度	(H19年度) 77.4%	(H22年度) 79.1%	<b>B-</b>	(H22年度) 79.1%	<b>B-</b>	(H22年度) 79.1%	<b>B-</b>	90%

## 5 希望や自立につながるセーフティネットの整備

(1)	自立に向けた生活の支援	就労支援を行った生活保護受給者の就職率	(H21年度) 8.8%	(H22年度) 11.3%	<b>B</b>	(H23年度) 21.6%	<b>B+</b>	(H23年度) 21.6%	<b>B+</b>	20%
(2)	自殺対策の推進	自殺による死亡率の都道府県順位(本県の自殺者数)	(H21年) 低い方から8位 (804人)	(H22年) 低い方から21位 (854人)	<b>C</b>	(H23年) 低い方から17位 (832人)	<b>C</b>	(H24年) 低い方から16位 (751人)	<b>B-</b>	低い方から1位

### 4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

#### 1 活力ある多自然共生地域の形成

(1)	豊かで活力あふれる暮らしの形成	県民1人当たりの渋滞損失時間	(H20年度) 35.6時間/年	今後公表	-	今後公表	-	今後公表	-	(H28年度) 30時間/年
		汚水処理人口普及率	(H21年度) 71.5%	(H22年度) 72.9%	<b>B</b>	(H23年度) 74.4%	<b>B-</b>	(H24年度) 75.3%	<b>B-</b>	79%
(2)	美しさを重視した生活空間の形成	「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う」人の割合(再掲3-2-4)	(H21年度) 68.4%	(H23県政世論調査) 77.0%	<b>B+</b>	(H24県政世論調査) 72.9%	<b>B</b>	(H25県政世論調査) 73.1%	<b>B-</b>	75%

政策(施策)分野	数値目標	基準値	H23評価		H24評価		H25評価		H25目標
			現状値	達成状況	現状値	達成状況	現状値	達成状況	
(3) 農林水産業の新たな展開	農業に利用されている農地面積	(H21年) 71,400ha	(H22年) 70,800ha	<b>B-</b>	(H23年) 71,200ha	<b>B+</b>	(H24年) 71,200ha	<b>B+</b>	70,800ha
	森林の多面的機能発揮のため適正に管理されている森林面積	(H21年) 260,371ha	(H22年) 261,953ha	<b>B-</b>	(H23年) 266,610ha	<b>C</b>	(H24年) 247,290ha	<b>C</b>	324,000ha
	力強い産地づくりに向けた漁港の整備数	(H21年) 29港	(H22年) 30港	<b>B-</b>	(H23年) 34港	<b>B+</b>	(H24年) 34港	<b>B</b>	36港
(4) 新時代の魅力ある地域づくり	都市農村交流人口 (再掲2-2-6(2))	(H20年度) 15,433千人	(H22年度) 15,767千人	<b>B-</b>	(H23年度) 15,608千人	<b>B-</b>	(H24年度) 15,899千人	<b>B-</b>	22,000千人

## 2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造

(1) 豊かで活力あるまちづくり	日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合	(H21年度) 52.8%	(H23県政世論調査) 50.7%	<b>C</b>	(H24県政世論調査) 50.8%	<b>C</b>	(H25県政世論調査) 51.8%	<b>C</b>	60%
(2) 都市のリノベーション	用途地域内の土地区画整理事業完了率	(H21年度) 14.4%	(H22年度) 14.4%	<b>B-</b>	(H23年度) 14.7%	<b>B-</b>	(H24年度) 15.3%	<b>B+</b>	15.5%
	県民1人当たりの渋滞損失時間 (再掲4-1-1(1))	(H20年度) 35.6時間/年	今後公表	-	今後公表	-	今後公表	-	(H28年度) 30時間/年
(3) 緑と潤いのあるアメニティ空間の創出	都市計画区域内の1人当たり都市公園面積	(H20年度) 8.11㎡/人	今後公表	-	(H22年度) 8.22㎡/人	<b>B-</b>	(H23年度) 8.27㎡/人	<b>B-</b>	8.51㎡/人

## 3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充

(1) 陸・海・空を結ぶ交通ネットワークの構築	国内旅客輸送人員 (再掲2-2-4(1)、2-2-4(2))	(H20年度) 26億7,900万人 (3億4,400万人)	今後公表	-	(H22年度) -	<b>C</b>	(H22年度) -	<b>C</b>	27億人 (3億5,000万人)
(2) 道路網の強化	中心都市等への30分行動圏人口カバー率	(H21年度) 87.2%	(H22年度) 88.4%	<b>B</b>	(H23年度) 88.4%	<b>B</b>	(H24年度) 93.2%	<b>A</b>	92.8%
(3) 港湾機能の強化	輸出・輸入コンテナ取扱個数	(H21年) 34.1万TEU	(H22年) 40.4万TEU	<b>B-</b>	(H23年) 43.4万TEU	<b>C</b>	(H24年) 43.8万TEU	<b>C</b>	78.7万TEU
	穀物(トウモロコシ)取扱量	(H20年) 72万t	(H22年) 70.3万t	<b>B-</b>	(H23年) 71万t	<b>C</b>	(H24年) 64.5万t	<b>C</b>	(H32年) 81万t
(4) 空港機能の強化	富士山静岡空港の利用者数 (再掲2-2-4(1)、2-2-6(3))	(H21年度) 53万人	(H22年度) 55.5万人	<b>C</b>	(H23年度) 41万人	<b>C</b>	(H24年度) 44.7万人	<b>D</b>	70万人
	富士山静岡空港の就航地域数等 (再掲2-2-4(1)、2-2-6(3))(定期便) (チャーター便) (小型機)	8地域	9地域	<b>C</b>	8地域	<b>C</b>	8地域	<b>D</b>	10地域
		16地域	26地域		19地域		13地域		20地域
		158便	226便		111便		72便		200便
富士山静岡空港の貨物取扱量 (再掲2-2-4(1))	(H21年度) 86t	(H22年度) 201t	<b>C</b>	(H23年度) 501t	<b>B-</b>	(H24年度) 585t	<b>D</b>	3,000t	

## 4-2 「安全」な生活と交通の確保

### 1 官民協働による犯罪に強い社会づくり

(1) 防犯まちづくりの推進	刑法犯認知件数 (再掲4-2-3(1)、4-2-3(3))	(H21年) 41,069件	(H22年) 39,451件	<b>B+</b>	(H23年) 35,900件	<b>A</b>	(H24年) 32,396件	<b>B+</b>	(H24新)31,000件以下 (現)37,000件以下
(2) 犯罪被害者等に対する支援体制の確立	静岡県犯罪被害者支援連絡協議会の加盟機関数	(H21年度) 26機関	(H22年度) 27機関	<b>B-</b>	(H23年度) 28機関	<b>B-</b>	(H24年度) 32機関	<b>B+</b>	36機関

### 2 総合的な交通事故防止対策の推進

(1) 安全な交通社会を目指す取組の推進	交通事故の年間死者数	(H21年) 179人	(H22年) 165人	<b>B+</b>	(H23年) 164人	<b>B-</b>	(H24年) 155人	<b>B-</b>	140人以下
	交通(人身)事故の年間発生件数	(H21年) 35,878件	(H22年) 36,751件	<b>C</b>	(H23年) 37,238件	<b>C</b>	(H24年) 36,946件	<b>C</b>	34,000件以下
(2) 交通事故防止対策の推進	交通事故の年間死者数 (再掲4-2-2(1))	(H21年) 179人	(H22年) 165人	<b>B+</b>	(H23年) 164人	<b>B-</b>	(H24年) 155人	<b>B-</b>	140人以下
	交通(人身)事故の年間発生件数 (再掲4-2-2(1))	(H21年) 35,878件	(H22年) 36,751件	<b>C</b>	(H23年) 37,238件	<b>C</b>	(H24年) 36,946件	<b>C</b>	34,000件以下

政策(施策)分野	数値目標	基準値	H23評価		H24評価		H25評価		H25目標
			現状値	達成状況	現状値	達成状況	現状値	達成状況	

### 3 犯罪発生を抑える警察力の強化

(1) 犯罪対策の推進	刑法犯認知件数	(H21年) 41,069件	(H22年) 39,451件	<b>B+</b>	(H23年) 35,900件	<b>A</b>	(H24年) 32,396件	<b>B+</b>	(H24新)31,000件以下 (現)37,000件以下
(2) テロ等への的確な対応	テロ等の発生件数	(H21年) 0件	(H22年) 0件	<b>B+</b>	(H23年) 0件	<b>B+</b>	(H24年) 0件	<b>B+</b>	0件
(3) 警察活動基盤の強化	刑法犯認知件数 (再掲4-2-1(1)、4-2-3(1))	(H21年) 41,069件	(H22年) 39,451件	<b>B+</b>	(H23年) 35,900件	<b>A</b>	(H24年) 32,396件	<b>B+</b>	(H24新)31,000件以下 (現)37,000件以下

### 4-3 地域主権を拓く「行政経営」

#### 1 透明性の高い行政運営

透明性の高い行政運営	県政に関心がある県民の割合	(H21年度) 57.3%	(H23県政世論調査) 65.2%	<b>B+</b>	(H24県政世論調査) 62.7%	<b>B</b>	(H25県政世論調査) 62.2%	<b>B-</b>	66%
	県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合	(H21年度) 7.4%	(H23県政世論調査) 5.8%	<b>C</b>	(H24県政世論調査) 14.8%	<b>B-</b>	(H25県政世論調査) 14.5%	<b>B-</b>	20%

#### 2 効果的で能率的な行政運営

(1) 地域が自立できる行政体制の整備	県から市町への権限移譲対象法律数	(H21.4.1) 日本一 (120本)	(H23.4.1) 日本一 (128本)	<b>B+</b>	(H24.4.1) 日本一 (120本)	<b>B+</b>	(H25.4.1) 日本一 (124本)	<b>B+</b>	日本一
(2) 簡素で能率的な組織	人口1万人当たりの県・市町村職員数の全国順位	(H22.4.1) 7位 (62.51人)	今後公表	-	(H23.4.1) 6位 (61.10人)	<b>B</b>	(H24.4.1) 7位 (60.86人)	<b>B-</b>	5位以内
	同規模県(人口200万~500万人規模)と比較した人口1万人当たりの県職員数	(H22.4.1) 最少 (15.16人)	今後公表	-	(H23.4.1) 最少 (15.12人)	<b>B+</b>	(H24.4.1) 最少 (15.10人)	<b>B+</b>	常に最少
(3) 県民サービスの向上	指定管理者制度を導入している公の施設(25施設)の利用者数	(23施設H18~21年度平均) 約497万人	(H22年度) 約613万人	<b>B+</b>	(H23年度) 約621万人	<b>B+</b>	(H24年度) 約631万人	<b>B+</b>	600万人/年
	NPO法人の事業費(再掲3-2-6(1))	(H20年度) 149億円	今後公表	-	(H22年度) 156億円	<b>B-</b>	(H23年度) 187億円	<b>B+</b>	年間 200億円

#### 3 未来を見据えた戦略的な行政運営

(1) 次代を担う人材の育成	自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合	(H21年度) 54.9%	(H22年度) 55.7%	<b>B-</b>	(H23年度) 56.6%	<b>B-</b>	(H24年度) 55.6%	<b>B-</b>	60%
	中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合	(H21年度) 66.7%	(H22年度) 67.4%	<b>B-</b>	(H23年度) 63.9%	<b>C</b>	(H24年度) 73.4%	<b>B</b>	75%
(2) 将来にわたって安心な財政運営の堅持	富国・有徳の理想郷“ふじのくに”づくりの実現に必要な新規・拡充事業等のための財源の捻出	(H22年度当初予算) 187億円	(H22~23年度当初予算) 356億円	<b>B</b>	(H22~24年度当初予算) 503億円	<b>B</b>	(H22~25年度当初予算) 649億円	<b>A</b>	4年間で 600億円
	県自らがコントロールできる通常債の残高	(H21年度末) 1兆9,610億円	(H22年度末) 1兆9,100億円	<b>B+</b>	(H23年度末) 1兆8,643億円	<b>B+</b>	(H24年度末) 1兆8,248億円	<b>B+</b>	上限2兆円程度
(3) 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進	全職員の行財政改革に対する不断の取組(ひとり1改革運動の取組件数)	(H17~21年度平均) 14,024件	(H22年度) 14,597件	<b>B+</b>	(H23年度) 14,431件	<b>B+</b>	(H24年度) 15,063件	<b>B+</b>	14,000件/年



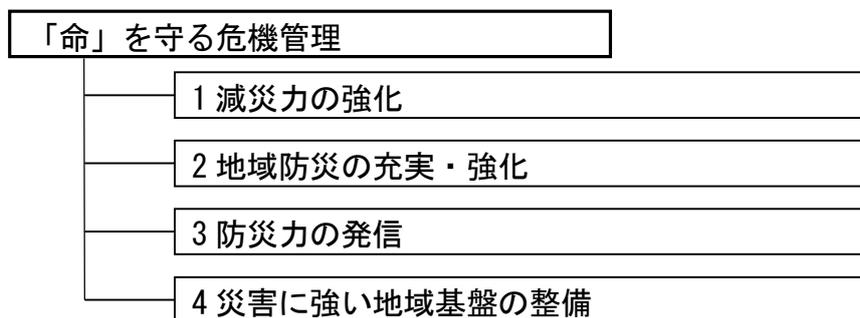
## 6 「戦略」・「戦略の柱」ごとの評価

### 1 「命」を守る危機管理

#### 1 戦略の目標と体系

減災力や地域防災力の充実強化を図るとともに、災害に強い地域基盤の整備など総合的な危機管理を推進し、災害や被害が発生した場合には、県、国、市町、住民、企業、関係団体が一丸となり総力をあげて、迅速かつ的確に応急対策を施し、早期の復旧・復興を図る。

さらに、これまで培ってきた防災対策のノウハウを国内外に発信し、国際貢献に努める一方、防災交流を通じて、本県の防災力をより一層強化する。

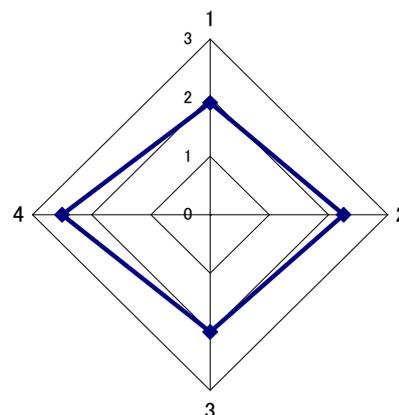


#### 2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B <sup>+</sup>	B	B <sup>-</sup>	C	D	—
1 減災力の強化		5	1	3	2		3
2 地域防災力の充実・強化	1	2			1		
3 防災力の発信			1				
4 災害に強い地域基盤の整備		2					1
計	1	9	2	3	3		4

- 第3次地震被害想定に基づく東海地震で想定される死者数半減を目指した「地震対策アクションプログラム2006」等を着実に推進した結果、「減災力の強化」を示す指標はおおむね順調に推移しているが、平成25年6月に策定した第4次地震被害想定及び「地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、南海トラフ巨大地震等への対策を一層進める必要がある。
- 大規模災害発生時に災害対応を行うことのできる人材育成は順調に推移し、特に、「防災に関する知事

#### 《戦略の柱ごとの達成状況》



認証取得者」は、平成 24 年度に前倒しで目標を達成するなど、地域防災力の強化が進んでいる。

- ・ 「韓国、台湾との相互応援協定の締結」は、実現に至っていないが、地震防災センターにおける来館者数は増加傾向にあるなど国内外への本県の「防災力の発信」は進んでいる。
- ・ 「風水害による死者数」及び「土砂災害による死者数」は0人を維持するなど、「災害に強い地域基盤の整備」は目標達成に向け進捗している。

### 3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 減災力の強化	2	25	
2 地域防災力の充実・強化	1	1	
3 防災力の発信		2	
4 災害に強い地域基盤の整備		13	2
計	3	41	2

- ・ 主な取組については、おおむね計画どおり推進しており、命を守る危機管理への取組を着実に進めた。
- ・ 「“ふじのくに”危機管理計画 基本計画」、「津波対策アクションプログラム(短期対策編)」、「静岡県第4次地震被害想定」及び「地震・津波対策アクションプログラム2013」等の策定、推進を図り、「減災力の強化」を総合的に進めている。
- ・ 自主防災組織や事業所などを対象とした人材育成研修の開催、市町等における資機材整備の支援などにより「地域防災力の充実・強化」を進めた。
- ・ 浙江省との防災会議の開催、中国東方航空との災害救援物資輸送協定の締結などによるアジア諸国との防災交流、「防災学」創出に向けた調査研究などにより本県の防災力を国内外に発信した。
- ・ 各河川において河道拡幅や築堤などの河川改修や遊水地など洪水調節施設の整備を進めるとともに、地震や津波被害を軽減するため、堤防の嵩上げや耐震工事を実施し、「災害に強い地域基盤の整備」を図った。

### 4 進捗評価

- ・ 「命」を守る危機管理に向け、4つの戦略の柱による取組全体としてはおおむね順調に推移しているものの、第4次地震被害想定を踏まえた「減災力の強化」をはじめとする危機管理体制を一層強化していく。
- ・ 「地震対策アクションプログラム2006」に基づき各アクションを進めたことなどにより、数値目標はおおむね順調に推移し、「減災力の強化」が図られている。「静岡県第4次地震被害想定」の策定については、国の被害想定公表が遅れたため、一部当初の予定を変更したが、「地震・

津波対策アクションプログラム2013」は、平成25年6月に予定どおり策定し、今後は、これに基づき地震・津波対策を進める。

- ・ 人材の育成や資機材整備は順調に進んだが、「自主防災組織の活動が「活発である」と答える県民の割合」は低下しており、受講者の知識や技能に応じた研修の開催などにより、「地域防災力の充実・強化」に向け、一層の推進を要する状況にある。
- ・ アジア諸国との防災交流や、「防災学」創出に向けた取組を進めたことなどにより、地震防災センターの来館者数等は増加傾向にある。しずおか防災コンソーシアムによる情報発信や防災・原子力学術会議による原子力に関する情報発信などにより、本県の防災力の国内外への発信を行っている。
- ・ 津波被害を軽減するための堤防の嵩上げについては、目標を上回る進捗が図られているほか、風水害対策及び土砂災害対策についても、死者数0人を維持し、「災害に強い地域基盤の整備」に向け、おおむね計画どおりに進捗している。

## 5 今後の方針

---

- ・ 第4次地震被害想定を踏まえ、発生すれば甚大な被害をもたらすあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波、原子力災害との複合災害、富士山噴火が地震の前後に発生する連続災害等の危機事案に迅速・的確に対応し、想定される被害のできる限りの軽減を図り、一人でも多くの県民の命を守っていく。
- ・ 南海トラフ巨大地震等の被害想定を踏まえ、大規模災害への備えを一層強化する必要がある。

このため、「第4次地震被害想定」及び「地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき地震・津波対策の充実・強化を図るとともに、富士山静岡空港への基幹的広域防災拠点機能整備の実現、富士山火山の避難計画の策定・検証などによる火山防災対策の推進、住宅の耐震化等により、減災力の一層の強化を図る。特に、ハード対策としては、防潮堤・水門等の津波対策施設の整備や、越流した場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような施設の補強等を、ソフト対策と十分に連携を図りながら推進していく。

また、市町の消防救急の広域化や消防団員の確保、産業保安対策の推進に取り組むとともに、オフサイトセンターの移転等による原子力災害防災体制の整備を行い、あらゆる危機事案への対策の充実を図る。

- ・ 地域防災力を維持、確保するためには、自助・共助を担う人材を育成するとともに、自主防災組織を活性化することが必要である。  
このため、地域防災訓練の実施などによる自主防災組織の活性化や知事認証制度を活用した人材育成、産学官連携による防災専門家の育成などにより、地域防災の担い手となるリーダーを育成する。
- ・ 国内外との防災における協定締結先との交流を進めるとともに、しずおか防災コンソーシアムによるセミナー等の開催、「防災学」の創出などに取り組むほか、防災・原子力学術会議開催などにより最新の科学的知見に基づく情報提供を行う。



# 1-1 減災力の強化

## 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	あらゆる危機事案に対して迅速・的確に対応できるよう、“ふじのくに”危機管理計画(仮称)を策定するとともに、減災力の強化、危機全般に対する備えの一層の充実を図る。				
<b>施策の方向</b>	<b>(1)危機管理体制の強化</b>				
目的	かけがえのない県民の生命、身体及び財産に対する直接的かつ重大な被害を防止し、又は被害を軽減するため、県及び市町の危機管理体制の強化を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	危機管理全般に対する一元的な管理体制を構築している市町の割合	(H22) 43%	(H25.4月) 69%	100%	B <sup>-</sup>
	地震関連情報等一斉配信システムに登録している県職員の割合	(H22.11月) 86%	(H25.4月) 94.8%	100%	B <sup>-</sup>
	参考指標	経年変化			推移
	危機管理情報の発信	(H22) 26件	(H23) 25件	(H24) 38件	↗
	30分以内の参集率	(H22) 37%	(H23) 52%	(H24) 56%	↗
<b>施策の方向</b>	<b>(2)東海地震等地震災害・火山災害対策</b>				
目的	東海地震から一人でも多くの県民の命を守るため、自助、共助、公助による戦略的な地震対策を推進するとともに、火山防災対策を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	東海地震で想定される死者数(第3次地震被害想定 約 5,900人)	(H20) △1,521人	今後公表	(H27) 半減	—
	住宅の耐震化率	(H20) 79.3%	今後公表	(H27) 90%	—
	参考指標	経年変化			推移
	家具の固定	(H19) 62.7%	(H21) 69.3%	(H23) 69.8%	→
	家屋耐震診断の実施 ※H23からは調査対象をS56.5月以前の木造住宅に限定	(H19) 12.8%	(H21) 12.4%	(H23) 25.4%	↗
	住宅耐震補強助成戸数(平成14年度からの累計)	(H22) 12,191戸	(H23) 14,777戸	(H24) 16,312戸	↗
	特定建築物の耐震化率	(H22) 84.2%	(H23) 85.5%	(H24) 86.5%	↗
<b>施策の方向</b>	<b>(3)火災予防・救急救助対策</b>				
目的	火災の未然防止を図るとともに、消防救急体制の充実・強化や産業保安対策を推進するほか、傷病者の救急搬送及び受入れをより円滑・迅速に実施できる体制を構築する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	住宅用火災警報器の整備率	(H21) 60%	(H24) 70%	100%	B <sup>-</sup>
	救急隊が現場に到着してから、傷病者を医療機関に収容するまでの時間	(H21) 25.6分	(H23) 26.7分	20分	C

参考指標	経年変化			推移
火災による人口 10 万人当たり死者数	(H21) 1.06 人	(H22) 1.46 人	(H23) 1.01 人	↗
救急救命士数	(H22) 494 人	(H23) 532 人	(H24) 550 人	↗
広域化後の消防本部数	(H22) 26	(H23) 26	(H24) 25	↗

施策の方向	(4)原子力発電所の安全対策				
目的	浜岡原子力発電所の運転状況、周辺への環境放射線の影響を確認し、関係情報を県民に広く公開、提供するとともに、万一の災害発生に備え、関係機関との連携体制、災害応急体制等の充実・強化を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	人為的ミスによる事故の発生件数	—	(H24) 0 件	0 件	B <sup>+</sup>
	事故・トラブルに関する情報公開率	—	(H24) 100%	100%	B <sup>+</sup>

参考指標	経年変化			推移
原子力防災訓練の開催	(H22) 1 回	(H23) 1 回	(H24) 1 回	→
原子力防災訓練の参加者数	(H22) 約 2,350 人	(H23) 約 500 人	(H24) 約 800 人	↗

施策の方向	(5)国民保護対策				
目的	武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急処理事態から被害を最小限に抑えることができる体制整備を図るため、国民保護計画に基づく危機管理体制の整備を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	静岡県国民保護計画の認知度	(H19) 36%	今後公表	50%	—

参考指標	経年変化			推移
国民保護訓練の開催	(H22) 1 回	(H23) 1 回	(H24) 1 回	→

施策の方向	(6)健康危機対策				
目的	感染症対策を推進するとともに、食品の安全や生活衛生の確保のための監視・指導体制の充実・強化を図るほか、薬物の乱用を防止するため、総合的な対策を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	結核等の感染症の集団発生件数	(H21) 1 件	(H24) 0 件	0 件	B <sup>+</sup>
	人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害者数	(H21) 20.0 人	(H24) 21.1 人	10 人以下	C
	レジオネラ症等患者発生原因施設の割合	(H21) 0%	(H24) 0%	0%	B <sup>+</sup>
	薬物乱用者数	(H21) 581 人	(H24) 517 人	年間 500 人以下	B

参考指標	経年変化			推移
	(H22)	(H23)	(H24)	
食品衛生監視率(営業許可を要する施設)	95.7%	91.5%	99.3%	↗
旅館業等立入指導実施率	85.5%	83.4%	80.3%	↘
薬物乱用防止啓発参加者数	273,171 人	280,636 人	264,482 人	→

施策の方向	(7)その他の危機事案への対策			
目的	県民の生命、身体及び財産に関わる危機事案に関して、予防対策や被害軽減対策、応急対策を実施するための体制整備を図る。			
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標
	各種危機事案発生に対応した行動計画等の策定率	—	100%	100%
				達成状況
				B <sup>+</sup>

参考指標	経年変化			推移
	(H22)	(H23)	(H24)	
危険物事故による死傷者数	0 人	0 人	2 人	↘

## 2 進捗評価

- 危機事案への対応への原則を定めた「“ふじのくに”危機管理計画 基本計画」等に基づき、庁内における連絡調整会議の開催など連携体制の強化等に努めた結果、「危機管理情報一斉配信システム(旧 地震関連情報等一斉配信システム)」に登録している県職員の割合」及び「30 分以内の参集率」は上昇傾向にあり、「危機管理体制の強化」を図っている。
- 訓練による県広域受援計画の検証、「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」の運用開始及びライフライン事業者との連携強化等を行った結果、各アクションは着実に進行しており、「東海地震で想定される死者数」の推計は現段階では困難であるが、目標に近づいていると考えられる。平成 25 年6月には第4次地震被害想定に基づき「地震・津波対策アクションプログラム2013」を策定した。引き続き新たなアクションプログラムによる南海トラフ巨大地震も想定した地震・津波対策や富士山などの火山災害対策等を進めていく。
- 住宅の耐震化については、市町等と連携し、耐震診断未実施の住宅に対する周知や、耐震診断は実施したものの耐震補強工事未実施の住宅に対する戸別訪問等に加え、耐震補強工事費の負担が軽減できる「住宅リフォーム支援事業」等の広報に取り組んだことにより、木造住宅の耐震補強助成は、平成 24 年度までの累計が 16,312 戸と平成 27 年度までの目標2万戸の 81.6%に達するなど計画どおり進捗している。また、平成 25 年度から、高齢者のみが居住する世帯の補強計画策定に係る自己負担を無料化し、耐震化の必要性を周知している。
- 消防救急の広域化は、2消防本部が広域化し、平成 25 年4月1日現在の消防本部数は 26 が 25 となるなど、着実な進捗がみられる。また、消防救急無線のデジタル化への支援や、消防団の組織強化のための取組により、消防本部の充実を図っている。「住宅用火災警報器」の設置については着実に増加しているが、「救急隊が現場に到着してから、傷病者を医療機関に収容するまでの時間」はやや遅くなっている。その原因は搬送先である医療機関の対応能力を上回る救急搬送人員の増加などが考えられる。平成 23 年の全国平均値は 29.9 分であり、

本県は全国平均を 3.2 分上回っているが、目標達成に向け、啓発や救急体制の整備を要する状況にある。

- 国の指針策定に対応した県地域防災計画(原子力災害対策の巻)の修正、原子力防災訓練の実施などにより、原子力災害防災体制の強化を図るとともに、浜岡原子力発電所の事故・トラブルや津波対策、周辺環境放射能調査結果等の県民への情報公開、県民講座の開催などを実施したことにより、「人為的ミスによる事故の発生件数」は、0件を維持するなど数値目標は順調に推移している。
- 県国民保護計画の図表を用いた分かりやすい記載方法への見直しや国民保護訓練の定期的な実施により、「県国民保護計画の認知度」の向上を図った。引き続き、武力攻撃事態や大規模テロなどの国民保護事案の発生に備えた体制整備に努める。
- 計画的な食品監視指導及び食品検査を実施し、「人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害者数」は、これまで減少傾向にあったものの、平成 24 年度は全国的なノロウイルス感染症の流行により、ノロウイルス食中毒が多発し、21.1 人となった。このため、平成 25 年度は、食品監視指導をさらに強化し、目標達成に努めている。
- 児童生徒や学生を対象とした薬物乱用防止教育、一般県民を対象とした街頭啓発等の継続実施により、薬物乱用者数は減少傾向にあり、年間 500 人以下の目標達成に向け順調に推移している。
- 平成 23 年 6 月に県地域防災計画への「大規模事故対策の巻」の追加、高速道路や石油コンビナートなどにおける大規模事故を想定した訓練の実施により、「各種危機事案発生に対応した行動計画等の策定率」は 100%の目標値を維持し、危機事案に対応する体制の整備が図られている。

### 3 今後の施策展開

---

- あらゆる危機事案から県民の生命や財産を守るため、一層の「危機管理体制の強化」を図ることが必要である。  
このため、「“ふじのくに”危機管理計画」に基づき各種事案ごとの計画の整備や訓練による検証を行うとともに、「第4次地震被害想定」及び「地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき地震・津波対策を進めるほか、富士山の噴火や原子力災害など連続災害・複合災害への対策などに取り組んでいく。  
また、現在の数値目標である「地震関連情報等一斉配信システムに登録している県職員の割合」は、一定の成果を上げたことから危機管理体制の強化を示す新たな数値目標を設定する。
- 南海トラフで発生する地震の確率は、国の地震調査研究推進本部の発表によると、今後 30 年間で 60～70%とされている。  
第4次地震被害想定を踏まえた新たな数値目標を設定し、富士山静岡空港への基幹的広域防災拠点機能の整備、市町等が行う津波避難施設や防災資機材等の整備支援などを行い、南海トラフ巨大地震等による被害をできる限り減らすことを目指す。  
また、富士山や伊豆東部火山群の避難計画の策定や訓練による検証等を行うことにより、火山災害対策を進める。
- 想定される巨大地震による住宅等の倒壊被害から死者数を減少させるため、木造住宅の耐震化を更に進める必要がある。

昭和 56 年以前に建設された木造住宅のうち約半数には、65 歳以上の高齢者が家計を主に支える世帯が居住している。大規模地震では高齢者が被害を受けるケースが多いため、高齢者世帯が居住する木造住宅の耐震化の促進を図っていく。

また、平成 25 年5月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、多数の者が利用する大規模建築物は、耐震診断の実施及びその結果の報告が義務付けられたことから、新たな数値目標を設定し、円滑な実施に向けて、個別訪問を行うなど相談体制の充実を図るとともに、耐震診断や耐震補強への助成等により、建築物の耐震化を推進する。

- ・ 消防救急の広域化については、全国的に進捗が遅れがみられる中、県では国の指針による広域化の期限が平成 30 年4月1日に延長された消防救急広域化推進計画に基づき、2消防本部が広域化するなど、全国的に先進的な取組を進めているが、より広域化の実現に向けた取組を進める必要がある。さらに、「救急隊が現場に到着してから、傷病者を医療機関に収容するまでの時間」は搬送先である医療機関の対応能力を上回る救急搬送人員の増加などにより、平成 22 年、23 年を通じて、基準値(平成 21 年 25.6 分)を下回っている。

このため、市町の消防救急の広域化に向け、各地域の協議会や市町間の調整など市町への支援を進める。また、消防救急無線のデジタル化の支援による消防体制の充実・強化や事業者への消防設備等についての指導の徹底による火災予防対策の推進、事業所の理解促進による消防団員の確保、高圧ガス・火薬類・危険物事業者の監視指導による産業保安対策の推進などに取り組むとともに、消防と医療機関との連携強化など救急救助体制の強化を図る。また、現在の数値目標である「住宅用火災警報器の整備率」及び「救急隊が現場に到着してから、傷病者を医療機関に収容するまでの時間」は、消防救急の充実・強化など火災予防・救急対策の施策全体の効果をより適切に示す新たな指標を設定する。

- ・ 全号機が運転を停止している浜岡原子力発電所については、福島第一原子力発電所の事故の原因に関し、これまで明らかにされた知見はもとより、今後明らかにされる知見も踏まえた安全対策を、一つずつ段階を踏んで実施していくことが重要である。

このため、原子力防災訓練による原子力災害防災体制の検証、オフサイトセンターの移転を行うほか、整備事業者による情報公開の徹底、県民への公開による原子力発電所の安全安心対策の推進、防災・原子力学術会議開催による徹底した情報提供を行う。

- ・ 武力攻撃事態やテロなどの緊急対処事態が発生した場合、住民の生命・財産等を保護し、生活への影響を最小限にする必要がある。

このため、テロなどの発生を想定し住民を安全に避難させるための訓練を実施するとともに、全国的に実施される全国瞬時警報システム(J-ALERT)の一斉訓練への参加を市町に働きかけ、緊急対処事態の被害を最小限に抑える体制を整備していく。

- ・ 食品の安全を確保するため、食品関係施設への監視指導や、食品の抜き取り検査、放射性物質検査等を行い、不適切な施設への改善指導や、不良・違反食品の排除、食品表示の適正化等を推進する。

特に、多発するノロウイルス食中毒対策として、飲食店に対する監視指導を強化し、調理従事者の健康管理の徹底を図るとともに、ノロウイルス食中毒注意報の発表等による県民への注意喚起等を推進し、食品を原因とする健康被害の発生の減少を図る。

- ・ 薬物事犯の大半を占め、再犯率の高い覚醒剤の乱用防止や違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の乱用防止対策が課題である。このため、関係機関と連携し、引き続き薬物乱用防止教育や各種啓発活動を粘り強く行っていく。

## 4 取組の実績

---

### (1) 危機管理体制の強化

#### ○危機管理に関する計画等の推進

- ・ 平成 23 年6月に地震、津波、原子力災害、風水害、国民保護、感染症や食の安全など危機事案への対応を網羅する「**“ふじのくに”危機管理計画 基本計画**」を策定し、この基本計画に基づき、静岡県地域防災計画、静岡県国民保護計画の変更等を行った。
- ・ 平成 22 年度に「**地震対策アクションプログラム2006**」の見直しを行い地震・津波対策を進めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 23 年9月に「**ふじのくに津波対策アクションプログラム(短期対策編)**」を策定し、早急にできる津波対策に取り組んだ。平成 25 年6月には第4次地震被害想定を踏まえ、従来のアクションプログラムを全面的に見直した「**地震・津波対策アクションプログラム2013**」を策定し南海トラフ巨大地震等への対策を進めている。
- ・ 災害時に県の各組織において優先的に取り組むべき業務や、災害時であっても継続すべき業務、人的資源の確保・配分等を定めた「**静岡県業務継続計画(BCP)**」を平成 24 年度に策定した。本計画は、第3次地震被害想定をベースに策定したものであるため、平成 25 年度に第4次被害地震被害想定を踏まえ、見直しを行う。
- ・ 富士山静岡空港における**基幹的広域防災拠点機能の整備**実現のため、東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議に参画し検討を行った結果、平成 24 年 11 月に策定された中部圏防災基本戦略において、富士山静岡空港が基幹的広域防災拠点の候補地に中部圏の総意として決定された。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
危機管理計画の策定	計画	計画策定	公表			○
	実施状況等		6月17日、防災会議で承認、公表	6月19日、防災会議で承認、公表	計画に基づき危機事案に対応	
「地震対策アクションプログラム2006」の推進	計画	進捗管理		見直し		◎
	実施状況等	平成22年度に見直しを実施	東日本大震災を受け、前倒し実施	東日本大震災を受け、前倒し実施	※6月に新たなアクションを策定	
「津波対策アクションプログラム(短期対策編)」の推進	計画		計画策定	進捗管理		○
	実施状況等		平成23年9月策定	進捗管理	※6月に新たなアクションを策定	
「静岡県第4次地震被害想定」の策定と推進	計画		策定準備	被害想定策定	公表	○
	実施状況等		策定準備	被害想定策定 中間報告	1次報告 2次報告	
「地震・津波対策アクションプログラム2013(仮称)」の推進	計画			計画策定	公表 進捗管理	○
	実施状況等			新計画策定準備	計画策定 進捗管理	
空港の基幹的広域防災拠点機能強化の推進	計画		国への働きかけ		防災基本計画に位置付け	○
	実施状況等		国準備会に参加	国検討会に参加 総合防災訓練において有効性を検証 「中部圏地震防災基本戦略」に位置付け	国検討会に参加	

### ○市町及び関係機関等との連携

- ・ 災害時に市町等から迅速な情報収集と関係機関との情報共有を行う「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」の開発を進め、平成24年8月に運用を開始した。
- ・ 自衛隊やライフライン関係機関等と定期的に連絡会議や訓練を実施し連携体制の強化を図っている。

- ・ 災害時応援協定事業者との意見交換会を毎年開催するとともに、平成 24 年度には締結済みの協定に関するデータベースを整備し、定期的に協定内容や担当者等の確認を行うなど、連携体制の強化を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
総合防災情報システムの構築	計画	道路、ヘリポート、救護所、避難所に 関する情報データベースの構築			総合防災システム を活用した情報の 共有	◎
		市町や自衛隊、ライフライン関係機関との連携				
	実施 状況等	道路、ヘリポート、救護所、避難所に 関する情報データベースの構築		総合防災システム を活用した情報の 共有		
		市町や自衛隊、ライフライン関係機関との連携				
		23年7月から一部機能運用開始		24年8月から全ての機能の運用開始		

### ○大規模災害に備えた訓練の実施

- ・ 毎年、**全職員参集訓練、総合防災訓練及び大規模図上訓練**等を計画的に実施するとともに、平成 23 年度からは、新東名のSA・PAを活用した訓練を、平成 24 年度の総合防災訓練では、富士山静岡空港の基幹的広域防災拠点としての有効性を検証するなど、新たな要素を取り入れ訓練を実施している。
- ・ 毎年 12 月に**地域防災訓練**を実施するほか、各種訓練に合わせDIG(災害図上訓練)、HUG(避難所運営ゲーム)を活用し、住民に対する実践的な訓練等を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
各種実践的な訓練 (総合防災訓練、特化型訓練、大規模図上訓練)	計画	毎年、計画的に実施				○
	実施 状況等	4月21日、全職員 参集訓練 8月31日～9月1 日、総合防災訓練 1月17日、大規模 図上訓練	4月27日、全職員 参集訓練 8月28日及び9月 12日、総合防災訓 練 1月17日、大規模 図上訓練	4月25日、全職員 参集訓練 8月30日及び9月2 日、総合防災訓練 実施 1月17日、大規模 図上訓練	4月16日、全職員 参集訓練 8月28日及び9月 1日、総合防災訓 練実施 1月17日、大規模図 上訓練実施予定	
自助・共助の訓練 (地域防災訓練、DIG・HUG の実施)	計画	毎年、計画的に実施				○
	実施 状況等	7月3日、津波避難 訓練 12月5日、地域防 災訓練 各訓練に併せて、 DIG及びHUGを実 施	5月21日、緊急津 波避難訓練 12月4日、地域防 災訓練 3月11日、津波避 難訓練	12月2日、地域防 災訓練 3月10日、津波避 難訓練	12月1日、地域防 災訓練実施予定 3月9日、津波避難 訓練実施予定	

### ○災害情報伝達機能の強化

- ・ デジタル方式に対応した**新たな防災情報通信ネットワークの整備**のため、平成 22 年度に実施設計を行い、平成 23 年度から整備工事を行っている(平成 26 年度完了予定)。
- ・ 発災後 72 時間以内の救出、救助の対応の迅速化などを図るため道路、ヘリポート、救護所、避難所に関する情報のデータベース化や電子地図を用いた「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」の開発を行い、平成 24 年8月に運用を開始した。

- ・ 緊急地震速報や国民保護事案等の緊急の情報を瞬時に県民に届ける全国瞬時警報システム(J-ALERT)や、都道府県や市町村等が国から国民保護等に関する緊急情報を受信するエムネット(Em-Net)については平成 23 年度に整備を完了し、適切な稼働を確保するため、システムの維持や全国訓練への参加を行っている。
- ・ 東海地震等の大規模地震発生時には、海外のボランティアによる支援を受けやすい仕組みを構築するため、「ふじのくに国際災害ボランティア支援ネットワーク」を平成 24 年3月に立ち上げ、図上訓練の実施等により体制の強化を図った。
- ・ 外国人県民の危機管理対策を推進し、緊急時サポート体制の構築を図るため、災害時多言語情報作成ツール(音声、携帯電話用、表示シート)の配備や、外国語ボランティアバンク登録者が外国人防災セミナーや災害時通訳の研修会に参加したほか、外国人県民向けの防災知識の普及啓発として、地震防災ガイドブック「やさしい日本語」版や「命のパスポート」の活用、津波危険予想地域における沿岸各市町に対し、多言語表記によるサイン例の提示などを行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
静岡県次期防災通信ネットワークシステム整備 (防災行政無線のデジタル化への移行)	計画	実施設計		整備工事		○
	実施状況等	基本・実施設計作成作業		整備工事		

## (2) 東海地震等地震災害・火山災害対策

### ○生存の分岐点 72 時間の最大活用

- ・ 東海地震等が発生した場合に国等の応援を円滑に受入れるため、広域医療搬送や緊急物資訓練などの訓練において県広域受援計画の検証を行い、応援の受入れ体制等の強化を図っている。
- ・ 発災後 72 時間以内の救出、救助の対応の迅速化などを図るため道路、ヘリポート、救護所、避難所に関する情報のデータベース化や電子地図を用いた「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」の開発を行い、平成 24 年8月に運用を開始し、災害時における関係機関との情報の共有化を図っている。
- ・ 発災時に市町や消防団、自主防災組織等が迅速・的確な応急対策を実施できるよう、市町等が行う防災資機材等の整備に対して、大規模地震対策等総合支援事業費補助金により支援を行っている。
- ・ 災害時の医療提供体制を迅速に確保するため、国、市町、病院、医療関係団体等との役割分担と連携により、県が指定する災害拠点病院(20 病院 平成 25 年 11 月時点)等の医療救護施設の整備や、年3回の訓練(情報伝達訓練、実動訓練)実施等に取り組んでいる。

### ○建築物等の耐震化の推進

- ・ **木造住宅の耐震化**を推進するため、プロジェクト「TOUKAI-0」事業を実施し、平成 22 年

度から24年度までの間に、専門家による無料の耐震診断を9,319戸、耐震補強助成を5,390戸実施した。(H25は耐震診断:4,000戸予定 耐震補強助成:1,900戸予定)

- 多数の者が利用する**特定建築物の耐震化**を推進するため、「建築防災アシスタント制度」により特定建築物の所有者等に意識啓発や指導・助言を行い、平成22年度から24年度までの間に、耐震診断助成を332件実施した。(H25は政令市を除き、耐震診断:70件予定)
- ブロック塀等の耐震化を推進するため、市町及び関係団体と連携した戸別訪問やイベント等に相談窓口を設けるなどの取組により、平成22年度から24年度までの間に、ブロック塀の撤去助成を1,834件、改善助成を84件実施した。(H25は政令市を除き、撤去助成:421件予定、改善助成28件予定)
- 地震防災センターにおける展示・研修や、自主防災新聞の発行により、家庭内の地震対策に関する普及啓発を行ったほか、市町が行う家具の転倒防止事業に対して大規模地震対策等総合支援事業費補助金により支援を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
木造住宅の耐震化の推進	計画	助成制度の見直しの検討 市町、関係団体等と連携した意識啓発、制度周知				○
	実施状況等	助成制度の継続 補強助成1,269戸	補強助成2,586戸 高齢者世帯への周知啓発の強化	補強助成1,535戸 高齢者世帯への周知啓発の強化	補強助成1,900戸 高齢者世帯への支援の強化(補強計画策定の自己負担無料化) *住宅の耐震化率87%	
特定建築物の耐震化の推進 (一定規模以上の公共・民間建築物)	計画	意見交換会、建築防災アシスタント等による意識啓発、指導・助言				○
	実施状況等	病院関係者等との意見交換会 建築防災アシスタント派遣40件	建築防災アシスタント派遣46件	ホテル旅館関係者との意見交換会 建築防災アシスタント派遣52件	ホテル旅館関係者との意見交換会 耐震改修促進法改正による大規模建築物の耐震診断義務化 *特定建築物の耐震化率86%	

### ○空のネットワークの活用

- 南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が発生した場合の広域応援部隊のベースキャンプ機能や救援物資の中継・分配機能などを有する基幹的広域防災拠点の富士山静岡空港への整備を実現するため、国への働きかけなどを行い、平成24年11月に中部圏戦略会議において、高次支援機能を持つ基幹的広域防災拠点に富士山静岡空港を位置付けた防災拠点ネットワーク構想が中部圏の総意として決定された。
- 市町が行うヘリポートの整備について、平成22年度から平成24年度において大規模地震対策等総合支援事業費補助金により支援した。

### ○被災後の県民生活の支援

- 避難所のルールづくりやプライバシー保護対策等の必要性について住民の理解を深めるため、HUG(避難所運営ゲーム)を活用し、避難所の実践的な運営訓練を行っている。
- 水道が断水した場合の代替水として使用できる**井戸に関するデータベース**を整備し、平成24年8月に運用を開始した「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」において活用している。

- ・ **救援物資の効率的な配送**のため、平成 24 年8月に運用を開始した「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」において物資要請等の機能を整備した。
- ・ 平成 24 年度総合防災訓練において、富士山静岡空港における救援物資の中継・分配など基幹的広域防災拠点機能の検証を行い有効性を確認した。
- ・ 災害発生時の協力協定を締結している団体や民間事業者との定期的な意見交換を開催するなど、連携体制の強化を図っている。
- ・ 電気、ガス、通信等のライフライン事業者と定期的に連絡会や合同研修会を開催し、ライフラインの早期復旧体制の整備を図っている。
- ・ 被災者生活再建支援制度における大規模災害時の対応について、全国知事会とともに国による対応を求めた結果、平成 23 年に発生した東日本大震災において、国の経費負担スキームが示され、今後の大規模災害時において、同様の国の対応が期待できることとなった。
- ・ 森林組合連合会等が行う地籍調査を促進したことなどにより、43.36km<sup>2</sup>の地籍が整備された。(H25: 52.64km<sup>2</sup> 予定)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
水道代替水の確保	計画	井戸に関するデータベースの作成				○
		市町が行う井戸の整備への支援				
実施状況等		データベースの作成	8月運用開始			○
		市町への井戸の整備支援				
救援物資等を円滑、効率的に配送する体制の整備	計画	救援物資等の受取、配送準備、在庫管理等を支援するシステムの調査・検討を行い、結果を踏まえながら体制を整備				○
	実施状況等	物流業者への聴取の実施		物資要請等についてのシステムを平成24年8月に運用開始		

## ○火山災害対策

- ・ 平成 24 年6月に富士山火山の噴火に備え山梨・静岡・神奈川の3県及び関係機関が連携して取り組むため、富士山火山防災対策協議会を設立し、広域避難計画及び合同避難訓練の実施等の防災対策の検討を行っている。また、平成 25 年 9 月の総合防災訓練において、大規模地震の発生後に富士山噴火の影響を想定した避難訓練等を実施した。
- ・ 伊豆東部火山群の噴火警戒レベルの導入に伴う防災計画の修正の検討を行い、平成 23 年度に県地域防災計画の修正、伊豆東部火山群対応訓練を実施した。平成 24 年3月に伊豆東部火山群に対する防災体制の構築、的確な初動対応及び地域住民等の防災意識の向上を図るため、伊豆東部火山群防災協議会を設置し、**避難計画の策定や情報交換・訓練**等を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
火山防災マップの作成・普及	計画	伊豆東部火山群ハザードマップ作成 避難計画の作成 静岡県地域防災計画の修正		避難体制の確立		○
	実施状況等	伊豆東部火山群ハザードマップ作成 避難計画の作成 静岡県地域防災計画の修正	富士山火山防災対策協議会設置に向けた調整	●富士山火山防災対策協議会の開催 富士山広域避難計画の策定	静岡県地域防災計画の修正 ●富士山火山防災対策協議会の開催(2回)	

### (3) 火災予防・救急救助対策

#### ○消防体制の充実・強化と火災予防対策の推進

- 静岡県消防救急広域化推進計画に基づき、平成 25 年4月までに志太消防本部及び下田消防本部が広域化した。他の地域においても引き続き消防救急広域化に向けての協議が行われており、各地域の協議会への支援や市町間の調整を進めている。
- 消防救急無線のデジタル化への移行を進めるため、施設整備を行う各消防本部に対し支援を行っている。
- 法令に従った適切な防火対策が講じられるよう、各消防本部における、住宅用火災警報器の普及を含めた防火対策の指導と違反是正の取組の強化を推進している。
- 市町から派遣された消防隊員により県消防防災航空隊を編成し、県防災ヘリコプターを用いて救急活動や水難救助など市町の消防活動の支援等を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
消防救急の広域化	計画	市町「運営計画」策定		広域化の実現		○
	実施状況等	市町「運営計画」策定支援				

#### ○消防団の充実・強化

- 消防団員の広報、福利厚生、表彰及び防火思想の普及等の事業に対し助成するとともに、消防学校や(財)静岡県消防協会における教育訓練の充実を図っている。
- サラリーマンを職業とする消防団員の増加を図るため、事業所への啓発や「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」による事業者の優遇措置を行って

いる。

#### ○産業保安対策の推進

- ・ 高圧ガスや火薬類の許認可を行うとともに、毎年、定期的に立入検査、保安講習等を実施し事業者の自主安全体制の整備を図っている。
- ・ 高圧ガス、火薬類、危険物の関係事業者に防災体制の強化を指導するとともに、高圧ガス、火薬類、危険物等の適正な取扱いについて広報啓発を実施している。

#### ○救急救助対策の推進

- ・ 医療機関・消防機関の関係者で組織する協議会において、救急業務の高度化のため、平成 22 年度に策定した「救急搬送及び受入れに関する実施基準」の運用状況を検証するなど体制の整備を図っている。
- ・ 高度な救急需要に対応するため救急救命士を計画的に養成するとともに、医療機関からの協力体制を確保し、救急救命士が行うことのできる気管挿管等の技能の向上を図っている。
- ・ 平成 23 年度に県、静岡市及び浜松市の3者により相互応援協定を締結し、県と両市のヘリコプターの3機体制で救助活動等に備えている。

### (4) 原子力発電所の安全対策

#### ○原子力災害防災体制の整備

- ・ 毎年、原子力災害対策特別措置法及び県地域防災計画(原子力災害対策の巻)に基づき、国、県、関係市及び防災関係機関等が参加し**原子力防災訓練**を実施し**災害応急体制の検証による体制の強化**を図っている。
- ・ 緊急時において、原子力防災活動、環境モニタリング等に従事する防災業務関係者が必要とする機器等として、関係市、関係消防・警察等に配備する**防護服、空気呼吸器等を計画的に整備**している。環境放射線の状況を把握するため、平成 23 年度に県全域7箇所、平成 24 年度に浜岡原子力発電所から 31km 圏内の 12 箇所にモニタリングポストを増設した。また、オフサイトセンターを富士山静岡空港隣接地に移転するため、平成 24 年度から基本設計等を進めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
災害応急体制の整備、原子力防災訓練の実施	計画	災害応急体制の継続的な見直し、原子力防災訓練による検証				○
	実施状況等	原子力防災訓練を、10月20日～21日に実施	原子力防災訓練を2月17日に実施	原子力防災訓練を2月15日に実施	原子力防災訓練を2月に実施予定	
防災資機材の整備・維持管理	計画	地域防災計画等に基づく防災資機材の整備、維持管理				○
	実施状況等	防護服、空気呼吸器等を購入し、関係市、関係消防・警察等に配備	防護服、空気呼吸器等を購入し、関係市、関係消防・警察等に配備	防護服、空気呼吸器等を購入し、関係市、関係消防・警察等に配備	防護服、空気呼吸器等を購入し、関係市、関係消防・警察等に配備	

### ○原子力発電所の安全・安心対策の推進

- ・ 浜岡原子力発電所における事故・トラブル、津波対策等について、報道機関に公開の下、事業者から説明を求めたほか、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の地震対策や津波対策などを議題とする静岡県防災・原子力学術会議を公開で開催している。
- ・ 浜岡原子力発電所周辺環境の安全を確保するため、立地市の御前崎市及び隣接の牧之原市、掛川市、菊川市とともに、中部電力(株)との間に締結した「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定」に基づき、**周辺環境放射能調査を実施**し、調査結果について静岡県環境放射能測定技術会で検討・評価を行い、静岡県原子力発電所環境安全協議会の確認を経て3か月ごとに公表している。また、文部科学省からの委託等により、福島第一原子力発電所事故に伴う県内の環境放射線等の監視強化を行い、測定結果を県のホームページで公表している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
発電所の安全確認、周辺の環境放射線の監視	計画	公開説明の実施、放射線監視結果の公表				○
	実施状況等	浜岡原子力発電所周辺の環境放射能調査を実施	浜岡原子力発電所周辺の環境放射能調査を実施するとともに、福島第一原子力発電所事故に関する放射線等の監視を実施	浜岡原子力発電所周辺の環境放射能調査を実施するとともに、福島第一原子力発電所事故に関する放射線等の監視を継続	浜岡原子力発電所周辺の環境放射能調査を実施するとともに、福島第一原子力発電所事故に関する放射線等の監視を継続	

### ○原子力に関する情報提供

- ・ 浜岡原子力発電所の地震対策や津波対策などを議題とする静岡県防災・原子力学術会議を公開で開催し、会議資料、議事録については県ホームページで公開するとともに、原子力発電や放射線などの専門家による県民講座を開催するなど、県民に向け**原子力に関する情報を発信**している。
- ・ 浜岡原子力発電所周辺の環境放射能調査結果や県による浜岡原子力発電所の津波対策の点検の状況についてホームページなどを活用し広報を行っている。また、県民に放射能に関する知識を深めていただくため、放射線の基礎知識等をホームページに掲載している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
原子力に関する情報提供	計画	防災・原子力学会議、公開講座の開催				○
	実施状況等	11月23日に、第1回静岡県防災・原子力学会議を開催	4月6日に、静岡県防災・原子力学会議臨時会を開催	5月23日、11月13日、1月30日に静岡県防災・原子力学会議原子力分科会を開催。3月17日に県民講座を開催	5月15日に、静岡県防災・原子力学会議原子力分科会を開催、適時開催予定。県民講座を開催予定。	

## (5) 国民保護対策

### ○国民保護計画の普及啓発

- 県国民保護計画について、図表を用いた分かりやすい表記への見直しを行い、平成23年12月に計画を変更した。
- 国民保護訓練や北朝鮮による砲撃事案・ミサイル発射事案などの危機事案対応を通じて、国民保護についての周知を行っている。

### ○国民保護訓練の実施

- 毎年、**テロ事案を想定した訓練を実施**し、国民保護事案への対応手順の確認、関係機関との連携強化を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
国民保護訓練の実施	計画	図上訓練の実施				○
	実施状況等	6月2日、訓練を実施	2月9日、市町と連携した訓練を実施	2月8日、訓練を実施	2月に訓練を実施予定	

## (6) 健康危機対策

### ○感染症対策の推進

- 感染症患者を診察した医師や指定届出医療機関から提供された情報を、国・県・健康福祉センターを結んだオンラインシステムにより集計して、各関係機関に情報を還元したほか、報道機関を通じての**県民への注意喚起、感染症予防に関する人材養成や感染症に関する正しい知識の普及**等を行っている。また、感染症指定医療機関に対して運営費の助成を行い、感染症患者に対する良質で適切な医療の提供の確保を図っている。こうした取組により、感染症の「集団発生件数」は平成23年度に1件あったものの、平成24年度は0件であり、感染症患者届出数(二・三類)についても、減少傾向にある。
- 抗インフルエンザウイルス薬**については、平成23年度までに74.5万人分を確保しており、平成25年度以降も、国の方針に基づき、**必要な備蓄**を行っていく。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
感染症に関する情報提供や防疫措置等の実施	計画	発生動向に応じて実施				○
	実施状況等	感染症発生動向調査事業の実施 (患者発生情報の収集と関係機関への情報還元)	感染症発生動向調査事業の実施 (患者発生情報の収集と関係機関への情報還元)	感染症発生動向調査事業の実施 (患者発生情報の収集と関係機関への情報還元)	感染症発生動向調査事業の実施 (患者発生情報の収集と関係機関への情報還元)	
新型インフルエンザ対策の推進	計画	(仮)新型インフルエンザ対策総合行動計画の策定				○
		計画に基づく対策の推進				
	実施状況等	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 約5.7万人分 累計 約61.3万人分	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 約13.2万人分 累計 約74.5万人分 発生状況に応じて放出	国作業の進捗把握 県行動計画の策定に向けた準備作業 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 74.5万人分を維持	国作業の進捗把握 県行動計画の策定 抗インフルエンザウイルス薬の必要な備蓄	

### ○食品の安全確保

- 食品の安全を確保するため、食品関係施設に対する立入り検査や**食品の抜取り検査**、放射性物質検査等を計画的に実施するとともに、食肉処理場におけると畜検査やBSE検査等を行い、**衛生指導**や、不良・違反食品の排除、食品表示の適正化等を推進している。また、食中毒等の健康被害の発生時は、迅速かつ的確に対応し、被害の拡大防止を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
食品衛生監視指導	計画	監視率 100%	100%	100%	100%	○
	実施状況等	95.7% (営業許可を要する施設)	91.5% (営業許可を要する施設)	99.3% (営業許可を要する施設)	実施中	
食品の抜取り検査(4,000検体)により違反が判明した施設の改善指導	計画	改善率 100%	100%	100%	100%	○
	実施状況等	100%	100%	100%	実施中	

### ○生活衛生の安全確保

- 旅館等の生活衛生関係営業施設等における健康被害を防止**するため、施設の立入指導を監視指導実施計画に基づき着実にを行い、入浴施設のレジオネラ症防止や温泉成分の適正表示などの安全対策に取り組んでいる。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
生活衛生関係営業施設の健康被害の防止	計画		レジオネラ症等患者発生原因施設			○
		0施設	0施設	0施設	0施設	
	実施状況等	1施設	0施設	0施設	実施中	

### ○薬物乱用の防止

- ・ 関係機関と連携し、啓発活動の推進、取締りの強化及び再乱用防止の推進など効果的な**薬物乱用防止対策を実施**している。
- ・ 児童生徒を対象とした薬学講座や大学生を対象とした薬物乱用防止講習会、一般県民を対象とした静岡県薬物乱用防止県民大会や街頭啓発を実施している。
- ・ 麻薬、向精神薬、覚醒剤等の取扱者、毒物劇物の取扱者に対する監視指導を行い、適正な使用及び管理の徹底を図ることにより、麻薬等の不正使用及び不正流通の防止に努めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
薬物乱用防止対策の推進	計画	「静岡県薬物乱用対策推進計画」の策定・推進				○
		薬物乱用者数 581人(H21)			500人以下	
	実施状況等	528人	537人	517人	500人以下 (見込み)	

## (7) その他の危機事案への対策

### ○その他の危機事案への対策

- ・ 水質汚濁や大気汚染の防止を図るため、工場、事業場の立入検査等を行うとともに、公共用水域の180地点(うち環境基準点120地点)と地下水60地点の水質や67測定局において大気の常時監視を行い、良好な水質及び大気環境の保全を図っている。
- ・ 平成23年6月、県地域防災計画に航空機、鉄道などにおける大規模事故を対象とした「大規模事故対策の巻」を追加するとともに、高速道路における大規模事故や石油コンビナート火災など、想定を変えた訓練を毎年実施している。
- ・ 平成22年度は、「県口蹄疫防疫対策指針」を改正、平成23年度には「静岡県鳥インフルエンザ防疫対策指針」を策定するなど防疫体制の強化を図った。また、家畜伝染病の防疫対策拠点となる家畜保健衛生所(家保)庁舎のバイオセキュリティ確保のため、平成24年度までに東部及び西部家保の建替え整備を行い、東部・中部・西部の3か所に防疫対策拠点を集約した。平成25年度は家保を拠点として、農場における防疫対策の指導、防疫訓練の実施、関係機関との連携の強化など家畜防疫体制の強化に努めている。



## 1-2 地域防災力の充実・強化

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	災害時要援護者を地域住民の力で守るため、自主防災組織の活性化や消防団・事業所等との連携強化、防災リーダー等の育成を図るとともに、防災資機材の整備を促進する。				
施策の方向	(1)組織力の強化				
目的	自主防災組織の活性化や、消防団・事業所等と自主防災組織との連携を強化し、自助、共助の地域社会づくりを進める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	自主防災組織の活動が「活発である」と答える県民の割合	(H21) 75.8%	(H23) 73.7%	85%	C
施策の方向	(2)人材の育成				
目的	東海地震等大規模災害が発生したときに、災害対応を行うことができる人材を育成するとともに、地震防災センターの機能強化等により、防災意識の向上を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	地域防災力強化人材育成研修修了者	(H21) 1,295 人	(H22～24 累計) 5,243 人	H22～25 累計 6,300 人	B <sup>+</sup>
	ふじのくに防災に関する知事認証取得者	(H21 までの 累計) 965 人	(H22～24 累計) 2,460 人	H22～25 累計 2,400 人	A
	参考指標	経年変化		推移	
	東海地震への関心度	(H19) 43.2%	(H21) 49.8%	(H23) 63.8%	↗
	自主防災組織の結成率	(H22) 約 100%	(H23) 約 100%	(H24) 約 100%	→
施策の方向	(3) 資機材等の整備				
目的	市町等が予防対策として行う資機材等の整備に対して支援を行い、救助活動等の効率化を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	市町等からの資機材等の整備要望に対する充足率	(H21) 100%	(H24) 100%	100%	B <sup>+</sup>
	参考指標	経年変化		推移	
	大規模地震対策等総合支援事業交付決定率	(H22) 77.7%	(H23) 77.9%	(H24) 84.2%	↗

### 2 進捗評価

- 地域防災力の向上に向けて、人材育成研修や地域防災訓練を実施したほか、各種訓練等に合わせDIG(災害図上訓練)、HUG(避難所運営ゲーム)などを活用し、住民に対する実践的な訓練等を行ったが、自主防災組織の活動が「活発である」と答える県民の割合は低下している。一方で、東海地震への関心度や食料や水の備蓄割合などは向上している。東日本大

震災を受け、県民の防災意識が向上し、自主防災組織の活動のより一層の活発化を期待しているものと考えられる。このため、自主防災組織や事業所などに対する出前講座等による講義や研修会の開催、パンフレット等による広報、啓発活動をはじめ、年間を通じて地域の実情に即した防災訓練を実施するなど、自主防災組織や事業所などの「組織力の強化」と活動の活性化に取り組んでいる。

- 地震防災センターを拠点とした「地域防災力強化人材育成研修の修了者」及び災害発生時に自らの判断で的確な行動を行うことのできる知識や技術等を持った「ふじのくに防災に関する知事認証取得者」は、前倒しでの目標達成が見込まれたことから平成 24 年度に目標値の上方修正を行った。平成 25 年度も、地震防災センターや産学官が連携した「しずおか防災コンソーシアム」による「ふじのくに防災学講座」の開催などにより、「人材の育成」は順調に進んでいる。
- 市町等が行う防災資機材の整備に対し、大規模地震対策等総合支援事業費補助金により支援を行った結果、「市町等からの資機材等の整備要望に対する充足率」は 100%を維持し、市町等の要望に全て対応している。また、「ふじのくに防災情報提供システム(FUJISAN)」について全ての市町に導入を行い、市町の防災力の向上を図っている。

### 3 今後の施策展開

---

- 南海トラフ巨大地震等に備え、自助・共助を担う人材を育成し、地域防災力を維持、確保していくことが今後の対策を進めていく上での課題である。  
このため、地域防災訓練の実施などによる自主防災組織の活性化や消防団等との連携強化を図るとともに、事業所を対象とした出前講座等による事業所の防災対策の充実・強化を図る。  
また、知事認証制度を活用した人材育成や産学官連携による防災専門家の育成を行い、地域防災リーダーを育成するほか、広報誌や地震防災センターの展示により県民の防災意識の向上を図る。外国人県民向けには、FMラジオ(英語)、インターネットラジオ(ポルトガル語)、フェイスブック(英語、ポルトガル語)による情報提供のほか、地震防災ガイドブック「やさしい日本語」による啓発などを進めていく。
- 南海トラフ巨大地震等の大規模災害では、市町における救助活動の効率化を図るため、資機材等の一層の整備を進める必要があることから、市町の新たな取組にも柔軟に対応するなど、市町に対する支援の充実を行っていく。

## 4 取組の実績

---

### (1) 組織力の強化

#### ○自主防災組織・消防団の活性化

- ・ 地域防災力の向上に向けて、新たなマンパワーを掘り起こすため、自主防災組織や事業所のほか、女性・外国人・学生などを対象とした防災に関する人材育成研修を、広く一般県民の参加を呼び掛けて実施している。
- ・ 地域防災訓練を実施したほか、各種訓練等に合わせDIG(災害図上訓練)、HUG(避難所運営ゲーム)などを活用し、住民に対する実践的な訓練等を行い、地域の防災力の向上を図っている。

#### ○事業所の防災対策の充実・強化

- ・ 防災に関する専門知識や実践力を習得することにより、行政や事業所等の防災の現場で活動する人材を育成するため、静岡県ふじのくに防災士養成講座を開催している。
- ・ 事業所におけるBCP(事業継続計画)の策定を促進するため、静岡県BCPモデルプラン(平成17年度第1版、平成22年度第2版)の提供や、静岡県BCP研究会の開催支援等により、BCPの普及啓発に取り組んでいる。平成23年度には、東日本大震災や福島原発事故等を踏まえ、静岡市と浜松市でBCPシンポジウムを開催した。平成24年度には、津波や液状化等の広域災害に対応したBCPの策定を支援するため、演習形式の実践講座を開催した。
- ・ 人材育成研修において、事業所を対象とした講座を開催し、事業所の防災活動の活性化とともに、自主防災活動と連携した防災活動を行っている事業所を表彰するなど地域の防災活動への参加促進を図っている。

### (2) 人材の育成

#### ○地域防災リーダーの育成

- ・ 自主防災組織や事業所のほか、女性・外国人・学生などを対象とした防災に関する人材育成研修を、広く一般県民の参加を呼び掛けて実施し、地域防災の担い手となる**防災リーダー等の人材を育成**している。
- ・ **地域防災の新たな担い手を育成**するため、平成22年度に一定の講座の受講者に認証を与える本県独自の「ふじのくに防災に関する知事認証制度」を創設し、地域防災力の充実・強化を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域の防災活動を支える新たな人材の育成	計画	地域防災力強化人材育成研修の実施 受講者数延べ6,300人				○
	実施状況等	(H22) 1,360人	(H23) 1,727人 (累計3,087人)	(H24) 1,994人 (累計5,081人)	研修を実施	
地域防災を担う人材のスキルアップ	計画	ふじのくに防災に関する知事認証制度創設 知事認証制度による人材の育成 認証取得者延べ2,400人				◎
	実施状況等	(H22) 486人	(H23) 755人 (累計1,241人)	(H24) 1,219人 (累計2,460人)	研修を実施	

### ○産学官連携による防災協働事業の推進

- 県と県内6大学、静岡地方気象台、報道機関等 16 機関により組織した「しずおか防災コンソーシアム」において「ふじのくに防災学講座」を開催し、防災研究・教育等に関する調査・研究成果の発表・情報提供等を行っている。
- 防災に関する専門知識や実践力を習得し行政や事業所等の防災の現場で活動する人材を育成するため、大学や企業等の協力を得て、静岡県ふじのくに防災士養成講座を開催している。

### ○県民の防災意識の向上

- 出前講座や研修会の開催、自主防災新聞による広報・啓発をはじめ、地震防災強化月間等における啓発活動を実施している。
- 静岡県地震防災センターで防災に関する展示・研修・地震体験、インターネットによる情報発信などを通じて、東海地震の発生の仕組みや被害想定結果の周知、家庭内の防災対策の促進、自主防災組織及び事業所の地震防災対策の必要性を啓発することにより、県民の防災意識の高揚及び防災対策の推進を図っている。
- 高校生被災地ボランティア活動を継続実施し、地域防災でリーダーとなる人材を育成している。また、学校防災推進協力校の生徒が同世代の中高生に対し、地域防災訓練における活動や中高生が参加することの意義を提言することで、地域防災において自分たちが果たすべき役割等について啓発している。
- 外国人県民に防災に関する情報が行き届くようにするため、週4回のインターネットラジオ(ポルトガル語)や週1回のFM放送(英語)、国際交流員によるフェイスブック(英語、ポルトガル語)を活用した地震防災知識などの防災情報を提供している。
- 外国人県民が災害発生時に的確に行動しやすい環境が整うよう、地震防災ガイドブック「やさしい日本語」版や「命のパスポート」を配布したほか、外国人県民に対し災害に対する情報や知識の普及啓発を図るため、防災研修を開催している。

### (3) 資機材等の整備

#### ○資機材等の整備

- ・ 大規模地震対策等総合支援事業費補助金により、市町等が行う防災資機材の整備に対して支援を行っている。
- ・ 市町の防災対策の強化のため、「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」を構築し、全ての市町へ導入している。



## 1-3 防災力の発信

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	本県の防災力を国内外に発信し、防災交流を通じた国際貢献や本県の防災先進性のPRを行い、防災拠点としての富士山静岡空港の機能強化を図るとともに、「しずおか防災コンソーシアム」の事業や研究成果を全国に発信していく。
----	---

数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
韓国、台湾との相互応援協定の締結	—	(H24) 着実な推進	平成25年度 までに締結	B

参考指標	経年変化			推移
地震防災センターの来館者数	(H22) 40,941 人	(H23) 79,541 人	(H24) 65,333 人	→
「ふじのくに防災学講座」参加者数	(H22) 830 人	(H23) 1,470 人	(H24) 1,280 人	→

### 2 進捗評価

- 浙江省との防災会議の開催や中国東方航空との災害時における救援物資の輸送協定締結などアジア諸国との防災交流を進めているほか、韓国、台湾との相互応援協定については、締結先の検討を行っている。また、地震等の最新の研究などをテーマとした「ふじのくに防災学講座」の開催や「防災学」創出に向けた調査研究をしずおか防災コンソーシアムと連携して進めた結果、地震防災センターにおける来館者数は増加傾向にあるなど、国内外への本県の防災力の発信は着実に進んでいる。あわせて、浜岡原子力発電所の地震対策や津波対策などを議題とする静岡県防災・原子力学術会議を公開で開催するなど、県民に向けた原子力に関する情報発信を行っている。

### 3 今後の施策展開

- 国内外への防災力を発信していくためには、アジア諸国をはじめとする国内外との防災における協定締結先との交流等を進めるとともに、本県の防災先進性のPRを行うため、地震防災センターを拠点とした情報の収集・発信に加え、しずおか防災コンソーシアムによるセミナー等の開催、「防災学」の創出などに取り組む。また、新規制基準に対応した浜岡原子力発電所の安全対策について防災・原子力学術会議の開催などにより最新の科学的知見に基づく情報提供を行う。  
また、現在の数値目標「韓国、台湾との相互応援協定の締結」については、本県の防災力の発信の成果を示す新たな数値目標を設定する。

## 4 取組の実績

### ○アジア諸国との防災交流の推進

- 平成 22 年度に防災に関する相互応援協定を締結している浙江省と防災会議を開催し防災に関する情報や意見交換を行った。平成 23 年度に浙江省地震局の職員 1 名の研修を受け入れ、本県の地震対策事業の現地研修に加え、東日本大震災における被災地支援活動の現地説明を行った。
- 平成 22 年度に中国東方航空と**災害時における救援物資の輸送協定**を締結し、中国において大規模な災害が発生した場合の緊急物資の輸送体制を構築した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
アジア諸国との防災交流の推進	計画	近隣諸国との相互応援協定締結を踏まえ防災交流の具体化推進				○
	実施状況等	・5月13日、中国東方航空と災害救援物資輸送協定を締結	連携体制の維持・新たな交流先の検討			

### ○しずおか防災コンソーシアムによる情報発信

- 県と県内6大学、静岡地方気象台、報道機関等 16 機関により組織した「しずおか防災コンソーシアム」において、東日本大震災の状況や地震等の最新の研究などをテーマとした「ふじのくに防災学講座」の計画的な開催等により全国へ情報発信している。
- 平成 23 年度にしずおか防災コンソーシアムと連携し、「**防災学**」創出に向けた調査研究を行い、平成 24 年度から「防災学」の体系化とともに防災に関する人材養成・育成のための研修教育カリキュラム(プログラム)の構築を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「防災学」の創出に向けた調査研究	計画	調査研究(「防災学」創出シンポジウムの開催)				○
	実施状況等	・土曜セミナーの開催 ・マスコミ防災研究会の開催 ・浙江省防災会議への参加 ・各構成員が連携した共同研究 等	・防災学講座の開催 ・防災学創出シンポジウムの開催 ・日本地震学会一般公開セミナーの開催 ・体験学習型防災イベントの開催	・防災学の体系化 ・事業所防災対策の見直し	・防災教育カリキュラムの構築 ・研修プログラムの作成	

### ○原子力に関する情報提供

- 浜岡原子力発電所の地震対策や津波対策などを議題とする静岡県防災・原子力学術会議を公開で開催し、会議資料、議事録については県ホームページで公開するとともに、原子力発電や放射線などの専門家による県民講座を開催するなど、県民に向け原子力に関する情報を発信している。
- 浜岡原子力発電所周辺の環境放射能調査結果や県による浜岡原子力発電所の津波対策の点検の状況についてホームページなどを用い広報を行っている。また、県民に放射能に関する知識を深めていただくため、放射線の基礎知識等をホームページに掲載している。

## 1-4 災害に強い地域基盤の整備

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	地震災害や風水害、土砂災害等による被害を最小限に抑えるため、各種社会基盤の整備を図る。				
施策の方向	<b>(1)地震に強い基盤整備</b>				
目的	「減災」の考え方にに基づき、避難所となる公共建築物や緊急輸送路等のライフラインの耐震対策、津波対策などを推進し、安全・安心な生活基盤を確立する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	東海地震で想定される死者数(第3次地震被害想定 約 5,900 人)の半減	(H20) △1,521 人	今後公表	(H27) 半減	—
	参考指標	経年変化			推移
	緊急輸送路橋梁の耐震整備率	(H22) 60%	(H23) 79%	(H24) 92%	↗
	津波、高潮の被害から守られた海岸線の延長割合	(H22) 89.4%	(H23) 89.7%	(H24) 89.9%	↗
	津波対策が完了した河川数	(H22) 18 河川	(H23) 20 河川	(H24) 20 河川	→
施策の方向	<b>(2)風水害に強い基盤整備</b>				
目的	河川・海岸における治水・高潮・侵食対策、異常降雨時の道路や農地の防災対策、県民への情報提供など、ハードとソフト対策が一体となった取組を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	風水害による死者数	(H21) 0 人	(H24) 0 人	0 人	B <sup>+</sup>
	参考指標	経年変化			推移
	時間 50mm 降雨による洪水の安全性が確保された河川延長	(H22) 891.7km	(H23) 896.3km	(H24) 899.5km	↗
	洪水ハザードマップの作成・公表状況	(H22) 20 市町	(H23) 20 市町	(H24) 21 市町	↗
	湛水と洪水被害の解消が図られる農地等面積	(H22) 19,312ha	(H23) 19,508ha	(H24) 19,524ha	↗
施策の方向	<b>(3)土砂災害に強い基盤整備</b>				
目的	土砂崩壊による災害の防止を目指し、ハード対策とソフト対策が一体となった、土砂災害対策や落石対策、治山事業等により、安全・安心な生活基盤の確保を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	土砂災害による死者数	(H21) 0 人	(H24) 0 人	0 人	B <sup>+</sup>
	参考指標	経年変化			推移
	土砂災害から保全される農地等面積	(H22) 6,602ha	(H23) 6,602ha	(H24) 6,602ha	→
	山地災害危険地区治山対策着手済み地区数	(H22) 3,676 地区	(H23) 3,698 地区	(H24) 3,721 地区	↗

## 2 進捗評価

---

- ・ 地震災害や風水害等による被害を最小限に抑えるための各種社会基盤整備のうち、堤防嵩上げについては、平成 23 年度に前倒しで事業を実施したことなどにより、目標を上回る 15.3 kmが完成したほか、緊急輸送路の橋梁の耐震化が順調に推移するなど、被害の軽減が図られている。
- ・ 風水害対策については、河道拡幅や築堤などの河川改修や浸水常襲地区においては市町と連携した総合的な治水対策(アクションプラン)とともに洪水ハザードマップの作成支援などに取り組んだ結果、風水害による死者数は0人を維持するなど、目標達成に向けおおむね計画どおりに進捗している。
- ・ 土砂災害等による被害を最小限に抑えるための社会資本整備事業については、土砂災害による死者数0人を目指し、ハード対策とソフト対策が一体となって取り組んだ結果、平成 24 年度は目標を達成した。平成 25 年度も目標達成に向けて、ハード対策・ソフト対策に取り組んでいる。
- ・ 山地災害に強い森林づくりでは、平成 22 年度から平成 24 年度までの間、優先順位を明確にした対策を講じたほか、地域住民や市町等と協働して既存施設の点検や危険地区マップの配布、意見交換会などを実施した。これらの取組の結果、山地災害危険地区治山対策着手済み地区数は、平成 22 年度から平成 24 年度までに 58 箇所増加と順調に進んでおり、「山地災害危険地区治山対策着手済み地区数」の目標(3,733 地区)は達成可能と推測する。

## 3 今後の施策展開

---

- ・ 津波対策は、平成 25 年6月に策定した「第4次地震被害想定」及び「地震・津波対策アクションプログラム 2013」に基づき防潮堤・水門等の津波対策施設の整備や、越流した場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような施設の補強等を、ソフト対策と十分に連携を図りながら推進していく。
- ・ 風水害対策としては、各河川における河道拡幅や築堤などの河川改修の選択と集中投資により事業効果の早期発現を図り、風水害による被害の解消・軽減を目指していく。また、各市町や関係機関と連携して実施している豪雨対策アクションプランについては、ハード対策とソフト対策の各施策の着実な進捗管理を図る。
- ・ 土砂災害対策については、引き続き、施設整備の推進による保全人口を増加させていくことはもとより、避難所・緊急輸送路の保全についても重点的に取り組んでいく。また、警戒区域の指定を推進する。
- ・ 山地災害に強い森林づくりについては、適切な森林の保全と整備を進めるとともに、局地的な豪雨や大雨等による災害対策や、市町等が主体となった避難体制の構築に取り組んでいく。

## 4 取組の実績

### (1) 地震に強い基盤整備

#### ○公共建築物等の耐震化の推進

- 平成 24 年度末現在、県有建築物 2,867 棟のうち、**東海地震に対し耐震性を有している建築物**は 2,849 棟、耐震化率 99.4%であり、前年度に比べて 1.4%増加している。
- 市町が行う小学校等の公共建築物の耐震化事業**に対し、大規模地震対策等総合支援事業費補助金により支援を行っている。
- 地震における公衆衛生問題等を防止するため、職員等が常駐する施設や重要な幹線管渠を優先して耐震化を進めている。流域下水処理場の管理棟は全て耐震化が完了し、順次水処理施設等その他の施設の耐震化を進めるとともに、公共下水道事業については平成 22 年度から 24 年度までに 8 市 2 町で耐震化を実施した。(平成 25 年度:6 市 2 町予定)
- 木造住宅の耐震化を推進するため、プロジェクト「TOUKAI-0」事業を実施し、平成 22 年度から 24 年度までの間に、専門家による無料の耐震診断を 9,319 戸、耐震補強助成を 5,390 戸実施した。(H25 は耐震診断:4,000 戸予定 耐震補強助成:1,900 戸予定)
- 多数の者が利用する特定建築物の耐震化を推進するため、「建築防災アシスタント制度」により特定建築物の所有者等に意識啓発や指導・助言を行い、平成 22 年度から 24 年度までの間に、耐震診断助成を 332 件実施した。(H25 は政令市を除き、耐震診断:70 件予定)
- 緊急輸送路沿いに面するブロック塀等の耐震化を推進するため、市町及び関係団体と連携した戸別訪問やイベント等に相談窓口を設けるなどの取組により、平成 22 年度から 24 年度までの間に、ブロック塀の撤去助成を 1,834 件、改善助成を 84 件実施した。(H25 は政令市を除き、撤去助成:421 件予定、改善助成 28 件予定)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
公共建築物の耐震化の推進	計画	県有建築物の耐震化 (23年度100%)				○
		市町有建築物の耐震化 (27年度100%)				
	実施状況等	県有建築物の耐震化 市町有建築物の耐震化の推進	県有建築物の耐震化率 約98% 市町有建築物の耐震化の推進	県有建築物の耐震化率 約99% 市町有建築物の耐震化の推進	市町有建築物の耐震化の推進	

#### ○災害に強く信頼性の高い道づくり

- 東日本大震災では、兵庫県南部地震を踏まえた耐震基準に基づき実施した耐震対策の有効性が確認されたため、この基準に基づき緊急輸送路の耐震対策を進めている。
- 災害時の救急・救援活動や救援物資の輸送などを円滑に実施するため、**緊急輸送路にある橋**長15m以上の**橋梁**のうち、昭和55年の耐震基準より古い基準を適用した247橋について、平成 24年度末までに228橋の**耐震対策**が完了した。(平成25年度:16橋予定)
- 道路通行規制情報システムを構築し、国土交通省、静岡市、浜松市及び道路公社との連携を図り、県内の国県道について情報を一元化し、提供している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
緊急輸送路の橋梁の耐震化 (完了橋梁数H21:104橋)	計画				247橋(100%)	●
	実施 状況等	43橋 累計147橋 (60%)	49橋 累計196橋 (79%)	32橋 累計228橋 (92%)	16橋予定 累計244橋予定 (99%)	

### ○地震に強い河川整備の推進

- 津波被害を軽減するために、勝間田川での耐震水門の建設や馬込川での堤防の嵩上げなど対策を進め、平成24年度までに耐震水門15箇所、堤防の嵩上げ15.3km(10河川)の対策が完了した。(平成25年度:17箇所、16.3km(11河川)予定)
- 平成24年度までに10水門において、長寿命化計画を策定するとともに、定期的な点検を行うことにより、適切な管理や長寿命化対策を推進した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
津波対策(耐震水門) (堤防嵩上) (要対策数 耐震水門:17箇所 堤防嵩上:14.97km (10河川))	計画	水門15箇所 13.28km(8河川)	水門16箇所 13.52km(8河川)	水門17箇所 13.76km(9河川)	水門17箇所 13.86km(9河川)	○
	実施 状況等	水門15箇所 13.25km(8河川)	水門15箇所 14.79km(10河川)	水門15箇所 15.30km(10河川)	水門17箇所予定 16.30km(11河川)予定	

### ○海岸保全施設及び岸壁の耐震化の推進

- 海岸堤防が地震時の液状化により沈下することを防ぐため、浜松五島海岸で耐震工事を実施し、平成24年度までに45.0kmの耐震化が完了した。(平成25年度:0.3km予定)
- 津波、高潮による被害の軽減を図るため、海岸保全施設の耐震化を推進し、平成24年度には整備済延長が港湾31.7km、漁港18.6kmまで進捗した。あわせて、災害時に海上から緊急輸送物資の受入れが行えるよう、清水港新興津地区第2バースの整備を推進した。(平成25年度:港湾32.2km、漁港18.8km予定)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
海岸保全施設の耐震化 (要対策延長 河川:45.3km 港湾:56.2km 漁港:21.8km)	計画	河川:40.7km 港湾:30.8km 漁港:18.0km			河川:45.3km 港湾:35.7km 漁港:21.2km	○
	実施 状況等	【港湾】清水港、御前崎港、土肥港、沼津港の整備 【漁港】妻良漁港、網代漁港、戸田漁港の整備	【港湾】清水港、御前崎港、土肥港、沼津港の整備 【漁港】妻良漁港、網代漁港、戸田漁港の整備	【港湾】清水港、御前崎港、沼津港の整備 【漁港】妻良漁港、網代漁港、戸田漁港の整備	【港湾】清水港、御前崎港、沼津港の整備 【漁港】妻良漁港、戸田漁港の整備	
港湾における耐震強化岸壁の整備(緊急時の物資受入可能量)	計画				港湾:86,546t/日	○
	実施 状況等	田子の浦港中央地区第2バース供用 清水港新興津地区第2バースの整備	清水港新興津地区第2バースの整備	清水港新興津地区第2バースの整備	清水港新興津地区第2バースの整備	

## (2) 風水害に強い基盤整備

### ○大雨や台風による災害の予防対策の推進

- 太田川を始めとする各河川において河道拡幅や築堤など**河川改修**や遊水地など洪水調整施設の整備を進めている。
- 総合的な治水対策**の推進として、県管理の河川改修のみならず市町が管理する水路などの改修と連携したアクションプラン(県内7地域で策定)に基づき対策に取り組んだ結果、過去10年間で床上浸水被害を受けた戸数(2,616戸)の内、平成24年度までに1,699戸の床上浸水家屋数の解消を図ることができた。(平成25年度:1,788戸予定)
- 県内3箇所が多目的ダムや生活貯水池の機能が十分に発揮できるよう、維持管理マニュアルに基づいた適切な管理を実施している。
- 計画的・効果的な河川工事の実施と維持管理の強化のため、平成24年度には県内4水系で河川整備計画を策定した。(平成25年度:2水系予定)
- 地域住民の避難体制確立に資する洪水ハザードマップの基礎となる浸水想定区域図を県内17河川で作成・公表するとともに、市町の洪水ハザードマップ作成に対して技術的支援を行った。(平成25年度4河川予定)
- 水防管理団体(市町)が行う水防業務支援のため、平成24年度には17河川を水位情報周知河川に指定した。(平成25年度:4河川予定)
- 地域住民やNPOとの協働による川づくりを進め、平成24年度には新たに39団体とリバーフレンドシップ協定を締結した。
- 緊急輸送路上の事前通行規制区間である国道135号の熱海市泉門川や熱海市網代など、落石や法面崩壊のおそれがある箇所において**道路防災対策**を進めている。(平成25年度:4区間予定)
- 農地防災事業を推進し、平成24年度までに13地区966.3haの自然災害の防止を図った。(平成25年度:4地区115.6ha予定)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
河川改修事業の促進	計画	過去10年間で床上浸水被害を受けた戸数(2,616戸)のうち解消された家屋数 →				○
		1,468戸	1,572戸	1,682戸	1,788戸	
	実施状況等	1,334戸	1,499戸	1,699戸	1,788戸予定	
道路防災対策の推進	計画	事前通行規制区間の解消又は緩和(防災対策実施箇所H21:19区間) →				●
		22区間	25区間	28区間	30区間	
	実施状況等	19区間	19区間	19区間	19区間	

### ○津波、高潮の被害軽減を目指した海岸線での施設整備推進

- 港湾海岸における津波、高潮の被害を軽減する**海岸保全施設等の整備**については、平成24年度に清水港海岸、御前崎港海岸、沼津港海岸などで進め、整備済延長は48.4kmまで

進捗した。また、妻良漁港海岸等の護岸整備を推進した。(平成 25 年度:港湾 48.9 km、漁港 71.1 km 予定)

- 既存水閘門の電動化・自動化を図る津波防災ステーションの整備を、沼津港、宇久須港、静浦漁港や田子・仁科漁港で推進した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
海岸保全施設の整備 (要対策延長 港湾: 59.2km 漁港: 88.1km)	計画	港湾・漁港海岸の海岸保全施設の整備延長				○
		港湾: 47.3km 漁港: 70.3km			港湾: 51.4km 漁港: 70.7km	
	実施状況等	【港湾】清水港、御前崎港、土肥港、沼津港の整備47.3km 【漁港】妻良漁港、網代漁港の整備70.3km	【港湾】清水港、御前崎港、土肥港、沼津港の整備47.8km 【漁港】妻良漁港、網代漁港、戸田漁港の整備70.7km	【港湾】清水港、御前崎港、沼津港の整備48.4km 【漁港】妻良漁港、網代漁港、戸田漁港の整備71.0km	【港湾】清水港、御前崎港、沼津港の整備48.9km 【漁港】妻良漁港、戸田漁港の整備71.1km	

### ○海岸侵食対策の推進

- 浜松篠原海岸などにおいて離岸堤等の海岸保全施設整備や養浜を実施し、対策完了海岸線延長を25.5 kmとした。(平成 25 年度:25.8 km 予定) 榛原港海岸では、海浜の砂利浜化対策として、突堤を暫定的な高さで設置してモニタリング調査による経過観察を実施し、効果を検証している。さらに、海岸侵食事業により、用宗漁港海岸において離岸堤整備の推進を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
海岸侵食対策の推進 (要対策延長 河川: 53.3km 港湾: 13.2km 漁港: 5.2km)	計画	海岸侵食に対して対策が完了している海岸線延長				○
		河川: 25.1km 港湾: 12.2km 漁港: 4.6km			河川: 32.4km 港湾: 12.7km 漁港: 5.2km	
	実施状況等	【河川】清水西海岸、浜松篠原海岸等24.9km 【港湾】榛原港12.2km 【漁港】焼津漁港、用宗漁港の整備4.6km	【河川】清水西海岸、浜松篠原海岸等25.2km 【港湾】榛原港12.2km 【漁港】焼津漁港、用宗漁港の整備4.6km	【河川】清水西海岸、浜松篠原海岸等25.5km 【港湾】榛原港12.2km 【漁港】用宗漁港の整備4.6km	【河川】清水西海岸、浜松篠原海岸等25.8km 【港湾】榛原港12.2km 【漁港】用宗漁港の整備4.6km	

### (3) 土砂災害に強い基盤整備

#### ○土砂崩壊による災害の予防対策の推進<ハード対策>

- 土石流対策として、砂防堰堤等の整備を推進し、平成 24 年度までに 452 箇所の概成を図り、保全人口が 23,900 人となった。(平成 25 年度:6箇所予定)
- がけ崩れ対策として、がけ崩れ防止施設の整備を推進し、平成 24 年度までに 1,111 箇所の概成を図り、保全人口が 47,800 人となった。(平成 25 年度:16 箇所予定)
- 地すべり対策として、地すべり防止施設の整備を推進し、平成 24 年度までに 168 箇所の概成を図り、保全人口が 18,000 人となった。(平成 25 年度:6箇所予定)
- 道路斜面施設の中長期管理計画の策定に向け、点検データの蓄積を進めている。また、緊急輸送路上の事前通行規制区間である国道 135 号の熱海市泉門川や熱海市網代など、落石や法面崩壊のおそれがある箇所において道路防災対策を進めている。(平成 25 年度:4 区間予定)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
〈ハード対策〉 土石流対策施設の整備(要対策数:2,031箇所 【保全人口 95,000人】)	計画	整備済数 435箇所 【23,100人】			整備済数 456箇所 【24,700人】	○
	実施 状況等	整備済数 437箇所 【23,370人】	整備済数 445箇所 【23,700人】	整備済数 452箇所 【23,900人】	整備済数(予定) 458箇所 【24,700人】	
がけ崩れ防止施設の整備(要対策数:3,354箇所 【保全人口 137,100人】)	計画	整備済数 1,076箇所 【46,700人】			整備済数 1,126箇所 【48,200人】	○
	実施 状況等	整備済数 1,077箇所 【46,690人】	整備済数 1,095箇所 【47,200人】	整備済数 1,111箇所 【47,800人】	整備済数(予定) 1,127箇所 【48,400人】	
地すべり防止施設の整備(要対策数:368箇所 【保全人口 31,400人】)	計画	整備済数 161箇所 【17,200人】			整備済数 174箇所 【17,700人】	○
	実施 状況等	整備済数 164箇所 【17,260人】	整備済数 165箇所 【17,300人】	整備済数 168箇所 【18,000人】	整備済数(予定) 174箇所 【18,400人】	

### ○土砂崩壊による災害の予防対策の推進〈ソフト対策〉

- ・ **土砂災害警戒区域等の指定**を推進しており、平成 24 年度には 1,482 箇所の指定を行い、累計で 8,269 箇所を指定している。(平成 25 年度:1,631 箇所予定)
- ・ 避難勧告や自主避難の判断材料として役立つ土砂災害危険箇所や土砂災害警戒情報の補足情報等をホームページで情報提供している。
- ・ 市町と連携した「土砂災害防止講習会」を開催し、土砂災害に関する防災知識等の普及に努めている。
- ・ 土砂災害に対する防災訓練を実施し、土砂災害に対する避難行動の必要性を理解させるなど、参加者の防災意識の向上を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
〈ソフト対策〉 土砂災害警戒区域の指定 (H21:3,932箇所)	計画				9,900箇所	○
	実施 状況等	5,544箇所	6,787箇所	8,269箇所	9,900箇所(予定)	

### ○山地災害に強い森林づくり

- ・ 平成 22 年度から平成 24 年度までの間、毎年度、台風などにより発生した山地災害の早期復旧を進めるとともに、危険度が高い山地災害危険地区を中心に**治山事業を計画的に実施**している。
- ・ 毎年度、6 月に治山パトロールを実施し、治山施設等の点検を行っている。
- ・ 毎年度、治山パトロールの期間に治山セミナーや地元との意見交換会を実施するほか、山地

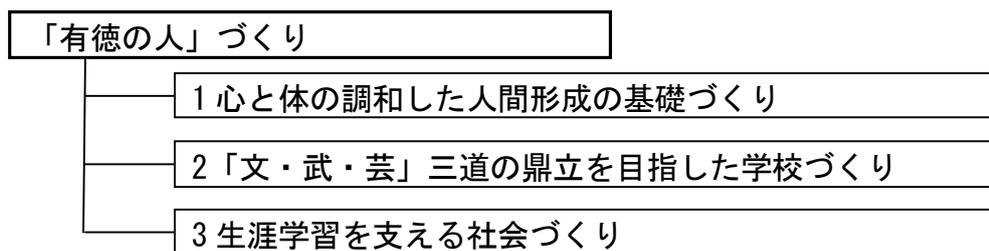
災害危険地区マップの配布などを行っている。また、ホームページを通じた**山地災害危険地区の情報提供**などにより減災対策を進めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
<ハード対策> 治山事業の推進 (山地災害危険地区の新規着手箇所数(H21:着手済3,663地区))	計画	新規着手17地区	17地区	18地区	18地区 (計70地区)	○
	実施状況等	新規着手13地区	新規着手22地区	新規着手23地区	新規着手予定18地区	
<ソフト対策> 山地災害危険地区情報の県民への提供	計画	治山情報システムの整備	治山情報システムによる、整備情報も含めた危険地区情報の提供			○
	実施状況等	危険地区をホームページで公表中(H25も同様) 危険地区マップの配布				

## 2-1 「有徳の人」づくり

### 1 戦略の目標と体系

学校で学び、仕事や生活の現場から学び、芸術に接し、より良い生き方を学ぶ「一に勉強、二に勉強、三に勉強」という生涯を通じて学ぶ姿勢を醸成し、学校や家庭、職場や地域が連携して、「文・武・芸」三道のいずれをも尊ぶ人材の育成を目指す学校づくりをはじめ、子どもから大人まで、人生のそれぞれの段階に応じた「学びの場」を提供し、各分野で活躍する多種多様な人材が育つ環境を整える。

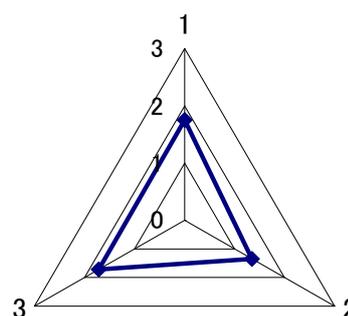


### 2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B <sup>+</sup>	B	B <sup>-</sup>	C	D	—
1 心と体の調和した人間形成の基礎づくり			1	1			
2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり		1	1	4	3	1	
3 生涯学習を支える社会づくり	2	1		1	2	1	
計	2	2	2	6	5	2	

- 「家庭の日」をそれぞれの家庭で独自に設定している県民の割合は、平成 24 年度は前年比 1.3 ポイント減少しており、家庭における教育環境の充実に向け、より一層の取組が必要である。また、「学校関係者評価を実施し、結果を公表している幼稚園の割合」は増加しているものの、人間形成の基礎がはぐくまれる幼児期の教育環境の整備に向け、より一層の取組が必要である。
- 「困っている人がいるときは手助けをする」と答える児童生徒の割合は小・中・高の全校種で順調に伸びており、東日本大震災以降、児童生徒の社会貢献活動への関心が高まっていることが推測される。「授業が分かる」と答える児童生徒の割合については、小学校においては高い数値を示しているが、「全国規模の学力調査で、全国平均を上回る科目の割合」は減少し、目標達成は困難であることから、「確かな学力」の育成に向け、更なる取組が必要である。「学校生活に満足している」と答える児童生徒の割合は私立学校では目標値を達成したが、公立小・中・高校では目標値には届い

《戦略の柱ごとの達成状況》



ていない。また、学校施設の耐震化率は県立高では 100%の目標値を達成したが、市町立小・中学校及び私立学校においても耐震化率 100%を目指し、引き続き市町や学校へ働きかけを行うなど、魅力ある学校づくりとともに教育環境の整備を進めていく必要がある。

- 「余暇時間に学習した人の割合」は伸び悩んでいるものの、「ふじのくにゆうゆうnet」の利用団体数は毎年度増加しており、生涯学習を支える環境整備は徐々に整いつつある。また、「地域で子どもをはぐくむ活動に積極的に参加した人の割合」は減少傾向に、「県内大学院収容率」は目標達成が困難な状況にあり、家庭、学校、地域など、関係者が一体となった地域の教育力の向上や高等教育機関の教育・研究機能の充実に取り組む必要がある。

### 3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 心と体の調和した人間形成の基礎づくり		1	
2「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり	3	18	2
3 生涯学習を支える社会づくり	1	3	
計	4	22	2

- 主な取組については、全体としてはおおむね計画どおり実施しており、「有徳の人」づくりの取組は着実に進んでいるが、県民に対し「有徳の人」の具体的な姿について、より一層の周知を図っていく必要がある。
- 親学講座等の実施や、新たな家庭教育支援の取組として、「家庭教育ワークシート」を作成するなど、家庭や幼児期における教育環境の充実に図った。
- 地域の自然を生かした特色ある自然体験活動や社会体験活動、「読書県しずおか」づくりの推進、学校支援地域本部の設置促進、しずおか型部活動や食育を推進する取組により、徳のある人間性の育成は順調に進んでいる。また、「確かな学力」の育成に向け、平成 25 年度には静岡式 35 人学級編制の全学年での実施、ICT教育を推進するための情報教育機器の前倒し整備、特別支援学校の本校及び分校の整備など、個に応じたきめ細かな指導の実現に向けた取組を進めた。魅力ある学校づくりに向け、教職員の評価制度や人材確保のための取組は順調に進んでいるが、教員の海外への派遣については、他都道府県が派遣を拡大した中で、本県の派遣計画の遅れがみられ、一層の拡大を図っていく必要がある。
- 自然史資料を活用した新たな拠点の整備と今後取り組む博物館機能の検討や、大学コンソーシアム設立への支援のほか、青少年リーダーの養成に向けた青少年指導者中級・上級級位認定者数は前倒しで累計 200 人となるなど、「生涯学習を支える社会づくり」に向けた取組を進めた。

### 4 進捗評価

- 「有徳の人」づくりに向け、3つの戦略の柱による取組を進めているが、「思いやりを持って行動できる有徳の人が増えていると感じている人の割合」は、やや増加に転じたものの、「文・

武・芸のいずれかの分野で自己を磨く努力をしている人の割合」は、伸び悩んでおり、全体としては、より一層の推進を要する状況にある。

- 家族の実情に応じた「家庭の日」の設定を推進し、親子のコミュニケーションを促進した結果、「それぞれの家庭で「家庭の日」を設けている県民の割合」は平成24年度に減少したが、朝食摂取率や「学校関係者評価を実施し、結果を公表している幼稚園の割合」は順調に推移している。目標達成に向け、親のニーズを踏まえた家庭教育支援や幼児教育の一層の充実に取り組んでいる。
- 各学校における社会貢献活動の取組等を通して、「困っている人がいるときは手助けをする」と答える児童生徒の割合」は毎年度増加するなど、心身の調和のとれた「徳のある人」の育成に向けた取組は、順調に推移している。また、「授業が分かる」と答える児童生徒の割合は、増加傾向にあるものの、全国学力・学習状況調査結果において、小学校では、国語A・B、算数A・Bのすべての調査科目において全国平均正答率を下回っていることから、平成25年度に完成した静岡式35人学級編制を生かした「確かな学力」を育成するための授業改善等に取り組んでいる。

教員の授業力向上のための実践研修などに取り組んだことにより、「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合は増加傾向にある。一方、「学校生活に満足している」と答える児童生徒の割合は、私立学校では目標を達成したものの、公立小学校で減少傾向にあることから、本県が目指す「頼もしい教職員」の育成など、「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくりの展開に向け、一層の推進を要する状況にある。

- 生涯学習情報の提供や地域における教育力を活用した取組、学術・研究成果の地域への還元などの結果、「自分が日常接する青少年の規範意識が高まっている」と感じる県民の割合」、「公開講座・シンポジウムの参加人数」は前倒しで目標を達成しているが、「身近なところに社会教育関係施設が整備されている」と感じる人の割合」や「青少年の健やかな育成のための環境が整備されている」と感じる人の割合」は伸び悩んでおり、「生涯学習を支える社会づくり」に向け、一層の推進を要する状況にある。

## 5 今後の方針

---

- 子どもから大人まで、人生のそれぞれの段階に応じた「学びの場」を提供する中で、人間形成の基礎を築く乳幼児期における教育の推進や、大学への飛び入学をはじめとする高校と大学との連携等の実現などに取り組んでいく。
- 家庭や社会における教育力の低下が危惧される中、人間形成の基礎がはぐくまれる幼時期の教育環境を充実させるためには、家庭における基本的な生活習慣や食育の重要性等を保護者に啓発するなど、家庭教育への支援を一層充実させる必要がある。  
このため、家庭の在り方を見直すための機会として「家庭の日」設定の促進とともに、親同士、近隣住民や地域とのつながりを回復することができるよう、身近な相談の場を設定していく。また、幼児教育の充実に向けて、個々の教員の指導力の向上に努めるとともに、保護者、地域住民等からの理解と参画を得て、家庭・地域・幼稚園等が連携した総合的な幼児教育の推進を図っていく。
- 徳のある人間性と健やかでたくましい心身の育成を図るため、自然や社会の中での様々な体験活動や文化に触れる機会を増やし、きめ細かな指導の一層の充実を図っていく必要がある。

る。

このため、自然体験やボランティア活動等の体験活動、文化に触れる機会の創出、読書活動の一層の推進など、家庭・学校・地域が連携した多様な体験活動の機会の充実を進めていく。また、児童生徒の健康維持や体力向上に向けて、スポーツ活動の充実を図るとともに、スクールカウンセラーの活用などによるいじめや不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

- ・ 児童生徒が主体的に学習に取り組む態度を育成し、知識・技能の習得と課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図ることが必要である。  
このため、教員の教科指導力、生徒指導力の向上のための研修等を実施するほか、静岡式35人学級編制の成果と課題について、全国学力学習状況調査の結果等とも照らしながら詳細に分析するとともに、学力向上推進協議会において、「確かな学力」を育成するため家庭や地域との役割分担を検討し、学校・家庭・地域が協力して子どもの学力向上に向けて取り組む体制づくりを進める。
- ・ 児童生徒が「学校生活に満足している」と感じる魅力ある学校づくりを一層推進するため、特色ある学校づくりや頼もしい教職員の育成をしていく必要がある。  
このため、児童生徒の発達段階に応じたきめ細かな学習指導、多様な教育ニーズを踏まえたキャリア教育や職業教育を充実させる。また、生徒指導及び不祥事根絶に向けた研修等の充実により、規範意識やモラルを向上させる取組や不祥事対策を推進していく。さらに、教職員1人1台の校務用コンピュータの活用をはじめとするICT環境の充実により校務を効率化するなど、教職員が子どもと向き合う時間の拡充とともに「分かる授業」の実現を図っていく。
- ・ 安全・安心な教育環境を確保するため、東日本大震災の教訓を踏まえ、児童生徒等の防災対応能力向上を図るとともに、第4次地震被害想定の内容を教職員に周知し、各学校防災計画の見直しを行うなど、「命を守る教育」を推進する。
- ・ 県民が生涯を通じて学び続ける機会の充実や青少年の活動支援、健全育成を推進するほか、大学コンソーシアムによる大学間連携、公開講座等による知的資源の地域への還元、留学生支援などに取り組む。
- ・ 平成25年度に設置した「教育委員会事務局の組織体制検討プロジェクトチーム」や「高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会」の検討結果を受け、教育委員会事務局の組織体制やマネジメント機能の強化、教員の事務局業務の精査のほか、大学への飛び入学、新しい実学（職業、専門教育等）の奨励、高校と大学との連携等について、具現化を図っていく。
- ・ 次期基本計画においては、本県の高等教育機能の充実と学術の振興の充実を図るため、新たに戦略の柱として、「魅力ある高等教育・学術の振興」を位置付け、①公立大学法人への支援、②高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元、③留学生支援の推進、の3つの柱に基づき、施策を展開していく。
- ・ こうした取組を着実に進めることで、“ふじのくに”の礎となる、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動できる「有徳の人」の育成を図っていく。

## 2-1-1 心と体の調和した人間形成の基礎づくり

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	人間形成の基礎がはぐくまれる、家庭や幼児期における教育環境の充実を図る。				
<b>施策の方向</b>	<b>(1)家庭の教育力の向上</b>				
目的	家庭における基本的な生活習慣や学習習慣、モラルやマナー、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性の育成を支援するとともに、家庭における子どもの食習慣の改善と栄養バランスの保持を進める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	それぞれの家庭で「家庭の日」を設けている県民の割合	—	(H24) 50.9%	62%	B
	参考指標	経年変化			推移
	朝食摂取率(幼稚園児・小・中・高校生(全日制))	(H22) 97.6%	(H23) 97.8%	(H24) 97.8%	→
	新入生の保護者を対象とした家庭教育に関する講座を実施した学校の割合(小・中・特別支援学校)	(H22) —	(H23) 59.2%	(H24) 52.4%	↘
<b>施策の方向</b>	<b>(2)幼児教育の充実</b>				
目的	公立、私立ともに幼稚園の教員の指導力の向上を図るとともに、保育所、小学校との連携を推進し、人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	学校関係者評価を実施し、結果を公表している幼稚園の割合	公立 (H20) 28.8%	公立 (H24) 61.5%	公立 80%	B <sup>-</sup>
		私立 (H21) 42.0%	私立 (H24) 74.9%	私立 80%	
	参考指標	経年変化			推移
	「地域にある幼稚園・保育所における教育・保育が充実している」と感じている人の割合	(H22) 48.3%	(H23) 53.9%	(H24) 51.8%	→

### 2 進捗評価

- 家族の実情に応じた「家庭の日」の設定の推進や「食育啓発リーフレット」等による家庭への啓発を実施した結果、幼稚園児・小・中・高校生の朝食摂取率が増加傾向にある。一方、「家庭の日」を設けている県民の割合は、平成 24 年度に目標値の上方修正を行ったが、実績は前年比 1.3 ポイント減少した。市町又は学校ごとの親学講座の継続的な実施を支援し、平成 25 年度は、グループワーク形式で行う参加型の家庭教育の支援体制を整備するなど、更なる「家庭の教育力の向上」に向けた取組を進めている。

- ・ 初任者研修や 10 年経験者研修等の内容の充実を図り、教員に対する幼児教育の一層の理解推進を図っている。また、幼稚園と小学校の連携や幼稚園における子育て支援については、保育士、幼稚園教諭及び小学校教諭が参加する都道府県協議会において、理解を深めた結果、「学校関係者評価の実施・公表の割合」は増加するなど、「幼児教育の充実」はおおむね順調に推移している。

### 3 今後の施策展開

---

- ・ 乳幼児期からの家庭教育や食育の推進等が、豊かな人間性をはぐくむために重要である。このため、家庭教育の基本施策として設定している「家庭の日」については、親の就業状況や考え方も多様化していることから、家庭の在り方を見直す場として、個々の家庭が独自に設定するよう制度を周知し、設定率の向上を図る。また、親同士、近隣住民や地域とのつながりを回復することができるよう、身近で馴染みのある組織等による相談の場を設定していく。児童生徒の栄養バランスの取れた朝食の摂取率の向上を目指し、食育についての啓発を進め、保護者の取組意欲を高めていく。
- ・ 「幼児教育の充実」を図るためには、県民の多様なニーズに幅広く応えていく必要がある。このため、学校関係者評価の実施及びその結果の公表について一層の推進を図るなど、各幼稚園が家庭や地域と連携・協力した魅力ある学校づくりを進めていく。また、研修や幼稚園訪問指導による個々の教員の指導力向上のほか、保育所、幼稚園、小学校等との連携強化を進めるとともに、家庭・地域・幼稚園等が連携し、総合的な幼児教育を推進するよう働きかけていく。

## 4 取組の実績

### (1) 家庭の教育力の向上

#### ○家族のふれあいの推進

- ・ 就労形態の多様化や家族構成の変化等に対応するなど、家族の実情に応じた「家庭の日」の設定を推進し、親子のコミュニケーション促進を図っている。
- ・ 家庭教育支援の必要性について、市町や学校の理解を深めるため、平成23年度から「親学講座」を市町又は学校ごとの取組とし、継続的な実施を支援している。80%以上の小学校で保護者向けの家庭教育に関わる講座が実施されるなど、家庭教育に対する親の意識向上を図っている。

#### ○家庭教育の支援体制の確立

- ・ 市町において「親学講座」が実施されるよう、働きかけを行っている。家庭教育の実態を調査した結果、県の**家庭教育支援**施策の方向性を示し、講演会等の講座型から、親同士の交流や学び合い等をグループワーク形式で行う参加型の支援推進への移行を図った。また、平成25年度は、グループワークで利用する家庭教育ワークシートを作成し、幼稚園や小学校の協力校での試行を経て、シートを完成させる。
- ・ 家庭や地域における人づくり実践活動の促進を図るため、人づくり推進員が、しつけや子育ての助言等を行う「人づくり地域懇談会」を、平成22年度から平成24年度までの間、小学校や幼稚園等で延べ834回開催するとともに、「人づくりハンドブック」「人づくりニュースレター」等の発行やラジオ広報を実施した。(H25:270回予定)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
家庭教育支援の充実	計画	親学講座等の実施	家庭教育支援に関する調査・検討	新たな家庭教育支援の取組		○
	実施状況等	講師運営会議を県内3か所で実施 親学講座を対象の513校で実施	家庭教育実態調査2,380人(小学生保護者)を対象に実施、概要版リーフレットの作成、検討委員会を7回実施	家庭教育実態調査中学生保護者2,345人及び保護者2,310人を対象に実施 検討委員会を3回開催、家庭教育支援策の検討、協力校PTAでの試行、事例の広報	推進部会を開催し、家庭教育ワークシートの作成、協力園・協力校での試行、広報用リーフレットを作成しての活用啓発	

#### ○父親の家庭教育参加の促進

- ・ 静岡県が蓄積してきた「お父さんの子育て手帳」「早寝、早起き、朝ごはん」等の家庭教育支援に関する資料を、ホームページからダウンロードできるように変更し、父親をはじめ、いつでも誰でも活用することができるように改善を図っている。

#### ○家庭における食育の支援

- ・ ホームページによる食に関する情報の提供は、児童生徒のみならず保護者の「食育」への興味や関心も高めることができるため、提供内容の充実を図っている。

- ・ 学校栄養職員及び栄養教諭が、児童生徒への指導や保護者に対する啓発に取り組んだ結果、幼稚園児・小・中・高校生の朝食摂取率は100%に近づいている。
- ・ 「食育啓発リーフレット」の活用は児童生徒の朝食摂取に対する意識向上につながるとともに、家庭への啓発効果も表れている。特にバランスのよい朝食摂取率については、平成22年度の48.6%から平成24年度は52.0%に伸び、児童生徒の食習慣の改善が図られている。
- ・ 親子でつくる学校給食メニューコンクールの開催により、栄養バランスの整った学校給食献立を親子で考える機会を確保することができている。
- ・ 「ふじのくに食育推進計画」に基づき、親子を対象とした、食育教室を平成22年度から24年度までに169回開催し、地域の特色ある食文化や栄養に関する知識、食への関心の向上を図るとともに、県と市町や企業等との連携を強化し、家庭における食育を広げるよう、食育活動の充実に向けた体制を整えている。(平成25年度:食育教室50回予定)

## (2) 幼児教育の充実

### ○教員の指導力の向上及び幼稚園・保育所・小学校との連携の推進

- ・ 幼児の日々の生活の連続性、発達や学びの連続性など、子どもの発達の段階に応じた保育が行われるよう、初任者研修の内容の充実等を図り、資質向上に努めている。また、都道府県協議会において、教育実践等についての研修や連携の在り方について協議を行い、それぞれの保育、教育内容の理解を図っている。

### ○私立幼稚園における幼児教育の支援

- ・ 県民の多様な教育ニーズに応えるため、私立幼稚園が自主性や独自性を生かして実施した30人学級(少人数による教育)やチーム保育(一クラスを複数の教員で担当)、さらには学校関係者評価などの取組を支援している。
- ・ 園児に対する教育条件の維持・向上を図るため、私学団体が実施している幼稚園教職員への研修事業を支援している。

## 2-1-2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	子どもの将来における可能性を培う基礎となる、徳のある人間性の育成を図り、勉強、スポーツ、芸術の各方面での子どもの能力の向上を目指す。			
施策の方向	<b>(1)徳のある人間性の育成</b>			
目的	学校・家庭・地域の連携のもと、自然や社会の中での体験活動や、芸術や文化、読書等に親しむ機会の充実を図り、心身の調和のとれた「徳のある人」を育てる。			
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標 達成状況
	「困っている人がいるときは手助けをする」と答える児童生徒の割合	(H21) 小 80.9% 中 77.9% 高 72.8%	(H24) 小 87.2% 中 86.6% 高 87.7%	小 89% 中 87% 高 88% B+
	参考指標	経年変化		推移
	「地域のNPOや企業等の外部人材を活用した学校」の割合	(H22) 50.6%	(H23) 52.5%	(H24) 53.5% ↗
	社会貢献(奉仕)活動を学校行事や総合的な学習の時間、学年設定科目などで実施した学校の割合	(H22) 小 76.4% 中 71.1%	(H23) 小 79.0% 中 76.8%	(H24) 小 75.0% 中 75.1% ↘
	静岡県子ども読書アドバイザー認定者数	(H21) 43人	(H22・23) 39人	(H24・25) 43人 →
	人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合	(H22) 86.5%	(H23) 93.0%	(H24) 87.0% →
	「環境を守ることの大切さを理解した行動をしている」と答える児童生徒の割合	(H22) 小 85.2% 中 74.5% 高 73.9%	(H23) 小 85.4% 中 76.2% 高 73.2%	(H24) 小 85.9% 中 79.1% 高 75.1% ↗
施策の方向	<b>(2)健やかで、たくましい心身の育成</b>			
目的	生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための、「生きる力」の基礎になる健康でたくましい心身の育成を図るとともに、学校における食育を推進する。			
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標 達成状況
	「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合	(H21) 小 89.9% 中 84.2% 高 82.2%	(H24) 小 88.7% 中 83.1% 高 82.4%	小 93% 中 90% 高 87% C
	新体力テストで全国平均を上回る種目の割合	(H21) 小 93.8% 中 94.4% 高 94.4%	(H24) 小 86.5% 中 81.5% 高 94.4%	小 100% 中 100% 高 100% C

参考指標	経年変化			推移
いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法 ・アンケート調査の実施	(H21) 小 77% 中 86% 高 20%	(H22) 小 100% 中 100% 高 76%	(H23) 小 100% 中 100% 高 76%	→
・個別面談の実施	(H21) 小 69% 中 84% 高 72%	(H22) 小 73% 中 95% 高 73%	(H23) 小 77% 中 94% 高 72%	→
いじめの解消率	(H21) 小 82.7% 中 72.3% 高 80.2%	(H22) 小 61.3% 中 60.2% 高 71.7%	(H23) 小 58.3% 中 60.9% 高 85.2%	↘
不登校児童生徒数	(H21) 小 850人 中 3,061人 高 898人	(H22) 小 855人 中 2,879人 高 1,028人	(H23) 小 868人 中 2,840人 高 1,096人	↘
学校における食に関する全体指導計画の作成	(H22) 78.8%	(H23) 92.1%	(H24) 95.4%	↗

施策の方向	(3)「確かな学力」の育成			
目的	主体的に学習に取り組む態度を育成し、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図る。			
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標 達成状況
	「授業が分かる」と答える児童生徒の割合	(H21) 小 87.7% 中 69.2% 高 61.6%	(H24) 小 88.0% 中 71.3% 高 65.6%	小 90% 中 75% 高 67% B <sup>-</sup>
	全国規模の学力調査で、全国平均を上回る科目の割合	(H21) 75.0%	(H24) 50.0%	100% D

参考指標	経年変化			推移
ICTを活用した授業ができる教員の割合	(H21) 54.9%	(H22) 57.6%	(H23) 59.7%	↗
「自然科学やものづくりに関心がある」と答える児童生徒の割合	(H22) 小 77.6% 中 64.0% 高 52.2% 特 66.7%	(H23) 小 77.2% 中 62.0% 高 54.1% 特 68.2%	(H24) 小 78.0% 中 61.8% 高 53.8% 特 70.4%	→

施策の方向	(4)特別支援教育の充実			
目的	特別支援学校の教育環境の整備等を推進するとともに、地域との連携を図りながら、すべての学校において特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導と支援の充実を図り、「共生・共育」を推進する。			
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標 達成状況
	特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の指導計画を作成している学校の割合	(H21) 幼 71.7% 小中 87.7% 高 13.3%	(H24) 幼 75.0% 小中 91.5% 高 18.6%	幼 85% 小中 93% 高 50% B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
特別支援学校における交流及び共同学習の実施数 ①学校地域の校・園数 ②幼児児童生徒の居住地校・園数 ③交流団体数	(H22) ①116校・園 ②243校・園 ③152団体	(H23) ①123校・園 ②246校・園 ③185団体	(H24) ①132校・園 ②256校・園 ③224団体	↗
個別の教育支援計画に基づく進路目標の実現率	(H21) 78.8%	(H22) 83.7%	(H23) 79.2%	→

施策の方向	(5)魅力ある学校づくりの推進			
目的	児童生徒をはじめ保護者や地域から信頼される魅力ある学校づくりとともに、教員の教科指導力・生徒指導力等の向上を図り、頼もしい教職員を養成する。			
数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
「学校生活に満足している」と答える児童生徒の割合	(H21) 公立小 85.8% 公立中 72.6% 公立高 63.9% 私立高 56.2%	(H24) 公立小 83.6% 公立中 73.4% 公立高 68.4% 私立高 72.0%	公立小 90% 公立中 80% 公立高 70% 私立高 70%	B <sup>-</sup>
「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合	(H21) 公立小 84.7% 公立中 67.2% 公立高 57.6%	(H24) 公立小 85.7% 公立中 68.1% 公立高 64.1%	公立小 90% 公立中 90% 公立高 90%	B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
地域にある学校を身近に感じている人の割合	(H22) 54.9%	(H23) 54.0%	(H24) 53.1%	→
学校関係者評価を行っている学校の割合	(H21) 小 86.8% 中 89.4%	(H22) 小 96.4% 中 94.8%	(H23) 小 95.4% 中 97.1%	↗
「研修を役立てた」と答える教員の割合	(H22) 小 88.5% 中 76.8% 高 62.1% 特 76.2%	(H23) 小 80.7% 中 74.4% 高 55.7% 特 77.5%	(H24) 小 95.1% 中 91.5% 高 77.2% 特 94.5%	↗
児童生徒の ICT 活用を指導できる教員の割合	(H21) 54.6%	(H22) 55.6%	(H23) 57.0%	↗

施策の方向	(6)安全・安心な教育環境の確保			
目的	家庭、学校、地域等の連携のもと、危機管理のための教育を推進し、災害や事故、犯罪等から子どもを守る安全・安心な教育環境を確保する。			
数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
学校施設の耐震化率	(H21) 市町立小中 94.2% 県立高 94.2% 私立高 82.4%	(H24) 市町立小中 99.2% 県立高 100% 私立高 88.0%	市町立小中 100% 県立高 100% 私立高 100%	B
児童生徒の年間交通事故死傷者数	(H21) 3,803 人	(H24) 3,966 人	3,400 人以下	C

参考指標	経年変化			推移
	(H22)	(H23)	(H24)	
中学生・高校生の地域防災訓練参加率	57%	59%	57%	→
防犯教室・訓練等を実施した学校	75.0%	72.5%	70.2%	↘
交通安全教室実施率	(H22) 公立小 100% 公立中 91.3% 公立高 97.5% 私立高 88.4%	(H23) 公立小 ー 公立中 ー 公立高 99.2% 私立高 100%	(H24) 公立小 100% 公立中 91.0% 公立高 100% 私立高 100%	↗
「地域や学校における防災・防犯のための取組が十分に行われている」と感じている人の割合	64.7%	72.8%	72.8%	↗

## 2 進捗評価

- 学校における自然体験・社会貢献活動などを推進した結果、「困っている人がいるときは手助けをする」と答える児童生徒の割合は、平成 24 年度に目標値の上方修正を行うなど、毎年度上昇している。地域のNPOや企業等の外部人材の活用、多様な体験活動の経験などにより、心身の調和のとれた「徳のある人」の育成が図られている。
- 「学校における食に関する全体指導計画の作成」の実施率は大きく上昇しているものの、小・中学校において「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合は減少傾向にある。児童生徒が「楽しい」と考える基準は様々であり、学校に求めるものや期待することが多様化していることが考えられる。また、「新体力テストで全国平均を上回る種目の割合」は、小学生では柔軟性や投力、中学生は持久力や投力に課題が見られるため、減少傾向にある。全国でいじめによる自殺が相次いだこともあり、いじめの認知件数は増加傾向にあることから、スクールカウンセラーの活用などによるきめ細かな指導を充実するほか、各学校で工夫した体力づくりの取組を進めるなど、「健やかで、たくましい心身の育成」に向けて、より一層の推進を要する状況にある。
- 教員の授業力の向上や教育内容の充実に取り組んだ結果、「授業が分かる」と答える児童生徒の割合は増加傾向にあるものの、「全国規模の学力調査で、全国平均を上回る科目の割合」に効果が反映されていない。これは小学校で全国学力・状況調査のような問題に対する経験が不足しているためと考えられる。「確かな学力」を育成するため、学力調査結果等を利用して学校改善・授業改善の取組を推進するとともに、平成 25 年度に小・中学校の静岡式 35 人学級編制が完成したことから、少人数学級の特性を活かした魅力ある授業づくりに向け、教員の授業力の向上を図っている。
- 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒のための個別の指導計画の作成率は、上昇傾向にあり、個別の指導計画を活用した支援情報の共有、指導体制が整いつつある。また、共生・共育の推進や大規模化、狭隘化、通学困難の解消に向け、平成 25 年度に高等学校内に特別支援学校の分校を2校開校したほか、平成 27 年度に開校予定の本校2校の設置準備を進めるなど、「特別支援教育の充実」が図られている。
- 教員の指導力の向上のための指導主事による訪問指導や授業力向上のための実践研修などを実施したことにより、「研修を役立てた」と答える教員の割合や「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合は増加傾向にある。しかし、「学校生活に満足している」と答える児童生徒の割合は私立高校では目標を達成したものの、公立小学校では減少傾向にあ

る。また、学校関係者評価や学校評議員制度による保護者や地域住民のニーズに応じた学校運営が展開されるようになってきたが、「地域にある学校を身近に感じている人の割合」は伸び悩んでおり、保護者、地域住民等との連携・協力による地域に開かれた特色ある学校づくりに向け、一層の推進を要する状況にある。

- ・ 地域と連携した防災訓練の実施などにより、地域防災訓練に参加している中高生や「地域や学校における防災・防犯のための取組が十分に行われている」と感じている人の割合」は増加傾向にあるが、私立高校の「学校施設の耐震化率」は耐震化に多額の資金を要することもあり、伸び悩んでいる。さらに、「児童生徒の年間交通事故死傷者数」は減少しているが、高校生における自転車事故が小、中、高校生の事故全体の 30%を占めるなど、依然、4,000 人前後を推移しており、「安全・安心な教育環境の確保」に向け、一層の推進を要する状況にある。

### 3 今後の施策展開

---

- ・ 徳のある人間性と健やかでたくましい心身の育成を図るため、子どもが様々な体験活動を経験する機会の充実が必要である。  
このため、学校における自然体験学習や社会貢献活動、文化芸術の鑑賞などを推進するとともに、地域との連携による多様な体験活動の一層の推進を図る。
- ・ 「「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合」は、児童生徒が学校に求めるものや、期待することが多様化していることを背景に、小学校では、平成 22 年度、23 年度、24 年度を通じて、基準値(平成 21 年度 89.9%)を下回った。さらに、「新体力テストで全国平均を上回る種目の割合」は、小学生では柔軟性や投力、中学生は持久力や投力に課題が見られるため、小学校では平成 22 年度、23 年度、24 年度を通じて、中学校では平成 23 年度、24 年度を通じて、基準値(平成 21 年度小学校 93.8%、中学校 94.4%)を下回っており、引き続き、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るため、「生きる力」の基礎になる「健やかで、たくましい心身の育成」を図る必要がある。  
このため、児童生徒の健康維持や体力向上に向け、学校体育や部活動等の充実、安全対策の徹底を図るほか、学校給食における地産地消や栄養教諭による指導の充実など、食育を推進する。また、心の健康問題やいじめ・不登校については、スクールカウンセラーや関係機関等との連携のもと、未然防止、早期発見・対応に努めていく。
- ・ 「全国規模の学力調査で、全国平均を上回る科目の割合」は、小学校で全国学力・状況調査のような問題に対する経験が不足していることなどが原因として考えられるため、平成 22 年度、24 年度において、基準値(平成 21 年度 75.0%)を下回っており、これまで以上に、児童生徒が主体的に学習に取り組む態度を育成し、知識・技能の習得と課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図ることが必要である。  
このため、若手教員に対し、教科等の指導をはじめとする資質向上を図ることにより、教科指導力・授業力の一層の向上に努めていく。さらに、全国学力学習状況調査等の結果について、静岡式 35 人学級編制との関係性等を詳細に分析するとともに、少人数学級の特性を活かした授業方法や必要な人的支援について検討を行い、「確かな学力」の育成に向けた授業改善の取組を一層推進する。
- ・ 特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導や支援を行い、「共生・共育」を推進することが必要である。

このため、特別支援教育については、早急に対策が必要な5地区を優先しながら、学校を整備し、教育環境を改善していく。また、共生社会の実現に向け、各市町の保健福祉・教育委員会・特別支援教育コーディネーターとの連携を図るとともに、国の動向を踏まえた県のインクルーシブ教育システムの在り方を検討する。

- ・ 児童生徒、保護者や地域から信頼される魅力ある学校づくりを推進するため、きめ細かな学習指導や生徒指導の実現に向けた頼もしい教職員を養成していく必要がある。  
このため、教員の授業力向上に向けた研修内容の充実のほか、教職員1人1台の校務用コンピュータを活用した事務の効率化等により、教職員が子どもと向き合う時間の拡充と教育の質の向上を図っていく。また、生徒及び社会のニーズを踏まえ、産業教育の推進に努めるとともに、専門性の高い学科やコースの設置などの学科改善や、「静岡県立高等学校第二次長期計画(平成17年3月策定)」に基づく高等学校の再編整備により、教育環境の改善を図っていく。
- ・ 危機管理のための教育を推進するためには、家庭、学校、地域等の連携のもと、災害や事故、犯罪等から子どもを守る安全・安心な教育環境を確保していく必要がある。  
このため、自然災害への対応については、平成25年2月に改訂した「静岡県防災教育基本方針」を踏まえ、児童生徒等の防災対応能力向上を図るとともに、第4次地震被害想定の内容を教職員に周知し、各学校防災計画の見直しを推進する。また、児童生徒の主体的な行動力を育成するため作成した実践的な防災学習教材集を、学校における防災学習教材として活用促進を図っていく。あわせて、耐震化が遅れている市町や私立高校に対し確実に取組を進めるよう要請していく。
- ・ 「児童生徒の年間交通事故死傷者数」は、平成22年、23年、24年を通じて、基準値(平成21年3,803人)を上回ったため、引き続き、交通安全に関する模範的な取組についての教職員等への啓発や学校や地域における交通安全教室の一層の充実に努め、児童生徒の交通安全に対する意識や危機回避能力を高め、「児童生徒の年間交通事故死傷者数」の減少を図っていく。

## 4 取組の実績

### (1) 徳のある人間性の育成

#### ○自然体験・社会体験・社会貢献活動の推進

- 県立高等学校においては、総合学科7校中6校で、**地域に関する学校設定科目や総合的な学習の時間を実施**している。
- 地域の自然環境を生かした**環境保全活動や自然保護活動**など、学校における自然体験学習や社会貢献活動を推進している。
- 生命の尊さや子育ての意義を学び、介護・福祉など少子高齢社会の課題に対する認識を深めるとともに、自己の将来の在り方・生き方を考えさせる契機とする保育・介護体験実習を、すべての県立高等学校において実施している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域の歴史・文化・産業など、特色を生かした地域学習の推進	計画	特色ある地域学習への取組についての現状の把握	地域学習の広報及び導入校の拡大			○
	実施状況等	総合的な学習の時間等で全小中学校で取組済み	総合的な学習の時間等での特色ある取組の推進	総合的な学習の時間等での特色ある取組の推進	総合的な学習の時間等での特色ある取組の推進	
環境保全活動や自然保護活動など、地域の自然を生かした活動の推進	計画	地域の自然を生かした活動の現状の把握	地域の自然を生かした活動の広報及び実施校の拡大			○
	実施状況等	自然体験学習等は全小中学校で実施済み	自然体験学習等は全小中学校で実施済み	地域の自然を生かした特色ある取組の推進	地域の自然を生かした特色ある取組の推進	

#### ○本物の芸術・文化に触れる機会の充実

- 高等学校では、生涯にわたって芸術や文化に親しむ態度をはぐくむため、各学校において芸術鑑賞教室を実施し、本格的な芸術を鑑賞する機会を設けている。

#### ○「読書県しずおか」づくりの推進

- 平成25年度までに164人の**子ども読書アドバイザー**を養成しており、各市町において読み聞かせ等で活躍している。また、「読書県しずおか」の構築を図るため、静岡県子ども読書活動推進計画に基づき市町が行う子ども読書活動推進計画の策定や推進を促すとともに、県子ども読書アドバイザーの養成・活用や地域の読み聞かせボランティアの活用、本の寄付制度の検討等を行った。
- 「静岡県子ども読書活動推進計画－第二次計画－」から、小学生向けに加え、中学生向け「読書ガイドブック」を毎年作成し、各1年生に配布するとともに、授業で活用できるよう、教員用の手引きを配布し、積極的な活用を促している。また、児童生徒が良書にめぐり合う機会を広げるため、司書教諭の悉皆研修や校長会で周知し、**読書ガイドブックの有効活用**を促進している。平成24年度には、新たに「あかちゃん版読書ガイドブック」を作成し、乳児を持つ母親にお薦めの絵本を紹介した。
- すべての子どもの自主的な読書活動の推進を目的に策定した「**静岡県子ども読書活動推進計画**」に計画全体の達成目標を位置付け、新たな取組を盛り込んだ第二次計画を平成23年

度から実施した。同計画を周知した結果、市町の「子ども読書活動推進計画」の策定率は97.1%に達している。

- **本の寄付制度**に関する取組をまとめた事例集を寄付制度のモデルとして県内市町立図書館に紹介し、図書館職員向け研修会で周知を図ったところ、平成23年度には、県内全市町で寄付制度が取り入れられた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
子ども読書アドバイザーの養成	計画	2年間で40人養成		2年間で40人養成		○
			累計122人		累計162人	
	実施状況等	年4回の養成講座を実施(市町の推薦を受けた41人が受講)	年4回の養成講座を実施(一定の成績を修めた受講者を子ども読書アドバイザーとして39人認定:累計121人)	年3回の養成講座を実施(市町の推薦を受けた43人が受講)	年3回の養成講座を実施、子ども読書アドバイザーとして43人認定の予定(累計164人)	
子ども読書アドバイザーの活用促進	計画	県及び市町の子ども読書推進事業で活用				○
	実施状況等	・子ども読書アドバイザー養成講座の講師として活用 ・市町での活用を啓発	・子ども読書アドバイザー養成講座の講師として活用 ・市町での活用を啓発	・子ども読書アドバイザー養成講座の講師として活用 ・市町での活用を啓発	・子ども読書アドバイザー養成講座の講師として活用 ・市町での活用を啓発	
読書ガイドブックの作成、活用促進	計画	中学生向けの作成・配布				○
		乳幼児向けの検討・作成		乳幼児向けの作成・配布		
	実施状況等	・中学生向けガイドブックの検討・作成、3月に新1年生全員分を中学校に送付(入学式での配布) ・乳幼児向けブックリストの検討	・中学生向けガイドブックの活用法と更新を検討 ・3月に新1年生向けに送付 ・乳幼児向けブックリストの検討・作成	・小学生版ガイドブックの活用法と更新を検討 ・小、中学生版の新1年生への送付 ・あかちゃん版ブックリストの配布(母子手帳交付時)	・小学生版ガイドブックの更新 ・小、中学生版の新1年生への送付 ・あかちゃん版ブックリストの配布(母子手帳交付時)	
静岡県子ども読書活動推進計画の策定、市町への周知	計画	新計画策定	市町への説明会開催、見直し呼び掛け			○
	実施状況等	・担当者会(12人)を組織し、県読書活動推進会議(14人、年3回実施)と連携して新計画を策定	・新計画を市町教委や学校等に配布(4-5月) ・各種研修会での周知、市町計画の見直しの啓発	・子ども読書活動推進検討委員会の設置、課題の検討 ・各種研修会等での周知、市町計画の見直しの啓発	・第二次計画の見直し、改定の実施 ・各種研修会等での周知、市町計画の見直しの啓発	
本の寄付制度	計画	事例集作成	県内図書館への広報・啓発			◎
	実施状況等	事例集を作成し、県内の市町立図書館に配布	市町立図書館職員を対象とした研修会などでの周知	市町立図書館職員を対象とした研修会などでの周知徹底	市町立図書館職員を対象とした研修会などでの周知徹底	

### ○学校・家庭・地域の連携強化

- 学校・家庭・地域の連携を図るため、地域のコーディネーター、ボランティアリーダーを養成し

ている。平成24年度には、**学校支援地域本部**事業と放課後子ども教室推進事業の統合により、推進委員会や研修会が一本化され、経費の縮減や事業の効率化が図られた。学校・地域連携推進委員会では、連携体制の構築や広報、放課後児童クラブとの連携方策について協議されるなど、学校・家庭・地域の連携を強化している。

- ・「**学びの『宝箱』**」については、市町の各施設や学校に広報し、地域人材の有効活用を促している。新規登録件数の増加やワンストップ窓口の設置などによる効率的で安全な運用に努めている。
- ・「静岡県青少年の非行・被害防止強調月間」(7月)、「静岡県こども若者育成支援強調月間」(11月)に合わせ広報、啓発を行ったほか、各市町声掛け運動推進担当者に対して、「地域声掛け運動推進研修会」を開催し、有識者による講演や意見交換等を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
学校支援地域本部設置の推進	計画	1市町1本部のモデル事業実施(6月現在22市町)	1市町1本部の設置促進	本部数の拡大促進		○
	実施状況等	24市町25箇所を実施、平成23年度より国の委託から補助事業に変更	補助対象17市町19箇所を実施、補助の有無に関わらず、同様の機能を有する本部数は156箇所	補助対象17市町19箇所を実施、補助の有無に関わらず同様の機能で実施箇所数は239箇所	国、県補助の有無に関わらず、同様の機能での実施箇所数を平成26年度までに250箇所設置	
学びの「宝箱」の有効活用	計画	インターネットサイト開設		活用の推進		○
	実施状況等	モデル事業の実施インターネットサイト開設ID、パスワード配布	活用事例の広報モデル事業実施ワンストップ窓口の設置	活用の広報人材登録の募集メンテナンス	活用の広報人材登録の募集メンテナンス	

## ○人権教育の推進

- ・ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の人権教育担当者の悉皆研修において、資質向上・指導力強化を図る実践的な研修の機会を研修者のニーズに応じて提供し、各学校での人権教育の推進を図っている。また、管理的・指導的立場にある管理職の人権教育に対する理解を深めるため、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の新任管理職に、人権教育の講義を行っている。
- ・ 各市町における人権教育推進事業の充実を図るために、人権同和对策室との連携による研修会の開催、公民館等新任職員に対する人権講座の開催、人権教育地域指導者研修会の開催、市町人権教育連絡協議会への助成等を行っている。また、市町教育委員会事務局を訪問し、人権教育の取組への働きかけを行っている。
- ・ 参加者の人権感覚を高めるため、主催する研修会のプログラムの中に、参加体験型の人権学習を設定するよう努めている。参加者が主体的に学習することで、自他の人権を守る実践や行動につなげていくとともに、その効果を実感させ、学校での積極的な活用を促している。
- ・ 人権教育の正しい理解と認識を深めるために、指導資料検討委員会を年3回開催し、人権教育指導資料の発行に向けた研究及び資料の活用方法の検討を行っている。学校教育の場で積極的に活用される指導資料となるよう、平成 25 年度はリーフレット型の資料を作成した。

- ・ 学校における人権教育の推進を図るため、研究指定校を設けている。小学校1校、中学校1校に加え、平成 25 年度は新たに高等学校1校を指定し、先進的な人権教育の指導方法の研究と普及に努めている。

## (2) 健やかで、たくましい心身の育成

### ○子どもの心の健康問題やいじめ・不登校等へのきめ細かな指導の充実

- ・ いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題に対応するため、全公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置している。中学校区ごとに同じスクールカウンセラーを配置して、中学校区内の小・中学校の連携を強化するとともに、相談体制の充実を図っている。また、被災地から転入した児童生徒への支援を充実するために研修を実施した。小・中学校には、不登校未然防止のための小・中学校連携やソーシャルスキル教育などの研究校の成果をリーフレットにまとめ、配布した。また、県立高等学校ではスクールカウンセラーを10校の拠点校に配置するほか、10地区で地域の高等学校、中学校及び警察署と連携した研修会の開催、全校で「心の教育」をテーマとした学級懇談会の実施など、いじめや不登校などの問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応の推進を図っている。

### ○学校体育、スポーツ・文化活動の充実

- ・ 学校体育や部活動等における安全対策の充実を図るため、事故防止に関する対策を通知し、周知徹底に努めている。学校体育については、特に武道必修化に伴う、実技研修会や安全指導研修会等の実施による指導者の資質向上のほか、巡回指導や指導協力者の派遣など、県内武道団体と連携し、継続した安全管理の徹底及び指導体制の構築を図っている。部活動については、部活動指導手引きを配布したほか、運動部活動担当研修や初任者研修等で安全管理に対する指導の徹底を図っている。
- ・ 児童生徒の体力向上を図るため、すべての小・中・高等学校において実施する新体力テスト記録会を踏まえ、各種目の全国平均と県平均との比較や分析等を行い、低下傾向が見られる種目に対して数値目標を示すなど、効果的な実践について周知している。特に小学校においては、「投力」「柔軟性」を高める種目を重点種目に設定し、「体力アップコンテスト しずおか」において強化を図っている。
- ・ **しずおか型部活動**検討委員会(平成21～23年度)の報告書を踏まえ、望ましい部活動の在り方や位置付けを明確化するとともに、外部指導者や大学との一層の連携により部活動を推進するため、大学生等による部活動支援ボランティアやスポーツエキスパート、学校教育活動支援員などの外部指導者を運動部活動に派遣している。文化部活動については、県立高等学校に「文化の匠」として外部指導者を派遣し、部活動指導の充実を図っている。
- ・ 運動部活動については、高校の陸上競技、水泳、アーチェリー、登山、自転車競技、中学校の陸上競技、剣道、駅伝などで全国優勝、準優勝など上位入賞を果たしたほか、箏曲、吹奏楽、合唱、マンドリン、囲碁将棋などの文化部活動が全国大会レベルのコンクール等において成果をあげている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
しずおか型部活動の推進	計画	試行 在り方検討		実施		◎
	実施状況等	試行 在り方検討委員会 (3回開催)	在り方検討委員会 (3回開催)	学校教育活動支援員の配置(16校) 外部指導者の委嘱に関する要綱の施行	学校教育活動支援員の配置、エキスパート派遣事業の派遣人数、大学生等ボランティア派遣方法の検討	

### ○学校における食育の推進

- ・ 「食に関する指導の手引き」及び「学校における食育ガイドライン～食に関する指導のために～」を活用し、**食に関する全体指導計画の作成**を支援している。
- ・ 20市町の小・中学校で、平成24年度の学校給食における**地場産物の活用率**が上昇するなど、各学校で給食担当、栄養教諭等を中心に工夫した取組が実施されている。
- ・ 栄養教諭の配置により、学校給食における衛生管理の充実が図られている。また、食に関する指導についても、栄養教諭が教職員に働きかけを行い、学校全体で取り組んでいる。
- ・ 栄養バランスの整った**学校給食献立**を親子で考え、**コンクール**を行うことにより、学校給食に対する児童生徒及び保護者の興味関心を高めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
食に関する全体指導計画の作成	計画	作成率70%以上	作成率80%以上	作成率90%以上	作成率100%	○
	実施状況等	作成率78.8%	作成率92.1%	作成率95.4%	平成26年1～3月 作成率調査実施	
地場産物の活用	計画	活用率30%	活用率35%	活用率40%	活用率45%	○
	実施状況等	23.3%	31.0%	34.3%	「ふるさと給食週間」及び「ふるさと給食の日」を中心に活用を啓発(11月調査)	
親子でつくる学校給食メニューコンクールの開催	計画	応募100件	応募150件	応募200件	応募250件	●
	実施状況等	応募172件	応募236件	応募102件	応募148件	

### (3) 「確かな学力」の育成

#### ○教員の授業力の向上

- ・ 教員の授業力向上を図るため、平成23、24年度に作成した教師用指導資料「よりよい自分をつくっていくためにⅢ」の活用を働きかけている。また、学校訪問や教科等指導リーダー研修

会等で資料を活用し、教師の役割や授業づくりを支える学校体制について指導を行っている。平成23年度に、小・中学校分の全教科を作成した「静岡県の授業づくり指針」については、学校訪問や経年研修等において活用し、教員の教科指導力の向上を図っている。指針の内容は、国の動向や学校現場の実情等を踏まえて改善を図り、ホームページに掲載して周知を図っている。

- ・ 総合教育センター指導主事による学校訪問を実施し、5年経験者研修対象者や学校の要請に応じた指導を行っている。また、教科等の指導力に優れた現職教員を教科等指導リーダーに指名し、自ら公開授業を行って範を示すとともに、若手教員の研究授業を参観して指導を行っている。また、小・中学校ではエリアリーダーを任命し、地区及び学校の校内研修の支援を行っている。
- ・ 理想の学校教育具現化委員会の提言を受け導入した教職員1人1台の校務用コンピュータの活用を図るため、ICT環境の整備・充実や校務の効率化、教材・指導案の共有化を推進している。また、教育の情報化に対応した基本研修、専門研修、ICT活用指導力向上研修及び学校等支援研修を実施し、ICT活用指導力の向上を図っている。

### ○学校におけるきめ細かな指導の充実

- ・ **静岡式35人学級編制**は、平成22年度に小学校2年生への低学年支援、6年生及び中学校3年生を、平成23年度に小学校5年生を、平成24年度に小学校4年生を、平成25年度に小学校3年生を拡充したことにより、**完成**した。
- ・ **外国人児童生徒相談員等による適応指導や学習支援、指導担当教員等への指導・助言等**を行い、外国人児童生徒への指導・支援の充実や各学校の支援体制確立に努めている。外国人児童生徒担当教員等研修会や連絡協議会等において各学校や市町が抱えている課題、プレクラスの整備状況等について情報交換を行うことにより、効果的な指導・支援体制の整備を進めている。また、高等学校においては、外国人生徒選抜実施校8校及び外国人生徒数の多い定時制課程を置く3校に各1人の教育補助員を配置している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
静岡式35人学級編制の拡充	計画	35人学級編制を小6、中3に拡充 小学校低学年支援小2に拡充	35人学級編制を段階的に拡充		静岡式35人学級編制を全学年で実施	○
	実施状況等	35人学級編制を小6、中3に拡充 小学校低学年支援小2に拡充	小5に拡充 小学校低学年支援小1・2継続	小4に拡充 小学校低学年支援小1・2継続	小3に拡充 小学校低学年支援小1・2継続	
外国人児童生徒への指導・支援体制の充実	計画	プレクラス検討委員会の設置 カリキュラムの開発		プレクラス連絡協議会の開催 カリキュラムの学校への普及・啓発		○
	実施状況等	プレクラス検討委員会4回実施 カリキュラム(暫定版)の開発・配布	プレクラス検討委員会2回実施 カリキュラム(完成版)をHP掲載	帰国・外国人児童生徒教育連絡協議会1回実施 カリキュラム(完成版)の活用	帰国・外国人児童生徒教育連絡協議会1回実施予定 カリキュラム(完成版)の活用	

### ○教育内容の充実

- ・ 国際的に活躍できる科学技術者や研究者を養成するため、高校生が大学の研究室で本格的な研究を体験するニュートン・チャレンジ、若手科学者との交流や先端施設の見学を行うニュートン・キャンプ、伊豆半島の地形観察や地震防災の先端研究施設を訪問するニュートン・ア

ース等を実施している。また、ニュートン・プロジェクト指定校事業として理数科設置校において小・中学生向け科学教室を実施している。

- ・ 小学校における外国語活動の充実を図るため、授業の意義や進め方、単元構成、年間計画の作成方法等を周知、研修している。また、高等学校及び県立中学校における語学教育の充実、国際理解教育の推進を図るため、アメリカ・イギリス・カナダ等から外国語指導講師を招致し、学校教育課、総合教育センター、高等学校に配置している。
- ・ 子どもたちが生涯にわたって環境に関心を持ち続けることができるよう、教科や総合的な学習の時間に活用できる情報をまとめたリーフレットを配布するとともに、環境教育の中核となる指導者を養成している。また、高等学校では、環境に関する内容を扱う公民や理科、保健体育等を中心に、学習を行っている。
- ・ 高度情報社会に対応したICT教育を推進するため、必要な情報機器を整備し、平成22年度から平成24年度までの間に、LAN設備の更新を13校、パソコン教室の更新を40校で実施するとともに、普通教室に139台のパソコンを整備するなど、教育の情報化を推進した。(平成25年度予定:LAN設備の整備4校、パソコン教室の整備17校、普通教室へのパソコン整備227台)
- ・ キャリア教育の充実を図るため、職業講話、職場見学、職場体験を実施している。また、キャリア教育の推進に向けて各学校が設定した目標を達成した学校の割合は、平成23、24年度で90%以上となっている。高等学校においては、インターンシップの実施のほか、職業意識の啓発・形成を目的に、静岡労働局等と連携し、職業講話等を行っている。
- ・ 専門高等学校等では、新学習指導要領に基づき、学科の特性を踏まえて編成した教育課程を実施している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ICT教育推進のための情報教育機器の整備	計画	PC教室におけるPC更新期間の短縮の決定	(5校)	LAN設備更新(8校)	(4校)	◎
			(12校)	PC教室更新(15校)	(15校)	
				普通教室PC導入(139台)		
	実施状況等	PC教室の更新期間短縮に基づいた更新整備校の決定及び導入機器等の仕様決定	LAN設備更新(5校) PC教室更新(24校)	LAN設備更新(8校) PC教室更新(16校) 普通教室PC導入(139台)	LAN設備更新(4校) PC教室更新(17校) 普通教室PC導入(227台)	

#### ○家庭学習の習慣づくりや授業外学習の支援充実

- ・ 高等学校では、地域に在住する退職教員・大学生等の人材を活用し、放課後等に学校の実情に応じた学習支援を行う多様な人材活用学習支援事業を実施している。
- ・ 子どもたちが「自ら学ぶ学習」を支援するため、新学習指導要領に対応した新たな学習内容を中心に、基礎・基本から発展的な内容まで盛り込んだ学習教材・学習素材を作成し、インターネット上で提供している。

#### (4) 特別支援教育の充実

##### ○個々の教育的ニーズに応じた校内支援体制の推進

- ・ 個々の支援が必要となる児童生徒等に対応するため、各学校に個別の指導計画の作成を求

めたところ、平成24年度に計画を作成した学校の割合は、県全体で78.5%となっている。特別支援学校では、進路先への移行支援として個別の教育支援計画が活用されている。小・中学校において、LD、ADHD、高機能自閉症などの発達障害を含め、特別な教育支援を必要とする児童生徒をサポートするための非常勤講師を配置するとともに、平成25年度からは、多人数の自閉症・情緒障害特別支援学級を有する学校に非常勤講師を配置している。

- 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の理解と、支援の方法等に関する教員の知見を高めるため、県総合教育センターにおいて、「特別支援教育研修」を開講し、幼稚園から高等学校まで広く研修の機会を提供している。また、学校や地域研究会等においても積極的に研修が行われ、特別支援学校の教員が、センター的機能の一環として研修会の講師やアドバイザーとして支援している。
- 県立高等学校においては、県下7地区で特別支援教育地区研究協議会を開催し、各地区内の諸課題について協議、研究するとともに、教職員に対し、特別な教育的支援を必要とする生徒の支援に関する指導、助言を行う学校支援心理アドバイザー（臨床心理士）を地区内高等学校に派遣している。学校支援心理アドバイザーについては、平成22年度の7校から、平成25年度には延べ19校に配置が拡大されている。
- 発達障害等のある生徒への支援の充実**を図るため、「発達障害等のある生徒支援検討委員会」を設け、高等学校段階における特別な教育的支援を必要とする生徒数及び年度末の状況などの実態調査結果並びに教員、カウンセラー、医師等を実施したアンケートや、保護者との意見交換会の内容を基に、今後の支援策について検討した。また、発達障害等のある生徒に対する支援の在り方を探るためのモデル事業として実施したコミュニケーションスキル講座と教育相談を踏まえ、各校において専門的支援を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
発達障害等のある生徒に対する高等学校段階での支援・教育	計画		発達障害等のある生徒の調査 モデル事業実施			○
	実施状況等	検討委員会の設置	発達障害等のある生徒の調査 モデル事業実施	発達障害等支援のための教材作成 モデル事業継続	教材活用指導者養成研修 専門的支援開始	

### ○「地域の支援システム」構築の推進

- 中学校区を基本とした学校間ネットワークの構築を進めている。また、関係する外部支援機関との連携を強化し、教育相談や助言、情報提供等の学校支援を行っている。
- 中学校区で核になるチーフ・コーディネーターを養成するための「特別支援学校チーフ・コーディネーター研修」を実施している。
- 市町の保健・福祉・教育の各分野が連携し、障害者に対する相談支援ファイルの活用等、早期からの支援の在り方や各市町関係者等の支援体制の構築について研究協議を行う、特別支援体制整備研究協議会を開催している。
- 相談支援ファイル等の実践研究を進め、平成25年7月には特別支援体制整備研究協議会で検討するなど、各市町関係者等の支援体制の構築及び充実を図った。
- 各学校において、地域の自立支援協議会や就労支援チーム会議などの連携会議の中で情報の共有化と支援協力をを行い、進路実現のための個別の教育支援指導計画を活用し、実効性のある進路指導を行っている。

- 各特別支援学校は教育相談や研修の講師を派遣するなど、地域のセンター的役割を担い、特別支援教育の充実及び地域の支援システムの構築を図っている。

### ○特別支援学校の受入れ体制の整備

- 平成23年4月に、東部特別支援学校伊豆松崎分校、浜松特別支援学校城北分校、富士特別支援学校富士宮分校を開校した。平成25年4月には、沼津特別支援学校愛鷹分校、藤枝特別支援学校焼津分校を開校した。また、榛南地区特別支援学校(仮称)及び掛川地区特別支援学校(仮称)の平成27年4月の開校に向けた整備など、**大規模化・施設狭隘化の解消や通学負担の軽減などが必要な知的障害者を対象とする特別支援学校**について、計画どおり整備を進めている。
- 東部特別支援学校及び西部特別支援学校の老朽化並びに障害の重度化多様化に対応するための改築方法等の検討を行っている。また、榛南地区特別支援学校(仮称)及び掛川地区特別支援学校(仮称)に併置される**肢体不自由(重複)に対応するための施設整備**について必要な準備を進めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
特別支援学校の整備	計画	本校1校(清水)、分校1校(磐田)の整備 掛川、志太榛原地域での学校新設の検討 基本計画(H18)に続く新たな施設整備計画策定	分校3校(賀茂、富士宮、浜松地域)	新たな施設整備計画に基づく学校整備 →		○
	実施状況等	本校1校(清水)、分校1校(磐田)の開校 掛川、志太榛原地域での学校新設の検討 静岡県立特別支援学校施設整備計画の策定	分校3校(賀茂、富士宮、浜松地域)の開校 静岡県立特別支援学校施設整備計画に基づく学校整備	沼駿、志太地区の分校開校準備 掛川小笠・志太榛原地区の本校2校の整備規模・設置場所の検討 田方・浜松地区の肢体本校の改築方法等の検討	分校2校(沼駿、志太地区)の開校 掛川地区特別支援学校、榛南地区特別支援学校の整備を進める。 田方・浜松地区の肢体本校の改築方法等の検討	

### ○「共生・共育」の推進

- 各特別支援学校において、幼稚園・小学校・中学校・高等学校提携校及び福祉施設等の団体との交流や自分の居住地域にある学校との交流を計画的、組織的に進め、「共生・共育」の推進を図っている。
- 平成25年4月に、沼津城北高等学校内に沼津特別支援学校愛鷹分校を、焼津水産高等学校内に藤枝特別支援学校焼津分校を開校したことにより、小・中学校及び高等学校に併置される分校は12校となった。
- 各特別支援学校に対して、県庁内での職場実習の受入れについて広く周知に努め、平成23年度までに6人の生徒が実習を行った。

### ○特別支援学校における職業教育と進路指導の充実

- 小学部、中学部、高等部へと一貫したキャリア教育推進のため、講師を招聘した研修会の実施や、キャリア教育の視点で教育活動全般を見直すなどの取組を各学校で進めている。
- 職場実習や就労する生徒受入れ態勢の拡大を図るため、地区別就業促進協議会における研修会や企業を対象とした見学会を実施するなど、地域の事業所等との連携を強化してい

る。

- ・ 「障害者働く幸せ創出センター」と連携を図り、同センター内に特別支援学校の児童生徒が製作した陶芸・縫製・木工などの作業製品等を展示するなど、障害者の就労促進に向けた取組に努めている。

## (5) 魅力ある学校づくりの推進

### 【魅力ある学校づくり】

#### ○教育委員会の活性化

- ・ 教育行政に対する県民のニーズや課題等を把握するため、住民・保護者等と教育委員が意見交換を行う移動教育委員会を開催したほか、平成23年度からは市町教育委員会との連携を更に進めることを目的に、市町教育委員との意見交換会を実施している。また、特定の教育課題への認識を深めるため、テーマを絞り、その関係者から意見を伺う教育関係者懇談会を実施している。
- ・ 平成24年度に、教育行政に係る組織の存在意義やあり方について、外部有識者から意見をいただく「教育行政のあり方検討会」が計4回実施され、年度末には知事に「意見書」が提出された。平成25年度は、意見書の具現化について、教育委員会で検討を行うとともに、特に予算、定数、組織などの事務局組織に関する項目については、「教育委員会事務局の組織体制検討プロジェクトチーム」を設置し、知事部局と教育委員会が連携して対応策を検討した。
- ・ 教育現場における様々な教育活動や教育委員会の取組などを、教育広報紙「Eジャーナルしずおか」を通して情報発信している。県内公立学校教職員のすべてに配布するとともに、図書館、文化センター、公民館等を通じ地域住民等にも広く配布している。またホームページ、フェイスブック、テレビ、ラジオ、県民だよりなどの各種媒体を通して情報提供を行っている。

#### ○学校評価システムの充実

- ・ 小・中学校では、学校関係者評価や学校評議員制度を導入した学校運営を充実させる体制づくりが進み、保護者や地域住民のニーズに応じた学校運営が展開されている。学校評価結果を公表し、保護者、地域住民等と連携・協力した学校づくりを進めている。また、全県立高等学校において、学校関係者評価を行い、学校ホームページ等により結果を公表している。

#### ○特色ある県立学校づくりの推進

- ・ 「静岡県立高等学校第二次長期計画(平成17年3月策定)」に基づき、高等学校の再編整備を推進し、駿河総合高等学校を平成25年4月に開校した。また、平成26年4月に開校予定の天竜高等学校については解体工事等を行った。さらに、平成26年4月に開校予定の清流館高等学校及び平成27年4月に開校予定の引佐地区新構想高等学校(仮称)については、設計等を行った。
- ・ 高等学校段階における発達障害等のある生徒の支援の在り方について、教育・医療関係者等への調査やモデル事業などを実施し、支援の形態、方法及び内容について研究した。また、各学校における支援を充実するとともに、対象生徒に対し、専門的な支援を受ける機会を提供している。
- ・ 高等学校における総合学科については、生徒が通学できる範囲に1校程度設置する方向性

の下、平成25年4月に駿河総合高等学校を開校するとともに、平成26年4月開校予定の天竜高等学校において、総合学科の教育内容等の検討を進めている。

- ・ 中高一貫教育に関する意識調査を生徒・保護者を対象に実施し、これまでの各地区における成果や課題を検証している。
- ・ 生徒や社会のニーズを踏まえ、静岡市内の高等学校の共同再編整備も含め、新たな学科の設置や学科改善等を実施した。

### ○私立学校における魅力ある学校づくりの支援

- ・ 私立学校における魅力ある学校づくりや教育条件の維持・向上を図るため、生徒指導カウンセラーの配置や保育、介護など体験学習の推進、教員能力の開発に向けた研修参加などの取組を実施する学校を支援している。

### ○公立学校と私立学校の連携等の一層の推進

- ・ 公私連携を図るため、平成22年度に静岡県公私立高等学校連絡会や静岡県公私立高等学校協議会ワーキンググループで課題の共有化や今後の方向性等の検討を行った結果、平成24年度からは、県が行う研修会への私立学校教員の参加のほか、生徒の雇用対策事業等での連携など、公私連携の充実を図っている。

### 【頼もしい教職員の養成】

#### ○教員の国際体験等の拡充

- ・ **教員の海外への派遣**者は平成22年度～25年度までの間に延べ32人であった。派遣修了者は、派遣で培った広い見識や優れた国際感覚を生かした教育活動を展開している。
- ・ **他県との教職員の人事交流**について、平成23年度から鹿児島県と、平成24年度から神奈川県と交流を開始した。交流経験者を教育委員会事務局に配置するなど、他県の先進事例を広く還元できる体制を整えている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
教員の青年海外協力隊・日系社会青年ボランティアへの参加奨励	計画		青年海外協力隊へ教員派遣			●
		5人派遣 (うち新規3人)	10人派遣 (うち新規7人)	30人派遣 (うち新規20人)	50人派遣 (うち新規30人)	
	実施状況等	帰国報告会の開催	参加支援策の充実			
		5人派遣 (うち新規3人)	10人派遣 (うち新規7人)	11人派遣 (うち新規4人)	6人派遣 (うち新規2人)	
	帰国報告会の開催	参加支援策の充実	参加支援策の充実	参加支援策の充実		
他県との教職員の人事交流の推進	計画	推進体制の検討	人事交流の開始	人事交流の拡大		○
	実施状況等	推進体制の検討	人事交流の開始	人事交流の拡大 (鹿児島県、神奈川県)	人事交流の継続 (鹿児島県、神奈川県)と成果の活用	

#### ○教員の授業力の向上

- ・ 「授業が分かる」と答える児童生徒の割合は、新学習指導要領の完全実施初年度の平成23年度に減少したが、以降上昇傾向にある。総合教育センター指導主事による学校訪問指導や教科等指導リーダー育成を目的とした中堅教員の授業力向上、エリアリーダーを含む教科

等指導リーダーによる若手教員の支援等の結果、各学校の新学習指導要領への対応が進み、授業改善が図られている。

- 指導主事による訪問指導や、エリアリーダー・教科等指導リーダーによる学校訪問支援等により、学習指導要領を踏まえた授業改善、校内研修の充実を推進している。総合教育センターにおける研修では、基本研修(経験段階別研修、職務別研修)のほか、専門研修や特別研修等を実施し、教職員に必要な資質の向上と、今日的な教育課題への対応を図っている。
- 教職員1人1台の校務用コンピュータの活用をより一層推進するため、ICT環境の整備・充実や校務の効率化、教材・指導案の共有化を図っている。また、教育の情報化に対応した基本研修、専門研修、ICT活用指導力向上研修及び学校等支援研修を実施し、ICT活用指導力の向上による事務の効率化を図っている。

### ○子どもの心の健康問題への教職員の対応能力の向上

- いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題に対応するため、全公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置した。中学校区ごとに同じスクールカウンセラーを配置して、中学校区内の小・中学校の連携を強化するとともに、悩み・不安・ストレス等を抱える児童生徒への相談体制の充実を図っている。県立高等学校では、拠点校10校にスクールカウンセラーを配置している。

### ○教職員の子どもと向き合う時間の拡充と指導準備時間等の確保

- 平成22年4月に、学校運営の見直し・改善を目指した「学校運営改善事例集」を作成、配布した。平成23年度からは、事例集を踏まえた各学校の取組の把握や、各学校への適切な指導を各市町教育委員会に依頼している。各学校においては、行事や会議の重点化等により、子どもと向き合う時間の拡充を図っている。また、平成24年度からは小規模小学校における教員の授業準備時間の確保等を支援するため、非常勤講師を配置した。

教職員の健康保持・増進のため、健康情報の提供や健康教育を実施するとともに、精神疾患による長期療養者等の円滑な職務復帰と再発防止を図るため、事務局の保健師が、所属長や主治医と連携し、教職員個々の状況に合わせた支援や相談業務を実施している。さらに、公立学校共済組合と連携し、各学校が開催する健康づくり講習会等へ講師派遣や費用助成による支援を実施している。

### ○教職員の評価制度の運用と改善

- 教職員の資質能力や意欲の向上、学校組織の活性化を図るための教職員人事評価制度は、運用の改善を図り、各種提出書類の様式変更等を行った。
- 評価結果**を選考や登用の基礎資料の一つとして**活用**している。給与への反映については、国、知事部局、他県の動向を踏まえ研究を継続している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
評価結果の活用についての検討	計画	評価結果を人事管理の基礎資料の一部として活用給与への反映について研究				○
	実施状況等	教職員への周知要綱等の準備 給与への反映について研究	評価結果を人事管理の基礎資料の一部として活用給与への反映について研究	評価結果を人事管理の基礎資料の一部として活用給与への反映について研究	評価結果を人事管理の基礎資料の一部として活用給与への反映について研究	

## ○教員の人材の確保

- 多様な人材を確保するため、国際貢献活動経験者を対象とした選考、選考試験に合格した**教職大学院進学予定者の名簿登載期間を変更する特例及び身体障害者特別選考**を実施している。また、教員としての適性・資質・能力に優れた者を採用することを目的に、適性検査の改善を実施している。
- 教育委員会と県内大学との円滑な連携を推進するため、「静岡県教育委員会と大学等との連携推進連絡会」を開催している。教員志望者を増やし、優秀な人材を確保していくために、県内外の各大学における教職ガイダンスにおいて、静岡県の教育、教員採用試験等について説明するなど、**大学との連携・協力**を積極的に推進している。また、中・高校生に教職の魅力伝え、静岡県で教員になってみたいという気持ちをはぐくむことをねらいとし、中・高校生のための教職セミナーを、平成23年度から実施している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
選考試験の改善	計画	国際貢献活動経験者を対象とした選考		選考区分の改善		○
	実施状況等	国際貢献活動経験者を対象とした選考	教職大学院の特例	適性検査の改善 障害者特別選考の改善	特別選考の継続実施	
大学との連携・協力	計画	県内大学での教職ガイダンスの実施	県外大学でのガイダンス参加 (東海地区)	県外大学での教職ガイダンス参加 (東海地区)	県外大学での教職ガイダンス参加 (東海地区、関東地区)	○
	実施状況等	県内大学での教職ガイダンスの実施	県内外大学へのガイダンス 中・高校生対象の教職セミナーの実施	県内外大学での教職ガイダンス 中・高校生対象の教職セミナーの拡大実施	県内外大学での教職ガイダンス 中・高校生対象の教職セミナーの広報活動充実	

## (6) 安全・安心な教育環境の確保

### ○危機管理のための教育の推進

- 東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育推進委員会の検討結果等に基づき作成した、「静岡県防災教育基本方針」の啓発に加え、「しずおか型実践的防災学習支援教材集」の開発等により、公立小・中学校の防災学習の推進を図っている。また、教育委員会事務局の各所属が有する危機管理に関するマニュアル等を統合した、「危機事案発生時対応マニュアル」の検証を図り、平成24年12月に、より実効性のある計画に見直した。

### ○学校における防災対策の推進

- 学校防災推進協力校の実践報告を広報紙「学校防災通信」で事例紹介するなど、学校防災に係る情報を効果的に発信するとともに、各学校で行われる防災活動(防災講座等)を支援した。また、各学校に対して、学校、地域、行政の防災担当者との連携を強化する連絡会議の積極的な開催を促している。
- 特に中学校、高等学校に対しては、生徒の訓練参加率の向上を目指し、重点的に、生徒の地域防災訓練への参加を促している。

## ○学校の耐震化の推進

- ・ 県立学校については、平成24年度までに耐震化が完了した。市町立小・中学校については、市町に対し耐震化の前倒し実施について要請等を行い、平成24年度末の耐震化率は99.2%となっており、目標達成に向け耐震化を促している。
- ・ 私立学校については、未耐震施設がある学校を個別に訪問し、国庫補助、県単独補助制度の積極的な活用を指導し、耐震化の早期完了を促している。

## ○学校における防犯、事故対策の推進

- ・ 学校における防犯教育や安全管理の方策及び警察やスクールガード等との連携による安全対策の推進を図るため、学校や地域の実情に応じた不審者対応や不審者侵入時における対応についての防犯教室研修会を実施している。
- ・ 児童生徒の安全を確保するため、教職員対象の研修会等を開催し、学校における危機管理体制の充実に努めてきた。また、平成24年度に作成した学校安全教育指導資料の周知を徹底し、学校教育活動全体で安全教育を推進している。
- ・ 平成24年度までの3年間、自転車乗車マナーの向上を目指し、自転車通学率の高い県立学校へ交通指導員を配置した。また、生徒が自分の命を守る能力を高めるため、生徒主体の取組を充実させるとともに、交通安全に対する意識の啓発に努めている。全公立・私立高等学校において、生徒を対象とした交通安全教室が開催された。
- ・ 小・中学校においては、携帯電話の所持率が上がる小学校高学年から中学生までの親子に対し、利用時の危険性についての意識啓発やフィルタリングサービス利用に関する促進を図っている。また、ICT活用指導力向上研修により、情報モラルを含む情報教育に関する教員の指導力向上に取り組んだほか、長期休業前には携帯電話等の取扱いについて各学校に対し注意を喚起した。高等学校では、生徒指導主事研修会や県下10地区で開催する生徒指導地区研究協議会において、携帯電話の使用ルール等について研究しているほか、携帯電話や情報モラルに関する指導を行っている。

## 2-1-3 生涯学習を支える社会づくり

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	子どもから大人まで生涯にわたり学び続けられる環境づくりに努め、県内に学びの意欲が満ち溢れた「学びの王国しずおか」を現出する。
----	--

<b>施策の方向</b>	<b>(1)生涯にわたり学び続ける環境づくり</b>				
目的	「生涯学習社会」の実現に向け、生涯学習を支える教育施設や拠点機能の整備・充実を推進するとともに、生涯にわたる学習機会の充実を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	余暇時間に学習した人の割合	(H21) 46.9%	(H24) 47.5%	50%	B <sup>-</sup>

	参考指標	経年変化			推移
	ふじのくにゆうゆう net.で情報提供した団体数	(H22) 513 団体	(H23) 521 団体	(H24) 544 団体	↗
	「身近なところに社会教育関係施設が整備されている」と感じる人の割合	(H22) 48.0%	(H23) 66.9%	(H24) 64.7%	↗

<b>施策の方向</b>	<b>(2)地域の教育力の向上</b>				
目的	「地域の子どもは地域で育てる」という県民の意識を醸成し、家庭、学校、地域など、関係者が一体となって地域における教育活動を推進し、地域の教育力の向上を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	地域で子どもをはぐくむ活動に積極的に参加した人の割合	(H21) 12.7%	(H25 県政世論調査) 9.1%	20%	C

	参考指標	経年変化			推移
	地域コーディネーター養成講座受講者数	(H22) 94 人	(H23) 65 人	(H24) 41 人	↘
	通学合宿実施箇所数	(H22) 162 箇所	(H23) 155 箇所	(H24) 162 箇所	→

<b>施策の方向</b>	<b>(3)青少年の健全育成</b>				
目的	豊かな人間性と高い規範意識を持つ青少年の育成を図り、その活動を支援するとともに、青少年の健全育成に向けた環境づくりに努める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	「自分が日常接する青少年の規範意識が高まっている」と感じる県民の割合	(H21) 9.7%	(H25 県政世論調査) 10.2%	10%	A

参考指標	経年変化			推移
	(H22)	(H23)	(H24)	
青少年指導者上・中級位認定者数	47人	92人	61人	↘
県主催の青少年活動参加者数	9,651人	10,731人	12,021人	↗
「青少年の健やかな育成のための環境が整備されている」と感じる人の割合	—	25.1%	25.4%	↗

施策の方向	(4)高等教育機能の充実と学術の振興				
目的	大学間の連携を推進し強化することにより高等教育機関の教育・研究機能の充実を図るとともに、地域との連携を進め、優れた教育・研究成果の地域への還元を図り、高等教育機関が持つ学術資源を県民が身近に感じ、学ぶことができる環境づくりを進める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	「大学の教育内容に満足している」と答える大学生の割合	—	(H23) 69.5%	70%	B <sup>+</sup>
	県内大学院収容率	(H21) 8.5%	(H24) 8.0%	10%	D
	県内の高等教育機関が行った受託研究・共同研究の件数と金額	(H21) 675件 27億円	(H24) 693件 21億円	720件 30億円	C
	県内の高等教育機関が開催した公開講座・シンポジウムの参加人数	(H21) 19,478人	(H24) 29,961人	24,000人	A

## 2 進捗評価

- 「余暇時間に学習した人の割合」は、横ばいであるが、県民の生涯学習意欲に応じた学習機会や研修機会の提供等により、図書館サービスの充実を図った結果、「身近なところに社会教育関係施設が整備されている」と感じる人の割合」は増加傾向にある。「生涯学習社会」の実現に向け、更なる学習機会の充実に努めている。
- 学校支援地域本部の設置、放課後子ども教室や通学合宿などの取組により、地域住民が地域で子どもをはぐくむ活動として参加できる機会の充実を図ったが、「地域で子どもをはぐくむ活動に積極的に参加した人の割合」は減少した。家庭、学校、地域等が一体となった「地域の教育力の向上」に向け、より一層の推進を要する状況にある。
- 「自分が日常接する青少年の規範意識が高まっている」と感じる県民の割合は、「青少年の声掛け運動」や有害情報対策講座などを実施したことにより、目標を達成したが、引き続き「青少年の健全育成」を図るため、将来の社会的リーダーとしての資質を備えた高校生の育成や地域で中核的な役割を果たせる青少年指導者の養成など、豊かな人間性と高い規範意識をもつ青少年の育成に取り組んでいる。
- 「受託研究・共同研究の件数」は平成24年度に目標値を上方修正し、「公開講座・シンポジウムの参加人数」は、前倒しで目標を達成したほか、「大学の教育内容に満足している」と答えた大学生の割合もほぼ目標の水準に達している。一方、「県内大学院収容率」、「受託研究・共同研究の金額」の目標達成は、県内大学院の入学定員の抑制や大学院への進学希望者の減少による大学院収容率の低下、景気情勢の影響等による受託研究・共同研究の金額の減少など厳しい状況にある。このため、大学間はもとより大学と地域との連携の促進や、公立

大学法人における競争力を持った特色ある魅力的な大学づくりの推進による高等教育機能の充実については、一層の推進を要する状況にある。

### 3 今後の施策展開

---

- ・ 生涯を通じて学び続ける社会づくりを推進するため、生涯学習を支える教育施設や拠点機能の整備を推進し、学習機会の一層の充実を図る必要がある。  
「ふじのくにゆうゆう net」や「マナビット 21」などの情報ツールによる生涯学習情報の提供を通して、いつでも好きなときに自分が学びたいことに関する情報を得ることができるよう、利便性を向上していく。さらに、地域の教育施設の生涯学習拠点機能化を図るなど、地域の状況に応じた環境づくりに努めるとともに、本県の豊かな自然史資料を活用した“ふじのくに”にふさわしい博物館の整備を行い、収集保管、調査研究、教育普及、展示・情報発信といった博物館活動の充実を図っていく。
- ・ 「地域で子どもをはぐくむ活動に積極的に参加した人の割合」は、平成 23 年度、24 年度、25 年度の県政世論調査を通じて、基準値(平成 21 年度 12.7%)を下回っており、引き続き、「地域の子どもは地域で育てる」という意識と行動力の向上に向けて、家庭、学校、地域等が一体となった取組を一層推進する必要がある。  
このため、「学校支援地域本部」の実施の拡大や「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」との国の所管を超えた連携を進め、効率的に地域の教育力をはぐくむことができる仕組みを構築していく。
- ・ 「青少年の健全育成」に向け、青少年教育施設での自然体験事業や指導者養成の活動を引き続き支援するとともに、青少年を取り巻く良好な環境づくりに努める必要がある。  
このため、ニート・ひきこもり・不登校等の困難を有する子ども・若者に対して、自然体験活動など多様な体験活動への参加の一層の推進を図るとともに、支援に関わる団体等との連携体制を構築していく。また、経済・教育・文化など各分野で活躍中の本県リーダーと中国浙江省の青年リーダーとの国際交流や「日本の次世代リーダー養成塾」への高校生の派遣など、青少年リーダーの養成を図っていく。
- ・ 「県内大学院収容率」は、県内大学院の入学定員の抑制や大学院への進学希望者の減少により、平成 23 年度、24 年度を通じて、基準値(平成 21 年度 8.5%)を下回っており、今後、高等教育機関の教育・研究機能の充実を図るためには、各大学の特色を活かした教育、研究や地域貢献への一層の取組に加え、それらの取組への支援の強化が重要である。  
このため、本県の大学間、大学・地域間の連携促進において重要な役割を担う大学コンソーシアムの組織体制及び機能の更なる充実を進めるとともに、地元自治体や多くの企業等にコンソーシアムへの参加を呼び掛け、産・学・官・民一体となった地域社会発展のための取組の推進を図っていく。また、静岡県公立大学法人においては、新たに策定した第2期中期目標(平成 25～30 年度)の達成、公立大学法人静岡文化芸術大学においては、第1期中期目標の達成に向けた取組を支援し、業務運営や教育研究の更なる充実を図る。なお、公立大学法人静岡文化芸術大学の第1期中期目標期間が平成 27 年度で終了することから、期間評価を行う。
- ・ 25 年度に設置した「高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会」における後期中等教育と高等学校との連携及び接続のあり方や、諸課題の解決に向けた方策等についての検討結果

を受け、大学への飛び入学、新しい実学(職業、専門教育等)の奨励、高校と大学との連携等の実現を図っていく。

- 今後は、本県の高等教育機能の充実と学術の振興の充実を図るため、次期基本計画において、新たに戦略の柱として、「魅力ある高等教育・学術の振興」を位置付け、①公立大学法人への支援、②高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元、③留学生支援の推進、の3つの柱に基づき、施策を展開していく。

## 4 取組の実績

### (1) 生涯にわたり学び続ける環境づくり

#### ○多様な学習機会の充実

- ・ 静岡県生涯学習情報検索ホームページ「マナビット21」により、生涯学習に関する情報や県総合教育センター主催による生涯学習関連講座情報を提供している。さらに、市町、NPO、大学及び民間教育事業者などが実施する成年向けのしずおか県民カレッジ連携講座を充実させるための取組を推進している。
- ・ 平成21年度に運用を開始した「ふじのくにゆうゆうnet」モバイルサイトへのアクセス数及び個人会員登録者数は平成22年度から大幅に増加している。

#### ○社会教育施設の充実・学校施設の開放

- ・ 青少年教育施設においては、地域の特性を生かした活動プログラムの開発や実施、利用者や指定管理者評価委員会からの意見・要望を生かした運営に加え、安全に係る各種マニュアルの整備や見直しにより、安全・安心で効率的な管理・運営を行っている。スポーツ施設においては、指定管理者による安心・安全面に配慮した管理運営がなされているとともに、利用者アンケートや意見交換会を継続的に行い、利用者のニーズに応じたサービスの向上を図っている。
- ・ 県内の公立小・中学校では、地域住民への施設等の開放に関する条例等に基づき、平成24年度には、小・中学校の98.9%が学校体育施設の開放を実施しており、学校と地域が連携して生涯学習を支える体制づくりに取り組んでいる。

#### ○図書館の整備・充実

- ・ 横断検索システム(県内の公立図書館・大学図書館などが所蔵する資料を検索できるシステム)のバージョンアップ等により利便性が向上し、年間アクセス数は平成22年度の900万件から、平成24年度には1,300万件に増加した。また、葵文庫のデジタル化等により、デジタルライブラリのアクセス数も平成23年度の68万件から、平成24年度には131万件に増加した。これにあわせ、県内図書館間における資料の相互貸借数は、平成23年度の29,624件から、平成24年度には30,498件へと増加した。平成25年度においても引き続き、利用サービスの向上を目指した取組を推進している。
- ・ 平成24年度に「県立図書館在り方検討会 報告書」が完成した。これにより、県内のどこに住んでいても県立図書館の資料を活用できるようにするための電子化の推進等、今後10年間の整備方針が明確になった。
- ・ 公立図書館職員向けの研修会を充実させるとともに、一般利用者向けの講座も積極的に開催し、来館者数の増加を図った。また、平成24年度からは、「大人の読書」を推進するための取組を実施している。

#### ○生涯学習を支える新たな拠点機能の整備

- ・ 県内の貴重な自然に関する標本・資料の散逸・消失を防止するため、平成15年度から開始した自然史資料の収集保存事業を継続して実施し、平成24年度末までの累計で約29万点余の貴重な標本・資料を収集保存した。また、平成22年度から収集資料を利活用したミニ博物館

や出前博物館を実施しているが、小・中学生や県民などの利用者は年々増加しており、平成24年度には、県下12会場(15回)において約27万人の利用者があり、3ヵ年の累計では約74万人となった。

- ・ **新たな活動拠点**として、静岡南高等学校跡地の校舎を活用することとし、平成24年度に外部有識者による整備方針検討委員会を開催し、移転後の施設整備や機能の充実等について検討を行った。これを踏まえ、平成25年度に改修設計及び改修工事に着手し、平成26年度の供用開始に向け整備を進めている。また、新たに外部有識者による「ふじのくに自然系博物館(仮称)基本構想検討委員会」を設置・開催し、移転数年後の博物館としてのあり方や諸活動の充実の方向性を検討している。
- ・ 歴史的文書の選別や件名目録の作成等の作業を進め、公開対象文書の拡充を図り、平成21年度末の約1,900件が24年度末には約10,500件となっている。また、平成22年4月から歴史的文書の閲覧等のワンストップサービスを開始したほか、ホームページを充実させるなど歴史的文書の周知を図っている。
- ・ 出土した文化財を良好に保管するため、庵原高校跡地を活用した一括保管体制の整備を検討している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
自然史資料を活用した新たな拠点機能の検討	計画	自然史資料に関する活動拠点の検討 (関係機関との調整、拠点機能の整備等)				○
	実施状況等	ミニ博物館等の実施による収集資料の活用 庁内検討会の設置・検討	収集資料の活用(継続) 庁内検討会での検討(継続)	収集資料の活用(継続) 庁内検討会での検討(継続) 「自然学習資料センター整備方針検討委員会」での検討	収集資料の活用(継続) 改修工事設計 改修工事(～平成26年度) 移転後の博物館活動充実のための「ふじのくに自然系博物館(仮称)基本構想検討委員会」での検討	

## (2) 地域の教育力の向上

### ○地域の教育力の向上のための支援の充実

- ・ 学校と地域のボランティアをつなぐ役割を担う地域コーディネーターを養成する講座は、内容を改善して実施し、平成24年度までに288人が修了した。
- ・ 家庭や地域における人づくり実践活動の促進を図るため、人づくり推進員が、しつけや子育ての助言等を行う「人づくり地域懇談会」を、平成22年度から平成24年度までの間、小学校や幼稚園等で延べ834回開催するとともに、「人づくりハンドブック」、「人づくりニュースレター」等の発行やラジオ広報を実施した。(H25:270回予定)

### ○授業外学習の支援の充実

- ・ 通学合宿については、平成22～24年度までの間に479箇所を実施した(H25:190箇所予定)。また、市町の社会教育課所管の担当者会での実施の呼び掛けや、Eジャーナル等の機関紙への掲載、事例集、手引き、安全管理マニュアル等を作成、配布し、市町への広報を行った。

- 平成22年度から平成25年度の間、青少年育成活動を実施している延べ49団体に助成を行った。これにより、自然体験、世代間交流など多様な青少年育成活動が活性化し、事業内容の充実が図られている。

### ○地域における子どもの読書活動の推進

- 「静岡県子ども読書アドバイザー養成講座」の修了生は、平成25年度末で164人に上る見込みであり、ボランティアリーダーやコーディネーター等、市町の読書活動推進役として、活躍している。
- 本の寄付制度に関する取組をまとめた事例集を県内市町立図書館に紹介し、寄付制度のモデルとして図書館職員向け研修会で周知を図ったところ、平成23年度には、県内全市町で寄付制度が取り入れられた。

## (3) 青少年の健全育成

### ○青少年を取り巻く諸問題への対応

- 「“ふじのくに”子ども・若者プラン」により、県の子ども・若者支援ネットワークを平成23年4月に設置し、子ども・若者育成支援施策の情報共有を図っている。また、支援を求めている子ども・若者を対象とした合同相談会を平成24年度に6回、平成25年度に4回実施した。

### ○青年リーダーの養成

- 平成22年度に、国際交流やまちづくり等の地域活動に継続的に参加・参画する青年を養成するため、「ふじの翼グローバルリーダー養成事業」を実施した。平成23年度から、県と中国浙江省の青年リーダー層の相互交流を事業の中心に据え、「日中青年代表交流発展事業」を開始し、交流で得られた情報等の活用や、県内青年の異業種交流を行うなど、各分野における日中交流・相互発展の促進につながっている。
- 地域で活躍する中核的な青少年指導者を継続的に養成**するため、平成24年度までに上級1人、中級60人、初級2,766人の級位を認定した。(H25:2,800人予定)また、市町や関係団体に対し、認定された指導者を活用する仕組み作りを呼び掛けている。
- 将来の社会的リーダーとしての資質を備えた高校生を養成する「日本の次世代リーダー養成塾」への参加を各高等学校に呼び掛け、毎年10人程度の高校生を派遣している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
青少年リーダーの養成	計画	50人	青少年指導者中級・上級級位認定 50人 (累計100人)	50人 (累計150人)	50人 (累計200人)	◎
	実施状況等	47人 上級認定者2人、 中級認定者45人	92人 上級認定者3人 中級認定者89人 累計139人	61人 上級認定者1人 中級認定者60人 累計200人	上級認定者、中級認定者合わせて50人を予定	

### ○青少年活動の促進

- 県内4つの青少年教育施設の安全・安心で効率的な管理・運営を図るため、定期的な情報収

集を行い、平成22年度に安全対策マニュアルを整備し、安全対策の徹底を図った。特に、三ヶ日青年の家においては、平成22～24年度に海洋活動に関するマニュアルの検討や検証作業を進め、平成24年度に新しいマニュアルを完成させた。平成25年度は、更なる安全体制の構築に努めている。

- ・ 指定管理者による施設の管理・運営については、指定管理者制度の成果や課題を検証するため、朝霧野外活動センター、三ヶ日青年の家において外部評価を継続している。多様化する利用者のニーズへの効果的な対応、事業の工夫や安全管理体制についての努力等により、利用団体の満足度が向上しており、評価は年々向上している。

### ○青少年への声掛け運動の推進

- ・ 「地域の青少年声掛け運動」の拡大と定着のため、各市町に協力を依頼するとともに、広報啓発用リーフレット、しおり、ポスターを作成し、県内すべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、青少年育成団体、保護者等に配布して参加協力を依頼している。また、「静岡県青少年の非行・被害防止強調月間」(7月)、「静岡県子ども若者育成支援強調月間」(11月)に合わせ広報、啓発を行い、普及、拡大に努めている。
- ・ 各市町声掛け運動推進担当者に対して、有識者による講演や意見交換等を行う「地域声掛け運動推進研修会」を開催し、より効果的な「声掛け運動推進」の方法について協議している。

### ○青少年のひきこもりへの対応と相談体制づくり

- ・ 不登校やひきこもりがちな児童生徒に対し、自然体験や生活体験等の機会を提供する「しずおかみんな de キャンプ」を実施し、平成 24 年度は延べ 70 人の参加があった。市町に対し、体験活動の実施等の提案を行ったところ、関係機関での取組が始まっている。
- ・ 「社会的ひきこもり」傾向にある青少年及びその家族を支援するため、青少年交流スペース「アンダンテ」を設置・運営している。単年度では解決しにくい相談も多く、長期にわたる支援を継続し、利用者にとって心のより所となるべく支援機関の役割を担った。息の長い支援により、社会復帰やその足がかりになった事例が数多く見られた。

## (4) 高等教育機能の充実と学術の振興

### ○大学間連携の推進による高等教育機能の充実

- ・ 高等教育機関の教育・研究機能の一層の充実を図るため、「大学ネットワーク静岡」を**大学コンソーシアム**へ平成 25 年度中に**円滑に移行**し、その機能・体制の強化・充実に対する支援、並びに、共同公開講座の開催など大学間連携を促進する取組及び学術研究助成、静岡学出張講座の開催やゼミ学生地域貢献推進事業など大学と地域との連携を推進する取組への支援を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
大学コンソーシアムの設立の支援	計画	機能・あり方の検討、関係機関との調整等	設立に向けた支援	設立 コンソーシアム運営への支援 コンソーシアムを活用した各種事業の実施		○
	実施状況等	機能・あり方の検討、関係機関との調整等	設立に向けた支援	設立に向けた支援、大学間連携事業への支援	設立に向けた支援、大学間連携事業への支援	

### ○教育・研究機能の充実

- 優れた研究成果を発表する機会を創出するため、平成22年度から23年度まで「アジア・太平洋学術フォーラム」「健康・長寿学術フォーラム」の2つの国際的な学術フォーラムを開催した。「アジア・太平洋学術フォーラム」については、アジア研究等を継続的に発展させるため静岡県立大学グローバル地域センターに役割を引き継ぎ、「健康・長寿学術フォーラム」については、引き続き本県の健康づくりの促進を図っている。
- 静岡県公立大学法人評価委員会による**静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学の業務実績に関する評価**を行うとともに、両法人の財務諸表及び利益処分承認や静岡県公立大学法人の第2期中期目標の決定を行った。また、静岡県公立大学法人の第1期中期計画の期間評価方法の決定及び第2期中期計画の認可を行った。
- 両法人が、自主自律的で機動的、効率的な大学運営により、競争力を持った特色ある魅力的な大学づくりを進められるよう、人的・財政的支援を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
公立大学法人の教育・研究目標の達成支援 静岡県公立大学法人  公立大学法人静岡文化芸術大学	計画	第1期中期目標の実現			第2期中期目標の実現	○
	実施状況等	人的、財政的支援を実施。公立大学法人静岡文化芸術大学第1期中期目標の策定	人的、財政的支援を実施	人的、財政的支援を継続。静岡県公立大学法人第2期中期目標の策定	人的、財政的支援を実施	

### ○学から産・官・民への研究成果の還元

- 県内大学が保有する特許等の知的財産のうち、特に環境や健康産業など、成長産業分野に関連する研究成果を中小企業等に技術移転することにより、新たな成長産業の創出を図るため、研究成果を民間に移転する静岡技術移転合同会社に対して支援している。

### ○学術資源を身近に感じることのできる環境づくり

- 学術・研究成果の積極的な地域還元を図るため、県民向けの共同公開講座を県内大学の連携により開催しているほか、静岡県立大学や静岡文化芸術大学が地域に開かれた大学を目指して行う公開講座等の取組を支援している。

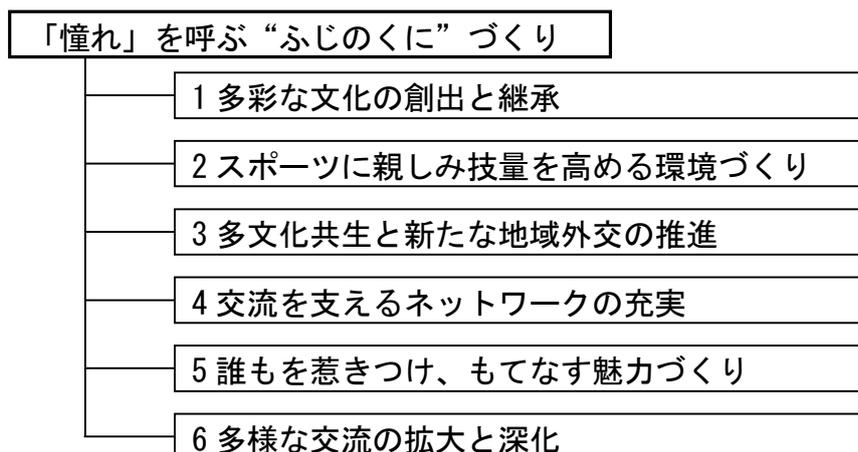
## ○高等教育機関の国際化の推進

- ・ 産・学・官・地域の連携・協働による体系的な留学生支援を実施するため、県内大学及び関係団体等と設立した「静岡県留学生支援ネットワーク」において、就職支援講座や企業面談会、交流会、ビザ無料相談会等を開催するなど、就職や交流等への支援を実施している。
- ・ 県内大学と海外の大学との交流を促進するため、台湾(台北・高雄)及び韓国(ソウル・釜山)で開催された留学フェアへの参加、中国浙江省内の大学における留学説明会の開催に加え、海外の学生に対する県内大学等の情報発信、浙江省内大学と本県との短期留学生の相互交流を実施している。

## 2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり

### 1 戦略の目標と体系

多彩で魅力ある文化の創出と継承や、スポーツに親しみ技量を高める環境づくり、多文化共生と地域主権の時代にふさわしい新たな地域外交の推進により、地域の魅力を高める。さらに、ヒト、モノ、情報の活発な交流を支えるネットワークを充実し、観光をはじめ内外との多様な交流を拡大、深化させていく。

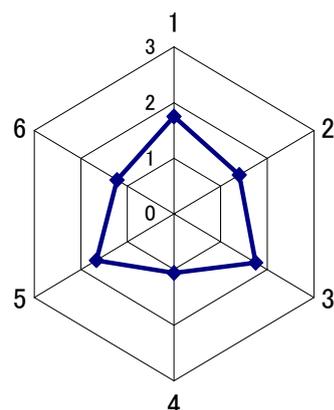


### 2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B <sup>+</sup>	B	B <sup>-</sup>	C	D	—
1 多彩な文化の創出と継承	2			1	3		
2 スポーツに親しみ技量を高める環境づくり				4	1		1
3 多文化共生と新たな地域外交の推進		2	1			1	
4 交流を支えるネットワークの充実	1	1			3	3	
5 誰をも惹きつけ、もてなす魅力づくり	1	1		1	3		
6 多様な交流の拡大と深化	1		1	2	3	2	
計	5	4	2	8	13	6	1

《戦略の柱ごとの達成状況》

- 平成 25 年6月に富士山の世界遺産登録が実現したほか、「県内で活動するアートNPOの団体数」は24 年度も着実に増加しているが、芸術や文化を鑑賞や活動した人の割合は伸び悩んでおり、多彩な文化の創出と継承に向けたより一層の取組が必要である。
- 東日本大震災の影響により低下した航空需要や観光需要は、平成 23 年度後半から回復基調にあった



が、国際情勢の悪化等の影響により回復が遅れており、「観光交流客数」や「外国人延べ宿泊者数」等は伸び悩んでいるほか、「静岡空港の利用者数」などの空港需要に関する数値目標は、達成が困難な状況にある。

- ・ 成人のスポーツ実施率は伸び悩んでいることから、スポーツに親しむ機運を醸成し、スポーツに消極的な県民各世代のスポーツ実践を促進していく必要がある。
- ・ 中国やモンゴル、韓国をはじめとする重点国・地域との地域外交の展開により、「県及び県内市町の国際交流協定提携数」は順調に推移するなど、地域レベルでの国際交流や国際協力が進んでいる。

一方で、国際情勢の悪化等により、本県の「外国人留学生」は大きく減少しており、達成が困難な状況にある。

### 3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 多彩な文化の創出と継承		9	
2 スポーツに親しみ技量を高める環境づくり		2	
3 多文化共生と新たな地域外交の推進		11	
4 交流を支えるネットワークの充実	1	14	
5 誰をも惹きつけ、もてなす魅力づくり		9	
6 多様な交流の拡大と深化		6	
計	1	51	

- ・ 主な取組については、おおむね計画どおり実施しており、ふじのくにこども芸術大学の開講や富士山世界遺産登録の実現などを進めた。また、地域スポーツクラブの設置促進をはじめとするスポーツに親しむ環境づくり、諸外国・地域との地域間交流や多文化共生社会の形成など、地域の魅力を高める取組を進めた。
- ・ 航空路線の充実を図るため、航空会社に対してトップセールスを実施し、チャーター便及び定期の運航を働きかけるとともに、東日本大震災の影響により減少した需要を回復させるため、緊急の需要拡大策を講じるなど、交流を支えるネットワークの充実に向けて取り組んだ。
- ・ 東日本大震災や国際情勢の悪化等の影響を払拭し、観光交流人口を拡大するため、海外観光展への出展やエージェントの招聘、現地商談会への参加や機動的な緊急誘客対策に取り組むとともに、伊豆半島ジオパーク構想の推進をはじめとする観光ブランドや空港周辺の賑わい創出など、観光の魅力づくりに取り組んだ。
- ・ さらに、滞在型グリーン・ツーリズムを促進するための農林漁家民宿の開業支援や、移住・定住を促進するための「ふじのくに移住・定住相談センター」の開設など、交流の拡大と深化へつながる取組を進めた。

### 4 進捗評価

- ・ 観光需要や空港需要は、東日本大震災から回復基調にあったが、中国や韓国との国際情勢の悪化等の影響を受け、特に、「交流を支えるネットワークの充実」、「誰をも惹きつ

けもてなす魅力づくり」、「多様な交流の拡大と深化」の観光交流分野の数値目標の達成には非常に厳しい状況が続いている。

また、「多文化共生と新たな地域外交の推進」、「スポーツに親しみ技量を高める環境づくり」は、おおむね順調に推移しているものの、「多彩な文化の創出と継承」では、県民の文化に対する関心は伸び悩んでおり、「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくりは、全体として一層の推進を要する状況にある。

- 世界遺産登録の実現に向けた取組を確実に推進した結果、平成25年6月に登録が実現したほか、文化活動をささえる人材育成に取り組んだ結果、「県内で活動するアートNPOの団体数」は着実に増加しているが、「1年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合」や「1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合」、「文化財に関心のある人の割合」は伸び悩んでおり、多彩な文化の創出と継承に向け一層の推進を要する状況にある。
- 関係団体との連携により競技力の向上やスポーツを活用した交流促進に取り組んだ結果、「国民体育大会における総合成績」、「スポーツを通じた交流が行われていると答える県民の割合」はおおむね順調に推移している。市町への直接的な働きかけの結果、「地域スポーツクラブの設置数」は年々増加しているが、「成人のスポーツ実施率」は、伸び悩んでおり、スポーツに親しむ機運の醸成は一層の推進を要する状況にある。
- 諸外国・地域との交流成果を反映する「県及び県内市町の国際交流協定提携数」をはじめ、外国人との積極的な関わりを示す「外国語ボランティアバンク登録者数」及び県民の国際協力の関わりを示す「青年海外協力隊累積派遣者数」は順調に推移しており、多文化共生と地域外交の取組は、順調に進んでいる。一方で、「外国人留学生数」については、中国や韓国の留学生が占める割合の多い本県は、東日本大震災や国際情勢の悪化等の影響により全国平均に比べ減少が大きく、留学生の積極的な受入れに向けた官民一体の取組などの一層の推進を要する状況にある。
- 「富士山静岡空港の利用者数」は、東日本大震災の影響による減少からの回復は見られるが、24年夏以降は、中国等との国際情勢の悪化等の影響により、一部路線の需要回復が遅れている。航空会社への働きかけ等の結果、チャイナエアライン台北線の就航、増便やANA札幌線・沖縄線の機材大型化により提供座席数、利用者数は増加しているが、更なる増便、搭乗率向上に向け一層の推進を要する状況にある。  
また、関係機関との連携した取組により、「富士山静岡空港の取扱貨物量」は順調に増加してきたが、目標達成に向けては国際貨物を中心とした更なる取扱量拡大が必要であり、トライアル輸送により利用促進を図るなど、ヒト・モノ・情報の活発な往来を支える交流ネットワークの充実に向け、官民一体となった一層の推進を要する状況にある。
- 本県の魅力のPRに努めた結果、「静岡県へ再び訪れたいと強く感じる旅行者の割合」は目標を達成した。東日本大震災の影響により、「観光交流客数」や「外国人延べ宿泊者数」、「宿泊客数」は大きく減少したが、各種の緊急誘客対策に積極的に取り組んだ結果、宿泊客数は震災前(H21)を上回るなど回復の兆しが見え始めているものの、誰もを惹きつけ、もてなす魅力づくりは一層の推進を要する状況にある。
- 農林漁家民宿の開設支援等によるグリーン・ツーリズムの促進が図られている。また、「県が支援した国際会議及びインセンティブ旅行の誘致件数」は低迷しているが、人材育成等を通じてMICEの誘致体制の整備を図った結果、各コンベンションビューローによるコンベンション開催支援件数は年々増加しており、観光交流にとどまらない多様な交流の拡大と深化は一定の成果が上がっている。

## 5 今後の方針

---

- ・ 東日本大震災等により減少した航空需要や観光需要は回復基調にあり、この流れを本格的なものとするため、富士山静岡空港の路線の充実や、観光交流客の拡大に引き続き取り組む必要がある。
- ・ このため、富士山静岡空港については、ビジネスや教育旅行などの利用拡大を図り、安定的な利用者を確保するとともに、戦略的にチャーター便等の実績を積み重ね、定期便化や増便、機材の大型化に取り組むほか、国際貨物の利用促進を強化していく。また、観光交流客の拡大に向けては、富士山静岡空港に新たに路線が開設された台北や武漢、観光客の回復が遅い韓国、そして新たな市場としてタイなどの東南アジアなどに対して、効果の高い誘客促進施策を展開していく。
- ・ 国内外から、人々を惹きつけ、憧れを呼ぶ地域づくりを進めるためには、磨かれた地域の魅力とヒト・モノ、情報のネットワークを活用し、観光交流や多様な交流を促進していく必要がある。

このため、ふじのくに芸術回廊の実現に向け、文化を「みる」、「つくる」、「ささえる」人の育成を図るとともに、個性豊かで多様な文化資源の新たな価値の発見と継承を進めるほか、スポーツに親しむ場の整備や機運の醸成、中国をはじめとする諸外国・地域との地域間交流の拡大、官民一体となった外国人留学生の受入に努めるなど、地域の魅力を磨いていく。

特に、世界遺産登録が実現した富士山が持つ顕著な普遍的価値を次世代に向けて確実に継承していくため、富士山の日運動を推進するとともに、包括的保存管理計画に基づく適切な保存管理を進めるなど、富士山の保全と活用の両立に向けた施策を展開していく。

また、世界遺産への登録を機に、これまで以上に交流人口の拡大が期待されることから、富士山や伊豆半島ジオパーク、浜名湖など、“ふじのくに”の魅力を活用した観光地づくりを進めるとともに、対象を明確にした誘客を推進する。

加えて、グリーン・ツーリズム等による農山漁村と都市との交流など、多様な交流を推進するとともに、“ふじのくに”ならではの魅力を活かした県内外からの移住・定住を促進し、観光交流にとどまらない交流の拡大と深化を図る。

- ・ これらの取組を着実に進めることにより、国内外から人々を惹きつけ「『憧れ』を呼ぶ“ふじのくに”づくり」の実現を目指す。

## 2-2-1 多彩な文化の創出と継承

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	伝統と歴史に培われた文化力を再認識し、個性豊かで多様な文化の資源の新たな価値の発見と継承に努めるとともに、魅力ある創造活動が継続して展開できる仕組みづくりを進める。
----	--

<b>施策の方向</b>	<b>(1)地域の多彩で魅力的な文化の創造と発信</b>				
目的	県内で、いつでもどこでも多彩で魅力的な文化の花が咲き、県内外から憧れられる“ふじのくに芸術回廊”の実現に取り組む。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	1年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合	(H21) 61.8%	(H24) 63.3%	90%	C
	1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合	(H21) 19.6%	(H24) 20.2%	50%	C
	県内で活動するアート NPO の団体数	(H21) 219 団体	263 団体	現状よりも 向上	A

参考指標	経年変化			推移
公立文化施設の子ども対象事業数	(H22) 86 件	(H23) 100 件	(H24) 94 件	→
グランシップの自主企画事業入場者・参加者数	(H22) 102,028 人	(H23) 121,549 人	(H24) 117,369 人	→
県立美術館の展覧会観覧者数	(H22) 266,786 人	(H23) 128,326 人	(H24) 166,877 人	↗
SPACによる舞台芸術の創造と公演数	(H22) 113 公演	(H23) 149 公演	(H24) 129 公演	→
ふじのくに芸術祭の参加者数	(H22) 4,287 人	(H23) 5,807 人	(H24) 5,642 人	→
文化ボランティアに参加したことのある人の割合	(H18) 5.1%	(H21) 5.9%	(H24) 5.2%	→

<b>施策の方向</b>	<b>(2)富士山の後世への継承</b>				
目的	世界に誇るべき国民の財産である富士山を後世に継承する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	富士山世界文化遺産登録の早期実現	-	(H24) 着実な推進	早期	A
	富士山に関心のある人の割合	-	(H25 県政 世論調査) 79.6%	100%	B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
富士山の日関連協賛事業の数	(H22) 277 件	(H23) 341 件	(H24) 361 件	↗
富士山総合案内（富士山静岡ナビ）相談件数	(H22) 655 件	(H23) 1,069 件	(H24) 856 件	→

施策の方向	(3)伝統・歴史に培われた文化の継承				
目的	文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を育て、文化創造の源泉である文化財の価値を未来へ確実につなげていく。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	遺跡や富士山等の名勝地、歴史のある神社仏閣、歴史的町並み、美術工芸品などの文化財に関心のある人の割合	(H21) 70.0%	(H24) 69.1%	75%	C

参考指標	経年変化			推移
県指定文化財件数	(H22) 560 件	(H23) 562 件	(H24) 562 件	→
しずおか文化財ウィーク協賛市町数・事業数	(H22) 28 市町 54 事業	(H23) 25 市町 55 事業	(H24) 26 市町 56 事業	→

## 2 進捗評価

- ・ ふじのくに芸術回廊の実現を目指し、「みる」、「つくる」、「ささえる」人を育て、感性豊かな地域社会の形成に向けた取組を進めている。「県内で活動するアートNPOの団体数」は着実に増加しており、文化活動をマネジメントできるアートマネージャーの養成や、ささえる活動を行う人や団体を紹介するデータベースの公開などの各事業が、自立的活動の進展に貢献している。一方で「1年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合」(みる)、「1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合」(つくる)は伸び悩んでおり、生活の様々な場面で文化・芸術に関わることができる機会や環境づくりは一層の推進を要する状況にある。
- ・ 「富士山の日」運動をはじめ、富士山を後世に引き継ぐための活動を静岡・山梨両県関係者を挙げて展開した結果、平成 25 年6月に富士山の世界遺産登録が実現した。
- ・ 「富士山に関心のある人の割合」は、約80%程度と横ばいの状況であり、目標の達成に向けて、登録後の富士山の保全と活用の調和を図るため、富士山を確実に後世に継承する国民運動を展開している。
- ・ 「文化財に関心のある人の割合」は横ばいの状況にあり、歴史と伝統に培われた文化の継承は一層の推進を要する状況にある。

## 3 今後の施策展開

- ・ 本県の文化力を高めるためには、文化を「みる」、「つくる」、「ささえる」という3つの要素の活動がバランス良く発達することが重要である。  
このため、「ふじのくに子ども芸術大学」の講座内容の充実や県立美術館、グランシップ、SPACでの鑑賞機会の提供など、子どもが本物の文化に触れる機会の充実を図り、その活動や体験が将来の文化を担う人材の育成につながる環境づくりを進める。また、国内外から注目を集める世界的な創造活動の推進、様々な文化資源の再認識と情報発信、県民の文化活動の活発化など、特色ある文化資源の活用と創造活動の発展を図る。さらに、様々な団体や個人による文化支援活動が活発化するよう、人材の育成や事業連携の促進などに取り組んでいく。

- 富士山が持つ顕著な普遍的価値を次世代に向けて確実に継承していくため、国民的な理解を得ながら、富士山の適切な保存管理と適正な利活用を図っていく必要がある。

このため、「富士山の日」を中心に、年間を通じて、富士山に対する関心を高め、保全意識の醸成を図る。また、世界遺産委員会の審議の結果を踏まえ、「来訪者管理戦略」、「情報提供戦略」等を策定するとともに、2016年までに「包括的保存管理計画」を改定し、富士山の一体的な保存管理を進める。
- 来訪者の増加が見込まれる中、富士登山者の安全確保対策や利用者負担制度など、山梨県との連携のもと、富士山に関する新たな課題について対応を図る。

また、富士山世界遺産センター(仮称)の整備や富士山の価値などについて理解を深め、構成資産を適切に案内できる「静岡県登録富士山世界遺産ガイド」を養成するなど、富士山の保全と活用の両立に向けた取組を進めていく。
- 「遺跡や富士山等の名勝地、歴史のある神社仏閣、歴史的町並み、美術工芸品などの文化財に関心のある人の割合」は、平成22年度、平成23年度、平成24年度を通じて、基準値(平成21年度70.0%)を下回っており、伝統・歴史に培われた文化を継承するためには、県指定文化財の指定等により県内文化財の保護を図るとともに、文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成していく必要がある。
- このため、市町、関係機関や文化財所有者と連携を図り、「しずおか文化財ウィーク」の実施など、文化財の活用・公開に一層取り組むとともに、想定される南海トラフ巨大地震等を踏まえ、大規模災害に備えた文化財保護のための施策を展開していく。

## 4 取組の実績

---

### (1) 地域の多彩で魅力的な文化の創造と発信

#### ○ “ふじのくに”の文化を創造する環境づくり

- ・ 世界的な文化・芸術の創造や発信を通じて、海外との文化交流を進めるため、**静岡県舞台芸術センター(SPAC)による舞台芸術の創造と公演**では、SPACによる世界レベルの独創的な作品のほか、海外から作品を招聘し、平成 22 年度から平成 24 年度までの間、391 公演を実施した。(H25:131 公演予定)
- ・ **「静岡国際オペラコンクール」**は、次代を担う音楽界の人材を発掘・育成し、世界に広がる“しずおか文化”を創造するため、「静岡国際オペラコンクール」、「県民オペラ」及び「オペラおもしろ講座」を3年ごとに開催しており、平成 23 年 6 月開催時には、177 人の応募者と 4,218 人の入場者があった。
- ・ **「伊豆文学フェスティバル」**は、平成 22 年度にメッセージ部門を創設した結果、応募件数は平成 22 年度から平成 24 年度までの間、1,342 件にのぼり、高校生を中心に若年層の創造活動の促進を図った。(H25:600 件予定)
- ・ **「ふじのくに芸術祭」**は、四季折々の特色ある事業により広く県民に芸術作品の発表の場や鑑賞する機会を提供するため、富士山の日(2月 23 日)から 12 月 23 日まで通年で開催し、特に若年層の参加機会を増やししながら、県民が自ら行う文化活動を支え静岡県の文化の向上発展を図っている。
- ・ 身近な**文化資源の存在や価値の再認識**を促すため、平成 21 年度の「はばたく静岡国文祭」の盛り上がりを継承し、「衣食住を考えるミーティング」の開催、「**ふじのくに文化資源データベース**」の開設、情報誌「**アトリエ・ふじのくに**」やガイドブック「**静岡県のすごい産業遺産**」、冊子「**しずおか近代和風建築さんぽ**」を発行するとともに携帯端末を利用し文化資源を楽しく巡ることができるアプリケーションソフト「**すごめぐり 223(ふじさん)**」の公開、「**生活文化発見フォーラム**」の開催など、新たな切り口により県民の関心を喚起や効果的な情報発信を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
文化を創造する活動の推進	計画		SPACの舞台芸術の創作活動支援			○
			伊豆文学フェスティバルの開催			
	実施状況等	SPACの舞台芸術の創作活動支援 伊豆文学フェスティバルの開催 (メッセージ部門の新設)	SPACの舞台芸術の創作活動支援 第6回静岡国際オペラコンクールの開催 伊豆文学フェスティバルの開催	SPACの舞台芸術の創作活動支援 第4回県民オペラの開催 伊豆文学フェスティバルの開催	SPACの舞台芸術の創作活動支援 オペラおもしろ講座の開催 伊豆文学フェスティバルの開催	
文化活動の場の充実	計画		県芸術祭など発表の場の充実			○
	実施状況等	第50回記念県芸術祭の開催 県芸術祭を核としたふじのくに芸術祭の開始	ふじのくに芸術祭の開催 (高校生文芸コンクールの開始)	ふじのくに芸術祭の開催	ふじのくに芸術祭の開催	
文化資源の発掘と活用	計画	文化資源と文化的景観の募集、PR等活用 ↓ 多様な資源と組み合わせた情報発信				○
		文化資源と文化的景観の募集・公開	DB「ふじのくに文化資源」の公開	DB「ふじのくに文化資源」の充実	DB「ふじのくに文化資源」の充実	
	実施	情報誌「アトリエ・ふじのくに」の発行	冊子「静岡県のすごい産業遺産」の発行、情報誌「アトリエ・ふじのくに」の発行等	高機能携帯電話アプリや電子書籍による情報提供、冊子「しずおか近代和風建築さんぽ」の発行等	「生活文化発見フォーラム(食文化、花)」の開催	

### ○ 文化に触れる機会の充実

- 子どもが本物の文化に触れる機会を提供するため、平成 23 年度に、小中学生を対象とした個人参加の体験・創造講座を実施する「ふじのくに子ども芸術大学」を開講し、平成 23 年度から平成 24 年度までの間、延べ 54 講座、1,461 人が受講した。(H25: 35 講座に拡大予定) また、県内の中学生に対して、無料で県立美術館やグランシップの音楽公演、SPACの舞台芸術を鑑賞する機会を提供したほか、SPACが実施する中高生舞台芸術鑑賞事業、グランシップの中高生招待事業や主催事業公演の学生料金の設定、美術館出張講座などを通じて、若者に対する文化・芸術鑑賞の機会を提供している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
文化に触れる機会の充実	計画	こどもたちの文化芸術鑑賞機会の提供 県立美術館の常設展及び自主企画展で大学生以下を無料	ふじのくに子ども芸術大学の発足			○
	実施状況等	こどもたちの文化芸術鑑賞機会の提供 県立美術館の常設展及び自主企画展で大学生以下を無料	新たに創造体験型のふじのくに子ども芸術大学の開講 こどもたちの文化芸術鑑賞機会の提供 SPACの中高生鑑賞事業の実施 グランシップ主催事業公演の大学生以下のチケット料金を割引(一律1,000円)	ふじのくに子ども芸術大学の拡充 こどもたちの文化芸術鑑賞機会の提供 SPACの中高生鑑賞事業の実施	ふじのくに子ども芸術大学の拡充 こどもたちの文化芸術鑑賞機会の提供 SPACの中高生鑑賞事業の実施	

### ○文化活動をささえる人の育成と仕組みづくり

- ・ **アートマネージャーを養成**し、「ささえるワールドカフェ」の運営や、「ふじのくに子ども芸術大学」の公募型事業での主体的な取組など活動の拡大、促進に努めている。平成 25 年度からは、「テーマは富士山祝祭事業」や「生活文化発見フォーラム」等において、さらに活動機会を提供していく。
- ・ 文化・芸術をささえる活動を行う人や団体を紹介する冊子の発行や「ふじのくにささえるチカラデータベース」において平成 25 年度までに掲載数 100 件を予定するなど、より広範かつ多くの活動を紹介し、県民への理解に努めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ささえる人と機能の充実	計画	アートマネージャーの養成(東部)	他地区での展開、第2期の養成 アートマネージャー活動の支援、連絡会の開催			○
	実施状況等	アートマネージャーの養成(東部)計4人	アートマネージャーの養成(中部)計4人 DB「ふじのくにささえるチカラ」の開設	「ささえるワールドカフェ」の開催 DB「ささえるチカラ」掲載件数の増大	文化団体等を実施者とする「テーマは富士山祝祭事業」の開催 DB「ささえるチカラ」掲載件数の増大	

### (2) 富士山の後世への継承

#### ○富士山の世界文化遺産への登録の実現

- ・ 平成 24 年1月、日本政府が**ユネスコ世界遺産センターへ推薦書を提出**したことを受け、同年 8月 29 日から9月5日にかけてユネスコの諮問機関である**イコモスの現地調査**が行われた。
- ・ 平成 24 年2月に発足した「富士山世界文化遺産両県県民会議」の会員募集活動や富士山への想いを込めたメッセージの募集活動などを通じ、登録に向けた取組を広く**国民運動として展開**した。
- ・ 同年4月 30 日、**イコモスによる勧告**がユネスコ世界遺産センターより通知され、「富士山」については、三保松原を除き「記載」が適当との勧告がなされた。
- ・ 同年6月にカンボジア・プノンペンにおいて開催された第 37 回世界遺産委員会において、富士山が世界遺産として登録された。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況	
富士山の世界文化遺産登録の実現	計画	登録推薦書の作成、提出、ユネスコ審査				世界遺産登録	○
	実施状況等	推薦書原案の作成作業 メッセージ募集活動への支援	文化庁への原案提出 ユネスコへの推薦書提出 国民運動の展開	イコモスの現地調査への対応 イコモスの追加情報要請への対応 国民運動の展開	イコモスの勧告 世界遺産委員会における審議		

#### ○富士山世界文化遺産の適正な保護管理と活用

- ・ 富士山を適切に保存管理し、顕著な普遍的な価値を次世代へ継承するため、「包括的保存管理計画」を策定するとともに、「富士山世界文化遺産協議会」を設置し、世界遺産登録を契機とする来訪者への対応等について協議を進めている。また、利用者負担のあり方について、「富士山世界文化遺産協議会作業部会」において検討している。

- 富士山の保存管理や自然、歴史・文化、観光等の情報提供を行うなど、富士山を訪れる多くの人々のニーズに対応する拠点としての「富士山世界遺産センター(仮称)」の整備に向け、平成 23 年度に策定した基本構想を踏まえ、事業計画などの具体的な内容を盛り込んだ**基本計画**を策定した。平成 25 年度には**展示手法や建設地の検討**を進めている。
- 富士山の顕著な普遍的価値や適切な保存管理について理解を深め、あわせて、構成資産を適切に案内できる「静岡県登録富士山世界遺産ガイド」を養成している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「富士山世界遺産センター(仮称)」の整備	計画		来訪者のニーズ等を踏まえて整備方針を決定し具体化			○
	実施状況等		基本構想策定	基本計画策定	展示実施計画策定 建設地の選定	

### ○富士山の日運動の推進

- 富士山を後世へ継承するため、**富士山県民講座の開催や富士山万葉集、富士山歳時記の編纂**など富士山に想いを寄せる新たな機会を創出し、富士山について、「想い」、「考え」、「学び」そして「行動」する**富士山の日運動を推進**している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「富士山の日」の県民運動の促進	計画	「富士山の日」の意義の周知(広報・啓発)			世界文化遺産登録 活動の場の周知(広報・啓発) 取組の拡大	○
		富士山県民講座の開催による学ぶ機会の提供				
		県・市町・民間協賛事業等による参加型活動の促進				
実施状況等		・富士見の祭典 ・富士山百人一首 ・第1回ふるさと富士写真コンテスト など 富士山の日関連協賛事業277事業	・富士山の日フェスタ2012 ・富士山万葉集 ・富士山百人一句 ・ふるさと富士巡回写真展 など 富士山の日関連協賛事業341事業	・富士山の日フェスタ2013 ・富士山万葉集 ・富士山歳時記 ・富士山の日巡回展(県民講座、パネル展) など 富士山の日関連協賛事業361事業	・富士山の日フェスタ2104 ・富士山万葉集 ・富士山歳時記 ・富士山漢詩百選(仮称) ・富士山県民講座 など 富士山の日関連協賛事業の募集	

### (3) 伝統・歴史に培われた文化の継承

#### ○県民の歴史的・文化的資産である文化財の保護

- ・ 計画的な文化財の調査により、平成22年度から平成24年度の間、63件の国・県の指定や登録がなされるなど、文化財の適切な保護を図った。今後も、文化財的価値を明らかにするための学術調査を継続実施する。
- ・ 大規模災害に備えた取組として、建造物監理士の養成、文化財等救済ネットワークの設立、文化財等救済支援員登録制度の創設、文化財マップの公開を行っている。

#### ○文化財に誇りと愛着を持つ県民意識の醸成

- ・ 新東名高速道路の開通にあわせた沿線文化財を紹介するマップの作成や埋蔵文化財の常設展示等、新たな事業を実施した。今後も文化財を公開・活用するイベントの実施など、文化財に誇りと愛着を持つ県民意識の醸成を図る場の提供を継続していく。
- ・ 「しずおか文化財ウィーク」は、平成22年度から平成24年度までの間、毎年26市町以上、50以上の事業が実施され定着してきている。

#### ○文化財の価値の未来への継承

- ・ 地域の歴史、文化に関する教育活動の充実を図るため、教職員等を対象とした研修「文化財体験講座」は、毎年テーマを変えながら実施している。
- ・ 静岡県民俗芸能フェスティバルは、地域性のバランスを考慮しながら毎年実施している。
- ・ 文化財建造物の調査や耐震診断の担い手育成のため、建築士を対象に、**静岡県文化財建造物監理士養成講習会**を実施し、平成22年度から平成24年度の間、56人(H25:23人受講予定)の監理士を育成した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
文化財建造物監理士等文化財保護に関する専門性を持った人材の育成	計画	講習会の実施 20人	累計40人	累計60人	累計80人	○
	実施 状況等	講習会の実施 20人 6/19から12/18 計10回開催 監理士20人登録	講習会の実施 21人 6/18から12/17 計10回開催 監理士21人登録	講習会の実施 20人 6/16から12/15 計10回開催 監理士15人登録	講習会の実施 23人 6/15から12/14 計10回開催	

## 2-2-2 スポーツに親しみ技量を高める環境づくり

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	「「ふじのくに」生涯スポーツ社会の実現」を目指し、県民それぞれがライフステージに応じて、様々なスポーツ活動に親しむことができる環境づくりを進め、競技力の向上を図るとともに、スポーツを通じた交流を拡大する。
----	--

施策の方向	(1)スポーツに親しむ環境づくり				
目的	県民の多様化するスポーツニーズに応え、県民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができる、健康で豊かな、スポーツが身近にある環境を実現する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	成人の週1回以上のスポーツ実施率	(H21) 44.5%	(H24) 41.9%	50%	C
	市町における地域スポーツクラブの設置数	(H21) 19 市町 44 クラブ	(H24) 26 市町 61 クラブ	全市町に 1つ以上	B <sup>-</sup>
	スポーツ施設利用者数(水泳場、武道館それぞれの利用者数)	(H21) 水泳場 265,671 人 武道館 263,395 人	(H24) 水泳場 214,493 人 武道館 284,822 人	年間 27 万人	B <sup>-</sup>

施策の方向	(2)競技力の向上				
目的	国内外での活躍が県民に夢と希望と感動を与えるとともに、人々のスポーツへの関心を高め、明るく豊かな活力に満ちた社会生活の形成にも寄与するトップアスリートを育成する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	国民体育大会における総合成績	(H21) 21 位	(H24) 14 位	8位	B <sup>-</sup>
	オリンピック出場本県関係選手数	(H20) 夏季 14 人 (H22) 冬季 2 人	(H24) 夏季 14 人 冬季 -	20 人	-

	参考指標	経年変化		推移	
	トップアスリート(JOC 指定強化選手)の人数	(H22) 10 人	(H23) 10 人	(H24) 3人	↘
	国体本大会出場人数	(H22) 404 人	(H23) 384 人	(H24) 450 人	↗
	公認コーチ(日体協登録)の人数	(H22) 596 人	(H23) 644 人	(H24) 678 人	↗

施策の方向	(3)スポーツを活用した交流促進				
目的	スポーツ活動やスポーツイベントを活用し、様々な人や文化、国や地域、産業等との出会いや交流・連携の機会をつくり、心身の健康の増進、地域の一体感や活力の向上、産業の振興などを図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	「スポーツを通じた交流が行われている」と答える県民の割合	(H22) 37.7%	(H24) 44.5%	50%	B <sup>-</sup>
	参考指標	経年変化			推移
	県民スポーツ・レクリエーション祭参加者数 しずおかスポーツフェスティバル参加者数	(H22) 11,790 人 87,934 人	(H23) 12,687 人 70,468 人	(H24) 11,029 人 73,617 人	↘

## 2 進捗評価

- ・ 地域スポーツクラブ未設置市町を中心に市町訪問を実施し、設置に向けた働きかけを行った結果、地域スポーツクラブ数は26市町61クラブと年々増加しているほか、「スポーツ施設の利用者数」のうち、武道館利用者は目標を達成している。一方で水泳場の利用者は、台風による被災後の改修工事の影響により、また、「県民のスポーツ実施率」は伸び悩んでおり、スポーツに親しむ環境づくりに向け一層の取組を要する状況にある。
- ・ 国民体育大会における総合成績（天皇杯順位）は、近年10位台後半から20位台前半であったが、公益財団法人静岡県体育協会及び競技団体とともに、低調な成績の原因を分析し、強化策を再検討して臨んだ平成24年度大会は、大きく躍進し14位となるなど、競技力の向上に一定の成果が上がっている。
- ・ 台湾との高校生の交流親善試合の開催等により、「スポーツを通じた交流が行われている」と答える県民の割合は、概ね順調に推移しており、スポーツを活用した交流に一定の成果が見られる。

## 3 今後の施策展開

- ・ スポーツに親しむ環境づくりには、気軽にスポーツに親しむ場の整備を進めるとともにスポーツに親しむ機運を醸成し、スポーツを実施しない大きな理由である「仕事、家事、育児などが忙しくて時間がなかった」人をスポーツの実践に導くことが必要である。
- ・ 「成人の週1回以上のスポーツ実施率」は、平成22年度、平成23年度、平成24年度を通じて、基準値(平成21年度44.5%)を下回ったため、身近にスポーツに関わることができる地域スポーツクラブの設置に加え、県民のスポーツの実技指導等を行う指導者育成に市町と協働して取り組んでいく。

また、平成23年度に新設した「ふじのくにスポーツ推進月間」の定着・振興に向け、市町・民間との連携・協力を図りながら、スポーツイベント等の内容の充実に努める。スポーツ施設の管理運営に対する外部評価を引き続き実施するとともに、草薙総合運動場の新体育館建設をはじめとする公園の整備を進め、より一層の県民サービスの向上を図っていく。

- ・ 国民体育大会総合順位 8 位入賞を実現するためには、選手及び指導者の育成・強化に向け、関係団体との連携を図りながら取り組むことが必要である。  
このため、特に団体種目、少年種別を中心に、これまで以上に公益財団法人静岡県体育協会や競技団体等の関係団体と連携をさらに深め、情報を共有化しながら強化策の検討を行っていく。
- ・ スポーツを通じた交流を拡大するためには、様々な世代やグループが交流できるスポーツイベント等の場の提供や国内外とのスポーツを通じた交流をより一層促進していくことが必要である。  
このため、「しずおかスポーツフェスティバル」や「県民スポーツ・レクリエーション祭」の内容の充実を図るとともに、台湾とのスポーツ交流をはじめとする友好提携先等との交流親善試合の相互開催など、青少年のスポーツ交流の拡充を図る。

## 4 取組の実績

### (1) スポーツに親しむ環境づくり

#### ○ライフステージに応じたスポーツの振興

- 平成22年度からキッズスポーツインストラクターによる親子運動遊びプログラムの普及・啓発活動を、幼稚園や保育所等へ出向いて実施している。
- 平成25年度で第7回目を迎えた「しずおかスポーツフェスティバル」は、県内各地で開催され、平成22年度から平成24年度の間、延べ232,019人が参加し、県民が身近に参加できるスポーツイベントとして定着した。また、誰でも参加できる「ニュースポーツふれあいフェスタ」は、平成22年度から平成24年度の間、延べ2,604人が参加し、ニュースポーツに触れる機会を提供した。
- 平成23年度から「ふじのくにスポーツ推進月間」を設け、のぼり旗やポスターの掲出、広報誌によるPRなどの広報活動を全市町と協働して取り組み、多様なスポーツに親しむことを県民に促した。

#### ○生涯スポーツを支える環境づくり

- 各市町に幅広くスポーツを普及するため、高齢者の健康づくりに関する講話や、高齢者向けのニュースポーツの実技指導などを行う「スポーツ指導者講習会」の実施や体力レベルに応じたニュースポーツ種目を知るよい機会を提供している。また、各市町のスポーツ施設やスポーツイベントの情報をホームページ等を活用し、広く県民へ情報発信を行った。

#### ○生涯スポーツ拠点の形成

- 地域スポーツクラブ**の整備を促進するため、未設置市町へのクラブ設置の働き掛けを継続して行った結果、地域スポーツクラブ数は、26市町61クラブまで増加している。
- 生涯にわたってスポーツを楽しめる環境を創出するため、指定管理者を通じて、県営の7都市公園のサービス向上及び利用促進を図っている。また、台風の被害を受けた県立水泳場については、営業再開に向け早期復旧に努めている(平成25年8月営業再開)。
- 県内の生涯スポーツの拠点である草薙総合運動場の機能を向上するため、硬式野球場の外野スタンド改修(平成25年6月完成)、屋内運動場の建設(平成25年11月完成)及び体育館の建替えを進めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
市町における地域スポーツ拠点の整備促進	計画	地域スポーツクラブ設置20市町	地域スポーツクラブ設置25市町	地域スポーツクラブ設置30市町	地域スポーツクラブ設置35市町	○
	実施状況等	24市町	24市町	26市町	市町に対する継続的な働きかけ	

## (2) 競技力の向上

### ○選手の育成・強化

- ・ 本県スポーツ選手の育成・強化を図るため、各競技団体を通じて、国体選手、ジュニア世代の小・中学生や高校生、国際大会に出場する本県関係の**トップアスリート等を支援**している。また、中学校及び高等学校の部活動単位による支援をしている。
- ・ 陸上競技・水泳・サッカー・野球を**しずおか重点競技とし、強化支援**を行った。
- ・ 中学校の部活動に県内ゆかりの**トップアスリート等を派遣**し、ジュニア選手の育成、部活動の活性化を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
選手の育成・強化(ジュニアスポーツの育成)	計画		中学校・高等学校の運動部活動の活性化			○
	実施状況等		・しずおか重点競技強化支援 ・全国大会入賞強化支援 ・トップアスリート等派遣事業	・しずおか重点競技強化支援 ・全国大会入賞強化支援 ・トップアスリート等派遣事業	・しずおか重点競技強化支援 ・全国大会入賞強化支援 ・トップアスリート等派遣事業	

### ○競技力を支える人材の養成

- ・ 中・長期的な展望の下、本県の競技力を支える優秀な指導者を養成するため、優秀指導者の特別強化や、中体連・高体連を通じての指導者養成を実施している。
- ・ 平成25年東京国体までに、全競技で監督に公認スポーツ指導者の資格を義務付けることになっているため、県内のトップレベルの指導者に資格取得の支援を行った。

### ○競技力向上のための環境整備

- ・ 国体出場候補選手に対し、スポーツドクターやトレーナーによるトレーニング指導や、メンタルトレーニング、フィジカルチェック、栄養指導を実施している。
- ・ 国体出場選手にアンチドーピング教育を実施するとともに、小・中学生や高校生を対象に、ドーピング禁止の啓発活動として、リーフレットを作成し配布した。

## (3) スポーツを活用した交流促進

### ○スポーツを通じた交流

- ・ 平成21年9月及び平成23年3月に静岡県教育委員会と台湾6市縣教育局(處)との間で「青少年の相互交流推進に関する協定」を締結し、高校生の野球交流を行っている。
- ・ 県内の多くの場所で開催される「しずおかスポーツフェスティバル」は、毎年多くの参加者を集め、スポーツを通じた交流の場として、県民に定着したイベントとなっている。また、ニュースポーツを体験できる「ニュースポーツふれあいフェスタ」の開催により、スポーツ・レクリエーション活動を啓発している。

### ○スポーツ観戦機会の充実

- ・ アーチェリー、ボート、男子ソフトボールの全国高等学校選抜大会が本県を会場として実施されており、小笠山総合運動公園など県内スポーツ施設を活用して、Jリーグの試合をはじめ、静岡国際陸上大会など、トップレベルの競技大会を毎年実施している。また、草薙総合運動場硬式野球場で、内野改修を行った平成23年度にプロ野球公式戦を5試合開催し、外野改修を終えた平成25年度には2試合を開催した。

### ○ スポーツを活用した産業振興

- ・ 平成 24 年3月に産学民官による「静岡県西部地域スポーツ産業振興協議会」を設置した。同協議会において、平成 25 年度に計画している実証実験事業の結果を踏まえ、次年度以降における新規スポーツ関連事業の創出を支援していく。また、全県的なスポーツ産業の振興を促進するため、平成 25 年度中に、東部地域における事業推進母体となりうるプラットフォーム(連携体)を設置するとともに、中部地区における意識の醸成を図る。

## 2-2-3 多文化共生と新たな地域外交の推進

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	多文化共生社会の形成を推進するとともに、国際的な協力や貢献に積極的に関わり、政府間外交によらない自治体や民間による交流を促進するなど、地域主権の時代にふさわしい新しい地域外交を推進していく。			
<b>施策の方向</b>	<b>(1) 多文化共生社会の形成</b>			
目的	外国人県民の地域社会への参画や日本人県民と外国人県民との交流、相互理解を図り、安心して快適に暮らせる多文化共生の地域づくりを進める。			
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標 達成状況
	外国語ボランティアバンク登録者数	(H21) 876 人	(H24) 973 人	1,000 人 B <sup>+</sup>
	参考指標	経年変化		推移
	「多文化共生」という言葉の認知度	(H21) 23.4%	(H24 県政世論調査) 37.4%	(H25 県政世論調査) 30.4% →
	外国人住民に親しみを感じる割合	—	(H21) 17.4%	(H24 県政世論調査) 34.9% ↗
	ふじのくに留学生親善大使委嘱者数(累計)	(H22) 367 人	(H23) 387 人	(H24) 407 人 ↗
<b>施策の方向</b>	<b>(2) 留学生支援の推進</b>			
目的	産・学・官・地域が連携・協働した留学生を支援する体制を構築し、留学前から滞在中、卒業後までのいわゆる「入り口から出口まで」の支援を行い、留学生が憧れを持つ地域となるよう環境づくりを進める。			
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標 達成状況
	外国人留学生数	(H21.5 月) 1,601 人	(H24.5 月) 1,439 人	2,500 人 D
<b>施策の方向</b>	<b>(3) 国際協力の推進</b>			
目的	国際協力ボランティアへの参加促進や開発途上国の人材育成の支援など、国際協力、国際貢献を地域レベルで実施することにより、新しい地域外交を展開する。			
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標 達成状況
	青年海外協力隊累積派遣者数	(H21) 1,172 人	(H24) 1,303 人	1,350 人 B
	参考指標	経年変化		推移
	海外技術研修員受入者数	(H22) 5 人	(H23) 9 人	(H24) 12 人 ↗
<b>施策の方向</b>	<b>(4) 国際交流の促進</b>			
目的	東アジアを中心とした海外と友好的互惠を基本姿勢とする地域間交流を行うなど、新しい地域外交を展開する。			
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標 達成状況
	県及び県内市町の国際交流協定提携数	(H21) 63 件	(H24) 79 件	80 件 B <sup>+</sup>

## 2 進捗評価

---

- 外国人との積極的な関わりを反映する「外国語ボランティアバンク登録者数」は、東日本大震災(平成 23 年3月)を踏まえ緊急時に確実に連絡が取れる者を精査したため平成 22 年度末に 64 人減少したが、広くボランティア登録を働きかけた結果、平成 23 年度(77 人)に続き平成 24 年度も 84 人が増加した。外国人県民と日本人県民双方に対する意識啓発により、「多文化共生という言葉の認知度」や「外国人住民に親しみを感じる割合」も平成 21 年度から総じて増加するなど、誰もが理解しあい、快適に暮らせ、安全・安心を実感できる多文化共生社会の形成に向けた取組が進んでいる。
- 全国の「外国人留学生数」は、東日本大震災、円高や日本経済の低迷等の影響により、全国的に減少傾向にある。本県の留学生数は、平成23年度と比較し、全国平均0.2%減を大きく上回る10%の減少となり、目標達成は困難となっている。これは、東日本大震災や国際情勢の悪化等が、中国や韓国からの留学生の占める比率が高い本県に大きな影響を及ぼしたためと考えられ、今後、留学生の積極的な受入れに向けた官民一体の取組の一層の推進を要する状況にある。
- 県民の国際協力に対する意識を反映する「青年海外協力隊累積派遣者数」は、企業訪問や帰国報告会の充実など国際ボランティア活動の周知等を図った結果、順調に推移している。また、交流の重点国・地域や重点施策等を定めた、「地域外交基本方針(平成 24 年6月策定)」に基づく事業を着実に進めた結果、「県及び県内市町の国際交流協定提携数」についても、提携数が増加するなど、本県と諸外国・地域との地域間交流が進んでいる。

## 3 今後の施策展開

---

- 世界、特にアジア地域との活発な交流を展開するためには、本県と交流先の国・地域の相互にメリットのある関係の構築が必要である。このため、地域外交基本方針に基づき、重点国・地域ごとに、重点的取組として位置付けた「観光交流の拡大と新たな交流の促進」、「経済交流の促進」、「教育・文化交流の促進」などの施策を着実に進めるとともに、地域外交の海外活動拠点として、新設や機能強化を図ってきた県駐在員事務所において、「ふじのくに」の魅力の発信を進めるなど、効果的な活用に努める。
- 多文化共生社会の形成や留学生支援、国際協力を進めるにあたっては、行政だけでなく、地域、県民、民間団体、学校、企業など多様な関係主体との連携や協力が必要である。このため、関係団体との連携・協力を図りながら外国人県民等に対する、防災分野を含めたきめ細かい情報提供等の支援を実施するとともに、外国人、日本人県民双方の多文化共生意識の浸透に努めていく。

また、「外国人留学生数」は、東日本大震災や国際情勢の悪化等により、本県の留学生に占める割合の高い中国や韓国からの学生数の減につながり、平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度を通じて、基準値(平成 21 年5月 1,601 人)を下回った。

このため、中国・韓国・台湾に加え、東南アジア・南アジアなどからの留学生を積極的に受け入れるほか、各大学による海外との学術交流や、留学生を受け入れる教育環境の整備等に加え、留学生の入り口(留学前)から出口(就職時、帰国時)までの体系的な支援など、静岡県留学生支援ネットワークによる体系的な留学生支援事業の充実や、企業に対する現職参加制度導入の働きかけによる国際協力ボランティアへの参加促進など、地域レベルでの国際

的な交流や協力を進めていく。

## 4 取組の実績

### (1) 多文化共生社会の形成

#### ○誰もが理解しあえる地域づくりの推進

- ・ 県内市町行政職員の多文化共生意識の底上げを図るため、地域共生、外国人の子どもの教育、防災対策についての意見交換、状況調査を全市町を対象に行っている。
- ・ 日本と外国の相互の文化や生活習慣の違いを認識し理解を深めるため、外国人が多い地域での**多文化共生フォーラム**、公立小中学校などへの**国際交流員の出前講座**、**ふじのくに留学生親善大使**として委嘱した外国人留学生による、県内各地での地域交流活動などを通じ、**外国人県民と日本人県民双方に国際理解や異文化理解促進の意識啓発**を図っている。
- ・ 外国人県民のコミュニケーション環境を充実するため、インターネットラジオでの週4回のポルトガル語放送やFMラジオでの週1回の英語放送、国際交流員によるフェイスブック(英語、ポルトガル語)を活用した**県政情報の提供**、**日本語教室の開催**などを通じ、外国人県民の日本語能力向上を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
外国人県民と日本人県民双方に対する意識啓発	計画	フォーラムの開催 国際交流員出前講座の開催 ふじのくに留学生親善大使活動		広報啓発、交流活動等の充実		○
	実施状況等	フォーラム4回 出前講座41校 親善大使20名	フォーラム3回 出前講座25校 親善大使20名	出前講座28校 親善大使20人	フォーラム1回 出前講座30校 親善大使20名	
外国人県民のコミュニケーション支援	計画	インターネットラジオ、FM、外国人支援アドバイザー相談 外国語ボランティア登録の推進 日本語教室、外国人学校日本語指導		多言語情報体制の充実、日本語学習支援等		○
	実施状況等	インターネットラジオ週4回、FM週1回、アドバイザー相談355件、日本語教室6地域、外国人学校日本語指導3校	インターネットラジオ週4回、FM週1回、アドバイザー相談434件、日本語教室5地域、フェイスブック、外国人学校日本語指導3校	インターネットラジオ週4回、FM週1回、アドバイザー相談401件、フェイスブック、日本語教室9地域	インターネットラジオ週4回、FM週1回、アドバイザー相談400件、フェイスブック、日本語教室7地域	

#### ○誰もが快適に暮らせる地域づくりの推進

- ・ 外国人の子ども向け進路情報手引書を作成し、外国人学校等の児童生徒や保護者への進路相談会を開催した。また、いずれの学校にも就学していない外国人の子どもの実態を調査し、不就学対策につなげた。
- ・ 外国人県民の雇用・就労環境の向上を図るため、外国人労働者の雇用適正化憲章を平成24年2月に策定し、企業等への普及、周知広報を推進している。
- ・ 民間主体の多文化共生や国際交流・協力活動の推進を図るため、地域の核としての活動が期待される静岡県国際交流協会や浜松国際交流協会の公益財団法人移行を支援し、その活動を促進するなど、**民間国際交流団体の育成支援**を行った。
- ・ 県内の多文化共生関係者、活動団体のネットワーク化や連携を促進するため、各種情報を県国際交流協会に一元化しワンストップ情報提供体制を構築するとともに、**外国人窓口相談員等連絡会議・研修会を開催**した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
民間国際交流団体育成・支援	計画	研修会等団体ネットワーク化推進	研修会等団体ネットワーク化推進	団体ネットワーク化推進		○
	実施状況等	浜松国際交流協会の公益財団法人移行(H22.12)外国人窓口相談員連絡会議・研修	静岡県国際交流協会の公益財団法人移行(H24.4)外国人窓口相談員連絡会議・研修	県・浜松国際交流協会との連携市町国際交流協会、外国人相談員連絡会議・研修	県・浜松国際交流協会との連携市町国際交流協会、外国人相談員連絡会議・研修	

### ○誰もが安全・安心を実感できる地域づくりの推進

- 緊急時の外国人への多言語情報提供体制を支援するため、(財)自治体国際化協会が開発した災害時多言語情報作成ツール(音声、携帯電話用、表示シート)を県内市町に配備した。
- 津波危険予想地域において、外国人にもわかりやすい避難場所への誘導標識整備を促進するため、沿岸各市町に対し多言語表記によるサイン例を提示した。
- 外国人県民に防災に関する情報が行き届くようにするため、週4回のインターネットラジオ(ポルトガル語)や週1回のFM放送(英語)、国際交流員によるフェイスブック(英語、ポルトガル語)を活用した地震防災知識などの防災情報を提供した。
- 外国人県民が災害発生時に的確に行動しやすい環境が整うよう、地震防災ガイドブック「やさしい日本語」版を作成し自主防災組織等に配布したほか、外国人県民に対し災害に対する情報や知識の普及啓発を図る防災研修を、県地震防災センターや、上記ガイドブックも活用しつつ日本語教室などで開催し、多くの外国人県民が参加した。
- 外国人県民の緊急時サポート体制の構築を図るため、外国語ボランティアバンク登録者が外国人防災セミナーや災害時通訳の研修会に参加した。

### ○国際化に対応したサービスの提供

- 住民に身近な市町で円滑な旅券発給を行うため、申請受付、交付を行う全市町との連携を図るとともに、研修会の実施等の支援を行っている。

## (2) 留学生支援の推進

### ○「入り口(留学前)から出口(就職時、帰国時)まで」の体系的な支援の実施

- 産・学・官・地域の連携・協働による**体系的な留学生支援**を実施するため、県内大学及び関係団体等と設立した「静岡県留学生支援ネットワーク」において、就職支援講座や企業面談会、交流会、ビザ無料相談会等を開催するなど、就職や相互交流等への支援を実施している。
- 県内大学への留学を促進するため、台湾(台北・高雄)及び韓国(ソウル・釜山)で開催された留学フェアへ参加するとともに、中国浙江省内の大学において留学説明会を開催し、本県の留学情報を発信しているほか、浙江省内大学と本県との短期留学生の相互交流を実施している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
留学生支援体制の構築	計画	関係機関による連絡会等の開催	留学生支援連携組織の設立			○
		留学生サポート窓口開設準備		サポート窓口の開設・運営		
			大学・企業等への参画呼びかけ			
実施状況等	関係機関による留学生支援ネットワーク連絡会の開催	静岡県留学生支援ネットワークの設立				
	留学生支援連携組織の設立準備		支援ネットワークの運営(サポート事業実施)			
			大学・企業等への参画呼びかけ			

### ○学と住を一体化した賑わいのあるまちづくり

- 留学生をはじめとする若者が集い賑わう「学住一体のまちづくり」を進めるため、交流の核となる拠点施設のあり方や、学住一体のまちづくりを支える学生(若者)、地域、大学など様々な要素を効果的につなげるネットワークの構築について検討を行っている。

## (3) 国際協力の推進

### ○県民による国際協力ボランティアへの参加促進

- 国際ボランティアの参加を促進**するため、県内で広く募集広報等を行った結果、平成22年度から平成24年度までの間、青年海外協力隊募集参加説明会に延べ896人が参加し、延べ131人の青年海外協力隊への派遣を実現した。
- また、JICAボランティア経験者の再就職支援や国際ボランティア活動の周知のため、県内企業訪問や帰国報告会等を行った。
- JICAグローバル大学院の設置誘致**に向けて、広島大学等において、JICAとの連携による大学院プログラムなどについて調査を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等国際協力ボランティアへの参加促進と経験者の活用	計画		現職参加制度導入への働きかけ 募集説明会の開催 帰国者報告会の開催			○
		経験者活用方策の検討	地域人材バンクへの登録・活用			
	実施状況等	・県の広報媒体を使ったJICAボランティア募集の広報	・県の広報媒体を使ったJICAボランティア募集の広報 ・JICA経験者活用方法検討のための企業訪問調査	・JICAボランティア募集広報や企業訪問の実施 ・県内初のJICAボランティア帰国報告会の実施 ・JICAボランティアなどを活用した海外技術研修員の受入れ	・JICAボランティア募集広報や企業訪問の実施 ・JICAボランティア帰国報告会の実施 ・JICAボランティアなどを活用した海外技術研修員の受入れ	
JICAグローバル大学院設立に向けた取組	計画	関係情報の収集・国等関係機関への働きかけ		国等関係機関への働きかけ		○
	実施状況等	・大学院設立について有識者の意見を聴取	・「グローバル人材育成会議」に係る情報収集及び国等関係機関への働きかけを実施	・広島大学等の先進事例の情報収集及び国等関係機関への働きかけを実施	・先進事例の情報収集及び国等関係機関への働きかけや県立大学とJICA連携プログラムを検討	

### ○開発途上国の人材育成の支援

- 海外の人材育成に資するため、海外技術研修員受入事業として、平成 22 年度から平成 24 年度までの間、中国やモンゴル、東南アジア、南米から、延べ 26 人の技術研修員を受け入れ、県機関や県内研究機関において研修を実施した。

## (4) 国際交流の促進

### ○中国との交流

- 浙江省との友好提携** 30 周年記念事業として、本県と浙江省から相互に代表団を派遣したほか、年間を通じて、両県省において約 70 団、約 2,000 人が交流し、今後の交流のすそ野が広がった。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
浙江省との相互協力関係の強化	計画	各分野における交流の推進 3776訪中事業	農業、教育、医療、 防災分野等交流	友好提携30周年		○
	実施 状況等	・3776訪中事業に 6,042人の県民参加 ・産業、観光、文化 等の9分野で具体的 な交流を進めること で合意	・9分野の交流を 中心に、友好提携 30周年に向けた取 組	・相互代表団の派 遣など30周年記念 式典ほか関連事 業の通年実施	・「静岡県－浙江 省フォーラム」等 の開催	
上海市等との将来を見据えた 地域間交流	計画	上海万博出展 泰安市への友好 訪問	泰安市からの友好 訪問	泰安市への友好 訪問	泰安市からの友好 訪問	○
	実施 状況等	・上海万博日本産 業館のイベントス テージに出展 ・泰安市への友好 訪問	・上海旅遊節での 本県の観光PR ・泰安市からの友 好訪問団を受け入 れ	・湖北省との相互 訪問団の交流	・湖北省武漢市に おける民間交流支 援 ・泰安市からの友 好訪問団の受け入 れ	

### ○韓国との交流

- 年間を通じた観光展の出展や仁川航空路線の利用拡大を軸とした観光誘客の取組を進めたほか、**忠清南道との友好協定の締結**に向けた協議などにより、民間交流の拡大に向けた取組を進めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
韓国との交流 (韓国内の道またはそれに相当 する広域市との交流)	計画	仁川市、忠清南道 等との交流検討				○
	実施 状況等	・忠清南道との友 好提携に向けた合 意	・忠清南道との友 好交流協力に関 する覚書を締結	・忠清南道との友 好協定締結に向 けた協議	・忠清南道との友 好協定の締結 ・忠清南道、済州 島における民間交 流支援	

## ○その他国・地域との交流

- ・ 米国とは、下田ミーティング(日米防災会議)の開催などによる防災分野における関係強化の取組が進んでいるほか、**ハワイ州とクリーンエネルギー分野の覚書を締結**するなど新たな分野の交流が進んでいる。
- ・ **台湾**とは、**観光誘客やスポーツ交流の促進**などの取組により、台湾政府から「観光貢献賞」が授与されるなど、民間交流の進展が見られる。
- ・ **モンゴルドルノゴビ県との友好協定締結** 1周年を迎え、県民交流団の派遣や高校生の相互交流、技術研修員の受入など様々な分野での人的交流が進展している。
- ・ **東南アジア**においては、従来までの県内企業の海外展開支援や県産品の販路拡大などの経済支援に加え、シンガポールにおける日本語スピーチコンテストの支援など、本県理解のための**教育・文化分野での活動**を進めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
アメリカとの交流	計画	州と県における地域間交流	教育、医療、防災分野等交流			○
	実施状況等	・ノースカロライナ州立大学とスタンフォード大学(カリフォルニア州)への県職員派遣を通じた交流を実施	・お茶、観光、学術交流などの分野交流を実施	・防災分野の地域連携交流の実施 ・ロードアイランド州との学術交流の実施 ・ハワイ州とクリーンエネルギー分野の覚書を締結	・防災分野の地域連携交流の実施 ・ハワイ州とクリーンエネルギー分野での交流を推進 ・ロードアイランド州との学術交流の実施	
台湾、モンゴル等との交流	計画	スポーツ交流等の促進				○
	実施状況等	・県高校野球選抜チームが台湾に遠征し、交流親善試合を実施 ・モンゴルドルノゴビ県と相互協力に関する覚書を締結	・台湾から高校野球チームが来静し、交流親善試合を実施 ・バスケットボールの県高校選抜男女各1チームが台湾遠征し、交流試合を実施 ・モンゴルドルノゴビ県と友好協定を締結	・台湾への高校野球チーム派遣など青少年のスポーツ交流の実施 ・モンゴルドルノゴビ県からの医療、インフラ等の研修生受入れ、高校生交流の実施 ・東南アジアとの教育・文化交流の実施	・台湾から高校野球チームが来静し、交流親善試合を実施 ・台湾駐在員事務所の設置 ・モンゴルドルノゴビ県に交流団を派遣など交流の拡充 ・東南アジア駐在員事務所の体制強化	

## 2-2-4 交流を支えるネットワークの充実

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	ヒトやモノが円滑に行き交い、多様な交流を実現させるため、陸・海・空が一体となった交通体系の整備、活用とともに、情報通信技術を生かしたネットワークの充実を進める。
----	--

施策の方向	(1)広域交通ネットワークの充実				
目的	本県と海外や国内遠隔地を結ぶ航空ネットワークや鉄道、道路、海上交通ネットワークなど、広域交通ネットワークの充実を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
国内旅客輸送人員		(H20) 26億7,900万人 (3億4,400万人)	(H22) — (3億1,100万人)	27億人 (3億5,000万人)	C
富士山静岡空港の就航地域数等		(H21) 定期便8地域、 チャーター便 16地域・158便、 小型機402機	(H24) 定期便8地域、 チャーター便 13地域・72便、 小型機532機	定期便10地域、 チャーター便 20地域・200便、 小型機500機	D
富士山静岡空港の利用者数		(H21) 53万人	(H24) 44.7万人	70万人	D
富士山静岡空港の貨物取扱量		(H21) 86t	(H24) 585t	3,000t	D
輸出・輸入コンテナ取扱個数		(H21) 34.1万TEU	(H24) 43.8万TEU	78.7万TEU	C

※国土交通省「旅客地域流動調査」をもとに算出しているが、平成22年度分より調査方法の変更があり、「自家用バス」「自家用乗用車」については集計されなくなったため、( )内のとおり、新たに基準値・目標値を設定し達成状況を評価した。

参考指標	経年変化			推移
国内鉄道旅客輸送人員(静岡県分)	(H20) 196,539千人	(H21) 187,951千人	(H22) 186,578千人	↘
富士山静岡空港団体利用モニター助成人数	(H21) 1,012人	(H22) 2,054人	(H23) 2,721人	↗
富士山静岡空港教育旅行助成校数	(H22) 35校	(H23) 40校	(H24) 52校	↗

施策の方向	(2)地域交通ネットワークの充実				
目的	地域住民の生活を支える鉄道・バス等の公共交通機関の維持・活性化や幹線道路整備など、地域の交流のための交通ネットワークの充実を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
国内旅客輸送人員		(H20) 26億7,900万人 (3億4,400万人)	(H22) — (3億1,100万人)	27億人 (3億5,000万人)	C
中心都市等への30分行動圏人口カバー率		(H21) 87.2%	(H24) 93.2%	92.8%	A

※国土交通省「旅客地域流動調査」をもとに算出しているが、平成22年度分より調査方法の変更があり、「自家用バス」「自家用乗用車」については集計されなくなったため、( )内のとおり、新たに基準値・目標値を設定し達成状況を評価した。

参考指標	経年変化			推移
	(H21)	(H22)	(H23)	
県内バス輸送人員	83,891 千人	81,523 千人	79,483 千人	↘
県内乗合バスのノンステップ車両導入率	(H21) 30.9%	(H22) 32.2%	(H23) 33.7%	↗
第3次救急医療機関への30分到達圏人口カバー率	(H22) 74.0%	(H23) 74.1%	(H24) 77.1%	↗

施策の方向	(3)情報通信ネットワークの充実			
目的	時間や距離の制約を越えた多様な交流や迅速な対応が行えるよう、光ファイバ網などの情報通信基盤の整備を促進し、県内の情報格差を是正するとともに、防災・医療・教育などの暮らしや産業、行政における情報通信技術の利活用を推進し、豊かな県民生活の実現を図る。			
数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
光ファイバ網世帯カバー率	(平成21年度末) 83.4%	(平成24年度末) 85.8%	86%	B <sup>+</sup>

参考指標	経年変化			推移
	(H22)	(H23)	(H24)	
地域情報化コーディネータ派遣回数	18 回	24 回	24 回	↗
行政手続のオンライン利用促進対象手続のオンライン利用率	(H22) 54%	(H23) 57%	(H24) 61%	↗
地上デジタル放送中継局の整備状況(累計)	(H22) 67 局	(H23) 67 局	(H24) 70 局	↗

## 2 進捗評価

- 東日本大震災の影響等により著しく減少した航空需要の回復の途上で、中国との国際情勢の悪化等による利用者数の落ち込みの影響を受け、「富士山静岡空港の就航地域数等」「富士山静岡空港の利用者数」「富士山静岡空港の貨物取扱量」は、目標達成が困難な状況となっている。平成24年度の「富士山静岡空港の利用者数」は、全国の回復率と同水準の平成23年度(約41万人)から約3万5千人増の44万7千人(平成23年度比約9%増)に留まった。こうした厳しい状況の中、新規路線や定期路線の充実に取り組んだ結果、平成25年3月にはANAの札幌線及び沖縄線の機材が大型化し、チャイナエアラインの台北線も1便増(週4便)を実現したが、富士山静岡空港の路線の充実に向け、一層の推進を要する状況にある。また、航空貨物利用促進協議会と連携し、中長期戦略の策定や国際貨物トライアル輸送事業、説明会の実施等を県内外で展開した結果、平成24年度の「富士山静岡空港の貨物取扱量」は、585トン(平成23年度:501トン)に増加したが、産業を興す物流ネットワークの充実に向け、需要拡大活動の強化等により、一層の推進を要する状況にある。
- 国内旅客輸送人員については、少子化や自家用自動車の普及等の要因により、鉄道を中心に減少傾向にあるため、関係団体と連携し、引き続き、鉄道利用等の利便性向上に努めるなど、広域交通ネットワークの充実に向け、一層の推進を要する状況にある。
- 新東名高速道路開通により、第3次救急医療機関への30分到達圏人口カバー率の向上が図られた。少子化やモータリゼーションの進展(自家用車の普及)等に伴い、県内バス輸送人員は減少しているものの、バス事業者や市町へのバス運行経費支援等により、生活に不可欠なバス路線の維持・確保に努めるなど、地域交通ネットワークの充実に向けた取組はおおむね

順調に進んでいる。

- ICTの利活用を支える基盤である光ファイバ網等の整備は、市町や事業者との協働により、平成 24 年度末の光ファイバ網世帯カバー率は 85.8%となり、目標とする 86%達成に向けて順調に進んでいる。

### 3 今後の施策展開

---

- ヒトやモノが円滑に行き交い、多様な交流を実現するためには、新東名高速道路をはじめとする高規格幹線道路、駿河湾港、富士山静岡空港の連携を強化し、陸・海・空が一体となった交通ネットワークの充実を図ることが必要である。

- 「富士山静岡空港の就航地域数等」「富士山静岡空港の利用者数」「富士山静岡空港の貨物取扱量」は、東日本大震災の影響により減少した航空需要は回復基調にあり、この流れを本格的なものとするのが求められている。

このため、潜在的に大きな需要が見込まれる海外を中心に、将来の定期路線として有望な地域へのチャーター便の実績を着実に積み重ねるなど、増便や新規路線誘致等の実現による提供座席の増加に向け、航空会社への働きかけを行うとともに、路線特性に応じた利用促進に取り組む。

また、搭乗率の向上を図るため、富士山静岡空港利用促進協議会、経済団体、県内市町とのより一層の連携強化を図り、ビジネス、教育旅行、市町の交流事業による空港利用など底堅い需要のより一層の確保に努めていく。

さらに、航空会社の乗入等に関する規制を撤廃するオープンスカイの進展、LCCの参入の活発化等の新たな航空需要を踏まえ、開港後4年間の利用実績の分析に基づき、需要の動向、路線、利用者、地域別等の特性に対応した施策を進めていく。

- 「富士山静岡空港の貨物取扱量」については、目標達成困難な状況にあり、小型機による貨物輸送が主体である富士山静岡空港の現状を踏まえ、次期計画においては、現計画の目標数値(3,000トン)を見直す必要がある。

また、航空貨物については、富士山静岡空港航空貨物利用促進協議会との連携を強化し、国際貨物トライアル輸送の拡充を図るなど、静岡空港における航空貨物需要の更なる拡大に取り組む。

さらに、港湾貨物については、港湾物流戦略に基づく駿河湾港としての一体的利活用を図るなど、物流ネットワークの充実を進めていく。

- 地域交通ネットワークを維持・確保するためには、国、市町と連携による事業者への支援のほか、事業者・市町・住民をはじめとする地域の連携・協働による利用拡大等への取組が必要である。

このため、引き続き、鉄道の事業者が行う安全対策への支援やバス路線維持のための支援、地域の実情に応じた新たな運行形態の導入の推進に加え、市町と連携した鉄道や海上交通の活性化を図る地域の取組を支援していく。

また、県内を網羅する道路ネットワークの充実を図るため、第3次救急医療機関への 30 分到達圏人口カバー率の向上を図るなど、国道、県道などの幹線道路の整備を推進していく。

- ICTの利活用を支える基盤となる光ファイバ網等については、整備に多額の費用を要することが課題であるが、地域の実情に応じた柔軟な手法の活用などにより、今後も着実な整備を図り、情報通信技術を生かしたネットワークの充実を進める。

## 4 取組の実績

---

### (1) 広域交通ネットワークの充実

#### ○ヒトの交流を促す交通ネットワークの充実

- ・ 新東名高速道路の本県区間の開通や、富士山静岡空港、港湾など、着実に整備されつつある陸・海・空の交通ネットワークの利活用の可能性や方向性、交通インフラの整備方針を示す「ふじのくに交通ネットワークビジョン」(平成 24 年2月)の実現に向け、学識経験者や NPO、交通事業者などで構成する社会資本利活用会議(仮称)を平成 25 年度に設置し、社会資本整備を県民生活・産業に効果的に活用するため、官民が連携・協働する取組を進めていく。
- ・ 新東名高速道路、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道の早期完成に向けて、国や中日本高速道路株式会社などに事業の推進を働きかけた。
- ・ **新幹線「ひかり号」等県内駅への停車本数の増加**については、産業界等と協力して、JRに対する要望を行うなど働きかけを行っている。
- ・ 平成 23 年度に菅山 IC、平成 24 年度に大沢 IC の立体交差化を実施するなど、空港と東名、新東名、御前崎港を連結する金谷御前崎連絡道路の整備を推進した。
- ・ **空港と鉄道駅を結ぶアクセスの利便性の向上と経費の縮減**を図るため、平成 24 年度より利用者が堅調な静岡駅とのアクセスは維持し、その他の路線は島田駅に集約し、小型車両による多頻度運行を行っている。
- ・ 平成 23 年 5 月に公表された国土交通省交通政策審議会の中央新幹線整備に関する答申の中では、中央新幹線の実現により、「新駅の設置などの可能性も生じ、東海道新幹線利用者の利便性向上及び東海道新幹線沿線地域の活性化に寄与することが期待される」と明記されたため、静岡県では、中央新幹線の通過地となる静岡市と連携のもと「静岡県中央新幹線整備推進本部」を立ち上げ、環境影響評価の実施や東海道新幹線の利便性向上策、沿線地域活性化などの基礎調査や方向性の取りまとめを行い、自然環境の保全に十分配慮した上で中央新幹線の整備が着実に推進されるよう協力している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
空港と鉄道駅等とのアクセスの充実	計画	バス、タクシーによるアクセスの充実	(常に取組内容を見直し)			○
	実施状況等	航空機に合わせた運行の見直し	新たなアクセス手法の研究・開発	掛川線、浜松線を島田線に集約し、小型車両による多頻度運行を開始	航空機のダイヤに合わせバスダイヤを見直し	
ひかり号の停車本数の増加等の働きかけ	計画	地元市町、経済団体等と協力した働きかけ				○
	実施状況等	JR東海への働きかけの実施	JR東海への働きかけの実施	JR東海への働きかけの実施	関係団体と連携してJR東海へ働きかけを実施	
富士山静岡空港への新幹線空港新駅の働きかけ	計画	リニア中央新幹線計画を考慮した新駅設置の働きかけ				○
	実施状況等	富士山空港新幹線駅検討PTでの検討	中央新幹線整備推進本部での検討	中央新幹線整備推進本部での検討	中央新幹線整備推進本部での検討	

### ○産業を興す物流ネットワークの充実

- ・ **富士山静岡空港の航空貨物の利用促進**を図るため、富士山静岡空港航空貨物利用促進協議会と連携し、荷主企業への訪問活動や国際貨物トライアル輸送事業の展開、海外でのエアポートセールス等の利用促進策を総合的に実施し、貨物需要の拡大に取り組んでいる。
- ・ 平成23年3月に策定した「駿河湾港アクションプラン」等を踏まえ、駿河湾港の港湾物流促進戦略を策定するとともに、港湾計画の見直しに向けた長期的整備構想の検討を進めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「駿河湾港」としての一体的利活用	計画	将来像や目標の明確化 具体策の検討		一体的利活用		○
	実施状況等	将来像の明確化 (駿河湾港アクションプランの策定)	一体的利用(港湾物流促進戦略、港湾計画の見直し作業実施)	一体的利用(港湾物流促進戦略、港湾計画の見直し作業実施)	一体的利用(港湾物流促進戦略の推進、港湾計画の見直し作業実施)	
航空貨物利用の促進	計画	就航機材のベリ一部を利用した実績の着実な積上げ 空貨物利活用促進協議会での検討 CIQ(税関、検疫等)との連携			(就航機材の大型化)	○
	実施状況等	協議会の開催 国機関との協議 貨物上屋の増築等	航空貨物説明会の開催 荷主企業、フォワードアー訪問	トライアル輸送事業の実施 航空貨物説明会の開催 荷主、フォワードアー訪問	トライアル輸送事業の拡大 航空貨物説明会の開催 荷主、フォワードアー訪問	

## ○富士山静岡空港の路線の充実

- 国際線では、**チャーター便実績の積み重ねやトップセールス**により、平成 24 年3月に台北線が開設され、更に 1 年後には増便(3往復/週⇒4往復/週)された。また、24 年6月には上海線の武漢延伸が実現した。
- 国内線では、交流団の実績等をもとに**就航先等での需要開拓**に取り組んだ結果、25 年3月末からANA札幌線・沖縄線の機材が大型化、FDAの福岡線3便への復便化が実現した。
- ビジネス利用、教育旅行、地域間交流による底堅い需要開拓や各種利用支援策等を実施した結果、平成 23 年3月の東日本大震災によって減少した利用者数は、24年度に回復を見せた。
- 広範な分野にわたる就航先との交流拡大**を図るため、民間との協働による「ふじのくに交流団」等を派遣し、就航先との交流を深めるとともに、就航先からの使節団、キャンペーン等の招聘、受入れ支援を行うなど、相互交流の促進・定着化を図っている。
- 空港の利用促進**を図るため、航空会社や関係団体等と連携し、キャンペーン事業やイベントへのブース出展、教育旅行調査団の派遣等を行っている。また、各種の需要喚起を図るため、旅行商品広報やチャーター便運航支援などを実施するとともに、ビジネス利用の拡大を図るため、企業サポーターズクラブを創設し、就航先への出張等を行う企業に対する支援を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
路線の充実 国際線充実	計画	海外航空会社への積極的なトップセールスの展開 台湾チャーター便の定期路線化 中国各地、タイ、スイス等に繋がる多様なチャーター便の誘致				○
	実施状況等	トップセールス(台湾、韓国、中国) 県民交流団(タイ、韓国)  台湾チャーター73便 チャーター 26地域226便が運航(国内線含む)	トップセールス(韓国、台湾等) 台北線定期便化(3月25日から週3往復) チャーター便19地域111便が運航(国内線含む)	トップセールス(韓国、中国、台湾等) 上海線の武漢延伸(6月18日～ 週4往復) 多様なチャーター便の実現	トップセールス(韓国、中国、台湾等) 台北線の増便 多様なチャーター便の実現	
国内線充実	計画	沖縄、北海道や新規就航予定先等へのふじのくに交流団等の派遣				○
	実施状況等	ふじのくに交流団派遣(沖縄、北海道、石川) 使節団受入れ(鹿児島、熊本、沖縄)	ふじのくに交流団派遣(鹿児島) 県民交流団派遣(熊本)	航空会社等と連携した、就航先(札幌、福岡、沖縄)等での需要開拓	航空会社等と連携した、就航先(札幌、福岡、鹿児島、沖縄)等での需要開拓	
空港利用推進	計画	3776訪中団 上海万博等での路線PR  県民交流団、産業交流団の派遣 就航先でのイベント出展による路線認知度の拡大 各種利用支援策の戦略的实施				○
	実施状況等	6,042人の送客達成 日本産業館ステージにて静岡県及び路線のPR実施	産業交流セッション(帯広) 震災対策補正予算を活用したバック旅行補助拡大等による利用促進	ビジネスマッチング等への参加支援  ビジネス利用補助 観光誘客と連携したイベント出展(札幌、福岡、沖縄等)	促進協業交流委員会を通じた経済ミッション支援等 ビジネス利用、教育旅行補助 地域間交流支援 観光誘客と連携したイベント出展(札幌、福岡、沖縄等)	

## (2) 地域交通ネットワークの充実

### ○鉄道交通の利便性向上

- ・ **地域鉄道の利用を促進**するため、利便性の向上を図るとともに観光部門と連携した利用拡大の取組を進めた。特に天竜浜名湖鉄道については、県、沿線市町等で組織する天竜浜名湖線市町会議を核として、駅案内看板の作成や観光イベントとの連携など利用拡大に取り組んでいる。
- ・ **県内鉄道施設の安全性を向上**させるため、地域鉄道事業者が実施するレールや枕木交換等の安全対策事業に対して、国と協調して支援している。
- ・ 高齢者や障害者等の日常生活や社会生活における移動上の利便性、安全性の向上を図るため、平成 23 年3月の国のバリアフリー基本方針の改正にあわせ、**鉄道駅のユニバーサルデザイン化**に対する県の支援制度を改正し、対象となる駅を拡大して支援を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
沿線地域の連携による利用者増への取組を促進	計画	地域資源を活用した鉄道利用拡大支援				○
	実施状況等	天竜浜名湖線市町会議を核とした天浜線の利用拡大 観光部門と連携した地域鉄道の利用拡大に参加	天竜浜名湖線市町会議を核とした天浜線の利用拡大 観光部門と連携した地域鉄道の利用拡大に参加	天竜浜名湖線市町会議を核とした天浜線の利用拡大 観光部門と連携した地域鉄道の利用拡大に参加	天竜浜名湖線市町会議を核とした天浜線の利用拡大 県・沿線市町による利用促進事業実施 観光部門と連携した地域鉄道の利用拡大に参加	
鉄道施設の安全対策への支援	計画	トンネル改修、レール・枕木交換等施設設備整備支援				○
	実施状況等	伊豆急行外6事業者が実施する安全対策事業を支援	伊豆急行外6事業者が実施する安全対策事業を支援	伊豆急行外6事業者が実施する安全対策事業を支援	伊豆急行外6事業者が実施する安全対策事業を支援	
鉄道駅のユニバーサルデザイン化の促進	計画	障害者対応型エレベーター、多機能トイレ等の整備支援				○
	実施状況等	JR六合駅へのエレベーター等の設置	国のバリアフリー基本方針の改正に合わせた支援の見直し	JR金谷駅、函南駅、下土狩駅のエレベーター等の設置	JR金谷駅、函南駅のエレベーター等の設置	

### ○バス交通等の生活交通の維持と活性化

- ・ **バス路線の維持・確保**を図るため、運行効率の向上や多様な運行形態の導入促進など支援制度の見直しを行いながら、広域的・幹線的路線や過疎地域等の路線、市町自主運行路線の運行に対して支援を行っている。
- ・ **地域に適した新たな生活交通の導入を促進**するため、市町自主運行により実施されるデマンド運行に対して支援している。
- ・ バス車両のユニバーサルデザイン化を促進するため、市町を跨る広域的・幹線的路線や市町自主運行バス事業における低床型車両の導入経費に対して支援を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
バス路線維持・確保	計画	民間バス路線、市町運行バスへの支援				○
	実施状況等	広域幹線路線51系統、過疎地域等の路線10系統、市町自主運行路線229系統の維持確保を支援	広域幹線路線56系統、過疎地域等の路線10系統、市町自主運行路線224系統の維持確保を支援	広域幹線路線54系統、過疎地域等の路線4系統、市町自主運行路線224系統の維持確保を支援	広域幹線路線、過疎地域等の路線、市町自主運行路線の維持確保を支援	
地域に適した新たな生活交通導入支援	計画	新たな生活交通導入検討	デマンド運行、乗合タクシー等の導入支援	取組手法、効果等の検証・改善		○
	実施状況等	市町自主運行により実施されるデマンド運行等を支援	市町自主運行により実施されるデマンド運行等を支援	市町自主運行により実施されるデマンド運行等を支援	市町自主運行により実施されるデマンド運行等を支援	

### ○海上交通ネットワークの維持と活性化

- 駿河湾内を結ぶ海上交通ネットワークの維持・活性化のため、運行事業者、関係市町等と連携して、国の地域公共交通活性化・再生事業により、活性化のための取組を支援した。また、平成25年度は、富士山の世界文化遺産登録や県道223号の認定を契機に「海上からの富士山の眺望」をPRする誘客事業を行い、観光交流人口の拡大を図っていく。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
駿河湾内を結ぶ海上交通ネットワークの維持と活性化	計画	清水港と伊豆半島を結ぶ海上ルートの充実				○
	実施状況等	駿河湾フェリー活性化のための事業の実施	駿河湾海上交通活性化サミットの開催、市町・事業者と連携した利活用促進策の推進	駿河湾海上交通活性化協議会を核として、市町・事業者と連携した利活用促進策の推進	環駿河湾観光交流活性化協議会によるPRや割引運賃の実施など観光交流人口の拡大を図る	

### ○県内を結ぶ道路ネットワークの構築

- 地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに30分以内で到達できる道路網(静岡30「サーティー」構想)の実現に向けて、国道473号や県道大岡元長窪線などの整備を実施している。
- 誰もが安心して必要な医療を受けられるよう、東駿河湾環状道路や三遠南信自動車道など救急医療機関へ迅速に搬送できる道路網の整備を推進している。

### (3) 情報通信ネットワークの充実

#### ○ICT利活用による安心・安全・快適社会の実現

- ・平成23年7月に新システム「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」が稼動し、ヘリポート、道路や避難所などの必要な情報をデータベース化し、GIS(電子地図)を使用した被害状況等の表示システムとして、関係機関や市町との情報共有化を進めている。また、平成24年12月からは、災害時における避難情報等の緊急速報メールでの配信を開始している。
- ・県立病院機構は、医療機関連携システム「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」を、平成23年4月から本格稼動させた。平成25年5月時点で、情報開示施設が12施設、参照施設が116施設となっている。
- ・情報化社会に対応できる教育の提供や教育に係る事務の効率化を図るため、平成22年度から平成24年度までの間、LAN設備更新13校、PC教室更新40校、普通教室PC139台を整備し、学校における情報化を推進した。平成25年度には、LAN設備更新4校、PC教室更新15校、普通教室PC227台を整備する予定である。
- ・県産品紹介ホームページ「静岡こだわりの逸品ガイド」を運営し、本県の特産品など、ICTを活用した情報提供を行ったほか、ソーシャルメディアを活用し、商店街関係者などとの双方向の情報発信・収集に取り組むとともに富士山の動画映像番組のインターネット配信、歴史をテーマとしたサイトの開設など、観光情報の発信に取り組んだ。また、(社)静岡県観光協会が運営する観光サイト「ハローナビしずおか」において、平成25年3月に旅行者が自分でルートマップを作成できる「Webルートガイド」を導入した。
- ・地域の住民、団体、企業等のICTの利活用を促進するため、市町、団体等が行う検討会や研修会等に対し、地域情報化コーディネータの派遣を行っている。

#### ○ICT利活用による電子自治体化の推進

- ・平成23年11月、汎用電子申請システムをクラウドサービス方式の新システムへ移行し、携帯電話からの申込等にも対応するなど、より利便性の高いシステムとした。また、平成24年度より、「しずおか電子申請サービス」として、県内市町と共同利用を開始し、34市町が参加している。
- ・庁内情報システムの最適化を進めるため、IT資産の効率的活用に向け、平成24年3月に県庁情報処理基盤(プライベートクラウド)整備の基本計画を策定し、平成25年度には情報処理基盤を構築し、各システムを順次移行、集約化を進めている。

#### ○光ファイバ網等の整備促進による情報格差の是正

- ・県内の情報格差を是正するため、市町等と連携し、**光ファイバ網の利用環境の整備**に取り組んだ結果、平成24年度は2市において光ファイバ網が整備され、平成25年度には1市1町において光ファイバ網の整備を進めている。
- ・市町等と連携し、携帯電話の不通話地域の解消に取り組んだ結果、平成24年度には3地域で基地局整備が行われた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	評価
光ファイバ網の整備促進	計画	世帯カバー率 83.4% (H21年度末)	市町、事業者等への支援		誘導目標 86%	◎
	実施 状況等	市町、事業者等への支援 世帯カバー率 84.4% (H22年度末)	市町、事業者等への支援 世帯カバー率 85.0% (H23年度末)	市町、事業者等への支援 世帯カバー率 85.8% (H24年度末)	市町、事業者等への支援 世帯カバー率 86.2%(予定) (H25年度末)	

### ○地上デジタル放送への円滑な移行と利活用の促進

- 平成 23 年7月の地デジ完全移行に向け、県内の大型病院・スーパーマーケット等の来訪者に対する相談受付や、県民からの相談を受け付ける地デジ総合窓口の開設など、周知広報活動を実施した。また、移行後は、国、放送事業者、市町等と連携して県内の難視聴地域解消の促進に努めている。
- 「地上デジタル放送用行政情報収集・提供システム」を活用して、データ放送による県民への行政情報の提供を行うとともに、こうした情報をデータ放送で入手できることについて、ホームページ等により県民への周知を図っている。

## 2-2-5 誰もを惹きつけ、もてなす魅力づくり

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	富士山をはじめとする世界に誇れる自然や文化、芸術、産業といった地域資源を磨き、新たな視点でふじのくにの魅力創造し、もてなしのこころがあふれる体制を整え、国内外の人々誰もを惹きつけ、何度でも訪れたい観光ブランドを構築する。				
施策の方向	(1)おもてなし日本一の基盤づくり				
目的	人材の育成、案内所や情報提供手法の充実を図ることなどにより、旅行者の満足度を高める静岡ならではのおもてなしを提供できる観光地づくりを行う。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	静岡県へ再び訪れたいと強く感じる旅行者の割合	(H21) 56%	(H24) 62.7%	60%	A
	参考指標	経年変化			推移
	ニューツーリズム商品企画研修受講者数	(H22) 延 218 人	(H23) 延 283 人	(H24) 延 344 人	→
	広報研修受講者数	(H22) 延 299 人	(H23) 延 346 人	(H24) 延 438 人	↗
	観光ボランティアガイド数	(H22) 916 人	(H23) 840 人	(H24) 850 人	→
施策の方向	(2)空港を活かした地域の魅力づくり				
目的	広大な魅力溢れる自然空間と空港等の都市機能や都市空間が調和する「ガーデンシティ」として一体感のある地域づくりを促進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	富士山静岡空港の見学者等	(H21) 約 105 万人	(H24) 62 万人	100 万人以上	C
施策の方向	(3)世界に誇れる観光ブランドの創出				
目的	静岡県の様々な魅力の創出と発信などにより、静岡県のブランド化を進め、多くの人が憧れを持って訪れる観光地づくりを行う。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	観光交流客数	(H21) 1 億 4,075 万人	(H24 速報値) 1 億 3,824 万人	1 億 5 千万人	C
	宿泊客数	(H21) 1,723 万人	(H24 速報値) 1,807 万人	1,900 万人	B <sup>-</sup>
	参考指標	経年変化			推移
	旅行者の満足度 (旅行全体について大変満足)	(H18) 40.5%	(H21) 33.5%	(H24) 32.7%	↘
施策の方向	(4)国際観光地の形成				
目的	「ふじのくにしずおか」の魅力を発信し、誘客を促進するとともに、外国人観光客を積極的に受け入れる意識の醸成と態勢強化を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	外国人延べ宿泊者数	(H21) 37 万 2 千人	(H24) 47 万 4 千人	84 万人	C

参考指標	経年変化			推移
外国人観光客受入宿泊施設割合	—	(H20) 55%	(H22) 57%	↗
道路標識の多言語化の推進	(H22) 延 1,312 枚	(H23) 延 1,380 枚	(H24) 延 1,462 枚	↗

施策の方向	(5)新しいツーリズムの推進			
目的	大きく変化した旅行者のニーズに対応するため、健康、歴史、環境、産業といったテーマ性を備えた多彩な地域資源の新結合による新しいツーリズムを推進する。			
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標
	ニューツーリズム旅行商品を造成した事業主体数	(H22.3 月) 255 社	(H25.3 月) 290 社	300 社
				達成状況 B <sup>+</sup>

参考指標	経年変化			推移
ジオパーク講座・ジオツアー参加者数	(H22) 延 800 人	(H23) 延 3,300 人	(H24) 延 3,359 人	↗
フィルムコミッション支援件数	(H21) 380 件	(H23) 687 件	(H24) 974 件	↗

## 2 進捗評価

- ・「ニューツーリズム商品企画販売研修」や「広報スキルアップ研修」を通じ、観光関係者の販路拡大や商品流通、メディアへのPR手法に関するスキルアップを図った結果、地域密着型の観光ツアーとして商品化されるなど、観光人材の育成が図られている。また、観光情報ホームページ「ハローナビしずおか」にブログサイトを開設し、多様化する観光ニーズに対応した観光情報の提供に努めた。こうした取組の結果、「静岡県へ再び訪れたいと強く感じる旅行者の割合」は目標を達成するなど、おもてなし日本一の基盤づくりへの取組は、おおむね順調に進んでいる。
- ・東日本大震災の影響等による航空需要の低下に加え、開港当初の見学者需要も一段落するなど、「富士山静岡空港の見学者等」は減少傾向にあったが、石雲院展望デッキがオープンした平成 25 年 2 月以降、空港の見学者等は増加に転じている。今後、空港の路線の充実と併せて、石雲院展望デッキを拠点とした賑わい創出を進めるなど、空港を活かした地域の魅力づくりにより一層取り組んでいく必要がある。
- ・東日本大震災の影響による「観光交流客数」「宿泊客数」の落ち込みに対応するため、各種の緊急誘客対策や観光プロモーションを実施した。この結果、「宿泊客数」は震災前(H21)の水準を上回ったが、「観光交流客数」は、震災前(H21)の水準と比べ依然として厳しい状況が続いており、世界に誇れる観光ブランドの創出に向けて一層の推進を要する状況にある。なお、国土交通省宿泊旅行統計調査によれば、平成 24 年の本県の延べ宿泊者数は、平成 23 年と比べて全国平均(106.1%)を上回る回復(107.4%)傾向にある。旅行需要の回復傾向を本格的なものとするため、平成 25 年度は富士山の世界遺産登録を契機として、富士山をはじめとした「ふじのくにしずおか」の魅力を国内外に向け効果的に発信するとともに、各種の観光プロモーションを機動的に実施することとしている。
- ・平成 22 年には約 60 万人に達した「外国人宿泊者数」も、東日本大震災等の発生により大幅に減少したため、需要回復に向け国際観光展への出展、海外の旅行エージェントやメディアの

県内視察招聘等の観光プロモーションや広報活動を積極的に展開した。この結果、平成24年には平成23年度との比較で全国平均(140.0%)を上回る伸びを示し47万人(172.9%)まで回復したものの、国際情勢の悪化等の影響を受け、需要回復が遅れており、国際観光地の形成に向け、一層の推進を要する状況にある。平成25年度は、富士山の世界遺産登録や台湾便の増便を最大限に活用して、海外駐在員事務所と連携しながら、一層の海外誘客を進めている。

- ・ ニューツーリズム商品企画コンテストなど、観光商品の企画造成・販売等を支援した結果、「ニューツーリズム旅行商品を造成した事業主体数」は順調に推移しており、地域ならではの体験・参加・交流などを取り入れた体験型旅行商品が多数造成され高い集客効果を得ている。また、伊豆半島ジオパークに対する地元の意識醸成も進んでおり、地域が主体的に取り組む「ジオパーク講座・ジオツアー参加者数」が高い伸びを示すなど、新しいツーリズムの推進はおおむね順調に進んでいる。

### 3 今後の施策展開

---

- ・ 県内の観光需要は回復の兆しが見えつつあるものの、「観光交流客数」は、東日本大震災や長引く経済不況の影響等により、平成22年度、平成23年度、平成24年度を通じて、基準値(H21年度1億4,075万人)を下回るなど、未だ本格的な回復に至っておらず、国内外からの観光誘客を一層促進する必要がある。
- ・ このため、特に、外国人観光客を震災前の水準以上に戻すため、富士山静岡空港に新たに路線が開設された台北や武漢、回復が遅い韓国などに対して、商談会や現地旅行会社の県内視察等を実施し誘客を促進する。  
さらに、新たな市場としてタイなどの東南アジアをターゲットに国際観光展への出展等を行い、本県の認知度向上を図ることにより、新規ルートの開拓に積極的に取り組む。  
また、従前の団体客に加え、今後の伸びが期待される外国人の個人旅行客の誘致に取り組むとともに、教育旅行の誘致・受入を促進する等、リピーター客の確保に努める。  
国内誘客については、本県観光の主要マーケットである首都圏、中京圏等や富士山静岡空港の就航先に向けて、ターゲットを絞った誘客活動や重点テーマを設定した観光プロモーションを通年で実施するとともに、SNS等の新たなコミュニケーション手段を活用した情報発信やツーリズムコーディネーターを活用した営業活動を強化するなど、戦略的な誘客活動を展開する。
- ・ 何度でも訪れたい観光ブランドの創出を図るためには、“ふじのくに”ならではの地域資源を磨き、人材の育成をはじめとするもてなしのこころがあふれる体制を整備する必要がある。  
このため、世界遺産である富士山をはじめ、日本ジオパークに認定された伊豆半島、豊かな自然景観を有する浜名湖、徳川家康公顕彰400年事業等を新たな観光ブランドとして磨き上げ、魅力ある観光地づくりを推進する。  
また、「ニューツーリズム商品企画販売研修」や「広報スキルアップ研修」などの各種研修を実施し、観光魅力の効果的な情報発信を担う人材の育成やスキルアップに重点的に取り組む。
- ・ 空港周辺の歴史や自然、観光資源を活用した空港の更なる魅力の向上を図り、見学者をはじめとする多くの県民に空港を訪れていただくなど、地域の活性化にもつながる空港の利活用促進に取り組む必要がある。  
このため、新たに整備した石雲院展望デッキとその付帯施設でのおもてなしや「空・茶・風・海

の4つの道」のイベントの開催など、周辺地域の魅力向上を図るとともに、イベント等を通じて就航先や空港の魅力を効果的にPRするなど、訪れた県民を空港の利用者につなげていくための取組を進める。

- 旅行者の志向は、団体旅行から体験型旅行等の新しいツーリズムへ今後一層シフトしていくと見込まれるため、地域の観光資源を活かした体験型商品を造成していく必要がある。このため、研修会等を通じ商品造成力を向上するとともに、平成 25 年4月1日に設立したニューツーリズム関係事業者間のネットワークによる情報の共有化を進め、販路の拡大を図っていく。  
また、伊豆半島ジオパークについては、世界ジオパークの申請に必要なジオツアーやガイド養成等の実績を積み上げるとともに、事務局体制の強化や、世界に向けた認知度向上に取り組んでいく。
- 今後は、地域の埋もれた本物の魅力と誇りを再び掘り起こし、新結合させることにより、“ふじのくに”の真の魅力を活用した観光地づくりを行うとともに、ターゲットを明確にした的確なプロモーションを展開しつつ、もてなしのこころがあふれる体制を整えることにより、国内外の人々誰もが何度でも訪れたいくなる“ふじのくに”の魅力の創造に取り組んでいく。  
このため、次期基本計画においては、5つの柱のうち3つの柱を①“ふじのくに”の真の魅力を活用した観光地づくり、②ターゲットを明確にした国内誘客促進、③ターゲットを明確にした海外誘客促進に再編するとともに、観光地づくりに取り組む事業主体数などの数値目標を新たに設定し、施策を展開していく。

## 4 取組の実績

### (1) おもてなし日本一の基盤づくり

#### ○人材の育成と観光施設の充実

- ・ **着地型旅行商品を造成できる人材を育成**するため、ワークショップを中心とした実践的な研修を平成 22 年度から平成 24 年度までの間、延べ 186 人が参加した。
- ・ 県内でニューツーリズムに取り組む団体等の事業間の連携や情報の共有化を促すとともに、意欲のある団体に対してノウハウを伝授する仕組を構築するため、県の呼びかけにより、ニューツーリズム関係事業者間のネットワークを進めた結果、平成 25 年4月1日に「**ふじのくにニューツーリズムネットワーク(ふじ旅ネット)**」が設立された。
- ・ メディアを活用した観光情報をPRする人材を養成するため、平成 22 年度から平成 24 年度までの間、観光従事者を対象とした研修会を実施するとともに、宿泊施設を対象としたおもてなしや安全対策、生産性向上のための研修会を開催し、延べ 190 人が受講するなど、観光客へのおもてなし意識の向上が図られている。
- ・ 静岡県観光協会が運営する県内外の5か所の観光案内所において、観光案内及び観光魅力の情報発信を行うとともに、観光誘客の素材として注目されている、戦国武将ゆかりの地や城を紹介するホームページの内容の充実を図るなど、多様な手法による観光情報の提供を行っている。
- ・ 市町や観光関係団体等が取り組む観光振興施策を支援するため、派遣要請のあった団体に商品造成や広報などに精通した「観光振興アドバイザー」を平成 22 年度から平成 24 年度の間、104 人を派遣した。(H25:35 人予定)
- ・ 誰もが旅行を楽しむことができる環境を創出するため、多機能型公衆トイレ建設を支援したほか、平成 23 年度と 24 年度にかけて、21 基の多言語観光案内看板等を整備するなど、観光施設のユニバーサルデザイン化を促進した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
観光人材の育成 (商品企画・広報研修)	計画	各種研修会等の実施	成果を検証 担い手のネット ワーク化	検証結果を反映し実施 地域コーディネーター の発掘		○
	実施 状況等	・商品企画研修 延べ受講者60人 ・広報スキルアップ研修 延べ受講者299人 ・担い手のネット ワーク化に一部着手	・商品企画販売研修 延べ受講者125人 ・広報スキルアップ研修 延べ受講者346人	・商品企画販売研修 延べ受講者186人 ・広報スキルアップ研修 延べ受講者438人 ・担い手のネット ワーク化のための設立 準備事業を実施	・商品企画販売、 広報のスキル アップに加え、 観光地域づくりを 牽引しうる人材 育成を実施 ・担い手のネット ワークを立上げ(平成 25年度当初)	

### (2) 空港を活かした地域の魅力づくり

#### ○静岡空港を活かした地域の魅力づくりの推進

- ・ **空港を活かした魅力的な地域を創造**するため、飛行機の離発着を眺めながら憩える石雲院展望デッキを整備し、当該施設を拠点とするイベント開催のほか、**空港周辺2市1町と連携**して、

「空・茶・風・海」の4つの道を巡るスタンプラリーや、地元農産物を販売する「空港朝市」等の住民参加型イベントを開催するなど、地域の活性化につながる空港周辺の賑わい創出に取り組んでいる。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
空港ティーガーデンシティ構想の策定と具体化	計画	構想策定	空港利用者の状況、社会経済情勢等を考慮し、効果の高いものから順次具体化			○
	実施状況等	平成22年12月構想策定	石雲院展望デッキ(基本計画、設計、施工)	石雲院展望デッキ(施工。平成25年2月16日供用開始)	石雲院展望デッキを拠点としたイベントの開催	
			空・茶・風・海の4つの道の振興策推進(農産物のチャリティー販売、スタンプラリー、空港朝市、4つの道の情報誌作成・配布等)2市1町構想推進会議	空・茶・風・海の4つの道の振興策推進(スタンプラリー、空港見学&自然体験教室、空港朝市、ウォーキング、航空写真教室、SPAC特別記念パフォーマンス等)2市1町構想推進	空・茶・風・海の4つの道の振興策推進(スタンプラリー、空港見学&自然体験教室、空港朝市、航空写真教室、空港フラワーセミナー等)2市1町構想推進会議	

#### ○ ターミナルビルと連結したエアポート楽座等の整備

- 空港及び空港周辺の賑わい創出のため、県及び空港周辺2市1町等との協働により、空港内において地元の新鮮な農産物、海産物などを販売する「空港朝市」を、継続的に開催している(H24:3回、H25:4回予定)。なお、**エアポート楽座は、「空港朝市」の開催**による空港周辺施設への相乗効果を見ながら、空港利用者の状況や社会経済情勢等を踏まえ取組を進める。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
エアポート楽座の整備	計画	有識者会議の開催 基本方針の策定	空港利用者の状況や社会経済情勢等を踏まえた取組を進める			○
	実施状況等	有識者会議2回開催 地元検討会3回開催 平成22年12月構想策定(構想に位置付け)	有識者会議の開催 エアポート楽座マーケティング調査(楽座試行「朝市」の開催)	エアポート楽座試行「空港朝市」の開催(年3回)	エアポート楽座試行「空港朝市」の開催(年4回)	

### (3) 世界に誇れる観光ブランドの創出

#### ○魅力ある観光地づくりの推進

(伊豆半島地域)

- 地球活動の遺産の保全及び観光・教育等への活用を地域一体となって実施する伊豆半島ジオパーク推進協議会に対し支援した結果、平成 24 年度に日本ジオパークネットワークへの加盟が認められた。引き続き、世界ジオパーク認定に向けた取組を支援している。また、伊豆の広域滞在観光を推進するため、平成 22 年の「伊豆観光圏」の認定に協力するとともに、周遊ツアーの造成や食材のブランド化等の支援を実施している。

(東部地域)

- 「箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏」の協議会に参画するとともに、神奈川県、山梨県と連携した富士山ライジングプロジェクト実行委員会の活動を通じ、旅行商品化の支援、旅行業者の県内招聘と商談会を行った。また、富士山を中心とする各種の観光資源を活用した商品造成を促進している。

(中部地域)

- 国宝に指定された久能山東照宮、お城や戦国武将、さらには徳川家康公顕彰 400 年といった歴史的な素材を活用し、歴史ブームに対応した情報発信を行っている。

(志太榛原・中東遠地域)

- 大井川流域の景観やSL、山間の温泉地は昔懐かしく心とむものとして、台湾や韓国の旅行者に人気があることから、現地の旅行会社に商品造成を働きかけ誘客を図っている。
- B 級グルメの食文化やサイクリングを通じて遠州の魅力を PR する取組を支援している。

(西部地域)

- 浜名湖周辺地域の広域滞在観光を進めるため、平成 21 年の「浜名湖観光圏」の認定に協力するとともに、浜名湖周辺の食や歴史・文化を活用した観光資源による着地型・体験型旅行商品の造成・販売等の支援を実施している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
観光圏整備の支援	計画	各観光圏における取組の支援と圏域の拡大促進				○
	実施状況等	浜名湖観光圏・伊豆観光圏への支援	プラットフォーム設立準備支援	プラットフォーム設立	プラットフォーム運営支援	

#### ○ブランド創出のための商品化、販路拡大

- 本県観光の主要マーケットである首都圏、中京圏、関西圏の旅行会社等に対して商談会を開催するほか、県観光協会に配置した旅行業の経験や人的ネットワーク等を持つ「しずおかツアーリズムコーディネーター」や東京・名古屋・大阪の各観光案内所が営業活動や情報発信を行い、静岡県向け旅行商品の造成等を働きかけている。
- 富士山静岡空港の就航先における本県向け旅行商品の造成・販売を促進するため、「しずおかツアーリズムコーディネーター」による空港就航先の旅行会社等への営業活動を積極的に行うとともに、旅行会社が行うツアー募集パンフレットの作成や広報、富士山静岡空港を利用して県内に宿泊する団体の貸切バス利用に対する支援等を行っている。

## ○観光魅力の発信

- ・ 富士山静岡空港の就航先から観光誘客を促進するため、就航先の旅行会社やメディア、住民等を対象とした観光説明会や商談会、観光交流会、キャンペーン等を実施するとともに、メディアや交通事業者等が主催するイベント等にも積極的に出展し、静岡県向け旅行商品の造成・販売や本県観光魅力の認知度向上を図っている。
- ・ 国内からの観光誘客を戦略的に行うため、認知度の高い「富士山」や、本県の優れた「食」を全県統一のテーマとした各種キャンペーンを、メディアの活用など、より効果の高い内容となるよう配慮しながら、県内観光関係者と連携し、富士山静岡空港就航先や首都圏、中京圏、関西圏等で重点的に展開している。
- ・ 魅力ある観光地づくりに向け、観光情報ホームページ「ハローナビしずおか」等による観光情報の発信や観光資料の整備を行っている。
- ・ 海外に対しては、空港就航先の国際観光展への出展や、海外メディア等の県内招聘を実施するとともに、インターネット上に特設サイトを構築し、県内在住外国人のメッセージを掲載するなど本県の現状を発信している。

## (4) 国際観光地の形成

### ○東アジア等重点セールス

- ・ 静岡県への誘客を図るため、**就航先である韓国、中国及び台湾の観光展へ出展**し、静岡県のPRを行うとともに、**現地エージェント等を訪問してセールス**を行っている。
- ・ 海外のエージェント等を招聘し、本県の観光資源を視察する場を提供し、具体的な観光商品造成の働きかけを行っている。
- ・ 訪日教育旅行、インセンティブ旅行等を誘致するため、関係者の招聘や現地での商談会等に参加し、誘客に取り組んでいる。
- ・ 本県の海外での認知度向上を図るため、**海外メディアの取材を誘致し、県内の観光情報の発信**を行っている。
- ・ 現地での情報発信やエージェント等への働きかけを行うため、県ソウル事務所及び台湾事務所に観光専門員を設置し、積極的にセールスを行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
海外プロモーション	計画	海外観光展出展 セールス活動	就航先に加え、 台湾・香港等	東南アジア市場へ も拡大	市場拡大充実	○
	実施 状況等	海外観光展出展5回 セールス活動13回	観光展15回、セー ルス活動11回、民 間活動支援補助	観光展29回、セー ルス活動12回、民 間活動支援補助	観光展15回、セー ルス活動10回、民 間活動支援補助	
現地エージェント等招聘	計画	ファムトリップ等	プロモーションに あわせ実施	テーマに即して実施	→	○
	実施 状況等	エージェント、メ ディア等ファムト リップ18回	エージェントトリッ プ7回 民間活動 支援補助	エージェントトリッ プ15回 民間活動 支援補助	エージェントトリッ プ15回 民間活動 支援補助	
訪日教育旅行の誘致	計画	誘致活動・受入	韓国・中国重点誘 致	東南アジア等拡大	受入の充実	○
	実施 状況等	関係者ファム1回 学校交流受入27回 視察受入れ3団体 海外商談会1回 国内商談会2回	震災後の市場回復 を図るため情報発信 と誘致活動を実施 海外商談会3回、 ファム2回	海外商談会2回、 ファム1回	海外商談会2回、 ファム1回	
海外に向けた情報発信	計画	インターネット、メ ディア取材等	テーマ、ターゲッ トの絞込み	テーマ別情報発信	メディアミックスで の発信	○
	実施 状況等	メディア取材受入れ2回 インターネット、ブ ログ、メールでの 情報発信	震災による風評被 害の払拭のため の情報発信 メ ディア受入れ4回	メディアトリップ等 の取材誘致11回	メディアトリップ等 の取材誘致20回	

### ○外国人客へのおもてなし意識の醸成と受入態勢整備

- 外国人の受入態勢の整備を促進するため、各種施設や交通機関等における外国人観光客の受入れ状況調査の分析結果に基づき、外国人受入れ研修会を開催するとともに、飲食施設のメニューや宿泊施設の設備案内などの表記に関する好事例集の作成等を行った。また、県内に登録する通訳案内士、地域限定通訳案内士に対し、資質の向上と情報交換を目的とした研修会を実施するとともに、富士山五合目で登山指導や観光情報の提供を行う富士山ナビゲーターとしての活動機会の創出を図った。

### ○近隣県等との広域連携による情報発信の充実と新たなルート開発

- 富士箱根伊豆国際観光テーマ地区、東海地区外国人観光客誘致促進協議会の2つのテーマ地区と中部地域観光推進協議会等の広域協議会を通じて、海外観光展への出展や招聘事業、広告掲出などの情報発信を行っている。
- 三重県、岐阜県、愛知県及び静岡県との4県で連携し、中国市場を対象に周遊型商品開発とエージェント招聘等を行っている。

## (5) 新しいツーリズムの推進

### ○多彩な地域資源の結合によるニューツーリズムの推進

- ・ 観光関係者を対象に、地域の観光資源を活用した魅力ある観光商品の企画造成から販売までの一連の知識・技能を習得するため、ワークショップを中心とした「ニューツーリズム商品企画販売研修」を実施している。
- ・ 地域特有の自然、温泉、農林水産物など豊かな観光資源を活かしたニューツーリズム商品の創出を促進するとともに、ニューツーリズムに取り組む事業者等の日ごろの成果を発表する場を提供することを目的として、平成 23 年度からニューツーリズムに関する商品企画を広く募集し、優れた商品企画を選定・表彰する「ニューツーリズム商品企画コンテスト」を開催している。コンテスト受賞作品の多くが後に実際に商品化され、県内におけるヒット商品に成長している。

### ○伊豆半島全域のジオパーク構想の推進

- ・ **伊豆半島の持つ特異な地形・地質を新たな観光資源として活用する地域づくりを進めるため**、平成 24 年度の日本ジオパークネットワークの加盟、その後の世界ジオパークネットワークの加盟を目指す伊豆半島ジオパーク推進協議会に対する支援を行っている。
- ・ 講演会の開催やジオ検定等により地域の住民へのジオパークへの関心を高めるとともに、**ガイドの認定やジオツアーの開催、ビジターセンターの整備など受入態勢の整備**を進めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ジオパーク構想の推進	計画	気運の醸成 協議会設立	日本ジオパーク準 会員 ジオツアー開催 ガイド養成 ビジターセンター 等整備	日本ジオパークへ 加盟	世界日本ジオパーク へ加盟準備	○
	実施 状況等	地域勉強会を8箇 所で開催、延べ 800人参加 7市6町の自治 体、観光・商工関 係者等で3月28日 に協議会設立	準会員として加盟 ガイド養成51人、う ち36人をガイド認 定。講演会・ジオツ アー等計214回、 延べ約8,200名が 参加	日本ジオパーク正 会員加盟 ガイド養成45人、う ち37人をガイド認 定。ジオ検定の実 施、南伊豆町ビジ ターセンター開所	準ガイド制度創 設、ジオ検定及び ジオツアーの充 実。ビジターセン ター、解説案内な どジオサイト整備 推進	

### ○フィルムコミッションの推進

- ・ 映画やテレビ番組等のロケーション誘致や制作をサポートするロケ支援団体の取組を支援するとともに、各団体間の情報交換や連携を促進している。
- ・ 県民のロケ支援活動への理解を深めるための講演会を開催したほか、「静岡フィルムコミッション net」を活用して、製作会社に対するロケ支援を行っている。

## 2-2-6 多様な交流の拡大と深化

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	MICE(マイス)の誘致拡大や農山村における都市との交流促進により、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るとともに、学生や留学生が集い賑うまちづくりや移住・定住戦略を推進するなど、多様な交流の拡大と深化に取り組む。
----	---

<b>施策の方向</b>	<b>(1)MICEの誘致促進</b>				
目的	国際会議、企業の行う会議や報奨・研修旅行、イベント、展示会等を含むMICE(マイス)の誘致を促進し、本県の交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	
	達成状況				
県が支援した国際会議及びインセンティブ旅行の誘致件数		(H21) 3件	(H24) 1件	年間 20 件	C

※ MICE:企業等の会議(Meeting)、企業の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際会議(Convention)、イベント、展示会・見本市(Event/Exhibition)の頭文字

	参考指標	経年変化			推移
MICE 専門研修受講者数		(H21) 延 18 人	(H22) 延 31 人	(H23) 延 49 人	→
各コンベンションビューローによるコンベンション開催支援件数		(H22) 332 件	(H23) 349 件	(H24) 388 件	↗
国際コンベンションの誘致件数		(H22) 17 件	(H23) 11 件	(H24) 10 件	↘

<b>施策の方向</b>	<b>(2)農山漁村地域の魅力を活用した交流促進</b>				
目的	農林水産物、景観、伝統文化等、農山漁村地域の資源を最大限に活用し、都市との交流を促進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	
	達成状況				
都市農村交流人口		(H20) 15,433 千人	(H24) 15,899 千人	22,000 千人	B <sup>-</sup>
農山村交流ビジネスによる販売額		(H20) 137 億円	(H24) 140 億円	165 億円	B <sup>-</sup>

	参考指標	経年変化			推移
体験教育旅行受入学校数		(H22) 583 校	(H23) 527 校	(H24) 574 校	→

<b>施策の方向</b>	<b>(3)広域交流と連携の促進</b>				
目的	地域間の交流、連携を促進することにより、観光戦略の展開や防災協力など、広域的課題の解決に向けた取組を進め、地域の魅力を高める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	
	達成状況				
外国人延べ宿泊者数		(H21) 37 万2千人	(H24) 47 万4千人	84 万人	C
富士山静岡空港の利用者数		(H21) 53 万人	(H24) 44.7 万人	70 万人	D

富士山静岡空港の就航地域数等	(H21) 定期便 8 地域、 チャーター便 16 地域・158 便、 小型機 402 機	(H24) 定期便 8 地域、 チャーター便 13 地域・72 便、 小型機 532 機	定期便 10 地域、 チャーター便 20 地域・200 便、 小型機 500 機	D
----------------	---	--	---	---

参考指標	経年変化			推移
他県との連携による観光プロモーションの実施 件数	(H22) 27 回	(H23) 25 回	(H24) 26 回	→

施策の方向	(4)学住一体のまちづくり				
目的	大学相互の連携強化や大学と文化芸術施設、地域社会等との連携を強化し、地域で学ぶ環境の充実、学生の社会活動への参画促進、若者が集うまちづくりなど、学と住を一体化した賑わいのあるまちづくりを進める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	まちづくりのための活動をした若者の割合	(H18) 6.3%	(H23) 7.3%	15%	C

施策の方向	(5)家・庭一体の考え方を取り入れた移住・定住の促進				
目的	多様な住まい方を前提とした、“ふじのくに”ならではの魅力を活かした県内外からの移住・定住を促進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	移住・定住者数(市町、団体の取組によって 県内に移住・定住した者の人数)	(H21) 43 人	(H21~H24 累計) 280 人	平成 21~25 年度 累計 350 人	B
	移住・定住に取り組んでいる団体数	(H21) 8 団体	(H24) 29 団体	18 団体	A

## 2 進捗評価

---

- ・ 「県が支援した国際会議及びインセンティブ旅行の誘致件数」は、東日本大震災や政治問題等の影響を受け低迷したが、人材育成等を通じてMICEの誘致体制の整備を図った結果、各コンベンションビューローによるコンベンション開催支援件数は年々増加している。
- ・ 平成 23 年3月に策定した農林漁家民宿の設置基準の周知・開業支援を行った結果、平成 24 年度までに6軒が開業した。他にも多くの相談が寄せられており、25 年度も更なる開業が見込まれる。

また、滞在型グリーン・ツーリズムの研修会等により地域連携体制づくりを支援するとともに、農山漁村の体験型教育旅行受入活動を支援するため、受入活動を行う地域団体・市町・県で組織する「ふじのくに体験型教育旅行誘致促進協議会」の組織化、モニターツアーへの支援や旅行商品化のマッチング支援等を行った。こうした取組により、平成 24 年度には「都市農村交流人口」は15,899 千人に増加する一方、「農山村交流ビジネスによる販売額」は140 億円と、前年並みに推移している。平成 25 年度も引き続き、これらの取組を進めており、農山漁村地域の魅力を活用した交流に向けた取組はおおむね順調に進んでいる。

- ・ 「ふじのくに移住・定住相談センター」の設置による相談体制の一元化、市町・地域団体・移住者等で構成する「ふじのくにパートナーシップ推進会議」の設置等により移住・定住の推進体制の整備を図った。さらに、県空き家バンクの開設、首都圏での移住相談会の開催、「ふじのくに暮らし推進隊」の派遣による地域づくり支援、ホームページや専門誌への記事掲載等による情報発信等を行った結果、「移住・定住に取り組んでいる団体数」は、目標を達成し、「移住・定住者数」は平成 24 年度までに 280 人となるなど、家・庭一体の考え方を取り入れた移住・定住の促進に向けた取組は順調に進んでいる。平成 25 年度はこうした取組に加え、大学との協働による地域づくり支援、第2次移住・定住促進戦略の策定を行っている。
- ・ 「まちづくりのための活動をした若者の割合」は伸び悩んでおり、大学や学生と地域社会・住民の多様な交流を促進するなど、学と住が一体となったまちづくりの推進に向け、より一層の推進を要する状況にある。

## 3 今後の施策展開

---

- ・ MICE誘致を促進するためには、企業等の行う会議やインセンティブ旅行等を主催するキーパーソンへ訴求力の高い情報を発信していくことが有効である。  
このため、MICE専門家の助言・協力のもと、会議等についての開催情報の早期把握やキーパーソンへの情報発信等を行い、確実な誘致に結びつけていく。また、インセンティブ旅行等については、海外の旅行会社の招請等により静岡県魅力を海外の関係者に伝えるとともに、県海外駐在員事務所と協力して獲得につなげていく。
- ・ 滞在型グリーン・ツーリズムを促進するためには、地域の滞在拠点となる農林漁家民宿の開設を図るとともに、グリーン・ツーリズム関連施設等との連携により、地域全体で受入体制を整備することが必要である。  
このため、農林漁家民宿の開設支援をはじめ、グリーン・ツーリズム関連施設、観光施設等を含めた地域連携体制の強化に取り組む。また、首都圏セミナーの開催や観光商談会への参加、広域的情報発信等を行い、グリーン・ツーリズムや体験型教育旅行の誘客促進につなげていく。

- ・ 移住・定住の促進を図るためには、農山漁村と都市の交流を移住・定住につなげる施策の一体的な推進が必要である。

このため、相談体制の一層の充実をはじめ、市町への支援や、移住先として静岡県への関心が高い首都圏等の住民を対象とした重点的なプロモーション活動、空き家バンクの充実、ホームページや専門誌への記事掲載等による戦略的な情報発信等の取組を展開していく。

また、学と住が一体となった、学生をはじめとした若者が集い賑わうまちづくりを進めるため、県や市をはじめとする関係機関との連携を図り、学生と地域等との多様な交流の中心となる拠点施設の機能について、検討を行っていく。

## 4 取組の実績

---

### (1) MICEの誘致促進

#### ○MICEの誘致、開催促進

- ・ 平成 21 年度から 23 年度までの間、専門研修を開催し、MICEの誘致・開催に係る人材を 49 人育成するとともに、コンベンションビューローとの連携の強化を図っている。
- ・ 日本政府観光局と連携して、MICEの開催情報の収集を行うとともに、コンベンションビューロー等と連携し、国内外の見本市への出展や海外から招聘したキーパーソン(旅行社等)への訪問などを通じて、開催候補地としての本県の魅力をPRしている。

### (2) 農山漁村地域の魅力を活用した交流促進

#### ○滞在型グリーン・ツーリズムの促進等

- ・ 平成 23 年3月に**農林漁家民宿基準を策定**し、**基準の周知・開業支援**を行った結果、農林漁家民宿は平成 24 年度までに6軒が開業し、平成 25 年度も数軒が開業予定である。また、研修会等によるグリーン・ツーリズムの地域連携体制構築支援や静岡県グリーン・ツーリズム協会の情報発信事業への支援を行うとともに、首都圏誘致セミナー開催など体験型教育旅行受入地域協議会の活動を支援している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
グリーン・ツーリズム促進のための環境整備等	計画	農林漁業体験民宿認定基準創設 市町・地域協議会等の体制整備・受入実践への支援	農家レストラン、農林漁業体験民宿のネットワーク化促進  (滞在期間、態様等に応じた支援を)			○
	実施状況等	・静岡県農林漁家民宿基準を策定(3月30日付) ・グリーン・ツーリズム推進団体が実施するキャンペーンやモニターツアー等支援	・農林漁家民宿基準の周知及び開業支援(開業3軒) ・グリーン・ツーリズム推進団体が実施するキャンペーンやモニターツアー等支援	・農林漁家民宿基準の周知、開業・運営支援(開業3軒) ・研修会等による地域連携体制構築支援 グリーン・ツーリズムの広域的情報発信支援	・農林漁家民宿基準の周知、開業・運営支援 ・研修会等による地域連携体制構築支援 グリーン・ツーリズムの広域的情報発信支援	
子ども農山漁村交流プロジェクトの推進	計画	モニターツアー等への支援 旅行商品化への助言、マッチング支援		推進手法、体制等の検証、改善		○
	実施状況等	・体験メニュー検証ツアー:4地域 ・マッチングモニターツアー:1地域 ・受入地域協議会を対象とした研修会:2回	・マッチングモニターツアー:5地域 ・受入地域協議会を対象とした研修会:2回、安全管理ワークショップ:2回	・受入地域協議会、市町、県で組織する体験型教育旅行誘致促進協議会の設立 ・安全管理研修等による受入体制支援、情報発信支援 ・首都圏セミナー開催等によるマッチング支援	・体験型教育旅行誘致促進協議会による誘致活動 ・安全管理研修等による受入体制支援、情報発信支援 ・首都圏セミナー開催等によるマッチング支援	

### (3) 広域交流と連携の促進

#### ○県域を越えた交流と連携の促進

- 中部地域の9県3市や観光関係団体等で構成する中部広域観光推進協議会による国際観光展への出展や商談会の実施、旅行商品広告支援等の活動を通じて、中部地域の広域観光ルートをアピールし、商品造成の働きかけを行っている。
- 富士山静岡空港を活用して、広範な分野にわたる就航先との交流拡大を図るため、民間との協働による「ふじのくに交流団」の派遣や、**就航先での需要開拓**を行うとともに、就航先からの使節団、キャンペーン等の招聘、受入れ支援を行うなど、相互交流の促進・定着化を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
国内就航先との交流の促進	計画	沖縄、北海道や新規就航予定先等へのふじのくに交流団等の派遣				○
	実施状況等	ふじのくに交流団派遣(沖縄、北海道、石川) 使節団受入れ(鹿児島、熊本、沖縄)	ふじのくに交流団派遣(鹿児島) 県民交流団派遣(熊本)	航空会社等と連携した、就航先(札幌、福岡、沖縄)等での需要開拓	航空会社等と連携した、就航先(札幌、福岡、鹿児島、沖縄)等での需要開拓	

### ○県際交流と連携の促進

- 山梨・静岡・神奈川三県知事によるサミットを開催し、観光振興や防災対策等、三県共通の広域的課題について意見交換を行い、富士山火山防災対策に関する三県合同訓練や三県連携したニホンジカ等捕獲の担い手対策などの施策を展開している。
- 県際地域の交流を促進するため、「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議」や「三遠南信地域連携ビジョン推進会議」への支援等を行っている。

### (4) 学住一体のまちづくり

#### ○「学生をはじめとして若者が集い賑わうまち」づくり

- 東静岡駅周辺地区における学住一体のまちづくりを進めるため、**県市東静岡駅周辺地区賑わい創出検討会議を開催**するなど、県市の連携により賑わい創出に必要な施策や交流の核となる県、市有地への拠点機能の検討を行った。
- 高等教育機関の教育・研究機能の一層の充実を図るため、「大学ネットワーク静岡」を**大学コンソーシアム**へ平成25年度中に円滑に移行し、その機能・体制の強化・充実に対する支援、並びに、共同公開講座の開催など大学間連携を促進する取組及び学術研究助成、静岡学出張講座の開催やゼミ学生地域貢献推進事業など**大学と地域との連携を推進する取組**への支援を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
交流の核となる拠点施設のあり方検討	計画	大学相互、大学と地域社会をつなぐネットワーク、若者相互をつなぐネットワークづくり	多様な交流企画の実施			○
	実施状況等	庁内ワーキングを設置し、有識者・大学生の意見聴取を踏まえた検討	関係機関との協議を進め、現実的な構想を策定	東静岡駅周辺地区について静岡市と連携し拠点機能を検討		
大学コンソーシアムの設立の支援	計画	機能・あり方の検討 関係機関との調整等	設立に向けた支援	設立 コンソーシアム運営への支援 コンソーシアムを活用した各種事業の実施		○
	実施状況等	機能・あり方の検討 関係機関との調整等	設立に向けた支援	設立に向けた支援、大学間連携事業への支援	設立に向けた支援、大学間連携事業への支援	

○魅力ある学術研究の振興

- 優れた研究成果を発表する機会を創出するため、平成22年度から平成23年度まで「アジア・太平洋」「健康・長寿」の2つの国際的な学術フォーラムを開催した。「アジア・太平洋」については、静岡県立大学グローバル地域センターに役割を引継ぎ、「健康・長寿」については、引き続き開催している。

(5) 家・庭一体の考え方を取り入れた移住・定住の促進

○移住・定住促進戦略の策定と体制整備、情報発信

- 平成23年7月に「ふじのくに移住・定住相談センター」を開設し、相談窓口の一元化を図るとともに、「ふじのくにパートナーシップ推進会議」の設置や県空き家バンクの開設、「ふじのくに暮らし推進隊」の派遣、首都圏での移住相談会開催等により、**移住・定住の促進**に取り組んでいる。また、平成25年度は大学との協働による地域づくりへの支援、第2次移住・定住促進戦略の策定を行う。

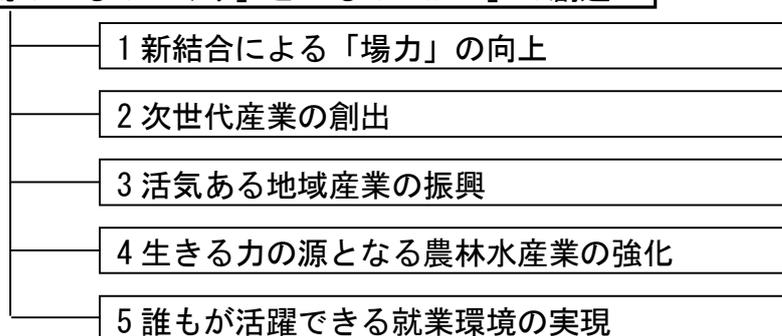
取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
移住・定住促進戦略の策定とそれに基づく体制整備、情報発信	計画	移住・定住促進戦略策定	移住・定住促進戦略に基づく施策展開(例:ワンストップ窓口、不動産関係団体との連携等)  市町の受入協議会設置に対する支援			○
	実施状況等	首都圏でのPR、HP再構築、ガイドブック作成など戦略的信息発信  ・市町、NPO、学識経験者等の意見を踏まえた移住・定住促進戦略を22年度末に策定	・移住・定住相談センターの開設(7月) ・県内市町の空き家情報を一元的に管理する「県空き家バンク」の開設  ・市町、地域団体、移住者等で構成する「パートナーシップ推進会議」の立ち上げ  ・フェア、HP等による情報発信や移住事例の紹介	・参加市町の増加による県空き家バンクの拡充など移住・定住相談窓口機能の充実  ・パートナーシップ推進会議の地域会議の開催 ・交流・定住促進セミナーの開催  ・「ふじのくに暮らし推進隊」の派遣	・第2次移住・定住促進戦略の策定  ・参加市町の増加による県空き家バンクの拡充など移住・定住相談窓口機能の充実  ・パートナーシップ推進会議の地域会議の開催 ・交流・定住促進セミナーの開催  ・「ふじのくに暮らし推進隊」の派遣	
		・市町と4回の首都圏フェア参加、HP改修、雑誌へPR	・首都圏での移住相談会、東京メトロ駅へのPRポスター掲載、専門誌への記事掲載等の重点的なプロモーション、HP等による情報発信	・大学との協働による地域づくり支援		

### 3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造

#### 1 戦略の目標と体系

一流のモノを使い一流のモノを作る産業を興し、モノを大切に使うことにより、豊かさへとつなげていく。あわせて、健康、環境など、今後の経済成長を担う次世代産業の育成、活気ある地域産業の振興を図るとともに、生きる力の源となる農林水産業を強化するため、新規参入の促進や経営体の強化による活力ある生産構造への転換、豊かな農山村づくりなどに取り組む。さらに、新たな雇用の創出をはじめ、誰もが能力を發揮し、活躍できる就業環境の充実、本県産業を支える人材の育成を進めていく。

#### 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造

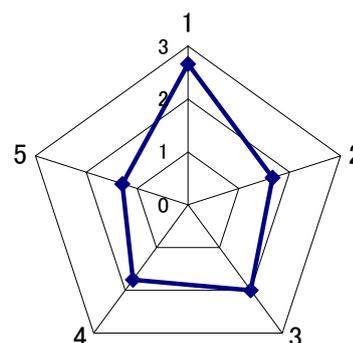


#### 2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B <sup>+</sup>	B	B <sup>-</sup>	C	D	-
1 新結合による「場力」の向上	1	2					
2 次世代産業の創出			1	2			
3 活気ある地域産業の振興	1	2		2	1		
4 生きる力の源となる農林水産業の強化		1		3			
5 誰もが活躍できる就業環境の実現			1	2	4		
計	2	5	2	9	5		

#### ＜戦略の柱ごとの達成状況＞

- 「新結合による「場力」の向上」に向けた6次産業化の取組等を進めた結果、6次産業化等の新規取組件数、地産地消率、農林水産業の新規就業者数は、いずれも達成に向けて順調に推移している。
- 「次世代産業の創出」に向けて静岡新産業集積クラスターの推進等に取り組んだ結果、静岡新産業集積クラスターにおける事業化件数、企業立地件数に若干の遅れは見られるものの、新成長分野の経営革新計画の新規承認件数は、順調に推移している。



- ・「活気ある地域産業の振興」に向けた中小企業の経営革新計画の作成支援等に取り組んだ結果、コミュニティビジネスに新たに取り組む事業者数や、ものづくりを支える技能の継承に向けた目標には遅れが見られるものの、中小企業の経営革新計画承認件数や、県内企業の海外展開事業所数、魅力ある個店の登録件数は、順調に推移している。
- ・「生きる力の源となる農林水産業の強化」に向けて生産体制の強化や需要拡大、人材育成、6次産業化等に取り組んだ結果、農ビジネス販売額、農ビジネス販売額に占めるビジネス経営体販売額シェア及び木材生産量に若干の遅れが見られるものの、漁業生産量全国シェアは目標を上回っており、順調に推移している。
- ・厳しい雇用情勢が続いていることなどから、「誰もが活躍できる就業環境の実現」に向けた数値目標の達成状況は、全体的に厳しい状況にあるが、「静岡県雇用創造アクションプラン」に基づく全県を挙げての取組などにより、県内高校・大学新規卒業者の就職内定率は回復傾向にあり、県立担い手養成施設の卒業者等の就業率も向上している。

### 3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 新結合による「場力」の向上		10	
2 次世代産業の創出	1	10	
3 活気ある地域産業の振興	3	8	
4 生きる力の源となる農林水産業の強化	5	19	1
5 誰もが活躍できる就業環境の実現	1	3	
計	10	50	1

- ・「新結合による「場力」の向上」については、農林漁業者、地域企業等の6次産業化への支援、ふじのくに「食の都」づくり、地産地消県民運動の展開、県産品のブランド化による販路拡大等の取組について、おおむね計画どおりに実施している。
- ・「次世代産業の創出」については、成長産業分野への地域企業の参入促進について、技術相談から研究・試作品開発、事業化、販路開拓までの一貫した支援に取り組んだ結果、前倒しで実施している。
- ・「活気ある地域産業の振興」については、経営革新計画の作成支援による中小企業の取組支援や、ビジネスサポートデスク等による地域企業の海外展開支援、登録制度を活用した魅力ある個店づくりの促進について、前倒しで実施している。
- ・「生きる力の源となる農林水産業の強化」については、耕作放棄地の再生利用の促進、水産業の6次産業化、漁業者による自主的な資源管理の促進、沿岸域の漁場・増殖場の整備、漁協の再編整備の促進の取組について、計画を前倒しで実施中であるが、中山間地域等直接支払事業の推進については、中山間地における集落のリーダー不在や高齢化の進行などから計画の遅れが見られる。
- ・「誰もが活躍できる就業環境の実現」については、雇用・就業機会の創出のため、緊急雇用創出事業等による雇用創出や、学生向けの企業見学会、企業説明会、バスツアー等様々な支援を実施した結果、順調に推移している。

## 4 進捗評価

- ・「一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造」に向け、5つの戦略の柱による取組を進めており、「誰もが活躍できる就業環境の実現」の柱は一層の推進を要する状況にあるが、その他の柱についてはおおむね順調に進んでいる。  
一方で、リーマンショックや東日本大震災の影響などにより、県内総生産(名目)は平成23年度速報値で15兆4千億円(基本構想目標20兆円)と微増にとどまったほか、平成24年度の年間有効求人倍率は0.79倍(基本構想目標1.2倍)と全国平均を下回る水準となっている。また、「食」関連産業の県内生産額・販売額(基本構想目標1兆円増)は、食料品出荷額が526億円増、農ビジネス販売額が143億円増となるなど、一部において増加が見られるものの、「食」関連産業全体としては伸び悩んでおり、本県経済の発展に向けたより一層の取組が必要である。
- ・農林漁業者、地域企業等の6次産業化への支援や、ふじのくに「食の都」づくり、地産地消県民運動の展開、県産品のブランド化による販路拡大等に取り組んだ結果、「新結合による「場力」の向上」に向けた数値目標は、達成に向けて順調に推移している。  
平成25年度は、6次産業化の一層の推進や、食の都仕事人を核とした地域づくり、富士山世界文化遺産登録を記念したフェアの開催による地産地消の推進に取り組んでおり、「食と農」を軸とした新しい産業と雇用の創出は、順調に進んでいる。
- ・「次世代産業の創出」に向けて、静岡新産業集積クラスターの推進や、成長産業分野への地域企業の参入支援等の「ふじのくに新産業創出プロジェクト」に取り組み、国内外からの企業立地及び県内既存企業の投資の促進に努めた結果、静岡新産業集積クラスターにおける事業化件数、企業立地件数に若干の遅れは見られるものの、新成長分野の経営革新計画の新規承認件数は、順調に推移している。  
平成25年度は、新産業集積クラスターにおいては、引き続き中核支援機関を中心に、産学官金の緊密な連携により、研究開発や成果の事業化、開発された製品の販路開拓など、切れ目のない支援に取り組む。また、「新成長産業戦略的育成事業」を創設し、成長産業の事業化に重点を置いた取組により中小企業の成長産業分野への参入を支援していく。さらに、国内外からの次世代産業の集積に向け、誘致活動の強化も図っており、「次世代産業の創出」の取組は、着実に進んでいる。
- ・中小企業の経営革新計画の作成支援や、下請企業の受注拡大、地場産業の振興に取り組んだ結果、中小企業の経営革新計画承認件数は順調に増加している。  
また、県内産業の国際化の取組の結果、県内企業の海外展開事業所数は増加傾向にあり、地域商業や商店街の活性化を促進した結果、魅力ある個店の登録件数も順調に推移している。  
平成25年度は、引き続き、商工団体や産業支援機関との連携を強化して中小企業の活性化に取り組むとともに、企業の海外展開のためのビジネスサポートデスクによる現地での支援や、地域を支える商業環境づくりの支援を行うなど、「活気ある地域産業の振興」は、おおむね順調に進んでいる。
- ・「生きる力の源となる農林水産業の強化」については、農業分野では、新農業人材の確保と育成に努めるとともに、6次産業化や担い手への農地の集積、生産体制の強化等に取り組んだ結果、農産物の加工や直接販売等の取組の拡大により農ビジネス販売額の増加が見られる。

林業分野では、安定供給能力の向上や、県産材の需要拡大にも努めた結果、木材生産量は基準年に比べて増加が見られる。

水産業分野では、6次産業化や、適切な資源管理を進めた結果、漁業生産量全国シェアは目標を上回っており、順調に推移している。

平成25年度も引き続き、農林漁業の6次産業化や、農地集積の促進などビジネス経営体の育成、森林技術者の能力向上や大型の木材加工工場の整備支援、新たな担い手確保等の施策を展開していく。今後、農林水産業の活力ある生産構造への転換を推進するため、更なる農林水産業の強化を図っていく必要がある。

- ・「静岡県雇用アクションプラン」に基づく全県を挙げての強力な雇用対策や、緊急雇用創出事業、学生向けの企業見学会、企業説明会、バスツアー等の開催など、様々な支援を実施しているが、厳しい雇用情勢が続いていることなどから、「誰もが活躍できる就業環境の実現」に向けた数値目標の達成状況は、全体的に厳しい状況にある。

平成25年度は、引き続き県を挙げて、雇用の創造や、雇用のミスマッチ等の課題に対応するための取組を実施するとともに、新成長分野における新たな産業の創造や既存産業の経営革新・技術革新を推進し、雇用・就業機会の創出や拡大を図る。また、担い手養成施設において、成長産業分野の訓練の拡充や、産業構造の変化に対応した実践的な訓練を実施するとともに、訓練生等に対するきめ細かな就職支援を実施していく。

これらの取組より、働く意欲のある誰もが雇用・就業の機会が得られるよう、雇用創出や就業支援を進めていく必要がある。

## 5 今後の方針

---

- ・「一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造」に向け、都づくり、農林水産物の海外展開、6次産業化の3つの「食」と「農」の取組や、新産業集積クラスターなど次世代産業創出の取組、雇用確保と人づくりの取組を重点的に展開するとともに、農林水産業、商工業の地域産業振興にも積極的に取り組んでいく。
- ・6次産業化を新たなビジネスとして定着させる必要があるため、地域におけるネットワークづくりを促進する。また、これまでの成功事例をモデルにして、一層の事業活動拡大に向け支援を図る。

ふじのくに「食の都」づくりの推進については、引き続き、担い手となる人材の育成に取り組むとともに、地域における自主的なネットワークづくりを促し、県民主導による「食の都」づくりを推進する必要があるため、県民が地域食材や食文化に親しむ県民参加型の「食の都」づくりを更に進める。さらに、県内各地域の食の魅力を新東名等やその周辺地域において効果的に情報発信し、県産品の消費拡大と誘客につなげていく。また、「茶の都」づくり、「花の都」づくりに向けた新たな施策を展開する。

地産地消の取組を拡大させていくため、県内量販店等が行う地産地消フェアへの支援や、消費者に向けた旬産旬消のPRを実施する。さらに、学校給食における県産農産物の利用拡大を図る。

本県の農林水産物及び加工食品の販路を拡大するため、首都圏でのトップセールスや中京圏、関西圏でのPR活動を行うとともに、新たに設置する東京都内のアンテナコーナーにおいて、販売促進活動等を展開していく。また、(株)沖縄県物産公社と連携し、海外における県産品のブランド化を推進する。

「食と農」を軸とした産業を支える人材を育成していく必要があることから、引き続き、農林漁業の幅広い知識や技術、経営管理能力などを習得する機会の充実を図っていく。また、ニューファーマーや企業の農業参入など新たな農業人材の確保、育成を進める。

- ・「静岡新産業集積クラスターの推進」については、ファームバレー（医療・健康）、フーズ・サイエンスヒルズ（食品）、フォトンバレー（光・電子技術）の各プロジェクトの推進機関と連携し、研究開発の成果を事業化に結びつけていく。また、企業の販路開拓を支援するとともに、県内地域企業の更なる参画の拡大を図る。さらに、各プロジェクト間の連携、交流を促進し、成果の更なる普及を図る。

成長産業分野への進出支援については、新設した新成長産業戦略的育成事業により、産学官金の連携による民間資金を積極的に活用し、効率的な事業実施を図る。

スポーツ産業や情報通信技術（ICT）、コンテンツ産業等の新しいビジネスの創出のため、産業支援機関や金融機関などとの連携を強化し、支援を継続する。

企業の立地については、新東名をはじめとする交通ネットワークインフラを活かした物流拠点の誘致、新エネルギー関連をはじめとする成長分野の企業の誘致や地域企業の投資の促進に取り組むとともに、企業立地支援の拡充等を行い、本県への立地につなげていく。

- ・中小企業の経営力を強化するため、商工団体、金融機関、経営革新等支援機関などとの連携を強化する。また、成長産業分野支援資金により、静岡新産業クラスターで集積を進める医療・健康、食品、光・電子技術などの産業のほか、環境、ロボット、航空産業、スポーツ産業などの成長産業分野への地域企業の参入をより積極的に支援する。

県内企業の新たな市場開拓など海外展開を支援するため、タイ、インドネシア、ベトナムに新たに設置したビジネスサポートデスクにおける支援を強化していく。

人口の減少や高齢化に伴う商店数の減少などの商業を取り巻く背景の変化に対応するため、引き続き、魅力ある商店や商店街づくりの支援等の施策により、地域商業の活性化を図っていく。

- ・農業分野では、将来にわたって持続可能な農業構造の構築に向け、6次産業化の推進に加え、生産体制の強化、技術の開発と普及、担い手への農地集積や生産基盤の整備等を一層推進する。特に、本県の強みである茶と花について、生産力強化と需要拡大を狙った都づくり（「茶の都」づくり、「花の都」づくり）を推進する。

経営者の資質向上や農外からの新規就農、企業参入等の新たな担い手確保に努めるとともに、農山村の地域資源を活かした起業を支援し、女性による食や農業分野のビジネス展開を推進する。

林業分野では木材加工工場の整備が進み、原木需要が高まることから、県産材の安定供給体制の確立などに重点をおいて、県産材の需要と供給を一体的に創造するシステムの構築を推進する。

将来にわたって持続的な水産業を維持していくため、水産業の6次産業化の促進や、それを推進する人材の育成などを図るとともに、漁業者による自主的な資源管理の促進及び魚礁漁場の整備による資源の安定的・持続的な利用に取り組んでいく。

- ・本県の雇用情勢は依然として厳しい状況にある。このため、次期基本計画では、雇用促進や就業支援等の取組を、地域経済の活性化や次世代産業の創出などの産業施策と連動して強力に推進していく観点から、人材育成と就業環境の整備に係る戦略の柱を、産業施策に係る戦略の柱の次に位置付け、県を挙げて、雇用の創造と、雇用のミスマッチ等の課題に対応するための取組を実施していく。

本県産業の中心である製造業の求人が大幅に減少していることから、新成長分野における雇用・就業機会の創出や拡大を図る。

また、引き続き大学生等を中心とした就職支援に努めるほか、少子高齢化社会や労働力人口の減少に対応するため、しずおかジョブステーションにおける高齢者や子育て女性に対する就職支援の充実を図るとともに、より一層の障害者雇用の促進も図っていく。

さらに、担い手養成施設において、電気自動車、ロボット、新素材等の成長産業分野の訓練の拡充や、産業構造の変化に対応した実践的な訓練を実施するとともに、訓練生等に対するきめ細かな就職支援を実施していく。

あわせて、県立技術専門校における在職者訓練の充実、工業高校への熟練技能者の派遣等により技能者のレベルアップを図る。

### 3-1-1 新結合による「場力」の向上

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	本県の「場力」であるヒト、モノ、大地の資源を新しい視点で組み合わせて活用する「ものづくり」の考え方を基本に、6次産業化の促進や「食の都」づくりなど、「食と農」を軸とした新しい産業と雇用を創出する「ふじのくにグリーンニューディール」を推進する。
----	---

数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
6次産業化等の新規取組件数	-	(H22~24 累計) 347 件	H22~25 累計 400 件	B <sup>+</sup>
地産地消率(量販店等での県産青果物のシェア)	(H21) 21%	(H24) 32%	30%	B <sup>+</sup>
農林水産業の新規就業者数	(H21) 327 人	(H24) 470 人	450 人/年	A

参考指標	経年変化			推移
県産品を選んで購入する県民の割合	(H22) 74%	(H23) 73%	(H24) 73%	→
「しずおか食セレクション」認定品数	(H22) 20 品	(H23) 26 品	(H24) 29 品	↗

#### 2 進捗評価

- 農林事務所等に設置した相談窓口による事業化支援や地域の農商工関係機関等との6次産業化ネットワークの構築により、6次産業化等の新規取組件数は総合計画策定時の想定を大幅に上回ったため、平成22年度から平成25年度までの4年間の目標を250件から400件に引き上げた。平成25年度は相談窓口等における6次産業化に取り組む農林漁業者への総合的な支援を継続するとともに、拡充される国の支援事業も活用し、新しい「食と農」ビジネスの創出に取り組んでいる。
- 「食材の王国」である本県の「場の力」を活かした「食の都」づくりを平成22年度から進めており、「ふじのくに食の都づくり仕事人」を累計で327人表彰し、「食の都仕事人ウィーク」を延べ9回実施した。こうした取組により、仕事人の認知度が高まり、仕事人独自の活動も生まれ、各地で仕事人と生産者との情報交換も進んでいる。平成25年度も新たな仕事人の表彰を行うとともに、仕事人を核とした地域づくりに取り組んでいる。
- 地産地消の取組については、2月と8月を地産地消強化月間として、量販店等が行う地産地消の取組支援等を行った結果、平成24年度の地産地消率は、平成23年度に続き、平成25年度の目標値30%を上回った。また、県内34市町で「教育ファーム推進計画」が策定され、食農体験を実践するリーダーの育成や、学校給食で県産農産物利用を推進する協議会が全市町に設置されるなど、教育の場での取組も進んでいる。また、米ペーストを使用した加工食品の開発・導入や加工用野菜の産地への導入など、県産農産物の県内供給

体制が強化されている。

県産品を選んで購入する県民の割合は、平成 22 年度からほぼ横ばいで推移していることから、平成 25 年度は、年2回の地産地消フェアに加え、富士山世界文化遺産登録を記念したフェアの開催を量販店等に呼び掛けるなど、地産地消に関する県民意識の向上に取り組んでいる。

- ・ 農業経営者のもとで農業技術や経営ノウハウ等を習得するための実践的な研修や、林業への新規就業を促進する講習会、ウェブサイトによる漁業への求人活動などにより、平成 24 年度の農林水産業への新規就業者数は 470 人となり、平成 25 年度の目標を達成した。平成 25 年度も引き続き、新たな人材の確保と育成に重点的に取り組んでいる。
- ・ こうした、6次産業化の促進や、「食の都」づくり、農林水産物のブランド化、人材育成や農地の有効利用などによる、「食と農」を軸とした新しい産業と雇用の創出は、順調に進んでいる。

### 3 今後の施策展開

---

- ・ 6次産業化の取組が新たなビジネスとして定着するためには、開発された商品等の新たな販路の開拓や個々の取組の地域への拡大が必要である。  
このため、6次産業化に取り組む農林漁業者と中小企業者を各農林事務所等に設置された相談窓口で総合的に支援するとともに、アドバイザー派遣や試作品評価会、生産者と食品加工業者、流通事業者等とのマッチングなど新商品開発や地域におけるネットワークづくりを促進する。また、首都圏等での展示会やテスト販売により販路拡大を図るなど、生産から販売までを一貫して支援し、6次産業化の取組の拡大を推進する。
- ・ ふじのくに「食の都」づくりを更に進めていくためには、その担い手となる人材の育成に取り組むとともに、地域における自主的なネットワークづくりを促し、県民主導による「食の都」づくりを推進する必要がある。  
このため、引き続き「ふじのくに食の都仕事人」を活用し、県民が地域食材や食文化に親しむ県民参加型の「食の都」づくりを更に進めるとともに、県内各地域の食の魅力を新東名等の高規格幹線道路やその周辺地域において効果的に情報発信し、県産品の消費拡大と誘客につなげる。
- ・ 地産地消の取組を拡大させていくためには、更なる量販店等との連携強化と継続的な県民へのPRが必要である。  
このため、「ふじのくに地産地消の日(毎月 23 日)」や「県民の日」、「富士山の日」等を活用して、県内量販店等が行う地産地消の取組の促進を図るとともに、消費者に旬産旬消をPRしていく。また、富士山世界文化遺産登録の機会を捉えて、企業が実施する食材フェア等の開催を支援していく。  
さらに、学校給食における県産農産物の利用拡大のため、全市町に設置された地域協議会の支援体制の強化や、米や茶の消費拡大を図るため、和食文化の普及を推進していく。
- ・ 「茶の都」づくりに向け、茶に関する優れた資源を活かした情報発信などによる静岡茶のブランド力の再生・強化を図る。また、「花の都」づくりに向け、平成 25 年に策定する基本構想に基づき、花の生産振興や新たな需要の創出、消費の拡大を図る。
- ・ 本県の農林水産物及び加工食品の認知度向上、食文化の創造と活性化、新しい商品づくりを進めるためには、全国や海外に誇り得る価値や特長を備えた商品のブランド化を推進

する必要がある。

このため、「しずおか食セレクション」や「ふじのくに新商品セレクション」をはじめとする、商品の認知度向上と企業等の販路開拓を支援するため、首都圏でのトップセールスや中京圏、関西圏でのPR活動を行うとともに、東京都内のアンテナコーナーにおいて、販売促進活動等を展開していく。また、海外における県産品のブランド化を推進するため、中国やシンガポールのほか、(株)沖縄県物産公社と連携し、香港において県産品の販路開拓を進めるとともに、新たに空港就航先である台湾市場の販路開拓に現地事務所と連携しながら取り組む。

- ・ 「食と農」を軸とした産業を支える人材を育成していく必要があることから、引き続き、農林漁業の幅広い知識や技術、経営管理能力などを習得する教育の充実を図っていく。  
特に、農業分野では、企業的な経営を展開するビジネス経営体の育成を進めるとともに、ニューファーマーや企業の農業参入、農林大学校での先端的な農林業技術や農ビジネスなどの実践教育による新たな農業人材の確保・育成、食や農業分野での女性の起業を推進する。
- ・ さらに、規模拡大を志向する農業者や新規就農希望者、企業に対し、農地の利用調整や耕作放棄地の再生利用を支援し、農地の有効利用を図っていく。
- ・ 次期基本計画においては、本県の「場の力」を活用した地域経済の活性化を推進するため、①「食」、「茶」、「花」の都づくり、②本県農林水産物のブランド力を活かした戦略的な海外展開、③農林漁業者等の6次産業化の推進、の3つの柱を立て、「農林水産大臣賞受賞数」等の都づくり関連数値目標や、県産農林水産物等の海外展開の成果を計る数値目標を新たに設定し、施策を展開していく。

## 4 取組の実績

---

### ○ 6次産業化の推進

- ・ **農林漁業者や地域企業等の6次産業化**を推進するため、平成22年度から全ての農林事務所と水産技術研究所に相談窓口を設置するとともに、地域ごとに市町、農林業団体、商工団体、観光協会等と連携した支援ネットワークを構築した結果、平成22年度から平成24年度までの3年間で443件の相談を受け付け、相談内容に応じて商品開発等を支援する専門家を334回派遣している。また、試作品評価会の開催、ふじのくに総合食品開発展や首都圏での展示商談会への出展を支援するなど、6次産業化による新商品・新サービスの開発や新商品の販路拡大を支援している。
- ・ この結果、ニューサマーオレンジを使用した「ふる一つビネガー」、さつまいもを使用したプリン、「苺が浮かぶ紅茶」の開発や、いちご生産者がパフェ等を販売する農園カフェをオープンするなど、計62件の新商品・新サービスが開発されたほか、6次産業化法に基づく計画(21件)、農商工等連携促進法に基づく計画(6件)、県の農商工連携基金事業(29件)、など、306件の新ビジネスが創出された。また、**フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト等の研究開発の成果を活用して新商品等の事業化を促進**し、41件が事業化された。
- ・ また、水産分野では、平成22年度から平成25年度までの4年間で、未利用魚種を使った地場特産商品の開発など、生産者と地元の流通・加工業者の連携による新商品開発の取組が農商工連携基金事業(6件)に採択されている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
農林漁業者、地域企業等の6次産業化への支援	計画	農林事務所等の相談窓口の設置 専門家派遣による事業化支援 農商工等連携事業計画の策定 農商工連携基金等による支援 展示商談会の開催			新ビジネス創出件数200件	○
	実施状況等	相談窓口の設置8カ所 専門家派遣 延べ96回 展示商談会の開催 1回 新ビジネス創出件数 76件 うち ・農商工等連携事業計画認定 4件 ・農商工連携基金事業採択 7件	専門家の派遣 延べ120回 試作品評価会 9回、展示商談会 1回の開催 新ビジネス創出件数 129件 うち ・農商工等連携事業計画認定 2件 ・農商工連携基金事業採択 9件 ・6次産業化法に基づく計画 14件	専門家の派遣 延べ118回 試作品評価会 8回、農商工交流会 7回・展示商談会 1回の開催 首都圏展示会への出展 2回 新ビジネス創出件数 101件 うち ・農商工連携基金事業採択 13件 ・6次産業化法に基づく計画 7件	専門家派遣による事業化支援 試作品評価会・農商工交流会・展示商談会の開催 首都圏展示会への出展 新ビジネス創出件数 50件以上	
フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト等の研究開発の成果を活用した新商品等の事業化の促進	計画		事業化促進		フーズ・サイエンスヒルズ事業化件数 50件(H26)	○
	実施状況等	関係機関のコーディネートによる事業化件数 7件	関係機関のコーディネートによる事業化件数 5件	関係機関のコーディネートによる事業化件数 29件	関係機関のコーディネートや高付加価値型食品等開発推進助成事業など県・国等の助成事業等の活用などにより事業化を推進	

### ○ふじのくに「食の都」づくり

- 「食材の王国」である本県の「場の力」を活かした「食の都」づくりに平成 22 年度から取り組み、平成 24 年度までに県産食材を積極的に活用するなど本県農林水産業の振興や食文化の創造に貢献している料理人等を「ふじのくに食の都づくり仕事人」として 327 人表彰したほか、食育活動等による地域貢献等、特に優れた取組を行った仕事人を「The 仕事人 of the year」として延べ 25 人表彰している。
- さらに、仕事人が旬の県産食材を使った創作料理や菓子を店舗で提供する「食の都 仕事人ウィーク」を平成 22 年度から平成 24 年度までで9回実施し、「食の都」の情報発信と誘客を図っている。平成 22、23 年度には静岡ならではの食文化への理解と関心を深めるため、仕事人等を講師とした「ふじのくに食文化創造講座」を県内各地で13回開催し、延べ2,245人に対して、講演や県産食材を使用した料理の実演披露を行った。
- 平成 23 年度からは県産食材の一層の活用に向けて、仕事人と生産者が参加する情報交換会等を県内7地域で開催し、ネットワークの強化に取り組んでいる。
- 魅力ある茶文化を創造**し、国内外に向けて発信するため、平成 22 年度の「世界お茶まつり

2010」開催に続き、平成 24 年度は、初の海外での主催イベントとなる「静岡県・浙江省緑茶博覧会 2012」を開催し、茶の産業・文化・学術の交流を深めた。平成 25 年度の「世界お茶まつり 2013」は初めて春と秋の2回開催とし、春の祭典では新茶の季節にふさわしいプログラムによる「茶の都しずおか」からお茶の魅力を世界に発信した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ふじのくに食の都づくり仕事人の育成・活用	計画	農林水産業の振興や食文化の創造に貢献している料理人の表彰受章者を紹介するガイドブック作成 食の都シンボルマークの募集・活用	仕事人表彰分野の拡大(食器、装飾等)総計377人 県内外の本県食材PRイベントに仕事人を活用			○
	実施状況等	「ふじのくに食の都づくり仕事人」の表彰 200人 仕事人を紹介するガイドブック作成 食の都シンボルマークを決定 食の都 仕事人ウィークの開催 1回	「ふじのくに食の都づくり仕事人」の表彰 63人 「The 仕事人 of the year」の表彰 13人 食の都 仕事人ウィークの開催 4回	「ふじのくに食の都づくり仕事人」の表彰 64人 「The 仕事人 of the year」の表彰 12人 ふじのくに食の都づくり推進連絡会 3回 食の都 仕事人ウィークの開催 4回	「ふじのくに食の都づくり仕事人」の表彰 「The 仕事人 of the year」の表彰 「食の都」づくり推進体制の強化 食の都 仕事人ウィークの開催	
「ふじのくにの食文化」の発信	計画	県産食材を使った料理や食材にまつわる講座の開催 5回	毎年、講座を県内各地で開催 講座により食文化を支える人材を育成 講師に「食の都づくり仕事人」を活用			○
	実施状況等	ふじのくに食文化創造講座の開催 7回	仕事人等を活用したふじのくに食文化創造講座の開催 6回 仕事人と生産者の連携強化 7地域	仕事人と生産者の連携強化 7地域	地域における仕事人や生産者等が連携した取組の推進	
魅力ある茶文化の創造	計画	世界お茶まつり 2010の開催	次回開催について検討 (財)世界緑茶協会への支援		世界お茶まつり 2013	○
	実施状況等	世界お茶まつり 2010の開催 10/28~31 28の国・地域参加来場者89千人	次回開催について検討 (財)世界緑茶協会への支援	次回開催について検討 (財)世界緑茶協会への支援 実施計画策定	世界お茶まつり 2013春の祭典開 5/2~5 10の国・地域参加来場者28.5千人 秋の祭典開催 11/7~10	

### ○地産地消の推進

- 豊富な県産食材の情報発信のため、「県民の日」(8月 21 日)、「富士山の日」(2月 23 日)にちなんで、8月と2月を地産地消強化月間として量販店等で地産地消フェアの開催を呼び掛け、重点的に支援した結果、平成 22 年度から 24 年度まで、延べ 1,414 店舗がフェアを実施した。また、「しずおか地産地消推進協議会」のホームページ上で、月ごとの旬の食材の紹介など、情報発信を行っている。
- 地場野菜等の新たな産地を育成するため、平成 22 年度、平成 23 年度に、掛川市(加工用のキャベツ)、三島市(サトイモ)、磐田市(サラダゴボウ)、焼津市ほか(コメ新品種「あいちのかおり SBL」)の4産地で、生産と県内流通拡大の取組を支援した。平成 24 年度からは、加工用野菜の産地育成に取り組んでいる。

- 地産地消を進めるため、漁協が取り組む直営食堂の開店や、駿河湾でとれた魚介類の移動販売を支援している。また、漁協が開発した水産加工品の学校給食への利用を促進している。
- 安全、安心な農産物を安定的に県民に供給するため、平成23年度に第9次静岡県卸売市場整備計画を策定し、平成24年度以降は、計画に基づき卸売市場機能の充実と市場間ネットワークの形成を図っている。
- 命をはぐくむ「食」とそれを生み出す農業・農山漁村への理解を深める教育ファームの取組を促進するため、「教育ファーム推進計画」の策定を支援し、平成24年度までに34市町で計画が策定されている。また、「教育ファーム推進セミナー」や「食農教育パワーアップ講座」を開催し、食農体験を実施するリーダーを平成24年度までに61人育成している。
- **学校給食における県産農産物の利用拡大**を促進するため、農林漁業者、学校給食関係者、行政、関係団体等を構成員とする協議会の設置を進めた結果、平成24年度までに全市町において設置された。また、県産米を使用した米粉パンや、県内で開発された米ペースト技術を利用したパンや加工品の研究・開発により、平成23年度に米粉パン、平成24年度に米ペーストを使用した菓子2種類が学校給食に導入されている。
- 花文化の浸透と県産花きの消費拡大を図るため、平成22年度から平成24年度まで県内3市(静岡、浜松、沼津)の中心市街地を会場に、歩道や街灯、店舗等を使って、花の様々な利用方法を提案する「花・緑タウンフェア」を開催した。また、小中学校等において花と緑にふれあう花育講座を毎年開催し、幼少期からの花文化の浸透に取り組んでいる。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地産地消県民運動の展開	計画	シンボルマークの活用促進及び地産地消週間等のイベントPR ホームページの開設	地産地消に取り組む団体・企業等の活動支援		ホームページによる情報発信	○
	実施状況等	地産地消週間等での地産地消フェアの実施(8月、2月) 参加店舗数 472 ホームページの開設	地産地消週間等での地産地消フェアの実施(8月、2月) 参加店舗数 486 ホームページによる情報発信	地産地消週間等での地産地消フェアの実施(8月、2月) 参加店舗数 456 ホームページによる情報発信	地産地消週間等での地産地消フェアの実施(8月、2月) ホームページによる情報発信	
県内供給型の新産地育成と流通改革	計画	野菜等の新規産地育成 4産地	新品目等の域内流通の促進	加工等の新たな需要の拡大	加工等の新たな需要の拡大	○
	実施状況等	野菜等の新規産地育成 4産地 加工用キャベツ、サトイモ、サラダゴボウ、コメ「あいちのかおりSBL」の新規産地の育成	新品目等の域内流通の促進 4産地 加工用キャベツ、サトイモ、サラダゴボウ、コメ「あいちのかおりSBL」の新規産地の育成	域内加工業者向けの野菜産地の育成 3品目	域内加工業者向けの野菜産地の育成	
学校給食における県産農林水産物の利用拡大	計画	県産農林水産物導入を推進する協議会の設立 (H21:14市町) 7市町	7市町	7市町	協議会等のある市町の割合 100% (35市町)	○
	実施状況等	県産農林水産物導入を推進する協議会の設立 8市町 県産米を使用した米粉パンの開発	県産農林水産物導入を推進する協議会の設立 5市町 米粉パンの学校給食への導入に向けた試行 28事業者	県産農林水産物導入を推進する協議会の設立 8市町 (全35市町で設置) 米ペーストを利用したパン、加工品の開発 菓子の導入 2種類	協議会活動の支援 米ペーストを利用したパン、加工品の開発・導入	

### ○県産品のブランド化の推進

- ・ 国内外における県産品の販売力を強化するため、多彩で高品質な本県の農林水産物の中から、国内外に誇り得る価値や特長等を備えた商品を「しずおか食セレクション」として認定しており、平成22年度から平成24年度までの3年間で75品を認定したほか、県産農林水産物の魅力を活かした新しい加工食品を選ぶコンクール「ふじのくに新商品セレクション」を開催し、銘柄豚を使った熟成生ハムや温室メロンを使ったシャーベットなど38品を表彰している。
- ・ セレクション商品については、ガイドブック等の作成・配布、県民だよりやホームページへの掲載、企業のキャンペーンと連携したPRなど県内外に情報発信するほか、築地市場と連携した産地見学会や情報交換会等を行い、販路開拓を支援している。
- ・ 静岡茶の新たな需要を創出するため、「ふじのくに山のお茶100選」(累計91銘柄茶選定)や「静岡型発酵茶」などを中心とする新たな「静岡茶ブランド」戦略を推進している。加えて、

平成 25 年5月に「静岡の茶草場農法」が世界農業遺産に認定されたことを契機に、関係団体と連携して静岡茶のブランド力を一層高めるため、魅力発信に取り組んでいる。また、静岡茶の消費拡大を図るため、緑茶の最大輸出先である米国で、平成 23 年度にトップセールスを行ったほか、海外出展やJETROと連携して海外バイヤーを招聘した茶輸出商談会の開催を通じて、静岡茶の販路拡大に取り組んでいる。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
県産品の販路拡大	計画	静岡ブランド戦略の策定 ブランド品の認定 県外・海外での販路拡大プロモーション			認定品100品	○
	実施状況等	静岡ブランド戦略の策定 しずおか食セレクションの認定 20品 海外市場開拓対象国・地域における輸出成約件数	しずおか食セレクションの認定 累計46品 海外市場開拓対象国・地域における輸出成約件数 54件	しずおか食セレクションの認定 累計75品 海外市場開拓対象国・地域における輸出成約件数 47件	しずおか食セレクションの認定 25品以上 海外市場開拓対象国・地域における輸出成約件数 50件以上	
静岡茶のブランド構築	計画	新たな「静岡茶ブランド」戦略の検討 米国等海外向け戦略策定と茶文化発信	ブランド化推進 輸出促進活動		新「静岡茶」ブランド定着 緑茶輸出量 3,000トン	○
	実施状況等	新たな「静岡茶ブランド」戦略策定 「ふじのくに山のお茶100選」ブランド化開始 46銘茶選定 緑茶輸出量 2,232トン	「静岡八十八夜新茶」PR活動展開 「ふじのくに山のお茶100選」ブランド化開始 累計77銘茶選定 米国での茶輸出促進のためのトップセールス 緑茶輸出量 2,387トン	「静岡八十八夜新茶」PR活動展開 「静岡八十八夜新茶」商品認定、PR 50銘柄 「静岡型発酵茶」新商品開発支援 輸出促進活動 2か国でPR 緑茶輸出量 2,351トン	「静岡茶」PR活動展開 「ふじのくに山のお茶100選」ブランド化推進 「静岡型発酵茶」新商品開発支援 輸出促進活動	

### ○農芸品を生む人材の育成と農地の有効利用

- ・ 農業経営者のもとで農業技術や経営ノウハウ等を習得するための実践的な研修や、農林大学校での農業教育等を実施し、平成 22 年度から平成 24 年度までに 430 人が農業法人等へ就職し、425 人が新たに農業経営を開始している。
- ・ 林業への新規就業を促進する講習会や、林業事業体と連携した短期的な雇用等の取組に

対する支援により、平成 22 年度から 24 年度まで新たに 234 人が林業に就業するとともに、県産材の安定供給に必要な技術を持った森林技術者を平成 22 年度から 24 年度まで 29 人、育成・確保している。

- ・ 漁業就業者の確保のため、漁業就業者確保育成センターを水産振興課に置き、漁業就業に関する情報の収集・発信のほか、県ウェブサイトによる求人活動を行っている。
- ・ 市町や農業委員会など関係団体と連携して、耕作放棄地の再生に取り組み、地域の担い手の規模拡大や企業の農業参入、市民農園の開設等により、平成 21 年から平成 24 年末までに 1,973ha の耕作放棄地を再生した。
- ・ 再生した耕作放棄地を活用して、担い手の育成を目的とした大区画(おおむね 1 区画あたり 300 m<sup>2</sup>)の市民農園が平成 22 年度に志太榛原地区で、平成 23 年度に東部地区で開園した。また、児童生徒が農業体験等を行う 1 校 1 農園の取組を推進し、平成 24 年度までに 19 地区で実施されている。

### 3-1-2 次世代産業の創出

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	次世代のリーディング産業を創出する静岡新産業集積クラスターの推進や、環境産業等の新たな成長分野への地域企業の参入支援、内外の新たな需要に対応した産業の振興などに取り組む。
----	---

施策の方向	(1) ふじのくに新産業創出プロジェクトの推進				
目的	「静岡新産業集積クラスター」を推進するとともに、新たな成長分野へ進出する地域企業の参入支援、創業者やベンチャー企業の育成、県試験研究機関における研究開発などを推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	静岡新産業集積クラスターにおける事業化件数	-	(H24) 累計 72 件	累計 210 件	B <sup>-</sup>
	新成長分野の取組件数(新成長分野の経営革新計画の新規承認件数)	-	(H22~24累計) 284件	H22~25 累計 400 件	B

参考指標	経年変化			推移
静岡県の県内総生産(名目)	(H21) 151,128 億円	(H22) 152,297 億円	(H23) 154,332 億円	↗
静岡県の経済成長率(名目)	(H21) △7.2%	(H22) +0.8%	(H23) +1.3%	↗
静岡県の医療機器の出荷額	(H21) 1,956 億円	(H22) 3,069 億円	(H23) 3,449 億円	↗
静岡県の医薬品の出荷額	(H21) 5,576 億円	(H22) 5,248 億円	(H23) 5,895 億円	↗

施策の方向	(2) 企業立地の促進				
目的	国内外からの優良企業の立地や既存企業の県内での投資を促進し、次世代産業の育成、集積につなげるとともに、地域経済の基盤の強化を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	企業立地件数	(H21) 44 件	(H24) 73 件	100 件/年	B <sup>-</sup>

#### 2 進捗評価

- 静岡新産業集積クラスターについては、3つのプロジェクトが連携し、大型研究開発事業の実施による研究開発の成果や、各推進機関に配置されている事業化コーディネータなどによる研究成果と地域企業の技術力のマッチングなどにより、平成24年度までに72件が事業化された。事業化の内訳を見ると、医療健康や食品分野が順調に推移している一方で、光電子分野が目標に達していない。これは、光電子技術は各種装置の要素技術として用いられ、試作品作成の段階が長く、現時点で製品化まで結びついていないものが多いためである。しかしながら、国の知的クラスター創生事業(第二期)の助成を受けた平成19年からの5年間で、170件以上の試作品が製作され、事業は、国からも高い評価を得ている。

こうした取組の結果、本県の医療機器・医薬品の出荷額合計は、平成 23 年が 9,344 億円で、平成 22 年に引き続き全国第1位となっており、また、食料品及び飲料等の製造品出荷額は、平成 22 年が 2 兆 1,969 億円で6年連続1位となっている。

平成 25 年度においては、引き続き中核支援機関を中心に、参画する市町や研究機関、企業、金融機関などによる産学官金の緊密な連携により、国等の資金による大型研究開発事業を活用した研究開発や成果の事業化、地域企業による新商品開発、企業において製品開発に取り組む高度産業人材の育成、開発された製品の販路開拓など切れ目のない支援に取り組み、静岡新産業集積クラスターを着実に推進していく。

- 成長産業分野への地域企業の参入支援については、これまで参入を促進するために企業が必要な情報の提供や、製品化のための試作・実証試験費の支援、製品等の販路開拓の支援を総合的、一体的に実施している。特に、平成 21 年度の「中小企業成長基盤強化事業」の開始から年度の経過に合わせて、セミナーなどの普及啓発から、試作・実証試験費の支援や、販路開拓支援など製品化・事業化に重点を置いた支援を強化したことにより、新たな製品が開発されるとともに、事業化に結びつく例が生まれている。また、成長産業分野における経営革新承認件数もおおむね順調に推移している。

平成 25 年度においては、「新成長産業戦略的育成事業」を創設し、事業化のための助成や販路開拓、金融機関との連携による支援など、より事業化に重点を置いた取組により中小企業の成長産業分野への参入を支援していく。

- これらの取組により、次世代のリーディング産業の創出と育成を図る「ふじのくに新産業創出プロジェクト」は着実に進んでいる。
- 「企業立地の促進」については、企業誘致に係る支援制度の活用や、市町、東京・大阪事務所等と連携した積極的な誘致活動を実施してきたことなどから、平成 24 年の企業立地件数は増加し、全国第2位(H23:全国第3位)となっている。しかしながら、目標の達成に向けてより一層の取組が必要であることから、平成 25 年度は、国内外からの次世代産業の集積に向け、誘致活動の強化を図っている。

### 3 今後の施策展開

---

- 「静岡新産業集積クラスターの推進」については、ファルマバレー(医療・健康)、フーズ・サイエンスヒルズ(食品)、フォトンバレー(光・電子技術)の各プロジェクトの推進機関と連携し、各種助成事業を活用することにより、研究開発の成果を事業化に結びつけていく必要がある。

このため、地域企業の製品化事例の広報や首都圏等で開催される展示会への出展などにより販路開拓を支援するとともに、県内地域企業の更なる参画の拡大を図る。

さらに、平成 23 年度から実施している「3クラスター成果発表会」をはじめとして、成果を県内のみならず全国に情報発信するなど、各プロジェクト間の連携、交流を促進し、成果の更なる普及による地域経済の活性化を図る。

- ファルマバレープロジェクトについては、第3次戦略計画を着実に推進するため、地域企業が医療機器開発分野に参入しやすい環境の整備や、地域企業において医療機器開発を担う中核的な人材の育成、製品の医療機関等への積極的な売込みによる販路開拓など、各種支援を充実し、地域企業の医療健康分野への進出を更に進める。

また、東部 12 市町や金融機関などの関係機関との密接な連携により「ふじのくに先端医療総合特区」を推進するとともに、ファルマバレープロジェクトの中核支援機関であるファルマバレーセンターの機能強化や、地域企業の医療機器分野への参入支援の強化などを図るため、プロジェクトの新たな拠点として、旧長泉高等学校跡地の整備に着手する。

- ・ フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトについては、「戦略計画」に基づき、研究開発から人材育成、販路開拓といった一貫した支援策の着実な実施により、地域企業による研究開発成果の事業化や機能性食品など新製品の開発を一層促進するため、国などの競争的資金の獲得の検討、製品開発力をもった人材の育成、コーディネート機能などの充実を図る。

また、プロジェクトの全県への展開・拡大を図るため、中部地域以外でフーズ・サイエンスフォーラムを開催し、プロジェクトの積極的なPRを行う。

さらに、「抹茶オーレ H&S」「小豆オーレ H&S」の製品化などを進めてきた北海道との産業交流をより一層活発に行い、展示会への相互出展や支援機関同士の連携・協働を通じ、企業と企業の結びつきを拡大していくことにより、新たな製品開発を促進する。

- ・ フォトンバレープロジェクトについては、地域イノベーション戦略支援プログラムを着実に推進する。そのため、本プログラムの総合調整機関である(公財)浜松地域イノベーション推進機構に配置したプロジェクトディレクターやコーディネータ、国際技術動向調査ユニットによる地域企業の新製品・新技術の開発や、新たな国内外の市場への進出を支援する。

また、地域産学官共同研究拠点事業において整備した浜松医科大学及び浜松工業技術支援センターの機器を活用した産学官の研究開発や事業化を促進するとともに、地域企業において製品開発の中核となる人材の育成を支援する。

- ・ 成長産業分野への進出支援については、これまでの地域企業に対する新成長分野への参入支援の取組をより一層加速化するとともに、事業化や販路開拓支援に重点的に取り組む必要がある。

このため、金融機関の積極的な参画を促し、産学官金の連携により、民間資金を活用した効果的な事業実施につなげていく。

また、金融機関との定期的な情報交換会を開催するとともに、助成案件ごとに、事業推進チームを設置し、製品化に導くための支援を強化する。

- ・ スポーツ産業等の新しいビジネスの創出を図る必要があることから、産業支援機関や金融機関などとの連携を強化し、創業者の創出やベンチャー企業に対するニーズにあった支援を継続し、スポーツ産業や情報通信技術 (ICT) 産業、コンテンツ産業を振興していく。

- ・ 中小企業のものづくりにデザインを戦略的に活用することにより、製品の高付加価値化を図る必要がある。

このため、「グッドデザインしずおか」コンテストを通じ、中小企業の産業デザインの活用を進めるほか、新製品開発に取り組む企業への専門家(デザイナー)の派遣、工業技術研究所によるデザイン相談、支援機器の開放・利用促進などに取り組む。

- ・ 企業の立地については、景気が回復傾向の中、企業の設備投資意欲も戻りつつあることから、これを機に国内外からの誘致活動を強化する必要があるとともに、県内既存企業の投資促進、留置のための取組が必要である。

このため、新東名高速道路や富士山静岡空港など新しい交流軸を活かした流通加工など高度な物流機能を持つ物流施設の誘致、新エネルギー関連をはじめとする成長分野の企

業の誘致や地域企業の投資の促進に取り組むとともに、地震災害対策を行う企業への新たな支援制度を立ち上げるなど、企業立地支援の拡充等を行い、本県への立地につなげていく。

- ・ 次期基本計画においては、次世代産業の創出を一層進めるため、①静岡新産業集積クラスターの推進と、②成長産業分野や新しいサービス産業の育成等の取組、③企業誘致や海外成長力の取り込み等、の3つの柱を立て、クラスターにおける高度産業人材の育成数や成長分野における製品化件数の数値目標を新たに設定し、施策を展開していく。

## 4 取組の実績

### (1) ふじのくに新産業創出プロジェクトの推進

#### ○静岡新産業集積クラスターの推進

- ・ ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フotonバレーの各プロジェクトを「静岡新産業集積クラスター」として推進し、各プロジェクトにおける大型研究開発事業の実施による研究開発の成果や、各推進機関に配置されている事業化コーディネータなどによる研究成果と地域企業の技術力のマッチングなどにより、これまで72件の製品が生み出されている。平成24年度においては、平成23年度までに実施したコーディネータによる研究開発成果と地域企業とのマッチングや、試作・実証試験、食品等開発研究会といった助成事業やコーディネータ活動が実を結び、目標を上回る成果を得た。

#### <ファルマバレープロジェクトの推進>

- ・ 平成22年度に、平成23年度から平成32年度を計画期間とする第3次戦略計画を策定し、プロジェクトを推進している。
- ・ 事業の中核支援機関である(公財)静岡県産業振興財団ファルマバレーセンターの管理運営費や活動費に対し助成し、医学、看護学、工学の連携による診断・治療法等の研究開発に対する支援のほか、医療・健康関連産業人材の育成やセミナー・交流会の開催、企業、大学、研究機関等への訪問活動、企業等からの相談・問合せへの対応、プロジェクトに関する広報など、新事業・新産業創出のための各種支援などの事業を実施した結果、平成22年度から平成24年度までに、共同研究を10件コーディネータしたほか、特許件数9件、製品化7件などの成果を創出した。
- ・ 静岡県立大学や静岡がんセンターからなる創薬プラットフォームを活用した静岡発の創薬を目指しており、企業、大学から化合物を収集し、静岡県立大学創薬探索センターにおいて、医薬品の候補となる化合物の創出に向けたスクリーニングを行うとともに、環境衛生科学研究所において化合物ライブラリーとしてデータベース化している。その結果、平成21年度末に7万個であった化合物ライブラリーが、平成24年度末には11万7千個まで増加している。
- ・ ファルマバレープロジェクトにおける産学官連携から創出される製品化シーズと地域企業の技術とのビジネスマッチングの充実を図るファルマバレーセンターを、富士山麓地域の12市町と協働して支援している。
- ・ 医療機器メーカーの団体と地域企業のネットワークをファルマバレーセンターが構築し、地域企業が医療機器メーカーに対して部品・部材を供給するためのマッチングの仕組みが整えられた。その結果、平成23年度には東京で、初めての医療機器メーカーと地域企業のビジネスマッチングを開催するとともに、平成24、25年度にも引き続き開催し、地域企業の販路開拓を支援した。  
また、ファルマバレーセンターが地域企業を訪問し、地域企業が持つ技術力などを確認するとともに、特徴などをまとめた冊子を毎年作成し、医療機器メーカー等への売り込みのためのツールとして活用するなど、支援を強化している。

## ＜フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの推進＞

- ・平成22年に策定した「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト戦略計画」に基づき、プロジェクトを推進する中核機関である、(公財)静岡県産業振興財団フーズ・サイエンスセンターの運営や活動に対し助成している。
- ・フーズ・サイエンスセンターは、地域の食品関連企業による機能性食品の開発や、大学など研究機関の研究開発成果の事業化をコーディネートするとともに、地域企業において食品開発の中核を担う人材の育成、プロジェクトの成果を普及するためのフーズ・サイエンスセミナーの開催などによりプロジェクトの推進を図り、平成24年度までに41件の事業化を実現した。

また、富士山静岡空港の開港をきっかけに始まった就航地との産業交流のうち、特に北海道との間の連携事業に取り組み、本県の素材や加工技術と北海道の素材を組み合わせた両道県コラボレーション商品を開発し、平成23年度に「抹茶オーレ H&S」を、平成24年度に「小豆オーレ H&S」の販売を開始した。

- ・「地域結集型研究開発プログラム」の実施により、お茶を栽培する際、茶葉を被覆する時間等を調整し「白葉化」させ、旨み成分であるアミノ酸の含有量を高めた「白葉茶」の栽培方法を確立するとともに、県内の農協・茶農家に普及させ、そのひとつが平成24年12月に同プログラム初の製品として販売を開始した。
- ・平成23年度に「高付加価値型食品等開発助成事業」を創設し、県内農林水産物の機能性に基づく食品を開発するための試作・実証試験に対し助成するとともに、食品加工業者や食品販売業者、農林水産物の生産者などが新しい商品を開発するための研究会を主催するフーズ・サイエンスセンターを支援した。

その結果、試作・実証試験に対する助成から平成24年度に9件、研究会から24年度に5件の新商品が発売された。

- ・地域企業の技術力や販売力を強化するため、大学・支援機関などのコーディネータや、マーケティングの専門家などによる相談会を、静岡市、焼津市、藤枝市で開催するとともに、販路の開拓・拡大のため、首都圏で開催される機能性食品に関する展示会や、北海道で開催される食品加工機械を中心とした展示会などへの出展を支援している。
- ・地域企業において、食品素材の機能性に着目した新商品などの開発の中核となる人材を育成するため、フーズ・サイエンスセンターが、静岡県立大学や県工業技術研究所などと連携して「総合食品学講座」を実施しており、平成22年度に26人、23年度に26人、24年度に23人が受講した。

平成22年度には、総合食品学講座の受講生が所属する4つの地域企業が連携し、魚の残渣を活用した新しい「ふりかけ」を開発し、販売を開始した。

- ・「静岡新産業集積クラスター事業化助成」などの制度を活用し、新たな食品加工機械や成分抽出装置などの開発を支援し、地域企業による新商品開発を促進している。
- ・「高付加価値型食品等開発助成事業」の試作・実証試験に対する助成を活用し、アレルギー予防に効果のある天然成分由来の化粧品や国産天然すっぽんを原料にした美肌効果が期待できるタブレット等の開発を支援し、新商品として販売が開始された。

### <フotonバレープロジェクトの推進>

- 平成 14 年度から 23 年度まで実施した「地域イノベーションクラスタープログラム(旧:知的クラスター創成事業)」と、その後継である浜松・東三河地域の先端光・電子技術を基盤とした、「ライフフォトニクスイノベーション」を展開し、「輸送機器用次世代技術産業」「健康医療産業」「光エネルギー産業」「新農業」の新産業4分野の基幹産業化を目指す文部科学省の「地域イノベーション戦略支援プログラム 浜松・東三河ライフフォトニクスイノベーション(平成 24~28 年度)」の推進を支援した。
- また、独立行政法人科学技術振興機構(JST)の「地域産学官共同研究拠点事業」により整備した「はままつ次世代光・健康医療産業創出拠点」の計画や、企業立地促進法上の地域産業活性化計画である「三遠南信(浜松市、豊橋市、飯田市)地域基本計画」等の計画に基づき、地域が一体となって推進している事業化や人材育成、産業集積などの事業の支援を実施しており、「地域イノベーションクラスタープログラム」等による成果と合わせて、平成 24 年度までに 10 件の事業化を実現した。
- 地域イノベーション戦略支援プログラムを実施する浜松・東三河地域 16 機関で構成する「浜松・東三河地域イノベーション戦略推進協議会」及び地域産学官共同研究拠点事業を実施する浜松地域7機関で構成する「はままつ次世代光・健康医療産業創出拠点事業運営委員会」に対する支援を実施している。
- 平成 20 年度からの3年間、カリキュラム開発から実証講座による検証までを行い、プログラムとして完成させた「レーザーによるものづくり中核人材育成講座」を実施する光産業創成大学院大学を支援することにより、地域企業においてレーザーを活用した製品開発の中核となる人材の育成を図り、平成 23 年度に 33 人、24 年度に 32 人を養成した。

### <クラスター間の連携促進による相乗効果の拡大>

- 静岡新産業クラスターの研究開発の成果を、首都圏をはじめとする県内外の展示会、イベント等に共同で出展している。
- また、平成 21 年度から毎年「ふじのくに総合食品開発展」を開催し、食品関連産業の販路開拓と拡大を支援するとともに、出展企業間や国内クラスターとの交流を推進している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
静岡新産業集積クラスターにおける事業化の促進	計画		事業促進			○
		ファルマ第3次戦略計画策定	フotonバレー 120件		ファルマバレー 40件 フーズ・サイエンス ヒルズ50件(H26)	
	実施 状況等	ファルマ第3次 戦略計画策定 ファルマ 9件 フーズ 7件 フoton 3件	ファルマ第3次 戦略計画推進 ファルマ 5件 フーズ 5件 フoton 6件	ファルマ第3次 戦略計画推進 ファルマ 7件 フーズ 29件 フoton 1件	関係機関のコー ディネートや県・国 などの助成事業等 の活用などにより 事業化を推進	

### ○高度産業人材の育成

- 静岡新産業集積クラスターの推進機関等が実施する、企業経営者や管理者向けの技術経営講座、富士山麓医用機器開発エンジニア養成プログラム、総合食品学講座、レーザー人材養成講座など、企業において製品開発の中核となる高度人材を育成する講座を支援し、平成 24 年度までに 515 人の人材が養成されている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況	
産学官連携による人材育成	計画	各プロジェクトによる人材育成					○
						ファルマバレー 357人 フーズ・サイエンスヒルズ 145人 フォトンバレー 107人 合計 609人	
	実施状況等	ファルマ 202人 フーズ 70人 フォトン 50人 合計(累計) 322人	ファルマ 256人 フーズ 96人 フォトン 83人 合計(累計) 435人	ファルマ 281人 フーズ 119人 フォトン 115人 合計(累計) 515人	推進機関等が実施する各種人材育成講座を支援		

## ○ 環境産業など成長産業分野への地域企業の参入促進

- 中小企業成長基盤強化事業や環境産業創出事業(平成22年から23年度)により、成長産業分野への参入を目指す地域企業に対し、技術相談から研究・試作品開発、事業化、販路開拓までの一貫した支援に取り組んでいる。具体的には、平成22年度から平成24年度までに、技術セミナーや技術相談会などを計80回開催し、約3,700人の参加者に対し、業界ニーズや最新の技術動向を情報提供した。さらに、成長産業分野における試作品開発を支援するため、県内中小企業61社に対し、計104,967千円を助成し、今までに18社の案件が製品化に至っている。そのほか、首都圏や中国浙江省などで開催された展示会に、県内企業の出展を計18回支援し、700件超の商談につなげた。
- 環境分野については、平成22年7月に、県内外の環境関連企業約50社を集めた「はままつ環境技術展」を開催し、県西部地域において、積極的な参入支援に取り組んだ。
- 次世代自動車分野については、平成23年11月に、電気自動車を分解し、機能や構造を学ぶ研修会を地域企業とともに開催したほか、平成24年3月に、分解部品約150点を展示する「ふじのくに次世代自動車ライブラリー」を浜松工業技術支援センターに開設し、地域企業の次世代自動車部品の開発を支援した。
- 医療・福祉機器分野については、ファルマバレーセンターが中心となり、平成24年度から、地域企業が開発する医療・福祉機器を医療現場等で試用し、改善意見を機器開発につなげる「トライアル試用事業」を開始するなど、現場ニーズを踏まえた製品化支援に取り組んでいる。
- 産業用ロボット分野については、平成23年11月に、東京ビッグサイトで開催された国際ロボット展への県内企業4社の出展を支援するなど、販路開拓を中心とした支援に取り組んでいる。
- サービスロボット分野については、平成25年2月に、介護支援ロボット関連の先進企業の取組や、介護現場で求められるロボットニーズを紹介する介護支援ロボットセミナーを開催するなど、地域企業の介護支援ロボット分野への参入を促した。
- 航空宇宙分野については、平成22年10月、県内企業9社による共同受注組織「SOLAE」が設立された。県は、重工メーカーOBを専門コーディネータとして配置し、共同受注組織「SOLAE」の活動支援に取り組んでいる。また、平成25年度に、航空機部品の品質保証に係る認証取得助成を創設した。
- 光分野については、平成24年1月に、東京ビッグサイトで開催された次世代照明技術展への県内企業4社の出展を支援するなど、販路開拓を中心とした支援に取り組んでいる。
- 平成25年度は、これまでの取組を強化、拡充するとともに、特に、事業化や販路開拓支援に重点的に取り組む。また、産学官金の連携により、民間資金を積極的に活用することによ

り、効果的な事業実施に努める。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
成長産業分野への地域企業の参入促進	計画	県環境技術展の開催	セミナーの開催、国内外の展示会出展 相談会、技術アドバイザー派遣		成長産業分野における経営革新承認件数 100件/年以上	◎
	実施状況等	はままつ環境技術展開催(7/21~22) 経営革新承認件数 78件	新エネ関連セミナー、中国商談会の開催 経営革新承認件数 86件	新エネ関連セミナー、中国商談会の開催 経営革新承認件数 120件	新エネ関連セミナー、中国商談会の開催	

### ○スポーツ産業の振興

- 平成 24 年 3 月に産学民官による「静岡県西部地域スポーツ産業振興協議会」を設置しており、当協議会において、平成 25 年度に計画している実証実験事業の結果を踏まえ、平成 26 年度における新規スポーツ関連事業の創出(3件程度)を支援していく。  
また、全県的なスポーツ産業の振興を促進するため、平成 25 年度中に、東部地域における事業推進母体となり得るプラットフォーム(連携体)を設置するとともに、中部地区における意識の醸成を図る。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
スポーツ産業の振興	計画	スポーツ産業振興に係る基礎調査	スポーツ産業の振興に向けた体制整備及び事業内容の検討・決定	事業開始	事業拡大	○
	実施状況等	スポーツ関連企業等訪問調査	西部地域をモデル地域とする静岡県西部地域スポーツ産業振興協議会を設立	拠点としての事務局の設置及び会員グループ主体による事業検討・実施	西部地域では、実証実験事業を実施し、東部地域では事業推進母体を設立	

### ○コンテンツ、デザイン産業、ICT産業の振興

- 県内コンテンツ事業者等基礎調査や人材育成事業、販路開拓支援等を実施し、コンテンツ、ICT産業振興のための支援策を検討している。平成 25 年度は、スマートフォンアプリ開発者の人材育成事業を行い、関連産業の振興を支援していく。
- 産業デザインを活用した高付加価値のものづくりを推進するため、企業等からの技術相談や設備利用などの活用支援を行っており、平成 22 年度から平成 24 年度までに 5,652 件のデザイン相談、設備利用に対応している。また、「グッドデザインしずおか」コンテストを通じ、中小企業の産業デザインの活用を進めており、平成 25 年度は、伝統工芸品に対するデザイン支援を新たに行う。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域型コンテンツビジネスの創出支援	計画	静岡発の地域型コンテンツビジネス創出の基礎調査	静岡発の地域型コンテンツビジネス創出に向けた体制整備及び事業内容の検討・決定	事業開始	事業拡大	○
	実施状況等	しずおかコンテンツバレー推進コンソーシアムへの参加	県内コンテンツ事業者等の基礎調査及び関係者による意見交換会実施	調査結果等に基づき、地域の特性を活かしたコンテンツ産業の具体的な事業化支援について検討	スマートフォンアプリ開発のための人材育成を実施	
デザイン力強化支援	計画		デザイン活用		デザイン相談、設備利用件数 2,000件/年	○
	実施状況等	技術相談、設備利用などの活用支援 件数1,862件	技術相談、設備利用などの活用支援 件数1,897件	技術相談、設備利用などの活用支援 件数1,893件	技術相談、設備利用などの活用支援	

### ○空港、新東名、港湾等を活かした物流産業の振興

- 平成 24 年3月に、新産業の創出と地域経済の活性化を目的とする「ふじのくに戦略物流ビジョン」を策定し、同月にシンポジウムの開催、平成 24 年度にはフォーラムの開催や企業訪問等により、ビジョンの周知を図った。平成 25 年度は、物流関連企業との意見交換等を行いながら、物流産業の振興に向けて、ビジョンの推進を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
物流ハブ機能の集積	計画	庁内ワーキング有識者意見聴取		物流ハブ機能の集積促進		○
	実施状況等	有識者を招いての物流勉強会とシンポジウムを開催	ふじのくに戦略物流ビジョンの策定 ビジョンの周知と官民連携の推進機運の醸成を図るためのシンポジウムを開催	物流フォーラム(県内3地域)の開催と企業訪問を行い、官民連携によりビジョンを推進	物流関連企業等との意見交換会を開催しながら、官民連携によりビジョンを推進	

### ○ 創業者やベンチャー企業等の育成

- 創業者やベンチャー企業等が円滑に事業化できるよう、県内3箇所のインキュベーターセンターを設置するとともに、(公財)静岡県産業振興財団を通じて、専門家によるアドバイスや販路開拓などの支援を実施している。  
平成 25 年度からは、より効果的な支援を実施するため、金融機関と連携し、創業希望者への創業後のフォローアップまで継続的に支援するとともに、大規模な集客が見込まれる首都圏開催への展示・商談会への出展などにより、新事業の創出を促進する。

### ○知的財産を活用した産業の振興

- 知的財産に関する県の果たすべき役割や具体的取組等を取りまとめた「静岡県知的財産創造・保護・活用指針」に基づき、知的財産に関するワンストップサービスを提供する「知財総合支援窓口」(本部:静岡県発明協会、沼津支所、浜松支所)を運営している。

### ○産業を牽引する課題解決型の研究開発の推進

- 平成 23 年 3 月に策定した「試験研究の戦略基本指針」に基づき、重要な政策課題に対応した「新成長戦略研究」を実施している。平成 23 年度から平成 25 年度までに公募から採択された研究を 26 件、平成 23 年度から平成 24 年度までにシラスウナギの不漁対策など新たな政策課題に対応した「緊急対応研究」を 10 件実施している。また平成 24 年度からは将来の成長戦略研究のもととなる「チャレンジ研究」を 20 件(平成 24、25 年度各 10 件)実施している。
- 平成 24 年度には、新たに茶業研究センターに「発酵茶ラボ」を設置し、オープンラボトリー化を推進した。また、平成 27 年度に移転予定の果樹研究センターにおけるオープンラボトリー機能の在り方を検討している。
- 地域の知力を結集させるため、**大学等との連携拡大とネットワーク化**を進めており、平成 21 年度には静岡大学、県立大学と連携協定を締結し、産業界からの技術支援相談に対応するコーディネート窓口を置いている。また、平成 24 年度には新たに東海大学・沼津工業高等専門学校と連携協定を締結し、研究に関する連携や、コーディネート窓口の拡大を図り、産業界を支援する体制を強化している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
社会のニーズに対応し豊かな地域資源を総合的に活かす研究への転換	計画	試験研究の戦略基本指針の策定	ふじのくにグリーンニューディールと新産業創出プロジェクトに貢献する課題解決型の研究の推進			○
	実施状況等	研究所で今後実施する研究の方向性を示す指針を策定	指針に基づき、新成長戦略研究を実施 ・公募型 17件 ・緊急対応 5件	指針に基づき、新成長戦略研究を実施 ・公募型(新規) 4件 ・緊急対応 5件 ・チャレンジ 10件	指針に基づき、新成長戦略研究を実施 ・公募型(新規) 5件 ・緊急対応 ・チャレンジ 10件	
トータルな産業支援機能の強化	計画		産業支援を促進するための研究・普及体制の強化			○
	実施状況等	研究所の機能強化策を示す指針を策定	課題決定から成果の社会還元までを効果的に行う体制づくり、連携を促進するための研究所のオープンラボトリー化、機器の効率的な整備の促進、知的財産権の効果的な取得・活用等について検討を開始	産学民官で成果の社会還元までを見据えて行う「新成長戦略研究」の実施 発酵茶製造研究施設のオープンラボトリー化 知財取扱マニュアルの作成	県政の重要課題を解決するため「新成長戦略研究」の新たな実施方法の検討 研究企画機能強化のための研究所及び本庁の企画体制の検討	
大学等との連携拡大とネットワーク化	計画		静岡大学、県立大学との連携事業の推進			○
	実施状況等	静岡大、県立大との連携推進協議会でコーディネート体制を整備	静岡大・県立大以外の大学等との連携を打診し、協定内容を検討	新たに東海大学、沼津工業高等専門学校と連携協定を締結	県内大学等との連携ネットワークの充実	

(2) 企業立地の促進

○ 国内外からの企業誘致の推進・県内既存企業の投資促進

- 成長が見込まれる分野の企業を対象に、東京事務所や大阪事務所と連携した企業訪問を実施し、毎年、東京都内での「ふじのくに企業立地セミナー」を開催するなど、本県の立地優位性のPRに努めている。
- 国内外からの企業立地及び県内既存企業の投資を促進するため、企業が工場等を設置する経費に対して、市町と連携して助成しており、平成22年度から平成24年度までの企業立地件数は151件となっている。
- 県内3箇所でおオーダーメイド方式による工業用地造成事業を進め、分譲中の工業用地と併せて4団地合計約77ヘクタール(11区画)の工業用地を企業へ供給している。  
また、企業立地を促進するため、平成24年度に工業用地開発可能性基本調査費補助金を創設し、2市2町(6箇所)に対して助成し、平成25年度も同補助金を継続実施している。  
さらに、産業活動に必要な工業用水の安定供給のため、県管理工業用水道施設の修繕・改良や耐震化を計画的に進め、良質な工業用水を安定的に供給している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
国内外からの企業誘致の推進	計画	新たな成長産業等をターゲットにした企業誘致活動		企業立地促進法に基づく基本計画の再策定の検討 (静岡市地域、浜松市地域)	企業立地件数100件/年  (県東部地域、富士山静岡空港周辺地域、湖西市地域)	○
	実施状況等	成長産業等の企業に対し、東京・大阪事務所と連携して企業訪問を実施  成長産業等の企業を対象に東京でセミナーを開催  企業立地件数41件 (22暦年)	新エネルギー関連など成長産業の企業に対し、東京・大阪事務所と連携して企業訪問を実施  新エネルギー関連企業を対象に、東京でセミナーを開催  企業立地件数37件 (23暦年)	県東京・大阪事務所や、市町、ジェトロ静岡等と連携した誘致活動  新東名高速道路IC周辺地域において、市町等による工業用地開発を支援するため、モデルとなる産業集積構想を策定 企業立地件数73件 (24暦年)	県東京・大阪事務所や、市町、ジェトロ静岡等と連携した誘致活動  企業のBCP対策に対応した補助制度の見直し検討  産業集積構想を活用し、新東名高速道路IC周辺地域において、市町等による工業用地開発を支援	

### 3-1-3 活気ある地域産業の振興

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	商工団体や産業支援機関と連携して、中小企業の経営基盤強化を図るとともに、新興国を中心とした新たな需要の獲得に向けた地域企業の海外販路の開拓を支援する。				
施策の方向	<b>(1) 中小企業の経営力強化</b>				
目的	経営革新制度の推進を通じた中小企業の活性化、円滑な資金調達の支援、販路開拓など、経営力向上と経営基盤強化に向けた支援を充実する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	中小企業の経営革新計画承認件数(累計)	(H21 年度末) 2,172 件	(H24 年度末) 3,496 件	3,500 件	B <sup>+</sup>
	参考指標	経年変化			推移
	静岡県の製造品出荷額等	(H21) 150,510 億円	(H22) 157,931 億円	(H23) 147,691 億円	↘
	県内卸売業・小売業の年間商品販売額	—	(H16) 107,572 億円	(H19) 110,546 億円	→
施策の方向	<b>(2) 県内産業の国際化支援</b>				
目的	県内産業の国際化を図るため、地域企業の海外展開を支援するとともに、海外との経済交流を促進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	県内本社企業の海外展開事業所数	(H22.4.1) 962 事業所	(H24.4.1) 1,066 事業所 (60 事業所増)	年間 30 事業所の 増	B <sup>+</sup>
施策の方向	<b>(3) 地域を支える魅力あるサービス産業と商業の振興</b>				
目的	コミュニティビジネスの創出を支援するとともに、サービス産業の生産性の向上や、商業環境の整備を促進し、地域を支えるサービス産業や商業の振興を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	コミュニティビジネスに新たに取り組む事業者数	—	(H22~24 累計) 46 者	H22~25 累計 100 者	B <sup>-</sup>
	良質な商品、環境、サービスを提供する魅力ある個店の登録件数	—	(H 22~24 累計) 400 件	H22~25 累計 400 件	A
	参考指標	経年変化			推移
	サービス業の県内総生産額	(H21) 30,980 億円	(H22) 31,843 億円	(H23) 27,681 億円	↘
施策の方向	<b>(4) ものづくりを支える技能の継承</b>				
目的	若年層のものづくりの魅力と技能の大切さに対する理解促進、技能者の社会的評価の向上、ものづくりの技能継承の促進・次世代技能者の育成などを推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況

若年者ものづくり競技大会の出場者数、入賞率	(H21) 11人 9.1%	(H24) 7人 0%	12人 50%	C
技能五輪全国大会の出場者数、入賞率	(H21) 44人 27.3%	(H24) 30人 36.7%	45人 50%	B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
高校生ものづくりコンテスト静岡県大会の参加者数	(H22) 99人	(H23) 89人	(H24) 113人	↗
技能五輪全国大会県予選の参加者数	(H22) 68人	(H23) 79人	(H24) 55人	↘

## 2 進捗評価

- 経営革新支援窓口の拡大や産業支援機関等との連携により、中小企業の経営革新計画承認件数は平成24年度末で3,496件となっており、目標達成に向けて順調に推移している。また、中小企業を取り巻く経営環境の変化に対応した県制度融資の融資枠の確保や制度改正、新規資金の創設を行ったほか、下請企業の受注拡大など、中小企業の経営基盤強化が図られている。

平成25年度も、商工団体や産業支援機関との連携を強化するとともに、成長産業分野への参入を促進するための「成長産業分野支援資金」の創設や、地場産業のデザイン支援による新製品開発、販路開拓支援など、中小企業の活性化や円滑な資金調達の支援、販路開拓に取り組んでおり、「中小企業の経営力強化」は着実に進んでいる。
- 海外展開を検討する県内企業が増加していることを踏まえ、海外派遣人材育成事業や海外展開コンサルタント事業などの県内企業の海外展開支援や、海外経済ミッションの派遣などの経済交流の促進に努めた結果、平成24年4月には県内本社企業の海外展開事業所数が1,066事業所に拡大している。

平成25年度からは、ビジネスサポートデスクによる現地での支援を開始し、県内企業の円滑な海外展開を支援しており、県内産業の国際化は、順調に進んでいる。
- コミュニティビジネスの創出支援やサービス産業の生産性の向上に向けた取組を進めるほか、良質な商品、環境、サービスを提供する個店(=「ふじのくに魅力ある個店」)の登録制度などによる地域商業や商店街の活性化を促進している。

こうした中、コミュニティビジネスに新たに取り組む事業者数は、平成22年度から平成24年度までの累計で46者と目標を下回っているが、「ふじのくに魅力ある個店」の登録件数は平成24年度末で400件と平成25年度の目標に到達した。

平成25年度は、引き続きコミュニティビジネスの新たな起業及び事業の継続を支援していくほか、登録個店の情報発信や交流勉強会の開催に加え、買い物弱者対策など「地域商業パワーアップ事業費助成」による地域を支える魅力ある商業環境づくりを支援しているが、サービス産業と商業の更なる振興を目指し、目標達成に向けたより一層の取組が必要となっている。
- 小中学生を主な対象として、ものづくりの魅力と技能の大切さを伝えるためのイベントや学校への技能マイスター、技能士等の派遣事業などを実施するとともに、技能競技大会への参加奨励と訓練費の助成、入賞者の顕彰等を行ってきた。若年者ものづくり競技大会、技

能五輪全国大会の出場者数、入賞率は、青年技能者の技能向上という大会の意義の理解や、選手の技能を伸ばす取組の不足があつて、年度によって実績にばらつきが多く、出場者数が目標を達成した年度もあるが、全体として目標を割り込むことが多かった。しかし、平成24年度から新たに実施している県ものづくり競技大会等の若年技能者の技能向上を図る取組により、平成25年度は若年者ものづくり競技大会の出場者が13人に増加するなど、若年世代への技能継承が図られつつある。

### 3 今後の施策展開

---

- 中小企業の経営力を強化するためには、引き続き、経営革新を通じた経営基盤の強化や産業支援機関等との連携を強化する必要がある。また、中小企業を取り巻く経営環境に対応した、制度融資の適時適切な創設・拡充も求められる。  
このため、今後は、メディアを活用した経営革新制度の普及、啓発を継続的に行うとともに、商工団体、金融機関、経営革新等支援機関などとの連携を強化し、経営指導員が中小企業者の支援ニーズに対応できるよう、商工団体職員の資質向上のための取組や専門家派遣事業等に対して支援していく。  
また、成長産業分野支援資金により、静岡新産業クラスターで集積を進める産業のほか、環境、ロボット、航空産業、スポーツ産業などの成長産業分野への地域企業の参入を支援する。
- 地場産業の振興のため、高付加価値のものづくりや、販路開拓などの取組に対し、引き続き支援していく。また、伝統工芸品の認知度アップのため、県内や首都圏で開催される工芸品展への出展やセレクトショップでの展示販売会の実施などによる情報発信に努めていく。
- 企業を取り巻く国内環境は一層厳しくなっており、企業が持続的な成長を遂げるためには、国内事業に加え、アジアを中心とした旺盛な国外需要を積極的に取り込んでいくことが求められている。このため、シンガポール駐在員事務所と連携しながら、タイ、インドネシア、ベトナムに新たに設置したビジネスサポートデスクにおいて、現地法人立上げや取引先・販路開拓などに対する支援を強化していく。
- 地域コミュニティが抱える課題を効率的に解決するためには、コミュニティビジネスの新たな起業や事業の継続を支援する必要があることから、市町、産業支援機関、金融機関などとの連携を一層強化していく。  
また、人口の減少や高齢化に伴う商店数の減少や、環境への関心の高まりなどの商業を取り巻く背景の変化に対応するため、引き続き、魅力ある商店や商店街づくりの支援等の施策により、地域商業の活性化を図っていく。
- ものづくり技能を次世代に継承するためには、幼少期からものづくりに対する理解の促進を図るとともに、若年世代の技能向上を図る取組が必要である。  
このため、小中学生を主な対象としたものづくり技術・技能の理解促進等に引き続き取り組んでいく。また、工業高校・技術専門校等の生徒・訓練生が意欲的に技能の向上に取り組み、成果を発揮できるよう、技能競技大会を活用した技能向上対策の充実を図っていく。

## 4 取組の実績

---

### (1) 中小企業の経営力強化

#### ○経営革新等を通じた中小企業の活性化

- ・ **経営革新**窓口の拡充や、窓口機関との連携強化等により、経営革新計画の累計承認件数は平成 24 年度末で 3,496 件となった。また、平成 24 年度の承認件数は 405 件で、平成 11 年度に経営革新制度が始まって以来、初めて全国第1位となった。  
平成 25 年度も、支援窓口(商工団体等)、金融機関、経営革新等支援機関、県工業技術研究所などの関係機関との連携強化を図り、引き続き中小企業への制度PR、案件の掘り起こしに取り組んでいる。
- ・ 中小企業が生産性向上のため共同で工業団地を整備する高度化事業について、県中小企業団体中央会と連携して支援に取り組んでおり、平成 22 年度から平成 24 年度の3か年で、集団化事業(工業団地建設)1件、共同施設事業(工場建設)1件、集積区域整備事業(団地内企業の増築等)2件の整備を支援した。
- ・ 中小企業や中小企業団体の振興を図るため、**中小企業の組織化**や組合等の育成を行う静岡県中小企業団体中央会を支援しており、平成 22 年度から平成 24 年度までに 40 件の組合が設立された。
- ・ 小規模な事業者の経営の改善・安定を図るため、巡回指導や窓口相談等の経営改善普及事業を実施する商工会・商工会議所に対し、経営指導員の資質向上の支援を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
経営革新の取組促進	計画		経営革新計画作成支援		累計承認件数 3,500件	◎
	実施 状況等	2,678件	経営革新支援の 窓口を10機関から 18機関へ拡大 3,091件	窓口支援機関の 機能充実を推進。 説明会、セミナー の場を活用した職 員への研修を実施 3,496件	経営革新等支援 機関等との連携を 強化	
経営指導の実施	計画		経営指導員による巡回指導の充実		経営指導員1人当 りの巡回指導件数 350件/年(商工会) 270件/年(商工会 議所)	○
		経営指導員等の 資質向上の検討		研修内容の充実		
	実施 状況等	経営指導員1人当 りの巡回指導件数 商工会 370件 商工会議所 232件	経営指導員1人当 りの巡回指導件数 商工会 373件 商工会議所 231件	経営指導員1人当 りの巡回指導件数 商工会 348件 商工会議所 231件	経営改善普及事 業の効果的・効率 的な事業実施を支 援 商工団体職員の 資質向上の取組 支援	
中小企業の組織化	計画		組織化の支援		組合設立15件	○
			組合設立15件	組合設立15件	組合設立15件	
	実施 状況等	組合設立12件	組合設立12件	組合設立16件	中小企業の組織 化に向けた取組を 支援	

## ○円滑な資金調達の支援

- 信用力の弱い中小企業を対象に必要な資金調達の円滑化を支援するため、県制度融資の融資枠の確保や制度改正を行っている。

平成22年度は、急激な円高により影響を受ける中小企業者を支援するため、「緊急円高対応枠」を創設し、平成23年度は、震災や円高対策を行った結果、当初2,000億円であった融資枠を2,300億円まで拡大した。

また、東日本大震災の影響を受ける中小企業の資金繰りを支援するため、平成23年3月22日から「中小企業災害対策資金」を発動するとともに、震災や円高の影響を受ける中小企業の資金繰り支援のため、平成23年4月から経済変動対策貸付の融資限度額を拡大した「緊急経済対策枠」を創設した。

さらに、新エネルギー設備等に取り組む中小企業を支援するため、平成23年10月から「新エネ・省エネ設備等導入促進資金」を創設している。

平成25年度は、新たに「成長産業分野支援資金」を創設し、成長産業分野への参入促進に取り組んでいる。

### ○下請企業の受注拡大と取引の適正化

- 下請取引あっせんのほか、商談会等の開催や専門調査員の配置による下請企業の取引拡大に努めた結果、平成 22 年度から平成 24 年度までに 100 件が成約した。平成 25 年度は、首都圏大手企業に、研究開発段階から技術売り込む取引開拓支援を実施する。
- 適正な下請取引の確保のため、発注企業の外注担当者向けに下請関係法令に関する講習会を開催し、下請関係法令の周知を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
下請企業の取引拡大	計画		ニーズに応じた取引あっせん等 下請取引 成約件数30件		下請取引 成約件数50件	○
	実施 状況等	取引あっせんや商 談会開催による営 業機会を提供 成約件数22件	受発注企業の ニーズを把握し、 的確なマッチング 機会を提供 成約件数34件	受発注企業の ニーズを把握し、 的確なマッチング 機会を提供 成約件数44件	首都圏大手企業 に研究開発段階 から技術売り込 む取引支援を実施	

### ○地場産業の振興

- 高付加価値のものづくりを支援するため、繊維、家具、紙・パルプなど、地場産業関連の業界13団体が実施した新製品開発や展示会への出展等による販路開拓などの事業に対し助成している。
- 繊維産業の振興のため、平成 23 年度から平成 25 年度の事業として、(一社)静岡県繊維協会と協働で遠州織物夏服「武襯衣(むしゃ)」を開発し、販売を開始した。平成 25 年度は、ブランド発信に引き続き取り組むほか、業界が自ら継続して事業を実施していけるよう支援を行っている。
- 伝統工芸品のブランド力強化を図るため、都市部の富裕層をターゲットに、東京六本木で常設展示・販売会を行ったほか、平成 24 年度は東京の百貨店において、初めて展示販売会を実施した。平成 25 年度は、デザイン支援による新製品開発、販路開拓支援を実施していく。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地場産業の振興	計画		新製品開発や見本市開催等の支援		主要な地場産業 の全国シェアの向 繊維 3.0% 家具 5.0% 紙パルプ 13.5%	○
	実施 状況等	業界団体が行う新 商品開発、販路開 拓の取組を支援 〈全国シェア〉 繊維 2.5% 家具 4.3% 紙パルプ 11.5%	支援を継続すると ともに、繊維産業 について遠州織物 のブランド発信を 重点実施 〈全国シェア〉 繊維 2.5% 家具 5.0% 紙パルプ 12.0%	支援を継続すると ともに、繊維産業 について遠州織物 のブランド発信を 重点実施	遠州織物のブラン ド発信を重点実 施。 伝統工芸品のデ ザイン支援を実施 予定	

### ○良質な社会資本整備を支える産業の育成

- 建設業の経営者や技能者を対象とする研修(経営者研修:平成 22~24 年度受講者延べ 137 人、技能者研修:平成 22~24 年度受講者延べ 4,123 人参加)や、適正な契約の締結に向けた元請・下請関係の指導(下請負人通知書審査・指導:平成 22~24 年度延べ 746

件、構造改善実態調査:平成22～24年度延べ295件)、建設工事に関する相談業務(建設工事紛争相談:平成22～24年度延べ397件、下請取引相談:平成22～24年度延べ172件)を実施し、技術と経営に優れた建設業者の育成を支援している。

- 建設工事の入札における総合評価落札方式の実施を拡充し、予定価格1千万円以上5千万円未満の工事の5割程度を総合評価落札方式により実施(予定価格5千万円以上は原則実施)することとした(工事:平成22～24年度延べ1,492件、委託:平成22～24年度延べ230件)。また、工事の質の低下や建設産業の健全な発展の阻害となるダンピング受注を排除するため、低入札価格調査基準価格算定式を改定する等のダンピング対策に取り組んでいる(低入札価格調査制度対象工事発生件数:平成22年度130件、23年度77件、24年度75件)。
- 新分野や他産業への進出を図る建設業者を支援しており、平成24年度は、販路開拓のための事業又は新分野進出に係る人材養成に要する経費に助成した。また、ホームページを活用して情報提供に努めている。

## (2) 県内産業の国際化支援

### ○県内産業の海外展開支援

- 県内企業の海外展開を支援**するため、常時相談や専門家相談会、セミナーの開催、海外販路開拓経費への支援を行ったほか、平成23年度から海外派遣人材育成事業を実施し、2年間で310名が受講した。また、平成24年度から海外展開コンサルタント事業を実施し、7社に26回専門家を派遣した。平成25年度からは、ビジネスサポートデスクをタイ、インドネシア、ベトナムに新たに設置し、現地での支援を実施している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
海外展開を図る地域企業の支援	計画		地域企業の海外展開に関する相談等		海外展開新規事業所数 年間30事業所の増	◎
	実施 状況等	相談会、コンサルティングなど 海外展開事業所数(H23.4.1) 1,006事業所(+44事業所)	相談会、コンサルティングなど 海外展開事業所数(H24.4.1) 1,066事業所(+60事業所)	相談会、セミナー、人材育成、コンサルティングなど 海外展開事業所数(H25.4.1) 25年度中公表予定	ビジネスサポートデスクによる現地支援を追加	

### ○地域企業と海外企業の経済交流の促進

- 「県内企業海外展開状況調査」で展開予定先として上位に上がっている東南アジア地域等に、海外ビジネスミッションを派遣している。(平成23年10月インドネシア、24年1月インド、24年9月ミャンマー、25年2月カンボジア・タイ、25年度(予定)東南アジア、モンゴル)また、平成24年度には中国浙江省との友好提携30周年記念事業として、「浙江—静岡投資貿易セミナー」を開催するとともに、中国、モンゴル等から経済関係の訪問団を受け入れ、経済交流の促進を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域企業と海外企業の経済交流の促進	計画		海外経済ミッションの派遣 東南アジア、南アジア		中国・ロシア	○
	実施状況等	中国、ベトナム、タイで実施	インドネシア、インドで実施	ミャンマー、カンボジア・タイで実施	東南アジア地域等で実施予定	

### (3) 地域を支える魅力あるサービス産業と商業の振興

#### ○コミュニティビジネスの創出とサービス産業の生産性の向上

- ・ コミュニティビジネス事業者の事業実態や課題の把握、起業者の育成事業などを実施している。平成 25 年度は、平成 24 年度において構築した起業者育成プログラムの活用を進めるとともに、市町、産業支援機関と連携しながら、**コミュニティビジネスの振興**を図っていく。
- ・ サービス産業の生産性の向上に向けて、「サービス産業生産性向上の手引き」や「生産性向上事例集」の作成及び普及・実践を進めてきており、平成 25 年度は、旅館・ホテルに加えて、より多くの業種での普及・活用を進めていく。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
コミュニティビジネスの創出支援	計画	コミュニティビジネス創出支援についての中間支援機関等体制及び取組について検討	モデル地域の選定及び支援内容の検討	モデル地域における中間支援機関設置及びコミュニティビジネス創出支援の実施	県内他地域への普及啓発	○
	実施状況等	自治体を対象にしたCB普及啓発研修会開催及び助成事業によるCB創出支援	東部地域をモデル地域にCB人材育成及び普及啓発フォーラム開催	東部地域におけるCB創出支援の実施及び県内他地域での普及啓発	CB事業者育成プログラム活用市町産業支援機関との連携	

#### ○地域を支える商業の振興

- ・ 商店街の活性化を図るとともに、利便性の高い買い物環境を整えるため、助成事業のほか、商店街同士の交流の機会、商業者との意見交換などにより、**魅力ある商店や商店街づくりを支援**している。
- ・ 地域商業や商店街の活性化を促進するため、良質な商品、環境、サービスを提供する個店(=「ふじのくに魅力ある個店」)の登録制度を平成 23 年3月に創設し、登録促進及び登録個店支援の両面から事業を実施した結果、平成 24 年度末現在で 400 件の登録があった。(H25 年度末:400 件以上を予定)
- ・ 市町への助成を通じ、食料品などの買い物が困難な状況におかれている高齢者が増加している都市部や中山間地域において、商店街による宅配などの買い物弱者対策の取組を支援するメニューを実施し、平成 23 年度から毎年1件ずつ支援している。
- ・ 大規模小売店舗の立地の際し、周辺地域の生活環境を保持するため、法令に基づく適正な立地指導に努めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
買い物弱者に配慮した商店や商店街の支援	計画	買い物弱者への支援策の検討	買い物弱者対策支援の実施		実施5件	○
	実施状況等	買い物弱者への支援策を検討し、助成事業を構築	助成事業実施1件。説明会等で事業の周知や市町の相談に対応	助成事業実施1件。説明会等で事業の周知や市町の相談に対応	助成事業を実施予定。説明会等で事業の周知や市町の相談に対応	
魅力ある個店づくりの促進	計画	登録制度の創設		登録促進	H22～H25 累計400件	◎
	実施状況等	登録制度(「ふじのくに魅力ある個店」)の創設	登録件数 343件。登録個店の情報発信のためのWEBサイト構築等	登録件数 400件。個店交流勉強会等により、登録個店の質的向上を支援	登録促進及び登録個店の情報発信、質的向上を支援	
次世代商業者と新規参入商業者の育成	計画	養成講座カリキュラム及び参入フォーローの仕組み検討	養成講座カリキュラムの作成及び模擬講座の実施	養成講座実施、参入モデル試行 20名育成/年		○
	実施状況等	カリキュラムについて他の事例などにより内部検討	カリキュラムの作成及び模擬講座を緊急雇用創出事業を活用して実施	緊急雇用創出事業を活用して、新規商業者の育成講座を実施(16名)	緊急雇用創出事業を活用して、新規商業者を育成予定	

#### (4) ものづくりを支える技能の継承

##### ○ものづくりの技能継承の促進

- ものづくり技術・技能と継承の大切さへの理解を促進するため、「WAZAチャレンジ教室」を平成22年度から平成24年度までに小中学校等92校で開催し、延べ7,058人の児童生徒が参加した。(H25:32校、約2,500人予定)また、毎年、「WAZAフェスタ」を開催し、平成22年度から24年度までに延べ約27,000人が参加した。(H25:約4,000人見込み)
- 技能者の社会的評価の向上を図るため、技能マイスターを平成22年度から平成24年度までに新たに6人認定し、小学校等で出前講座を32回開催して、延べ2,119人の児童生徒が参加した。(H25:20校、約2,000人予定)
- 次世代の技能者を育成するため、技能競技大会に出場する選手の訓練経費の助成に加え、平成24年度からは工業高校への熟練技能者の派遣や、県ものづくり競技大会の開催などの取組を実施している。また、平成23年12月に技能五輪全国大会が本県を主会場として開催されたことから、実施団体に対して会場の選定や広報等の協力を行い、ものづくりの技能を尊重する気運醸成に努めた。



### 3-1-4 生きる力の源となる農林水産業の強化

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	県民が、健康で豊かな暮らしを将来に渡って享受し、また、農林漁業者が誇りを持って安定的で効率的な生産活動を行っていくために、農林水産業の活力ある生産構造への転換を推進する。
----	---

施策の方向	(1) 安全で良質・多彩な農産物の生産力の向上と魅力ある農山村づくり				
目的	安全で良質・多彩な農産物の安定供給のため、農業生産を構成する「人材」、「基盤」、「技術」の3つの視点から対策を講じることにより、農産物の生産力を高めるとともに、豊かで美しい景観と多様な食をはぐくむ農山村の魅力向上を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	農ビジネス販売額 (農業者(法人含む)の農産物産出額と加工・販売金額等の合計)	(H20) 2,741 億円	(H23) 2,753 億円	3,200 億円	B <sup>-</sup>
	農ビジネス販売額に占めるビジネス経営体販売額シェア	(H20) 22.7%	(H23) 24.7%	35%	B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
農業産出額	(H21) 2,086 億円	(H22) 2,123 億円	(H23) 2,127 億円	→
ビジネス経営体数	(H21) 333 経営体	(H22) 328 経営体	(H23) 334 経営体	→
ビジネス経営体販売額	(H21) 643 億円	(H22) 649 億円	(H23) 680 億円	↗

施策の方向	(2) 県産材の需要と供給の一体的な創造				
目的	県産材の安定供給能力の向上や県産材の需要拡大など、県産材の供給と需要を一体的に創造する総合的なシステムを構築する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	木材生産量	(H21) 265,000 m <sup>3</sup>	(H24) 276,000 m <sup>3</sup>	450,000 m <sup>3</sup>	B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
適正な森林管理を担う森林技術者数	(H22) 316 人	(H23) 347 人	(H24) 378 人	↗
しずおか優良木材認定工場数	(H22) 29 工場	(H23) 29 工場	(H24) 29 工場	→
公共部門での県産材利用量	(H22) 6,282m <sup>3</sup>	(H23) 16,631m <sup>3</sup>	(H24) 18,096 m <sup>3</sup>	↗

施策の方向	(3) 魚食文化をはぐくむ水産業の構築				
目的	食の都を支える水産物づくり、場力を活かした漁業地域の活性化、海の恵みの持続的利用の確保などにより、魚食文化をはぐくむ水産業を構築する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	評価

漁業生産量全国シェア	(H20) 3.6%	(H23) 4.2%	4.0%	B <sup>+</sup>
------------	---------------	---------------	------	----------------

参考指標	経年変化			推移
漁業生産量	(H21) 193,618 トン	(H22) 210,796 トン	(H23) 202,506 トン	→
漁業就業者数	(H10) 7,099 人	(H15) 6,425 人	(H20) 6,505 人	→
漁船登録総トン数	(H22) 55,721 トン	(H23) 52,959 トン	(H24) 51,795 トン	↘

## 2 進捗評価

- 経営規模の拡大を可能とする農地集積や耕作放棄地再生利用の促進、高品質で生産性向上につながる生産施設の整備、生産技術の開発・普及による生産力の向上などに取り組むとともに、農業法人等への就業やニューファーマー等の農業人材の確保を進めた。その結果、農業産出額は微増となり、農産物の加工や直接販売等の新たな取組の拡大により、平成 23 年の農ビジネス販売額は基準年に比べ 12 億円増加した。

また、新たな事業展開につながる農業版ビジネススクールを開催し、加工や直接販売等の取組を支援した結果、ビジネス経営体数は横ばい傾向にあるものの、ビジネス経営体販売額は増加傾向で推移し、農ビジネス販売額に占めるビジネス経営体販売額シェアは拡大した。

平成 25 年度も引き続き、付加価値の高い新商品を生み出す 6 次産業化や農地集積の促進などビジネス経営体の育成や農業の新たな担い手確保等の施策を展開しており、「安全で良質・多彩な農産物の生産力の向上と魅力ある農山村づくり」は着実に進んでいる。
- 県産材の需要拡大は、民間部門では「住んでよし しずおか木の家推進事業」により県産材を使用した木造住宅等への助成を図るとともに、公共部門では「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」に基づき公共建築物の整備等で県産材の利用を推進した。

また、安定供給能力の向上については、ビジネス林業展開支援事業による生産性の向上や、直送などの流通改革、製材・加工体制の拡充などに取り組んだ。その結果、平成 24 年の木材生産量は基準年に比べ 4% 増加した。

平成 25 年度も、森林技術者の能力向上や大型の木材加工工場の整備支援に取り組んでおり、これらの取組を通して、「県産材の需要と供給の一体的な創造」は着実に進みつつある。
- 漁協直営食堂の立上げ等の 6 次産業化や、資源管理計画の策定支援など、食の都を支える水産物づくり、場力を活かした漁業地域の活性化、海の恵みの持続的利用の確保、次世代を担う人・組織づくりに取り組んだ。この結果、漁業生産量、漁業就業者数はともに安定して推移し、東日本大震災により東北地域の生産量が減少したことなどから、漁業生産量全国シェアは目標を上回った。平成 25 年度も引き続き、水産業の 6 次産業化の促進を通じた付加価値向上や消費拡大、資源管理計画の策定及び魚礁漁場の整備による資源の安定的・持続的な利用に取り組んでおり、これらの取組により「魚食文化をはぐくむ水産業の構築」は着実に進んでいる。

### 3 今後の施策展開

---

- 農業分野では、将来にわたって持続可能な農業構造の構築に向け、ビジネス経営体の育成と農ビジネス販売額の増加を図るためには、付加価値の高い新たな商品を生み出す6次産業化の推進に加え、多彩で高品質な農芸品の生産力の強化を図る必要がある。  
このため、生産力の強化を担う「人」、生産基盤となる「農地」、生産性や品質を支える「技術」の3つの視点により施策を展開していく。
- 林業分野では木材加工工場の整備が進み、原木需要が高まることから、既存の製材工場を含めて、安定的に原木を供給する必要がある。  
このため、県産材の安定供給体制の確立などに重点をおいて、県産材の需要と供給を一体的に創造するシステムの構築を推進する。
- 将来にわたって持続的な水産業を維持していくためには、豊かな魚介類に恵まれた本県の水産物の供給力を向上させるとともに、漁協等による直販をはじめ新たな取組を推進していくことが必要である。  
このため、引き続き、水産業の6次産業化の促進や、それを推進する人材の育成などを図るとともに、漁業者による自主的な資源管理の促進及び魚礁漁場の整備による資源の安定的・持続的な利用に取り組んでいく。

#### 4 取組の実績

##### (1) 安全で良質・多彩な農産物の生産力の向上と魅力ある農山村づくり

###### ○新農業人材の確保と育成

- 産業として持続する農業を支える**ビジネス経営体を育成**するため、マーケティングや商品開発など、新たな事業展開につながる農業版ビジネススクールを開催し、平成 22 年度から平成 24 年度までにビジネス経営体を目指す認定農業者等 56 人が参加している。
- 農業経営者のもとで農業技術や経営ノウハウ等を習得するための実践的な研修や、農林大学校での農業教育等を実施し、平成 22 年度から平成 24 年度までに 430 人が農業法人等へ就職し、425 人が新たに農業経営を開始している。
- 農業における多様な担い手を育成するため、離転職者等を対象に農業技術を習得する「職業訓練」を農林大学校等で実施し、平成 24 年度までに 89 人が訓練を修了している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ビジネス経営体の育成	計画	アグリビジネススクール等の実施	6次産業化に向けた講座等の実施			○
	実施状況等	アグリビジネススクールの開催(8日間) 参加者 15経営体  ビジネス経営体 328経営体	農業版ビジネス実践スクールの開催(9日間) 参加者 14経営体  ビジネス経営体 334経営体	農業版ビジネス実践スクールの開催(8日間) 参加者 27経営体  ビジネス経営体 354経営体	ビジネス経営体 累計480経営体  農業版ビジネス実践スクールの開催  アグリトップマネジメント講座の開催	
農業法人等における人材の確保・育成	計画	農業体験、研修 農業教育の実施			農業法人等への 新規就業者数 150人/年	○
	実施状況等	農業体験、研修、 農業教育の実施 農業体験 44人 研修事業 220人 農業教育 172人 農業法人等への 新規就業者数 86人/年	農業体験、研修、 農業教育の実施 農業体験 36人 研修事業 269人 農業教育 195人 農業法人等への 新規就業者数 158人/年	農業体験、研修、 農業教育の実施 農業体験 44人 研修事業 295人 農業教育 179人 農業法人等への 新規就業者数 186人/年	農業体験、研修、 農業教育の実施 農業体験 研修事業 農業教育	
新たな農業経営開始者の確保、支援	計画	研修、個別相談 農業教育の実施			新たに農業経営を 開始する人 (法人含む) 150人/年	○
	実施状況等	就農相談件数 319件 研修事業 19人 農業教育 172人 農業技術修得のための職業訓練 19人  新たに農業経営を開始する人(法人含む)  144人/年	就農相談件数 276件 研修事業 20人 農業教育 195人 農業技術修得のための職業訓練 27人  新たに農業経営を開始する人(法人含む)  142人/年	就農相談件数 190件 研修事業 15人 農業教育 179人 農業技術修得のための職業訓練 43人  新たに農業経営を開始する人(法人含む)  139人/年	就農相談  研修事業 農業教育 農業技術修得のための職業訓練	

## ○農地の確保と有効利用

- 農地保有合理化法人や農地利用集積円滑化団体が取り組む農地の利用集積を支援するため平成 25 年度までに県内JAに延べ 57 人の農地集積調整員を配置し、平成 24 年度は 940ha の農地が規模拡大を志向する農業者へ集積されている。
- 市町や農業委員会など関係団体と連携して**耕作放棄地の再生**に取り組み、地域の担い手の規模拡大や企業の農業参入などによる露地野菜等の作付拡大のほか、耕作放棄地の再生・利用に取り組む体験活動の実施(4箇所)、市民農園の開設(9箇所)等により、平成 21 年から平成 24 年末までに 1,973ha の耕作放棄地が再生されている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
担い手への農地の集積	計画	推進員の設置、研修	農地の集積の推進		農地集積 1,150ha/年	○
	実施状況等	推進員の設置 11JA・14人 研修会開催 6回 農地集積面積 527ha/年	推進員の配置 11JA・14人 研修会開催 5回 農地集積面積 607ha/年	推進員の配置 11JA・14人 研修会開催 6回 農地集積面積 940ha/年	推進員の配置 12JA・15人	
耕作放棄地の再生利用の促進	計画	担い手確保など 再生利用の促進 再生500ha	再生500ha	再生500ha	再生面積累計 2,000ha	◎
	実施状況等	地域の担い手農家や農業参入企業等による再生利用の拡大 再生面積638ha	関係機関との連携による耕作放棄地の再生利用の促進 耕作放棄地を再生・利用体験実践 県内3箇所 再生面積614ha	関係機関との連携による耕作放棄地の再生利用の促進 耕作放棄地を再生・利用体験実践 県内1箇所 再生面積600ha	関係機関との連携による耕作放棄地の再生利用の促進	
サラリーマン等による楽しむ農業の推進	計画	市民農園の利用促進 参加400人	参加400人	参加400人	参加400人 延べ1,600人	○
	実施状況等	耕作放棄地を活用した市民農園の開設 5箇所 参加816人	耕作放棄地を活用した市民農園の開設 1箇所 参加237人	耕作放棄地を活用した市民農園の開設3箇所 参加166人	耕作放棄地を活用した市民農園の開設支援	

## ○生産体制の強化

- 産地の目標の共有化や中心となる担い手の明確化により、生産流通施設等の計画的な整備などを図るため、産地構造改革計画の策定を推進し、平成 24 年度までに 158 産地が計画を策定し、当該産地に対し重点的に普及指導を行っている。
- 産地構造改革計画の実現**に向け、平成 24 年度までに農業制度資金 79 億円を融資するとともに、補助事業を活用して県内 28 地区で管理機械や果樹選果施設の整備、果樹や茶の改植等を実施している。
- 低コストで効率的な畜産経営を実現するため、TMR センター(飼料混合施設)や家畜共同育成場の利用促進に取り組み、飼料費の低減と育成場での受託頭数の増加がみられた。平成 25 年度も引き続き利用拡大に取り組んでいる。
- 平成 22 年度の愛知県東部地域における高病原性鳥インフルエンザ発生時には、防疫措

置を的確に講じ、県内へのまん延を防止できた。平成 23 年度は「静岡県鳥インフルエンザ防疫対策指針」を策定し、防疫体制の強化を図った。また平成 24 年度までに東部及び西部家畜保健衛生所の建替整備を行い、東部・中部・西部の3か所に防疫対策拠点を集約、強化した。平成 25 年度は、家畜伝染病の定期検査とともに、農場における飼養衛生管理基準の遵守を指導し、家畜伝染病の発生とまん延防止に努めている。

- ・ 消費者ニーズに対応した県産銘柄畜産物を供給するため、県畜産技術研究所中小家畜研究センターが開発した合成豚「フジキンカ」の普及拡大に向け、平成 22 年度に推進協議会を立ち上げ、本格的な生産販売を開始した。平成 25 年度は、ブランド力強化に向けた取組を支援している。
- ・ 高度衛生管理に対応した新たな流通拠点の整備に向けた「静岡県食肉流通合理化計画」を平成 22 年度に策定し、平成 23 年度にはワーキンググループを設置して、流通拠点の在り方について情報交換や意見交換を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況	
産地構造改革計画の実現支援	計画	産地の取組支援				支援対象計画数 合計 164計画	○
		産地の取組支援 産地構造改革計画 174計画	産地の取組支援 産地構造改革計画 165計画	産地の取組支援 産地構造改革計画 158計画	産地の取組支援 産地構造改革計画		
	実施 状況等						
生産流通施設など生産基盤の 整備促進	計画	生産基盤の整備				12地区 実施地区数 延べ48地区	○
		12地区	12地区	12地区			
	実施 状況等	管理機械等の整備 4地区 加工施設の整備 3地区 茶の改植 3地区 柑橘の改植 2地区	管理機械等の整備 3地区	管理機械等の整備 5地区 茶防霜施設2地区 果樹選果施設の 整備6地区	管理機械等の整備 果樹の改植		

## ○技術の開発と普及

- ・ ビジネス経営体の規模拡大と生産性の向上を支援するため、各農林事務所が普及指導計画(計 58 課題)を設け現地の課題解決に取り組み、温室メロンにおけるヒートポンプ利用、ガーベラの日持ち向上技術の普及、水稻疎植栽培の導入等が進み、平成 24 年度のビジネス経営体生産性(常時雇用社員一人当たりの販売額)は 3,300 万円/人となっている。
  - ・ 効率的な家畜改良増殖を推進するため、豚では平成 22 年度に、法人による家畜改良増殖施設の整備を支援し、優秀な種豚が地域に供給されている。牛では県畜産技術研究所において、高能力雌牛から受精卵を採取し、雌雄判別を行い、県内酪農家に供給している。
  - ・ 中国浙江省との技術交流を促進するため、平成 22 年度から平成 24 年度までに、本県から 24 名の農業調査員等を派遣し、浙江省からも 20 名の農業調査員等を受け入れている。
  - ・ 環境保全型農業を推進するため、エコファーマーの認定や有機農業の取組を支援し、環境保全型農業取組面積は平成 24 年度 3, 532ha となった。
- また、総合的病害虫・雑草管理(IPM)を推進するため、平成 24 年度までに 10 地区で研修会の開催や実証モデルの設置に取り組んでいる。

- 適正で高度な家畜排せつ物の利用を促進するため、鶏糞等の燃焼によるエネルギー利用に向けた調査や、畜産堆肥共励会を開催し堆肥生産技術の向上と堆肥利用者との連携を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
高品質・省力化・低コスト化栽培技術の開発及び普及	計画				ビジネス経営体の生産性 5,000万円/人	○
	実施 状況等	現地実証試験実施 8協議会  ビジネス経営体の生産性 3,314万円/人	普及指導計画に基づく現地での課題解決 58課題  ビジネス経営体の生産性 3,579万円/人	普及指導計画に基づく現地での課題解決 58課題  ビジネス経営体の生産性 3,300万円/人	普及指導計画に基づく現地での課題解決	
家畜排せつ物利活用施設の整備の促進	計画		高度利用施設の整備の促進		鶏糞等の高度利用率20%	○
	実施 状況等	県内家畜排泄物高度利用施設の状況調査の実施  鶏糞等の高度利用率 10%	畜産堆肥共励会の開催や鶏糞等のエネルギー利用に向けた調査の実施  鶏糞等の高度利用率 10%	養鶏農家に対する高度利用施設の新設、拡充に向けた啓発  鶏糞等の高度利用率 11%	養鶏農家に対する高度利用施設の新設、拡充に向けた啓発  鶏糞等の高度利用	

### ○豊かな農山村づくり

- 中山間地域等の農業生産活動を維持し、農業の多面的機能を確保するため、**中山間地域等直接支払事業の推進**を図ってきた。平成24年度は、18市町、3,458haの農用地に対し、3億2,952万円を交付した。(H25:3,500ha、3億3,500万円を予定)また、集落協定締結率の向上を図るため、市町巡回指導を実施し、平成24年度までの締結率は75.0%となっている。
- 農林産物に対する**鳥獣被害を軽減する取組を支援**し、平成24年度までに31市町で鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画が策定されている。また、市町への技術支援や情報提供等により、平成24年度までに鳥獣被害総合対策アドバイザーを181人養成し、地域の被害状況に即した対策を進め、その結果平成24年度の農林産物被害金額は4億6,578万円と平成22年度の72.5%まで減少している。
- 再生した耕作放棄地を活用して、担い手の育成を目的とした大区画(おおむね1区画あたり300㎡)の市民農園が平成22年度に志太榛原地区で、平成23年度に東部地区で開園した。また、児童生徒が農業体験等を行う**1校1農園の取組を推進**し、平成22年度から平成24年度までに19地区で実施されている。
- 県民の**市民農園**に対する多様なニーズに対応するため、農園の開設者や開設を希望する企業、個人を対象に、農園の管理や運営方法の知識・技術を習得する実践講座を平成24年度までに5回実施し、延べ134人・事業体が参加している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
中山間地域等直接支払事業の推進	計画	集落協定締結の推進 協定締結面積率 83.3%	協定締結面積率 83.7%	協定締結面積率 84.1%	協定締結面積率 85%	●
	実施 状況等	集落協定締結の推進 協定締結面積率 74.6%	集落協定締結の推進 協定締結面積率 74.9%	集落協定締結の推進 協定締結面積率 75.0%	集落協定締結に向けた市町巡回指導	
鳥獣被害の軽減に向けた取組の支援	計画	モデル集落の設置 市町計画策定		市町の活動支援	農林産物被害金額 460百万円以下	○
	実施 状況等	市町計画策定数 17市町 農林産物被害金額 642百万円	市町計画策定数 23市町 鳥獣被害総合対策アドバイザーの養成 135人 農林産物被害金額 569百万円	市町計画策定数 31市町 鳥獣被害総合対策アドバイザーの養成 181人 農林産物被害金額 466百万円	計画策定市町の指導 市町被害防止計画の実践に向けた支援	
1校1農園の設置	計画	4地区	10地区	10地区	学校農園 合計24地区	○
	実施 状況等	実施地区 4地区	実施地区 12地区 (うち継続4地区)	実施地区 7地区	NPO等が取り組む 1校1農園に向けた取組を支援	
市民農園の開設支援	計画	開設のための講座・研修会の開催			市民農園區画数 合計10,000区画	○
	実施 状況等	実践講座開催 2回 延べ70人参加 市民農園區画数 計9,470区画	実践講座開催 2回 延べ40人参加 市民農園區画数 計9,707区画	実践講座開催 1回 24人参加 市民農園區画数 計9,873区画	実践講座の開催	

## (2) 県産材の需要と供給の一体的な創造

### ○県産材の安定供給能力の向上

- 県産材の**安定供給体制を整備**するため、低コスト生産システムの確立に向けて、モデルとなる3地区を設定して効率的な木材生産計画の作成を促進するとともに、高性能林業機械について平成22年度5台、平成23年度13台、平成24年度13台の導入支援を行った。(H25:12台の導入支援を予定)
- 森林施業の集約化による効率的な木材生産のための森林施業プランナーを育成するため、プランナー育成研修の参加支援を行った。平成22年度から平成24年度までに29人が研修を受講し、それぞれの職場で森林施業の集約化に取り組んでいる。
- 県産材の流通改革**に取り組むため、高付加価値・地場密着型工場の整備に向けた製材用機械の導入支援を平成22年度から平成24年度までに6地区で実施しており、平成24年度の間伐材の直送販売は2.8万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>となった。

- 県産材の**製材、加工体制を拡充**するため、大規模木材工場の進出に向けた検討を継続するとともに、天竜地区においては製材工場間のネットワーク化を促進している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
安定供給体制の整備	計画	効率的な木材生産計画の作成促進	生産面積 3,000ha	生産面積 3,500ha	生産面積 4,500ha	○
	実施状況	低コスト生産システムの確立	低コスト生産システムの確立に向けたモデル地区の設定	低コスト生産システムの普及	低コスト生産システムの普及	
県産材の流通改革	計画	品質などの需要調査(プレカットなど) 木材選別機能強化	需給コーディネート体制の確立	新たな流通による木材供給(直送) 10万m <sup>3</sup> /年	15万m <sup>3</sup> /年	○
	実施状況等	品質などの需要調査 製材関係者へのフィードバック 木材選別機能強化(県森連富士木材センター)	原木供給コーディネーターの配置	原木選別評価士の育成 新たな流通による木材供給(直送)の実施 2.8万m <sup>3</sup> /年	中間土場の設置(東部) 新たな流通による木材供給(直送)の実施	
製材・加工体制の拡充	計画		製材工場間のネットワーク化	大型製材・集成材工場の整備の促進	集成材5万m <sup>3</sup> /年	○
	実施状況等	製材工場間のネットワーク化(田方地区⇄清水地区)	大規模木材加工工場の県内への進出に向けた検討	大規模木材加工工場の県内への進出に向けた調整	大規模木材加工工場の県内への進出に向けた調整	
			製材工場間のネットワーク化(天竜地区)	製材工場間のネットワーク化(静岡地区)	製材工場間のネットワーク化(富士地区)	

### ○県産材の需要拡大

- 品質の確かな製材品の利用拡大**に向けて、平成 23 年度から住宅での県産材の利用を促進する「住んでよししずおか木の家推進事業」を展開し、平成 23 年度 573 棟、平成 24 年度 568 棟について助成している。また、県産材の特徴等を正しくPRできる工務店を登録する「しずおか木の家推進事業者」制度を設け、平成 23 年度から 24 年度までに 20 回の研修会を開催した結果、544 社(平成 25 年 1 月現在)が登録を行った。(H25:研修会 10 回開催予定)
- 「しずおか優良木材認定工場」による、需要側が望む品質の高い製品の供給を拡大するとともに、住宅産業のニーズに応えるために開発された JAS 製品の県産材合板等の供給を支援している。
- 「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」に基づいて、県が実施する公共施設の建設、公共土木工事、庁内の物品調達など、公共部門での県産材の利用拡大に取り組んでおり、平成 22 年度は 6,282 m<sup>3</sup>、平成 23 年度は 16,631 m<sup>3</sup>、平成 24 年度は 18,096 m<sup>3</sup>が利用されている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
品質が確かな製材品の利用拡大	計画		「しずおか優良木材」の一層の利用拡大			○
			しずおか優良木材認定工場 合計26工場	しずおか優良木材認定工場 合計28工場	しずおか優良木材認定工場 合計30工場	
		JAS製品の県産材証明の適用拡大	2品目(合板、集成材)			
			公共部門での利用拡大			
			公共部門での県産材利用量 17,000m <sup>3</sup> /年			
実施状況等	「しずおか優良木材」の一層の利用拡大	「住んでよししずおか木の家推進事業」の実施 573棟	「住んでよししずおか木の家推進事業」の実施 568棟	「住んでよししずおか木の家推進事業」の実施		
	しずおか優良木材認定工場 29工場	「しずおか木の家推進事業者」の登録 468社 しずおか優良木材認定工場 29工場	「しずおか木の家推進事業者」の登録拡大 544社 しずおか優良木材認定工場の拡大 29工場	「しずおか木の家推進事業者」の登録拡大 しずおか優良木材認定工場の拡大		
	JAS製品の県産材証明の適用拡大2品目	JAS製品の県産材証明の適用拡大2品目の供給	県外産混合製品の県産材証明の適用拡大	県外産混合製品の県産材証明の適用拡大		
	公共部門での県産材利用量 6,282m <sup>3</sup> /年 “ふじのくに”公共建築物等木使い推進プランの策定	公共部門での県産材利用量 16,631m <sup>3</sup> /年	公共部門での県産材利用拡大 18,096m <sup>3</sup> /年	公共部門での県産材利用拡大		

### (3) 魚食文化をはぐくむ水産業の構築

#### ○ 食の都を支える水産物づくり

- 県産水産物のブランド化を促進するため、平成22年度から平成24年度の間、「しずおか食セレクション」18件を認定している。また、平成23年度には県内の加工業者が、ロシア国内の日本料理レストラン向けにカツオ加工品の輸出を開始した。

**6次産業化**の取組として、生協・農協・漁協の連携を県が支援し、平成24年度にゴマサバを使ったメンチコロッケを販売した。さらには、価格の安い小型キンメダイを原料とした漁協の缶詰開発を支援し、県内缶詰会社との連携や県のアドバイザー制度を活用してパッケージのデザインを行う等、平成22年度から平成24年度の間、12件の取組事例があった。

**衛生管理を徹底**するため、水産加工業者等を対象とした水産物の衛生管理に関する研修会を、平成22年度から平成24年度の3年間で15回実施するとともに、県内の魚市場における高度な衛生基準に対応した施設の整備(累計4施設)を支援した。

- 地産地消を進めるため、漁協が取り組む直営食堂の開店や、駿河湾でとれた魚介類の移動販売を支援している。また、漁協が開発した水産加工品の学校給食への利用を促進している。
- 県産水産物をPRするため、平成22年度から説明員を県内スーパーマーケット等に派遣して消費者に調理方法等を伝える取組や、イベント等において県産水産物をPRする「静岡お魚アドバイザー」を認定・派遣する取組などを行っている。また、地域ブランドとして、「遠

州灘天然とらふぐ」や「稲取キンメ」が地域団体商標登録の認定を受けている。

- 駿河湾深層水の取水施設は平成 21 年 8 月の駿河湾沖地震により被災し、一時給水量は減少したが、修繕することにより平成 24 年に 273 トンに給水量が回復し、利活用が進んでいる。
- 水産物の産地と消費地を結ぶ新たな流通体制の構築に取り組み、平成 22 年度から漁協等が小売業者と連携し、商品の直送により高鮮度な水産物を消費者に提供する取組を始めている。
- 新たな需要を喚起する水産加工品開発の取組として、水産技術研究所において平成 22 年度にユニバーサルデザインに対応した柔らかく食べやすいカツオ加工品を開発するとともに、平成 23 年度にはカツオの未利用部位をすり身に加工する技術を開発し、すり身を使った加工品の商品化を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
6次産業化の促進	計画	漁協による魚食レストランの立上げ 地元水産物の学校給食への活用検討	経営の安定化 試作品の利用開始、改善等	他漁協への普及 本格的な利用促進	立上げ件数合計3件 地元水産物の利用件数 累計9件	◎
	実施状況等	取組件数累計4件	取組件数累計8件	取組件数累計12件	6次産業化の取組の促進	
衛生管理の徹底	計画	高度な衛生基準に対応した施設の整備支援				○
	実施状況等	累計2施設 (焼津魚市場卸売場建物、沼津魚市場荷捌き施設)	累計3施設 (由比港魚市場荷捌き施設)	累計4施設 (清水魚市場荷捌き施設)	累計4施設	

### ○場力を活かした漁業地域の活性化

- 漁業者が開催するイベントの支援をした結果、県内各地でNPO 法人による漁業体験イベントや、漁業者による漁業体験教室等が平成 22 年度から平成 23 年度の間に計 540 件開催されるなど、**都市と漁業地域の交流が促進**されている。
- 新たな水産加工品の取組をPRするイベントや、漁協女性部が行う未利用魚の加工品開発を支援している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
都市と漁業地域の交流の促進	計画	交流イベント・漁業体験学習の推進	漁業交流体験の取組の促進		漁業交流体験の取組件数 400件/年	○
	実施状況等	漁業交流体験の取組件数 283件	漁業交流体験の取組件数 257件	漁業交流体験の取組件数 298件	漁業交流体験の取組の促進	

### ○海の恵みの持続的利用の確保

- 適切な資源管理を進めるため、「資源管理・漁業所得補償制度」により、漁業者による資源

管理計画策定を指導した結果、平成 24 年度末までに、シラス、サクラエビ、定置漁業等累計で 30 計画が策定され、**漁業者による自主的な資源管理**措置が進められている。

また、漁獲可能量(TAC)制度により、国レベルで適正な漁獲量管理を行っている魚種について、県が、漁業団体、漁協、市場などと連携して資源管理を実施し、平成 22 年度以降設定された漁獲可能量範囲内となるよう管理している。

漁業許可等の法的規制による資源管理に加え、漁業秩序の維持による資源管理のため、平成23年度 of 取締船「あまぎ」の代船建造及び警察、海上保安庁、各漁協との連携などにより、漁業秩序の維持、強化を図るほか、遊漁者に対しては、リーフレットを作成、配布して、ルールの周知を図っており、平成 25 年度は、各種資源管理を促進するほか、取締船「天龍」の代船建造を進め、漁業秩序の維持、強化を図っている。

- 遠州灘海域の漁業生産性向上のため、平成 23 年度から、天竜川沖での魚礁漁場(福田漁場)の整備を実施しており、平成 25 年度も、同魚礁漁場(舞阪漁場・御前崎漁場)の整備を行う。

藻場・干潟の保全活動推進については、平成 22 年度から、榛南海域でアイゴ(海藻を食害する魚)等の駆除を行う漁業者等の活動を支援しており、相良沖ではカジメ藻場の回復が見られている。

また、内水面漁協が実施するカワウ駆除に対して助成を行っており、平成 22 年度から平成 24 年度には延べ 31 漁協で合計 2,754 羽の駆除を行っている。

- 第6次栽培漁業基本計画に基づき、マダイ、ヒラメ、トラフグ、クルマエビ及びアワビ類について、効率的な種苗生産及び放流を推進し、水産資源の維持・増大に努めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
漁業者による自主的な資源管理の促進	計画		資源管理・漁業所得補償による資源管理計画 27計画策定	累計 29計画策定	累計 31計画策定	◎
	実施状況等		資源管理計画策定指導 27計画策定	資源管理計画策定指導 累計30計画策定	資源管理計画策定指導	
沿岸域の漁場・増殖場の整備	計画	榛南海域での増殖場の整備  累計12件	天竜川沖での魚礁漁場の整備		漁場増殖場整備数  累計13件	◎
	実施状況等	榛南海域での増殖場整備の完了 舞阪沖マウンド礁造成事業の完了 累計12件	天竜川沖での魚礁漁場(福田漁場)の整備中 累計12件	天竜川沖での魚礁漁場(福田漁場)の整備中 累計12件	天竜川沖での魚礁漁場(舞阪漁場・御前崎漁場)の整備	

### ○次世代を担う人・組織づくり

- 質の高い**漁業就業者の確保育成**のため、即戦力の漁師を養う専門学校である漁業高等学園では、業界との強力な連携により、平成 22 年度から平成 24 年度の間に卒業生 33 人が、シラス船曳などの沿岸漁業からまぐろ延縄などの遠洋漁業まで幅広い業種に就いた。また、就業セミナーやウェブサイトを活用し、雇用を求める漁協や漁業関連会社等を紹介するなど、新規漁業就業を支援しており、平成 22 年度から平成 24 年度の間に 325 人が新規就業した。
- 魅力ある漁業を営む経営体の育成のため、平成 22 年度から平成 24 年度の間に地域漁業

の指導的な担い手を育成する指導漁業士や青年漁業士 8 人を認定した。

また、漁業経営の不振や漁業者の高齢化により投資意欲が減退している中、水産加工業者等を含めた制度資金の活用を促進し、融資実績について高い水準を維持している。

- ・ 県内沿海地区漁業協同組合の再編が各地区で段階的に進み、平成 24 年度に駿河湾地区初の本格合併である榛原地域4漁協の合併により「南駿河湾漁協」が発足した結果、漁協数は 18 漁協に集約された。平成 25 年度は漁協の財務格差改善等、指導に努める。
- ・ また、県内の漁協の中堅職員を対象として、6次産業化等の取組を進展させるための研修会を、県漁業協同組合連合会などとの共催により実施している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
漁業就業者の確保育成	計画	各種就業支援制度の利用促進 若手リーダーの掘り起こし		指導的漁業者の掘り起こし	新規就業者数 100人/年 漁業士認定者数 3名/年	○
	実施状況等	新規就業者 113人 ウェブサイトを活用した漁業従事者求人情報の支援 2人の漁業士認定	新規就業者 97人 ウェブサイトを活用した漁業従事者求人情報の支援 5人の漁業士認定	新規就業者 115人 1人の漁業士認定	新規漁業就業者の確保 認定漁業士の確保	
漁協の再編整備の促進	計画	合併協議 いとう漁協発足 漁協数21	榛原地域4漁協での合併 漁協数18	他地区での合併協議促進 漁協数18	漁協数18	◎
	実施状況等	「いとう漁協」発足 漁協数21	合併推進協議会での協議 漁協数21	「南駿河湾漁協」発足 漁協数18	漁協の財務改善等指導	



### 3-1-5 誰もが活躍できる就業環境の実現

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	働く意欲のある誰もが、雇用・就業の機会が得られるよう、雇用創出や就業支援に取り組むとともに、産業を支える人材の育成を図るほか、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれた就業環境の実現を図る。
----	--

施策の方向	(1) 産業施策と連動した雇用の創出と様々なニーズに応じた就業支援				
目的	雇用の創出を図るとともに、成長分野へ求職者を誘導するなど、雇用のマッチングを促進する。また、仕事をしたい誰もが就業できる環境づくりに取り組むとともに、労使関係の安定と適正な労働条件の確保に努める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	県内高校・大学新規卒業者の就職内定率	(H21) 高校 99.1% 大学 89.2%	(H24) 高校 99.6% 大学 90.8%	高校 100% 大学 100%	B-
	障害者雇用率	(H21) 1.65%	(H24) 1.65%	2.0%	C

	参考指標	経年変化			推移
	完全失業率	(H22) 3.9%	(H23) 3.6%	(H24) 3.4%	↗
	ヤングジョブステーション就職等進路決定率	(H22) 38.4%	(H23) 41.4%	(H24) 46.0%	↗
	シルバー人材センター就業延人員	(H22) 2,280,864 人日	(H23) 2,250,296 人日	(H24) 2,241,725 人日	→
	「誰もが働くことのできる環境が整っている」と感じている人の割合	(H22) 20.8%	(H23) 27.6%	(H24) 28.6%	↗

施策の方向	(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現				
目的	県民一人ひとりが仕事と家庭に充実感を持って生活ができるよう、働き方の見直しへの理解や就業環境の整備を促進するなど、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に取り組む。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	年間所定外労働時間	(H20) 173 時間	(H23) 179 時間	134 時間 以内	C
	育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	(H20) 84.3%	(H23) 74.4%	100%	C

	参考指標	経年変化			推移
	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定中小企業数	(H22) 1,387 社	(H23) 1,488 社	(H24) 1,514 社	→
	仕事と生活が調和していると感じている人の割合	—	(H22) 48.3%	(H24) 37.1%	↘
	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	(H21) 53.3%	(H22) —	(H23) 40.9%	↘

施策の方向	(3) 「ものづくり」と「ものづかい」を支える人材の育成				
目的	能力や適性、雇用や産業の動向、技術の進歩などのニーズに合った教育や訓練により、技能・技術を身に付けた人材の育成を進める。また、今後の成長が見込まれる新たな事業分野に対応できる産業人材の育成に取り組む。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	技能検定合格者数	(H21) 3,756 人	(H24) 3,476 人	4,700 人	C
	県立担い手養成施設の卒業者等の就業率	(H21) 87.8%	(H24) 97.4%	100%	B
	県実施の離転職者訓練受講者の就職率[訓練終了3か月後]	(H21) 60.0%	(H24) 72.0%	80%	B-

	参考指標	経年変化			推移
	技能検定受検者数	(H22) 7,569 人	(H23) 7,206 人	(H24) 7,258 人	→
	県立担い手養成施設の定員充足率	(H22) 72.5%	(H23) 74.4%	(H24) 62.8%	↘
	県実施の離転職者訓練の定員充足率	(H22) 93.8%	(H23) 88.4%	(H24) 87.8%	→

## 2 進捗評価

- 平成 24 年 1 月に静岡県雇用創造アクションプランを策定し、あらゆる関係機関が連携して官民一体となって3万人の新たな雇用の創造を目指した取組を進めたことから、平成 25 年 1～3月期時点で、完全失業者数はプラン策定時から1万7千人減少した。しかし、リーマンショック以降、本県の有効求人倍率は1倍を下回って推移しており、県内の雇用情勢は引き続き厳しい状況にある。
- 緊急雇用創出事業などの実施により、平成 22 年度から平成 24 年度の3年間で、25,049 人の雇用を創出した。また、就職面接会や地域企業の魅力を学生等に伝える各種事業、ヤングジョブステーションにおける就職支援等、様々な対策に取り組んだ結果、大学生、高校生の就職内定率は回復の傾向を示している。しかし、大学生の就職内定率は、リーマンショック以前まで戻っていないことから、平成 25 年度も企業とのマッチングの推進に努めている。また、平成 25 年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられたことから、企業に対する働きかけや支援について、強化を図っている。  
「産業施策と連動した雇用の創出と様々なニーズに応じた就業支援」は、新規学卒者の就職内定率は回復傾向にあるものの、法定雇用率引上げ後の障害者雇用率の達成のためには、更なる取組強化が必要となっている。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に当たっては、シンポジウム等の開催、広報紙や関係団体を通じて、積極的な働きかけを行ったものの、経済情勢がリーマンショックから持ち直す中、「年間所定外労働時間」は横ばいで推移し、「育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合」は減少している。

平成 25 年度は、ワーク・ライフ・バランスの実践に当たっての課題や対応、実践方法の習得に関する議論(シンポジウム、セミナー等)を通じて、労使双方に対する働きかけを行っているが、ワーク・ライフ・バランスの推進には更なる取組が必要となっている。

「第9次静岡県職業能力開発計画(平成23年6月策定)」に基づき、次世代を担う学卒者に対する、職業に必要な基礎的な技能及び知識を付与するための実践的な訓練を実施した。この結果、県立担い手養成施設の卒業者等の就業率は順調に推移している。

また、再チャレンジを目指す離転職者に対して、雇用や産業の動向、企業の求人ニーズに合った訓練を実施し、巡回就職指導員などによる就職支援を強化したが、本県は全国に比べ雇用情勢の回復が遅れていることから、離転職者訓練受講者の就業率は向上しているものの、目標達成には至っていない。

一方、産業構造の変化や厳しい雇用状況に伴い、全国的に技能検定受検者が減少している状況の中、「技能検定合格者数」は減少傾向にある。

このため、技能検定合格者を増やすため、実施団体と協力して企業等へのPRに努めるとともに、合格率を向上させるため、技術専門校において、技能習得レベルに応じた訓練の拡充を図った。その結果、技能検定合格者数は下げ止まり、合格率は平成22年度の46.2%から平成24年度には47.9%に向上している。

平成25年度は、従来の訓練を継続実施しつつ、在職労働者に対して実施する成長産業分野の訓練に技能習得レベルに応じた上位コースを新設し、体系的な訓練を実施しており、技術専門校等における各種の訓練等を通じて、産業人材の育成は着実に進んでいる。

### 3 今後の施策展開

---

- ・ 本県の雇用情勢は、改善は見られるものの、依然として厳しい状況にあることから、引き続き県を挙げて、雇用の創造や、雇用のミスマッチ等の課題に対応するための取組を実施していく必要がある。
- ・ 本県産業の中心である製造業の求人が大幅に減少していることから、地域の産業施策と一体となった、新成長分野における新たな産業の創造や既存産業の経営革新・技術革新を推進し、新たな雇用・就業機会の創出や拡大を図る。  
また、若者を取り巻く雇用情勢は厳しいことから、引き続き大学生等を中心とした就職支援に努めるほか、少子高齢化社会や労働力人口の減少に対応するため、しずおかジョブステーションにおける高齢者や子育て女性に対する就職支援の充実を図る。さらに、平成25年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられたことに対応する必要があるため、企業等へのジョブコーチやアドバイザーの派遣、「障害者働く幸せ創出センター」の活用などにより、より一層の障害者雇用の促進を図る。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に当たっては、企業がワーク・ライフ・バランスを前向きに実践するような動機づけが必要であることから、ワーク・ライフ・バランスが企業経営に有益なものとの視点を強調するほか、実践に当たっての課題や対応、実践方法の習得に関するセミナー等を実施するなど、普及・啓発の内容を工夫するとともに、従業員視点からの啓発も行っていく。
- ・ 「技能検定合格者数」は、全国的な受検者減少の趨勢を背景に、平成22年度、23年度、24年度を通じて、基準値(平成21年度3,756人)を下回った。今後は、雇用情勢や産業動向、技術の進歩などに対応した人材の育成を行う必要があることから、担い手養成施設において、電気自動車、ロボット、新素材等の成長産業分野の訓練の拡充や、産業構造の変化に対応した実践的な訓練を実施するとともに、訓練生等に対するきめ細かな就職支援を実施していく。また、担い手養成施設がより多くの県民に利用されるよう、訓練や施設の有効性等を広報していく。

あわせて、技能検定受験者数の増加と合格率の向上を図るため、県職業能力開発協会や教育委員会等と連携して制度のPRを強化するとともに、県立技術専門校における在職者訓練の充実、工業高校への熟練技能者の派遣等を実施し、技能者のレベルアップを図っていく。

- 次期基本計画においては、産業の成長を担う人づくりを推進するため、技能の継承と人材育成の施策を集約した柱を立てるとともに、雇用促進やワーク・ライフ・バランスの効果を計る数値目標を新たに設定し、施策を展開していく。

## 4 取組の実績

### (1) 産業施策と連動した雇用の創出と様々なニーズに応じた就業支援

#### ○新たな雇用の創造

- ・ 全県を挙げての迅速かつ強力な雇用対策の実施を目的に平成 24 年1月に策定した「**静岡県雇用創造アクションプラン**」に基づき、平成 25 年度までに3万人の新たな雇用を創造することを目標に取組を進めた結果、平成 25 年1～3月期時点で、完全失業者数はプラン策定時から1万7千人減少した。
- ・ 各界・各層と連携・協力して雇用対策を推進するため、「静岡県雇用創造県民会議」を毎年継続して開催しており、平成 25 年度も取組実績や今後の取組についての意見交換を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
静岡県雇用創造アクションプランの推進	計画			プランの策定・推進		○
	実施状況等		アクションプランの策定 県民会議の開催	プランの進捗管理 県民会議の開催(継続)	プランの進捗管理 県民会議の開催(継続)	

#### ○産業施策と連動した雇用・就業機会の創出

- ・ 緊急雇用創出事業等により、平成 22 年度から平成 24 年度までに、25,186 人の**雇用を創出**し、平成 25 年度には 3,493 人を創出する計画である。  
その中で、介護、医療、農林水産業など、人材が不足する分野における人材を育成するため、県及び市町事業合わせて、平成 22 年度から平成 24 年度までに、ホームヘルパーや農林水産業の後継者など 3,706 人を育成している。
- ・ 成長が見込まれる分野や企業へ求職者を誘導するため、企業と大学関係者との情報交換会や学生向けの企業見学会、企業説明会、バスツアー等を開催するなど、様々な支援を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
雇用創出の推進	計画	緊急雇用創出事業等の実施		産業施策と連動した雇用の促進、求職者の誘導		◎
	実施状況等	緊急雇用創出事業等の実施 雇用創出 10,203人	緊急雇用創出事業等の実施 雇用創出 9,780人	緊急雇用創出事業等の実施 雇用創出 5,203人	緊急雇用創出事業等の実施 雇用創出計画人数 3,493人	

#### ○雇用のマッチング促進

- ・ 新規学校卒業者や未就職卒業者、U・Iターン就職を希望する学生等と企業のマッチングを促進するため、大卒等就職フェアや高校生JOBフェアを開催している。
- ・ 学生等に公的機関の就職支援策の活用を促すため、平成 22 年度から若年者就職支援リーフレットを作成し、大学、高校、専門学校等に配布している。

- ・ 未内定のまま大学、高校等を卒業した若者に対する就職支援事業として、平成23年度から若者を人材派遣会社で雇用し、就職のための研修や企業実習を行う事業や、県が若者を「インターン臨時職員」として直接雇用し、社会人としてのOJTと就職支援を行う事業を実施している。
- ・ ホームページ内の情報サイト「しずおか就職情報」やメールマガジン、さらに平成24年度からはフェイスブックやツイッターなどを活用し、地域企業の概要や採用情報、就職面接会をはじめとする各種就職支援情報を発信している。また、学生の県内企業に対する関心を高めるため、企業見学会「ワークラリーしずおか」を開催している。
- ・ 県内各地に求人開拓員を配置し、関係機関との連携の下、求人や就職面接会参加企業の確保、学生のインターンシップ受入企業の開拓などを実施している。
- ・ 首都圏の大学生等と県内地域企業とのマッチングを促進するため、県内地域企業に案内する就活バスツアーや首都圏での県内地域企業合同企業説明会を開催している。
- ・ 人材が不足している福祉・介護分野に求職者を誘導するため、福祉・介護分野の仕事紹介と施設見学を1日で行うセミナーを、年間を通じて開催している。
- ・ 平成23年度から雇用のミスマッチ解消協議会を開催するとともに、学生等に地域企業の魅力を紹介する県内地域企業魅力発見説明会や企業と大学関係者との情報交換会を開催している。

## ○仕事をしたい誰もが就業できる環境づくり

- ・ 「就職相談センター・ヤングジョブステーション」、「求職者総合支援センター」及び「マザーズジョブステーション(平成24年8月設置)」において、学生、若者、一般求職者、子育て女性など、様々な世代に対する就職相談、各種セミナー等を実施した。また、平成25年4月にはこれらを統合した「しずおかジョブステーション」を設置し、あらゆる世代を対象に、就職相談、各種セミナーから職業紹介まで、ワンストップで一貫した就職支援を実施している。
- ・ 求職者と企業のマッチングを促進するため、若年者等就職フェアや再就職応援フェアを開催している。
- ・ ニートをはじめとする就労に困難を抱える若者の就労による自立を促進するため、就労体験等を通じた就労意欲の高揚や社会人としての基礎能力の習得を目的としたジョブトレーニング事業を実施している。
- ・ 外国人の就労を支援するため、「就職相談センター・ヤングジョブステーション」や「求職者総合支援センター」などに、外国語通訳者を配置し、外国人求職者の就職相談に対応した。なお、平成25年度は、しずおかジョブステーション西部に外国語通訳者を配置している。
- ・ 障害のある人の就労を支援するため、ジョブコーチ派遣、職場実習・職場適応訓練の実施、「障害者働く幸せ創出センター」の活用などを行っている。
- ・ 企業における障害者雇用の促進を図るため、企業訪問による求人開拓などに加え、平成24年度からは障害者就労応援団登録企業を活用したセミナーや企業見学会を開催している。また、平成25年4月からの法定雇用率の引上げに対応するため、障害者就職面接会を開催している。
- ・ 高齢者の知識と経験を活かし、生きがいとしての就業機会を提供する「シルバー人材センター」の健全な運営と自立を促進するため、県シルバー人材センター連合会を通じて子育て支援や農業など、地域課題に対応した新規分野への取組を促進している。

## ○労使関係の安定と適正な労働条件の確保

- ・ 労使関係の安定とその定着を図るため、県内4か所に設置した中小企業労働相談所等において、労使双方からの相談(面談、電話、メールによる相談、弁護士相談)に応じ、適切に対応している。
- ・ 個々の労働者と使用者との間に生じた紛争が自主的に解決されるよう支援するため、個別的労使紛争のあっせんを行っている。
- ・ 適正な労働条件の確保を図るため、労使双方に対して、労働法セミナーを開催し、労働法制の知識の提供や裁判事例からみた安定的な労使関係についての理解を促進している。
- ・ 労使関係の安定とその定着を図るため、労働組合、賃上げ・一時金、労働争議等の実態調査を実施し、調査結果を労働関係団体、事業所等に情報提供している。
- ・ 労働者の生命と健康を守るため、県下の主要な労働災害防止団体へ委託し、研修会を開催するなど、労働安全衛生知識を普及啓発している。
- ・ 勤労者福祉の向上を図るため、勤労者福祉共催事業連絡会議を開催し、中小企業勤労者福祉共済会相互の情報の共有化を図るとともに、各共済会の自立化への働きかけを行っている。

## (2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

### ○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた気運の醸成

- ・ ワーク・ライフ・バランスについて、平成23年度に「従業員の意欲と成果」に照らして人事管理を考えるための冊子を県内企業約13,500社に配布した。
- ・ ワーク・ライフ・バランスが企業経営に有益なものとの視点でシンポジウムを開催するほか、実践に当たっての課題や対応、実践方法の習得に関するセミナー等を実施している。
- ・ 情報紙(しずおか労働福祉情報 年4回発行)や県ホームページにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、労働時間等の設定改善を意識した情報提供を行っている。
- ・ 経済界、労働界、行政の一体となった取組を促進するため、「しずおか仕事と生活の調和連携推進協議会」(静岡労働局主催)に参画し、情報の共有やシンポジウムの開催などによる啓発を行っている。

### ○男女がともに働きやすい環境づくりの推進

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を進めるため、従業員100人以下の企業に対し、平成22年度から平成24年度までの間に190回、計画策定支援アドバイザーを派遣し、中小企業における次世代育成の取組を促進している。
- ・ 市町が運営する**ファミリー・サポート・センターの設置や機能充実を促進**するため、設置運営費を市町に助成するとともにセンターのアドバイザーに対する講習会を実施している。
- ・ 職場において男女が十分に能力を発揮できるよう、民間企業の女性役職者を育成するためのセミナーを毎年度3回開催し、平成22年度から平成24年度までの間に203人が受講した。(H25:60人予定)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ファミリー・サポート・センターの設置促進、サービスの拡充促進	計画	運営費助成、未設置市町等への働き掛け				○
			センター会員数 16,000人以上	センター会員数 17,000人以上	センター会員数 18,000人以上	
	実施状況等	センター会員数 15,224人 アドバイザー講習会実施 利用等実態調査実施	センター会員数 15,904人 アドバイザー講習会実施 広報リーフレット作成 運営費助成	センター会員数 16,320人 アドバイザー講習会実施 運営費助成	アドバイザー講習会 実施 運営費助成	

### ○積極的に取り組む事業所への支援の充実

- ・ 一般事業主行動計画を策定した企業を子育て応援中小企業として県ホームページに掲載し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の社会的評価が高まるよう努めている。(平成24年度末現在:54社)

### (3) 「ものづくり」と「ものづかい」を支える人材の育成

#### ○次世代人材の育成

- ・ 平成23年度に策定した「第9次静岡県職業能力開発計画(H23～27)」に基づき、県立技術専門校、あしたか職業訓練校、農林大学校、漁業高等学園の各担い手養成施設において、1次産業、2次産業、3次産業、さらには6次産業を担う人材の育成に取り組んでいる。
- ・ 技術専門校では、ものづくりに必要な基礎的技術を身に付けるための実践的な職業訓練を実施しており、平成22年度から平成24年度の3年間に、265人(96.0%)が就業した。
- ・ あしたか職業訓練校では、訓練生に一人ひとりの能力や適正に応じたきめ細かな訓練を実施しており、平成22年度から平成24年度の3年間に、87人(97.8%)が就業した。
- ・ 農林大学校では、講義と実習のバランスの取れたカリキュラムを実施しており、平成22年度から平成24年度の3年間に、200人(96.2%)が農林業や農林関係企業等へ就業した。
- ・ 漁業高等学園では、漁業に従事するために必要な技術、知識を習得するための実践的な教育を実施しており、平成22年度から24年度の3年間の卒業生33人全てが即戦力として遠洋・近海・沿岸漁業に就業した。
- ・ 技能検定合格者数の増加を図るため、実施団体である静岡県職業能力開発協会と協力して、制度のPR等に努めている。その結果、平成22年度から平成24年度までに延べ22,033人が技能検定を受検した。
- ・ 若年者の技能向上を図るため、技能競技大会に出場する選手の訓練経費の助成に加え、平成24年度からは工業高校への熟練技能者の派遣、県ものづくり競技大会の開催などを実施している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
次世代人材の育成	計画	次代を担う産業人材を育成するための訓練内容の充実			技術専門校等若年者コース訓練修了者の就業率 100%	○
		次代の農林漁業を担う人材育成のための教育の充実			農林大学校卒業者の就業率 100% 漁業高等学園卒業者の就業率 100%	
	実施状況等	技術専門校修了者就業率 92.9% あしたか職業訓練校修了者就業率 96.0% 農林大学校卒業者就業率 94.4% 漁業高等学園卒業生就業率 100%  キャリアカウンセラーの配置  あり方検討会及び技監・課長会議等での教育訓練内容の検討	技術専門校修了者就業率 99.0% あしたか職業訓練校修了者就業率 97.2% 農林大学校卒業者就業率 96.4% 漁業高等学園卒業生就業率 100%  キャリアカウンセラー及び求人开拓員の配置  第9次職業能力開発計画の策定  あり方検討会及び技監・課長会議等での教育訓練内容の検討	技術専門校修了者就業率 96.3% あしたか職業訓練校修了者就業率 100% 農林大学校卒業者就業率 97.1% 漁業高等学園卒業生就業率 100%  就職支援員の配置 ジョブ・カードの導入  ワーキンググループ等での教育訓練内容及びカリキュラムの検討	きめ細かな就職支援による就業率の向上	

### ○再チャレンジ、スキルアップへの支援

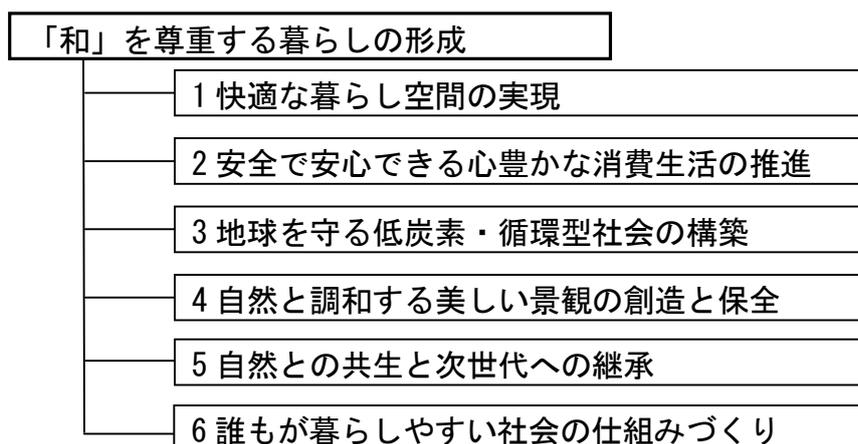
- ・ 離職者等を対象に、技術専門校内で実施するものづくり系の職業訓練に加え、雇用が期待される介護、医療、IT 分野等を中心とした職業訓練を、民間教育機関を活用し実施しており、平成 22 年度から平成 24 年度までの間に、9,875 人に対し訓練を実施した。
- ・ 働く人のスキルアップを図るため、技術専門校で、電気自動車、ロボット、新素材等の成長産業分野の訓練や、自らの持っている技能をレベルアップするための訓練を実施しており、平成 22 年度から平成 24 年度までの間に、6,724 人に対し訓練を実施した。
- ・ 障害のある方の多様なニーズに対応するため、技術専門校で実施する訓練のほか、民間教育機関を活用した委託訓練を実施しており、平成 22 年度から平成 24 年度までの間に、667 人に対し訓練を実施した。
- ・ 民間における職業訓練が効果的に行われるよう、認定職業訓練を行う事業主等に対して運営費等の助成を行い、職業訓練を支援している。



## 3-2 「和」を尊重する暮らしの形成

### 1 戦略の目標と体系

住まいに自然とのふれあいを取り入れた暮らし空間倍増の実現をはじめ、安全で安心できる心豊かな消費生活の推進、環境に負荷の少ない低炭素・循環型社会の構築、美しい景観や自然の継承により、暮らしの質の向上を図るとともに、暮らしを支える多様な主体が活躍する暮らしやすい社会の仕組みづくりを進める。

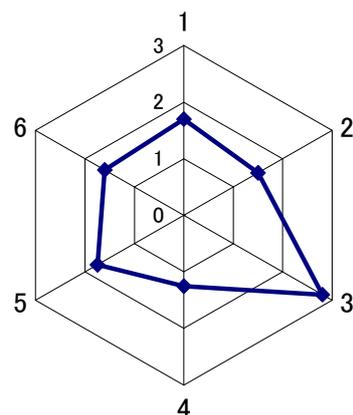


### 2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B <sup>+</sup>	B	B <sup>-</sup>	C	D	-
1 快適な暮らし空間の実現		1	1	2	1		2
2 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進			1	1	1		
3 地球を守る低炭素・循環型社会の構築	3	2					
4 自然と調和する美しい景観の創造と保全				1	1		
5 自然との共生と次世代への継承		1			1		
6 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり		1	1	1	2		
計	3	5	3	5	6		2

《戦略の柱ごとの達成状況》

- 「快適な暮らし空間の実現」に向けて、「大気に係る環境基準の達成率」については目標に達していることに加え、「水道水の安定供給日数」は362日とおおむね安定供給が確保されているものの、「河川等の水質に係る環境基準の達成率」については目標に達しておらず、一層の取組が必要である。
- 消費生活相談の内容が複雑・高度化していることから「消費者が自主交渉できるための助言割合」が低下した一方、消費生活相談センターが設置された



市町は増え「消費生活相談体制が確立された市町の割合」は目標に向け前進した。

- 「一般廃棄物排出量(1人1日当たり)」及び「産業廃棄物排出量」、「下水汚泥リサイクル率」は県民の3R意識の浸透や経済情勢等を反映し目標を達成したほか、「県内の温室効果ガス(二酸化炭素等6種類)排出量の削減(平成2年度比)[森林吸収量を含む]」及び「新エネルギー等導入率(天然ガスコージェネレーションを含む)」も目標達成に向け順調に推移しており、「地球を守る低炭素・循環型社会の構築」に向けて前進している。
- 官民協働の自然保護・保全活動等により、「生物多様性の確保に寄与する自然公園面積等」は維持されているものの、「身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思ふ県民の割合」及び「環境保全活動を実践している県民の割合」は伸び悩みが見られることから、一層の取組が必要である。
- 「NPO法人の総事業費」は平成23年度実績で187億円と大きな伸びを見せ、目標達成に近づき、「個性と能力を発揮できる機会が男女で差がないと思ふ県民の割合」や「『人権尊重の意識が生活の中に定着した住みよい県』と感じる人の割合」も増加傾向にあるが、「県民の地域活動への参加状況」は伸び悩んでおり、「誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり」に向けた環境整備を一層進める必要がある。

### 3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 快適な暮らし空間の実現	1	11	
2 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進		6	
3 地球を守る低炭素・循環型社会の構築	1	5	
4 自然と調和する美しい景観の創造と保全		2	
5 自然との共生と次世代への継承		6	
6 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり	1	10	2
計	3	40	2

- 生活と自然が調和する「家・庭一体の住まいづくり」を推進しているほか、住宅リフォーム支援事業を創設し、住環境の整備と県産材の活用促進を図っている。また、良好な水質及び大気環境の維持のため、事業場等の水質や大気立入検査を行うとともに、水道水の安定供給のため、早期の節水対策を行うことができる体制づくりなどに取り組んだ。さらに、動物愛護ボランティアの登録数の増加に取り組むなど、「快適な暮らし空間の実現」に努めた。
- 「自ら学び自立する消費者の育成」に向け、メールマガジンの配信や情報誌の発行、各種講座の開催にあわせて、「ふじのくに消費教育研究会」を開催し、本県の消費教育の在り方を検討した。また、消費者行政活性化基金を活用した、市町相談体制の拡充・強化支援や、相談員の資質向上に取り組んだ。
- 地球温暖化防止に向け、県民運動「ふじのくにエコチャレンジ」を展開したほか、温室効果ガス排出削減計画書制度の確実な履行や、太陽光発電を始めとする新エネルギー等の導入を促進した。また、循環型社会の構築に向け、「ふじのくにエコショップ宣言制度」の登録店舗数の拡大を図るなど、「さらに1割”ごみ削減運動」を展開した。
- 花と緑のうるおいのある魅力的なまちづくりを推進するため、緑化関係団体と連携し、公共

的空間の緑化や県民参加による園庭の芝生化等を行うとともに、緑化を実践する人材の育成を図った。

- ・ 豊かな自然環境を次世代に継承するため、希少野生動植物保護条例に基づく種の指定や特定鳥獣保護管理計画に基づく伊豆及び富士地域でのニホンジカ対策を実施した。また、富士山総合環境保全指針を修正し、自然環境の保全と活用が調和した取組を推進するとともに、「富士山の日」を中心とした環境保全意識の高揚を図った。さらに、企業による森づくりの促進や県有ふれあい施設等における学習機会の提供に努め、県民の自然とのふれあいを推進した。
- ・ 県民が寄附しやすい環境整備として、ふじのくにNPO活動基金への寄附促進に努めたほか、車いす使用者用駐車場の適正利用を図る「静岡県ゆずりあい駐車場制度」を全県に拡大した。また、政策や方針を決定する過程への女性の参画拡大に取り組んでいる。

#### 4 進捗評価

---

- ・ 「和」を尊重する暮らしの形成に向け、6つの戦略の柱による取組を進めてきた。「地球を守る低炭素・循環型社会の構築」に向けた3つの指標で目標を達成したものの、「環境保全活動を実践している県民の割合」は 72.0%、「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う」人の割合は 73.1%にとどまっている。県民の心豊かで質の高い生活につながる一層の取組を要する状況にある。
- ・ 「快適な暮らし空間の実現」に向け、「家・庭一体の住まいづくり推進協議会」と連携して「家・庭一体の住まいづくり」を推進し、県内への普及・啓発を図っているが、目に見える形でのPRなどにより、一層の取組を要する状況にある。「河川等の水質に係る環境基準の達成率」は基準値である平成 21 年度の達成率を下回っており一層の取組を要する状況にあるものの、事業場等の水質及び大気立入検査適合率は高水準で推移しているほか、企業等からの化学物質等に関する「PRTR法指定化学物質総排出量・総移動量」も全体として減少傾向にあり、「大気に係る環境基準の達成率」は目標を達成するなど、良好な生活環境の保全が図られている。また、水道水の供給はおおむね安定供給が確保されていることに加え、地下水条例で指定する5地域全てにおいて適正揚水量を達成しており、水資源の適正な管理、利用及び供給が図られている。
- ・ 「安全で安心できる豊かな消費生活の推進」に向けて、平成 22 年度以降2市2町が消費生活センターを新設したため「消費生活相談体制が確立された市町の割合」は増加したが、「消費者が自主交渉できるための助言割合」は基準値から後退しており、より一層の取組を要する。
- ・ 「一般廃棄物排出量(1人1日当たり)」及び「産業廃棄物排出量」が目標を達成したほか、地球温暖化防止の県民運動には毎年15万人を超える県民や事業者が参加し、「ISO14001又はエコアクション21取得事業所数」や「新エネルギー等導入率(天然ガスコージェネレーションを含む)」が着実に増加するなど、「地球を守る低炭素・循環型社会の構築」に向けて前進している。
- ・ 「都市計画区域内の1人当りの都市公園面積」や、県が支援する緑化関係団体の緑化工事累計面積は着実に増加しているものの、「身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思ふ県民の割合」は、約 50%とほぼ横ばいで推移しており、「自然と調和する美しい景観の創造と保全」に向けた一層の取組を要する状況にある。

- ・「ふじさんネットワーク」の会員数や「しずおか未来の森サポーター」制度の参画企業・団体数が増加するなど、県民の環境保全意識の高まりや県民参加による森づくりへの理解と気運の醸成が見られるが、「環境保全活動を実践している県民の割合」や「自然ふれあい施設利用者数」が減少していることから、「自然との共生と次世代への継承」に向けた一層の取組を要する状況にある。
- ・「誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり」に向け、「NPO 法人の事業費」及び「『人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県』と感じる人の割合」は順調に推移しているものの、「県民の地域活動への参加状況」、「誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合」は伸びが鈍化していることから、住民が地域活動へ参加しやすい環境づくりや、企業や団体、県民によるユニバーサルデザインの実践的な取組の促進を要する状況にある。

## 5 今後の方針

- ・県民が心豊かで質の高い生活を送るためには、生活と自然の融合により、ヒト、モノ、社会の調和を尊重した暮らしを形成し、それを次代に継承していくことが必要である。このため、「暮らし空間倍増の実現」、「新エネルギー等の導入促進」、「豊かな自然と共生する社会の形成と次世代への継承」などを通じて、和を尊重する暮らしの形成の実現に取り組んでいく。
- ・県民の住まい方の選択枝を広げ、豊かさを実感できる居住空間を創造するため、「家・庭一体の住まいづくり推進協議会」との連携を強化して「家・庭一体の住まいづくり」の推進を図っていくほか、住宅の耐震化や住宅リフォームに対する支援を継続するとともに、良好な生活環境と水循環を確保するため、法令遵守の指導を行うとともに、早めの水利調整、節水に関する啓発活動のほか、利用可能な地下水を把握するための賦存量調査を行う。
- ・「安全で安心できる心豊かな消費生活の推進」のためには、消費者被害の未然防止にあわせて、消費者のよりよい消費生活づくりを支援する必要がある。このため、平成24年12月に施行された消費者教育推進法を踏まえ、幼児期から高齢期に至る体系的な消費者教育を多様な主体と連携して推進する。また、県民生活センターでは、高度で専門的な相談への対応や、市町相談員への助言・指導を行うとともに、市町窓口の体制強化を促進することにより、県全体の消費生活相談体制を強化する。
- ・東日本大震災後にひっ迫した電力の需給状況に対応するため、家庭や事業所における節電・省エネの進展や電力会社の発電設備や企業等の自家発電の増強などが図られたが、時間の経過による節電・省エネ意識の希薄化や化石燃料の使用量増加に伴う、温室効果ガス排出量の増大が懸念される。このため、引き続き、節電・省エネに関する普及啓発に努め、県民や事業者が自ら行う地球温暖化防止の取組を一層促進する。また、資源の循環利用を推進するために、「ふじのくにエコショップ宣言制度」登録店舗の利用拡大、地域循環圏の構築、マイボトル・マイカップキャンペーンなどを引き続き進める。
- ・エネルギーは県民生活や企業活動にとって欠くことのできない重要な基盤であり、早期に安全・安心で持続可能なエネルギー体系を構築する必要がある。このため、次期基本計画では、戦略の柱として新たに「エネルギーの地産地消の推進」を位置付ける。新エネルギー等導入率の早期達成を目指し、太陽光発電を始めとする新エネルギー

ギー等の導入を加速するとともに、地域の特色あるエネルギー資源の活用に取り組み、従来の一極集中型から小規模分散型のエネルギー体系への転換を推進する。

- 花や緑にあふれた魅力的な生活環境を保全・創造していくためには、公共的空間の緑化とともに、県民参加による取組の促進が必要である。

このため、緑化関係団体等と連携し、ボランティア団体等への支援や人材育成に引き続き取り組むとともに、「芝生緑化の促進」と「研究調査」を両輪とする芝生文化創造プロジェクトを推進する。

- 人と自然が共生した健全な生態系を次世代に継承していくためには、自然環境の適正な管理と利用や生物多様性の確保を引き続き図っていく必要がある。

このため、平成 28 年度に終了する特定鳥獣保護管理計画等の次期計画や生物多様性に係る地域戦略を策定するほか、県内において絶滅のおそれがある野生動植物種を取りまとめた県版レッドデータブック等の見直しを行うとともに、富士山世界文化遺産登録を機に富士山の保全意識の高揚や環境保全活動を一層推進する。また、環境保全活動を行う民間団体や事業者、教育機関、行政等の各主体が協働するためのネットワークづくりを促進するとともに、引き続き企業など様々な主体の森づくり活動への参加を促進する。

- 人と人とのつながりの希薄化などにより社会全体の活力や暮らしやすさの低下が懸念される一方で、東日本大震災以降、人との絆の大切さが再認識されてくるなど、「誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり」を進める重要性はますます高まっている。

このため、NPO の資金調達の支援と情報公開の促進をはじめ、地域コミュニティの活性化、ユニバーサルデザインの更なる普及・促進を図るほか、あらゆる分野で女性が活躍できる環境整備、人権教育・人権啓発の取組を進める。



### 3-2-1 快適な暮らし空間の実現

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	多様なライフスタイルに対応する、真に豊かさを実感できるふじのくにの住まい方を提示するとともに、すべての人が安心して生活できるよう、住宅の安定確保と水・大気等の生活環境の保全を図る。
----	--

施策の方向	<b>(1)豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりの推進</b>				
目的	「家・庭一体の住まいづくり」に取り組むとともに、安心して生活できる良質な住宅の供給・支援や、高齢者や子育て世帯などの居住の安定化等、住まいのセーフティネット機能の向上を図るための施策を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	世帯人数に応じた望ましい住宅面積水準の達成率	(H20) 60%	今後公表	66%	—
	住宅及び住環境に対して満足している人の割合	(H15) 70.6%	今後公表	75%	—

参考指標	経年変化			推移
県営住宅の再生整備戸数(平成 22 年度からの累計)	(H22) 154 戸	(H23) 444 戸	(H24) 820 戸	↗

施策の方向	<b>(2)良好な生活環境の確保</b>				
目的	水質や大気、土壌、騒音などの環境基準の県内全域で達成や、環境汚染の未然防止に努め、県民の健康を守り、良好な生活環境の保全を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	河川等の水質に係る環境基準(BOD、COD)の達成率	(H21) 95.8%	(H24) 92.5%	100%	C
	大気に係る環境基準(SO <sub>2</sub> 、NO <sub>2</sub> 、CO、SPM)の達成率	(H21) 100%	(H24) 100%	100%	B <sup>+</sup>
	汚水処理人口普及率	(H21) 71.5%	(H24) 75.3%	79%	B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
事業場水質立入検査適合率	(H22) 93.0%	(H23) 93.4%	(H24) 94.0%	↗
事業所大気立入検査適合率	(H22) 99.4%	(H23) 99.5%	(H24) 99.2%	→
PRTR 法指定化学物質総排出量・総移動量 ※	(H21) 14,383 t/年	(H22) 13,613 t/年	(H23) 13,425 t/年	↗

※ 「特定物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」 H21 年度対象物質の合計値

施策の方向	(3)水循環の確保				
目的	水源かん養機能を有する森林の整備と保全を進めるとともに、水資源の適正な管理、利用及び供給を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	水道水の安定供給日数	(H21) 359 日	(H24) 362 日	365 日	B

参考指標	経年変化			推移
渇水時の給水制限日数	(H22) 29 日	(H23) 0 日	(H24) 0 日	↗
自然災害、老朽管破断事故等による断減水日数	(H22) 7 日	(H23) 10 日	(H24) 3 日	↗
地下水適正揚水量達成地域数	(H22) 4/5 地域	(H23) 5/5 地域	(H24) 5/5 地域	↗

施策の方向	(4)動物愛護の推進				
目的	動物が家族の一員やパートナーとして、動物の命が尊重され、また、動物が適切に飼育管理された「人と動物とが共生する社会」を目指す。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	動物に関する苦情相談件数 (うち苦情件数) (うち相談件数)	(H21) 12,190 件 (3,780 件) (8,410 件)	(H24) 11,665 件 (2,611 件) (9,054 件)	10,000 件 以下	B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
犬・ねこの殺処分頭数	(H22) 5,974 頭	(H23) 4,915 頭	(H24) 4,906 頭	↗
動物適正管理地区数	(H22) 80 地区	(H23) 80 地区	(H24) 98 地区	↗
狂犬病予防注射実施率	(H22) 79.4%	(H23) 79.1%	(H24) 80.2%	→
動物愛護推進登録ボランティア数	(H22) 167 グループ	(H23) 234 グループ	(H24) 280 グループ	↗

## 2 進捗評価

---

- ・「家・庭一体の住まいづくり」を推進するため、市町、住宅関係団体などで構成する「家・庭一体の住まいづくり推進協議会」と連携し、シンポジウム・アイデアコンペ・県民向けセミナー等を開催したほか、基準・事例集の作成、「家・庭一体の住まいづくり」の考え方を取り入れた県営住宅の整備などに取り組んでいる。また、住宅リフォーム支援事業やプロジェクト「TOUKA I-O」事業、県営住宅再生整備事業などに取り組み、すべての人が安心して生活できる良質な住宅の供給に寄与するなど、真に豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりの推進を図っている。
- ・事業場等の大気立入検査適合率は、事業者による適切な管理等により高水準で推移し、「大気に係る環境基準の達成率」は目標を達成している。一方、「河川等の水質に係る環境基準の達成率」については、下水道をはじめとする汚水処理施設整備の推進により、河川や湖沼などの公共用水域の保全や生活環境の改善が図られているものの、海域における環境基準未達成地点が基準年に比べ増加しており、水環境の保全のため一層の取組を要する状況にある。
- ・渇水時や災害時においても水道水を安定供給できるよう、河川流況の変化に応じて早期に節水対策を行うことができる体制づくりや市町による水道施設の耐震化等を推進している。平成24年度は、渇水による給水制限はなく、断減水の実施は3日に留まり、おおむね安定供給が確保されている。また、地下水条例で指定する5地域全てにおいて、適正揚水量を達成し、水資源の適正な管理が図られている。
- ・地域ボランティアや市町と協働して、動物の終生飼養や飼い主のいないねこの適正管理の指導を実施したことにより、「犬・ねこの殺処分頭数」は、平成21年度から2,000頭近く減少した。また、「動物に関する苦情相談件数」は、毎年1万2千件前後あるが、内訳を見ると、苦情件数は平成21年度から1,000件以上減少する一方、相談件数は増加しており、動物の命がより尊重され、また、動物と共生する社会の実現は着実に進んでいる。平成25年度においても、動物の終生飼養の指導などを実施するとともに、新しい飼い主を探す取組などの充実を図っている。

## 3 今後の施策展開

---

- ・暮らし空間倍増を図るため、“ふじのくに”ならではの多様なライフスタイルへの対応として、田園空間等魅力ある多自然空間を有する地域などにおいて、生活と自然が調和した「家・庭一体の住まいづくり」を推進する。  
このため、「家・庭一体の住まいづくり推進協議会」との連携を強化するとともに、基準・事例集の効果的活用、フォーラムの開催、中山間地域等の空き家を活用した住替えの促進、県営住宅建替え事業での実践、支援制度等の検討などを行う。また、県民が安心して住まうことができる住環境の整備のため、住宅リフォームや住宅の耐震化を促進するほか、住宅のセーフティーネット機能として、県営住宅再生計画に基づき、県営住宅再生整備事業を実施していく。
- ・良好な生活環境を確保するためには、水質や大気等の環境基準が県内全域で達成されるよう監視指導を継続していく必要がある。特に、公共用水域は、豪雨による栄養塩類の流入増大等の影響により、「河川等の水質に係る環境基準の達成率」が、平成22年度、23年

度、24年度を通じて基準値(平成21年度95.8%)を下回っており、その改善には、公共用水域への汚濁原因物質の流入口となる河川、湖沼における環境基準の達成に向けた取組を強化する必要がある。

このため、水質環境基準の未達成地点の周辺地域状況調査等により原因究明等を進めるとともに、事業場等の水質立入検査では、違反事業場へのフォローアップを適切に行うなど、引き続き、法令遵守の指導を行う。また、人口減少などの将来的な社会動向も踏まえ、市街地や集落地域等、地域の実情に応じて、下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽整備事業などの汚水処理施設整備手法を適切に選択し、より経済的で効率的な整備を推進する。

「大気に係る環境基準の達成率」は目標に達しているものの、県民の関心が高いPM2.5をはじめとする大気汚染物質について、常時監視体制を充実・強化するとともに、水質汚濁同様、事業場等への立入検査では、違反事業場へのフォローアップを適切に行っていく。

- ・ 水循環の確保に向けて、水資源の適正な管理及び有効利用の促進や森林の水源かん養機能の持続的発揮を図る必要がある。

このため、今後も利水者間の適正な水利調整、次の世代に向けた節水意識を高める啓発活動の展開、地下水から工業用水道への水源転換の促進、水源地域の保安林指定による適正な森林保全の推進と、適切な森林整備及び荒廃森林の再生の促進を図るとともに、利用可能な地下水を把握するための賦存量調査等を踏まえた地表水と地下水を総合的に管理する計画を策定し、施策を推進する。また、安全な水道水の安定供給のため、水道の理想の姿を示し、市町による水道施設の更新・耐震化や水道水の水質管理を促進する。

- ・ 動物愛護の推進については、動物愛護思想の一層の普及が必要である。

このため、動物の終生飼養、不妊・去勢手術の普及・啓発、適正管理指導、飼い主を探す取組、広報媒体を活用した効果的な情報提供などを拡充するとともに、飼い主のいないねこ対策を行う動物愛護ボランティアを支援し、地域活動を充実強化する。

## 4 取組の実績

---

### (1) 豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりの推進

#### ○暮らし空間倍増と質の高い住宅ストックの形成

- ・「家・庭一体の住まいづくり」を柱の一つとして位置付けた「**暮らし空間倍増計画**」を策定した。  
平成 23 年度は市町、住宅関係団体などで構成する「家・庭一体の住まいづくり推進協議会」の設立、**シンポジウム・アイデアコンペ等の開催**、平成 24 年度は県民向けセミナーの開催、パンフレットの作成、平成 25 年度はフォーラムの開催、基準・事例集の作成、中山間地域等の空き家を活用した**住替えの促進**などにより推進している。
- ・都市部の集合住宅における「家・庭一体の住まいづくり」のモデルとして、**県営住宅東部団地建替え事業に緑地スペースの確保**や共同花壇・菜園などを設ける民間提案を取り入れることとし、県による牽引的取組を推進している。
- ・**県産材による家づくりを促進**させるため、県営住宅の改善工事に県産材の使用を規定しているほか、県産材を使用した住宅リフォームに対する支援を実施している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
暮らし空間倍増の推進	計画	暮らし空間倍増計画の策定		計画の推進		○
	実施状況等	暮らし空間倍増戦略案の作成	暮らし空間倍増計画の作成	暮らし空間倍増計画の推進	暮らし空間倍増計画の推進	
学生や子育て世帯、若手建築士等を対象としたアイデアコンペ、シンポジウムの実施	計画		イメージの醸成、提唱、啓発、広報			○
	実施状況等	アイデアコンペ及びシンポジウムを平成23年度に実施するための準備	アイデアコンペ及びシンポジウムの実施	県民向けセミナー、パンフレット等によるPR	「家・庭一体の住まいづくり」基準・事例集作成、フォーラム等開催	
住み替え情報の提供	計画		情報提供の仕組みづくりの検討、情報の提供、相談の実施 【郊外の庭付き一戸建て空き家住宅の情報等】			○
	実施状況等	先進地事例調査を実施	郊外等の空家の実態や所有者の活用意向等の調査を実施	住み替え情報バンク(仮称)の構築	静岡県空き家バンク等の活用促進住み替え相談件数 200件/年(見込)	
県営住宅における緑地の確保	計画		県営住宅における緑のオープンスペース、共同の花壇等の設置			○
	実施状況等	県営東部団地建替事業において、緑地確保等の民間提案取入の準備	東部団地建替事業の実施設計	県営住宅2団地において、共同花壇等の設置	東部団地建替事業において共同花壇等の設置	
県産材による家づくりの促進	計画		県営住宅整備事業における県産材の利用促進(再生整備事業の実施)			○
	実施状況等	全面的改善工事の仕様書、設計書に県産材の使用を記載	建替え・全面的改善工事の仕様書、設計書に県産材の使用を記載 県産材使用比率 99.5% ふじのくに緊急リフォーム支援事業の実施  将来の世帯数減少を踏まえ、県営住宅再生計画を中間見直し。県産材を活用した整備戸数1,370戸(H23～H27)	県産材使用比率 92.7% 住宅リフォーム支援事業の実施	県産材を使用した整備戸数 1,000戸(H22～H25)  県産材を使用した整備戸数 900戸(H22～H25) 住宅リフォーム支援事業の実施	

### ○誰もが安心して暮らせる住まいの確保と供給

- ・ 木造住宅の耐震化を推進するため、プロジェクト「TOUKAI-O」事業を実施し、平成22年度から24年度までに、専門家による無料の耐震診断を9,319戸、耐震補強助成を5,390戸実施した。(H25は耐震診断:4,000戸予定 耐震補強助成:1,900戸予定)

- ・ 高齢者の居住の安定を確保するため、平成 23 年度に「高齢者居住安定確保計画」を策定するとともに、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度を普及している。
- ・ 住宅のセーフティーネットを確保するため、県営住宅総合再生整備事業において、既存ストックの建替えや改善を進めるとともに、平成 23 年度に将来の世帯数減少を踏まえた再生計画の中間見直しを行った。平成 22 年度から 24 年度までに、3 団地 200 戸の建替え事業、9 団地 450 戸の全面的改善事業及び 11 団地 170 戸の借上げ事業に着手し、県営住宅の再生を進めた。(平成 25 年度は建替え事業:3 団地 132 戸、全面的改善事業:2 団地 90 戸及び借上げ事業:45 戸着手予定)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
木造住宅の耐震化の推進	計画	助成制度の見直しの検討 プロジェクト「TOUKAI-01」の推進 市町、関係団体等と連携した意識啓発、制度周知			住宅の耐震化率 87%	○
	実施状況等	助成制度の継続を決定 補強助成 1,269戸	補強助成 2,586戸 高齢者世帯への周知啓発の強化 ふじのくに緊急リフォーム支援事業の実施	補強助成1,535戸 高齢者世帯への周知啓発の強化 住宅リフォーム支援事業の実施	補強助成1900戸 高齢者世帯への支援の強化(補強計画策定の自己負担の無料化) 住宅リフォーム支援事業の実施	
高齢者の居住安定の確保	計画	高齢者向け住宅の供給の促進 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等 高齢者居住安定確保計画策定			高齢者円滑入居賃貸住宅の登録件数 3,000戸(～H25計)	○
	実施状況等	高齢者居住安定確保計画の策定に向けて、庁内ワーキンググループを設置 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録件数1,328戸	高齢者居住安定確保計画の策定 サービス付き高齢者向け住宅の登録促進 H23 560戸	サービス付き高齢者向け住宅の登録促進 H24 1,449戸	高齢者円滑入居賃貸住宅(サービス付き高齢者向け住宅を含む)の登録促進 3,000戸以上(～H25計)(見込)	
県営住宅再生整備の推進	計画	再生事業の実施(既存ストック建替え・改善) 再生計画の中間見直し			再生整備戸数 1,300戸 (H22～H25)	○
	実施状況等	全面的改善 110戸 借上げ 44戸 計 154戸	建替え 100戸 全面的改善 110戸 借上げ 80戸 計 290戸	建替え 100戸 全面的改善 230戸 借上げ 46戸 計 376戸	建替え 132戸 全面的改善 90戸 借上げ 45戸 計 267戸	
		将来の世帯数減少を踏まえ、再生計画を中間見直し。 再生整備戸数1,640戸(H23～H27)				

### ○多様な居住ニーズに対応できる住宅市場の整備

- ・ 平成 23 年度に県産材を使用する住宅リフォーム工事に対して助成する住宅リフォーム事業を創設し、平成 24 年度には高齢者がいる世帯が実施するリフォーム工事を対象に追加、さらに、平成 25 年度には、子育て世帯のリフォーム工事も対象に追加し、高齢者や子育て世帯の住環境の整備を促進するとともに、県産材の活用促進、住宅産業の活性化を図っている。
- ・ 多様なニーズに対応した住宅情報と相談体制を充実させるため、(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンターが設置した建築相談センター「ミーナ葵」を中心に関係機関との連携を図っている。

## (2) 良好な生活環境の確保

### ○水・大気・土壌環境の保全

- ・ 水質汚濁や大気汚染の防止を図るため、工場、事業場の立入検査等を行うとともに、公共用水域の 180 地点(うち環境基準点 120 地点)と地下水 60 地点の水質や 67 測定局において大気の常時監視を行い、良好な水質及び大気環境の保全を図っている。
- ・ 土壌汚染対策として、有害物質使用特定施設の廃止時や土地の形質変更時に汚染のおそれがある場合等における土壌汚染状況調査に基づき、汚染土壌の措置等について事業者等を指導している。
- ・ アスベストの飛散による健康被害を防止するため、建築物防災週間等において、吹付けアスベストの使用のおそれがある建築物の所有者等に対し、戸別訪問による含有調査及び除去等の啓発活動を行い、平成 22 年度から 24 年度までの間に、アスベストの含有調査助成を 110 件、除去等助成を 41 件実施した。(H25 は含有調査:68 件予定 除去等助成:20 件予定)
- ・ 平成 22 年度から平成 24 年度までの間に、県や市町における下水道事業により 2,260ha の地域で下水道を利用できる環境が整備された。また、2 市(4 地区)で農業集落排水事業を実施したとともに、21 市 10 町に助成を行い、合併浄化槽の整備を進めた。

### ○化学物質の適正管理

- ・ ダイオキシン類の削減対策として、工場や事業場の立入検査を行うとともに、県内の水質(河川、地下水)、大気、底質、土壌において常時監視を実施し、ダイオキシン類による汚染防止を図っている。
- ・ 特定化学物質の環境への排出量等の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRT R 法)に基づき、排出等事業者から化学物質の排出量等の届出を徹底するとともに、事業者向けセミナーを開催し、化学物質の適正な管理を指導している。

### ○環境汚染の未然防止

- ・ 快適な生活環境を保全するため、県環境影響評価条例等に基づく事業者等の指導や、公有内水面埋立法に基づく審査など、大規模開発事業等に対する指導を実施している。
- ・ 光化学オキシダントによる健康被害の未然防止のため、県下 44 地点で常時監視を行い、光化学オキシダント濃度が高濃度となった場合には、注意報を発令し健康被害の防止を図っている。

## (3) 水循環の確保

### ○水資源の適正な管理と有効利用の促進

- ・ 渇水傾向時の給水制限を回避するため、特に節水対策が必要とされる天竜川水系や大井川水系の利水者や発電事業者との連携をさらに進め、渇水時の適正な水利調整を行っている。
- ・ 県民の節水意識や行動の一層の定着を図るため、小学生を対象とした「水の出前教室」を平成 22 年度から平成 24 年度までの間に小学校延べ 179 校で実施し、また、一般県民を対象とした啓発を平成 22 年度から平成 24 年度までの間に約 95,000 人に対して市町環境関係イベントにて実施した。(H25:68 校予定)

- ・ 県地下水条例に基づき事業者の揚水量に関する管理を行うとともに、地下水利用実態調査、地下水位観測や地盤沈下調査を継続実施することにより、地下水状況を適正に管理、把握を行っている。
- ・ 平成 22 年度から平成 24 年度までの間、森の力再生事業により、森林所有者による整備が困難な荒廃森林を 4,094ha 整備し、水源涵養機能などの公益的機能の回復を図った。平成 25 年度も引き続き、この取組を進めている。
- ・ 平成 22 年度から平成 24 年度までの間、造林事業や森の力再生事業等により、毎年 1 万 ha 程度の森林整備を行い、水源かん養機能などの公益的機能の回復を図った。平成 25 年度も引き続き、1 万 ha 程度の森林整備を進めている。
- ・ 平成 22 年度から平成 24 年度までの間、「保安林機能倍増計画」に基づき、新たに 2,742ha の森林を水源かん養保安林として指定した。
- ・ 多目的ダム(奥野、太田川)や生活貯水池(青野大師)の機能を十分に発揮させるため、適切に保守点検や修繕工事等必要な維持管理を行い、河川の正常流量を確保している。

### ○安全な水道水の安定供給

- ・ 災害時にも安定的に水道水が供給されるよう、各市町への助言・指導により水道施設の耐震化を促進している。
- ・ 上水道等の水質と施設の適正な維持管理のため、平成 22 年度から平成 24 年度までの間に水道施設について延べ 1,263 件の検査を実施するとともに、水道技術管理者等に対して延べ 29 回の講習会を実施し、1,139 人が参加している。
- ・ 水道未普及地域の解消や小規模水道等の施設の統合を進めるため、市町の簡易水道の施設整備に対する支援を行っている。
- ・ 水源の不足する地域に水道水を安定的に供給するため、管理施設の修繕・改良や耐震化を計画的に進めるとともに、厚生労働省おいしい水研究会による「おいしい水の要件」に基づき設定した水質目標値を守るなど、良質な水道水を安定的に供給している。

## (4) 動物愛護の推進

### ○飼い主責任の徹底

- ・ 動物の終生飼養の指導、不妊手術の実施の普及・啓発、犬・ねこの引取り有料化などにより、飼い主責任の徹底を図るとともに、成犬譲渡など新しい飼い主を探す取組を推進している。
- ・ **飼い主のいないねこ対策を実施**したことにより、適正管理地区数は平成 22 年度から平成 24 年度までの間に 18 地区増加した。平成 25 年度は、ねこに関する問題地区数の削減に取り組んでいく。

### ○人と動物の安全と健康の確保

- ・ 登録取扱業者を対象に立入検査を実施し、動物の適正な取扱い等について指導している。
- ・ **狂犬病予防注射率の向上**を図るため、飼い主等への戸別訪問を通じて、注射・登録の指導を実施しており、予防注射率は平成 24 年度末において 80.2%となっている。

## ○地域活動の充実

- ・ 動物愛護の意識や動物の正しい飼い方を普及させるためのボランティア登録を進めており、平成24年度末において登録ボランティア数は280グループにまで増加している。また、動物愛護の地域活動を充実させるため、動物愛護推進員を32人に委嘱している。
- ・ ホームページ、県民だより、ラジオ放送等を通じて、動物愛護管理に関する情報提供に努めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「静岡県動物愛護管理推進計画」の推進	計画	現行計画の推進		計画の見直し	新計画に基づく施策の推進	○
	実施状況等	進捗管理、新規施策展開(迷い犬情報の公開等)	外部委員からなる組織による施策・進捗状況の検証	外部委員からなる組織による施策・進捗状況の検証	計画の見直しは、25年度中の国の基本指針の改正を踏まえ実施する	
飼い主のいないねこを増やさない対策の推進	計画	適正管理地区数 80地区	飼い主のいないねこ問題地区の解消		100地区	○
	実施状況等	80地区	80地区	98地区	ねこの問題地区が把握されたため、その問題地区数の削減を数値目標とする(基準値43地区)	
狂犬病予防注射実施率の向上	計画	実施率80%			90%	○
	実施状況等	79.4%	79.1%	80.2%	飼い主等への個別訪問を通じた注射・登録の指導	
ボランティア登録の推進	計画	登録ボランティア数 61グループ(H21)			80グループ	◎
	実施状況等	167グループ	234グループ	280グループ	280グループ以上	

### 3-2-2 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	確かな目で本物を見極め、良質な衣食住の消費生活を実現する消費者、消費者を第一に考え活動する事業者、よりよい消費生活づくりを支援する地域団体等とが互いの連携を深め、活力ある豊かな地域社会を実現する。
----	--

施策の方向	(1)自ら学び自立する消費者の育成				
目的	確かな目で本物を見極め、自ら考え行動できる「自立する消費者」を育成・支援するため、消費者への情報提供や消費教育の充実を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	消費生活相談において消費者が自主的に交渉できるよう助言した割合	(H21) 84.4%	(H24) 74.8%	90%	C
	参考指標	経年変化			推移
	県主催啓発講座参加者	(H22) 6,869人	(H23) 5,488人	(H24) 10,078人	↗
	消費者団体委託啓発講座参加者	(H22) 5,976人	(H23) 9,509人	(H24) 20,404人	↗

施策の方向	(2)安全な商品・サービスの提供による安心の確保				
目的	監視や指導体制を強化するとともに、取引や表示の適正化を進め、消費者を第一に考え、事業活動を展開する事業者の育成を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	食の安全に対する県民の信頼度	(H21) 54.7%	(H25 県政 世論調査) 65.4%	66%	B

	参考指標	経年変化			推移
	食品表示制度研修会参加者数	(H22) 2,487人	(H23) 1,491人	(H24) 2,249人	↗
	表示等監視・調査件数	(H22) 1,370件	(H23) 1,388件	(H24) 1,491件	↗
	食品表示の信頼度	(H22) 55.0%	(H23) 58.9%	(H24) 60.0%	↗

施策の方向	(3)消費者被害の防止と救済				
目的	消費者からの相談への対応、法令に基づく事業者指導を通じ、消費者被害の発生の防止と、被害者の救済を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	消費生活相談体制が確立された市町の割合	(H21) 48.6%	(H24) 62.9%	100%	B-

参考指標	経年変化			推移
市町の消費生活相談受付件数	(H22) 17,477 件	(H23) 17,970 件	(H24) 17,480 件	↘
相談員レベルアップ研修への延べ参加者数	(H22) 844 人日	(H23) 792 人日	(H24) 881 人日	↗
市町消費生活相談受付のうちあっせん件数	(H22) 1,123 件	(H23) 1,206 件	(H24) 1,254 件	↗
消費生活相談に占める特殊販売の割合	(H22) 54.6%	(H23) 56.9%	(H24) 50.1%	↗

## 2 進捗評価

- 消費者に対する学習機会の提供に努めた結果、平成 24 年度は啓発講座参加者が3万人を超え平成22年度から倍増している一方で、消費生活相談の内容の複雑・高度化等により「消費生活相談において消費者が自主的に交渉できるよう助言した割合」は基準値から後退しており、自ら学び自立する消費者の育成をより一層図っていくことを要する状況にある。平成 25 年度は、消費者教育推進法を踏まえた消費者教育推進計画の策定に取り組みとともに、消費者の年齢や消費生活の場面に応じた体系的な消費教育を推進する。
- 食の安全に関するタウンミーティングの開催などのリスクコミュニケーションを推進し、食の安全に対する県民の信頼の向上に努めた結果、「食の安全に対する県民の信頼度」については、60%以上を推移しているが、平成 25 年度は目標値を僅かに下回った。さらなる信頼度の向上を目指して、引き続き食の安全に対する正しい知識の理解普及を進める。
- 平成 24 年度の「食品表示制度研修会参加者数」は 2,249 人であり、前年度と比べ 48%増加した。また、「表示等監視・調査件数」も毎年度増加させて取り組んだことなどにより、県民の「食品表示の信頼度」は 60%にまで上昇した。平成 25 年度は、引き続き、消費者及び事業者に向けて、表示に対する啓発活動を積極的に行い、安全な商品・サービスの提供に努めていく。
- 県民に身近な市町の消費生活相談体制の強化を働きかけた結果、平成 24 年度は1町が消費生活センターを新設した。平成22年度以降2市2町が新たに消費生活センターを設置したため、「消費生活相談体制が確立された市町の割合」は62.9%まで増加している。平成 25 年度も、相談員レベルアップ研修等を充実し、相談員の資質向上により相談対応力を高めることで、消費者被害の防止と救済を図る。

## 3 今後の施策展開

- 「消費生活相談において消費者が自主的に交渉できるよう助言した割合」は、消費生活相談の内容の複雑・高度化等により、平成 22 年度、23 年度、24 年度を通じて基準値(平成 21 年度 84.4%)を下回ったが、「安全で安心できる心豊かな消費生活の推進」のためには、消費者被害の未然防止にあわせて、消費者のよりよい消費生活づくりを支援する必要がある。このため、平成 24 年 12 月に施行された消費者教育推進法を踏まえ、幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージに応じた体系的な消費教育を、学校、地域、消費者団体等

多様な主体と連携して推進するとともに、地域における消費教育の担い手となる人材を育成する。

- 食品の放射性物質汚染など食の安全に関する信頼を低下させる要因は多く、県民の信頼を確保するため引き続き取り組んでいく必要がある。

このため、「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」に基づき、食品の安全情報を適切なタイミングで分かりやすく提供するなど、食品の安全性に関する正しい知識の普及を図るとともに、タウンミーティングや意見交換会を通じて、行政、食品事業者及び消費者間の相互理解を推進する。

- 食品表示は消費者が商品を選択する際の重要な情報であり、消費者が安心して商品を選択できるよう、食品表示の適正化を引き続き推進する必要がある。

このため、食品表示に対する啓発活動を展開していくとともに、食品表示ウォッチャー制度により生鮮食品、加工食品の表示状況を毎月監視し、適正な表示と取引を確保していく。不当な取引行為を行う事業者に対しては、警察や他都県と連携して処分、指導を実施し、消費者被害の拡大を防いでいく。

- 消費者被害の防止と救済に向けて、住民に身近な市町における相談体制強化が図られる一方で、詐欺的な手口や、高齢者を狙った悪質商法は依然として発生している。

このため、県民生活センターでは、高度で専門的な相談への対応や、市町相談員への助言・指導を行うとともに、相談員研修の実施等により市町相談窓口の体制強化を促進し、県全体の相談対応力を強化する。

## 4 取組の実績

### (1) 自ら学び自立する消費者の育成

#### ○情報提供の充実

- ・ 消費者が必要な情報にアクセスし易い環境を整備するため、平成 23 年 10 月からメールマガジンの配信を開始し、平成 24 年度末現在 2,563 人が登録しており、平成 25 年度は登録者数の更なる拡大を図っている。
- ・ 消費者被害の拡大を防止するため、注意喚起情報を県民に広く提供するとともに、学生、社会人向けの消費生活情報誌を作成するなど、対象に合わせた情報提供の充実を図っており、平成 25 年度は高齢者やその見守り者等に対する啓発を実施する予定である。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
消費者が情報にアクセスし易い環境の整備	計画	メール配信システムの構築 システム設計 情報収集ルートの確保	周知・受信者募集 受信者の拡大・提供情報の充実	情報発信		○
	実施状況等	システム構築準備	システム設計 10月から配信開始 ・12回配信(月2回) ・登録者数1,983人	・24回配信(月2回) ・登録者数2,563人	・24回配信(月2回) ・登録者数の拡大	

#### ○消費教育の推進

- ・ 平成 24 年度は「ふじのくに消費教育研究会」を開催し、本県の消費教育のあり方を検討しており、平成 25 年度は検討結果を踏まえて、消費者教育推進計画の策定に取り組む。
- ・ 「**くらしのサポーター養成講座**」と「**消費者ホーム講座**」は、平成 22 年度から 24 年度までの3年間で 1,061 人が受講しており、平成 25 年度も引き続き、消費者に対する学習機会の提供に努めていく。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
消費教育と学習機会の提供	計画	消費教育カリキュラムの検討 消費教育通信講座 くらしのサポーター養成講座等	消費教育カリキュラムの検討	カリキュラムを反映した講座の実施		○
	実施状況等	消費教育講師養成講座の実施	消費教育講師養成講座の実施	講師フォローアップ研修	講師フォローアップ研修	
	実施状況等	検討委員会の設置準備 ホーム講座 249人受講 サポーター講座 88人受講 啓発講師養成講座 41人受講	消費教育ブレ研究会 1回開催 ホーム講座 237人受講 サポーター講座 81人受講 啓発講師養成講座 42人受講	消費教育研究会3回 →消費教育あり方報告 ホーム講座 308人受講 サポーター講座 98人受講 啓発講師養成講座 42人受講	消費教育研究会 →消費教育県計画策定 ホーム講座 200人受講予定 くらしのリーダー講座 30人受講予定 啓発講師養成講座 50人受講	

### (2) 安全な商品・サービスの提供による安心の確保

#### ○安全確保のための監視・指導体制の維持強化

- ・ 食品関連施設に対する監視指導や食品抜き取り検査等により食品の安全確保を図るとともに、タウンミーティングや意見交換会を開催し、行政、事業者及び消費者の間の相互理解を深めている。また、大型食品販売店の店頭に専用掲示板を設置し、食の安全安心に関する情

報を適切なタイミングで分かりやすく提供している。

- 消費生活用製品安全法や家庭用品質表示法に基づく調査を通じ、商品の安全を確保している。また、全国の消費者事故や製品事故危害等に関する情報の迅速な提供により、消費者の安全を確保している。
- 旅館等の生活衛生関係営業施設等における健康被害を防止するため、立入指導等を通じ、入浴施設のレジオネラ症防止や温泉の成分の適正表示などの安全対策に取り組んでいる。

### ○適正な表示と取引の確保

- 食品表示に関連する法律等に基づき、事業者に対する監視や指導、消費者に対する啓発を推進している。平成 24 年度は、商品表示に対する啓発のあり方を検討し、効果的な啓発活動に生かすことができた。平成 25 年度も引き続き、事業者の監視や指導、消費者への啓発を推進する。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
景品表示法、JAS法等による表示適正化	計画	静岡県産品の食品表示ガイド作成	不審情報が多い品目の買上調査 100件	事後指導 →		○
	実施状況等	作成部数 20,000部 県民生活センター、市町、消費者団体、消費者等に配布	買上調査 ・9品目77点 ・同位体検査の委託 食品表示制度の周知・啓発 ・食品表示HP作成・運用 ・メディアによる周知	買上調査 ・9品目75点 ・同位体検査の委託 食品表示制度の周知・啓発 ・啓発のあり方検討 ・消費者、事業者向け啓発	食品表示制度の周知・啓発 親子食品表示啓発事業	
県民参加の注視活動による広告表示の適正化	計画	調査準備 → 品目選定	大学生によるインターネット等広告表示調査	調査・指導 →		○
	実施状況等	実施方法等検討	調査員(26人)による調査の実施2回 報告 52件 調査・指導 14件	調査員(33人)による調査の実施3回 報告 84件 調査・指導	食品表示ウォッチャー50人による食品表示の監視	

### (3) 消費者被害の防止と救済

#### ○消費者からの相談対応

- 県内どこでも消費生活相談が受けられるよう、消費生活センター未設置市町に対して働きかけを行った結果、消費者行政活性化基金の活用等により、平成 22 年度以降2市2町がセンターを新設し、あわせて、研修の充実等により、県及び市町**相談員の資質向上**を図っている。
- 高齢者宅への戸別訪問による情報提供や、高齢者を家庭や地域で支え見守る人々を対象とした啓発を実施するなど、**高齢者への重点的な消費者被害防止啓発**を実施している。
- 多重債務者対策として、多重債務相談ウィーク中に集中的に多重債務相談を受け付けている。
- 平成 25 年度も引き続き、多様化している県民の相談に応じられるように、相談員研修の実施等により、相談体制を強化していく。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
市町消費生活相談体制の拡充・強化の促進	計画	全市町消費生活相談窓口の機能強化支援 市町相談窓口の拡充支援 相談員資格取得支援講座実施				○
		相談員レベルアップ研修等充実				
	実施状況等	基金活用 全市町 資格取得支援講座 52人受講 市町相談員OJT受入 5市町 相談員事例検討 14回260人受講	基金活用 全市町 資格取得支援講座 30人受講 市町相談員OJT受入 2市 相談員事例検討 14回252人受講	基金活用 33市町 資格取得支援講座 2ヶ所61人受講 市町相談員OJT受入 4市町 相談員事例検討会 15回266人受講	基金活用 33市町 市町巡回指導 市町相談員OJT受入 4市町予定 相談員事例検討会 9回予定	
高齢者を地域で支える見守りネットワークの充実	計画	高齢者に対する消費生活相談窓口の周知				○
		高齢者の見守り対策の充実 高齢者見守りネットワークの検証及び地域別・生活環境別等被害実態の把握	高齢者見守りネットワークの充実 市町、消費者団体との連携 見守り者への研修実施 見守り者の拡大			
	実施状況等	・高齢消費者被害実態調査実施 ・見守りネットワーク活用窓口周知実施 ・消費者団体等啓発協働事業実施(12,320人に啓発) ・ふじのくに安心地域支え合い体制づくり県民会議への参画	・見守りネットワーク活用窓口周知実施 ・消費者団体等啓発協働事業実施(11,733人に啓発) ・ふじのくに安心地域支え合い体制づくり県民会議への参画	・見守りネットワーク活用窓口周知実施 ・消費者団体等啓発協働事業実施(22,751人に啓発) ・ふじのくに安心地域支え合い体制づくり県民会議への参画	・見守りネットワーク活用窓口周知実施 ・消費者団体等啓発協働事業実施(2,500人に啓発) ・ふじのくに安心地域支え合い体制づくり県民会議への参画	

### ○不当な取引行為の防止

- 他都県や警察などと連携して、不当な取引行為を行う事業者に対する指導、処分を行うことにより、消費者被害を未然に防止し、被害拡大を防いでいる。平成 25 年度も引き続き、他都県や警察との連携を通じ、不当な取引行為を行う事業者に対する指導、処分を強力に行っていく。

### 3-2-3 地球を守る低炭素・循環型社会の構築

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	「環境」をキーワードにライフスタイルやビジネススタイルを足下から見直していくことにより、温室効果ガスの排出削減や資源の有効活用を進め、環境にやさしい取組が評価される社会を目指す。
----	---

<b>施策の方向</b>		<b>(1)温室効果ガス排出削減の推進</b>			
目的	県民や事業者の温室効果ガス排出削減に向けた取組を促進し、低炭素型の社会づくりを進める。				
数値目標		基準値	現状値	H25 目標	達成状況
県内の温室効果ガス(二酸化炭素等6種類)排出量の削減(平成2年度比)[森林吸収量を含む]		(H20) △10.8%	(H22) △13.7%	△14%	B <sup>+</sup>

参考指標	経年変化			推移
地球温暖化防止の県民運動参加人数	(H22) 167,149 人	(H23) 159,256 人	(H24) 154,168 人	↘
ISO14001 又はエコアクション 21 取得事業所数	(H22) 1,498 件	(H23) 1,608 件	(H24) 1,619 件	↗
県庁自らの温室効果ガス排出量削減率 ※ (平成2年度比又は平成21年度比)	(H21) △ 11.8%	(H22) △ 11.0%	(H23) △ 3.7%	→

※H21、22は「静岡県庁地球温暖化防止率先行動計画」に基づき算定(対平成2年度比)。

H23は、同年度から始まる「しずおかエコオフィス実践プラン」に基づき算定(対平成21年度比)。

<b>施策の方向</b>		<b>(2)エネルギーの有効利用の推進</b>			
目的	新エネルギー等の導入倍増(平成32年度10%)の早期実現を図り、分散自立型のエネルギー体系への転換によるエネルギーの地産地消を目指した取組を進めるとともに、従来型エネルギーの安定的供給の確保を図る。				
数値目標		基準値	現状値	H25 目標	達成状況
新エネルギー等導入率(天然ガスコージェネレーションを含む)		(H21) 5.1%	(H23 暫定値) 6.4%	7%	B <sup>+</sup>

※現状値は、平成23年度から始まる「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」に基づき算定。

参考指標	経年変化			推移
県内の住宅用太陽光発電の導入件数	(H22) 33,187 件	(H23) 44,853 件	(H24) 56,825 件	↗
天然ガスコージェネレーション導入量	(H21) 45.01 万 kW	(H22) 42.64 万 kW	(H23) 40.96 万 kW	↘

施策の方向	(3)資源の循環利用の推進				
目的	廃棄物の減量化のため、3Rを推進するとともに、廃棄物の適正処理を推進し、環境への負荷の少ない循環型の社会づくりを進める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	一般廃棄物排出量(1人1日当たり)	(H20) 1,049g	(H23) 968g	974g以下	A
	産業廃棄物排出量	(H20) 11,993 千t/年	(H23) 11,412 千t/年	11,624 千t /年 以下	A
	下水汚泥リサイクル率	(H21) 86.4%	(H24) 96.1%	90%	A

参考指標	経年変化			推移
リサイクル認定製品認定数	(H22) 29 品目	(H23) 34 品目	(H24) 43品目	↗
電子マニフェスト登録事業者数	(H22) 6,222 事業所	(H23) 6,632 事業所	(H24) 7,049 事業所	↗
産業廃棄物不法投棄発見件数	(H22) 57 件/年	(H23) 58 件/年	(H24) 53 件/年	→
マイグッズ(マイボトル、マイはしなど)の利用率	(H22) 64.8%	(H23) 65.4%	(H24) 68.4%	↗

## 2 進捗評価

- 「県内の温室効果ガス排出量の削減」は目標達成に向け順調に減少している。また、「地球温暖化防止の県民運動」には毎年 15 万人を超える県民や事業者が参加していることに加え、「ISO14001 又はエコアクション 21 取得事業所数」も着実に増加している。温室効果ガス排出削減を着実に実行するための環境づくり等により、家庭や事業所において取組が浸透してきており、低炭素型社会の構築に向けて前進している。
- 全国トップの日照環境など本県の恵まれた地域特性を生かし、太陽光発電を始めとする新エネルギー等の導入促進に取り組んだ結果、「新エネルギー等導入率(天然ガスコージェネレーションを含む)」は着実に増加しており、新エネルギー等の導入はおおむね順調に進んでいる。
- 「一般廃棄物排出量(1人1日当たり)」、「産業廃棄物排出量」は減少し、目標を達成した。また、「ふじのくにエコショップ宣言制度」は目標を上回る 809 店舗の登録があり、「リサイクル認定製品認定数」は 43 品目となった。産業廃棄物処理業者等を対象とした研修会の開催等により適正処理の推進が図られたほか、事業者の情報公開を促す「電子マニフェスト登録事業者数」は順調に増加している。廃棄物排出量は経済情勢により増減するものの、環境に配慮した取組を行う事業者の増加と、消費者の3R 活動の機会拡大が図られており、環境への負荷の少ない循環型社会づくりはおおむね順調に進んでいる。
- 下水処理に伴う下水汚泥の有効活用を図るため、市町に対してリサイクル率の向上を働きかけ、「下水汚泥リサイクル率」は目標を達成するなど、着実に汚泥リサイクルの向上が図られている。

### 3 今後の施策展開

---

- ・ 東日本大震災後にひっ迫した県内の電力需給状況に対応するため、家庭や事業所における節電・省エネが進展するとともに、電力会社の発電設備や企業等の自家発電の増強などが図られた。しかし、時間の経過による節電・省エネ意識の希薄化や化石燃料の使用量増加に伴う温室効果ガス排出量の増大が懸念される。  
このため、節電・省エネに関する普及啓発に努め、県民や事業者が自ら行う地球温暖化防止の取組を一層促進する。また、森林吸収源対策として、森林の二酸化炭素吸収機能を確保する間伐等による森林整備と森の力再生事業による荒廃森林の再生を継続して促進する。さらに、伐採された木材の炭素貯蔵機能の発揮に寄与する間伐材の積極的な利活用を進めていく。
- ・ エネルギーは県民生活や企業活動にとって欠くことのできない重要な基盤であり、早期に安全・安心で持続可能なエネルギー体系を構築する必要がある。  
このため、次期基本計画では、戦略の柱として新たに「エネルギーの地産地消の推進」を位置付ける。新エネルギー等導入率の早期達成を目指し、太陽光発電については従前の3倍以上となる100万kWを新たな目標として設定するなど新エネルギー等の導入を加速するとともに、地域の特色あるエネルギー資源の活用に取り組み、従来の一極集中型から小規模分散型のエネルギー体系への転換を推進する。
- ・ 資源の循環利用を推進するためには、県民一人ひとりが家庭、事業所、地域のそれぞれの場面で3Rに取り組む県民総参加の運動を展開するとともに、資源として利用できない廃棄物の適正処理を更に推進する必要がある。  
このため、「ふじのくにエコショップ宣言制度」登録店舗の利用拡大、地域循環圏の構築、マイボトル・マイカップキャンペーンなどを引き続き実施する。また、下水汚泥のエネルギー利用など長期にわたり安定した有効利用先の検討を行うなど、引き続きリサイクル率向上に向けた取組を進めるとともに、市町に対しても、下水汚泥のリサイクル率向上を促していく。

## 4 取組の実績

---

### (1) 温室効果ガス排出削減の推進

#### ○温室効果ガス排出削減を着実に実行するための環境づくり

- ・ 地球温暖化防止に向けた県民運動の内容を、温室効果ガス排出削減の成果を重視するものに強化し展開している。平成22年度から平成24年度の間、延べ約48万人の県民や事業者が参加した。
- ・ 地球温暖化防止条例に基づき、平成23年度の温室効果ガス排出削減報告書が、県内619事業所から提出された。
- ・ 中小企業の温暖化対策を支援するため、無料の省エネ診断「省エネパトロール隊」事業を実施し、平成22年度から平成24年度の間、延べ162か所の事業所等に対し改善点の指摘や改善提案を行った。(H25:45か所予定)
- ・ 県自らの事務事業により排出される温室効果ガス排出量の削減のため、部局ごとに定めた行動指針に基づき省エネに取り組んでいる。
- ・ 東日本大震災等の影響による電力不足に対応するため、県の施設では、6月及び12月からの4か月の間、照明の間引きや電化製品の使用抑制などによる節電に取り組んでいる。取組を強化する期間として設定した7月から9月並びに12月から3月における知事部局での平成24年度の実績は、それぞれ平成22年度比25.2%と同15.1%の削減となり、夏季の同15%削減目標と冬季の同5%削減目標を達成した。

#### ○ふじのくにグリーン・イノベーションの推進

- ・ 平成23年3月に「ふじのくにEV・PHV推進アクションプラン」を策定し、毎年度効果評価を行いながら、官民が一体となって**電気自動車等の普及促進**に取り組んでいる。公用車としての導入等による県民へのPR等に取り組むとともに、充電器の設置や利用情報の提供など利用環境の整備を進めている。
- ・ 環境技術・製品の普及拡大を促進するため、省エネ性能の高い設備、機器を導入した事業所を支援している。
- ・ 伊豆半島地域において、市町と連携しながら**多様な自然資源を活用した地域づくり**に取り組んでおり、平成24年度には、東伊豆町及び河津町が「自然エネルギーを活用したまちづくりプラン」を策定した。平成25年度は、同プランに基づき、小水力発電の導入等のモデル事業を推進している。
- ・ 経営評価や企業評価を高める環境マネジメントシステムの「エコアクション21」認証制度の普及に取り組んだ結果、認証取得事業所数は平成24年度末現在938件に達し(全国1位)、事業所における環境負荷低減の取組の促進が図られている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
電気自動車等の次世代自動車の普及促進	計画	EV・PHVタウンに選定、アクションプランの策定	アクションプランに基づく取組の実施 効果評価、プラン見直し			○
	実施状況等	EV・PHVタウンに選定、アクションプランの策定	アクションプランに基づく取組の実施、マスタープランの策定(効果評価)	アクションプランの改定及び同プランに基づく取組の実施、マスタープランの改定(効果評価)	充電インフラ整備ビジョンの策定、アクションプランの改定及び同プランに基づく取組の実施、マスタープランの改定(効果評価)	
エコリゾートタウンの取組支援	計画	エコリゾートタウン支援のための仕組みの構築	支援体制の整備、エコリゾートタウン選定	エコリゾートタウンにおける取組支援		○
	実施状況等	温泉排湯熱を利用したヒートポンプ導入の検討	タウンの選定及び自然エネルギー利用可能量調査、勉強会の開催	2町で協議会を立ち上げ、自然エネルギーを活用したまちづくりプランを策定	自然エネルギーを活用したまちづくりプランに基づき、モデル事業を実施	

### ○低炭素な都市空間の形成

- 自動車から排出される二酸化炭素を削減するため、国や政令市等と連携し、交差点改良やバイパス整備などの渋滞対策を実施している。
- 市街地に気温抑制や温室効果ガス吸収に寄与する都市緑化を推進するため、県営7都市公園の適切な管理や街路の緑地整備、市町による都市公園整備への支援を実施している。
- 低炭素な都市空間の形成を促進するため、平成22年度に見直しを行った都市計画区域マスタープランに位置付けた低炭素都市づくりの観点を、平成25年度に策定した「都市計画区域マスタープラン策定方針」に継承している。

### ○吸収源対策の推進

- 平成22年度から平成24年度までの間、造林事業や森の力再生事業等により、毎年1万ha程度の森林整備を行ったことにより、二酸化炭素吸収への寄与が図られた。平成25年度も引き続き、10,800haの森林整備を目標に取り組んでいる。

## (2) エネルギーの有効利用の推進

### ○新エネルギー等の積極的な導入

- 全国トップの日照環境を生かして**太陽光発電等の導入を促進**するため、平成23年度に住宅用太陽光発電設備に対する助成制度を創設し、平成24年度には、住宅用太陽熱利用設備及び事業者用太陽光発電設備等に対する助成制度を創設した。平成25年度は、住宅用の助成制度を継続するとともに、県の制度融資の利率を引き下げることにより、家庭から事業所まで幅広く導入を支援している。
- バイオマスのエネルギー利用を促進するため、平成22年度から木質ペレット工場の整備や木質ペレットボイラー等の導入に対する支援を行っている。平成25年度には、公共施設へのバイオマスエネルギーの率先導入として、森林・林業研究センターへ木質ペレットを燃料とした空調設備を設置する。
- 公共施設への新エネルギー等の率先導入については、県有施設への太陽光発電の導入

に積極的に取り組んでいる。また、新エネルギー等の普及啓発を図るため、県民や市町、企業等が参加する新エネルギー推進セミナーを開催しており、平成 25 年度は、**次世代エネルギーパークを活用した普及啓発**に取り組む。

- ・ 製紙業等が集積する富士・富士宮地域において、地元企業やエネルギー供給事業者等が参加する研究会を立ち上げ、**地域内でエネルギーを有効利用するための仕組みについて検討**している。平成 25 年度は、引き続きモデル事業の検討を進めている。
- ・ 温泉発電については、平成 22 年度から 24 年度まで事業化に関する調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、平成 25 年度は東伊豆町が実施する単独源泉で発電可能なコンパクトな発電システムの実証実験を支援する。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
太陽光発電設備の導入加速	計画		住宅用補助制度の創設 (H23計画10,000件)	導入支援		○
	実施状況等		住宅用補助制度の創設(H23導入実績11,666件)	住宅用太陽光への助成(H24導入実績11,972件)、住宅用太陽熱及び事業者用太陽光等への助成	住宅用太陽光及び太陽熱への助成の継続、事業者用太陽光等への低利融資、基金を活用した公共施設への導入	
次世代エネルギーパークの活用	計画	計画の検討	応募等	エネルギーパークの活用による普及啓発		○
	実施状況等	認定状況等の情報収集	次世代エネルギーパーク候補地の選定、関係企業等との連絡調整	県内全市町のエネルギーの地産地消に向けた取組集を作成し、情報を共有化	次世代エネルギーパークへの応募、同パークを活用した普及啓発	
天然ガスコージェネレーションシステム等の活用によるエネルギーを有効利用するための仕組みづくり	計画		富士・富士宮地域をモデルとした研究会の設置	推進協議会を設置してモデル事業等を検討	モデル事業の推進	○
	実施状況等		富士・富士宮地域をモデルとした研究会の設置	推進協議会を設置してモデル事業等を検討	推進体制の整備、モデル事業の推進	

### ○エネルギーの安定供給の確保

- ・ エネルギーの安定供給の確保を図るための条件整備として、原子力発電施設や水力発電施設、石油貯蔵施設に係る交付金制度を活用し、電源立地地域等の振興や住民福祉の向上を図るための支援を行っている。また、有識者会議を開催し、中部電力管内地域におけるエネルギー供給確保の在り方について検討している。

### (3) 資源の循環利用の推進

#### ○3Rの推進（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）

- ・ 循環型社会の形成を目指して策定した「ふじのくに廃棄物減量化計画」の目標達成に向け、県民説明会の開催、ポスターやリーフレットの配布、各種の広報手段の活用等により周知を図るとともに、計画的に施策を推進している。
- ・ 「“さらに1割”ごみ削減」を実現するため、県民だより、ラジオ等による広報を行うとともに、「**ふじのくにエコショップ宣言制度**」を推進し、平成 24 年度末までに目標を上回る 809 店舗

が登録されている。

- ・ 地域の特性を生かし、地域で発生した廃棄物をその地域内で再資源化する「地域循環圏」の取組導入を促進するため、平成 23 年6月に研究会を設立し、実施地域の拡大に取り組んでいる。
- ・ 多量産業廃棄物排出事業者に対し、法に基づく廃棄物処理計画の策定を指導するとともに、報告された計画書をホームページで公表している。
- ・ 建設工事におけるリサイクル製品の利用拡大や意識の徹底を図るため、平成24年度は「静岡県リサイクル認定製品」を使用するモデル工事を 37 件実施した。平成 25 年度は、26 件実施する予定である。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ふじのくにエコショップ宣言制度の普及 制度設計・体制整備	計画				25年度末までに450店登録	◎
			HPIによる登録店紹介、エコ特典の広報、優秀事例の紹介			
制度周知		登録店の拡大のための参加呼び掛け、優秀店の表彰				
登録募集		登録店、県民への意見聴取等による制度検証				
制度検証						
	実施状況等	実施体制整備 HPIによる登録店紹介、エコ特典等の広報 登録店の拡大のための参加呼び掛け、優秀店の表彰 22年度末218店登録	HPの見易さ改善 HPIによる登録店紹介、エコ特典等の広報、優秀事例の紹介 登録店の拡大のための参加呼び掛け、優秀店の表彰 23年度末561店登録	HPの見易さ改善 HPIによる登録店紹介、エコ特典等の広報、優秀事例の紹介 登録店の拡大のための参加呼び掛け、優秀店の表彰 登録店、県民への意見聴取 24年度末809店登録	HPの見易さ改善 HP、コミュニティFMによる登録店紹介、エコ特典等の広報、優秀事例の紹介 登録店の拡大のための参加呼び掛け、優秀店の表彰 登録店、県民への意見聴取	

### ○廃棄物の適正処理の推進

- ・ 産業廃棄物適正処理推進研修会を開催し、産業廃棄物排出事業者及び処理業者に対し適正処理を指導するとともに、電子マニフェスト、優良産業廃棄物処理業者認定制度を周知している。
- ・ 産業廃棄物の処理実績を集計、公表し、産業廃棄物処分業者の業務内容の透明化を図っている。
- ・ 不法投棄撲滅対策推進のため、県民への普及啓発活動を行うとともに、富士山麓不法投棄自動監視カメラシステムを利用した監視、山梨県及び神奈川県と連携した合同パトロールの実施など不法投棄の未然防止、早期発見に取り組んでいる。

### ○未利用資源の有効利用

- ・ 地域でのバイオマスの有効活用を促進するため、バイオマス活用推進基本法に基づき、平成24年3月に「静岡県バイオマス活用推進計画」を策定し、県民、事業者、市町、県が今後取り組むべき基本的な方向性を明らかにした。この推進計画に基づき、県民、事業者等に対し、バイオマス利活用セミナーを開催するなど普及啓発を行っている。
- ・ 下水処理に伴う下水汚泥の有効活用を図るため、市町に対してリサイクル率の向上を働きかけ、平成22年度から平成24年度までの間に県内の下水処理場から発生した下水汚泥 50.4万m<sup>3</sup>(脱水汚泥ベース)のうち89.2%が再利用されている。



### 3-2-4 自然と調和する美しい景観の創造と保全

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	富士山をはじめとする多様な自然、歴史的町並み、緑と調和する都市空間など、人々に潤いを与え、訪れる人に魅力となる美しい景観を創造・保全する。
----	---

数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う」人の割合	(H21) 68.4%	(H25 県政世論調査) 73.1%	75%	B <sup>-</sup>
身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思う県民の割合	(H22) 53%	(H25 県政世論調査) 48.0%	70%	C

参考指標	経年変化			推移
都市計画区域内の1人当りの都市公園面積	(H21) 8.12 m <sup>2</sup>	(H22) 8.22 m <sup>2</sup>	(H23) 8.27 m <sup>2</sup>	↗
景観法に基づく景観行政団体数	(H22) 15 団体	(H23) 18 団体	(H24) 20 団体	↗
(公財)静岡県グリーンバンクによる緑化工事累計面積	(H21) 2,757 千m <sup>2</sup>	(H22) 2,770 千m <sup>2</sup>	(H23) 2,775 千m <sup>2</sup>	↗

#### 2 進捗評価

- 市町の景観行政団体への移行を支援した結果、「景観法に基づく景観行政団体数」が平成 22 年度から平成 24 年度までの間に6団体増加するなど、良好な景観形成に向けた環境づくりの効果が現れている。「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う」人の割合」は、総体的には増加傾向を示しているものの、富士山の世界遺産登録等に伴い県民の景観に対する関心も高くなってきていることから、一層の取組を要する状況にある。
- 「都市計画区域内の1人当たりの都市公園面積」は、着実に増加しており、都市における緑の空間の創出に寄与している。また、県が支援する緑化関係団体の緑化工事累計面積も着実に増加しているものの、「身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思う県民の割合」は、約 50%とほぼ横ばいで推移しており、花と緑の量的、質的な充実に向けた一層の取組を要する状況にある。

#### 3 今後の施策展開

- 景観に対する県民の関心の高まりや、市町が主体的に景観行政を推進する環境整備が進むなか、良好な景観を形成するためには、地域の特性を活かした取組を推進するとともに、富士山周辺、牧之原茶園など、“ふじのくに”を印象づける主要な広域景観を形成・保全していくことが必要である。

このため、富士山地域及び牧之原茶園・空港周辺地域においては、関係市町等と組織する地域景観協議会の活動を通して、引き続き良好な景観を形成するための取組を推進するとともに、一層の市町の連携強化を図り、地域の景観形成に関する情報の共有や共通ルー

ルの策定などを進めていく。また、伊豆地域や新東名高速道路沿線においても、関係市町等と連携して景観の形成・保全の取組を進めていく。あわせて、景観講習会の開催や専門アドバイザーの派遣など、市町が景観行政団体へ移行するための支援を引き続き行う。

- ・「身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思う県民の割合」が、平成23年度、24年度、25年度を通じて基準値(平成22年度53%)を下回っているため、県民参加による公共的空間の緑化の一層の促進が必要である。

このため、緑化ボランティア関連事業を重点化し、ボランティア団体の活動内容の充実や、ボランティア活動への参加者を増やし、花や緑にあふれた環境づくりに取り組む活動の和を広げる施策を緑化関係団体等と連携して進めるとともに、県・市町の関係部局や緑化関係団体と情報の共有化を図る。

また、“ふじのくに”の芝生文化を創造するため、引き続き県民参加による芝生緑化の支援、住民リーダー養成を行うほか、芝草研究所では品種の特性や施工管理技術に関する調査や試験を実施する。

#### 4 取組の実績

##### ○地域の特性を活かした「しずおかの景観」形成の推進

- 良好な景観の形成や安全で快適な歩行空間の確保に向けて、第二期無電柱化推進計画（H21～H25）に基づき、電線管理者や市町との連携を図りながら、電線類の地中化などの道路の無電柱化を実施している。
- 富士山地域景観協議会では、平成 23 年度までに世界文化遺産登録に向け、富士山の景観を阻害する要因の整理と改善策の分析を行い、眺望点等における具体的な改善策に取り組みとともに、朝霧地区において屋外広告物の集合化を図った。また、平成 24 年度には、富士山周辺の統一的な景観形成と保全を図るための「富士山周辺景観形成保全行動計画」を策定した。平成 25 年度は、行動計画で抽出した 42 か所の重点箇所を中心に、景観改善の取組を進めている。
- 牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会では、平成 22 年度に空港周辺の屋外広告物ガイドライン、平成 23 年度には茶園景観に配慮した屋外広告物の色彩ガイドラインを策定し、牧之原茶園・空港周辺地域及び大井川地域の屋外広告物の適正な規制・誘導を図った。また、平成 24 年度には、当該地域の良い茶園景観を選定し、PR方法や景観の改善策を検討し、平成 25 年度には、良好な茶園景観の啓発活動と景観改善の具体的な取組を実施している。
- 伊豆地域においては、平成 23 年度に屋外広告物のルール等の啓発を図るとともに、平成 24 年度からは、東伊豆町をモデルに、地域住民と連携して、沿道の屋外広告物の設置方法等の良好な道路景観形成への対応策を検討している。
- 地域主体の良好な景観形成を推進するため、景観講習会の開催や専門アドバイザーの派遣など、**市町が景観行政団体へ移行するための支援**を行っている。
- 平成 22 年度に、県が**公共事業を施行する際の景観に配慮**するための「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」を策定し、平成 23 年度に交通基盤部のすべての出先機関で運用を開始した。平成 24 年度には、企業局、道路公社に対象を拡大するとともに、公共建築物の本格運用を開始し、平成 25 年4月から県警本部も含めた全庁運用を開始した。平成 25 年度は、景観・色彩などの専門家の意見を踏まえ、指針の内容の充実を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
市町の景観行政団体移行支援	計画	景観行政団体数 15団体			景観行政団体数 23団体	○
	実施 状況等	・裾野市が景観行政団体に移行(累計15) ・景観講習会等を6回開催	・島田市・伊豆の国市・御殿場市が景観行政団体に移行(累計18) ・景観講習会等を5回開催	・磐田市、伊豆市が景観行政団体に移行(累計20) ・景観講習会等を5回開催	・3市町が景観行政団体に移行予定(累計23)	
景観に配慮した公共事業の全庁的な取組の推進	計画	策定と試行	実施開始	全庁実施		○
	実施 状況等	ふじのくに色彩・デザイン指針を策定し、一部の出先機関で運用開始	ふじのくに色彩・デザイン指針を交通基盤部のすべての出先機関で運用開始	ふじのくに色彩・デザイン指針の運用対象の拡大及び公共建築物の運用	ふじのくに色彩・デザイン指針を全庁で運用開始及び運用の徹底	

### ○自然・歴史・文化が調和した景観の保全と創造

- ・ 平成 22 年度から平成 24 年度までの間、森の力再生事業により、荒廃した人工林 3,918ha を整備し針葉樹と広葉樹の混交林化を推進するとともに、竹林や広葉樹林 176ha を整備して里山景観の再生を図った。平成 25 年度も引き続き、事業を実施している。
- ・ 「静岡県森林景観形成ガイドライン(平成 18 年度)」及び「林地開発事例集(平成 21 年度)」に基づき、林地開発の事業者に対し、彩り豊かな森林景観への配慮を行うよう指導している。
- ・ 富士山と桜の景観創出のため、公益財団法人静岡県グリーンバンクや静岡県さくらの会等と連携し、地域住民等が進める 26 か所の桜名所の整備を支援している。

### ○花と緑のうるおいのある魅力的なまちづくりの推進

- ・ 都市における緑の空間を維持・創出するため、指定管理者を通じ県営の7都市公園を適切に管理している。また、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、6市8公園の都市公園整備への支援を実施し、平成 25 年度は、6市6公園の都市公園整備(前年度からの継続中の2市2公園を含む。)を支援している。
- ・ 公共的空間の緑化や県民参加による持続的な緑の維持管理を促進するため、公益財団法人静岡県グリーンバンク等の緑化関係団体と連携し、平成 22 年度から平成 24 年度までの間に公共的施設 38 か所の緑化や県民参加による園庭 10 か所の芝生化などを実施した。(H25:公共的施設4か所、園庭8か所予定)
- ・ 緑の大切さを広く啓発し、緑化を実践する人材を育成するため、公益財団法人静岡県グリーンバンク等の緑化関係団体と連携し、緑化ボランティア養成研修の開催や緑化ボランティア団体の活動を支援している。

### 3-2-5 自然との共生と次世代への継承

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	自然の恵みの下に、自らの社会経済活動が成り立っていることを県民一人ひとりが認識し、適正な管理と利用などにより、豊かな自然環境を次世代に継承する。				
施策の方向	<b>(1) 自然環境の保全と復元</b>				
目的	人と自然が共生した健全な生態系を次世代に継承するため、自然環境の適正な管理と利用及び生物多様性の確保を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	生物多様性の確保に寄与する自然公園面積等の維持	(H21) 90,079ha	(H24) 90,079ha	90,079ha	B+
	参考指標	経年変化			推移
	伊豆ニホンジカの年間捕獲頭数	(H22) 5,846 頭	(H23) 6,131 頭	(H24) 7,537 頭	↗
	ふじさんネットワーク会員数	(H22) 438 団体	(H23) 462 団体	(H24) 473 団体	↗
施策の方向	<b>(2) 自然とのふれあいの推進</b>				
目的	自然とのふれあいを通じて、身の回りの環境や森林を大切にする心を育み、自然と共生する県民の主体的な行動を促進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	環境保全活動を実践している県民の割合	(H21) 76.7%	(H25 県政世論調査) 72.0%	100%	C
	参考指標	経年変化			推移
	森づくり県民大作戦参加者数	(H22) 19,689 人	(H23) 27,789 人	(H24) 26,665 人	↗
	しずおか未来の森サポーター企業数	(H22) 64 社	(H23) 81 社	(H24) 90 社	↗
	自然ふれあい施設利用者数	(H22) 1,207 千人	(H23) 1,068 千人	(H24) 1,042 千人	↘

#### 2 進捗評価

- 自然公園や鳥獣保護区等の厳格な規制の運用、希少野生動植物保護条例に基づく採取・捕獲等を規制する種の指定、特定鳥獣保護管理計画に基づくニホンジカの個体数調整の着実な実行、官民協働の自然保護・保全活動の推進等により、「生物多様性の確保に寄与する自然公園面積等」は維持され、自然環境の保全と復元が図られている。また、富士山の日を中心に県民等への周知・啓発を進めた結果、富士山憲章の趣旨に賛同する環境保全活動団体等で組織された「ふじさんネットワーク」の会員数は473団体・個人に増加した。
- 県民の主体的な環境保全活動を促進するため、県民が自然とふれあい、環境について学

ぶ機会の充実を図る取組を進めているが、東日本大震災をきっかけに進展した省エネや節電をはじめとする環境保全の取組は、時間の経過による意識の希薄化が懸念されていることに加え、「環境保全活動を実践している県民の割合」は減少しており、より一層の取組を要する状況にある。

- ・ 県民や企業等の森づくりへの参加を促進する取組を進めた結果、「森づくり県民大作戦参加者数」は平成22年度から7,000人近く増加している。また、90の企業や団体が「しずおか未来の森サポーター」制度に参画するなど、県民参加の森づくりへの理解と気運の醸成が進んでいる。

### 3 今後の施策展開

---

- ・ 人と自然が共生した健全な生態系を次世代に継承していくためには、エコパーク登録を目指す南アルプスなど静岡県豊かな自然環境の適正な管理と利用や生物多様性の確保を引き続き図っていく必要がある。

このため、南アルプス地域、富士地域及び伊豆地域以外のその他地域における動植物の生息実態調査を実施し、希少野生動植物保護条例に基づく採取・捕獲等を規制する種の指定を検討するとともに、県版レッドデータブックの改訂や生物多様性地域戦略の策定等につなげていく。また、平成28年度に終了する第11次鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の次期計画を検討するほか、富士山世界文化遺産登録を機に、富士山の保全意識の高揚や自然環境保全活動を一層推進していく。

- ・ 県民の主体的な環境保全活動をより一層促進するためには、体験を重視するとともに、地域に根差した環境教育・学習の機会の充実を図ることが必要である。また、企業など様々な主体の森づくり活動への参加を促進するためには、「しずおか未来の森サポーター」制度の一層の周知を図ることが必要である。

このため、環境保全活動を行う民間団体や事業者、教育機関、行政等の各主体が協働するためのネットワークづくりを促進する。また、企業等を対象に森づくり相談会や森の現状を案内するツアーなどを引き続き開催するとともに、環境意識の高い企業を洗い出し個別訪問により「しずおか未来の森サポーター」制度への参画を促進していく。

## 4 取組の実績

### (1) 自然環境の保全と復元

#### ○自然環境の適正な管理と利用

- ・ 自然環境の変化等に対応した公園計画の見直しを行い、自然環境の保護と適正な利用を図るため、御前崎遠州灘県立自然公園の点検作業を完了した。奥大井県立自然公園では、自然環境調査、関係機関と調整を行い、平成 25 年度は環境審議会の答申を受け、計画変更の手続を行うこととしている。また、天竜奥三河国定公園においても自然環境調査を実施する。
- ・ 南アルプスの希少な高山植物の植生の回復を図るため、南アルプス高山植物等保護指導員による巡回指導等の他、南アルプス高山植物保護ボランティアネットワークとの協働による防鹿柵の設置等を実施している。
- ・ 県有林である「静岡悠久の森」を自然環境財としてふさわしい森林に導くため、下刈や受光伐などの森林整備(18か所、76ha)を実施するとともに、千本悠久の森(沼津市)においては、地元自治会など3団体と締結した協働管理協定に基づき、地元の協力を得て、きめ細かな管理を行っている。
- ・ 麻機遊水地における自然再生の取組など、河川工事において自然環境の保全と復元に努めた結果、自然環境や生態系に配慮した「多自然川づくり」の整備延長は平成 23 年度から約 3.5km 増加した。
- ・ 地域住民やNPOとの協働による河川管理(リバーフレンド)を推進した結果、平成 24 年度は新たに 39 団体と協定を締結した。

#### ○生物多様性の確保

- ・ **希少な野生動植物を保護・保全**するため、動植物の生息実態調査を実施し、希少野生動植物保護条例に基づき、南アルプス地域において6種、富土地域において1種を指定希少野生動植物に指定し、採取・捕獲等を規制するとともに、希少野生動植物の保護と生物多様性の重要性について、普及啓発を実施した。平成 25 年度は、伊豆地域等における指定希少野生動植物の指定を検討する。
- ・ 鳥獣保護と狩猟の適正化を図るため、111 か所、141,932ha(平成 24 年度末)の鳥獣保護区を確保し、狩猟免許等の各種法令に基づく試験や講習会を開催した。平成 25 年度は、鳥獣保護区の期間更新に当たり利害関係者の合意形成に努めるとともに、法令に基づく狩猟免許試験や講習会を実施する。
- ・ 伊豆地域のニホンジカは、個体数が著しく増加し深刻な被害を及ぼしているが、狩猟、市町等の有害捕獲、及び県管理捕獲を実施した結果、19,514 頭(平成 22 年度～24 年度累計)を捕獲した。また、特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)(第 3 期)を策定し、**ニホンジカ対策**を従来の伊豆地域から県内全域に拡大した。平成 25 年度には、引き続き、伊豆、富土地域で管理捕獲を行うとともに、今まで調査が行われていなかった伊豆・富土地域以外の地域においても生息実態調査を実施する。
- ・ 特定外来生物であるアライグマの捕獲手法の検証のため調査捕獲を実施し、防除指針を作成した。平成 25 年度は防除指針を市町に配布し、アライグマの捕獲促進を図る。
- ・ 身近な自然環境に生息・生育している動植物の保護対策として、NPO団体等との協働によ

り、遠州灘海岸に上陸・産卵するアカウミガメの産卵環境の保護と調査などを行った。平成25年度も引き続きNPO団体等との協働による保護対策を推進する。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
希少野生動植物の保護対策	計画	希少野生動植物保護条例の制定 県民への周知・啓発	種の選定 (南アルプス地域)	種の指定 (南アルプス地域) 希少野生動植物保護監視員の設置 指定種の県民への周知		○
	実施状況等	条例、規則、基本方針の制定 南アルプス地域生息調査 啓発パンフの作成、配布	種の選定 (南アルプス地域) 富士地域生息調査 指定種パンフレットの作成	種の指定(南アルプス地域) 保護監視員の委嘱 指定種のパフレット配布 種の選定(富士地域) 伊豆地域生息調査	種の指定(富士地域) 保護監視員の委嘱 指定種のパフレット配布 種の選定(伊豆地域) その他地域生息調査	
特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数管理 伊豆地域ニホンジカ対策	計画	新たな取組 専任班体制によるわな捕獲 メスジカ捕獲向上マップ配布 個体数調整 捕獲頭数(7,000頭/年)	第3期計画策定	個体数調整 目標捕獲頭数(7,000頭/年)予定		○
富士地域ニホンジカ対策		調査・調整	計画策定	個体数調整		
伊豆地域ニホンジカ対策	実施状況等	専任班体制によるわな捕獲 個体数調整 捕獲頭数(5,846頭/年)	捕獲頭数(6,131頭/年) 第3期計画策定	個体数調整 捕獲頭数(7,537頭/年)	捕獲目標(7,000頭/年)	
富士地域ニホンジカ対策		調査・調整		個体数調整 捕獲頭数(3,152頭/年) 生息状況調査	捕獲目標(3,100頭) 生息状況調査	

### ○富士山の自然環境保全対策

- 富士山の環境をより望ましいものとして保全し、その恵みを後世に継承するため、世界文化遺産登録への取組等も踏まえ、平成23年度に**富士山総合環境保全指針**の修正を行った。
- 多様な主体との協働による富士山の保全対策を推進するため、ボランティアやテレビ局等との協働により、清掃活動や植樹活動を実施している。
- 富士山の自然を後世に継承していく心を育む**ため、登山初心者や外国人を対象とした多言語によるマナーガイドブックの作成配布、「富士山の日」を中心に小学生向け富士山学習リーフレットの配布、交流事業等を実施する環境保全団体等への支援を実施している。
- 登山シーズンにおける富士山周辺の交通渋滞の解消と自然環境の保全を図るため、富士宮口と須走口で一般車両乗り入れ規制(マイカー規制)を大幅に拡大しており、平成24年度は34日間実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
自然環境の保全と活用が調和した取組の推進	計画	富士山環境保全指針の改定準備	富士山環境保全指針の改定	富士山環境保全指針に基づく取組の推進		○
	実施状況等	富士山包括的保存管理計画案等との調整	富士山総合環境保全指針の修正	ボランティアとの協働による清掃活動、植生保全活動等の実施	ボランティアとの協働による清掃活動、植生保全活動等の実施	
「富士山の日」を中心とした自然環境保全意識の高揚	計画	県民等への周知・啓発 環境保全団体の活動支援等				○
	実施状況等	啓発冊子の作成配布、ふじさんネットワークの活動支援等	啓発冊子の作成配布、ふじさんネットワークの活動支援等	啓発冊子の作成配布、ふじさんネットワークの活動支援等	啓発冊子の作成配布、ふじさんネットワークの活動支援等	

## (2) 自然とのふれあいの推進

### ○自然とふれあう場と機会づくりの推進

- 「県民の森」や「県立森林公園」などの県有ふれあい施設について、施設修繕等の適正な維持管理や自然体験や観察会などの学習機会の提供に努めた結果、平成 22 年度から平成 24 年度までの間で延べ 3,317 千人の施設利用があった。(H25 目標:1,310 千人)
- 自然の活用と保護の大切さを体感するエコツーリズムを推進するため、地域に発足した3つのエコツーリズム活動団体の支援を行うとともに、ホームページ(奥大井・南アルプスネット)を通じて活動団体などの情報を平成 22 年度から平成 24 年度までの間で 249 件発信し、多様な自然とふれあう機会の拡大を図った。(H25 目標:70 件以上)

### ○主体的な行動につながる環境教育・環境学習の推進

- 体験を重視した環境教育・環境学習を推進するため、平成 22 年度から平成 24 年度までの間に地域や学校等で開催された環境学習会(延べ 455 回・18,944 人参加)へ、延べ 1,269 人の環境学習指導員を講師として派遣し支援した。(H25:208 人派遣予定)
- 環境学習リーダーの養成と資質の向上を図るため、平成 22 年度から平成 24 年度までの間に環境学習指導員総合学習講座を 32 回実施するとともに、県内東・中・西の3地区で 11 回の環境学習指導員交流会を開催した。(H25:総合講座 11 回、交流会3回予定)
- 環境に関する情報提供を充実するため、県内の環境保全団体や企業等が行っている環境学習の情報を収集し、ホームページ(環境学習データバンク)を通じて情報発信するとともに子どもたちが楽しんで学べる教材を掲載している。

### ○県民参加による森づくりの推進

- 地域住民や NPO との連携と協働による県民参加の森づくりを進めるため、「森づくり県民大作戦」を春と秋に開催した結果、平成 22 年度から平成 24 年度までの間に、625 行事に 74,143 人の県民が参加した。(H25 目標:24,500 人)
- 県民参加の森づくりの主体を担う森林ボランティア団体等の知識や技術力向上のため、安全講習会やボランティア団体間の交流会を実施している。

- 企業の森づくりへの参加促進を図るため、「森林 CSR フォーラム」、「企業と森をつなぐバスツアー」等の企業向け啓発行事を開催し、しずおか未来の森サポーター制度の普及を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「一社一山」運動の展開 (「しずおか未来の森サポーター」制度の活用) 制度への加入促進	計画	環境意識の高い企業への集中的な売り込みと企業の掘り起こし 森づくりに取り組む動機付けとなる仕掛けづくり			サポーター企業 (現在) 22社 (目標) 100社	○
	実施 状況等	・サポーター企業 64社 CSRフォーラムの開催(静岡市内) 企業の森づくり相談会(エコプロ出展) 企業と森を結ぶバスツアーの開催 DVDプロモーションの作成と普及 企業との意見交換会	81社	90社 先進的な森づくり 活動を行う企業を 第36回全国育樹 祭の場で知事表 彰を実施	見込100社 企業へDMを1400 社に郵送すると もに個別訪問を実 施中	
森づくりフィールドの確保	計画	フィールドバンクへの登録促進 HPやパンフレットによるフィールド情報の発信				○
	実施 状況等	フィールド60箇所 フィールド情報ガイドの作成 HPでの情報発信 森林情報共有システムへの登録によりインターネットで位置情報の確認が可能		企業の要望に対し て適材適所での フィールドを提案		

### 3-2-6 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	NPOや地域コミュニティの活動を支援し、地域における協働を推進するための環境整備に努めるとともに、すべての人が個性と能力を発揮して活躍できる暮らしやすい社会づくりを進め、あわせて、人権尊重意識の定着化を図る。
----	--

<b>施策の方向</b>	<b>(1)多様な主体による協働の促進</b>				
目的	多様な主体によるサービスが提供される豊かな社会を目指し、地域を支えるNPO等への支援を行うとともに、協働を推進するための様々な環境整備を行う。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	NPO法人の事業費	(H20) 149 億円	(H23) 187 億円	年間 200 億円	B <sup>+</sup>

	参考指標	経年変化			推移
	認定NPO法人数	(H22) 1 法人	(H23) 2 法人	(H24) 2 法人	→

<b>施策の方向</b>	<b>(2)地域コミュニティの強化</b>				
目的	住民が参加しやすい地域コミュニティの環境づくりを支援し、地域コミュニティの強化を図り、住民自らによる地域の活力向上や地域課題の解決に向けた主体的な活動を促進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	県民の地域活動への参加状況	(H21) 80.5%	(H25県政世論調査) 73.1%	83%	C

	参考指標	経年変化			推移
	コミュニティ施設整備率 (整備済地区数/整備対象地区数)	(H22) 59.5%	(H23) 59.0%	(H24) 61.7%	↗
	コミュニティカレッジ修了者数	(H22) 68 人	(H23) 70 人	(H24) 65 人	→

<b>施策の方向</b>	<b>(3)ユニバーサルデザインの推進</b>				
目的	すべての人が自由に活動し、住む人も訪れる人も心温まる社会を実現するため、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりなどを推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合	(H21) 75.5%	(H25県政世論調査) 69.2%	90%	C

参考指標	経年変化			推移
福祉のまちづくり条例に定める公共的施設の同条例基準への累計適合件数	(H22) 3,517 件	(H23) 3,747 件	(H24) 3,939 件	↗
主要な旅客施設周辺等の主な道路のバリアフリー化率	(H22) 86.3%	(H23) 95.7%	(H24) 97.5%	↗
県内乗合バスのノンステップバス導入の割合	(H21) 30.9%	(H22) 32.2%	(H23) 33.7%	↗
県内企業・団体のユニバーサルデザインへの取組割合	(H18) 37.5%	(H21) 43.2%	(H24) 46.8%	↗
県民のユニバーサルデザイン認識率	(H21) 64.7%	(H22) 64.8%	(H23) 67.4%	↗

施策の方向	(4)男女共同参画の推進				
目的	男女が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担う社会づくりを進める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	個性や能力を発揮できる機会が男女で差が無いと思う県民の割合	(H20) 18.9%	(H25県民意識調査) 32.8%	50%	B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
固定的役割分担意識にとらわれない男性の割合	(H20) 52.8%	(H22) 51.5%	(H24) 53.3%	→
女性比率が 40%以上である県の審議会等の割合	(H22) 73.5%	(H23) 75.3%	(H24) 78.0%	↗
男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体数(累計)	(H22) 658 件	(H23) 858 件	(H24) 980 件	↗
「家庭生活」における男女の平等感(男性が優遇とする人の割合)	(H20) 58.7%	(H22) 53.2%	(H24) 55.6%	→
「地域」における男女の平等感(男性が優遇とする人の割合)	(H20) 46.6%	(H22) 48.2%	(H24) 47.7%	→
「学校教育」における男女の平等感(男性が優遇とする人の割合)	(H20) 17.0%	(H22) 15.6%	(H24) 16.0%	→
「職場」における男女の平等感(男性が優遇とする人の割合)	(H20) 62.2%	(H22) 57.9%	(H24) 61.5%	→

施策の方向	(5)人権尊重の意識が定着した人権文化の推進				
目的	県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが人間らしく、幸せに暮らしていくことができる社会の実現を目指す。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県」と感じる人の割合	(H20) 30.5%	(H25県政世論調査) 42.0%	45.0%	B

参考指標	経年変化			推移
人権啓発講座等参加人数	(H22) 26,603 人	(H23) 25,926 人	(H24) 26,296 人	→

## 2 進捗評価

---

- ・ 「NPO法人の事業費」については、平成23年度において著しい伸びを見せた。平成23年度から実施した国の新しい公共支援事業などを通じて、NPO法人に対し、積極的な事業の推進を働きかけてきたが、引き続き、目標達成に向けて「ふじのくにNPO活動基金」を有効に活用し、NPO活動の拡大や活動資金調達の支援を推進することを要する状況にある。また、寄附者に寄附金優遇税制が適用される認定NPO法人は横ばいとなったが、特定非営利活動促進法の改正により、新たに仮認定制度が導入され、NPO法人が寄附募集しやすい環境が整えられたため、ふじのくにNPO活動センターなどの支援を通じて、法人の適切な管理運営や情報の透明化など、認定に向けた支援の推進を要する状況にある。
- ・ 東日本大震災以降、地域コミュニティの重要性が再認識される中、コミュニティ活動を牽引するリーダー等の人材育成や、地域の活動拠点となる地区集会所等のコミュニティ施設整備の取組は進んでいる。一方で、全ての年代において地域活動への参加率が減少傾向にあり、特に20代の参加率が過半数を下回るなど、「県民の地域活動への参加状況」はやや減少している。市町等との連携により、コミュニティ活動に関する情報発信や意識啓発を実施するなど、住民が参加しやすい環境づくりに一層の取組を要する状況にある。
- ・ 福祉のまちづくり条例に定める基準に適合した公共的施設の整備や、主要な駅周辺等の主な道路のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりは着実に充実が図られているものの、「誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合」は伸び悩みがみられる。企業や団体、県民の実践的な取組を支援・促進するなど、一層の取組を要する状況にある。
- ・ 「個性と能力を發揮できる機会が男女で差が無いと思う県民の割合」は増加傾向(平成25年度32.8%)で、女性比率40%以上である県の審議会の割合や男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体数も順調に伸張するなど、男女共同参画社会づくりのための環境整備は着実に進んでいる。一方で「固定的役割分担意識にとらわれない男性の割合」や「家庭生活」「地域」「学校教育」「職場」における男女の平等感は横ばい傾向となっており、男女の意識の格差に留意した一層の意識改革や、制度の実効性を高めることによる実態面での進展に向けた更なる取組を進めていく必要がある。また、東日本大震災以後の県民意識の変化(「地域での日頃からの男女共同参画の推進が必要」との考え方に9割の方が共感)を踏まえ、地域防災力の強化に当たっても男女共同参画の推進を要する状況にある。
- ・ 県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、誰もが人間らしく、幸せに暮らしていくことができる社会の実現に向け、人権関連施策の推進や人権教育・人権啓発に取り組んだことにより、人権啓発講座等へ多くの県民の参加が得られ、「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県」と感じる人の割合は42.0%となるなど、県民の人権尊重の意識の醸成が図られつつある。

## 3 今後の施策展開

---

- ・ 多様な主体によるサービスが提供される豊かな社会を目指すためには、NPO等が協働の主体的な担い手として自立し、地域の中で住民、企業、行政等と連携して地域課題に取り組んでいく環境を整備する必要がある。  
このため、NPOの健全な運営基盤の確立や寄附募集など資金調達を支援するとともに、地域住民から信頼されるためにNPOの情報公開を促進する。

- ・「県民の地域活動への参加状況」は、平成23年度、24年度、25年度を通じて基準値(平成21年度80.5%)を下回ったが、住民自らによる主体的な地域活動を促進し、地域コミュニティを活性化するため、市町と連携し、住民が参加しやすい地域コミュニティの環境づくりに取り組む必要がある。

このため、地域活動を担う人材養成やコミュニティ活動拠点の整備などについて、引き続き取り組むとともに、多様な広報媒体を活用した先進的な活動事例の普及など、コミュニティ活動の情報発信と意識啓発を図る。

- ・「誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合」は、平成23年度、24年度、25年度を通じて基準値(平成21年度75.5%)を下回ったが、高齢化の急速な進行や、障害者の社会参加、国内外との交流の活発化等により、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるユニバーサルデザインの重要性はますます高まっている。

このため、県内各地域、各年齢層において、ユニバーサルデザインの施策効果が感じられるよう、まちづくりや製品・サービスの提供等にユニバーサルデザインを取り入れていく企業や団体等の実践的な取組を促進し、ユニバーサルデザインの更なる普及・浸透を図っていく。

- ・「誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり」に向けては、性別にかかわらず個性や能力を發揮できる機会の確保や、差別意識の解消とお互いの人権を尊重し合う社会の構築など、男女共同参画推進や人権文化定着の重要性が、ますます高まってきている。

このため、女性の参画拡大や防災分野での男女共同参画の推進による地域防災力の強化等、あらゆる分野で女性が活躍できる環境整備や人権教育・人権啓発の取組を一層推進し、県民意識の醸成や社会環境の整備を図っていく。

## 4 取組の実績

### (1) 多様な主体による協働の促進

#### ○少子・高齢化社会、核家族化等に対応できる新たな協働の仕組みづくり

- ・平成 22 年度から平成 24 年度までの間、荒廃した森林の所有者に代わって、NPO 等の森づくり団体(12団体)が整備者となり、森の力再生事業を活用して 100.7ha の森林や竹林を整備した。平成 25 年度も引き続き、取組を進めている。
- ・NPO、ボランティア等の多様な主体と協働し、富士山の自然環境保全活動として、登山道や山麓道路沿いの清掃活動、草刈等の草原性植生保全活動、富士山の自生種であるフジアザミ、バッコヤナギの植付活動等を行っている。
- ・老人クラブにおける、長寿者自らの生きがいづくり、健康づくり及びボランティア活動等を促進するため、各地域において老人クラブによる友愛訪問事業(延訪問員数:3,858 人、訪問回数:23,128 回)をはじめ、地域の子育て支援事業などに取り組み、社会参加促進、地域における絆づくりを図っている。
- ・人生経験豊富な長寿者が次代を担う子どもたちに、長く受け継がれてきた地域の伝統や文化などを実体験により伝える機会として、「わくわく体験！ふるさとふれあいフェスタ」を沼津市で開催し(参加者約 6,300 人)、長寿者の知恵や力を地域の子育て支援に役立てた。
- ・認知症の人を地域で支援する「認知症サポーター」は、平成 26 年度までに 14 万人養成の目標に対して、平成 24 年度末までに養成者は 143,944 人に達し、前倒しで目標達成となった。そのため、新たに、平成 29 年度までに 18 万人の目標を設定し、更なる養成を図っていく。また、介護マークの普及に努め、平成 24 年度末までに、普及協力事業所として 651 か所を指定している。
- ・地域防災力を充実・強化するため、地域防災力人材育成研修を開催し、平成 24 年度末までに 6,538 名が受講している。また、次世代防災リーダーを育成するため、児童生徒を対象として「ふじのくにジュニア防災士講座」を開催し、平成 24 年度末までに 571 名が受講している。
- ・若者が集い賑わう「学住一体のまちづくり」の取組において、大学と地域社会をつなぎ、学生と地域住民等の多様な出会いを促進するためのネットワークの構築について検討を行った。
- ・ふじのくにNPO活動センターにおいて、企業等で不用になった物品のNPOへの提供を行うとともに、新しい公共支援事業を活用して専門技術を持った人材をNPOへボランティアとして派遣するプロボノ制度の試行を行った。
- ・地域における協働を推進するため、協働推進人材養成講座を開催し、平成 22 年度から平成 24 年度までの間で 127 名が受講した。(H25:20 名予定)

#### ○社会資本整備のための協働の仕組みづくりの推進

- ・社会資本整備を進めるに当たり、行政や地域住民団体及びNPOとの相互理解と協働ネットワークの構築・拡大を図るため、協働の取組現場の視察や意見交換会を行う「くるまご会」を東部・中部・西部の県内3地域で開催している。
- ・社会資本整備に係る協働の普及・啓発のため、県内各地域の協働事例の紹介などを行う「地域づくり発表会」の東部・中部・西部の県内3地域での開催や、協働の基礎知識や事例

等を紹介した「協働の底力。虎の巻」の更新、県内の各種団体の活動状況等を DB 化して各種団体を紹介した「しずおか地域づくり協働ナビ」の公開など、協働活動の周知と情報の共有化を推進している。

### ○新たな農村協働力の形成支援

- 多面的機能を有する農地や農業用施設等の地域資源を、多様な主体の参加により適切に保全管理していく「ふじのくに美農里プロジェクト」を推進し、平成 24 年度末において活動組織が、170 組織となり、11,386ha で保全活動を実施した。(H25: 12,000ha を予定)
- 農山村と企業等との協働で農村環境保全に取り組む「一社一村しずおか運動」では、平成 24 年度末までに 35 件のパートナーシップ認定を行った(H25:5 件を予定)。また、全国で同様の取組を行う県等が集まる「邑づくりパートナーシップ全国交流会」を開催した。
- 農家とボランティアによる棚田の保全を図る「しずおか棚田・里地くらぶ」においては、平成 24 年度末においてクラブ員数が 295 員数となった(H25:350 員数を予定)。また、同クラブ等と協働して各種イベントに出店し、保全活動の必要性等の PR を行っている。
- 営農組織や「ふじのくに美農里プロジェクト」活動組織、NPO 法人等多様な実施主体により、耕作放棄地解消対策や農道の舗装等身近で簡易であるが手間のかかる工事を実施している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ふじのくに美農里プロジェクトの推進	計画	地域協働活動の拡大				●
		9,029ha(H21)			16,000ha以上	
	実施状況等	9,434ha	9,614ha	11,386ha	12,000ha	
一社一村しずおか運動の推進	計画	農山村と企業のパートナーシップの拡大				○
		21協定(H21)			40協定以上	
	実施状況等	25協定	35協定	35協定	40協定	
しずおか棚田・里地くらぶ	計画	活動の充実・拡大				●
		194クラブ員数(H21)			600クラブ員数以上	
	実施状況等	227クラブ員数	244クラブ員数	295クラブ員数	350クラブ員数	

### ○NPO活動の環境整備

- ふじのくにNPO活動センターを中心に市町のNPO活動支援センターや市町のNPO担当課の支援を行い、県内NPO活動支援の底上げを図っている。
- NPOの中間支援機能を充実させるため、地域別交流会を開催し、NPO活動支援センター職員 22 人の参加により意見交換を行うとともに、ふじのくにNPO活動センターにおいて、市民活動支援施設・中間支援団体とメーリングリストを活用した活動相談や情報交換を行

い、地域の中間支援機能の向上に努めている。

- NPO法人の組織運営力を強化するため、平成 22 年度から平成 24 年度までの間、地域交流プラザなどにおいて組織運営等に係る講座を計 97 回開催した。
- 県民が寄附しやすい環境整備として、平成 22 年度に創設した**ふじのくにNPO活動基金**への寄附促進のため、不要になった書籍等を活用した寄附(ぼぼんプロジェクト)、寄附付き商品の販売等に係る規程の整備及びロゴマークの制定による企業との寄附に係る協定の締結(3社)、飲食店の協力による寄附キャンペーン(カンパイチャリティ)等を行った。
- NPOが地域での多様な担い手とともに協働を推進するためのガイドブック「ふじのくに協働ブック」を作成した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ふじのくにNPO活動基金の創設	計画	資金調達に係る制度等の構築	県基金造成 基金取崩しにより助成(事業費の2/3、上限設定) 事業テーマ、実施団体を県民、NPOに公募 助成先は、有識者、県民等で組織する審査会で選定 (県民意向を反映できる仕組み) 審査会運営事務等を中間支援NPOに委託	県民、企業等から寄付金受入 (ふるさと納税等の活用)		○
	実施状況等	県基金の創設	県費積み増し			
		ふじのくにNPO活動基金運営委員会の設置		委員会の開催	委員会の開催	
		寄附募集活動	寄附募集活動	寄附募集活動	寄附募集活動	
		自由提案事業6事業に助成	テーマ指定事業、自由提案事業等に助成	テーマ指定事業、自由提案事業等に助成	テーマ指定事業、自由提案事業等に助成	

## (2) 地域コミュニティの強化

### ○ 住民が参加しやすい地域コミュニティの環境づくりの支援

- 住民が参加しやすい地域コミュニティの環境づくりとして、平成 22 年度から平成 24 年度までの間、地域の活動拠点となる地区集会所など 48 箇所(16 市町)に対し、**コミュニティ施設整備の支援**を行った。(H25:16 箇所 10 市町予定)
- 市町コミュニティ担当職員の情報共有と資質向上のため、毎年度、地区別研修会を開催するとともに、平成 23 年度に県内コミュニティ団体の活動実態の把握や課題整理のため、県内コミュニティ特性調査を実施した。
- コミュニティ活動の情報発信と意識啓発のため、県コミュニティづくり推進協議会を通じて、県内各地の地域コミュニティ活動事例等を紹介する情報誌「コミュニティ静岡」を年4回発行し、平成 22 年度から平成 24 年度までの間で、特色ある活動団体、計 96 件を紹介するとともに、特に優れた 57 団体を表彰している。
- コミュニティ活動の活性化を図るため、県コミュニティづくり推進協議会を通じて、活動を牽引するリーダー等の養成講座「コミュニティカレッジ」等を開催し、平成 22 年度から平成 24 年度までの間で、203 名が修了した。(H25:70 名予定)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
コミュニティ施設整備	計画		第11期事業計画の検討			○
	実施状況等	16箇所(10市町)の施設整備への支援	13箇所(9市町)の施設整備への支援	19箇所(12市町)の施設整備への支援	16箇所(10市町)の施設整備への支援	
市町コミュニティ施策の充実	計画	市町コミュニティ担当職員研修 静岡県型コミュニティ施策の研究	調査・研究結果の報告			○
	実施状況等	市町コミュニティ担当職員研修会の実施	研修に加え県内先進事例視察も実施 県内コミュニティ特性調査の実施	市町コミュニティ担当職員研修会の実施	市町コミュニティ担当職員研修会の実施	

### (3) ユニバーサルデザインの推進

#### ○心温まるまちづくり

- ユニバーサルデザイン(UD)を取り入れた県有施設の整備や、施設の設計審査等を通じて「福祉のまちづくり条例」の基準に適合するよう指導するなど、利用しやすさと人への温かさが感じられる施設等の整備を行っている。
- 車いす利用者用駐車場の利用の適正化**を図るため、平成23年1月から焼津市、藤枝市において「静岡県ゆずりあい駐車場制度」を実施し、平成25年2月からは、対象地域を全県に拡大している(平成25年6月30日現在:協力施設数1,298、利用証交付件数10,969件)。
- 主要地方道三島富士線(吉原駅周辺地区)等の歩道の整備(バリアフリー化)、鉄道駅のユニバーサルデザイン化(六合駅、函南駅、金谷駅、下土狩駅)の支援など、人にやさしい歩行空間や公共交通機関等の整備を行っている。
- 主要な旅客施設周辺の歩道の整備(バリアフリー化)により、人にやさしい歩行空間の整備を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
車いす利用者用駐車場の適正利用推進	計画	一部地区で実施		取組の普及拡大		○
	実施状況等	23年1月から県ゆずりあい駐車場制度を焼津市・藤枝市で実施	・実施状況調査・評価 ・実施地域拡大に向けての準備	25年2月から県下全域で実施	制度の普及に向けた広報等の実施	

#### ○心温まる製品やサービス・情報の提供

- 人にやさしい製品づくりを促進するため、ユニバーサルデザインに配慮した製品開発を行う県内中小企業の支援(工業技術研究所によるUDに関する研究開発技術指導及び相談)に取り組んでいる。また、ユニバーサルデザインに配慮し開発、生産された製品の顕彰を行っている。
- 「カラーユニバーサルデザインのための指針」の改訂や、「やさしい日本語」の活用、津波

避難に関する標識の統一化の推進、富士山周辺地域等の道路案内標識や富士山登山口等の**観光案内看板の多言語化**等を進め、誰もがわかりやすい情報提供を促進している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
観光案内看板の多言語化整備	計画	10箇所	10箇所	10箇所	5箇所	○
	実施状況等	伊豆急下田駅など12箇所を整備	松崎バスターミナル等6箇所を整備	新東名高速道路駿河湾沼津SA等5箇所を整備	関係機関と整備箇所について調整の上、順次整備	

### ○思いやりのある社会づくり

- ・ 企業・団体等の取組促進を図るためのセミナー・講座等の開催(参加者延べ 1,028 人)、ユニバーサルデザイン大賞、小中学校の児童・生徒等を対象とした出前講座(延べ 40 件、2,877 人)の実施により、県民一人ひとりのユニバーサルデザインへの理解を促進している。
- ・ 「障害者働く幸せ創出センター」を拠点とした授産事業支援や障害者求人開拓専門員の派遣、ジョブコーチの活用等による障害のある人の就労支援に加え、しずおか健康長寿財団やシニアクラブ静岡県(静岡県老人クラブ連合会)などが行う元気高齢者づくり事業への支援など、高齢者、障害のある人等、すべての人の社会参加を促進している。

## (4) 男女共同参画の推進

### ○男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる土壌づくり

- ・ 男女の固定的な性別役割分担の意識にとらわれず、様々な分野に参画していけるように、広報誌や情報誌の発行、街頭啓発キャンペーン、及びタウンミーティングなど、あらゆる機会や媒体を通じた広報・啓発活動を行い、男女共同参画の理解促進や、意識改革を推進している。
- ・ 男女の人権尊重や男女平等の推進に関する教育を充実するため、市町や各種団体・機関との連携・協働によりセミナーを実施するとともに、各地域、学校等に出向いての出前講座を積極的に実施している。
- ・ DV(ドメスティック・バイオレンス)やデートDV防止のためのセミナーを開催し、男女間の暴力の問題や男女の人権尊重のための意識啓発・教育の充実を図るとともに、男女の相談者が、自身でより良い解決策を見出すことを支援することを目的に、電話や面接による相談事業を実施している。

### ○誰もが安心して暮らすことができる環境づくり

- ・ 男女が、仕事、育児・介護等の家庭生活、及びその他の活動とのバランスを図り、充実した生活を送ることができるよう、しずおか男女共同参画推進会議を通じた企業・団体等のトップへの働きかけや、セミナー等を通じ、県民や職場の理解促進に努めている。
- ・ 子育ての支援体制の充実を図るため、男女共同参画団体による、子育て経験豊富な団塊の世代等の潜在力を活かした子育て支援活動を促している。

## ○元気で活力のある社会づくり

- 政策や方針を決定する過程への女性の参画拡大を目指したセミナーや講演会を開催しているほか、**男女が能力を発揮できる就業環境の整備**を目指し、男女共同参画社会づくり宣言事業を推進し、事業所や団体における、男女双方にとってのワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた取組を促している。
- 女性の意識改革や能力向上、及び男性の家庭・地域への参画促進を目的として、様々な分野で活躍する女性と、家庭や地域等で活躍する男性のロールモデルの発掘を行い、平成 23 年度までに、男女合わせて 223 人の本県の男女共同参画“人財”データベースを整備し、平成 24 年度からは、このデータベースを活用した積極的な情報発信を行っている。
- 地域活動を行う団体の拡充・連携や、男女共同参画に関する事業所の取組を促進するため、男女共同参画の推進に積極的に取り組む団体や事業所等を表彰し、県ホームページによる発信や、しずおか男女共同参画推進会議の加入団体への取組事例の紹介を行っている。
- 地域の課題解決のための実践的な活動を効果的に展開するため、平成 23 年度までに、男女共同参画に関する県、市町、民間の取組等の情報を収集し、女性のキャリア形成、DV 防止や防災等、個人や地域のニーズに応じた情報を発信するためのポータルサイトを構築し、平成 24 年度からは、あざれあ指定管理業務の中で、このポータルサイトを活用し、情報の収集・発信機能の強化を図っている。
- 東日本大震災以後の県民意識の変化(「地域での日頃からの男女共同参画の推進が必要」との考え方に9割の方が共感)を踏まえ、平成 24 年度は、自治会長を対象とした防災をテーマとするセミナー等を開催した。平成 25 年度は、防災面での男女共同参画の推進を目的として、市町や自主防災組織の取組の指針となる「男女共同参画の視点からの防災手引書」を作成した。この手引書を活用して、地域女性防災リーダーの育成や地域団体等とのネットワークの拡大を図る。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
男女がともに能力を発揮できる就業環境整備	計画	男女共同参画社会づくり宣言事業の推進				◎
		宣言事業所・団体数 当初 505件	宣言事業のすそ野の拡大		累計1,000件	
	男女共同参画社会づくり事業所認定制度の検討、優遇施策整備	制度スタート	職場での男女共同参画の推進 認定制度を通じた実際の取組促進			
実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・153件増加 (累計658件)</li> <li>・次世代育成支援企業認証制度としての実施を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画団体での宣言拡大の取組</li> <li>・200件増加 (累計858件)</li> <li>・次世代育成支援企業認証制度を10月から施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画団体での宣言拡大の取組</li> <li>・122件増加 (累計980件)</li> <li>・認証制度の広報と、優れた取組の積極的な情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町や推進会議構成団体等との連携による宣言拡大の取組</li> <li>・認証制度の広報と、優れた取組の積極的な情報発信</li> </ul>		

## (5) 人権尊重の意識が定着した人権文化の推進

### ○様々な人権問題に関する関連施策の推進

- 県民の人権尊重意識の高揚を図り、複雑化・多様化する人権問題に対応するため、「ふじのくに人権文化推進プラン(平成 23 年 3 月策定)」に基づき人権関連施策を着実に推進したほか、相談機関の連絡協議会や相談員のスキルアップ研修会を開催し、相談支援体制の

充実を図った。

### ○あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

- ・ 県民一人ひとりに、生涯の各時期にわたり、人権尊重の精神のかん養を図るため、人権ラジオ番組やテレビCM・新聞広告などマスメディアを活用した効果的な広報活動を展開したほか、地域や職場などの指導者の養成研修会、ふじのくに人権フェスティバルや人権問題講演会、出前人権講座などを計207回開催し、延べ26,296人の参加が得られた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進 「ふじのくに人権文化推進プラン」の策定・推進	計画	「ふじのくに人権文化推進プラン」の策定		計画推進		○
	実施状況等	関係機関と連携しながら計画を策定	関係機関と連携しながら計画を推進	関係機関と連携しながら計画を推進	関係機関と連携しながら計画を推進	
人権啓発講座の開催	計画		人権啓発講座の積極的な開催			○
		150回	150回	150回	150回	
実施状況等	実施状況等	出前人権講座の実施、ふじのくに人権フェスティバルや人権問題講演会等を開催(182回)	出前人権講座の実施、ふじのくに人権フェスティバルや人権問題講演会等を開催(187回)	出前人権講座の実施、ふじのくに人権フェスティバルや人権問題講演会等を開催(207回)	出前人権講座の実施、ふじのくに人権フェスティバルや人権問題講演会等を開催	
	計画	新聞・テレビ・ラジオスポットCM・ポスター掲示等				○
実施状況等	新聞全面広告掲載、テレビ・ラジオスポットCM、人権啓発ポスターの広範な掲出、人権ラジオ番組放送等	新聞全面広告掲載、テレビ・ラジオスポットCM、人権啓発ポスターの広範な掲出、人権ラジオ番組放送等	新聞全面広告掲載、テレビ・ラジオスポットCM、人権啓発ポスターの広範な掲出、人権ラジオ番組放送等	新聞全面広告掲載、テレビ・ラジオスポットCM、人権啓発ポスターの広範な掲出、人権ラジオ番組放送等		
相談・支援体制等の充実	計画	相談機関相互や関係機関の連携による救済体制の強化				○
	実施状況等	県電話相談機関連絡協議会活動等による相談機関相互や関係機関の連携	県電話相談機関連絡協議会活動等による相談機関相互や関係機関の連携	県電話相談機関連絡協議会活動等による相談機関相互や関係機関の連携 ・研修会の実施	県電話相談機関連絡協議会活動等による相談機関相互や関係機関の連携 ・研修会の実施	

### ○人権を尊重する平和社会の実現

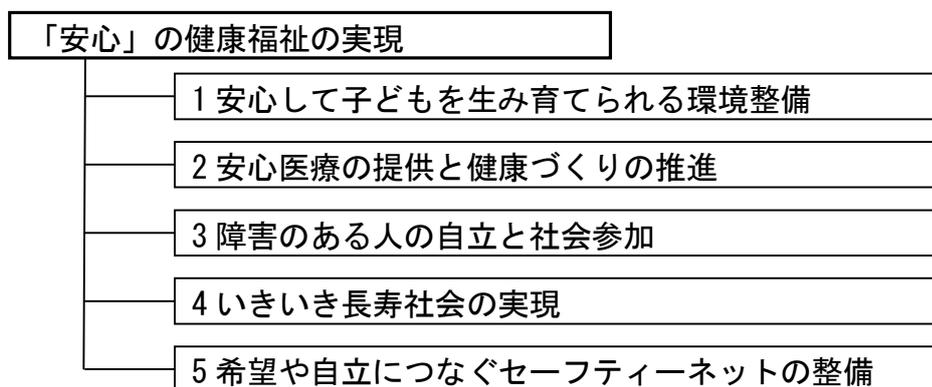
- ・ 平成 22 年度に富士見の式典において「ふじのくに平和宣言」を行うとともに、平和パネル・写真リレー展を県内5ヶ所で開催した。平成 24 年度までに、富士山の日フェスタにおける「ふじのくに平和宣言」の掲示や、高校生平和大使による知事への表敬訪問を通じ、核兵器廃絶と世界平和を願う平和大使の活動を広く県民に周知した。平成 25 年度は、引き続き、関係部局と連携し、平和や核兵器の脅威について考えることの大切さの啓発や高校生平和大使などによる平和を希求する活動への支援などに取り組んでいく。



### 3-3 「安心」の健康福祉の実現

#### 1 戦略の目標と体系

地域社会全体で子育てを支え、子どもを願う人が安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、社会活力の維持・向上を支えるとともに、安心できる医療の提供と健康づくりの推進、障害のある人の自立と社会参加の支援、長寿者がいきいきと暮らせる環境やケア体制の充実、希望や自立につなぐセーフティーネットの整備などにより、県民だれもが生涯を通じ、健康で、生きがいを持ち社会の中で意欲と能力を発揮して暮らすことができる社会の実現を目指す。

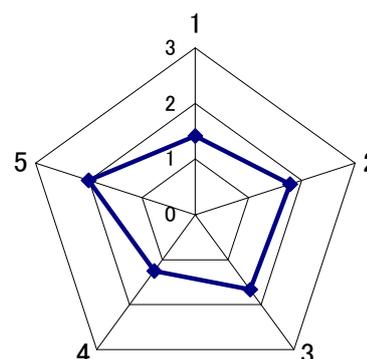


#### 2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の進捗状況区分						
	A	B <sup>+</sup>	B	B <sup>-</sup>	C	D	—
1 安心して子どもを産み育てられる環境整備		1		2	3		
2 安心医療の提供と健康づくりの推進		3		5	1		
3 障害のある人の自立と社会参加		1		1	1		
4 いきいき長寿社会の実現				1	1		
5 希望や自立につなぐセーフティーネットの整備		1		1			
計		6		10	6		

- 「安心して子どもを産み育てられる環境整備」については、保育所の受入れ児童数は大幅に増加したものの、それを上回る需要があり、「保育所の待機児童数」は平成25年4月で519人であったことから、更なる定員増等の取組が必要である。児童相談所の体制の充実や市町の相談機能充実への支援、関係機関との連携強化等に取り組んだ結果、平成24年度は「虐待による死亡児童数」ゼロの目標を達成している。

《戦略の柱ごとの達成状況》



- ・「安心医療の提供と健康づくりの推進」については、「ふじのくに地域医療支援センター」を中心に、医師確保対策に取り組み、「専門医研修ネットワークプログラム数及び参加者数」が増加し、「医学修学研修資金新規貸与者数」も目標達成が見込まれるなど、着実に進んでいる。また、「病院機能評価認定病院の割合」については、平成 21 年度から 2.2 ポイント減少し、目標とは乖離があることから、更新も含め認定病院の増加に向けた取組が必要である。
- ・「障害のある人の自立と社会参加」については、「自分の住んでいるまちが、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合」が平成 24 年度は 62.0%となった一方、「自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合」は平成 18 年度の 20.2%から平成 24 年度には 45.4%となり大幅に増加したものの、目標の 70%とは乖離があることから、障害のある人一人ひとりの特性に応じたきめ細かな支援が必要である。
- ・「いきいき長寿社会の実現」については、「自立高齢者の割合」が 85.1%と目標(90%)を下回っていることから、引き続き、長寿者の生きがい活動・社会参加の促進を図るとともに、要支援・要介護状態にならないよう、健康で元気に暮らすための介護予防の取組を行っていくことが必要である。
- ・「希望や自立につなぐセーフティーネットの整備」については、自殺予防のための「うつ病の早期発見(かかりつけ医の紹介による精神科医の受診件数)」は増加しているが、自殺者数を減らすため、引き続き、電話を通じてこころの悩みに応ずる相談の実施など、自殺予防のための、うつ病の早期発見・早期治療の促進や、相談等の取組が必要である。

### 3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 安心して子どもを産み育てられる環境整備	6	13	
2 安心医療の提供と健康づくりの推進	3	28	2
3 障害のある人の自立と社会参加	1	18	
4 いきいき長寿社会の実現		19	
5 希望や自立につなぐセーフティーネットの整備		1	
計	10	79	2

- ・ 主な取組については、ほぼ計画どおり実施されている。
- ・「安心して子どもを産み育てられる環境整備」では、こども医療費助成の対象を拡大し、子育て家庭への支援の充実が図られた。また、保育所の整備等を進め、受入れ児童数は大幅に増加したほか、延長保育や病児・病後児保育の実施箇所数も増加し、多様なニーズに対応した保育サービスの提供が進んだ。
- ・「安心医療の提供と健康づくりの推進」については、「ふじのくに地域医療支援センター」を中心に、指導医の確保や研修プログラムの充実、医学修学研修資金の貸与など総合的な医師確保対策を推進した。また、ドクターヘリの夜間運航については、騒音問題や環境への配慮から離着陸場の選定が大きな課題となっていることから、候補地の確保に向けて、地元自治体との調整を進めた。また、県民の健康づくりを支援するため、運動や食生活の改善に加え、本県独自となる社会参加をメニューに加えた「ふじ33プログラム」を開発し、普及を進めるほ

か、市町や企業による健康づくりの取組への支援、特定健診受診率向上の普及啓発など、健康づくり対策を推進した。

- ・「障害のある人の自立と社会参加」については、地域自立支援協議会の設置を促進し、地域における相談体制の充実が図られた。また、障害者施設等の整備促進により福祉サービスの充実を進めるとともに、入所施設の耐震化やスプリンクラー整備を促進し、入所者の安全・安心の確保を図った。
- ・「いきいき長寿社会の実現」については、長寿者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域での見守り・支え合いの体制づくりを進めるとともに、長寿者の健康づくりや生きがいをづくりの支援を実施した。また、認知症の人を地域で支援する「認知症サポーター」や認知症かかりつけ医の養成など、認知症対策を推進した。
- ・「希望や自立につなぐセーフティーネットの整備」については、生活保護受給者の就労支援を強化したほか、自殺対策として、周囲の人の悩みに気づき、傾聴して必要な支援につなげるゲートキーパーの養成を推進した。

#### 4 進捗評価

---

- ・「「安心」の健康福祉の実現」に向け、5つの戦略の柱による取組を進めており、「自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合」は、目標の70%には隔たりがあるものの、平成18年度の20.2%から平成24年度には45.4%となり大幅に増加した。また、「自立高齢者の割合」は基準値(86.1%)を下回ったものの、85.1%で全国5位(目標90%)と比較的高い水準にある。一方で、「自分の住んでいるまちが子どもを産み、育てやすいところ」と感じている人の割合は57.2%で目標の80%から隔たりがあり、地域社会全体で子育てを支え、子どもを願う人が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備等について一層推進を要する状況にある。
- ・「安心して子どもを産み育てられる環境整備」については、こども医療費助成制度の充実や、小児救急電話相談の時間延長など、環境の整備は着実に進んでいる。特に、こども医療費助成については、平成24年10月から、入院に加え通院に係る助成対象を中学3年生まで拡大するなど、子どもや子育て家庭に対する支援を一層強化している。保育所の整備等を進めたことにより、保育サービスの量的拡充が進み、待機児童ゼロの市町は増加しているが、都市部を中心として待機児童数が大幅に増加しているため、県全体の待機児童数は減っていない。引き続き、待機児童の解消に向けた取組が必要であり、「安心して子どもを産み育てられる環境整備」については一層の推進を要する状況にある。
- ・「安心医療の提供と健康づくりの推進」については、「ふじのくに地域医療支援センター」が推進する研修プログラムへの研修医の参加数が増加していることや医学修学研修資金貸与者数が増加していること等により、若い医師の増加が見込まれる。また、看護職員についても、新人看護職員研修の実施、病院内保育所の運営支援等により、従事者数は、平成20年の30,413人から平成24年は33,645人となり順調に増加している。「病院機能評価認定病院の割合」は、減少傾向にあるが、認定を受けたことのある病院の割合は増加していること、また、医療機関立入検査における指摘事項の改善指導の徹底により、立入検査で指摘を受けなかった病院の割合は、70%台の水準を維持していることから、患者本位の医療サービスの確保に向けた一定の成果が見られる。
- ・厚生労働省が平成24年6月に発表した都道府県別男女別健康寿命(静岡県:男性2位、女

性1位)を基に、県が独自に算定した健康寿命(男女計)において、本県が全国 1 位となる中、同省が創設した、健康増進・生活習慣病予防の優れた啓発・取組に対する表彰制度において、「ふじ33プログラム」の開発等、本県の取組が高く評価(「厚生労働大臣最優秀賞」を受賞)されるなど、健康寿命の延伸に向けた本県の健康づくり対策は着実に成果を上げている。

- ・「障害のある人の自立と社会参加」については、「自分の住んでいるまちが、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合」は、平成 24 年度には 62.0%となり目標の 60%を上回った。また、「県内市町における地域自立支援協議会の設置率」や「高次脳機能障害者から支援拠点機関への相談件数」が上昇するなど、相談・支援体制の整備が着実に進んでいる。さらに、福祉施設の耐震化やスプリンクラー整備が進み、障害福祉サービス等の利用者数も増加するなど、福祉サービスの充実が図られていることから、障害のある人が、住み慣れた地域の中で自立して生活するために必要な支援は順調に進んでいる。
- ・「いきいき長寿社会の実現」については、「自立高齢者の割合」は 85.1%で全国 5 位と比較的高い水準にあるものの、基準値(86.1%)を下回った。一方、「地域包括支援センターの設置数」や「認知症サポーター養成数」は着実に増加しており、地域特性に応じたケア体制や長寿者とその家族に対する相談体制の整備が進んでいる。また、「特別養護老人ホーム整備定員数」が増加し、介護サービスの充実が図られた結果、「介護サービス利用者の満足度」は、上昇傾向にあるものの、目標を下回っているため、「いきいき長寿社会の実現」は一層の推進を要する状況にある。
- ・「希望や自立につなぐセーフティーネットの整備」については、生活保護受給者や低所得者等の自立を支援するため、求職活動等の支援や、社会福祉協議会における相談体制の充実を進め、生活支援を必要とする人の自立の促進を図った。自殺対策は短期的な効果が現れ難く、長期的な視点からの取組が必要であることから、平成 24 年度に策定した「いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」に基づき、総合的・効果的に推進している。

## 5 今後の方針

---

- ・安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりのためには、県、市町のみならず、企業や民間団体と連携を図りながら、社会全体で子どもや子育て家庭を応援する気運の醸成や仕組みづくりに取り組むことが重要である。  
このため、民間団体等の子育て支援活動の活発化や連携促進を図るとともに、企業における子育て環境の改善を促進していくほか、「子育ては尊い仕事」であるという県民意識の醸成を図っていく。
- ・女性の働き方の変化や共働き世帯の増加に対応し、多様で質の高い保育サービスを必要な家庭に提供することにより待機児童の解消に努める必要がある。  
このため、施設整備等による保育サービスの量的拡充を加速化するとともに、家庭の多様な働き方に応じた最適なサービスを、多様な保育サービスの中から選択できるよう、市町におけるきめ細かな相談体制づくりを支援していく。
- ・児童虐待への対応強化のため、市町を含めた県全体の相談体制の一層の充実に加え、保護を必要とする児童等に対する里親委託などの家庭的養護を推進していく必要がある。  
このため、母子保健部門や医療機関、学校等との連携を一層強化するとともに、市町の相談機能の充実に向け支援する。また、里親委託の推進や、施設における小規模グループケア化を促進し、社会的養護体制の充実に取り組んでいく。さらに、ひとり親家庭の就業支援策を継

続して実施するとともに、就業相談会や各種講座などを内容とするイベントを開催し、ひとり親家庭の安定した生活基盤づくりに取り組む。

- ・ 少子化の流れを変えることができる環境をつくるため、次期基本計画では、中柱「安心して子どもを産み育てられる環境整備」に、新たに小柱「夢を持ち安心して家庭を築ける環境の整備」を加え、結婚気運の醸成や妊娠・出産のための健康づくりの充実を図るとともに、小柱「保育サービスの充実」を「待機児童ゼロの実現」に改め、待機児童解消に向けた取組を加速化させる。
- ・ 県民に質の高い医療を提供するためには、喫緊の課題となっている医療人材の確保に取り組むとともに、体系的な医療体制を確保・維持する必要がある。  
このため、医師については、「ふじのくに地域医療支援センター」において、「静岡県専門医研修ネットワークプログラム」への参加者の増加を目指すとともに、全国の医学生及び医師へのリクルート活動や情報発信の拡充を図る。また、中長期的な視点で医師を確保するために、医学生への医学修学研修資金の貸与や県内高校生の医学部医学科の進学率を高めるための「こころざし育成セミナー」の充実を図るなど、世代別の医師確保対策を推進する。  
看護職員についても、引き続き、看護職員研修の充実、病院内保育所の運営支援等による離職防止や、潜在看護師の再就業支援等により確保対策を進める。  
さらに、限られた医療資源の中、救急医療、周産期医療、小児医療など「命を守る医療」の提供体制の確保・維持のため、救急医療機関等の施設・設備の高度化等による個々の機能の充実や医療機関間の機能分担と相互連携の強化を図っていく。
- ・ 健康寿命日本一県として、健康寿命の更なる延伸を図るためにも、市町や企業等との一層の連携により健康づくりの裾野を広げていくことや健康長寿の研究を充実させる必要がある。  
このため、「ふじ33プログラム」の県内への普及のほか、市町が実施する先進的な健康づくり事業や企業等の優れた健康づくりへの取組の表彰、健康づくりにつながる魅力ある地域資源の活用等、県民の健康づくりの一層の推進を図っていく。
- ・ 健康寿命日本一を維持し、その更なる延伸を図るため、次期基本計画においては、中柱「安心医療の提供と健康づくりの推進」を「安心医療の提供と健康寿命日本一の推進」に、小柱「健康づくりの推進」を「健康寿命日本一の推進」に改め、その取組を強化していく。
- ・ 障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするためには、身体・知的・精神などのほか、発達障害や高次脳機能障害などの障害特性に対応できる相談支援体制の強化や福祉サービスの充実が必要である。  
このため、障害保健福祉圏域ごとに圏域自立支援協議会の設置、圏域スーパーバイザーの配置、地域自立支援協議会の活動支援等を行い、相談支援体制の質的な向上を図るとともに、福祉人材の養成の推進、発達障害者支援センターの対応力の強化を図っていく。
- ・ 障害のある人の地域移行をさらに進めるために、地域生活の場の確保、雇用機会の確保等を進める必要がある。  
このため、地域生活の拠点となるグループホーム等の計画的な整備を進めるとともに、企業への障害者雇用の働きかけを強化していく。
- ・ 高齢化が進む中、長寿者の増加と趣味の多様化などにより活動の幅が広がっていることから、その意欲と能力を活かしていくことができる環境整備が求められている。  
このため、元気に暮らしている長寿者が生きがいを持ち、社会参加を促進していく取組を第一の柱として、長寿者の意欲と能力を活かしていくことができる環境整備を進める。
- ・ 今後更なる介護需要の増大が見込まれることから、介護施設等の整備を促進・支援していくと

ともに、慢性的に不足している介護人材の確保・定着対策や資質の向上への取組を実施していく。

また、市町が行う介護予防事業が効果的に実施されるよう、市町職員や地域包括支援センター職員等の研修や介護予防に関する情報の収集・提供等を行い、市町を支援していく。

- ・ 厳しい雇用情勢の中、生活援護等を必要とする人に対する支援が求められている。  
このため、社会福祉協議会の相談体制や福祉事務所における生活保護受給者等への就労支援体制の強化に取り組んでいく。また、ひとり親家庭の安定した生活基盤づくりのため、就業支援策を継続して実施していく。
- ・ 自殺対策については、全年齢層を対象に自殺の危険性の高い人の悩みを聴き、必要な支援につなげるゲートキーパーの養成を中心に対策を進めていく。また、世代や地域により自殺の実態が異なっているため、自殺の原因を分析し、きめ細かな対策に取り組んでいく。
- ・ 県民が必要な時に必要な医療・介護・福祉サービスの提供を受けられる体制を構築するため、次期基本計画では、新たに中柱「医療・介護・福祉人材の育成」を加え、サービスを支える人材の確保や育成を推進する。

### 3-3-1 安心して子どもを産み育てられる環境整備

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	企業、住民、NPO 等との連携により、地域社会全体で子どもと子育て家庭の支援を行い、少子化の流れを変えることができる環境づくりを進める。
----	--

施策の方向	(1)地域や職場における子育ての支援				
目的	出産前や子育て中の人たちの子育てに対する不安感・負担感の軽減や孤立感の解消を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るなど、地域における子育て環境の充実を進めるほか、働き方の見直しや仕事と子育てを両立するための基盤整備など、仕事と生活を両立できる環境の整備を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	「自分の住んでいるまちが子どもを産み、育てやすいところ」と感じている人の割合	(H21) 56.0%	(H25 県政世論調査) 57.2%	80%	B <sup>-</sup>
	年間所定外労働時間	(H20) 173 時間	(H23) 179 時間	134 時間以内	C
	育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	(H20) 84.3%	(H23) 74.4%	100%	C

参考指標	経年変化			推移
地域で気軽に親子が集える場の提供	(H22) 325 か所	(H23) 321 か所	(H24) 332 か所	↗
ファミリー・サポート・センター会員数	(H22) 15,224 人	(H23) 15,904 人	(H24) 16,320 人	↗

施策の方向	(2)保育サービスの充実				
目的	保育ニーズの拡大や働き方の多様化に応じて、質の高い保育サービスを必要とするすべての家庭に提供できる体制を整備する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	保育所の待機児童数	(H22.4) 486 人	(H25.4) 519 人	0 人	C
	(うち県所管分)	193 人	97 人		
	(うち静岡市分)	40 人	153 人		
	(うち浜松市分)	253 人	269 人		

参考指標	経年変化			推移
保育所の受入れ児童数	(H23.4) 50,966 人	(H24.4) 51,648 人	(H25.4) 52,589 人	↗
延長保育の実施箇所数	(H22) 353 か所	(H23) 363 か所	(H24) 373 か所	↗
病児・病後児保育の実施箇所数	(H22) 34 か所	(H23) 41 か所	(H24) 44 か所	↗
放課後児童クラブ実施箇所数	(H22) 539 か所	(H23) 551 か所	(H24) 559 か所	↗

<b>施策の方向</b>	<b>(3)子どもや母親の健康の保持・増進</b>				
<b>目的</b>	母子保健サービスと周産期医療、小児医療の充実を図り、安心して子どもを 生み育てられる環境づくりを進める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	4歳以下の乳幼児 10 万人当たりの死亡数	(H17~21 の平均値) 66.3 人	(H24) 53.6 人	45 人以下	B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
周産期死亡率(妊娠満 22 週以後の死産と生後1週 未満の早期新生児死亡の合計(出産千対))	(H22) 4.2	(H23) 4.2	(H24) 3.4	↗
1. 6歳児健診未受診率	(H22) 4.4%	(H23) 3.1%	(H24) 3.4%	→

<b>施策の方向</b>	<b>(4)保護や支援を必要とする子どもと家庭への取組</b>				
<b>目的</b>	家庭内に課題を抱え保護や支援を必要とする子どもと家庭に対する支援の 充実を図ることにより、安心して生活できる環境づくりを進める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	虐待による死亡児童数	(H21) 1 人	(H24) 0 人	0 人	B <sup>+</sup>

参考指標	経年変化			推移
児童虐待相談件数	(H22) 1,383 件	(H23) 1,435 件	(H24) 1,641 件	↗
「要保護児童対策地域協議会」設置市町数	(H22) 30 市町	(H23) 31 市町	(H24) 35 市町	↗
里親委託率 16%以上の児童相談所数及び委託率	(H22) 3 児相 19.4%	(H23) 5 児相 22.2%	(H24) 6 児相 25.1%	↗
「市町DV防止ネットワーク」設置市町数	(H22) 25 市町	(H23) 26 市町	(H24) 29 市町	↗
母子家庭就業支援件数	(H22) 2,013 件	(H23) 2,017 件	(H24) 2,088 件	↗

## 2 進捗評価

- 「自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいと感じている人の割合」は、基準値(平成 21 年度 56.0%)に対して 57.2%と増加したが、目標の 80%とは隔たりがある。このため、平成 24 年度は、地域の特性を踏まえて少子化対策に意欲的に取り組む市町を重点的に支援する「子育て理想郷“ふじのくに”地域モデル事業」を拡充したほか、地域で子育て支援に積極的に活動する NPO 法人等の連携を促進するための支援を新たに実施した。今後も、地域の子育て環境の充実に向けた更なる取組が必要であり、「地域や職場における子育ての支援」は一層推進を要する状況にある。
- 保育所及び認定こども園の整備を進めたことにより、保育サービスの量的拡充が進み、待機

児童ゼロの市町は 25 市町と平成 24 年度と比較し 4 市町増加した。また、平成 25 年 4 月には前年と比較して、保育所のほか市町の独自の取組(認証保育所、待機児童園など)により、1,419 人の受入れ枠の拡大を図った。待機児童数の内訳をみると、県所管分では平成 22 年度 193 人に対し、平成 25 年度には 97 人と半減したものの、都市部を中心として保育ニーズが高まり、政令市では平成 22 年度の 293 人から平成 25 年度には 422 人と大幅に増加したことにより、県全体の待機児童数はほぼ横ばいとなっている(平成 22 年度 486 人に対し、平成 25 年度 519 人)。引き続き、待機児童の解消に向けた取組が必要であり、「保育サービスの充実」は一層の推進を要する状況にある。

- 平成 24 年の「4 歳以下の乳幼児 10 万人当たりの死亡数」は、平成 23 年の数値より減少した。妊婦健康診査については、延べ受診件数はわずかに減少したが、1 人あたりの受診回数は横ばいであった。また、1 歳 6 か月児健診の未受診率は横ばいに推移している。今後も、市町を通じた妊婦健診の受診勧奨を行い、妊娠期からの健康管理の普及啓発を行うとともに、乳幼児健診の受診勧奨に努めていく。また、小児救急電話相談の時間を延長した(23 時であった終了時間を平成 22 年 10 月から翌朝 8 時まで延長)結果、相談件数が大幅に増加(1 日当たり相談件数 平成 22 年度:66.2 件、23 年度:87.7 件、24 年度 87.8 件)し、保護者の不安解消に寄与するなど、母子の健康の保持・増進を着実に推進している。
- 児童相談所の体制の充実や職員の専門性の向上、市町の相談機能充実への支援、関係機関の連携強化などに取り組み、平成 24 年度は「虐待による死亡児童数ゼロ」の目標を達成した。引き続き、児童虐待の発生予防や関係機関における早期発見・対応のための取組の更なる充実を図っていく。
- ひとり親家庭への支援では、母子家庭就業支援件数が増加しており、背景に経済不況による厳しい雇用環境があると考えられる。このため、求人開拓員による就業先の拡大を図っていくほか、平成 24 年度からは、新たに在宅就業支援事業を実施し、ひとり親家庭の自立支援に取り組んでいる。

### 3 今後の施策展開

- 安心して子どもを生み育てられる環境を実現するためには、県、市町のみならず、企業や民間団体と連携を図りながら、社会全体で子どもや子育て家庭を応援する気運の醸成や仕組みづくりに取り組むことが重要となる。  
このため、若い世代の結婚への憧れや関心を高めるとともに、結婚を望む男女が着実にその歩みを進め、家庭を築けるよう就労を支え、将来の妊娠や出産に備えた健康づくりの意識啓発を進めていく。  
また、民間団体等の子育て支援活動の活発化や連携促進を図るとともに、従業員のライフスタイルに合った働き方や、子育てにも配慮した企業経営を推し進める企業を発掘し、県内外に発信するとともに、こうした企業を増やし、企業における従業員の子育て環境の改善を促進していく。
- 女性の働き方の変化や共働き世帯の増加に対応し、多様で質の高い保育サービスを必要な家庭に提供することにより待機児童の解消に努める必要がある。  
このため、施設整備を進め、保育所の定員を増加させるほか、市町独自の取組(認証保育所、待機児童園など)を拡充するとともに、施設での対応を補完する家庭的保育事業やグループ型小規模保育事業を推進することにより、保育サービスの量的拡充を図る。また、保育士確保の支援を通じて年度途中に増加する 0 歳児の保育需要への対応を図ることにより、待

機児童の解消を促進していく。さらに、家庭の多様な働き方に応じた最適なサービスを、多様な保育サービスの中から選択できるよう、市町におけるきめ細かな相談体制づくりを支援していく。

- 子どもや母親の健康の保持・増進のためには、母子保健サービスや小児医療等の充実を図る必要があることから、今後も、妊婦健康診査や乳幼児健康診査の受診促進に努める。
- 児童虐待への予防、対応強化のため、母子保健部門や医療機関、学校等との連携の一層の強化や、通告制度等の広報啓発に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」の機能強化など、市町の相談機能の充実に向け支援する。また、里親委託の推進や、施設における小規模グループケア化を促進することなどにより、社会的養護体制の充実に取り組んでいく。
- ひとり親家庭の安定した生活基盤づくりのために、安定した収入を確保するための就業支援策を継続して実施するとともに、就業相談会や各種講座などを内容とするイベントを開催し、ひとり親家庭を応援する社会的気運の醸成を図る。

## 4 取組の実績

### (1) 地域や職場における子育ての支援

#### ○地域における子育て環境の充実

- ・ **地域で気軽に親子が集える場**の充実のため、地域子育て支援拠点の創設等(藤枝市ほか 2 か所)に対する助成を行ったほか、地域子育て支援拠点の職員に対する相談援助技術の向上等を目的とした研修を開催し、平成 22～24 年度の3か年に 61 人を「静岡県子育て未来マイスター」として認定した。平成 25 年度も引き続き、地域子育て支援拠点の職員に対する研修を実施する。
- ・ 社会全体で**子育てを応援する気運を醸成**するため、「しずおか子育て優待カード事業」を推進するとともに、子育て支援キャンペーンの実施や各種広報媒体を活用した意識啓発等を行った。また、平成 25 年度は、新たに、関係団体、企業、行政等などが連携し、社会全体で子育てを支える取組を推進するための県民会議を開催し、「ふじさんっこ応援隊」を結成し、ふじさんっこ応援フェスタを開催する。
- ・ 地域の実情や特性を踏まえた少子化対策に**意欲的に取り組むモデル市町**として三島市及び河津町を平成 23 年度に選定し、両市町が提案する施策パッケージに対する支援を行うとともに、平成 24 年度は、市町が提案する地域資源を活用した少子化対策事業に対する単年度支援を新たに行った。
- ・ 地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取組(平成 21～23 年度延べ 432 件)を実施する市町に対して助成した。
- ・ 民間の子育て支援活動の活発化や連携促進を図るため、民間団体が取り組む子育て支援活動に対して助成し、平成 22～24 年度の3か年で、延べ約 65,000 人が参加するとともに、子育て支援実践交流会を実施し、延べ 1,100 人以上の子育て支援者が参加した。平成 25 年度も引き続き、県内7か所で子育て支援実践交流会を実施する。
- ・ 父親の子育て参加意識の向上のため、父子が揃って楽しめるイベントを県内3か所で開催している。
- ・ 平成 23、24 年度の2か年で、延べ 55 市町老人クラブ連合会が、**子育てや人生経験豊かな高齢者による地域の子育て支援活動を実施**した。25 年度は、新たに「ふじさんっこ応援隊」と連携し、高齢者と子どもとの共通体験づくり活動を実施する。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域で気軽に親子が集える場の提供 (平成21年度 324箇所)	計画	地域子育て支援拠点、児童館等の整備支援・職員研修 (平成26年度目標 332箇所)				◎
	実施状況等	325箇所(H22.7現在) ・支援拠点整備 修繕1箇所 ・支援拠点職員等に対する研修の実施	321箇所(H23.7現在) ・支援拠点整備 創設2箇所 ・児童館整備 創設1箇所 ・支援拠点職員等に対する研修の実施	332箇所(H24.7現在) ・児童館整備 創設1箇所 ・支援拠点職員等に対する研修の実施	・支援拠点職員等に対する研修の実施	

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
子育て応援の気運醸成	計画	地域全体で子育てを応援する意識の普及啓発				○
	実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「しずおか子育て優待カード事業の推進」(協賛店舗等の数:6,034)</li> <li>※マクドナルドの事業への協賛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「しずおか子育て優待カード事業」の推進(コンビニエンスチェーンに対する事業への協賛の働きかけ)</li> <li>・子育て支援キャンペーン「笑顔でギュッとパパママ応援団」の開催(平成24年3月開催)</li> <li>・HP活用による子育て支援関係情報の発信</li> <li>・民間の子育て支援活動等への助成、交流会の開催</li> <li>・民間子育て支援団体の活動等紹介TV番組放映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「しずおか子育て優待カード事業」の推進(県、市町、協賛店舗が一体となり事業推進キャンペーンを実施(平成24年8月16日～9月15日))</li> <li>・子育て支援キャンペーン「笑顔でギュッとパパママ応援団」の開催(平成25年3月開催)</li> <li>・HP活用による子育て支援関係情報の発信</li> <li>・民間団体が連携して実施する子育て支援活動等への助成</li> <li>・民間団体等の交流会・研修会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「しずおか子育て優待カード事業」の推進(ふじのくにエンゼルパワースポット沿いの店舗への渉外)</li> <li>・子育て支援キャンペーン「笑顔でギュッとパパママ応援団」の開催(平成26年3月開催)</li> <li>・HP活用による子育て支援関係情報の発信</li> <li>・民間団体等の交流会・研修会の開催</li> <li>・県民会議の開催、「ふじさんっこ応援隊」の結成、ふじさんっこ応援フェスタの開催</li> </ul>	
意欲ある市町への重点的な支援	計画	県内市町状況調査モデル市町選定	モデル市町への支援			○
	実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町少子化対策に係る基礎調査の実施(伊豆、東・中・西部の4地域各2市町の住民及び行政を対象)[5月～7月]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て理想郷「ふじのくに」地域モデル事業の実施(市町事業:三島市及び河津町を事業の実施市町に選定し、提案施策パッケージに対して支援)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て理想郷「ふじのくに」地域モデル事業の実施(市町事業:三島市及び河津町を継続支援、24年度新規枠として市町が提案する地域資源を活用した少子化対策事業に対する支援(6市1町の8事業))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て理想郷「ふじのくに」地域モデル事業の実施(市町事業:三島市及び河津町を継続支援、単年度枠として市町が提案する地域資源を活用した少子化対策事業に対する支援)</li> </ul>	
子育て経験者(シルバー世代等)の活用	計画	老人クラブ、シルバー人材センター、男女共同参画団体による子育て支援活動の展開	各団体による子育て支援活動の拡充			○
	実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)静岡県老人クラブ連合会を実施主体とし、市町老人クラブ連合会の協力を得て、13市町でモデル事業を実施(登下校時の見守り活動や伝承遊び、食文化伝承等の活動)</li> <li>・民間の子育て支援活動等への助成</li> <li>・孫育て講座の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)静岡県老人クラブ連合会を実施主体とし、市町老人クラブ連合会の協力を得て、26市町連合会で地域の子育て支援に資する活動を実施(登下校時の見守り活動や伝承遊び、食文化の伝承など)</li> <li>・民間の子育て支援活動への助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)静岡県老人クラブ連合会を実施主体とし、市町老人クラブ連合会の協力を得て、29市町連合会で地域の子育て支援に資する活動を実施(登下校時の見守り活動や伝承遊び、食文化の伝承など)</li> <li>・民間団体が連携して実施する子育て支援活動等への助成</li> <li>・民間団体等の交流会等の開催、老人クラブ会員の子育て支援施設での活動を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体等の交流会等の開催。「ふじさんっこ応援隊」と連携し、「ものづくり」などを通じた高齢者と子どもの共通体験づくり活動の実施</li> <li>・「ふじさんっこ応援隊」への参加</li> </ul>	

### ○子育て家庭の経済的負担の軽減

- ・ こども医療費の通院医療費の助成対象を平成24年10月から中学3年生まで拡大し、子育て家庭の経済的負担の更なる軽減を図った。
- ・ 子どもの医療費負担の軽減など、子育て家庭の経済的負担の軽減について、国に働きかけている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
子育て家庭の医療費負担の軽減	計画	こども医療費助成の対象拡大(入院について中学生まで拡大)		継続実施		◎
	実施状況等	こども医療費助成の対象拡大(入院について中学生まで拡大)	こども医療費制度拡大に向け検討	こども医療費助成の通院対象を中学3年生まで拡大(24年10月～)	制度維持に向けた事業効果の検討	

### ○児童の健全育成

- ・ 平成22、23年度に、民間児童館12か所に対して助成するなど、子どもが健やかに育つ場の提供を推進している。
- ・ 平成22、23年度に、地域健全育成に寄与する母親クラブの活動に対する助成を行ったほか、児童館長・児童厚生員研修会や県子ども会連合会を通じて、食育体験やこども・乳幼児ふれあい交流事業を実施し、地域住民の参加による地域組織活動を促進している。

### ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた気運の醸成

- ・ ワーク・ライフ・バランスについて、平成23年度に「従業員の意欲と成果」に照らして人事管理を考えるための冊子を県内企業約13,500社に配布した。
- ・ ワーク・ライフ・バランスが企業経営に有益なものとの視点でシンポジウムを開催するほか、実践方法の習得、実践に当たっての課題やその対応に関するセミナー等を実施している。
- ・ 情報誌(しずおか労働福祉情報 年4回発行)や県ホームページにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、労働時間等の設定改善を意識した情報提供を行っている。
- ・ 経済界、労働界、行政の一体となった取組を促進するため、「しずおか仕事と生活の調和連携推進協議会」(静岡労働局主催)に参画し、情報の共有やシンポジウムの開催などによる啓発を行っている。

### ○男女がともに働きやすい環境づくりの推進

- ・ 市町が運営する**ファミリー・サポート・センターの設置や機能充実を促進**するため、設置運営費を市町に助成するとともにセンターのアドバイザーに対する講習会を実施している。
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を進めるため、従業員100人以下の企業に対し、平成22年度から平成24年度までの間に190回、計画策定支援アドバイザーを派遣し、中小企業における次世代育成の取組を促進している。(H25:50回予定)
- ・ 職場において男女が十分に能力を発揮できるよう、民間企業の女性役職者を育成するためのセミナーを毎年度3回開催し、平成22年度から平成24年度までの間に203人が受講した。(H25:60人予定)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況	
ファミリー・サポート・センターの設置促進、サービスの拡充促進	計画	運営費助成、未設置市町等への働き掛け センター会員数 16,000人以上				センター会員数 17,000人以上	○
	実施状況等	センター会員数 15,224人 アドバイザー講習会実施 利用等実態調査実施	センター会員数 15,904人 アドバイザー講習会実施 広報リーフレット作成 運営費助成	センター会員数 16,320人 アドバイザー講習会実施 運営費助成	センター会員数 18,000人以上 アドバイザー講習会 実施 運営費助成		

### ○積極的に取り組む事業所への支援の充実

- ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の社会的評価を高めることにより更なる取組を促進するため、一般事業主行動計画を策定した企業を、子育て応援中小企業として県ホームページに掲載した。(平成24年度末現在:54社)

## (2) 保育サービスの充実

### ○質の高い保育の確保

- 県アクションプログラムについては、国のガイドライン作成が行われなかったことを踏まえ、子ども・子育て支援新制度の平成27年度からの施行に向け、子ども・子育て支援法に基づいて県が策定する支援計画と整合を図りながら作成方法を調整することとした。
- 県アクションプログラムに盛り込む予定の内容の一部について個別に対応することとし、保育士の資質向上を重点的かつ効果的に行うため、平成24年度に県が研修業務を委託して発達障害への対応等の重点課題に特化して、保育士に対する研修を開催した。
- 「ぜん息等子どものアレルギー疾患予防に関する講習会」を開催し、保育所における迅速かつ適切なアレルギー対応を確保するための具体的な取組について周知している。
- 福祉サービス第三者評価について、平成24年度までに児童、高齢、障害の分野で累計259施設が受審しており、福祉サービスの向上や利用者によるサービスの選択に資する適切な情報の提供に寄与している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
県アクションプログラム作成	計画	(国のガイドライン作成)		県アクションプログラム作成		○
	実施状況等	他都道府県における作成動向の調査	保育の質向上に向けた研修体系をはじめとする現状の評価と課題の整理	関連法案の状況確認 保育現場の重要課題等を取り扱う県主催の保育士研修会の開催など個別に対応	新制度施行に向け策定する支援計画と整合を図りながら作成方法を調整 アクションプログラムに盛り込む予定の内容の一部について個別に対応することとし、重点課題に特化して保育士に対する研修を開催	

### ○ニーズに応じた保育サービスの提供

- 保育所及び認定こども園の整備を促進するため、幼稚園の認定こども園への移行を含む整備計画の相談に応じるとともに、平成22～24年度で創設・増改築等67か所の整備に助成した。平成25年度も引き続き創設・増改築等14か所に対して助成する。

- 平成 24 年度の**延長保育** 373 か所、病児・病後児保育 44 か所など、多様な保育サービスは順調に増加している。特に**病児・病後児保育**については、今後も保育所の整備に合わせた新規実施が予定されており、更なる充実が見込まれる。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
保育所の整備促進 (平成21年度 50,298人)	計画	受入れ児童数		(平成26年度目標 51,748人)		◎
	実施状況等	50,966人	51,648人	52,589人	53,063人	
認定こども園の整備促進	計画	認定箇所数 3箇所	4箇所	4箇所	4箇所	○
	実施状況等	4箇所	5箇所	2箇所	3箇所	
延長保育の充実促進 (平成21年度 348箇所)	計画	実施箇所数		(平成26年度目標 377箇所)		◎
	実施状況等	353箇所	363箇所	373箇所	385箇所	
病児・病後児保育の充実促進 (平成21年度 34箇所)	計画	実施箇所数		(平成26年度目標 44箇所)		◎
	実施状況等	34箇所	41箇所	44箇所	46箇所	

### ○放課後児童対策の充実

- 放課後児童クラブの設置を促進**するため、平成 22～24 年度で放課後児童クラブ創設 20 か所の整備に助成した。平成 25 年度も引き続き創設4か所に対して助成する。
- 指導員等を対象とした研修会を実施するとともに、平成 24 年度からは、新たに、発達障害が疑われる子どもへの対応について、専門知識を有するアドバイザーを放課後児童クラブに派遣し、知識や技術を身につける実地研修を実施している。
- 平成 25 年 5 月現在、92 の放課後児童クラブが放課後こども教室と連携して活動を実施している。引き続き、放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保するとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援するために、放課後児童クラブと放課後こども教室との連携を促進していく。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
放課後児童クラブの設置促進 (平成21年度 506箇所)	計画	実施箇所数		(平成26年度目標 561箇所)		○
	実施状況等	539箇所(H23.5月現在) クラブ創設助成 4箇所 既存施設改修 4箇所	551箇所(H24.5月現在) クラブ創設助成 9箇所	559箇所(H25.5月現在) クラブ創設助成 7箇所 既存施設改修 1箇所	クラブ創設助成 4箇所	

### (3) 子どもや母親の健康の保持・増進

#### ○母子保健サービスの充実

- ・ **妊婦健康診査**については、平成 23 年度には新聞広告、ラジオスポット放送など、平成 24 年度には公共交通機関である電車の中吊り広告を活用するなど、受診勧奨のための広報を実施した。平成 25 年度は市町を通じた受診勧奨を実施している。
- ・ 不妊治療費助成については、平成 22 年度から平成 24 年度で 6,518 件に対して助成を行った。また、不妊専門相談センターで平成 22、23 年度で 792 件の相談を受け、平成 24 年 7 月から不妊・不育専門相談センターとし、不妊症だけでなく不育症の相談にも対応できるようにし、405 件の電話や面接による相談を行ったほか、新聞広告欄を利用した広報を行った。(平成 25 年度:助成件数 2,780 件予定)
- ・ 小児慢性特定疾患については、認定基準の緩和や対象疾患の拡大等、施策の充実を国に働きかけた。また、慢性疾患児に対しては家庭訪問等を実施し、相談・支援にあたっている。
- ・ 平成 22 年度から一部の市町で実施された子宮頸がん等ワクチン接種助成は、平成 24 年度までに、県内全ての市町において実施され、県はこの財政支援を行うとともに、ワクチンの正しい知識の普及啓発、情報の発信及び県民意識等の把握を行った。子宮頸がん等ワクチン助成は平成 24 年度をもって終了し、平成 25 年度からは、助成対象であった子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンが定期接種化された。
- ・ 予防接種センターにおいて、基礎疾患を有する者など予防接種要注意者に対して、平成 24 年度は 232 人に対する接種を行うとともに、予防接種に関する相談に対応した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
妊婦健康診査、乳幼児健康診査の受診勧奨	計画	未受診者調査	受診勧奨、疾病予防・早期治療体制の確保			○
	実施状況等	受診勧奨	1歳6か月児健診未受診者調査 すこやか妊婦応援事業により、マニティマークの普及、妊婦健診受診勧奨広報、妊婦に優しい環境づくり広報を実施	妊婦健診の受診勧奨を県庁前立て看板及び電車中吊り広告により実施	市町を通じた受診勧奨	

#### ○母子に向けた医療体制の充実

- ・ ハイリスク妊婦・新生児に対し高度医療を提供する周産期母子医療センターを運営する9病院(総合:3病院、地域:6病院)に対し運営費を助成し、運営の安定化を図ったほか、県周産期医療体制整備計画の実行を担保する地域医療再生計画(全県域版)を平成 23 年度に策定し、当該計画に基づく支援を行っている。
- ・ 全県を対象とした小児の救命救急医療を担う県立こども病院に対し小児救命救急センターの運営費を助成し、小児救急医療体制の充実を図っている。
- ・ **小児救急電話相談(#8000)**を毎日、夕方 6 時から翌朝 8 時まで実施し、保護者の不安の軽減を図っている。年間を通じて、小児救急電話相談の普及啓発広報を行い、平成 24 年度の 1 日当たり相談件数は 87.8 件となった。(平成 23 年度:87.7 件、平成 22 年度:66.2 件)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
小児救急電話相談（#8000）	計画	電話相談を翌朝8時まで延長		電話相談の実施		○
	実施状況等	平成22年10月1日から相談時間を延長 18:00～23:00 ⇒18:00～翌朝8:00	電話相談の実施 （相談件数 87.7件/日）	電話相談の実施 （相談件数 87.8件/日）	電話相談の実施	

#### （４）保護や支援を必要とする子どもと家庭への取組

##### ○児童虐待防止対策の充実

- 市町に対して、要保護児童の適切な保護を図るための「**要保護児童対策地域協議会**」の**設置の働きかけ**を行った結果、平成 24 年度までに、県内全ての市町において設置された。平成 25 年度は、事例報告会や検討会、グループ討議による実践研修の実施等により、要保護児童対策地域協議会の機能充実を支援している。
- 「静岡恵明学園児童家庭支援センター」において、児童や母子家庭、地域住民などからの相談に応じており、平成 25 年度には、新たに3か所の「児童家庭支援センター」が設置され、児童相談所と連携して相談支援活動を行っている。
- 児童相談体制を強化**するため、平成 22 年 4 月に、富士児童相談所を新設し、西部児童相談所を管轄区域内の磐田市へ移転するとともに、平成 25 年 4 月に、中央児童相談所及び一時保護所を管轄区域内の藤枝市へ移転した。また、平成 22 年度以降、児童相談所に計 12 人を増員した。
- 平成 22 年5月に発生した児童虐待死亡事例について、県社会福祉審議会児童虐待検証部会において、調査・検証を踏まえた今後の取組への提言等が取りまとめられたことから、市町における取組や連携の充実を図るため、検証結果等に係る市町説明会を開催するとともに、市町職員向けの対応マニュアルの作成・配布等を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「要保護児童対策地域協議会」の設置促進	計画		未設置町への設置促進		全市町で設置	◎
	実施状況等	未設置市町に対する設置の働きかけ 設置市町数 30市町	未設置市町に対する設置の働きかけ 設置市町数 31市町	未設置市町に対する設置の働きかけ 設置促進・運営充実に向けた事例報告会、検討会等実践的な研修の実施 設置市町数 35市町(全市町)	協議会の運営充実に向けた事例報告会、検討会等実践的な研修の実施	
児童虐待防止体制の強化	計画	県・市町が一体となった虐待防止対策の充実、児童相談所の体制強化				○
	実施状況等	富士児童相談所の新設 西部児童相談所の管轄区域内への移転	児童福祉司(2名)の増員及び児童福祉司サポート職員(6名)の配置 児童虐待緊急対策事業の実施	児童福祉司等(5人)の増員及び児童福祉司サポート職員(6人)の配置 児童虐待緊急対策事業の実施 医療機関向け研修会の開催 望まない妊娠への電話相談窓口の設置	中央児童相談所・一時保護所の管轄区域内への移転 児童福祉司等(4人)の増員及び児童福祉司サポート職員(6人)の配置 児童虐待緊急対策事業の実施 望まない妊娠への電話相談窓口の設置	

## ○社会的養護体制の充実

- 10月の里親月間での記念講演会や啓発用リーフレット、DVDの作成・配布等、里親制度の県民への普及を図るとともに、里親委託推進員等による訪問や里親研修などを実施し、**家庭的養護を推進**している。
- 県立吉原林間学園において、被虐待児等への対応方法等の習得や暴力防止に関する研修会を実施するなど、児童養護施設等の職員の指導力向上を図るとともに、児童入所施設等における入所児童等の生活環境改善等のための整備に対する助成を実施した。
- 施設入所児童を対象として、自立に向け必要な知識習得のためのセミナー等を開催するとともに、職場開拓から就職後の相談まで一体的な個別支援を実施している。
- 施設に入所している児童に「子どもの権利ノート」を配布するとともに、施設職員を対象として、児童の権利擁護推進のための研修会(平成23～24年度 計10回、延べ317人受講)を開催した。また、施設入所児童等への虐待に係る届出・通告に対し虐待行為の再発防止に向けた指導を行っている。
- 関係施設に対する調査・検証を踏まえ、虐待行為の再発防止に対する指導を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
家庭的養護(里親等)の推進 (平成21年度4児童相談所)	計画		里親等委託率の向上		全児童相談所	○
		里親等委託率16%以上の児童相談所数				
	実施状況等	里親制度の普及促進(講演会、一日里親の開催) 里親家庭体験事業の実施 3児童相談所	里親制度の普及促進(講演会、一日里親の開催) 里親家庭体験事業の実施 里親向けリーフレットの作成 5児童相談所	里親制度の普及促進(講演会、一日里親、体験発表会の開催) 里親家庭体験事業の実施 制度PR用DVDの作成 里親スキルアップ研修の開催 6児童相談所	里親制度の普及促進(講演会、一日里親、体験発表会の開催) 里親家庭体験事業の実施 里親スキルアップ研修、養育里親更新研修の開催 全(7)児童相談所	

## ○DV防止対策の充実

- DV(配偶者等への暴力)の防止や早期発見のため、DV防止講演会の開催や街頭キャンペーンを実施するとともに、県内高校、大学等で、デートDV防止のためのセミナーを実施するなど、県民への啓発活動に取り組んでいる。
- 市町のDV相談担当職員や警察職員などを対象とした研修会や、女性保護担当職員や女性相談員等に対する研修を実施し、専門性の向上を図っている。
- 「静岡県子どもと家庭を守るネットワーク DV防止部会」などを開催し、関係機関における情報交換や連携強化を図るとともに、「市町基本計画の手引き」の作成など、市町のDV防止基本計画の策定や**ネットワークの設置促進**を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
市町DV防止ネットワークの設置促進	計画				全市町に設置	○
		設置27市町				
	実施状況等	未設置市町に対する設置の働きかけ 設置25市町	未設置市町に対する設置の働きかけ 市町DV防止基本計画策定マニュアルの作成 女性相談センターに女性相談員(1名)の増員 設置26市町	市町DV施策推進支援員(1名)の配置による未設置市町に対する設置の働きかけやDV防止基本計画策定に向けた助言・支援の実施 設置29市町	未設置市町に対する設置の働きかけやDV防止基本計画策定に向けた助言・支援の実施 設置全(35)市町	

○ひとり親家庭の自立支援の推進

- ・ **母子家庭等就業・自立支援センター**において、平成 22 年度から 24 年度で 17,519 件のひとり親家庭の生活・就業相談を実施した。また、平成 22 年度から 24 年度の養育費相談は 1,146 件、職業紹介は 6,118 件、就業支援講習会・セミナーは 221 人が受講し、ひとり親家庭の総合的な支援を行っている。(平成 25 年度:職業紹介 2,000 人予定)
- ・ 母子家庭等の医療費の一部を助成する市町に補助金を交付した。また、母子寡婦家庭の経済的自立を図るため、平成 22 年度から 24 年度で修学資金や就学支度金等 4,383 件の資金貸付を行った。(平成 25 年度:1,500 件予定)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
母子家庭等就業・自立支援センターによる支援	計画	生活や養育費の相談、就業相談や講習会の実施				○
	実施状況等	生活・就業相談、養育費相談、巡回相談会の実施、就業支援講習会の実施	生活・就業相談にあたる相談員を増員 巡回相談の回数増 (5回 186件→10回 338件)	就職先開拓事業の拡充	開所時間の延長による相談支援の拡充 本所・支所とも平日9時～17時	



### 3-3-2 安心医療の提供と健康づくりの推進

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	誰もが健康に暮らすことができる長寿社会の実現を目指して、必要な時に必要な地域で、安全で質の高い医療を提供できる体制を構築するとともに、生活習慣の改善などの健康づくりを推進する。
----	--

施策の方向	(1) 医師、看護師等の医療人材の確保				
目的	医療技術の進歩に伴い、最先端医療の提供に多くの医師が必要とされることによる急速な医師の不足や地域間の偏在、看護師の慢性的な不足に対応するため、研修医等の確保を推進するとともに、医療従事者の養成や再就業の支援、多様な勤務形態の提供及び夜間保育などの就業支援による離職防止を図り、医療体制の充実を目指す。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	壮年期(30歳～64歳)人口10万人当たり死亡数	(H21) 253.6人	(H24) 247.7人	240.0人 以下	B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
死因別壮年期(30歳～64歳)人口10万人当たり死亡数(年齢構成の影響を除いた分)	(H22)	(H23)	(H24)	
・がん	103.5人	103.9人	103.4人	↗
・脳血管疾患	22.7人	22.4人	22.7人	→
・急性心筋梗塞	8.8人	9.2人	8.6人	↗
・その他(自殺、不慮の事故等)	121.0人	114.8人	108.4人	↗
計	256.0人	250.3人	243.1人	↗
・年齢構成変化により、死亡数を押し上げた影響分(上記の外数)		6.1人	4.6人	
人口10万人対医療施設従事医師数	(H18) 169.9人	(H20) 176.4人	(H22) 182.8人	↗
看護職員従事者数【常勤換算】 (看護職員従事届結果)	(H20) 30,413人	(H22) 32,348人	(H24) 33,645人	↗
専門医研修ネットワークプログラム数及び参加者数 (上段:プログラム数、下段:新規参加者数)	(H22) 19本 1人	(H23) 50本 5人	(H24) 53本 46人	↗
医学修学研修資金新規貸与者数 (H21～25で新規累計500人の貸与を目標)	(H22) 95人 累計225人	(H23) 92人 累計317人	(H24) 100人 累計417人	↗
専門看護師・認定看護師資格取得者数	(H22) 203人	(H23) 256人	(H24) 293人	↗
新人看護職員研修受講者数(県実施分)	(H22) 359人	(H23) 352人	(H24) 354人	→
病院内保育所運営費補助対象施設数	(H22) 36	(H23) 40	(H24) 43	↗

<b>施策の方向</b>	<b>(2) 質の高い医療の確保</b>			
<b>目的</b>	平常時、緊急時を問わず、全ての県民が必要な保健医療サービスを受けられる体制を構築するとともに、医療機関の施設の高度化や医療機関における医療安全対策の向上を図る。			
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標 達成状況
	病院機能評価認定病院の割合	(H21) 31.7%	(H24) 29.5%	50.0% C
	壮年期(30歳～64歳)人口 10万人当たり死亡数	(H21) 253.6人	(H24) 247.7人	240.0人 以下 B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
病院機能評価認定病院の認定を受けたことのある病院の割合	(H22) 34.9%	(H23) 35.7%	(H24) 36.1%	↗
医療機関立入検査において指摘を受けなかった病院の割合	(H22) 75.1%	(H23) 72.6%	(H24) 71.7%	→
ドクターヘリの運航実績 (上段:出動回数 下段:診療患者数)	(H22) 965回 889人	(H23) 1,015回 952人	(H24) 1,117回 1,040人	↗
救急搬送における医療機関収容平均所要時間 (上段:静岡県 下段:全国平均)	(H21) 33.6分 36.1分	(H22) 34.7分 37.4分	(H23) 34.9分 38.1分	→
治験ネットワーク病院による年間の治験実施件数	(H22) 126件	(H23) 135件	(H24) 146件	↗

<b>施策の方向</b>	<b>(3) 静岡県立静岡がんセンター、静岡県立病院機構による高度専門医療の提供</b>			
<b>目的</b>	県内の中核的病院として、他の病院では対応困難な高度専門医療等を提供し、誰もが健康に暮らすことができる長寿社会の実現の一翼を担う。			
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標 達成状況
	静岡がんセンターの患者満足度	(H21) 入院 97.8% 外来 96.7%	(H24) 入院 96.8% 外来 96.2%	入院 95% 外来 95% B <sup>+</sup>
	県立3病院の各患者満足度	(H21) 入院 総合 93.2% こども 91.0% 外来 総合 83.4% こころ 83.5% こども 90.2%	(H24) 入院 総合 95.8% こども 93.7% 外来 総合 90.9% こころ 89.3% こども 90.9%	入院 90% 外来 80% B <sup>+</sup>
	壮年期(30歳～64歳)人口 10万人当たり死亡数	(H21) 253.6人	(H24) 247.7人	240.0人 以下 B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
県立3病院の入院患者の平均在院日数 (患者1人当たりの入院日数)	(H22) 総合 12.6日 こころ 107.1日 こども 10.9日	(H23) 総合 12.4日 こころ 111.7日 こども 10.2日	(H24) 総合 12.4日 こころ 100.9日 こども 11.0日	→

静岡がんセンターの入院延べ患者数	(H22) 183,366 人	(H23) 185,410 人	(H24) 189,032 人	↗
静岡がんセンターの外来延べ患者数	(H22) 225,230 人	(H23) 232,998 人	(H24) 245,034 人	↗

**施策の方向 (4) 4大疾病等の対策と感染症の予防**

**目的** 「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」及び「糖尿病」の4大疾病の対策として、生活習慣の改善による予防や医療体制を確保するとともに難病医療の推進を図る。  
また、「感染症」の対策として、発生時の迅速な調査や防疫措置の適切な実施、医療体制を確保することで、まん延防止と健康被害の最小化を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
壮年期(30歳～64歳)人口10万人当たり死亡数	(H21) 253.6 人	(H24) 247.7 人	240.0 人 以下	B <sup>-</sup>
結核等の感染症の集団発生件数	(H21) 1 件	(H24) 0 件	0 件	B <sup>+</sup>

参考指標	経年変化			推移
がんの集学的治療(※)を担う 22 医療機関における 5 大がんの地域連携クリティカルパスの導入率	(H22)	(H23)	(H24)	↗
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">           ※集学的治療 手術及び化学療法、放射線 療法を組み合わせた治療         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肺がん</li> <li>・胃がん</li> <li>・肝がん</li> <li>・大腸がん</li> <li>・乳がん</li> </ul>	31.8%	54.5%	72.7%	
	40.9%	72.7%	90.9%	
	18.2%	59.1%	77.3%	
	36.4%	63.6%	86.4%	
	40.9%	63.6%	81.8%	
難病ホームヘルパー養成者数(累計)	(H22) 2,383 人	(H23) 2,509 人	(H24) 2,645 人	↗
感染症患者届出数(二・三類)※	(H22) 857 件	(H23) 766 件	(H24) 755 件	↗

※二類：結核等の5疾病 三類：腸管出血性大腸菌感染症(0157等)等の5疾病

**施策の方向 (5) 健康づくりの推進**

**目的** 県民の誰もが健康に人生を送れるよう、「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を目標に、健康を阻害する大きな要因である生活習慣病の予防対策等により、県民の健康づくりを推進する。

数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の推定数	(H20) 434,511 人	(H23) 4.1%減少 (416,878 人)	10%減少	B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
特定健診受診率 ※	(H21) 42.2%%	(H22) 43.6%	(H23) 45.6%	↗
特定保健指導実施率 ※	(H21) 13.6%	(H22) 13.8%	(H23) 14.5%	↗

※厚生労働省医療費適正化推進室提供データ

## 2 進捗評価

- ・「壮年期(30歳～64歳)人口10万人当たり死亡数」は、平成21年の253.6人から、平成24年は247.7人と5.9人の減少となっている。年齢構成の影響を除いた死亡分類別においても、がんや急性心筋梗塞などによる死亡者数は減少している。
- ・人口10万人当たりの医療施設従事医師数は、平成18年の169.9人から、平成20年は176.4人、平成22年は182.8人と順調に推移している。「ふじのくに地域医療支援センター」が推進する「専門医研修ネットワークプログラム(都道府県最多の53プログラム)」への研修医の参加数が増加していることや県の医学修学研修資金の貸与者数が増加していること等により、今後も、若い医師の増加が見込まれる。  
看護職員についても、認定看護師の育成や新人看護職員研修による資質向上、育児と仕事の両立を図る病院内保育所の運営支援等により、従事者数は平成20年の30,413人から、平成22年は32,348人、平成24年は33,645人となり順調に増加している。
- ・壮年期死亡者数や周産期死亡率の減少に向け、救命救急センターへの施設整備助成、東西2機のドクターヘリの運航体制支援のほか、総合周産期母子医療センター等へのNICU整備(増床)への助成など、救急及び周産期医療体制の整備は着実に図られている。救急搬送における医療機関への収容平均所要時間は若干増加しているものの、全国平均に比べ短時間であり、県民が必要とする保健医療サービスを受ける体制の構築が図られている。  
病院機能評価認定病院の割合は、診療報酬によるメリットがほとんどないことなどから認定の更新を行わない病院があるため減少傾向にあり、一層の推進が必要であるが、認定を受けたことのある病院の割合は増加がみられること、また、医療機関立入検査における指摘事項の改善指導の徹底により各病院で適正な医療を提供するための取組が進められた結果、検査での指摘を受けなかった病院の割合は、平成22年度以降70%台の水準を維持しており、患者本位の医療サービスの確保に向けた一定の成果が見られる。  
治験実施件数は順調に推移しており、今後とも事業を継続することにより、「ファルマバレープロジェクト第3次戦略計画」(計画期間:平成23年度～32年度)で定められた130件/年の目標を達成していくことが可能と思われる。
- ・静岡がんセンターにおいては、外来診療機能の強化及び病棟の充実・強化を図った結果、平成22年度から毎年度、外来延患者数・入院延患者数とも増加し、病床利用率も向上し、平成24年度の患者満足度も目標を上回る数値となった。引き続き、医療スタッフの確保に積極的に取り組み、より多くの患者が満足できるがん専門医療を提供していく。  
県立病院機構は、県内医療機関の中核的病院として、他の医療機関では対応困難な高度・専門・特殊医療などを提供するとともに、医療従事者の育成及び確保に努め、公的医療機関への医師派遣や医師の県内への定着促進に協力するなど、地域医療の支援に積極的に取り組んだ。その結果、平成24年度の県立3病院の患者満足度は、目標を上回る高い数値となっており、引き続き、県内医療機関の中核的病院として、高度・専門・特殊医療を提供し、患者の視点を重視した質の高い医療の提供等を通じて、患者満足度の更なる向上を目指す。
- ・本県における死亡原因の1位である「がん」対策として、地域連携クリティカルパスの導入促進等により、医療連携が図られた。また、県がん対策推進計画において課題とされた地域がん登録を平成23年度から開始し、24年3月末現在で、22年症例の登録率は、暫定で93.6%(19,984人/21,345人)となっている。  
難病医療対策としては、特定疾患医療給付により、特定疾患に関する医療の確立、普及とともに

に医療費の負担軽減が図られている。また、難病ホームヘルパーの養成(平成 24 年度:累計 2,645 人)により、重症難病患者のQOL向上が図られている。

感染症対策としては、平成 24 年度における感染症の「集団発生件数」は 0 件であるほか、感染症患者届出数(二・三類)についても減少傾向にあり、注意喚起や防疫措置について着実に効果が上がっている。

- 厚生労働省が平成 24 年 6 月に発表した都道府県別男女別健康寿命(静岡県:男性2位、女性1位)を基に、県が独自に算定した健康寿命(男女計)において、本県が全国 1 位となる中、健康寿命の更なる延伸を目指し、本県独自の健康づくりプログラム(「ふじ33プログラム」)を開発し、県内での普及を進めている。また、医療保険者等との連携による特定健診データの分析や健診の受診啓発を推進することにより受診率が向上するとともに、市町や企業による先進的な健康づくり事業に対しても、積極的に支援を行っている。こうした中、厚生労働省が創設した、健康増進・生活習慣病に対する優れた啓発・取組の表彰制度において、「ふじ33プログラム」の開発等、本県の取組が高く評価(「厚生労働大臣最優秀賞」を受賞)されるなど、本県の健康づくり対策は着実に成果を上げている。

### 3 今後の施策展開

- 医師確保対策については、「ふじのくに地域医療支援センター」を中心とする取組により、一定の効果は出ているものの、中長期的な取組としては、県内に若い研修医を呼び込み、育成し、定着してもらうことが重要である。

このため、医師については、若手医師を呼び込むために、「静岡県専門医研修ネットワークプログラム」への参加者の増加を目指すとともに、全国の医学生及び医師へのリクルート活動や情報発信の拡充を図る。また、中長期的な視点で医師を確保するために、医学生への医学修学研修資金の貸与・配置や県内高校生の医学部医学科の進学率を高めるための「こころざし育成セミナー」の充実を図るなど、世代別の医師確保対策を推進する。

看護職員確保対策については、引き続き、安定的な人材養成を行うための看護職員養成施設の運営支援や看護学生への修学資金の貸与を行うほか、看護職員を対象とする研修の充実や病院内保育所の運営支援等により離職防止を図る。また、ナースバンクによる求職中の看護職員への就業斡旋等を実施するとともに、再就業準備講習会や病院派遣型研修の実施により、潜在看護師の再就業を支援する。

- 限られた医療資源の中、救急医療、周産期医療、小児医療など「命を守る医療」の提供体制を確保・維持していく必要がある。このため、救急医療機関等の施設・設備の高度化等による個々の機能の充実や医療機関間の機能分担と相互連携の強化を図っていくとともに、救急医療体制の整備について、ドクターヘリの夜間運航に向けて引き続き調整を行っていく。

加えて、災害時における医療については、災害発生時に地域住民の生命、健康を守る医療救護体制を確立するため、地域災害医療体制の整備、災害拠点病院の機能強化、DMATの体制整備、広域受援・広域搬送体制の整備など、災害時における医療体制の充実を図る。「病院機能評価認定病院の割合」は、診療報酬によるメリットがほとんどないため、平成 22 年度、23 年度、24 年度を通じて、基準値(平成 21 年度 31.7%)を下回ったが、国への診療報酬評価の働きかけなどにより、認定率の向上を図る。

また、「ファルマバレープロジェクト第3次戦略計画」の進捗状況の毎年の検証結果や、3年ごとに実施される中間評価の結果を踏まえ、事業内容の課題や見直しについて検討することに

より、県治験ネットワークにおける治験の推進を図る。

- ・ 県立病院機構については、高度・専門・特殊医療などの更なる充実・強化や研究・研修機能の拡充などを図り、魅力ある病院として優秀な医療従事者の確保及び育成に努め、引き続き患者満足度の向上を目指す。
- ・ 静岡がんセンターにおいては、増加する放射線治療適応患者に対応するための放射線治療施設棟の新設や更新時期に合わせた医療機器の適切な整備を進め、最新の医療技術を駆使したがん医療を患者へ提供し、患者満足度の向上を図っていく。また、看護師修学資金貸与制度の利用促進により看護師確保を積極的に図るなど、現在 589 床で運営している病棟について、615 床全床の開棟を目指す。
- ・ がん対策については、引き続き、がん検診の受診を促進するほか、新しい国指定要件を満たすがん診療連携拠点病院等を整備し、がん医療の均てん化を推進するとともに、質の高いがん医療を提供していく。また、在宅緩和ケアを推進するため、県医師会等と連携し、がん診療連携拠点病院等を中心に緩和ケアが実施できる医療体制を整備する。
- ・ 難病患者等の医療、保健、福祉を推進するために、特定疾患医療の給付により、医療費の軽減を図るほか、難病患者等のQOL(生活の質)の向上を図るため、在宅の特定疾患患者に対する訪問看護を充実するとともに、療養や生活の悩みと不安を解消するため、「難病相談支援センター」において、相談と必要な支援を行う。
- ・ 感染症予防については、引き続き、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O157 等)、インフルエンザ等の感染症に関する迅速な情報提供や防疫措置等により、集団発生を防止するほか、感染症指定医療機関の整備、充実などにより、医療提供体制を確保する。
- ・ 平成 25 年度に改定する「ふじのくに健康増進計画(第 2 次)」、「ふじのくに食育推進計画」及び「静岡県歯科保健計画」に基づき、生活の質の向上と健康寿命の更なる延伸を目指し、健康づくり対策を推進する。特に、特定健診等の受診率向上を図るための健診体制の整備や受診啓発、特定健診のデータ分析による、メタボリックシンドロームや糖尿病等の地域における健康課題の把握と市町等への情報発信、市町や企業による先進的な健康づくり対策の支援、「ふじ33プログラム」の県内への普及などの取組を通じて、県民の健康づくりの一層の推進を図っていく。

## 4 取組の実績

---

### (1) 医師、看護師等の医療人材の確保

#### ○ 医師の確保

- ・ 短時間勤務医師の正規雇用について、平成 22 年度に正規雇用を行った 2 病院に対して必要な経費を助成した。
- ・ 初期臨床研修医、専門研修医の県内定着を促進するため、合同説明会等(グランシップ等 11 会場)においてリクルート活動を行った。
- ・ 子育て中の医師が育児と仕事を両立できるよう、**病院内保育所**を運営している病院に対して、運営費の助成を行っている。(平成 25 年度:45 病院予定)
- ・ 他病院と比較して、医師不足が厳しい状況にある公的病院に対して、**県立病院の医師を派遣**し、医師確保の支援を行っている。(平成 25 年度:8病院9診療科、延べ 441 日予定)
- ・ 医学生、研修医等への**医学修学研修資金**を平成 25 年度に新たに 100 人に貸与し、将来の県内病院への就業の促進を図っている。(平成 21 年度から 25 年度の 5 年間で累計 517 人貸与予定)
- ・ 医師確保対策を一元的かつ専門的に推進する**ふじのくに地域医療支援センター**において、若手医師を集めるために、「静岡県専門医研修ネットワークプログラム」を作成し(平成 23 年度:50 プログラム、平成 24 年度:53 プログラム)、リクルート活動を実施している。
- ・ 中長期的な視点で医師を確保するために、県内高校生の医学部医学科の進学率を高めるための「こころざし育成セミナー」の充実を図っており、平成 24 年度は 33 校、延 232 人の高校生が参加したほか、平成 24 年度から冬期(12 月)と春期(3 月)に、入試対策を目的とした「フォローアップセミナー」も開催し、平成 24 年度は延べ 106 人の高校生が参加した。
- ・ 県民の身近な医療に対する理解の浸透と支援の輪の拡大を図るとともに、医療従事者に対して感謝の気持ちを伝える気運を醸成するため、平成 24 年度から 9 月を「地域医療を考える月間」に制定し、2次医療圏を中心に、地域医療支援団体と県が連携し、啓発イベントを開催している。
- ・ **医科大学の設置実現**に向け、国に対して新設容認の方針転換を要請するとともに、大学関係者等と意見交換を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
病院内保育所の運営支援	計画	対象施設を継続的に支援				◎
		対象施設:35施設				
	実施状況等	病院内保育所を運営する36病院に対し運営費を助成	病院内保育所を運営する40病院に対し運営費を助成	病院内保育所を運営する43病院に対し運営費を助成	病院内保育所運営費助成(45施設)の実施	
県立病院医師の派遣	計画	10病院10診療科程度を継続的に支援				○
		派遣対象 9病院11診療科				
	実施状況等	7病院1診療所13診療科 356日	8病院1診療所9診療科 326日	10病院10診療科 411日	8病院9診療科 441日(予定)	
修学資金を活用した医師の偏在解消、県内定着促進	計画	修学資金貸与				○
		新規貸与100人			累計500人	
	実施状況等	新規95人貸与 累計225人	新規92人貸与 累計317人	新規100人貸与 累計417人	新規100人貸与(予定) 累計517人(予定)	
ふじのくに地域医療支援センターの設置・運営	計画	センター運営(指導医の確保、研修プログラムの充実、修学資金貸与者配置等)				○
		センター設置				
	実施状況等	10/18センター設置 専門医研修ネットワークプログラムの作成等 医師確保対策を総合的に推進	専門医研修ネットワークプログラムの50プログラム作成、研修医・指導医支援の実施	専門医研修ネットワークプログラム(53プログラム)の提供、研修医・指導医支援の実施、診療科再開の支援、リクルート活動の強化	専門医研修ネットワークプログラムの参加者増加、研修医・指導医支援の実施、リクルート活動の実施(予定)	
医科大学の誘致	計画	国の動向把握、候補地選定、大学との協議				○
	実施状況等	大学関係者等との意見交換 候補地の情報収集	誘致に向け、活動を継続	誘致に向け、活動を継続	誘致に向け、活動を継続	

### ○看護職員等の確保・資質の向上

- ・ 県立静岡がんセンターにおいて、平成22年度から平成24年度の各年度で3～4分野の**認定看護師教育課程を開講**し、計138名が修了した。
- ・ **特定看護師(法制化検討中)**については、国の動向等についての情報収集に努めた。
- ・ 医療の高度化、複雑化に対応するため、「静岡県立大学看護教育充実計画」を策定し、静岡県立大学が実施する短期大学部看護学科の看護学部への統合に伴う施設整備について支援を行った。
- ・ 平成22年度から平成24年度までに、単独では新人看護職員研修を完結できない病院の新人看護職員延べ1,065人に対し、集合研修型の**新人看護職員研修を実施**した。(平成25年度予定:440人)
- ・ **看護学生の実習等を指導する看護職員養成**のための実習指導者講習会や、看護師養成所

の基礎看護教育の充実のために必要な看護専任教員を養成するための看護教員養成講習会を交互に実施している。

- 看護職員が育児と仕事を両立できるよう、**病院内保育所**を運営している病院に対して、運営費の助成を行っている。(平成 25 年度:45 病院予定)
- 看護学生等に対し、県内医療機関への就業を促進するため、**看護職員修学資金の貸与**を行っている。(平成 25 年度:新規及び継続貸与者:182 人予定)
- 看護資格を持ちながら、現在看護業務に従事していない潜在看護職員で再就業を希望する者が速やかな職場復帰ができるように看護技術の実務研修等を行い、平成 22 年度から平成 24 年度に延べ 457 人が受講した。(平成 25 年度予定:210 人)
- **潜在看護職員の再就業支援**のため、県ナースセンターにおいて無料職業紹介や求人相談を実施している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
専門看護師・認定看護師の養成	計画	資格取得者 161人	210人(年度末)	260人(年度末)	310人(年度末)	◎
	実施 状況等	がん化学療法看護等4分野の研修を実施(受講者計67人)年度末資格取得者203人	緩和ケア等3分野の研修を実施(受講者計34人)年度末資格取得者256人※脳卒中リハは休止	緩和ケア等4分野の研修を実施(受講者計64人)年度末資格取得者293人※がん放射線療法看護を新規追加	緩和ケア等5分野の研修を実施(定員計110人)年度末資格取得者354人(見込)※皮膚・排泄ケアを休止し、乳がん看護を追加。脳卒中リハを再開。	
特定看護師(法制化検討中)の養成	計画	国の動向把握 高度看護教育充実 県立大学、県立病院機構等関係機関との調整	法制化等の状況を動かし、県立大学への養成コースの設置を視野に関係機関と協議			○
	実施 状況等	県立大学において、特定看護師に関する勉強会を開催	県立大学と短期大学の統合に向けた、「県立大学看護教育充実化計画」を策定	平成25年3月29日に国の検討会が、「特定行為に係る看護師の研修制度(案)」を取りまとめた	国の動向を注視し、対応について検討	
新人看護職員研修の実施(県実施分)	計画	4分野 13日間	4分野 16日間	5分野 19日間	5分野 19日間	○
	実施 状況等	県内病院の新人看護師延べ359人に対し、4分野の研修を実施	県内病院の新人看護師延べ352人に対し、4分野の研修を実施	県内病院の新人看護師延べ354人に対し、4分野13日間の研修を実施	県内病院の新人看護師に対して、4分野13日間の研修を実施。受講定員:440人	
看護職員指導者等の養成	計画	実習指導者養成	看護教員養成	実習指導者養成		○
	実施 状況等	看護学生の実習等を担当する看護職員延べ83人に対し、40日間の講習会を実施	看護教員養成講習会の実施:受講者30人、修了者30人)	実習指導者講習会の実施:受講者97人、修了者97人)	実習指導者講習会の実施:受講者100人、240時間)	
病院内保育所の運営支援	計画	対象施設:35施設	対象施設を継続的に支援			◎
	実施 状況等	病院内保育所を運営する36病院に対し運営費を助成	病院内保育所を運営する40病院に対し運営費を助成	病院内保育所を運営する43病院に対し運営費を助成	病院内保育所運営費助成(45施設)の実施	
看護職員修学資金の貸与	計画	貸与者:約250人				○
	実施 状況等	看護学生等に対し修学資金を貸与(新規及び継続貸与者計236人)	看護学生等に対し修学資金を貸与(新規及び継続貸与者計189人)	看護学生等に対し修学資金を貸与(新規及び継続貸与者計169人)	看護職員修学資金の貸与(新規及び継続貸与者:182人予定)	
潜在看護職員再就業支援	計画	受講者数:210人	講座及び実務研修の実施			○
	実施 状況等	計162人の潜在看護職員に対し、実務研修等を実施	計142人の潜在看護職員に対し、実務研修等を実施	計153人の潜在看護職員に対し、実務研修等を実施	潜在看護職員再就業準備講習会・病院派遣型再就業支援研修の実施	

## (2) 質の高い医療の確保

### ○救急医療体制の整備

- 救命救急センターを運営する5病院、小児救急医療を輪番で行う9地区に対し、運営費を助成したほか、聖隷浜松病院(救命救急センター)の施設及び医療機器整備の助成などを行い、救急医療体制の整備を支援している。
- ドクターヘリの夜間運航に向け、飛行経路新設に係る国との協議や離着陸場確保に向けた地元調整を行った。また、ドクターヘリ運航事業を行う順天堂静岡病院と聖隷三方原病院に対し、運航に要する経費を助成した。平成22年度から24年度までの2機のドクターヘリの運航回数は、3,097回であり、2,881人の患者の診療を行った。平成25年度においても、夜間運航に向けた地元調整や運航経費の助成を行っていく。
- 県民の適切な受療行動を促す啓発活動のほか、小児救急電話相談の普及啓発広報を、年間を通じて実施し、電話相談の利用促進、救急医療機関の適正利用の啓発を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
救急搬送体制の充実	計画	ドクターヘリ夜間運航に向けた調整			条件が整い次第、できるだけ早期に運航開始	●
	実施状況等	飛行経路新設に係る航空局との協議 離着陸場設置に向けた地元調査	飛行経路新設に係る航空局との協議 離着陸場設置に向けた地元調整	離着陸場候補地の再調査や地元自治体との調整	離着陸場設置に向けた地元調整	

### ○災害時医療体制の整備

- 耐震化工事を行う災害拠点病院及び2次救急医療機関に対し助成したほか、平成24年3月に県内のDMAT(災害派遣医療チーム)を有する11病院を「静岡DMAT指定病院」として指定し、静岡DMATの出動に関する協定を締結するなど、災害医療体制の充実を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
災害拠点病院等の耐震化工事への支援	計画	災害拠点病院耐震化率(現状) 94.7%			災害拠点病院耐震化率(年度末) 100%	○
	実施状況等	耐震化臨時特例事業費補助金を活用し、耐震化工事に着手	耐震化工事継続実施	耐震化工事継続実施	工事完了(予定)	

### ○周産期医療・小児医療の充実

- 「静岡県周産期医療体制整備計画」の実行計画である「地域医療再生計画(全県域版)」を平成23年11月に策定し、総合周産期母子医療センター等のNICU整備(増床)等を行うなど、**周産期医療のネットワーク体制の充実**を図っている。
- 全県を対象とした小児の救命救急医療を担う県立こども病院を小児救命救急センターとして位置付け、平成22年度から運営費を助成し、体系的な小児救急体制の充実を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
周産期医療体制の充実	計画	周産期医療体制整備計画策定		計画推進		○
	実施状況等	平成23年3月に周産期医療体制整備計画を策定 NICU:82床	地域医療再生計画(全県域版)の重点施策に位置づけ、体制整備を推進 NICU:91床	地域医療再生計画(全県域版)に基づき、体制整備を推進 NICU:104床	地域医療再生計画(全県域版)に基づき、体制整備を推進 NICU:104床(予定)	

### ○へき地医療の確保

- ・へき地医療を推進するため、県立総合病院にへき地医療支援機構を設置し、へき地医療支援計画の策定・推進、代診医師の派遣調整等を行っている。
- ・へき地医療従事医師の勤務条件の改善とへき地医療の空白防止のため、県立総合病院から公設公営病院及び診療所に対して、**代診医師を派遣**している。(平成22～24年度 延5病院 12診療所に延109日派遣)
- ・**へき地医療の充実強化**のため、施設・設備の整備を行った市町及び病院に対して補助金による支援を行っている。(平成22～24年度 延7病院3町に支援)
- ・へき地医療の提供体制を確保するため、自治医科大学卒業医師のうち、毎年10人程度をへき地病院勤務及び代診医師として派遣している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
へき地代診医師の派遣	計画		2病院 5診療所へ派遣			○
	実施状況等	2病院5診療所に対して延べ32日、代診医師を派遣	2病院3診療所に対して延べ40日代診医師の派遣	1病院4診療所に対して、延べ37日代診医師を派遣	1病院4診療所に対して、延べ40日程度の代診医師の派遣を予定	
へき地医療を担う診療所等の施設・設備整備の支援	計画		へき地に所在する診療所等を支援			○
	実施状況等	3病院1町の施設・設備の整備に要した経費に対して補助金を交付	2病院1町の施設・設備の整備に要した経費に対して補助金を交付	2病院1町の施設・設備の整備に要した経費に対して補助金を交付	1病院2町に対して補助金を交付予定	

### ○医療資源を有効活用した医療機関の連携促進

- ・平成22年度から24年度にかけて、郡市医師会延13団体に対し、地域連携クリティカルパス等の連携ツールの普及・推進、病診連携体制整備等に関する事業を委託した。平成25年度においても、引き続き郡市医師会に対して事業を委託し、地域の医療連携体制の構築を推進していく。

### ○患者本位の医療サービスの確保

- ・県民が正確な情報に基づき適切に医療機関を選択することができるよう、県内の全医療機関に対し、県への医療機能情報の報告を要請し、各医療機関から報告された医療機能情報を、休日・夜間当番医等の救急医療情報と併せてインターネットで県民に広く提供している。
- ・県が作成する「静岡県病院名簿」及び県のホームページに、第三者評価機関である公益財

団法人日本医療機能評価機構から認定を受けた「病院機能評価認定病院」の一覧を掲載し、制度や該当する病院の周知を図っている。

- 各医療機関における医療事故防止対策を推進し、安全な医療体制の確保を目的として、平成 22 年度から平成 24 年度までの間、医療安全推進研修会(計6回、参加者計 1,098 人 H25:350 人予定)や医療安全管理シンポジウム(計9回、参加者計 1,149 人 H25:350 人予定)等を開催するとともに、院内感染対策の推進を目的として院内感染対策セミナー(計6回、参加者計 2,631 人 H25:850 人)を開催した。医療安全相談窓口担当職員の接遇の向上や相談への適切な対応を目的とした医療安全支援センター研修等に担当職員を参加させ、資質の向上を図っている。
- 医療安全相談窓口担当職員の接遇の向上や相談への適切な対応を目的とした医療安全支援センター研修等に担当職員を参加させ、資質の向上を図っている。
- 医療安全対策を立入検査における重点項目の一つとして位置付け、県内の病院については毎年度全病院を、診療所及び助産所については、平成 22 年度から平成 24 年度までの間、3,602 箇所の診療所及び 23 箇所の助産所に対し立入検査を行い、医療安全対策の徹底を指導した。
- 公益社団法人静岡県病院協会が行う医療従事者を対象とした医療メディエーター養成研修の開催を支援した。(平成 22 年度から平成 24 年度までに計8回、参加者計 255 人)

### ○質の高い医療サービスの提供

- 耐震化工事(建替・補強)を行う災害拠点病院及び2次救急医療機関に対し助成したほか、医療機器の整備・充実を行う救急、周産期医療機関等に助成し、医療施設の高度化を推進している。
- 患者情報の共有化を図るため、県立総合病院が構築した電子カルテを Web 上で共有する「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の運営に参加し、システムの拡充に協力している(平成 23 年度運用開始以降、20 病院、79 診療所、22 薬局、7訪問看護ステーションが参加)。
- 志太榛原地域や中東遠地域において、病院及び診療所の機能分担・連携を推進するため、診療情報の共有化に着手し、医療連携体制の強化を図っている。

### ○先進医薬の普及促進のための治験の推進

- 国内最大規模の治験ネットワークとなった「静岡県治験ネットワーク」を構成する 28 病院では、治験が積極的に行われるようになってきており、ネットワークでは、平成 24 年度末現在、86 治験について受託契約を締結し、延べ 147 病院で実施されている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
静岡県治験ネットワークによる治験の推進	計画	第2次戦略計画※の評価 第3次戦略計画※の策定		第3次戦略計画の推進		○
	実施状況等	第2次戦略計画※の評価を実施 第3次戦略計画※を策定	第3次戦略計画を推進	第3次戦略計画を推進	第3次戦略計画を推進	

※ファルマバレープロジェクト 第2次戦略計画(平成19年度～平成22年度)、第3次戦略計画(平成23年度～平成32年度)

## ○医薬品等の安全・安心の確保

- ・ 民間薬剤師 44 人を「薬学リーダー」として委嘱し、県民を対象に「薬とくらしの教室」を開催するなど、医薬品に関する正しい知識の普及に努めている。
- ・ 医薬品等の製造販売業者等に対し、医薬品等の品質確保を図るため、許認可の厳格な審査、品質保証体制等の監視指導を実施している。
- ・ 現在、医薬品や医療機器の製造分野においては、国際化への対応が求められており、監視体制、監視員の質及び試験検査体制等について国際的整合性を図る取組を進めている。
- ・ 薬局、医薬品等販売業者等に対し、医薬品等の管理状況や販売時における適切な情報提供などについて監視指導を実施している。
- ・ 開局時間や提供サービスの内容など、医療提供施設として各薬局が有する機能情報を「医療ネットしずおか」にて提供することにより、県民の薬局の選択や医療機関との連携を支援している。
- ・ 静岡県献血推進大会の開催、マスメディアによる広報、高校生ボランティアによる啓発活動など、市町・血液センター等と連携して献血を推進し、医療で必要な輸血用血液を県民の献血により確保している。

## (3) 静岡県立静岡がんセンター、静岡県立病院機構による高度専門医療の提供

### ○静岡県立静岡がんセンターによるがん高度専門医療の提供

- ・ 平成 22 年度から平成 24 年度の間に 557,808 人の入院延患者、703,262 人の外来延患者に放射線治療、陽子線治療をはじめ、遠隔操作型内視鏡下手術装置(ダ・ヴィンチ)を使用した手術等高度な専門医療を提供した。また、外来診察室や内視鏡エリアを拡充するなど病院本棟の改修工事を実施し、外来治療患者の待ち時間解消に努めている。
- ・ よろず相談事業として年間約 12,000 件の県民のがんに関する相談に幅広く対応した。また患者、家族向けの出張がんよろず相談や県民向け公開講座を実施するなど、がん関連情報を積極的に提供している。
- ・ 医師レジデント制度、認定看護師教育課程などを活用し、自ら育成した優秀な人材を常勤職員として積極的に採用している。

### ○静岡県立病院機構による高度・専門・特殊医療の提供

- ・ 県立総合病院は、県内医療機関の中核的病院として、循環器病センター機能を活かした高度な専門的医療、がん疾患患者に対する高度な集学的治療及び救急医療の提供に取り組んだ。平成 25 年度からは救命救急センターの運用を開始し、より重篤な救急患者に対する救命医療の提供や基幹災害拠点病院として災害時医療の機能強化に努めている。また、地域の医療機関向けに高度医療機器の共同利用や医療情報のネットワーク化を推進し、地域医療との連携に取り組んでいる。
- ・ 県立こころの医療センターは、専門病棟を有して精神科救急・急性期医療を提供するとともに、退院後の患者に対する心理教育等の実施や地域生活支援モデルの構築を進めた。また、司法精神医療分野では、心神喪失等の状態で犯罪を犯した者の社会復帰を目的とする医療観察法病棟を2床から 12 床へ増床して機能充実を図るなど、県内唯一の指定入院医療機関としての役割を果たしている。
- ・ 県立こども病院は、県内小児医療の中核的病院として、小児重症心疾患患者に対する 24 時

間体制での高度専門的治療やNICU(新生児集中治療室)を12床から15床に増床してハイリスク胎児・妊婦、新生児に対する高度な先進的治療の機能充実を図るとともに、児童精神分野における中核的機能の発揮や静岡県小児がん拠点病院として高度な集学的治療に積極的に取り組んだ。また、PICU(小児集中治療センター)を中心とした小児救急医療体制の充実・強化を図り、小児救急医療の最後の砦としての役割を果たしている。

#### (4) 4大疾病等の対策と感染症の予防

##### ○総合的ながん対策の推進

- ・ がん検診の受診率向上に向けた協定締結企業等(平成25年8月時点で37社と締結)との連携・協働による県民への啓発活動を推進し、がん検診の受診率の向上を図っている。
- ・ がん診療連携拠点病院11、静岡県地域がん診療連携推進病院7、静岡県小児がん拠点病院1、がん相談支援センター3の計22施設の整備により、がん医療の均てん化推進を図っている。
- ・ がん診療連携拠点病院11施設を中心に、地域連携クリティカルパスの導入促進を図り、医療連携や在宅における緩和ケアを推進している。
- ・ 静岡がんセンターでは、平成22年度から平成24年度の間、557,808人の入院延患者数、703,262人の外来延患者数を数え、放射線治療、陽子線治療をはじめとする高度な専門医療を提供している。
- ・ がん診療連携拠点病院及び静岡県地域がん診療連携推進病院に設置されているがん相談支援センターに加え、これがない賀茂及び熱海伊東医療圏において3病院にがん相談支援センターを設置するとともに、静岡県小児がん拠点病院として県立こども病院を指定し、小児がん患者に対する相談支援を行っている。また、同病院は血液腫瘍に対して骨髄・末梢血幹細胞・臍帯血移植などの治療法で対応しており、術後5年生存率は世界標準を上回っている。
- ・ がん予防教育指導者研修(H24:64人)、在宅ターミナルケア等研修(H24:183人)、マンモグラフィ講習会(H24:137人)など、県内医療従事者に向けたがん専門研修を実施した。
- ・ 実効性の高いがん対策を推進するため、平成23年度から新たに地域がん登録を開始した。
- ・ 平成20年3月に策定した県がん対策推進計画は、平成24年度末をもって計画期間が満了したことから、国新がん対策推進基本計画を踏まえ、県がん対策推進協議会における協議等を経て、平成25年3月、県計画を改定した。
- ・ 静岡がんセンター研究所では、大学や企業との共同研究や、新規抗がん剤等による治験の推進のほか、地元企業との協働による製品開発を行うなどファルマバレープロジェクトを推進している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
総合的ながん対策の推進 県がん対策推進計画の見直し	計画			計画の見直し	新計画に基づく対策の推進	○
	実施状況等	静岡県がん対策推進協議会による事業評価の実施	静岡県がん対策推進協議会による事業評価の実施	・静岡県がん対策推進協議会における協議(3回開催) ・パブリックコメント ・計画改定	・新計画に基づく対策の推進 ・静岡県がん対策推進協議会による事業評価の実施	
がん検診の啓発及び受診率向上の取組	計画			50%以上		○
	実施状況等	・対がん協会への委託による普及啓発 ・がん検診受診率向上に向けた企業・団体との協定締結 ・特定健診との同時実施に向けた関係機関との会議の開催	・対がん協会への委託による普及啓発 ・がん検診受診率向上に向けた協定締結企業・団体と連携した普及啓発 ・特定健診との同時実施に向けた調査の実施	・対がん協会への委託による普及啓発 ・がん検診受診率向上に向けた協定締結企業・団体と連携した普及啓発 ・特定健診との同時実施に向けた調査の実施	・対がん協会への委託による普及啓発 ・がん検診受診率向上に向けた協定締結企業・団体と連携した普及啓発 ・特定健診との同時実施に向けた調査の実施	
国指定の拠点病院、県指定の推進病院等の整備	計画			制度の見直し	見直しに基づく体制整備	○
	実施状況等	国指定11病院、県指定8病院	国指定11病院、県指定8病院	国指定11病院、県指定8病院	国指定11病院、県指定8病院	
全2次医療圏におけるがん相談支援センターの整備	計画		22病院	制度の見直し	見直しに基づく体制整備	○
	実施状況等	22病院	22病院	22病院	22病院	

### ○ 脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病対策の推進

- ・ 脳卒中等の発症予防につながる**特定健診の受診率向上**のため、医療保険者等と協力して、普及啓発を行ったほか、49万人分の特定健診のデータの収集・分析を行い、保険者、市町単位で総合的に分析評価を行った。
- ・ ドクターヘリの運航事業を行う順天堂静岡病院と聖隷三方原病院に対する運行経費への助成や救命救急センターを運営する5病院、小児救急医療を輪番で行う9地区に対する運営費助成、聖隷浜松病院(救命救急センター)の施設及び医療機器整備の助成などを行い、脳卒中や急性心筋梗塞の発症直後の**救急搬送体制や救急医療体制の整備**を図っている。
- ・ 県立総合病院では、12床のCCU(冠疾患集中治療室)・ICU(集中治療室)を24時間365日体制で運用し、循環器病センター機能を活かした高度な専門的医療を提供し、県立こども病院においても、カテーテル治療など新しい治療方法の導入や心エコー画像のリアルタイム遠隔診断など、高度先進的な治療を提供した。
- ・ 国の医療計画の見直し指針(平成24年3月)を受け、平成25年3月、「静岡県保健医療計画」を一部改定した。当該計画に基づき、脳卒中については、発症後から在宅に至るまでの医療連携体制の強化等を図り、急性心筋梗塞については、AED等による病院前

処置の対応を充実させ、糖尿病については、特定健診等の受診勧奨や特定保健指導の実施や歯科医師との連携による初期・安定期治療での歯周治療を広めていく。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
特定健診等の受診率向上 (特定健診・特定保健指導の促進)	計画	実態調査 市町支援			制度改正を 踏まえた促進	○
	実施 状況等	医療保険者における 特定検診・特定保健 指導実施状況調査 を実施	特定健診受診促進 のための周知・啓 発。特定健診等デー タの収集・分析・提 供	特定健診等データ量 の増加に伴う詳細分 析、情報提供。優良 企業表彰の実施	医療保険者における 実施状況調査、特定 健診・特定保健指導の データ分析、情報提 供。優良企業表彰の実 施。	
救急搬送体制の充実	計画	ドクターヘリ夜間運航に向けた調整		条件が整い次第、できるだけ早期に 運航開始		●
	実施 状況等	飛行経路新設に係 る航空局との協議 離着陸場設置に向 けた地元調査	飛行経路新設に係 る航空局との協議 離着陸場設置に向 けた地元調整	離着陸場候補地の 再調査や地元自治 体との調整	離着陸場設置に向 けた地元調整	

### ○ 難病医療の推進

- ・ 国指定疾患 57 疾患の患者 24,000 人、県指定疾患 2 疾患の患者 844 人の計 24,844 人に対し、特定疾患医療を給付し、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、**医療費の負担軽減**を図っている。
- ・ 在宅で人工呼吸器を使用している特定疾患患者に対し、訪問看護を実施した。(平成 22～24 年度 延べ 11 人 計 639 回)
- ・ 療養や生活の悩みと不安を解消するため、「難病相談支援センター」において、相談と必要な支援を行った。(平成 22～24 年度:相談実績延べ 6,300 件)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
医療費負担の軽減 (特定疾患治療研究事業の推 進)	計画	特定疾患医療の給付				○
	実施 状況等	国指定疾患(57疾患) 県指定疾患(2疾患) 計59疾患(22,714人) に医療給付を実施	国指定疾患(57疾患) 県指定疾患(2疾患) 計59疾患(23,616人) に医療給付を実施	国指定疾患(57疾患) 県指定疾患(2疾患) 計59疾患の対象患者 (24,844人)に医療給付 を実施	国指定疾患(57疾患) 県指定疾患(2疾患) 計59疾患の対象患者 に医療給付を実施	

### ○ 感染症対策の推進

- ・ 感染症患者を診察した医師や指定届出医療機関から提供された情報を、国・県・健康福祉センターを結んだオンラインシステムにより集計して、各関係機関に情報を還元したほか、報道機関を通じての県民への注意喚起、感染症予防に関する人材養成や**感染症に関する正しい知識の普及等**を行った。また、感染症指定医療機関に対して運営費の助成を行い、感染症患者に対する良質で適切な医療の提供の確保を図った。こうした取組により、感染症の「集団発生件数」は平成 23 年度に1件あったものの、平成 24 年度は 0 件であり、感染症患者届出数(二・三類)についても、減少傾向にある。
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬については、平成 23 年度までに 74.5 万人分を確保しており、平

成 25 年度以降も、国の方針に基づき、必要な備蓄を行い、**新型インフルエンザ対策を推進**していく。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
感染症に関する情報提供や防疫措置等の実施	計画	発生動向に応じて実施				○
	実施状況等	感染症発生動向調査事業の実施 (患者発生情報の収集と関係機関への情報還元)	感染症発生動向調査事業の実施 (患者発生情報の収集と関係機関への情報還元)	感染症発生動向調査事業の実施 (患者発生情報の収集と関係機関への情報還元)	感染症発生動向調査事業の実施 (患者発生情報の収集と関係機関への情報還元)	
新型インフルエンザ対策の推進	計画	(仮)新型インフルエンザ対策総合行動計画の策定				○
		計画に基づく対策の推進				
	実施状況等	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 約 5.7万人分 累計 約 61.3万人分	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 約 13.2万人分 累計 約 74.5万人分 発生状況に応じて放出	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 74.5万人分を維持	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 74.5万人分を維持	
実施状況等	国の行動計画策定作業に関する情報収集	国の行動計画策定作業に関する情報収集	国作業の進捗把握 県行動計画の策定	国作業の進捗把握 県行動計画の策定		

## (5) 健康づくりの推進

### ○ 生活習慣病対予防対策等の推進

- 厚生労働省が平成 24 年 6 月に発表した都道府県別男女別健康寿命(静岡県:男性2位、女性1位)を基に、県が独自に算定した健康寿命(男女計)において、本県が全国 1 位となった。
- 運動や食生活の改善に加え、本県独自となる社会参加をメニューに取り入れた「**ふじ33プログラム**」を開発し、平成 25 年度から本格的に県内市町や企業等への普及を進めている。
- 市町が実施する先進的な健康づくり事業(「健康マイレージ事業」)の全県での普及を目指して市町を支援するほか、企業等の優れた健康づくりの取組を表彰するなど、健康づくりの取組の裾野の拡大を図り、平成 25 年度においても、引き続き支援を行っていく。
- 特定健診受診率の向上**のため、医療保険者等と協力して、普及啓発を行ったほか、53 万人分の特定健診のデータの収集・分析を行い、保険者、市町単位で総合的に分析評価を行った。これにより、地域の健康課題を明確にして、生活習慣病予防対策に活用していく。
- 禁煙及び受動喫煙防止の活動を行う団体等への支援や飲食店等への分煙支援を行う一方、「たばこについて考えることもサミット」の開催等により青少年への教育を強化するなど、県民の主体的な受動喫煙防止対策を推進している。
- 平成 23 年度に、地域障害者歯科連絡会議を県内3会場にて実施するなど、障害のある人に対する歯科保健医療を推進している。
- 「静岡県の地域資源を活用した健康づくり体験ガイドブック」を発行し、県民に向けて情報発信を行った。また、平成 25 年度から「花」「お茶」「温泉」などの本県の魅力を加味した健康づくりイベントを実施する。

- 平成 25 年 3 月、健康増進・生活習慣病予防の優れた取組に対する国の表彰制度(「第1回健康寿命をのばそう!アワード」)において、「ふじ33プログラム」等の本県の取組が高く評価され、「厚生労働大臣 最優秀賞」を受賞した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ふじのくに健康増進計画の策定・推進	計画	計画策定	計画推進、市町支援			○
	実施状況等	「ふじのくに健康増進計画」策定	「ふじのくに健康増進計画推進協議会」及び部会の開催等による計画推進	計画の推進 ふじ33プログラムの開発	計画の改定 ふじのくに健康長寿プロジェクトの推進	
特定健診・特定保健指導の促進	計画	実態調査	市町支援		制度改正を踏まえた促進	○
	実施状況等	医療保険者における特定健診・特定保健指導実施状況調査を実施	特定健診受診促進のための周知・啓発。特定健診等データの収集・分析・提供	特定健診等データ量の増加に伴う詳細分析、情報提供。優良企業表彰の実施。	医療保険者における実施状況調査、特定健診・特定保健指導のデータ分析、情報提供。優良企業表彰の実施。	
喫煙による健康被害の防止	計画	受動喫煙防止ガイドライン策定	禁煙、受動喫煙防止の支援 青少年への教育の充実			○
	実施状況等	「公共的な施設における受動喫煙防止ガイドライン」策定、配布	県民の自主的活動の支援(4団体)と顕彰。こどもサミットの開催(中部)	県民の自主的活動の支援(7団体)と顕彰。こどもサミットの開催(西部)	県民の自主的活動の支援と顕彰。こどもサミットの開催(東部)。公共施設における受動喫煙実態調査の実施。	
静岡県歯科保健計画の策定・推進	計画	計画策定	計画推進、市町支援			○
	実施状況等	「静岡県歯科保健計画」の策定	県、市町の8020推進会議を設置し、推進体制を整備	市町の8020推進会議設置を支援し、歯科保健推進体制を整備	静岡県歯科保健計画の改定。市町の8020推進会議設置を支援し、歯科保健推進体制を整備	
健康づくりプログラムの開発	計画	開発		活用促進		○
	実施状況等	事例集「地域資源を活用した健康づくりの取組」の作成、配布	地域資源(温泉等)を利用した健康づくりの検証 体験ガイドブックの発行	地域資源(温泉等)を利用した健康づくりプログラムの開発	地域資源(花、お茶、温泉等)等、本県の魅力を加味した健康づくりイベントの実施	

### ○ ふじのくに食育の推進

- 「ふじのくに食育推進計画」に基づき、栄養に関する知識、地域の特色ある食文化等、食に関する知識や関心を高めるための啓発を行う一環として、平成 23 年 6 月、「食のもてなし、知る・つくる・楽しむ」をテーマに第6回食育推進全国大会(「ふじのくに食育フェア 2011」)を三島市において開催し、過去最高 51,000 人の来場者が会場を訪れた。  
大会の開催によって、関係者は「朝食の欠食」「若い世代の食への関心の低さ」といった課題の改善意識を高め、一般県民は、「食育」の大切さを認識することとなった。
- 全国大会開催を契機に広まりを始めた「食育」への意識をさらに高めていくため、県主体によ

り、平成 24 年度は、地域の特色を生かした「ふじのくに地域食育フェア in 中部」を開催し、平成 25 年度は西部地域での開催を予定している。

- 官民の協働と連携により、6月の「食育月間」、毎月 19 日の「食育の日」を中心としたキャンペーン事業、食育教室の開催等の食育推進活動の展開と市町食育推進計画の策定及び計画推進の支援を行い、食育推進体制を整備している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ふじのくに食育推進計画の策定・推進	計画	計画策定	計画策定、市町支援			○
	実施状況等	「ふじのくに食育推進計画」の策定、配布	計画推進 市町食育推進計画の作成、推進支援 第6回食育推進全国大会の開催	計画推進 市町食育推進計画の作成、推進支援 ふじのくに地域食育フェアの開催(中部)	計画の改定 市町食育推進計画の推進支援 ふじのくに地域食育フェアの開催(西部)	

### 3-3-3 障害のある人の自立と社会参加

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	障害のある人が、障害のない人と同じように生活し、社会参加する社会を目指すノーマライゼーションの理念の浸透を進め、自らが選択し、決定するという考えの下に、住み慣れた地域の中で、働き、その人らしく輝きながら自立した生活を送ることができるように支援する。
----	--

#### 施策の方向 (1) ライフステージに応じた支援

目的	障害の種別を問わず、障害のある人が自ら選択・決定し、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らすことができるよう、相談支援体制及び福祉サービス等の充実、経済的負担の軽減などの支援を進める。
----	---

数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
自分の住んでいるまちが、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合	(H21) 20.7%	(H24) 62.0%	60%	B <sup>+</sup>

※基準値は「障害のある人が安心して暮らせるまち」だと思ふ県民の割合

参考指標	経年変化			推移
県内市町における地域自立支援協議会の設置率 (各年度3月末日現在)	(H22) 88.6%	(H23) 97.1%	(H24) 97.1%	↗
高次脳機能障害者から支援拠点機関への相談件数 (延件数)	(H22) 2,703 件	(H23) 4,025 件	(H24) 4,611 件	↗
障害福祉サービス等利用者数(各年度3月実績、 訪問系・日中活動系・居住系サービスの利用者数)	(H22) 16,970 人	(H23) 20,645 人	(H24) 23,444 人	↗
精神科救急情報センターの利用件数	(H22) 1,747 件	(H23) 2,012 件	(H24) 2,458 件	↗

#### 施策の方向 (2) 自立と社会参加に向けた総合的支援

目的	障害のある人が住み慣れた地域の中で障害のない人と同じように生活ができるように、生活の場の確保、地域生活への移行支援、就労支援を行うとともに、情報保障の充実、芸術活動・スポーツ活動の振興により、多様な社会参加を促進する。
----	---

数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合	(H18) 20.2%	(H24) 45.4%	70%	B <sup>-</sup>
障害者雇用率	(H21) 1.65%	(H24) 1.65%	2.0%	C

参考指標	経年変化			推移
福祉施設入所から地域生活に移行した障害のある人の数 (各年度内)	(H22) 102 人	(H23) 111 人	(H24) 68 人	→
福祉施設から一般就労に移行した障害のある人の数 (各年度内)	(H22) 239 人	(H23) 222 人	(H24) 319 人	↗
精神障害のある人の精神科医療機関の平均在院 日数	(H22) 270.0 日	(H23) 270.0 日	(H24) 260.2 日	→
静岡県障害者スポーツ大会の参加選手人数 (団体競技の監督・コーチを含む)	(H22) 3,189 人	(H23) 2,966 人	(H24) 2,671 人	↘

## 2 進捗評価

---

- 「自分の住んでいるまちが、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合」は、平成24年度には62.0%となり、目標値の60%を上回るとともに、地域自立支援協議会の設置率は平成25年度中に100%となることが見込まれ、高次脳機能障害者からの相談件数が上昇するなど、相談・支援体制の整備が着実に行われ、障害福祉サービス等の利用者数も増加するなど、福祉サービスの充実が図られていることから、障害のある人が、住み慣れた地域の中で自立して生活するために必要な支援は順調に進んでいる。
- 「自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合」は、平成18年度の20.2%から平成24年度には45.4%となり大幅に増加したが、目標の70%には隔たりがある。施設入所から地域生活へ移行した障害のある人の人数、精神科医療機関の平均在院日数は、いずれも横ばいとなっているが、地域移行の拠点となるグループホーム・ケアホームの整備は進み、平成25年4月1日現在での指定件数が162件と平成21年4月の106件から52.8%の増と順調に増加しており、また、日中活動系・訪問系のサービス事業所についてもこの4年間で順調に増加するなど地域生活への移行の促進のための基盤整備は進んでいる。
- 障害のある人の雇用を取り巻く状況は依然として厳しいものの、障害者総合支援法に基づく就労移行等の就労系サービス提供量の増加や、県内8か所の障害者就業・生活支援センターによる就労から生活までの一体的な支援やジョブコーチの派遣、職場実習及び職場適応訓練の実施等のほか、障害者働く幸せ創出センターを拠点とした就労に関する情報提供等のきめ細かな就労支援等により、福祉施設から一般就労への移行の平成24年度実績は319人にのぼり、前年度を大きく上回った。  
静岡県障害者スポーツ大会への参加選手人数は減少傾向であるが、盲ろう者向け通訳・介助者を新たに18人養成するとともに、視覚障害に対する理解促進等の啓発活動の充実を図った。  
さらに、平成24年度からは、相談支援専門員の有資格者を大幅に増員し養成するなど、障害のある人の自立と社会参加に向けての取組を進めている。

## 3 今後の施策展開

---

- 障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、身体・知的・精神などのほか、発達障害や高次脳機能障害などの障害特性に対応できる相談支援体制を更に強化することが必要である。  
このため、平成25年度から障害保健福祉圏域ごとに圏域自立支援協議会を設置するとともに圏域スーパーバイザーを配置し、地域自立支援協議会の活動を支援し、質的な向上を図っていく。  
また、福祉人材の養成については、より効果的な養成研修の実施に努め、民間指定事業者による養成研修の実施と併せて相談支援従事者や同行援護従業者等の養成を推進していく。  
在宅重症心身障害児(者)への支援強化については、在宅支援事業の全県実施に向けて、関係機関との検討を進めるとともに、ケアマネジャーの養成等を推進していく。  
あわせて、発達障害者支援センターにおける、困難事例等への技術的、専門的支援や、開業医等を対象とする専門的な研修等を、引き続き実施していく。
- 障害のある人が、地域の中で障害のない人と同じように生活ができるようになるためには、地

域生活の場の確保、雇用機会の確保等を更に進める必要がある。

このため、地域生活の拠点となるグループホーム等について、市町ごとに整備目標を設定し、計画的な整備を進めるとともに、企業への障害者雇用の働きかけを強化していく。

また、雇用機会の確保については、障害者就業・生活支援センターや障害者働く幸せ創出センターを拠点とする就労支援を引き続き行うほか、平成25年度からの障害者優先調達推進法の施行を契機に、県や市町からの官公需の発注拡大を促進し、工賃水準の着実な向上につなげていく。

さらに、障害のある人のスポーツ、芸術活動の振興を引き続き図るとともに、今後予定されている障害者総合支援法をはじめとする主要な制度の改正等に的確に対応し、障害のある人の自立と社会参加の促進に取り組んでいく。

## 4 取組の実績

---

### (1) ライフステージに応じた支援

#### ○多様な障害に応じた相談・支援体制の充実

- ・ 県内 18 地域(22 市 12 町)で地域における**相談支援体制を充実**する地域自立支援協議会の設置が完了し、未設置の1市についても平成 25 年度中の設置の意向であることから、設置率 100%の達成が見込まれる。
- ・ **高次脳機能障害**のある人やその家族に対する医療相談を実施するとともに、支援拠点機関に配置した支援コーディネーターによる相談支援を行い、適切な医療機関等の紹介や就労訓練等を希望する者への助言・指導の充実を図っている。
- ・ 地域生活定着支援センターにおいて、**触法行為を行った障害者等への支援**を行い、平成 21 年度から平成 24 年度末までに 51 人の社会復帰等が実現した。
- ・ 各種**福祉人材の養成**研修を開催し、ホームヘルパーについては、平成 19 年度から平成 24 年度までに 474 人を、また、ガイドヘルパー(視覚・全身性障害者移動介護従業者)については、平成 19 年度から平成 23 年度までに 2,233 人を養成した。ガイドヘルパーのうち視覚障害者移動介護従業者は、平成 23 年 10 月から同行援護従業者に移行し、平成 24 年度には 693 人を養成した。また、平成 22 年度から平成 24 年度までに相談支援従事者を 646 人養成した。平成 25 年度も福祉人材の養成を進めていく。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
相談支援体制の充実	計画	地域自立支援協議会等の設置促進				○
	実施状況等	県内15地域(21市10町)で地域自立支援協議会設置が完了	県内では18地域(22市12町)で設置が完了	県内では18地域(22市12町)で設置が完了	未設置の1市に設置を促す	
高次脳機能障害者への支援	計画	医療から地域生活まで切れ目のない相談支援体制の提供				○
	実施状況等	・医療相談会 22回 48人(延べ人数 52人) ・支援拠点機関の相談支援人数 283人(延べ人数 2,703人)	・医療相談会 22回 56人(延べ人数 58人) ・支援拠点機関の相談支援人数 424人(延べ人数 4,025人)	・医療相談会 20回 57人(延べ人数 59人) ・支援拠点機関の相談支援人数 441人(延べ人数 4,611人)	引き続き医療相談会や支援拠点機関による相談支援等を継続実施	
触法障害者等の社会復帰支援	計画	地域生活定着支援センターによる福祉サービス利用支援				○
	実施状況等	・支援終了者(H21.7.1~)14人 ・現在支援継続中 9人	・23年度の支援終了者 16人 ・現在支援継続中 7人	・24年度の支援終了者 21人 ・現在支援継続中 10人	引き続き触法障害者等の社会復帰支援を継続	
福祉人材の養成	計画	ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の養成研修の実施等				○
	実施状況等	各種福祉人材の養成研修を実施(養成者数) ・ホームヘルパー342人 ・ガイドヘルパー1,605人 ・相談支援従事者176人	各種福祉人材の養成研修を実施、指定民間事業者の養成研修を支援(養成者数) ・ホームヘルパー408人 ・ガイドヘルパー2,233人 ・相談支援従事者199人 ※民間実施分を含む	各種福祉人材の養成研修を実施、指定民間事業者の養成研修を支援(養成者数) ・ホームヘルパー474人 ・同行援護従業者693人 ・相談支援従事者271人 ※民間実施分を含む	引き続き各種福祉人材の養成研修を実施する他、指定民間事業者の養成研修を支援 ・同行援護従業者300人 ・相談支援従事者320人他 ※民間実施分を含む	

### ○ニーズに応じた福祉サービスの充実

- ・ 障害者支援施設等の指定件数は、平成25年4月1日現在78件で昨年同時期と比べ1件増加し、障害福祉サービス事業所の指定件数は1,561件で昨年同時期と比べ92件増加し、サービスを提供する指定事業所の数は増加している。
- ・ **在宅重症心身障害児(者)への支援**について、ケアマネジャーの養成研修を開催し、平成23年度から平成24年度までの間、44人養成した。また、東部地区中核施設については、施設、利用者の保護者等との意見交換を行い、機能充実に向けた調整を行っている。
- ・ 県立浜松学園においては訓練内容の見直しを行い、県立富士見学園においては指定管理者評価委員会の意見を運営に反映させるなど、支援内容の充実を図った。
- ・ 平成22年度から平成24年度までの間、**障害福祉サービス事業所を整備**した8箇所に対し助成を行い、障害のある人の地域生活を支援するための環境整備を図っている。(H25:10箇所予定)
- ・ **障害者福祉施設等の安全・安心を確保**するため、平成22年度から平成24年度までの間、14箇所の耐震化整備及びスプリンクラー未整備の13箇所の設置整備に対し助成を行った。

(H25:耐震化2箇所予定)

- 福祉サービス第三者評価について、平成24年度までに児童、高齢、障害の分野で累計259施設が受審しており、福祉サービスの向上や利用者によるサービスの選択に資する適切な情報の提供に寄与している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
在宅重症心身障害児(者)への支援強化	計画	在宅支援モデル事業の実施(2箇所)		全県実施を検討		○
	実施状況等	ケアマネジャーの養成(カリキュラム作成)	研修実施			
障害者施設等整備の促進(創設、改築、大規模修繕によるサービスの充実)	計画	3箇所	2箇所	2箇所	2箇所	◎
	実施状況等	2箇所	4箇所	2箇所	10箇所(内示ベース)	
入所施設等の安全確保	計画		耐震化推進・スプリンクラー整備促進			○
	実施状況等	耐震化 7箇所 スプリンクラー 3箇所	耐震化 7箇所 スプリンクラー 9箇所	スプリンクラー 1箇所	耐震化 2箇所	

### ○発達障害者支援の充実

- 発達障害者支援センター(「こども家庭相談センター総合支援部」及び「診療所あいら」)において、平成22年度から平成24年度までの間、市町や地域等からの困難事例3,730件について技術的、専門的支援を行うとともに、平成24年度に発達障害者支援センター(東部)を設置し、支援の強化を図った。
- 開業医を対象とした専門的な研修等については、従来よりも少人数に対する高度な研修とするなど、内容の充実を図り、地域の支援人材の養成や体制づくりを推進している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
発達障害者支援の充実	計画	発達障害者支援センターによる相談・助言等支援体制の充実・強化				○
	実施状況等	開業医等を対象にした専門講座、研修会の実施				
	実施状況等	相談・支援の実施 医師研修 3回 延べ113人	相談・支援の実施 医師研修 2回 延べ64人	相談・支援の実施 医師研修 1回 延べ42人	相談・支援の実施 医師研修 1回 延べ42人	

### ○精神疾患患者の医療保護の推進

- ・ 県内 10 箇所 に 休 日、夜 間 に 対 応 す る 精 神 科 救 急 医 療 施 設 を 設 置 し、迅 速 な 医 療 の 提 供 と 保 護 に 努 め る と と も に、精 神 科 救 急 情 報 セ ン タ ー を 設 置 し、毎 日 24 時 間 体 制 で 精 神 科 医 療 に 関 す る 緊 急 的 な 相 談 に 応 じ て い る。
- ・ 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー に お い て、社 会 的 ひ き こ も り 専 門 外 来 を 中 心 に 診 療 事 業 等 を 実 施 し て い る。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
精神疾患患者の救急医療体制の確保	計画	精神科救急医療体制の確保				○
	実施状況等	・精神科救急医療施設利用状況(外来受診者 1,369人 うち入院者 546人) ・精神科救急情報センター利用件数 1,747件	・精神科救急医療施設利用状況(外来受診者 1,455人 うち入院者 551人) ・精神科救急情報センター利用件数 2,012件	・精神科救急医療施設利用状況(外来受診者 1,417人 うち入院者 548人) ・精神科救急情報センター利用件数 2,458件	引き続き基幹病院・輪番病院による患者の受け入れや精神科救急情報センターによる24時間体制での相談業務を実施	

### ○障害のある人の経済的負担の軽減

- ・ 障 害 の あ る 人 等 か ら の 申 請 に 基 づ き、補 装 具 費、特 別 障 害 者 手 当、特 別 児 童 扶 養 手 当 等 を 給 付 し て い る。特 別 児 童 扶 養 手 当 は 平 成 24 年 度 末 時 点 の 受 給 児 童 数 は 7,075 人 で、平 成 21 年 度 末 比 119.1% と な る な ど、支 給 件 数 は 増 加 傾 向 に あ る。
- ・ 重 度 の 身 体 障 害・知 的 障 害 の あ る 人 の **医 療 費 負 担 を 軽 減** し、療 育 を 推 進 す る た め、平 成 22 年 度 か ら 平 成 24 年 度 ま で の 間、183,328 人 に 対 し て 医 療 費 を 助 成 し た。  
ま た、新 た に 重 度 の 精 神 障 害 の あ る 人 の 医 療 費 助 成 制 度 を 創 設 し、平 成 24 年 10 月 か ら 実 施 し て い る。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
医療費負担の軽減 重度の身体・知的障害のある人の医療費負担の軽減	計画	重度心身障害者(児)に対する医療費助成				○
	実施状況等	63,105人に対して助成	65,052人に対して助成	55,171人に対して助成	前年度と同様の制度により引き続き実施	
重度の精神障害のある人の医療費負担の軽減	計画	制度改正の検討				○
	実施状況等	制度改正の検討		上記の医療費助成の対象として10月より実施		
		・他県の実施状況調査 ・制度改正の財政協議	事業実施に向け、制度案の市町調整	制度創設、事業実施	前年度と同様の制度により引き続き実施	

## (2) 自立と社会参加に向けた総合的支援

### ○地域生活への移行の促進

- 平成 22 年度から平成 24 年度までの間、グループホーム・ケアホームの整備を行った 12 箇所に助成を行い、平成 25 年 4 月 1 日現在、グループホーム・ケアホームの指定件数は 162 件となるなど、**障害のある人の地域での生活の場の確保**を進めている。
- 自立訓練、就労移行支援、短期入所等の日中活動系のサービスを行う事業所の指定件数は平成 25 年 4 月 1 日現在、621 件で前年より 31 件増加するなど、サービス提供体制の整備を促進している。  
また、居宅介護(ホームヘルプ)など訪問系のサービスを行う事業所も、平成 25 年 4 月 1 日現在 778 件と、平成 22 年 4 月 1 日現在より 265 件増加し、移動支援事業も、県内全ての市町で実施されているなど、基本的な福祉サービスの充実を促進している。
- 精神科病院に退院支援員を設置するなど、入院患者への退院支援や**地域生活に向けた必要な支援**をきめ細かに実施している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
障害のある人の地域での生活の場の確保	計画	2箇所	グループホーム等の整備促進 5箇所		5箇所	○
	実施状況等	2箇所	新築 4箇所 改修 2箇所	4箇所	国制度の改正が見込まれているため、情報収集中	
精神障害のある人の地域生活に向けた支援	計画	外出支援やグループホーム等への宿泊体験等				○
	実施状況等	・地域移行支援員による支援回数 483回 ・事業利用者 30人(うち退院 16人)	・地域移行支援員による支援回数 163回 ・事業利用者 10人(うち退院 2人)	精神科病院へ退院支援員を設置し、高齢入院患者の地域移行を促進(モデル事業)	精神科病院へ退院支援員を設置し、高齢入院患者の地域移行を促進(モデル事業)	

### ○雇用機会の確保と就労支援

- 「**障害者働く幸せ創出センター**」は、平成 25 年 3 月 31 日現在、通算開所日 758 日で 17,051 人の利用者を迎えたほか、2,372 件、約 1 億 7 千 5 百万円余の下請業務や授産製品販売等の仲介支援を行っており、平成 25 年度も引き続き、センターを拠点に、働くことに関する総合相談や情報収集・共有、企業と作業所の連携推進等の各種支援を展開している。
- 平成 24 年度の 1 人当たりの工賃実績額は 13,953 円/月と平成 22 年度よりも 780 円の上昇と、厳しい経済情勢下においても着実な効果をみせており、授産事業支援等の取組に一定の効果が現れている。
- 自立促進事業として 16 施設において、18 名に対する**職場定着支援**、再就職支援を行い、平成 22 年度以降では 15 名を一般就労させている。また、知的障害者ホームヘルパー 2 級養成研修会では、平成 22 年度以降、修了者 81 名のうち 45 名が就労に結びついている。
- 障害のある人の就労を支援するため、ジョブコーチ派遣、職場実習・職場適応訓練の実施、「障害者働く幸せ創出センター」の活用などきめ細かな就労支援を行っている。
- 企業における障害者雇用の促進を図るため、企業訪問による求人開拓、障害者就労応援団登録企業を活用したセミナーや企業見学会の開催、障害者就職面接会の開催、先進事例集

や障害者雇用ガイドブックの配布などを実施している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
障害者働く幸せ創出センターを拠点とした働くことに関する総合的な支援	計画	総合相談窓口の設置				○
		働くことに関する情報の収集・共有・発信				
		センターから行政や企業に対する共生に向けた事業提案				
	実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>センター及び地域拠点の授産製品販売店「とも」による企業や福祉事業所からの情報収集</li> <li>求人開拓した企業情報を就労サービス事業所等へ発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>センター及び地域拠点の授産製品販売店「とも」による企業や福祉事業所からの情報収集</li> <li>求人開拓した企業情報を就労サービス事業所等へ発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>センター及び地域拠点の授産製品販売店「とも」による企業や福祉事業所からの情報収集</li> <li>求人開拓した企業情報を就労サービス事業所等へ発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>センター及び地域拠点の授産製品販売店「とも」による企業や福祉事業所からの情報収集</li> <li>求人開拓した企業情報を就労サービス事業所等へ発信</li> <li>センターを共同受注窓口とした官公需発注促進</li> </ul>	
工賃水準向上のための各種施策の推進	計画	複数作業所の協働による授産製品の品質向上・販売促進の推進		授産製品販売促進支援		○
	実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働によるものづくり、販売促進の検討</li> <li>県及び市町機関への官公需推進の働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授産製品Webカタログの運用開始</li> <li>登録: 93事業所</li> <li>件数: 222件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働によるものづくり、販売促進の検討</li> <li>県及び市町機関への官公需推進の働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働によるものづくり、販売促進の推進</li> <li>県及び市町機関への官公需推進の働きかけ</li> </ul>	
障害者の離職者対策、職場定着支援の充実・強化	計画	離職者再雇用短期訓練の実施				○
		知的障害のある人の介護領域への就労支援				
	実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者ホームヘルパー2級養成研修の実施 24人修了</li> <li>福祉作業所職員による離職防止、再就職支援 29人支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者ホームヘルパー2級養成研修の実施 25人修了</li> <li>福祉作業所職員による離職防止、再就職支援 31人支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者ホームヘルパー2級養成研修の実施 32人修了</li> <li>福祉作業所職員による離職防止、再就職支援 18人支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者介護職員初任者養成研修の実施</li> <li>福祉作業所職員による離職防止、再就職支援</li> </ul>	

### ○多様な社会参加の促進

- 県点字図書館内に配置した視覚障害生活支援コーディネーター(2人)による生活訓練のコーディネート、各種相談への対応や、関係機関・団体との連携によりイベントを開催するなど、視覚障害に関する理解促進等の広報、啓発活動の充実を図っている。
- 盲ろう者向け通訳兼介助者の養成研修を開催し、18人を養成したほか、市町が負担することが困難な広域的な行事、イベント等へ手話通訳者、要約筆記者を派遣して、障害のある人とならない人との相互の円滑なコミュニケーションを支援している。
- 静岡県障害者スポーツ大会を開催し、平成22年度から平成24年度までの間、選手約8,800人、役員・ボランティア約4,100人が参加するなど、障害者スポーツの振興を図るとともに、静岡県障害者芸術祭を開催し、平成22年度から平成24年度までの間、約7,500人が来場するなど、創作活動の振興を図り、障害のある人の社会参加を促進している。(H25:静岡県障害者スポーツ大会は選手約3,000人、役員・ボランティア約1,300人の参加を、静岡県障害者芸術祭は約2,000人の来場者を予定)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
円滑なコミュニケーションのための支援	計画	盲ろう者向け通訳・介助者の養成 100人(H19～H23)		次期障害福祉計画に基づき養成・派遣		○
	実施状況等	養成研修を実施 (養成者数) ・盲ろう者向け通訳・ 介助者28人	養成研修を実施 (養成者数) ・盲ろう者向け通訳・ 介助者18人	養成研修を実施 (養成者数) ・盲ろう者向け通訳 兼介助者18人	・引続き養成研修・ 派遣事業を実施 (養成者数) ・盲ろう者向け通訳 兼介助者20人 他	
障害のある人の創作活動等の振興	計画	静岡県障害者芸術祭の開催				○
	実施状況等	平成22年12月4～5日、葵スクエア(12月4日のみ)、静岡市民ギャラリー、働く幸せ創出センターで開催。 ・延べ来場者数 3,858人	平成23年11月19～20日5風来館8階ホール(11月19日のみ)、静岡市民ギャラリー、働く幸せ創出センターで開催。 ・延べ来場者数1,340人	平成24年11月23～24日5風来館8階ホール(11月23日のみ)、静岡市民ギャラリー、働く幸せ創出センターで開催。 ・延べ来場者数2,332人	平成25年11月24日葵スクエア、働く幸せ創出センターで開催予定	
障害者スポーツの振興	計画	県障害者スポーツ大会の開催、障害者スポーツ指導員の養成				○
	実施状況等	・第11回静岡県障害者スポーツ大会を開催(H22.9.5～10.3期間中7日間) ・初級指導員養成講習会を開催(H22.12受講者35人)	・第12回静岡県障害者スポーツ大会を開催(H23.9.4～10.2期間中7日間) ・初級指導員養成講習会を開催(H23.12受講者45人)	・第13回静岡県障害者スポーツ大会を開催(H24.9.1～9.30期間中8日間) ・初級指導員養成講習会を開催(H24.12受講者43人)	・第14回静岡県障害者スポーツ大会を開催予定(H25.8.25～9.29) ・初級指導員養成講習会を開催予定(H25.12)	

### 3-3-4 いきいき長寿社会の実現

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	家族や地域の人々と長寿を喜び、長寿者が元気に生きがいを持って、その意欲と能力を活かしながら、必要なときには質の高いサービスを受けて、自分らしくいきいきと暮らす、世界に誇れる社会の実現を目指す。				
施策の方向	<b>(1)健康でいきいきと暮らせる長寿県づくり</b>				
目的	生きがい活動や社会参加の促進など、長寿者がいきいきと暮らすことができる環境を整える。あわせて、地域の特性に応じたケア体制の整備とともに、総合的な認知症対策の推進や長寿者とその家族に対する相談体制の充実など、長寿社会に対応した共に支えあう地域づくりを進める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	評価
	自立高齢者の割合	(H20) 86.1% (全国5位)	(H23) 85.1% (全国5位)	90%	C
	参考指標	経年変化			推移
	地域包括支援センターの設置数	(H22) 123 箇所	(H23) 126 箇所	(H24) 135 箇所	↗
	すこやか長寿祭(スポーツ大会・美術展)参加・応募人数割合	(H22) 高齢者 102人こ1人	(H23) 高齢者 102人こ1人	(H24) 高齢者 102人こ1人	→
	認知症サポーター養成数(累計)	(H22) 91,072 人	(H23) 119,935 人	(H24) 143,944 人	↗
施策の方向	<b>(2)地域に根ざした質の高い介護・福祉サービスの推進</b>				
目的	地域に根ざした適正な介護サービスの提供を推進するとともに、介護サービスを支える人材の養成等、資質の向上を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	評価
	介護サービス利用者の満足度	(H19) 77.4%	(H22) 79.1%	90%	B-
	参考指標	経年変化			推移
	特別養護老人ホーム整備定員数	(H22) 14,498 人	(H23) 15,689 人	(H24) 16,355 人	↗
	社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度の実施率	(H22) 100%	(H23) 100%	(H24) 100%	→

## 2 進捗評価

---

- ・ 「自立高齢者の割合」は 85.1%で全国 5 位と比較的高い水準にあるものの、基準値(86.1%)を下回った。一方、地域包括ケアの中核機関である地域包括支援センターの設置数は、着実に増えている。「自立高齢者の割合」を高めるため、平成 24 年3月に策定した第 6 次静岡県長寿者保健福祉計画に基づき、引き続き、長寿者スポーツ大会・美術展や長寿者のこれまでの経験や知識を活かした世代間の交流を進めることにより、長寿者の生きがい活動・社会参加の促進を図っていく必要がある。
- ・ 「介護サービス利用者の満足度」は上昇傾向にあるものの、目標を下回っていることから、介護施設等の整備、サービスの質の向上、人材の確保や職員の資質向上の取組など、質の高い介護・福祉サービスの提供は一層の推進を要する状況にある。

## 3 今後の施策展開

---

- ・ 県内の長寿者の約 85%は介護保険を利用しないで元気に暮らしており、長寿者を対象にした意識調査でも、以前よりも活動的な長寿者像を見て取ることができることから、長寿者が生きがいを持ち活動的に暮らせる社会の構築が求められている。  
このため、今後も、長寿者をはじめとする県民の生きがいづくりや健康づくりに取り組むしずおか健康長寿財団や地域に根ざした活動を行っている老人クラブなどへの支援を通じて、長寿者の社会参加活動を促進していく。  
また、介護予防事業の推進に当たっては、市町が二次予防事業対象者の把握とともに、状態改善に向けた早期対応や重度化防止を図るための様々な介護予防事業を行う「地域支援事業」の効果的な実施を図る必要がある。  
このため、引き続き市町職員や地域包括支援センター職員等の介護予防従事者等に対する研修や介護予防に関する情報の収集と市町等への提供などを行うなどの支援を実施していく。
- ・ 今後更に介護需要が増大することから、介護サービス基盤の整備とともに、介護サービスの質の確保・向上を促進していく必要がある。  
このため、介護施設等の整備を促進・支援していくとともに、多様な介護ニーズに対応できる質の高い介護福祉士の養成や慢性的に不足している介護人材の確保対策や資質の向上への取組を実施していく。また、適切な介護サービスが提供されるよう、指導方針の統一等をより一層進めるとともに、介護保険事業者に対する指導監督の強化を図っていく。

## 4 取組の実績

### (1) 健康でいきいきと暮らせる長寿県づくり

#### ○ 地域の実情にあった長寿社会対策の推進

- 平成 24 年 3 月に策定した第6次**静岡県長寿者保健福祉計画**(計画期間:平成 24 年度～26 年度)では、「いきいきと暮らせる長寿社会づくり」、「健康で暮らせる長寿社会づくり」、「地域で安心して暮らしやすい長寿社会づくり」、「地域に根ざした質の高い介護・福祉サービスが提供できる長寿社会づくり」の4本の柱を立て、具体的施策を推進するに当たり、134 の数値目標を設定し、計画の推進に努めている。
- 県内に数多くある長寿者の介護サービス基盤を活用し、長寿者に加え、障害者、児童など、年齢や障害の有無に関わらず、垣根なく福祉サービスを提供できる「ふじのくに型福祉サービス」を推進するため、介護保険施設における障害福祉サービス提供にかかるモデル事業、シンポジウム、相談サービスの研修会等の開催とともに、市町との意見交換会を実施している。
- 平成 24 年 3 月に策定した**高齢者居住安定確保計画**に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録に当たっては、関係部局(建築住宅局)と連携し、計画の推進に努めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
静岡県長寿者保健福祉計画の推進	計画	第5次計画の推進		第6次計画の推進		○
	実施状況等	現計画の進捗管理と社会福祉審議会での報告、次期計画に必要な調査の実施	現計画の進捗管理と合わせ、次期計画の有識者会議(社会福祉審議会)での審議、国・市町との連携などにより策定	策定した第6次計画の指標に対する進捗管理と社会福祉審議会への報告等を実施	現計画の進捗管理と社会福祉審議会での報告、次期計画に必要な調査の実施	
高齢者居住安定確保計画の策定	計画	計画(H24～26)策定		計画の推進		○
	実施状況等	ワーキンググループ(WG)の設置と策定に向けての検討	年度内の策定に向け、WGでの検討を続け、有識者の意見を聞きながら策定	策定した計画について、関係部局(建築住宅局)との調整のうえ、進捗管理	策定した計画について、関係部局(建築住宅局)との調整のうえ、進捗管理	

#### ○ 安心できる長寿社会の仕組みづくりの促進

- 長寿者を見守り支えあう仕組み**を整えるため、県内にモデル地区を指定し、「福祉コミュニティの再構築」に焦点をあて、住み慣れた生活圏域でいかに一人ひとりの居場所を創れるか研修し、実践活動への展開の可能性を探っている。(平成 22～25 年度:延べ 18 市町を指定)
- 長寿者の尊厳を保持するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の普及に努め、市町の虐待防止への積極的な取組や地域における権利擁護への取組を支援している。
- 長寿者を取り巻く様々な課題に対応できるようにするため、「地域包括支援センター」職員等を対象に事例検討会やシンポジウムを開催した(事例検討会:平成 22～24 年度 延べ 575 人参加)。また、困難事例については、高齢者**権利擁護ネットワーク**を活用し、弁護士や社会福祉士等の専門家の援助を受けるなど(専門家への相談件数:平成 22～24 年度 405 件)、地

域における見守り力の強化を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
長寿者を見守り支えあう仕組みの整備	計画	「ひとりでも安心して暮らせる地域づくり事業」による地域づくりの推進		モデル地区を選定し、地域における見守りネットワークの構築や地域住民への普及啓発を通じて「ひとりでも安心して暮らせる地域づくり」を推進		○
	実施状況等	地域包括支援センターを中核として、切れ目ないサービスの提供を行う「地域包括ケア」を推進				
権利擁護ネットワークの活用	計画	社会福祉士会への委託により「困難事例」に対する地域包括支援センター等の活動を支援				○
	実施状況等	モデル地区4箇所（西伊豆町・富士宮市・藤枝市・磐田市）を選定し、住民啓発のための懇談会や、調査活動等を実施	モデル地区4箇所（西伊豆町・富士宮市・川根本町・袋井市）を選定し、住民啓発のための懇談会や、調査活動等を実施	モデル地区6箇所（牧之原市、熱海市、掛川市、西伊豆町、富士宮市、沼津市）を選定し、福祉コミュニティの再構築に焦点をあて、地域における意識調査や研修会を実施	引き続き、モデル地区4箇所を選定し、福祉コミュニティの再構築に焦点をあて、地域における意識調査や研修会を実施	
		社会福祉士会へ委託し、地域包括支援センター等の業務の支援を実施（相談対応：146件）	社会福祉士会へ委託し、地域包括支援センター等の業務の支援を実施（相談対応：131件）	社会福祉士会へ委託し、地域包括支援センター等の業務の支援を実施（相談対応：128件）	引き続き、社会福祉士会へ委託し、地域包括支援センター等の業務の支援を実施	

### ○生きがい活動・社会参加の促進

- ・ しずおか健康長寿財団によるすこやか長寿祭スポーツ大会・美術展（参加者：平成 22～24 年度 34,920 人）などへの支援や老人クラブの活動への支援などを通じ、長寿者の健康づくりや **生きがいづくりの活動のための環境の整備を促進**している。
- ・ 老人クラブにおける、長寿者自らの生きがいづくり、健康づくり及びボランティア活動等を促進するため、各市町の老人クラブによる友愛訪問事業（平成 22～24 年度 20,350 人・84,233 回）を始め、次世代育成事業、健康体操教室などに取り組み、社会参加促進、地域における絆づくりを図っている。
- ・ 人生経験豊富な長寿者が次代を担う子どもたちに、長らく受け継がれてきた地域の伝統や文化などを実体験により伝える機会として、「わくわく体験！ふるさとふれあいフェスタ」を開催し（参加者：平成 22～24 年度 18,300 人）、長寿者の知恵や力を地域の子育て支援に役立てている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
多様な生きがい活動ができる環境の整備促進	計画	しずおか健康長寿財団による、壮年期からの生きがい活動の支援 老人クラブ活動による、長寿者の健康づくり、生きがいづくりの支援				○
	実施状況等	しずおか健康長寿財団による、すこやか長寿祭スポーツ大会・美術展の開催(8,631人)、ねんりんピック選手団派遣(166人)及び、健康づくりや介護予防のため長寿者向けスポーツ・体操等の研修(1,200人)を支援	しずおか健康長寿財団による、すこやか長寿祭スポーツ大会・美術展の開催(8,743人)、ねんりんピック選手団派遣(141人)及び、健康づくりや介護予防のため長寿者向けスポーツ・体操等の研修(1,602人)を支援	しずおか健康長寿財団による、すこやか長寿祭スポーツ大会・美術展の開催(8,915人)、ねんりんピック選手団派遣(110人)及び、健康づくりや介護予防のため長寿者向けスポーツ・体操等の研修(744人)を支援	しずおか健康長寿財団が実施する、すこやか長寿祭スポーツ大会・美術展の開催、ねんりんピック選手団派遣及び、健康づくりや介護予防のため長寿者向けスポーツ・体操等の研修などの生きがいづくりや健康づくりに対する支援	
世代間交流による伝統や生活文化の伝承	計画	「次世代に語り継ぐ地域文化伝承事業」 老人クラブ活動などを通じた、地域の長寿者と世代間の交流による地域文化の伝承を促進				○
	実施状況等	県老人クラブ連合会に委託し、昔遊びなどの体験を通じた長寿者と子どもの世代交流の場として、「わくわく体験！ふるさとふれあいフェスタ」を22年11月に磐田市で開催。(6,000人参加)	県老人クラブ連合会に委託し、人生経験豊かな長寿者が伝統文化等の実演や体験を通じて子ども達と交流する「わくわく体験！ふるさとふれあいフェスタ」を24年3月に静岡市で開催。(6,000人参加)	県老人クラブ連合会に委託し、人生経験豊かな長寿者が地域の風土、伝統、文化、産業等について実演や体験を通じて子ども達と交流する事業を24年12月に沼津市で開催。(6,300人参加)	県老人クラブ連合会に委託し、人生経験豊かな長寿者が昔遊びや料理教室等を通じて子ども達と交流する事業を26年1月に浜松市で開催。	

### ○一人ひとりに合った介護予防の推進

- 介護予防の中核を担う「地域包括支援センター」(設置主体:市町)の設置数は、平成22年度の123か所から平成25年度には137か所と着実に増加し、一人ひとりに合ったきめ細かな**介護予防推進**の体制整備は進んでいる。
- 介護予防の実施主体である市町の支援を図るため、市町職員、**地域包括支援センター**職員等を対象に従事者研修を実施し(平成22年度～24年度:従事者研修27回、参加者805人)、職員の質の向上に努めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
介護予防の推進	計画	地域支援事業を実施する市町への支援				○
	実施状況等	介護予防市町支援委員会の開催 市町担当職員研修の実施	介護予防市町支援委員会の開催 市町担当職員研修の実施(参加者391人)	介護予防市町支援委員会の開催(2回) 市町担当職員研修の実施(参加者336人)	介護予防従事者の資質の向上を図るため、研修等を実施	
地域包括支援センターの機能強化	計画	地域包括支援センターの人材養成	センター職員等への研修を通じた資質向上			○
	計画	センターの整備 センター123箇所	センターの整備 センター126箇所	第6次計画による設置推進		
	実施状況等	昨年度から3箇所増加 (21年度末120箇所→22年度末123箇所)	昨年度から3箇所増加 (23年度末126箇所)	昨年度から9箇所増加 (24年度末135箇所)	(25年5月1日現在137箇所)	

## ○ 総合的な認知症対策の推進

- ・ 市町職員や地域包括支援センター職員を対象に市町認知症連絡会を開催し、認知症施策に係る先進的な取組の情報共有、または意見交換を通じて、認知症高齢者等に対する支援体制の充実・強化を図っている。
- ・ 地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、NTT東日本伊豆病院及び掛川市立病院(現中東遠総合医療センター)の県内2か所の病院を「認知症疾患医療センター」に指定している。
- ・ 地域のかかりつけ医が認知症に関する知識等を習得する「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施することにより、認知症かかりつけ医を養成した(養成数:平成22年度~24年度75人)。また、かかりつけ医への助言や支援等を行う認知症サポート医を養成し(養成数:平成22年~24年度12人)、**認知症の早期発見・早期対応を支援**する体制づくりを推進している。
- ・ 認知症の人を地域で支援する「**認知症サポーター**」は、平成26年度までに14万人養成の目標に対して、24年度末までに養成者は143,944人に達し、前倒しで目標達成となった。そのため、新たに、平成29年度までに18万人の目標を設定し、更なる養成を図っていく。
- ・ 介護家族の精神的な負担や不安の軽減を図るため、認知症の家族の介護経験者が相談に対応する「**認知症コールセンター**」を平成22年4月から開設している(相談件数:平成22年度~24年度860件)。また、介護家族間の交流や助け合いの広がりをも目的とした「認知症家族講座」を開催した(平成22年度:沼津市、平成23年度:磐田市、平成24年度:伊東市)。
- ・ また、認知症の人を家族が介護をするに当たり、他の人からの誤解や偏見を持たれること防ぐために作成した介護マークの普及に努め、全国で309市区町村が介護マークを活用している。さらに、県内の651か所の企業等を、介護マーク普及協力事業所として指定するなど、認知症への理解が浸透し、協力し合える風土づくりを推進している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況	
認知症の早期発見、早期治療のための支援	計画	認知症疾患医療センターの指定、運営支援 1箇所	認知症鑑別診断や専門医療相談を行い、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る 2箇所			5箇所 (政令市含む)	○
	実施状況等	認知症かかりつけ医、サポート医の養成 サポート医 (H22年3月末13人) かかりつけ医 (H22年3月末530人)	身近なかかりつけ医に、認知症関連の知識を習得させ、認知症の早期発見・早期治療を図る				
	実施状況等	・認知症疾患医療センター1箇所指定 ・サポート医3人養成 (H23年3月末17人) ・かかりつけ医研修 18人(H23年3月末 549人)	・認知症疾患医療センター2箇所(1箇所追加)指定 ・サポート医3人養成 (H24年3月末20人) ・かかりつけ医研修 27人(H24年3月末 576人)	・サポート医6人養成 (H25年3月末26人) ・かかりつけ医研修 30人(H25年3月末 606人)	・認知症疾患医療センター5箇所指定予定(県:1箇所、政令市2箇所追加) ・サポート医5人養成予定 ・かかりつけ医研修 30人予定		
認知症サポーターの育成	計画	認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発				○	
	実施状況等	4.4万人 (H21年9月)			18万人(H29年) うち子どもサポーター3万人		
	実施状況等	認知症サポーター累計9.1万人(33,632人養成)うちこどもサポーター(累計8,978人)	認知症サポーター累計12万人(28,888人養成)うちこどもサポーター(累計13,597人)	認知症サポーター累計14.4万人(23,984人養成)うちこどもサポーター(累計18,515人)	認知症への理解促進のため、更なるサポーターの養成を図る。		
認知症コールセンターによる相談対応	計画	認知症コールセンターの開設 (H22年4月)	認知症介護経験者が、認知症の人や家族に対し、経験に基づき親身になって電話相談に対応			○	
	実施状況等	平成22年度の相談件数 326件	平成23年度の相談件数 221件	平成24年度の相談件数 313件	コールセンターの広報に一層取り組む		

## (2) 地域に根ざした質の高い介護・福祉サービスの推進

### ○地域に密着したサービスの展開

- 介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で生活できるよう、**地域密着型介護施設の整備**について、市町から申請のあった全ての施設に対して助成を行っている。(H25 予定:小規模多機能型居宅介護事業所の整備完了数 125 箇所、認知症高齢者グループホームの整備完了定員数 5,516 人)
- 自宅での生活が困難な高齢者が安心して暮らせることができるよう、**特別養護老人ホーム**や介護老人保健施設の整備に対して助成を行い、特別養護老人ホームについては、施設の完成ベースで計画目標を上回る整備となっている。(H25 予定:特別養護老人ホームの整備完了数 247 箇所、介護老人保健施設の整備完了数 119 箇所)
- 低所得者が必要な介護サービスを利用できるようにするため、**社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度**を、全ての市町及び全ての対象事業所で実施している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域密着型介護施設の整備促進	計画	小規模多機能型居宅介護事業所				○
		109箇所	129箇所	112箇所	130箇所	
	実施状況等	認知症高齢者グループホーム(定員)				○
		4,923人	5,130人	5,352人	5,730人	
	実施状況等	小規模多機能型居宅介護事業所整備完了数				○
		85箇所	101箇所	110箇所	125箇所(見込)	
	実施状況等	グループホーム整備完了定員数				○
		4,586人	5,048人	5,156人	5,516人(見込)	
特別養護老人ホーム等の整備支援	計画	第5次県高齢者保健福祉計画に基づく整備		第6次県長寿者保健福祉計画に基づく整備		○
		特別養護老人ホーム(定員)				
	実施状況等	14,746人	15,647人	16,042人	16,661人	○
		特別養護老人ホーム整備完了定員数				
	実施状況等	14,498人	15,689人	16,355人	17,169人(見込)	○
社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度の実施	計画	県内の全市町、全対象事業所で軽減制度を実施				○
	実施状況等	実施率 100%	実施率 100%	実施率 100%	実施率 100% (見込)	○

### ○適正な介護サービスの展開

- 介護サービス事業所の実地指導を実施している。また、利用者等からの苦情・通報などに対して迅速かつ適切に対応するとともに、悪質な介護サービス事業所に対しては指定取消し等の行政処分を行うなど、介護サービスの質の確保・向上を図るため**事業者への指導監督体制を強化**している。
- 介護保険サービス利用者が自ら適切な事業者を選択できるよう**介護サービス事業者の基本情報・運営情報を公表**している。
- 福祉サービス第三者評価について、平成 24 年度までに児童、高齢、障害の分野で累計 259 施設が受審しており、福祉サービスの向上や利用者によるサービスの選択に資する適切な情報の提供に寄与している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
事業者指導監督機能の強化	計画	実地指導等の実施				○
	実施状況等	介護サービス事業所を対象に実地指導等を実施	介護サービス事業所を対象に実地指導等を実施	介護サービス事業所を対象に実地指導等を実施	介護サービス事業所を対象に実地指導等を実施	○
		実地指導 3,238事業所 行政処分 11事業所	実地指導 2,629事業所 行政処分 25事業所	実地指導 1,960事業所 行政処分 9事業所	実地指導 1,901事業所 (見込)	
介護サービス情報公表制度の適正な運用	計画	公表計画の策定及び調査・結果の公表(年1回)				○
	実施状況等	介護サービス事業所の基本情報・調査情報を調査、結果を公表	介護サービス情報公表制度の見直しにより新規事業所の基本情報のみを公表	対象介護サービス事業所の基本情報・運営情報を公表	対象介護サービス事業所の基本情報・運営情報を公表	○

## ○介護サービス等を支える人材の確保

- 介護職員処遇改善交付金を交付し、介護職員の賃金水準の向上等に努めるとともに、交付金の継続を国に働きかけ、平成 24 年度からは、介護報酬の改定により、処遇改善交付金相当分を移行した介護職員処遇改善加算が創設されるなど、**介護職員の処遇改善により定着率の向上**を図っている。
- さらに、処遇改善を進めるため、県において給与規程参考例の作成や介護施設等への周知、キャリアパス制度導入セミナーの開催などを通じて、介護施設等へのキャリアパス制度の導入を支援し、介護職員の賃金水準の向上への取組を推進している。
- 多様な介護ニーズに対応できる質の高い介護福祉士の養成、確保を図るため、県及び静岡県社会福祉協議会において、**介護福祉士修学資金の貸与**を行っている。(H25 予定:新規 62 人、継続 58 人)
- 無料職業紹介・相談や社会福祉施設職員研修を充実するなど、**県社会福祉人材センターの機能強化**を図った結果、本県の社会福祉人材センター(浜松市人材バンクを含む)の就職人数は着実に増加しており、平成 24 年度においては全国第1位の 1,046 人となった。平成 25 年度も引き続き、無料職業紹介・相談や社会福祉施設職員研修を充実するなど、県社会福祉人材センターの機能強化を図り、福祉・介護人材の確保と専門的知識・技術の習得や資質向上に取り組んでいる。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
介護職員処遇改善及び定着率の向上	計画	介護職員処遇改善交付金による賃金等処遇改善 → 処遇改善事業交付金制度の継続を国に働きかける				○
	実施状況等	申請事業所数 1,761箇所	申請事業所数 1,889箇所	介護報酬の改定により、処遇改善交付金相当分を移行し、介護職員処遇改善加算が創設(交付金は廃止) キャリアパス制度の導入を支援	キャリアパス制度の導入を支援	
介護福祉士修学資金の貸与	計画	介護福祉士修学資金の貸与 →				○
	実施状況等	県社会福祉協議会にて貸付事業実施(新規:126人、継続:78人)	県貸付再開(新規:40人、継続:80人) 県社会福祉協議会(継続:67人)	県貸付実施(新規:40人、継続:67人) 県社会福祉協議会(継続:20人)	県社会福祉協議会にて貸付事業実施(新規:62人、継続:58人)	
県社会福祉人材センターの機能強化	計画	社会福祉施設職員研修 → 福祉人材無料職業紹介・相談 →				○
	実施状況等	社会福祉事業従事者研修、就職希望者に対する就労斡旋・求人情報の提供等を実施	社会福祉事業従事者研修、就職希望者に対する就労斡旋・求人情報の提供等を実施	社会福祉事業従事者研修、就職希望者に対する就労斡旋・求人情報の提供等を実施	社会福祉事業従事者研修、就職希望者に対する就労斡旋・求人情報の提供等を実施	



### 3—3—5 希望や自立につなぐセーフティーネットの整備

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	保護や支援を必要とする人や家庭が、希望や自立に向けて、日々の暮らしを安心して過ごせるよう、関係機関と連携して相談・支援体制の充実を推進するなど、セーフティーネットの整備を進める。			
施策の方向	<b>(1)自立に向けた生活の支援</b>			
目的	経済的に困窮している家庭が生活基盤の崩壊を招くことのないよう、相談体制を充実するとともに、生活援護等を行い、希望や自立につなぐセーフティーネットを整える。			
数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
就労支援を行った生活保護受給者の就職率	(H21) 8.8%	(H23) 21.6%	20%	B <sup>+</sup>
参考指標	経年変化			推移
母子家庭等就業・自立支援センターにおけるひとり親家庭の生活・就業相談件数	(H22) 4,591 件	(H23) 6,602 件	(H24) 6,326 件	→
就労支援を行った生活保護受給者数	(H21) 3,038 人	(H22) 3,993 人	(H23) 4,425 人	↗
住宅手当支給決定件数	(H22) 1,820 件	(H23) 1,067 件	(H24) 921 件	↘
施策の方向	<b>(2)自殺対策の推進</b>			
目的	自殺を予防するため、うつ病の早期発見、早期治療の促進や、相談体制の充実を図るとともに、市町が実施する地域の実情を踏まえた自殺対策を支援する。			
数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
自殺による死亡率の都道府県順位 (参考:本県の自殺者数)	(H21) 低い方から8位 (804人)	(H24) 低い方から16位 (751人)	低い方から1位	B <sup>-</sup>
参考指標	経年変化			推移
うつ病の早期発見(かかりつけ医の紹介による精神科医の受診件数)	(H22) 99 件	(H23) 93 件	(H24) 138 件	↗
こころの電話相談件数	(H22) 3,662 件	(H23) 3,814 件	(H24) 3,552 件	→
いのちの電話相談件数	(H22) 263 件	(H23) 224 件	(H24) 198 件	→

#### 2 進捗評価

- 「就労支援を行った生活保護受給者の就職率」については、平成 23 年度は就労支援を行った 4,425 人のうち、957 人が就職しており(就職率 21.6%)、生活援護を必要とする人の自立の促進に効果を上げた。生活保護受給者や低所得者等の自立を一層支援するため、生活保護の現業員や就労支援員による支援に加え、民間への就労支援事業の委託による求職活動等

の支援や、社会福祉協議会における相談体制の充実を図り、その経済的自立の促進に努めている。また、ひとり親家庭への支援では、ひとり親家庭の生活・就業相談は 6,000 件以上の高い水準で推移し、母子家庭就業支援件数は増加しており、背景に経済不況による厳しい雇用環境があると考えられる。このため、求人開拓員による就業先の拡大を図っていくほか、平成 24 年度からは、在宅就業支援事業を実施し、就業支援対策を強化し、ひとり親家庭の自立支援に取り組んでいる。

- うつ病の早期発見につなげるための、かかりつけ医の紹介による精神科医の受診件数については、平成 22 年の 99 件から、平成 24 年は 138 件と増加するとともに、電話を通じてこころの悩みに応ずる相談については、件数が年間約 3,500 件から 4,000 件と高い水準で推移している。

自殺対策については、平成 24 年の本県の自殺による死亡者は 751 人と平成 21 年の 804 人から大幅に減少しているものの依然として高い水準にあることから、平成 24 年度に策定した「いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」に基づき、総合的・効果的に推進していく。

### 3 今後の施策展開

---

- 厳しい雇用情勢の継続により、生活援護等を必要とする人の増加は続くものと考えられる。このため、社会福祉協議会の相談体制や福祉事務所における生活保護受給者等への就労支援体制の強化に取り組んでいく。  
また、ひとり親家庭の安定した生活基盤づくりのために、安定した収入を確保するための就業支援策を継続して実施する。
- 自殺対策については、これまで、中高年を主な対象に、うつ病の早期発見、早期治療を促す睡眠キャンペーンを中心に実施してきたが、今後は、「いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」に基づき、中高年だけではなく、若年層や高齢層も対象とするなど全年齢層を対象に自殺の危険性の高い人の悩みを聴き、必要な支援につなげるゲートキーパーの養成を中心に自殺対策を進めていく。また、法テラスや精神保健福祉士協会等の関係機関と連携して、相談体制の整備を進めるほか、世代や地域により自殺の実態が異なっているため、自殺の原因を分析し、きめ細かな対策に取り組んでいく。

## 4 取組の実績

---

### (1) 自立に向けた生活の支援

#### ○相談体制の充実

- ・ 県及び市町社会福祉協議会に相談員を配置して、低所得者等に対する相談体制の充実を図り、きめ細かな支援を行っている。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、平成 22 年度から 24 年度で 17,519 件のひとり親家庭の生活・就業相談を実施した。また、平成 22 年度から 24 年度の養育費相談は 1,146 件、職業紹介は 6,118 件、就業支援講習会・セミナーは 221 人が受講し、ひとり親家庭の総合的な支援を行っている。(平成 25 年度:職業紹介 2,000 人予定)
- ・ 精神保健福祉センターにおいて、社会的ひきこもり専門外来を中心に診療事業等を実施するとともに、平成 25 年 4 月静岡県ひきこもり支援センターを開設し、支援体制の強化を図っている。

#### ○生活援護を必要とする人への支援の充実

- ・ 生活保護受給者の自立を促進するため、生活保護の現業員や就労支援員による支援に加え、平成 23 年度からは民間事業者に求職活動等の就労支援を委託して実施するなど、生活保護受給者への就労支援策を強化して実施している。
- ・ 離職により住居を喪失した人又は喪失するおそれのある人の住居を確保するため、平成 21 年度に創設された住宅手当制度に基づき、住宅手当を支給している。
- ・ ホームレスの自立を促進するため、巡回及び窓口相談を実施しているほか、生活困窮者の自立の支援を行うNPO等に対して助成している。

### (2) 自殺対策の推進

#### ○自殺総合対策の推進

- ・ 9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間を中心に、テレビ・ラジオでのCM放映やポスターの掲示、各市町による街頭での啓発活動、講演会の開催などを実施したほか、周囲の人の悩みに気づき、傾聴して必要な支援につなげるゲートキーパーの養成を推進している。(平成 24 年度 12,685 人、23~24 累計 15,498 人)
- ・ かかりつけ医うつ病対応力向上研修会を県内3箇所で開催し、平成 22~24 年度 358 名の参加者を集めて開催し、うつ病の診断・治療技術の向上を図るとともに、精神科医との連携のための講演を実施し、かかりつけ医から精神科医への紹介システムの構築の推進を図っている。
- ・ 電話を通して悩みを聴き、心の支えになっていこうという「こころの電話相談」を実施した。また、休日・夜間の時間外に対応するための「いのちの電話」が実施する相談員研修事業に対し助成を行い、相談体制の充実を図っている。(電話相談件数:平成 22~24 年度 11,713 件)。
- ・ 講演会や個別相談会を開催し、既存の自死遺族の会の存在と希望者への参加を支援するとともに、東部地域の自助グループへの支援を行っている。
- ・ 市町に対する助成を行い地域の特性に配慮した自殺対策を推進するとともに、県薬剤師会が実施するメンタルヘルスサポーター育成研修事業への助成や、法テラスと連携し、弁

護士や精神保健福祉士など多職種による法律相談会を実施している。

- ・ 地域自殺対策情報交換会を毎年度県内5箇所で開催し、各市町の先進的な自殺対策の取組について情報交換するとともに意識の高揚を図っている。

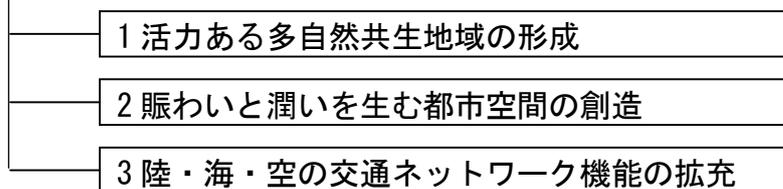
取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
うつ病の早期発見	計画		睡眠キャンペーン実施			○
	実施状況等	睡眠キャンペーン		ゲートキーパー養成		
		・9月、3月に睡眠キャンペーンのテレビ・ラジオCM放映等の啓発活動実施 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修会開催(県内3箇所)	・9月、3月に睡眠キャンペーンのテレビ・ラジオCM放映等の啓発活動実施 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修会開催(県内3箇所)	・9月、3月にゲートキーパー養成・睡眠キャンペーンの啓発活動実施 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修会開催(県内3箇所)	・9月、3月にゲートキーパー養成の啓発活動実施 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修会開催(県内3箇所)	

## 4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

### 1 戦略の目標と体系

身近な道路の整備や河川管理、生きる力の源となる農林水産業の生産基盤の強化、中山間地域等の集落機能の維持などにより、活力ある多自然共生地域の形成を図るとともに、都市の特色を活かし、都市機能を集積することにより、集約型で暮らしやすい市街地形成などによる、賑わいと潤いを生む都市空間の創造に取り組む。さらに、高規格幹線道路、港湾、空港など、陸・海・空の交通手段が円滑に連結した経済や暮らしを確実に支える交通基盤の拡充を進める。

#### ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

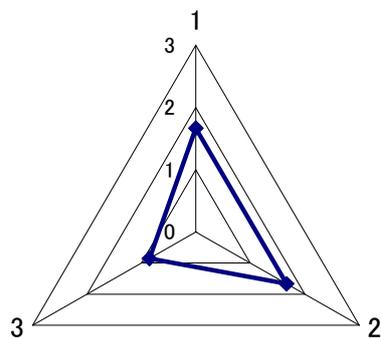


### 2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B <sup>+</sup>	B	B <sup>-</sup>	C	D	—
1 活力ある多自然共生地域の形成		1	1	3	1		1
2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造		1		1	1		1
3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充	1				3	3	
計	1	2	1	4	5	3	2

- 「活力ある多自然共生地域の形成」については、「力強い産地づくりに向けた漁港の整備数」や「農業に利用されている農地面積」は順調に推移しており、農業・水産業の生産基盤強化が展開されている。一方、「森林の多面的機能発揮のために適正に管理されている森林面積」については、一層の取組が必要である。
- 機能的で暮らしやすいまちづくりを進めるため、都市計画区域マスタープランの見直しや市街地整備の促進、街路整備の推進を行い、「用途地域内の土地区画整理事業完了率」は着実に増加しているものの、「日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合」は横ばい傾向にあり、「賑わいと潤いを生む都市空間の創造」にかかる一層の取組が必要である。
- 「陸・海・空の交通ネットワークの拡充」に向けて、「中心都市等への30分行動圏人口カバー率」は目標を達成し、道路網の強化は順調に推移している。「輸出・輸入コンテナ取扱個数」

《戦略の柱ごとの達成状況》



や「富士山静岡空港の利用者数」等の港湾・空港需要に係る数値目標は、東日本大震災等による需要の落ち込みからの回復傾向は見られるものの依然として低い水準であり、より一層の取組が必要である。

### 3 取組の実績

戦略体系	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 活力ある多自然共生地域の形成		8	
2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造		7	
3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充		12	
計		27	

- 「活力ある多自然共生地域の形成」を図るため、「食の都づくり」を支える産地基盤や農業用水の安定供給を受ける農地について、おおむね計画どおりに整備した。また、市町の景観行政団体への移行を支援した結果、平成 24 年度までに景観行政団体数は 20 団体となった。
- 「賑わいと潤いを生む都市空間の創造」については、幹線街路7箇所が平成 24 年度までに、草薙総合運動場硬式野球場の外野スタンド改修が平成 25 年6月に完成したほか、東部コンベンションセンター（ふじのくに千本松フォーラム）についても平成 26 年度のグランドオープンに向け着実に進捗している。
- 高規格幹線道路の整備については、平成 24 年 4 月に新東名高速道路の県内区間が開通し、アクセス道路の整備についても金谷御前崎連絡道路の菅山 IC 及び大沢 IC の立体交差化が完成した。  
また、清水港では新興津地区において、平成 25 年 3 月に大型岸壁が完成し、現在、背後の埠頭を整備中である。さらに、富士山静岡空港では運用時間の延長や駐機場8スポットの本格運用により空港利用者の利便性向上が図られた。
- 東日本大震災を踏まえた災害に強い地域づくりが求められているため、新東名高速道路等を活用した安全・安心で魅力ある県土づくりの方針となる「内陸のフロンティア」を拓く取組の全体構想を策定するとともに、総合特区制度の指定を受けた。  
さらに、全庁を挙げて取組を推進するため、庁内に知事を本部長とする推進会議を開催するとともに、県と市町の企画政策会議を開催するなど市町との連携を強化した。

### 4 進捗評価

- ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくりに向け、3つの戦略の柱による取組を進めた結果、「中心都市等への 30 分行動圏人口カバー率」は目標を前倒しで達成した。一方、「日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合」は横ばい傾向にあるほか、港湾や空港のネットワーク充実に関する指標については目標値と隔たりがあるなど、全体として一層の取組を要する状況にある。
- 身近な生活に関わる社会基盤となる道路や生活排水処理施設等の整備を進め、「主要な旅客施設周辺等の主な道路のバリアフリー化率」や下水道処理人口普及率は増加している。また、農林水産業産地の重点的基盤整備を推進し、「食の都づくり」を支える基盤整備面積や

農業に利用される農地面積がおおむね計画どおりに進捗するなど、豊かで活力ある暮らしの形成は着実に前進している。

- ・ 「賑わいと潤いを生む都市空間の創造」にかかる取組は、幹線街路が平成 24 年度までに7箇所、草薙総合運動場の外野スタンド改修が平成 25 年6月に完成したほか、東部コンベンションセンター(ふじのくに千本松フォーラム)についても平成 26 年度のグランドオープンに向け着実に進捗するなど、機能的で暮らしやすいまちづくりが進んでいる。
- ・ 新東名高速道路等の高規格幹線道路や金谷御前崎連絡道路等のアクセス道路の整備、清水港新興津地区の大型岸壁や埠頭の整備、富士山静岡空港の運用時間延長や駐機場拡充等は順調に進んでいる。陸・海・空それぞれの機能が拡大することにより交通ネットワーク機能の拡充が図られているものの、特に港湾・空港について、一層の機能高度化や利便性向上、質の高いサービスの提供など、目標達成に向けて利活用の促進につながる取組を要する状況にある。
- ・ 「内陸のフロンティア」を拓く取組については、庁内推進会議や市町との企画政策会議、民間コンソーシアム等との官民連携を図りながら、全体構想の推進、県内全域への展開を進めている。また、平成 25 年2月には県内全域が総合特区の指定を受け、県の地域協議会や市町における特区推進協議会等において、先導的なモデルの早期実現に向けて取り組むなど、安全・安心で魅力ある“ふじのくに”の実現に向け着実に進捗している。平成 25 年度には、経済界が設立した「内陸フロンティア推進コンソーシアム」との連携により、官民一体となって県内全域での展開を図っている。

## 5 今後の方針

---

- ・ 「内陸のフロンティア」を拓く取組については、全体構想に基づき、県・市町・民間等が連携して戦略的な取組の充実を図る。県は、防災・減災と地域成長の視点から、安全・安心で魅力ある地域づくりに向けて、全庁一体となって全体構想を着実に推進するとともに、取組の県内全域における展開に努める。特に、安全・安心な地域づくりに必要な防災・減災対策については最優先で実施していく。また、魅力ある地域づくりを効果的に促進するため、総合特区制度等国の様々な制度を活用し、本構想の先導的な役割を果たす地域づくりの具体化を図る。
- ・ 賑わいと潤いを生む都市空間の創造に向けて、人口減少や高齢化等の社会情勢の変化を想定した集約型都市構造へ誘導する観点を都市計画のマスタープランに位置付けたことから、この考え方の実現に向けて具体化を進めるとともに、引き続き、都市の利便性や快適性の一層の向上に向け、沼津駅付近鉄道高架化事業の方向付けや草薙総合運動場の再整備等、現在進捗する具体的取組を着実に推進する。
- ・ 円滑な交通を確保し、県内産業の競争力を高め、県民生活の質の向上を図るためには、道路、港湾、空港の陸・海・空の交通ネットワーク機能の一層の拡充を図る必要がある。このため、「ふじのくに交通ネットワークビジョン」の実現に向けた取組を推進するとともに、高規格幹線道路のアクセス道路の着実な整備、清水港・田子の浦港・御前崎港の連携・相互補完による「駿河湾港」としての一体的サービスや荷役機能の向上を推進する。特に、現在、県外港湾に流出している貨物については、積極的なポートセールスや民の視点による港湾サービスの向上などにより、県内港湾への取り込みを図っていく。また、富士山静岡空港では、先導的空港経営検討会議の答申を踏まえた県の取組方針を着実に推進し、一層の利便性向上や利用促進を図ることで、競争力の高い魅力ある空港の実

現に取り組んでいく。

- これらのヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくりを推進することにより、「活力ある多自然共生地域の形成」、「賑わいと潤いを生む都市空間の創造」、「陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充」を図り、豊かなふじのくにの形成を目指す。

## 4-1-1 活力ある多自然共生地域の形成

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	農林水産業等の生産基盤や身近な生活環境を整備し、周辺都市部との道路ネットワークを構築するとともに、新東名高速道路等を活かした内陸部の振興や過疎・中山間地域の振興を図ることで、活力ある多自然共生地域を形成する。
----	--

<b>施策の方向</b>	<b>(1)豊かで活力あふれる暮らしの形成</b>				
目的	生活の基礎となる道路の整備や河川等の適正な管理など、県民が安心して快適に暮らすことのできるよう、身近な生活環境の整備を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	県民1人当たりの渋滞損失時間	(H20) 35.6時間 /年	今後公表	(H28) 30時間 /年	—
	汚水処理人口普及率	(H21) 71.5%	(H24) 75.3%	79%	B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
道路交通における死傷事故率	(H20) 138件/ 億台 km	(H21) 133件/ 億台 km	(H22 暫定) 139件/ 億台 km	↘
主要な旅客施設周辺等の主な道路のバリアフリー化率	(H22) 94.7%	(H23) 95.9%	(H24) 97.5%	↗
下水道処理人口普及率	(H22) 58.7%	(H23) 59.6%	(H24) 60.3%	↗

<b>施策の方向</b>	<b>(2)美しさを重視した生活空間の形成</b>				
目的	文化や歴史に根ざした地域固有の豊かな景観を保全するとともに、景観を損なわない公共施設等の整備を推進することにより、美しい生活空間の形成に努める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う」人の割合	(H21) 68.4%	(H25 県政世論調査) 73.1%	75%	B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
幹線道路の無電柱化率	(H22) 20.2%	(H23) 20.3%	(H24) 20.3%	→
既成市街地の再整備を促進した地区数	(H22) 55 地区	(H23) 57 地区	(H24) 59 地区	↗
人が親しむことができる海岸の延長 (人工海浜や緑地等の整備により、親水性が確保されている)	(H22) 119.4km	(H23) 119.8km	(H24) 119.8km	→
臨港地区に占める緑地の面積率	(H22) 5.03%	(H23) 5.13%	(H24) 5.34%	↗

施策の方向	(3)農林水産業の新たな展開				
目的	多様な農産物の安定供給や、森林資源の効率的な利活用、水産物の供給体制づくりなど、農林水産業の力強い発展を目指した基盤整備を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	農業に利用されている農地面積 ※〔 〕書きはすう勢値	(H21) 71,400ha	(H24) 71,200ha 〔67,200ha〕	70,800ha 〔65,500ha〕	B <sup>+</sup>
	森林の多面的機能発揮のため適正に管理されている森林面積	(H21) 260,371 ha	(H24) 247,290ha	324,000 ha	C
	力強い産地づくりに向けた漁港の整備数	(H21) 29 港	(H24) 34 港	36 港	B

	参考指標	経年変化			推移
	農産物の市場への出荷時間が短縮された農地面積	(H22) 46,772ha	(H23) 46,832ha	(H24) 46,924ha	↗
	生産性の高い優良な農地の面積	(H21) 57,576ha	(H22) 56,438ha	(H23) 56,803ha	↘
	林道等から 200m 以内の森林面積	(H21) 184 千 ha	(H22) 184 千 ha	(H23) 186 千 ha	↗

施策の方向	(4)新時代の魅力ある地域づくり				
目的	多自然共生地域を東西に横断する新東名高速道路の開通を契機として、人、モノ、大地という内陸部の持つ多彩な場力を引き出し、「魅力あるふじのくにの理想郷」となる地域づくりを推進する。 過疎・中山間地域の魅力を生かして活力を高めるとともに、多様な主体の参画により集落機能を再生し、住民が安心して生活できる生活環境を確保することで、地域の活性化を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	都市農村交流人口	(H20) 15,433 千人	(H24) 15,899 千人	22,000 千人	B <sup>-</sup>

	参考指標	経年変化			推移
	集落支援員制度等を導入した市町数	(H22) 2市町	(H23) 4 市町	(H24) 4 市町	→
	農村資源を保全する活動に参加した人数	(H22) 92,500 人	(H23) 101,100 人	(H24) 127,000 人	↗

## 2 進捗評価

---

- ・ 「豊かで活力あふれる暮らしの形成」に向け、生活の主要な移動経路となる道路について、幅の広い歩道整備や歩道の段差・勾配の改善に取り組んだ結果、「主要な旅客施設周辺等の主な道路のバリアフリー化率」は97.5%に増加した。また、平成22年度から平成24年度までの間に、県や市町における下水道事業により2,260haの地域で下水道を利用できる環境が整備され「下水道処理人口普及率」は向上するなど、身近な生活環境の整備が進んでいる。
- ・ 市町の景観行政団体への移行を支援した結果、「景観法に基づく景観行政団体数」が平成22年度から平成24年度までの間に6団体増加するなど、良好な景観形成に向けた環境づくりの効果が現れている。「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う」人の割合」は、総体的には増加傾向を示しているものの、富士山の世界遺産登録等に伴い県民の景観に対する関心も高くなってきていることから、一層の取組を要する状況にある。
- ・ 「農業に利用されている農地面積」については、生産基盤整備や農地、農業用施設の保全活動への支援等により、耕作放棄地の発生抑制や解消に取り組んだ結果、順調に推移し、農業の活性化に寄与している。また、森林・林業の再生に向け、平成22年度から平成24年度までの間、林道等の路網整備の推進と森林施業の集約のための地域活動への支援等に取り組んだ結果、「林道等から200m以内の森林面積」が毎年着実に増加するとともに、「集約化推進計画」が25万6千haの森林で樹立された。
- ・ 農山村地域が持つ多面的機能の発揮については、平成22年度から平成24年度までの間、森の力再生事業による4,094haの荒廃森林等の整備、新たに3,915haの保安林指定などを行った。また、平成24年11月には第36回全国育樹祭を開催し、「森林資源の活用とそのための人づくり」の大切さを県内外に発信した。一方、「森林の多面的機能発揮のため適正に管理されている森林面積」については、森林法改正に伴う新制度への移行を見越した森林施業計画策定の伸び悩みなどから、目標達成には一層の取組を要する状況にある。このため、平成25年度は、改正森林法による森林経営計画の認定促進に重点をおいて取り組んでいる。
- ・ 「力強い産地づくりに向けた漁港の整備数」については、順調に推移し、地域の実情に応じた施設整備の展開により、水産業の振興に寄与している。
- ・ 「内陸のフロンティア」を拓く取組については、庁内推進会議や市町との企画政策会議、民間コンソーシアム等との官民連携を図りながら、全体構想の推進、県内全域への展開を進めている。また、平成25年2月には県内全域が総合特区の指定を受け、県の地域協議会や市町における特区推進協議会等において、先導的なモデルの早期実現に向けて取り組むなど、安全・安心で魅力ある“ふじのくに”の実現に向け着実に進捗している。平成25年度には、経済界が設立した「内陸フロンティア推進コンソーシアム」との連携により、官民一体となって県内全域での展開を図っている。

### 3 今後の施策展開

---

- 多自然共生地域における多様な自然や、そこから生まれる生産物を県民誰もが享受し、県内外に人々に魅力ある地域となるには、生活や生産の基盤を一層充実するとともに、地域資源を広く発信していく必要がある。

このため、生活排水処理施設等の生活基盤については、人口減少などの将来的な社会動向も踏まえ、地域の実情に応じたより経済的で効率的な整備を推進するほか、農林水産業の生産基盤を引き続き充実強化していく。

また、過疎・中山間地域においては、豊かな自然、文化等の魅力ある地域資源を活用し、広く情報を発信するとともに、都市部との多様な交流を促進するなど、総合的な振興策を推進していく。

- 地域主体の良好な景観形成を推進するため、景観講習会の開催や専門アドバイザーの派遣など、市町が景観行政団体へ移行するための支援を引き続き行う。あわせて、県が公共事業を施行する際の景観に配慮するための「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」の充実を図るとともに、市町、民間事業者等に引き続き周知し、取組の普及・拡大を図る。
- 農林水産業の力強い発展を目指した基盤整備に向けて、農地においては、大胆な低コスト化を可能とする生産基盤整備など社会情勢の変化に応じた基盤整備を推進するとともに、「ふじのくに美農里プロジェクト」など農地、農業用施設の保全活動を引き続き支援し、耕作放棄地の発生抑制や解消に取り組み「農業に利用されている農地面積」の確保を図る。

森林においては、引き続き、森の力再生事業の実施による荒廃森林の再生、保安林の適正な配備による森林の保全、森林経営計画の認定とその実行による森林の整備が必要である。このため、森林の多面的機能の発揮に向けた森林の適正な整備と保全、本県の豊富な木材資源の将来にわたった適切な活用と持続的に発展可能な林業・木材産業の構築を進め、次期基本計画に位置づける、「くらし・環境」、「経済」、「文化」が調和した「森林の都」づくりの着実な推進を図る。

水産業においては、水産物の安定的な供給に寄与するため、水産物の生産流通の効率化や漁業者の就労環境改善を図る施設整備を展開していく。

- 「内陸のフロンティア」を拓く取組の全体構想に基づき、県・市町・民間等が連携して戦略的な取組の充実を図る。県は、防災・減災と地域成長の視点から、安全・安心で魅力ある地域づくりに向けて、全庁一体となって全体構想を着実に推進するとともに、官民一体となった取組の県内全域における展開に努める。特に、安全・安心な地域づくりに必要な防災・減災対策については最優先で実施していく。また、魅力ある地域づくりを効果的に促進するため、総合特区制度等国の様々な制度を活用し、本構想の先導的な役割を果たす地域づくりの具体化を図る。

## 4 取組の実績

### (1) 豊かで活力あふれる暮らしの形成

#### ○安全・快適・便利な暮らしを支える道路整備の推進

- ・ 道路の交通渋滞を解消するため、静岡県第 4 次渋滞対策プログラムに基づき、国や政令市等と連携し、交差点改良やバイパス整備などの渋滞対策を実施している。
- ・ 快適な暮らしを支えるため、地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに 30 分以内で到達できる道路網(静岡 30「サーティー」構想)の実現に向けて、国道 473 号や県道大岡元長窪線などの整備を推進している。
- ・ 誰もが安心して必要な医療を受けられるよう、東駿河湾環状道路や国道 136 号函南～三島バイパス、天城北道路など救急医療機関へ迅速に搬送できる道路網の整備を推進するとともに、段差解消や狭隘箇所の部分拡幅を実施している。
- ・ 道路交通における死傷事故を削減するため、歩道や自転車歩行者道の整備及び交差点改良を実施し、交通安全対策を推進している。
- ・ 生活の主要な移動経路となる駅や商店街、病院、福祉施設等を相互に結ぶ道路について幅の広い歩道の整備や歩道の段差・勾配の改善などを実施し、バリアフリー化を推進している。
- ・ 目的地への円滑な誘導を確保するため、案内の統一性や連続性及び英語表記を充実させた道路案内標識を整備している。また、中国・韓国からの観光客の利便性向上を図るため、4か国語の道路案内標識を整備している。
- ・ 道路利用者の安全を確保するため、月に 3 回以上の道路パトロールを実施するとともに、施設の損傷箇所への速やかな対応により、的確な道路の維持管理に取り組んでいる。
- ・ 地域住民や利用者の視点に立った道路整備を進めるため、意見交換を通じて多様な住民ニーズを事業に反映する「みち～満ち・充ちミーティング」を、平成 22 年度から平成 24 年度までの間に県内各地で計 36 回開催している。また、出された意見のうち、比較的小規模で緊急性が高いものについては、速やかに対応(ガードレール、カーブミラーの設置、舗装段差の解消など)を行っている。(H25:13 回予定)
- ・ 「事業着手準備制度」を平成 22 年度から平成 24 年度までに県内 54 箇所でも適用し、事業化に先立ち地元や市町と事業の効果や課題などを話し合った結果、35 箇所でも地元との合意形成を得て、事業着手された。事業着手が決定した箇所においては、より迅速な事業実施に努めている。(H25:23 箇所予定)
- ・ 良好な生活環境を確保するため、人家連担地域で自動車騒音が環境基準値を超えている箇所において、道路の環境対策として低騒音舗装を平成 22 年度から平成 24 年度で約 2km 実施し、平成 25 年度には約 1km 実施する予定である。
- ・ 地域の住民や企業などとの協働により道路の清掃や美化活動を行う「しずおかアダプトロードプログラム」を推進したことで、快適な道路空間を創出している。(平成 25 年 3 月末で 126 団体が参加)

#### ○河川や港湾等の公共水域におけるプレジャーボート対策の推進

- ・ 公共水域の秩序ある利用を確保するため、**放置艇対策**として、地域ごとに水域利用推進調整会議等を開催している。浜名湖及び清水港・巴川においては、新たな係留施設を整備し、暫定係留施設から恒久係留施設へのプレジャーボートの移動を進めた。袋井地域に

については、水域利用推進計画策定に向け、水域利用推進調整会議幹事会を開催している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
プレジャーボート対策の推進 浜名湖の放置艇対策	計画	暫定係留施設から恒久係留施設への移動完了	新たな放置艇発生防止のための対策の実施			○
	実施状況等	暫定係留施設から恒久係留施設への移動完了	新たな放置艇発生防止のための対策の実施	新たな放置艇発生防止のための対策の実施	新たな放置艇発生防止のための対策の実施 新規艇受入れ開始	
清水港・巴川の放置艇対策	計画	推進計画の改訂調整会議の開催	恒久係留施設の確保			
	実施状況等	推進計画の改訂調整会議の開催 (新係留場に係る意見交換会の実施)	恒久係留施設の確保	恒久係留施設の確保・移動	恒久係留施設の確保・移動	
田子の浦港・沼川の放置艇対策	計画	推進計画の検討	推進計画の策定	係留施設の確保		
	実施状況等	推進計画の検討 (所有者への説明会実施)	推進計画の策定 (係留施設の詳細の検討)	推進計画の策定 (係留施設の詳細の検討)	推進計画の策定 (係留施設の詳細の検討)	
その他地域の放置艇対策	計画	推進計画の検討 係留施設の確保				
	実施状況等	(沼津)水域利用推進計画策定	(沼津)係留場所移動についての調整	(沼津)係留場所移動についての調整 (袋井)水域利用推進調整会議幹事会の開催	(沼津)係留場所移動についての調整 (袋井)水域利用推進調整会議幹事会の開催	

### ○汚水処理施設整備の推進

- 平成 22 年度から平成 24 年度までの間に、県や市町における下水道事業により 2,260ha の地域で下水道を利用できる環境が整備された。また、2 市 (4 地区) で農業集落排水事業を実施 (H25 予定: 3 市 (3 地区)) するとともに、21 市 10 町に助成を行い、合併浄化槽の整備を進めた (H25 予定: 21 市 10 町に助成)。

## (2) 美しさを重視した生活空間の形成

### ○景観に配慮した地域づくりの推進

- 平成 22 年度に、県が**公共事業を施行する際の景観に配慮**するための「ふじのくに色彩・デザイン指針 (社会資本整備)」を策定し、平成 23 年度に交通基盤部のすべての出先機関で運用を開始した。平成 24 年度には、企業局、道路公社を対象を拡大するとともに、公共建築物の本格運用を開始し、平成 25 年 4 月から県警本部も含めた全庁運用を開始した。平成 25 年度は、景観・色彩などの専門家の意見を踏まえ、指針の内容の充実を図っている。
- 景観講習会の開催や専門アドバイザーの派遣など、**市町が景観行政団体へ移行するための支援**を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
景観に配慮した公共事業の全庁的な取組の推進	計画	策定と試行	実施開始	全庁実施		○
	実施状況等	ふじのくに色彩・デザイン指針を策定し、一部の出先機関で運用開始	ふじのくに色彩・デザイン指針を交通基盤部のすべての出先機関で運用開始	ふじのくに色彩・デザイン指針の運用対象の拡大及び公共建築物の運用	ふじのくに色彩・デザイン指針を全庁で運用開始及び運用の徹底	
市町の景観行政団体移行支援	計画	景観行政団体数15団体			景観行政団体数23団体	○
	実施状況等	・裾野市が景観行政団体に移行(累計15) ・景観講習会等を6回開催	・島田市・伊豆の国市・御殿場市が景観行政団体に移行(累計18) ・景観講習会等を5回開催	・磐田市、伊豆市が景観行政団体に移行(累計20) ・景観講習会等を5回開催	・3市町が景観行政団体に移行予定(累計23)	

### (3) 農林水産業の新たな展開

#### ○多様な農産物を安定的に供給する基盤整備の推進

- ・ 農業以外の土地利用との調整を図りつつ、食糧供給の基盤である優良農地の確保に努めた。
- ・ **農ビジネスの拡大を目指す産地を重点的な対象**として、農業の生産性や農産物の品質の向上を図るため、農地の平坦化や区画の拡大、農道・用排水施設の充実等により、平成22年度から平成24年度までに4,267haの農地を整備した。(H25 予定：1,533ha)
- ・ 県造成の基幹的農業水利施設の機能診断を平成22年度から平成24年度までに46施設で実施し、機能診断率が62.0%となった。(H25 予定：90施設)
- ・ 農業生産基盤整備について、平成22年度から平成24年度までに県内15地区を整備した(H25 予定：12地区)。農道やかんがい施設等生産基盤の核と、集落道や営農飲雑用水施設等生活環境改善の核となる施設を併せて整備することで、農事組合法人の設立や交流人口の拡大など地域の活性化への動きが拡大している。
- ・ 農地防災事業を推進し、13地区966.3haの自然災害の防止を図った。(H25 予定：4地区115.6ha)
- ・ 新東名高速道路インターチェンジ周辺の農村活性化に向けて、「大都市との交流」「新産業誘致」「景観の活用」の3つの視点から、農村資源を活かした地域活性化と有効な土地利用の方向性を提案する「農村地域デザイン指針」を平成23年度に策定した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
産地の重点的な基盤整備	計画		戦略を持った意欲ある産地の基盤整備			○
	実施状況等		「食の都づくり」を支える基盤整備面積			
		整備面積 122ha 累計 412ha	整備面積 93ha 累計 505ha	整備面積 46ha 累計 551ha	整備面積 101ha 累計 652ha	
基幹的農業水利施設等の保全管理	計画		施設機能の監視・診断体制の整備			○
	実施状況等	ストックマネジメントによって農業用水の安定供給を図る体制を整備する農地面積				
		0ha	8,161ha	16,636ha	23,000ha	

### ○森林・林業の再生に向けた施業の集約化と林道整備等の推進

- 平成 22 年度から平成 24 年度までの間、市町や森林組合・林業事業者等に対する適切な指導・支援を行った結果、集約化の区域を明確に位置付ける「集約化推進計画」が 25 万 6 千ha の森林で樹立され、**森林をまとめて(施業の集約化)、計画的に施業を実施**していくための「森林経営計画」が 13,054ha の森林で作成された。平成 25 年度は、一層の「森林経営計画」の作成に向けて支援を進めていく。
- 平成 22 年度から平成 24 年度までの間、林道等の整備を推進した結果、効率的な森林整備や木材の生産性の向上に期待できる道路から 200m 以内の森林面積が、18 万 4 千 ha(H22) から 18 万 9 千 ha(H24 見込み)へと確実に年々増加した。平成 25 年度も引き続き、林道等の整備を進めていく。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
森林施業集約化の取組強化  (木材生産量 H20 269千m3)	計画	森林整備加速化・林業再生事業等を活用した施業集約化促進 (賀茂、北駿、大井川地区)			○	
		生産システムの実証実験の支援 (富士地域)		他地域への普及		木材生産量 450千m3
	実施状況等	森林の団地化の促進や講師派遣による生産性向上実施(3地域) 欧州型林業機械を導入した生産システムの実証実験の支援(富士宮) 木材生産量 251千m3	森林の団地化の促進や講師派遣による生産性向上実施(3地域) 生産システムの実証実験の支援  木材生産量 282千m3	低コスト生産システムの他地域への普及(3地域)  木材生産量 276千m3		集約化の核となる森林組合の育成(2組合) 県営林における収支分析と経営モデルの作成

### ○農山村地域が持つ多面的機能の発揮

- 多様な主体による農地や農業用施設等の保全活動を推進しており、平成 24 年度末において、「ふじのくに美農里プロジェクト」の活動組織が 170 組織となり、11,386ha で保全活動を実施した。(H25 予定: 12,000ha)
- 「一社一村しずおか運動」では、平成 24 年度末までに 35 件のパートナーシップ認定を行った(H25 予定: 5 件)ほか、全国で同様の取組を行う県等が集まる「邑づくりパートナーシップ全国交流会」を開催した。

- ・ 「しずおか棚田・里地くらぶ」等と協働して各種イベントに出店し、保全活動の必要性等の PR を行っている。
- ・ 営農組織や「ふじのくに美農里プロジェクト」活動組織、NPO 法人等多様な実施主体により、耕作放棄地解消対策や農道の舗装等身近で簡易であるが手間のかかる工事を実施している。
- ・ 平成22年度から平成24年度までの間、森林(もり)づくり県民税を財源とした**森の力再生事業**により、4,094ha の荒廃森林等を整備した。(H25 予定：1,100ha)
- ・ 県の施策などの実施状況をまとめた森林共生白書の公表や県内4地域に設置した森林県民円卓会議の開催支援を行っている。
- ・ 平成24年11月10日から11日の2日間にわたり第36回全国育樹祭を開催するとともに、記念行事を開催し、大会の基本コンセプトである「森林資源の活用とそのための人づくり」の大切さを県内外に向けて発信した。
- ・ 県営林では、既設作業道の利用や作業道開設により、効率的な利用間伐の取組を進めてきたところであり、地域のモデルとなる利用間伐による森林整備を引き続き進めている。
- ・ 松くい虫防除対策として、薬剤散布(空中・地上)、予防剤の樹幹注入、駆除対策として伐倒、破碎、燻蒸処理を毎年確実に実施し、被害量の拡大を防ぐことができた。また、野生鳥獣対策として、植栽地での防護柵の設置や忌避剤の散布などの被害の防除対策支援を行うとともに、森林整備を進めることにより、鳥獣の生息環境の確保を図っている。
- ・ 県内で植栽するスギ・ヒノキの苗木の全てを「花粉の少ない品種」に転換するため、平成22年度から平成24年度までの間において1haのスギ採種園を整備した。平成25年度からは、ヒノキの「花粉の少ない品種」の採種園の造成に取り組んでいる。
- ・ 平成22年度から平成24年度までの間において、新たに3,915haを保安林に指定するとともに、指定理由の消滅した保安林の解除を進め、保安林の適正な配備に努めた。平成25年度も引き続き、保安林の適正配備を進めている。
- ・ 平成22年度から平成24年度までの間において、森林の機能を維持保全するため、林地開発許可制度に基づき林地の適正利用を指導(許可33件)するとともに、小規模林地開発の実態把握により無断開発の未然防止を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
森の力再生事業 (森林づくり県民税)  (H18~21累計整備 4,722ha)	計画	前期5ヶ年計画 の見直し 1,435ha	後期5ヶ年計画の推進 (1,200ha) (1,200ha) (1,200ha) 累計2,635ha 累計3,835ha 累計5,035ha			○
	実施 状況等	荒廃森林の再生 1,549ha	前期5ヶ年計画の実績を踏まえ、平成23年度以降の計画量を見直した。(森の力再生推進本部/H23年3月) (1,342ha) 累計2,891ha	(1,203ha) 累計4,094ha	(1,100ha)(予定) 累計5,194ha(予定)	

### ○力強い漁業を支える漁港整備の推進

- ・ 防波堤や臨港道路等、水産物の安定供給に資する漁港の整備を推進している。また、これらの施設の長期的な有効利用を図るため、維持管理計画の策定を進めている。

(4) 新時代の魅力ある地域づくり

【新東名高速道路を活かした内陸部の振興】

○「内陸」のフロンティアを拓く

- 平成 23 年度には知事を本部長とする庁内推進会議を設置するとともに、平成 24 年度には市町との企画政策会議を開催して、防災減災と地域成長の両立を目指す「**内陸のフロンティアを拓く取組**」の全体構想を策定した。また、先導的なモデルの早期創出に向け、県・関係市町・民間団体等で構成する地域協議会を設置して、国に規制緩和等の特例措置を求める総合特区の申請を行い、25 年 2 月に指定を受けた。
- 平成 25 年度には、経済界が設立した「内陸フロンティア推進コンソーシアム」との連携により、県内全域への展開を図るほか、市町、地域における推進協議会等と連携して、特区の早期実現に向けた事業を推進している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
内陸のフロンティアを拓く取組の推進	計画		推進会議の設置	取組方針の策定・推進		○
	実施状況等		推進会議の設置・開催	全体構想の策定 総合特区申請・指定	県内全域への展開 特区事業の推進	

【過疎・中山間地域の振興】

○魅力を生かしフロンティアを拓く

- 多様な住まい方を前提とし、“ふじのくに”ならではの魅力を生かした移住・定住の促進を図るため、平成 22 年度には「ふじのくに移住・定住促進戦略」を策定し、平成 23 年度はこれに基づき、移住・定住相談センターの設置や県空き家バンクの開設など推進体制の整備を行った。平成 24 年度からは、各種フェアでのPRによる情報発信に加え、首都圏でのプロモーション活動など戦略的な情報発信を行っている。
- 生産から加工、流通、消費を結合し、新たな需要を創造する6次産業化の取組への支援や、農芸品と言える農林水産物を「しずおか食セレクション」としてブランド認定するなど、「食と農」を軸とした新しい産業と雇用の創出を図っている。
- 農業、林業を支える新たな担い手を確保するため、農業法人等で短期から中期の農業体験や1年間の実践研修等により、新規就業者の育成支援等を行っている。
- 農林漁家民宿の開業・運営支援、推進団体の支援、子ども農山漁村交流プロジェクトの推進などにより滞在型グリーンツーリズムを促進している。

○多様な主体の参画による地域の社会的機能の維持・向上

- 弱まりかけた地域コミュニティの機能を補うため、集落対策の主体となる各市町に対し、外部人材の活用や地域の課題解決に向けた取組など県内外の先進的・特徴的な事例を収集・提供している。
- 県保健医療計画に基づき、過疎地域周辺医療機関や市町等との連携を通じて、地域住民が必要な保健医療の確保に努めるとともに、無医地区の医療を確保するため、へき地医療拠点病院が行う巡回診療や市町が行う定期患者輸送事業を推進している。また、介護保険関連施

設、保育所等の整備を促進している。

- 地域のニーズに応じた利用しやすく持続可能な生活交通を確保できるよう、民間事業者や市町への支援を通じ、バス路線の維持・確保を図っている。
- 中心都市部との幹線道路などを整備するとともに、光ファイバ網などの情報通信基盤の整備を促進している。
- 飲料水の安定供給のため、市町が行う簡易水道や飲料水供給施設の整備を支援している。また、下水処理施設等の整備を促進している。
- 「ふじのくに美農里プロジェクト」、「一社一村しずおか運動」、「しずおか棚田・里地くらぶ」、「森づくり県民大作戦」などにより、美しい景観、農地や森林などの資源を地域住民やNPO、民間企業等、多様な主体の参加により保全していく取組を支援している。



## 4-1-2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	都市における利便性の向上や環境・景観等に配慮したまちづくりを進めるとともに、都市機能の集積等により、都市空間を創造する。			
<b>施策の方向</b>	<b>(1)豊かで活力あるまちづくり</b>			
目的	都市計画のマスタープランを策定し、それに即した都市計画の決定等を推進するとともに、無秩序な市街化を防止する開発許可制度等を適正に運用する。			
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標 達成状況
	日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合	(H21) 52.8%	(H25 県政世論調査) 51.8%	60% C
<b>施策の方向</b>	<b>(2)都市のリノベーション</b>			
目的	機能的で暮らしやすい市街地を形成するため、既成市街地の更新を進めるなど、都市基盤の整備を推進する。			
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標 達成状況
	用途地域内の土地区画整理事業完了率	(H21) 14.4%	(H24) 15.3%	15.5% B+
	県民1人当たりの渋滞損失時間	(H20) 35.6 時間/年	今後公表	(H28) 30 時間/年 —
	参考指標	経年変化		推移
	主要駅のエレベータ、エスカレータ設置整備率	(H22) 77.3%	(H23) 77.8%	(H24) 77.4% →
	市街地再開発事業等の完了地区数	(H22) 55 地区	(H23) 57 地区	(H24) 59 地区 ↗
	夜間騒音 65db 以下の幹線道路延長割合	(H22) 70.7%	(H23) 79.4%	(H24) 79.5% ↗
<b>施策の方向</b>	<b>(3)緑と潤いのあるアメニティ空間の創出</b>			
目的	都市生活の快適性、安全性を確保する上で基盤となる都市公園や、心地よい親水性を持った港湾緑地等、潤いのある空間整備を計画的に推進する。			
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標 達成状況
	都市計画区域内の1人当たり都市公園面積	(H20) 8.11 m <sup>2</sup> /人	(H23) 8.27 m <sup>2</sup> /人	8.51 m <sup>2</sup> /人 B-
	参考指標	経年変化		推移
	都市公園に歩いて行ける利用可能者数	(H21) 1,861 千人	(H22) 1,905 千人	(H23) 1,982 千人 ↗
	水辺の交流拠点整備箇所数	(H22) 57 箇所	(H23) 57 箇所	(H24) 60 箇所 ↗
	NPOによる空港周囲部の管理活動参加者数	(H22) 562 人	(H23) 845 人	(H24) 322 人 ↘
	県営都市公園利用者満足度(5段階評価)	(H22) 4.27	(H23) 4.26	(H24) 4.18 →

## 2 進捗評価

- 全ての都市計画区域でマスタープランを見直し、それに即した都市計画の決定、変更を推進したが、「日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合」は、約半数程度で推移しており、「豊かで活力あるまちづくり」に向けた一層の取組を要する状況にある。
- 「用途地域内の土地区画整理事業完了率」及び「市街地再開発事業等の完了地区数」は増加し、順調に事業進捗が図られている。また、幹線街路や駅前広場の整備については、完成間近な箇所や優先度の高い路線を重点的に整備することにより、機能的で暮らしやすい市街地の形成が推進されている。
- 「都市計画区域内の1人当たり都市公園面積」及び「都市公園に歩いて行ける利用可能者数」は着実に増加し、また「県営都市公園利用者満足度」も高い数字を維持している。草薙総合運動場のリニューアル事業についても、計画に沿って着実に推進しており、都市における緑の空間の創出が図られている。

## 3 今後の施策展開

- 「日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合」は、平成23年度、24年度、25年度を通じて基準値(平成21年度52.8%)を下回っており、今後の都市計画は、人口減少や高齢化等の社会情勢の変化に対応した集約型都市構造への誘導を図る必要がある。  
このため、「都市計画区域マスタープラン策定方針」に基づく都市計画区域マスタープランの見直しや都市交通マスタープランの策定を進めていくほか、引き続き、無秩序な開発による環境の悪化や災害の発生の防止等、適正かつ合理的な土地利用を確保し、豊かで活力あるまちづくりを推進していく。
- 機能的で暮らしやすい市街地を形成するため、既成市街地の更新を進めるなど、都市基盤の整備を推進する必要がある。  
このため、土地区画整理事業については、事業の早期完了に向け、各種助成制度の効果的な活用や事業計画の見直し、保留地処分の工夫等について事業主体(市町・組合)を指導・支援していく。また、市街地再開発事業等の立ち上げを検討している地区では、権利者の合意形成に向けた適切な施行区域の設定、事業規模や事業計画による健全性の確保等を行うとともに、事業化が固まった地区では円滑な事業進捗を図るため、事業主体(市町)や組合に対し、引き続き指導・支援していく。  
街路整備事業については、予算の平準化を図りながら、国の交付金事業等を積極的に活用することにより、効果的・効率的に事業を推進していくとともに、沼津駅付近鉄道高架事業については、パブリックインボルブメント(PI)手法により、市民や関係者から意見を聴いた上で、方向付けを行っていく。  
東部コンベンションセンター(ふじのくに千本松フォーラム)については、平成26年7月のグランドオープンに向け、管理運営体制の構築や施設の広報等に取り組むとともに、本施設を交流拠点として活用を図り、交流人口拡大に向け地域への波及効果の高いコンベンション等の誘致を積極的に推進する。
- 都市における緑の空間やレクリエーションの場を創出するため、都市生活の快適性や安全性を確保する上で基盤となる都市公園など、潤いのある空間整備を計画的に推進する必要がある。

このため、引き続き、県営都市公園の適切な管理に努め、市町による都市公園や緑地の整備を促進するとともに、草薙総合運動場のリニューアル事業を着実に推進する。

## 4 取組の実績

---

### (1) 豊かで活力あるまちづくり

#### ○暮らしやすい市街地をつくる都市計画の推進

- ・ 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、平成 22 年度に全ての都市計画区域マスタープランの見直しが終了し、平成 25 年度に、「都市計画区域マスタープラン策定方針」の策定が完了した。また、平成 22 年度から平成 24 年度までに、都市施設、土地利用、市街地開発事業に関する都市計画の決定、変更を計 144 件行った。
- ・ 都市の骨格を形成する交通施設等の必要性及び規模を明らかにするため、平成 23 年度に全7都市圏のうち伊豆東、東遠、榛南・南遠の3都市圏について都市交通マスタープランの策定が完了し、平成 24 年度からは、静岡中部都市圏における都市交通マスタープランの策定を進めている。

#### ○適正な土地利用の確保

- ・ 無秩序な開発による環境の悪化や災害の発生を防止するため、都市計画法に基づき、開発許可申請の審査を行い、平成 22 年度から平成 24 年度までの間で、17件の許可を行った。(H25:5件予定)
- ・ 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、国土利用計画法に基づき、土地取引の届出の利用目的等の審査を行い、平成 22 年度から平成 24 年度までの間に、493 件の処理を行った。(H25:250 件予定)

### (2) 都市のリノベーション

#### ○良好な市街地整備の促進

- ・ 都市における公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地区画整理事業により道路や公園などの整備や土地の整形化等を行い、平成 22 年度から平成 24 年度までに、22 地区(510.6ha)において事業が完了した。(H25:40 地区事業推進中)
- ・ 都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業等により再開発ビルや公共空地などの整備等を行い、平成 22 年度から平成 24 年度までに、7地区(計 3.55ha)で事業が完了した。(H25:7地区事業推進中)

#### ○賑わいのある都市拠点の形成

- ・ 「東部コンベンションセンター(ふじのくに千本松フォーラム)」については、平成 23 年度までに事業者との設計協議が完了し、平成 24 年度に建設工事に着工したところであり、平成 25 年度は、平成 26 年 7 月のグランドオープンに向け、備品の整備や管理運営体制の構築、広報誘致活動に取り組んでいる。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
東部コンベンションセンターの整備	計画	施設設計 →		建設工事		○
	実施状況等	11月基本協定締結 設計協議に着手	設計協議完了 管理運営計画策定 財産取得契約協議	財産取得契約締結 施設建設工事着工 設置管理条例制定 指定管理者選定 予約相談センター設置	施設建設工事竣工 備品整備 管理運営体制構築 広報誘致活動	

### ○街路整備の推進

- 都市における円滑な移動を確保するため、完成が近づいている**幹線街路整備**箇所について、重点的に街路整備を行い、平成22年度から平成24年度までに7箇所が完成した。(H25:22箇所事業推進中)
- 駅前広場の整備**を促進するため、都市計画手続き等について、主体となる市町に対し指導・支援を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
幹線街路の整備	計画	3箇所完成	2箇所完成	3箇所完成	4箇所完成 →	○
	実施状況等	1箇所完成(三枚橋岡宮線) 2箇所 H23へ繰越し完成(下俣二瀬川線、磐田袋井線)	4箇所完成(下俣二瀬川線、磐田袋井線、本町下宿線、榛南幹線)	2箇所完成(小立野豊田線、間宮平井線)	完成予定箇所を含め、幹線街路の整備について計画どおり進捗するよう事業推進	
駅前広場の整備	計画			1箇所完成	26年度 1箇所完成予定 →	○
	実施状況等	袋井駅(駅前広場)を継続事業中(市施工)	熱海駅(駅前広場)と磐田駅(駅前広場)に着手(市施工)	新所原駅(駅前広場)に着手(市施工) 熱海駅(駅前広場)はH25に部分供用予定	熱海駅(駅前広場)の部分供用	

### ○鉄道と道路の立体交差化の推進

- 平成22年度には湖西市にて都市計画道路南上ノ原梅田線が、また平成24年度には富士宮駅付近のJR身延線鉄道高架が完成し、踏切が撤去されたことから、踏切による渋滞が解消された。(H25:1箇所事業推進中)
- 沼津駅付近鉄道高架事業**については、まちづくり、交通、公共政策等の専門家で構成する「有識者会議」の報告を受け導入したパブリックインボルブメント(PI)手法により、市民や関係者から意見を聴き、合意形成を進めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
鉄道と道路の立体交差化	計画	1箇所完成		1箇所完成	26年度 1箇所完成予定	○
	実施 状況等	1箇所完成(南上ノ 原梅田線)	計画どおり進捗する よう事業推進	1箇所完成(野中棒 杭線…JR身延線富 士宮駅周辺鉄道高 架)	計画どおり進捗する よう事業推進	
沼津駅付近鉄道高架事業の推 進	計画		事業推進			○
	実施 状況等	客観的・科学的見地 から現行計画を改め て検証するために 「有識者会議」を設 置して検討を開始	「有識者会議」の報 告書を受け、PI方式 を導入	PIIにより市民や関係者から意見を聴き、考 え得る案を予断なく検討し、事業の方向付 けを行う		

### (3) 緑と潤いのあるアメニティ空間の創出

#### ○人々が集う緑の空間やレクリエーションの場の創出

- 都市における緑の空間やレクリエーションの場を創出するため、指定管理者を通じて、県営の7都市公園の適切な管理及び利用促進を図っている。また、平成22年度から平成24年度にかけて、6市8公園の都市公園整備への支援を実施、平成25年度は、6市6公園の都市公園整備(前年度からの継続中の2市2公園を含む。)を支援している。
- 草薙総合運動場の機能を向上**するため、硬式野球場において、外野スタンドの改修が平成25年6月に完成するとともに、屋内運動場の建設(平成25年11月完成)及び体育館の建替えを進めている。
- 港における景観の保持、美化を図り、潤いのある港の環境を形成するため、清水港・田子の浦港において、**緑地整備**を推進している。また、焼津漁港及び福田漁港でも緑地等の整備を推進し、福田漁港においては平成23年度に緑地広場を完成させた。
- 富士山静岡空港では、周辺地域と調和した緑あふれる空港づくりを目指して、ビオトープ等の多様な動植物の生息環境や森林の整備、オオタカの営巣環境の改善などにより、自然環境の保全を図っている。また、平成23年度以降は、空港周辺の魅力向上や景観形成を目的として、東側展望広場の整備や、空港アクセス道路等への桜植栽を実施した。平成25年度は、空港来訪者への「おもてなし」の視点から、新たな修景整備等、景観向上策の検討を進めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
草薙総合運動場の再整備 硬式野球場の改修 体育館の建て替え	計画	内野スタンド改修		外野スタンド改修		○
	実施状況等	内野スタンド改修 H23.3月完成	外野スタンド改修着手 屋内運動場及び体育館の設計を実施	外野スタンド改修中 屋内運動場の建設、 体育館建設に着手	外野スタンド改修 6月完成 屋内運動場建設 11月完成 体育館建設中	
港における緑地の整備 (港湾 H21 4.91%) (漁港 H21 6.67%)	計画				港湾 6.08% 漁港 10.15%	○
	実施状況等	港湾 5.03% 漁港 6.67% 【港湾】清水港・新興津地区、田子の浦港・港口地区の緑地整備を実施 【漁港】焼津漁港及び福田漁港の緑地整備を実施	港湾 5.19% 漁港 7.57% 【港湾】清水港・新興津地区、田子の浦港・港口地区の緑地整備を実施 【漁港】焼津漁港及び福田漁港の緑地整備を実施	港湾 5.34% 漁港 7.57% 【港湾】清水港・新興津地区、田子の浦港・港口地区の緑地整備を実施 【漁港】焼津漁港の緑地整備を実施	港湾 6.08% 漁港 10.87% 【港湾】清水港・新興津地区、田子の浦港・港口地区の緑地整備を実施 【漁港】焼津漁港の緑地整備を実施	



### 4-1-3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	道路ネットワークの強化等により県内中心都市の連携強化や均衡ある発展を目指すとともに、国内や国際交流ネットワークの構築など、陸・海・空の基盤整備を進めることにより、全国はもとより、世界との広域交流圏を形成する。
----	--

施策の方向	(1)陸・海・空を結ぶ交通ネットワークの構築				
目的	富士山静岡空港や新東名高速道路など大規模な交通基盤の新規整備に伴い、既存の交通基盤との連携を強化し、本県の新たな交通ネットワーク構築を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	国内旅客輸送人員	(H20) 26億7,900万人 (3億4,400万人)	(H22) — (3億1,100万人)	27億人 (3億5,000万人)	C

参考指標	経年変化			推移
国内鉄道旅客輸送人員(静岡県分)	(H19) 197,843千人	(H20) 196,539千人	(H21) 187,951千人	↘
高規格幹線道路の供用率	(H22) 44.6%	(H23) 46.2%	(H24) 77.3%	↗
御前崎港と相良牧之原 IC の所要時間	(H22) 23分	(H23) 20分	(H24) 17分	↗
外貿コンテナ定期航路便数	(H22) 24.5便/週	(H23) 26.5便/週	(H24) 27.5便/週	↗

施策の方向	(2)道路網の強化				
目的	円滑な道路交通を確保し、産業の支援や交流の拡大を図るため、高規格幹線道路と、それらに関連するアクセス道路等の整備を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	中心都市等への30分行動圏人口カバー率	(H21) 87.2%	(H24) 93.2%	92.8%	A

参考指標	経年変化			推移
高規格幹線道路の供用率	(H22) 44.6%	(H23) 46.2%	(H24) 77.3%	↗
県民1人当りの渋滞損失時間	(H18) 37.2時間	(H19) 36.4時間	(H20) 35.6時間	↗

<b>施策の方向</b>	<b>(3)港湾機能の強化</b>			
目的	県内のものづくり産業を支え、国内外との競争力を向上させるため、民の視点による質の高い港湾サービスの提供を推進し、清水港、田子の浦港、御前崎港を「駿河湾港」として一体的に整備・運営していく。			
数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
輸出・輸入コンテナ取扱個数	(H21) 34.1 万 TEU	(H24) 43.8 万 TEU	78.7 万 TEU	C
穀物(トウモロコシ)取扱量	(H20) 72 万t	(H24) 64.5 万t	(H32) 81 万t	C

参考指標	経年変化			推移
地域の産業基盤となる港湾の整備数 (係留施設等の港湾施設が整備され、港湾機能の整備が完了した港湾数)	(H22) 10 港	(H23) 10 港	(H24) 11 港	↗
大型岸壁(−6m以深)の整備	(H22) 69 バース	(H23) 69 バース	(H24) 70 バース	↗

<b>施策の方向</b>	<b>(4)空港機能の強化</b>			
目的	国際競争力や県民生活の質の向上による本県の発展を目指し、富士山静岡空港の利便性や魅力を高めるための施設整備等を推進する。			
数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
富士山静岡空港の利用者数	(H21) 53 万人	(H24) 44.7 万人	70 万人	D
富士山静岡空港の就航地域数等	(H21) 定期便 8 地域、 チャーター便 16 地 域・158 便、 小型機 402 機	(H24) 定期便 8 地域、 チャーター便 13 地 域・72 便、 小型機 532 機	定期便 10 地域、 チャーター便 20 地 域・200 便、 小型機 500 機	D
富士山静岡空港の貨物取扱量	(H21) 86t	(H24) 585t	3,000t	D

参考指標	経年変化			推移
富士山静岡空港の運用時間	(H22) 11.5h	(H23) 13.0h	(H24) 13.0h	→
富士山静岡空港の運用スポット数	(H22) 5 スポット	(H23) 8 スポット	(H24) 8 スポット	→

## 2 進捗評価

- 新東名高速道路の開通やアクセス道路の整備により、富士山静岡空港や駿河湾港と高規格幹線道路 IC の所要時間の短縮が図られるなど、「陸・海・空の交通ネットワークの構築」が進んでいる。
- 平成 24 年 4 月に、新東名高速道路の御殿場 JCT～三ヶ日 JCT 間(延長 162km)、平成 24 年 3 月から 4 月にかけて、三遠南信自動車道の浜松いなさ JCT～鳳来峡 IC 間(延長 13.9 km)が供用開始され、「中心都市等への 30 分行動圏人口カバー率」は目標を達成した。平成 25 年度には東駿河湾環状道路(伊豆縦貫自動車道)の三島塚原 IC～函南塚本 IC 間(延

長 6.8km)の供用が予定されており、「道路網の強化」は順調に進んでいる。

- ・「港湾機能の強化」については、清水港新興津コンテナターミナル整備等のハード整備、ポートセールス等のソフト対策を推進してきたが、長引く世界経済の停滞や国内経済の立ち直りの遅延等の理由から「輸出・輸入コンテナ取扱個数」「穀物(トウモロコシ)取扱量」は伸び悩んでおり、目標達成に向けて一層の取組を要する状況にある。
- ・富士山静岡空港の運用時間の延長(11.5 時間→13 時間)に加え、ターミナル地区西側駐機場(3スポット)の供用開始により航空機の受入体制の充実が図られ、平成 24 年度の小型機利用機数は平成 25 年度の目標数を超えている。併せて、空港の1番スポット旅客搭乗橋の平成 24 年 11 月供用開始により利用者の利便性向上が図られたほか、西側駐機場隣接地に整備した格納庫用地においては民間事業者による具体的な整備計画が進捗している。空港機能の高度化は進んでいるものの、目標達成に向けて、一層の利便性向上を要する状況にある。

### 3 今後の施策展開

---

- ・円滑な交通を確保して県内産業の競争力を高め、県民生活の質の向上を図るためには、道路、港湾、空港の陸・海・空の交通ネットワーク機能の一層の拡充を図る必要がある。このため、県民、交通事業者、行政機関による「ネットワークビジョン推進協議会」を通じて、それぞれの役割に応じた取組を積極的に働きかけるなど、平成 24 年 2 月に公表した「ふじのくに交通ネットワークビジョン」の実現に向けた官民連携の取組を推進する。
- ・円滑な道路交通を確保し、産業の支援や交流の拡大を図るため、高規格幹線道路等の整備を推進し、道路網を引き続き強化する必要がある。このため、新東名高速道路の早期全線開通、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道の早期完成に向けて、国や中日本高速道路株式会社などに事業の推進を働きかける。
- ・県内のものづくり産業を支え、国内外との競争力を向上させるため、民の視点による質の高い港湾サービスの提供を一層推進し、港湾機能を強化する必要がある。このため、駿河湾港としての一体的な整備・運営を図るとともに、次期基本計画においては、コンテナ貨物のみならず、バルク貨物等も含めた総ての貨物の集荷を目指し、「駿河湾港取扱貨物量」を数値目標として設定する。特に現在、県外港湾に流出している貨物については、積極的なポートセールスや民の視点による港湾サービスの向上などにより、県内港湾への取り込みを推進する。
- ・国際競争力や県民生活の質の向上による本県の発展を目指し、競争力の高い魅力ある富士山静岡空港を実現するためには、利便性を更に高め、より多くの路線・便数の確保や利用拡大、利用者の満足度向上を図る必要がある。このため、旅客ターミナルビルの機能向上に向けた具体的な検討を進めるほか、「静岡の玄関口」、「日本と東アジアとの懸け橋」としての空港にふさわしい「おもてなし」の充実や官民の緊密な連携による経営効率の高い空港の実現に取り組む。また、公募により特定した民間事業者による格納庫整備計画が進捗しており、事業者と連携した空港利活用促進に取り組むほか、物流機能をはじめとする航空関連事業の集積に向けた環境づくりを進めていく。

## 4 取組の実績

---

### (1) 陸・海・空を結ぶ交通ネットワークの構築

#### ○未来を見据えた交通ネットワーク化の推進

- ・ 整備が進む高規格幹線道路や富士山静岡空港、港湾、高速鉄道を生かして、本県の地域振興に寄与する陸・海・空の交通ネットワークを推進するため、平成 24 年2月に策定した「交通ネットワークビジョン」の実現に向けて、推進協議会による検討などに取り組んでいる。

### (2) 道路網の強化

#### ○国内交流促進のための高規格幹線道路等整備の推進

- ・ **新東名高速道路、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道**の早期完成に向けて、国や中日本高速道路株式会社などに事業の推進を働きかけている。
- ・ 平成 24 年4月に、新東名高速道路の御殿場 JCT～三ヶ日 JCT 間(延長 162km)、平成 24 年3月から4月にかけて、三遠南信自動車道の浜松いなさ JCT～鳳来峡 IC 間 (延長 13.9km)が供用開始された。
- ・ また、平成 24 年度には、河津下田道路(伊豆縦貫自動車道)Ⅱ期区間(延長 6.8km)が新規事業化された。平成 25 年度には東駿河湾環状道路(伊豆縦貫自動車道)の三島塚原 IC～函南塚本 IC 間(延長 6.8km)の供用が予定されている。
- ・ 新東名高速道路、御前崎港、富士山静岡空港等を連結して総合交通ネットワークを形成する**金谷御前崎連絡道路の一部である国道 473 号相良バイパス**について、平成 23 年1月に東名相良牧之原 IC から西萩間 IC 間の約 4km を供用開始したとともに、平成 24 年 3 月に菅山 IC を、平成 24 年 8 月に大沢 IC を立体交差化した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
高規格幹線道路の整備 新東名高速道路	計画			御殿場JCT以西 供用予定	御殿場JCT以东 事業の促進	○
	実施 状況等	事業促進	事業促進	御殿場JCT以西 供用開始(L=162km) (H24.4.14)	御殿場JCT以东 浜松いなさJCT以西 事業促進	
中部横断自動車道 三遠南信自動車道 伊豆縦貫自動車道	計画	事業促進				○
	実施 状況等	事業促進	三遠南信浜松いなさ北 IC～鳳来峡IC供用開 始(L=13.4kmうち県内 7.3km) (H24.3.4)	三遠南信浜松いなさ JCT～浜松いなさ北IC 供用開始(L=0.5km) (H24.4.14)	東駿河湾環状道路(伊 豆縦貫自動車道)三島 塚原IC～函南塚本IC 供用開始予定 (L=6.8km)	
金谷御前崎連絡道路の整備 相良バイパス	計画	東名牧ノ原IC～西萩 間IC間供用予定	菅山IC～大沢IC間 供用予定 (高架化部分)			○
	実施 状況等	東名牧ノ原IC～西萩 間IC間供用 (H23.1.23)	菅山IC供用 (高架化部分) (H24.3.17)	大沢IC供用 (高架化部分) (H24.8.5)		
国道1号から倉沢IC	計画		事業着手			○
	実施 状況等	事業着手	測量・設計	測量・設計		

### ○県内交流促進のための道路網整備の推進

- ・ 高速道路をより利用しやすくするため、国から設置許可を受けた9箇所(東名高速道路:5箇所、新東名高速道路:4箇所)のスマートインターチェンジの整備を促進している。

### (3) 港湾機能の強化

#### ○ものづくり・ものづかいを支える港湾機能の充実

- ・ 平成23年3月に策定した「駿河湾港アクションプラン」等を踏まえ、新たな港湾物流促進戦略を策定したほか、港湾計画の見直しに向けた長期的整備構想の検討を進めている。
- ・ 自動車製造業、製紙業、食料品・飼料製造業などの競争力を向上させるため、清水港新興津国際海上コンテナターミナル第2バースの整備を推進するとともに、田子の浦港中央埠頭の航路・泊地の増深を進めるなど、船舶の大型化に対応した岸壁等の整備を推進している。
- ・ 県内の地域産業を支えるため、その基盤となる伊東港、浜名港等の地方港湾4港の整備を推進し、平成24年度に浜名港のプレジャーボート係留施設を整備するとともに、平成25年度の完成を目指し、伊東港の岸壁(-5.0m)等の整備を推進している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「駿河湾港」としての一体的利用	計画	将来像や目標の明確化 具体策の検討		一体的利用		○
	実施状況等	将来像の明確化(駿河湾港アクションプランの策定)	一体的利用(港湾物流促進戦略、港湾計画の見直し作業実施)	一体的利用(港湾物流促進戦略、港湾計画の見直し作業実施)	一体的利用(港湾物流促進戦略の推進、港湾計画の見直し作業実施)	
大型岸壁の整備	計画	田子の浦港 -12m岸壁整備	清水港 -15m岸壁整備推進			○
	実施状況等	田子の浦港中央地区第2バース供用 清水港新興津地区第2バースの整備	清水港新興津地区第2バースの整備	清水港新興津地区第2バースの整備	清水港新興津地区第2バースの供用	
埠頭(基盤)整備	計画		御前崎港 女岩地区(2ha)		清水港 新興津地区 (3ha)	○
	実施状況等	清水港新興津地区の整備	清水港新興津地区の整備	清水港新興津地区の整備	清水港新興津地区の整備 3ha	
臨海部土地造成整備	計画				清水港 新興津地区(7ha) 造成	○
	実施状況等	清水港新興津地区の整備	清水港新興津地区の整備	清水港新興津地区の整備	清水港新興津地区の整備 7ha	
地方港湾の整備	計画			浜名港 (係留施設整備)	沼津港他2港湾の整備推進	○
	実施状況等	熱海港の供用 浜名港、沼津港、下田港、伊東港の整備	浜名港、沼津港、下田港、伊東港の整備	浜名港、沼津港、下田港、伊東港の整備	沼津港、下田港、伊東港の整備	

### ○港湾物流の拡大

- 平成 23 年度から導入した新規航路誘致のための新規インセンティブ等により、新規定期コンテナ 10 航路(平成 23、24 年度就航数) が就航した。
- 「駿河湾港アクションプラン」等を踏まえ、新たな港湾物流促進戦略を策定したほか、港湾計画の見直しに向けた長期的整備構想の検討を進めている。
- 物流コストを低減し、質の高い海上輸送サービスを実現するため、清水港新興津地区において高機能なコンテナターミナルの整備を推進している。

#### (4) 空港機能の強化

##### ○競争力を高める空港機能の充実

- 平成 23 年 4 月 1 日から**空港の運用時間を延長**(11.5 時間→13 時間)したほか、円滑なスポット運用やビジネスジェットの受入促進等のため、ターミナル地区西側**駐機場(3スポット)の整備**を進め、平成 24 年 3 月 8 日に供用開始した。
- 富士山静岡空港株式会社等の関係者と連携し、空港土木施設や航空灯火施設等の空港基本施設等の的確な管理運営を行うとともに、関係者による意見交換等を行い、情報共有や課題の解決を図っている。また、空港の安全確保体制の向上に向け、職場内研修や関係機関と連携した各種訓練を実施している。
- 空港の1番スポットに旅客搭乗橋を整備する富士山静岡空港株式会社を支援し、平成 24 年 11 月 4 日に供用開始された。
- 周辺地域と調和した緑あふれる空港の実現に向け、ビオトープ等の多様な動植物の生息環境や森林の整備、オオタカの営巣環境の改善などにより、自然環境の保全を図った。また、平成 23 年度以降は、景観形成を目的として、空港アクセス道路等への桜植栽を実施した。平成 25 年度は、来訪者への「おもてなし」の視点から、新たな景観向上策の検討を進めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
運用時間の延長 (H21:11.5時間)	計画	地元・国等関係機関との調整	13時間運用開始			○
	実施状況等	地元・国等関係機関との調整	13時間運用開始 (平成23年4月1日)	13時間運用		
路線拡大に対応する駐機場の 拡充(H21:5スポット)	計画	新たな駐機場の整備(3スポット)		8スポットでの供用開始		○
	実施状況等	駐機場の整備着手 (3スポット)	駐機場の整備完了 8スポットでの供用開始 (平成24年3月8日)	8スポットでの供用		

##### ○空港を活かした産業の導入と地域の魅力づくり

- 新東名高速道路、御前崎港、富士山静岡空港等を連結して総合交通ネットワークを形成するため、金谷御前崎連絡道路(国道 473 号相良バイパス)について、平成 23 年 1 月に東名相良牧之原 IC から西萩間 IC 間の約 4km を供用開始、平成 24 年 3 月に菅山インターチェンジを立体交差化、平成 24 年 8 月に大沢インターチェンジを立体交差化した。また、空港をより利用しやすくするため、県道細江金谷線や県道島田吉田線など、空港アクセス道路や空港周辺道路の整備を推進した。
- 平成 23 年度に西側駐機場の隣接地における格納庫用地の基盤整備が完了し、平成 24 年度に公募により民間事業者を使用者として特定した。
- 富士山静岡空港における航空関連事業等の展開**に向け、平成 24 年度に空港西側エリアの利用可能性等を調査した。
- 空港と周辺地域の調和ある発展を図るため、地元 2 市 1 町が実施する静岡空港隣接地域振興事業について、平成 22 年度から 24 年度までの間、計 99 事業に対し助成を実施した。(H25:

33 事業予定)

- 空港を核とした地域との協働や交流、連携の促進を図るため、地元有志で構成する「ソラノワ実行委員会」との共催で、平成 24 年度に物産市等のイベントを開催した。平成 25 年度も、引き続き、当該団体が行う空港を活用した情報発信やイベント等に対して支援を行っている。

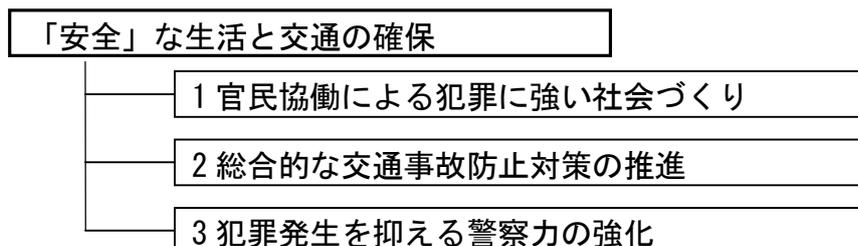
取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
民間航空関連事業の誘致	計画	計画・調整		基盤整備・公募	事業の導入	○
	実施状況等	計画・調整	格納庫用地基盤整備	格納庫事業者の選定 空港西側利用可能性調査	格納庫用地ラフライン整備 格納庫事業の導入 空港西側利用事業の誘致	

## 4-2 「安全」な生活と交通の確保

### 1 戦略の目標と体系

地域社会から犯罪や交通事故をなくし、安全で安心できる暮らしを実現することは、県民共通の願いであるとともに、県民一人ひとりが取り組まなければならない重要な課題である。

このため、行政、警察、県民、事業者が連携し、人々を犯罪から守る防犯活動や交通事故の少ない安全な交通社会を目指す総合的な対策を進める。

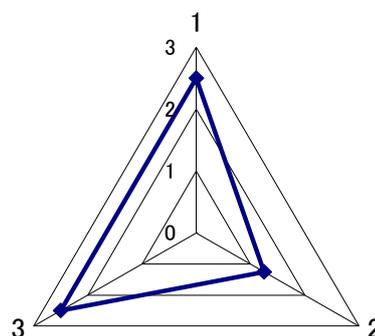


### 2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B <sup>+</sup>	B	B <sup>-</sup>	C	D	—
1 官民協働による犯罪に強い社会づくり		2					
2 総合的な交通事故防止対策の推進				2	2		
3 犯罪発生を抑える警察力の強化		3					
計		5		2	2		

- 「官民協働による犯罪に強い社会づくり」や「犯罪発生を抑える警察力の強化」は、刑法犯認知件数が当初目標(37,000 件以下)を達成するなど、順調に推移している。引き続き、新たな目標(31,000 件以下)の達成に向けて、各施策のより一層の推進が必要である。
- 平成 24 年の交通事故の死者数は、昭和 28 年以降最小の 155 人を記録し、人身事故の発生件数も平成 13 年の 42,374 件をピークとして、長期的には減少傾向にあるものの平成 20 年以降、35,000 件から 37,000 件の間で推移しており、目標達成には至っていない。主な要因は高齢者事故の増加であることから、これに歯止めをかけるため、高齢者事故防止対策を更に拡充するとともに、各施策の推進強化を図っている。

《戦略の柱ごとの達成状況》



### 3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 官民協働による犯罪に強い社会づくり	1	2	
2 総合的な交通事故防止対策の推進		7	1
3 犯罪発生を抑える警察力の強化		6	
計	1	15	1

- ・ 主な取組については、おおむね計画どおり実施しており、平成 25 年度も継続して推進している。
- ・ 地域の防犯まちづくり活動の核となる「地区安全会議」を立ち上げ・活性化するため、地域の要望に応じて開催する「防犯まちづくり基礎講座」は着実に回数を重ねており、地域の自主的防犯活動が活発化している。
- ・ シミュレータを活用した出前講座等、高齢者の交通事故防止対策を進めたほか、バリアフリー新法に基づく交通安全施設の整備、自転車免許制度実施校の拡大など、交通事故防止対策を着実に推進している。
- ・ 県民の治安に対する不安に大きく影響を及ぼす重要犯罪の検挙率は 70 パーセント以上に向上し、また、暴力団排除支援団体を5団体増設するなど、犯罪対策についての取組が着実に成果を挙げている。

### 4 進捗評価

- ・ 刑法犯認知件数は、平成 24 年に当初目標 37,000 件以下を前倒しで達成するなど、官民一体による防犯まちづくりの推進、犯罪被害者等への支援の充実を図る「官民協働による犯罪に強い社会づくり」や警察活動基盤の強化を図る「犯罪発生を抑える警察力の強化」は、おおむね順調に推移している。  
一方で、交通事故の年間死者数は減少しているものの、交通(人身)事故の年間発生件数は、目標水準とは乖離している状況にあり、「総合的な交通事故防止対策の推進」は、より一層の推進を要する状況にある。
- ・ 防犯まちづくりを支える人材の育成、組織の活性化を図る防犯まちづくりに関する各種講座の受講者は順調に推移しているほか、自主防犯活動として「エスピーくん安心メールの登録者数」や「青色防犯パトロールの車両台数」が増加するなど、官民一体となった「犯罪の起きにくいまちづくり」の取組はおおむね順調に進んでいる。
- ・ 犯罪被害者が再び平穏な生活を取り戻せるようにするため関係機関との連携を強化した結果、静岡県犯罪被害者支援連絡協議会の加盟機関数は増加し、支援体制の充実が図られている。
- ・ 参加・体験・実践型の交通安全教育によって県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通違反の取締り強化など交通事故防止対策を推進した結果、「交通事故の年間死者数」は着実に減少し、これまでの取組には一定の効果が認められる。一方で、高齢者事故の増加により、「交通(人身)事故の年間発生件数」は 36,946 件と発生件数の抑止が停滞し

ていることから、交通事故の少ない安全な社会の実現に向け一層の推進を要する状況にある。

- ・ 子どもや女性等社会的弱者を狙った凶悪事件及び高齢者を対象とした振り込め詐欺事件などの犯罪対策を進めるとともに、警察署新設など警察の活動基盤を強化した結果、「刑法犯認知件数」が減少するなど治安回復に一定の成果が上がっている。

## 5 今後の方針

---

- ・ 人々を犯罪から守ることについては、これまでの取組が一定の成果をあげていることから、これまでの活動を継続しながら、新たな課題に対処していくことが重要である。また、悲惨な交通事故をなくすためには、事故の発生実態を踏まえながら、関係機関が連携して対策を進めていくことが求められている。

- ・ 地域社会から犯罪をなくし、安全で安心できる暮らしを実現するためには、犯罪や交通事故を抑止する警察力を強化するとともに、県民一人ひとりが地域の防犯活動や交通安全運動に積極的に取り組む必要がある。

このため、「防犯まちづくり」を引き続き推進して、地域や事業者による防犯活動の活性化やネットワークのきめ細かな整備を進めるとともに、子ども、女性、高齢者等社会的弱者の安全確保や防犯活動を担う人材の高齢化などの新たな課題に対応するため、次期計画において子ども自身が自らの身を守る能力を育てる体験型講座を開催する等、さらに取組を充実させていく。

あわせて、「静岡県犯罪被害者支援連絡協議会」のもと、関係機関との連携を深めていくことによって、犯罪被害者等への支援の充実を図る。

また、社会経済や犯罪情勢の変化に的確に対応し、県民を犯罪や交通事故から守るため、捜査体制や警察施設の整備など、犯罪発生を抑える警察力を継続して強化していく。

こうした取組を進めることにより、安全で安心できる暮らしの実現を目指す。

- ・ 高齢者の交通事故の死者数、事故件数とも増加していることが交通(人身)事故の減少に歯止めがかかっていない一因である。

このため、高齢者人口の増加が更に進むことを踏まえて、一層の高齢者事故防止対策に取り組み、交通事故の少ない安全な社会の実現を目指す。



## 4-2-1 官民協働による犯罪に強い社会づくり

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	県民や事業者の自主的防犯活動を促進するとともに、安全な都市環境を整備すること等により、官民が協働して「犯罪の起きにくい社会づくり」を進める。				
施策の方向	<b>(1)防犯まちづくりの推進</b>				
目的	県民の防犯意識を高め、自主防犯活動を活性化させるとともに、犯罪の防止に配慮した都市環境の普及等により、官民協働による「防犯まちづくり」の取組を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	刑法犯認知件数	(H21) 41,069 件	(H24) 32,396 件	31,000 件 以下	B <sup>+</sup>
	参考指標	経年変化			推移
	地域の防犯活動のリーダーを対象とする講座の受講者数	(H22) 154 人	(H23) 144 人	(H24) 157 人	→
	防犯まちづくり組織への出前講座の実施数	(H22) 0 講座	(H23) 10 講座	(H24) 12 講座	↗
	防犯責任者専門セミナーの受講者数	(H22) 577 人	(H23) 628 人	(H24) 561 人	→
	「エスピーくん安心メール」の登録者数	(H22) 9,874 人	(H23) 15,678 人	(H24) 19,712 人	↗
	青色防犯パトロールの車両台数	(H22) 2,852 台	(H23) 3,000 台	(H24) 3,054 台	↗
施策の方向	<b>(2)犯罪被害者等に対する支援体制の確立</b>				
目的	犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、関係機関の連携・協力体制を確立し、支援の充実を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	静岡県犯罪被害者支援連絡協議会の加盟機関数	(H21) 26 機関	(H24) 32 機関	36 機関	B <sup>+</sup>
	参考指標	経年変化			推移
	犯罪被害者支援講演会の開催回数	(H22) 6 回	(H23) 6 回	(H24) 7 回	↗

## 2 進捗評価

---

- ・ 若年者層等の新たなリーダーを取り込んだ「地域の防犯活動のリーダーを対象とする講座」や「防犯責任者セミナー」などを通じ、防犯活動のリーダーの質的向上を図るとともに、防犯まちづくりネットワークの基礎となる地区安全会議の立ち上げ・活性化を目的とする出前講座に積極的に取り組んだ結果、防犯まちづくりを支える人材の育成と組織の活性化が図られている。  
また、「エスピーくん安心メールの登録者数」や「青色防犯パトロールの車両台数」は増加し、自主防犯活動が促進されている。これは、関係機関・団体との協力や各分野・各層への防犯ネットワークのきめ細かな整備、社会の規範意識の向上と絆の強化などの取組を推進した成果であり、官民協働による「防犯まちづくり」の取組はおおむね順調に進んでいる。
- ・ 平成23年10月に策定した「静岡県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」に基づき、関係機関・団体と連携し、犯罪被害者週間における広報啓発活動・キャンペーンの展開、犯罪被害者支援講演会を継続的に開催するなど、県民の理解促進に努めた。この結果、「静岡県犯罪被害者支援連絡協議会の加盟機関数」が増加するなど犯罪被害者支援の拡充が図られている。

## 3 今後の施策展開

---

- ・ 県民の誰もが、安全で安心して生活できる社会を実現するためには、官民が協働して「犯罪の起きにくい社会づくり」を更に推し進める必要がある。  
このため、県民の身近で発生する犯罪の認知件数などの数値目標を新たに設定し、「静岡県防犯まちづくり行動計画」に基づき、子ども自らの身を守る能力を育てる体験型講座の開催等、子ども、女性、高齢者等社会的弱者のより一層の安全確保を図るほか、防犯活動を担う人材の高齢化等の新たな課題への対応を官民一体となって進めていく。
- ・ あわせて、治安情勢に対応した弾力的・効果的なパトロール活動、検挙活動、住民とともにある交番等の活動を推進する。また、自治体、地域住民、事業者等と協力して社会の各分野・各層に防犯ネットワークをきめ細かく整備するとともに、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策としてタイムリーな情報提供に努めていく。
- ・ 犯罪被害者等の支援には、犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるまで必要な支援を途切れることなく行うことが重要であり、また、関係機関・団体による支援体制の確立及び県民の犯罪被害者支援に対する理解と協力が必要である。
- ・ このため、関係機関・団体の連携を強化し、犯罪被害者に対する相談・支援の充実を図るとともに、社会全体で犯罪被害者等を支えるための広報啓発活動を推進する。

## 4 取組の実績

### (1) 防犯まちづくりの推進

#### ○自主的防犯活動の促進・支援

- ・ 県民総ぐるみの防犯活動を展開するため、「しずおか防犯まちづくり県民会議」を運営するとともに、平成 23 年度にはしずおか防犯まちづくり総合推進プログラムを改定し、地域・職場ぐるみの自主的防犯活動の促進を図っている。
- ・ 県民の防犯意識を高めるため、防犯対策の情報等を「防犯まちづくりホームページ」、「防犯まちづくりポータルサイト」にて発信している。(アクセス件数約 14,000 件/年)
- ・ 県民の防犯意識を高めるため、犯罪情勢の分析結果等を県民や防犯ボランティアに提供するなど各種犯罪抑止対策に活用している。また、自転車やオートバイなどの施錠を促すために「しずおかLOCK ON作戦」を推進し、自転車などの乗り物盗を防ぐ対策の強化を図っている。
- ・ 地域の防犯まちづくり活動の核となる「地区安全会議」の立上げ・活性化を図るため、平成 23 年度には「地区安全会議」の活動事例を収めた「防犯まちづくりの進め方ガイドDVD」の改訂版を作成するとともに、「防犯まちづくり基礎講座」を平成 23 年度から平成 24 年度までに 22 団体に向けて開催(参加者 1,714 人)した。(H25:12 団体の予定)  
また、防犯活動を担うリーダーを対象に「防犯まちづくり専門講座」を平成 23 年度から平成 24 年度までに東部、中部、西部の3箇所 15 回開催(参加者 301 人)した。(H25:参加者 180 人の予定)
- ・ 地域や事業者による防犯活動を活性化させるため、「地区安全会議」に対して、名称入りのキャンペーン用のぼり旗を各団体に10枚ずつ、平成 22 年度から平成 24 年度までに計 7,290 枚配布するとともに、活動事例発表会を毎年3回開催した。(H25:2,600 枚配付予定)
- ・ 平成 22 年から 24 年までの間、「エスピーくん安心メール」により、声掛けなどの不審者情報や身近な犯罪発生状況等を 3,624 回配信するなど、子どもと女性の安全対策の充実を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域の防犯まちづくり活動の活発化 防犯まちづくり組織への支援	計画	防犯まちづくり行動計画の策定(今後の支援策の検討)	「防犯まちづくりの進め方ガイド」改訂版の作成	支援 10団体/年(出前講座)		◎
	実施状況等	防犯まちづくり行動計画の策定	「防犯まちづくりの進め方ガイド」改訂版の作成 10団体への講座を実施 しずおか防犯まちづくり総合推進プログラムの改定	オレオレ詐欺対策DVDの作成予定 12団体への講座を予定	子どもの体験型防犯講座の開設 12団体への講座を予定	
防犯活動を担う人材の育成	計画	犯罪不安ゼロ実践科の開催 受講者数 120人	防犯講座(分野別)の開催			○
	実施状況等	犯罪不安ゼロ実践科の開催 受講者数 154人	防犯まちづくり専門講座の開催 受講者数 144人	防犯まちづくり専門講座の開催 受講者数 157人	防犯まちづくり専門講座の開催 受講者数 180人	

### ○安全な都市環境の整備の促進

- ・ 犯罪の防止に配慮した構造・設備の普及を図るため、「駐車場の防犯ガイドブック」、「住宅の防犯ガイドブック」を住まい博等の展示会にて配布した。
- ・ 事業所における防犯設備の普及と事業者の防犯対策の促進のため、防犯責任者ガイドブックを配布するとともに、防犯責任者セミナーを毎年3回、平成 22 年度から平成 24 年度までに9回開催（参加者計 1,766 人）して、防犯責任者の活動支援を行った。（H25:3回開催 500 人の予定）

### ○犯罪被害防止活動の推進

- ・ 県民が要望する事案の把握や県民が必要とする情報を提供するとともに、制服警察官によるパトロールを強化するなど、地域の実態に即した街頭活動を行い、県民の安心感の醸成に努めている。
- ・ 犯罪や交通事故の発生状況の分析に基づいた街頭活動を強化し、各種違法行為の予防及び検挙活動を推進している。
- ・ 深夜はいかいや喫煙等、非行に至らない段階で少年を保護して健全育成活動に繋げるため、街頭補導活動による声掛け指導を積極的に実施している。また、学校と協力して児童生徒対象の非行防止教室や保護者対象の説明会を開催し、児童生徒の規範意識の向上や保護者への情報発信活動を推進している。

## (2) 犯罪被害者等に対する支援体制の確立

### ○犯罪被害者等の支援

- ・ 犯罪被害者等基本法に基づき、平成 23 年 10 月、犯罪被害者等支援に関する施策推進の基本方針と重点取組事項を示した「**静岡県犯罪被害者等の支援に関する取組指針**」を策定するとともに、「静岡県犯罪被害者支援連絡協議会」を毎年1回開催し、施策の推進状況や凶悪事件・重大事故等を事例とした警察及び関係機関・団体における犯罪被害者支援等について意見交換を実施するなど、関係機関の連携体制の充実・強化に取り組んでいる。
- ・ 被害者相談等に的確に対応するため、平成 24 年度に行政職員向けの基礎資料である**ハンドブックを改訂し、関係機関への配布・活用促進**を図るとともに、犯罪被害者等支援担当者研修会を平成 22 年度から平成 24 年度までに6回開催(受講者 180 人)した。(H25:1回 30 人予定)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
犯罪被害者等基本法に基づく支援体制の充実	計画	犯罪被害者等支援指針の策定	指針に基づく犯罪被害者等支援の充実			○
		被害者支援ハンドブックの作成	被害者支援ハンドブックの普及			
	実施状況等	被害者支援ハンドブックの作成	犯罪被害者等支援指針の策定	犯罪被害者支援キャンペーンを県内5ヶ所で開催 被害者支援ハンドブックの改訂	犯罪被害者支援キャンペーンを県内3ヶ所で開催	

### ○犯罪被害者等支援に対する県民の理解の促進

- ・ 県民の犯罪被害者等支援に関する理解の促進を図るため、NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、静岡市との共催により、「犯罪被害者等支援講演会 in しずおか」を開催するとともに、犯罪被害者の家族の声を掲載した一般県民向けリーフレットを配布している。
- ・ 県内の中・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」（交通死亡事故被害者遺族の講演会）及び大学生を対象とした「社会活動参加促進のための講義」を開催し、犯罪被害者への配慮、犯罪被害者支援に対する理解と協力を求め、規範意識の向上を図っている。



## 4-2-2 総合的な交通事故防止対策の推進

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	県民の自覚と交通ルールへの遵守及び交通安全施設の整備等により交通事故の少ない安全な社会の実現を目指す。				
<b>施策の方向</b>	<b>(1)安全な交通社会を目指す取組の推進</b>				
目的	県民主体の交通安全活動を推進し、交通安全意識の啓発等を図るとともに、交通安全組織の育成等により、交通事故の少ない社会の実現を目指す。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	交通事故の年間死者数	(H21) 179 人	(H24) 155 人	140 人 以下	B <sup>-</sup>
	交通(人身)事故の年間発生件数	(H21) 35,878 件	(H24) 36,946 件	34,000 件 以下	C
	参考指標	経年変化			推移
	高齢者事故ストップキャンペーン実施回数	(H22) 3回	(H23) 2回	(H24) 2回	→
	交通安全指導員と連携した交通安全教室実施回数	(H22) 10,682 回	(H23) 10,063 回	(H24) 10,832 回	→
	交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めている人の割合	(H22) 95.5%	(H23) 94.5%	(H24) 95.5%	→
<b>施策の方向</b>	<b>(2)交通事故防止対策の推進</b>				
目的	交通事故のない「人に優しい交通社会」の実現を目指すため、高齢運転者事故防止対策や悪質・危険運転者排除対策などの交通安全確保対策を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	交通事故の年間死者数	(H21) 179 人	(H24) 155 人	140 人 以下	B <sup>-</sup>
	交通(人身)事故の年間発生件数	(H21) 35,878 件	(H24) 36,946 件	34,000 件 以下	C
	参考指標	経年変化			推移
	バリアフリー新法に基づく交通安全施設の整備率	(H22) 95.3%	(H23) 100%	(H24) 100%	↗
	高齢者の運転免許証の自主返納数	(H22) 2,221 件	(H23) 5,598 件	(H24) 7,273 件	↗
	自転車免許制度の実施学校数	(H22) 37 校	(H23) 40 校	(H24) 69 校	↗

## 2 進捗評価

---

- ・ 地域住民、関係機関・団体等との連携・協働による「あなたが主役の交通安全県民運動」を、県民総ぐるみにより展開するとともに、交通事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い交通違反の取締りを強化するなど、総合的な交通事故防止対策を図っている。
- ・ この結果、特に県全体の死者数は、昭和 28 年以降の最少を4年連続して更新しているものの、県全体の死者数のうち高齢者の占める人数、比率は増加している。  
また、交通(人身)事故の年間発生件数は増加しており、その主な要因は、高齢者事故の増加となっている。  
このため、高齢者の事故防止対策を最優先の課題として、高齢者の運転免許証の自主返納や自発光式反射材の着用をはじめ、一層の参加・体験・実践型の交通安全教育を進めるなど、引き続き、総合的な交通事故防止対策の推進を要する状況にある。

## 3 今後の施策展開

---

- ・ 「交通(人身)事故の年間発生件数」は、高齢者事故の増加を背景に、平成 22 年、平成 23 年、平成 24 年を通じて、基準値(平成 21 年 35,878 件)を上回っている。
- ・ 高齢者事故を減少させるためには、高齢者を取り巻く全ての道路利用者が高齢者の保護意識を持って安全対策に取り組むとともに、高齢者自らの取組を進める必要がある。
- ・ このため、引き続き、高齢者の事故防止対策を最優先の課題として、県民全体の交通安全意識を高めるとともに、高齢者講習の充実、運転免許の自主返納制度の周知・促進及び免許を返納した高齢者に対する交通手段の支援充実など、高齢運転者の事故防止対策の重点化を図る。  
また、人々の生活のみならず社会的にも大きな損失をもたらす交通事故を抑止するためには、県民一人ひとりの交通安全意識をさらに高揚させるなど、総合的な交通事故防止対策の更なる推進が必要である。
- ・ このため、子どもや高齢者を対象とする交通安全教育の充実をはじめ、交通安全施設の整備の推進、飲酒運転など悪質・危険・迷惑性の高い交通違反の取締り及び捜査の強化などに取り組み、交通事故の少ない安全な社会の実現を目指す。

## 4 取組の実績

### (1) 安全な交通社会を目指す取組の推進

#### ○県民主体による交通安全活動の推進

- ・ 県民一人ひとりが交通安全を自らの問題と実感できるよう、春、夏、秋及び年末の各季において、多くの県民が参加実践できる交通安全運動を展開するとともに、交通安全コンクールを毎年5～6回実施し、交通安全に対する更なる意識の高揚を図っている。
- ・ 県民の交通安全思想の高揚を図るため、静岡市駿河区で交通安全県民フェアを開催したほか、富士市、吉田町で**高齢者事故ストップキャンペーン**を行うなど、参加・体験・実践型に配慮した交通安全意識の啓発活動を実施した。
- ・ 子どもに対しては発達段階に応じた交通ルール・マナー等の理解・習得を重点に、高齢者に対しては加齢に伴う身体機能の低下が行動に及ぼす影響や交通事故防止対策効果の高い反射材の着用効果を理解させることを重点に、各種教育機材等を活用した交通安全教育を推進している。
- ・ 高齢運転者の事故防止対策として、運転適正検査機材を活用した参加・体験・実践型の講習会や指定自動車教習所との連携による**高齢者ドライバーセーフティスクール(自動車安全運転体験講習)**を、平成22年度から平成24年度の間、45回開催したほか、自転車安全運転体験講習も実施している。
- ・ 高齢者事故の増加に歯止めをかけるため、高齢者の交通安全教育を拡充し、**高齢歩行者等安全推進事業、危険予測トレーニング事業**を実施した。
- ・ よりきめ細かな広報を展開するため、CATV、コミュニティFMなどへ交通安全情報を提供した。
- ・ また、交通事故地図情報データ等を最新データにするとともに、県警ホームページ内に掲載して、県民に対する情報提供を図っている。
- ・ 交通安全活動を底上げするため、身近な地域で交通安全活動を支える民間交通指導員の中堅研修、リーダー研修を各1回、交通安全母の会のリーダー研修を2回、ブロック研修を伊豆、東部、中部、西部地区で各1回開催するなどボランティア組織を育成指導した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
高齢者の交通安全教育 高齢者交通事故ストップ作戦の対策の推進	計画	拡充内容の検討		ストップ作戦の推進		○
	実施状況等	高齢歩行者等安全推進事業、危険予測トレーニング事業の検討	高齢歩行者等安全推進事業(110箇所実施)、危険予測トレーニング事業(延べ756人参加)	高齢歩行者等安全推進事業(134箇所実施)、危険予測トレーニング事業(延べ657人参加)	高齢歩行者等安全推進事業、危険予測トレーニング事業を実施	
高齢ドライバーセーフティスクールの実施  (名称変更 自動車安全運転体験講習)	計画	15回	25回	30回	35回	●
	実施状況等	15回	15回	15回	15回(予定) 今後は、「自転車安全運転体験講習」と併せて、県民参加型の交通安全活動を更に推進していく	

### ○地域で支える交通安全活動の推進

- 交通事故の削減のため、**危険箇所の改善を目指す交通診断**を、平成 22 年度から平成 24 年度までの間に 121 箇所実施した(H25:40 回予定)。
- 交通安全指導員と連携した交通安全教育**を、平成 22 年度から平成 24 年度までの間に 31,577 回(H25:9,600 回予定)実施するとともに、地域の代表者に参加を求めて交通死亡事故現場診断などを実施し、その結果を道路改良や交通安全施設の充実に反映させるなど、地域全体で交通安全対策を推進している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域で支える交通安全活動の推進 交通安全指導員と連携した交通安全教育の実施	計画					○
		9,300回	9,400回	9,500回	9,600回	
	実施状況等	10,682回	10,063回	10,832回	9,600回(予定)	
交通診断の実施	計画					○
		40回	40回	40回	40回	
	実施状況等	交通診断実施 39箇所	交通診断実施 31箇所	交通診断実施 51箇所	交通診断実施 40箇所	

### (2) 交通事故防止対策の推進

#### ○歩行者に優しい安全確保対策

- 歩行者保護を重点にした指導取締りのほか、夕暮れ時から夜間における歩行者事故防止対策として自発光式反射材の着用促進などを推進している。
- 歩行者や自転車の交通事故抑止対策を推進するため、あんしん歩行エリアや通学路において、信号機のLED化や横断歩道の高輝度化の等交通安全対策を推進している。
- バリアフリー重点整備地区**において、音響機能等により横断歩行者を誘導する装置を整備しているほか、交通規制標識・標示の視認性の向上を図り、**高齢者等の移動面における利便性と安全性の向上**を図っている。
- 高度道路交通システム(ITS)を実現するため、県警交通管制センターの情報集積・分析能力等の高度化を行っているほか、ドライバーに対してリアルタイムな交通情報を提供し、安全で円滑な道路交通対策を推進している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	評価
バリアフリー新法に基づく交通安全施設の整備	計画					○
		94.8%	97.4%	100%		
	実施状況等	95.3%	100.0%	100.0%	100%(予定)	

### ○高齢運転者事故防止対策

- ・ 高齢運転者事故防止対策を図るため、視認性に優れる LED 灯器の設置を行うとともに、夜間における視認性が優れる高輝度標識及び自発光標識の設置を推進している。
- ・ **運転適性検査の充実**により、加齢による身体機能の低下や個々の運転特性を自覚させるとともに、臨時適性検査による不適格な運転者の排除を進めている。

また、運転経歴証明書に関する道路交通法改正に伴い、**運転免許証自主返納制度の効果的運用を推進**するため、広報活動や相談受理体制の整備を行った結果、高齢者運転免許自主返納数は、平成 22 年度から平成 24 年度までの間 15,092 件にのぼっている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	評価
高齢運転者事故防止対策	計画	講習などの充実、運転免許証の自主返納制度の効果的な運用 →				○
	実施状況等	交通安全教室 1,935回 高齢者の運転免許証の自主返納数 2,221件	交通安全教室 1,665回 高齢者の運転免許証の自主返納数 5,598件	交通安全教室 1,772回 高齢者の運転免許証の自主返納数 7,273件	講習などの充実、 運転免許証の自主返納制度の効果的な運用	

### ○自転車総合対策

- ・ 県及び市町の教育委員会と連携して、小学生を対象とした交通安全教育等を行った上、**自転車免許証を交付する「自転車免許制度実施校」は年々拡大**し、平成 22 年度から平成 24 年度までの間、延べ 147 校 (H25:71 校予定) となり、小学生の自転車の安全利用を推進している。
- ・ 自転車に係る交通の安全と円滑を図るため、道路管断歩道を新設し、自転車の通行環境の整備を推進している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	評価
自転車免許制度実施校の拡大	計画	38校	40校	45校	50校 →	○
	実施状況等	37校	41校	69校	71校 (予定)	

### ○悪質・危険運転者排除などの対策

- ・ 交通事故の防止と道路交通秩序の維持を図るため、交通事故の発生実態に基づく交通指導取締りを推進し、飲酒運転、無免許運転などを検挙するとともに、ひき逃げ等の悪質事件に対する捜査を強化している。
- ・ 平成 22 年度から平成 24 年度までの間、**飲酒運転による取締件数は 2,909 件、飲酒運転をした者への車両提供などで背後責任を追及し、40 件検挙したほか、飲酒運転の悪質性・危険性や飲酒運転による交通事故実態、交通事故の悲惨さの周知など、広報活動の充実**を図った。

- ・ 暴走族の壊滅に向けて、静岡県暴走族等の根絶に関する条例や道路交通法などを適用して暴走族を検挙するとともに、中高生を対象とした暴走族加入防止教室を開催している。
- ・ 危険運転者の改善を図る教育として、飲酒運転に特化した教本を継続作成し、悪質・危険運転者に対する資質の向上、安全意識の浸透、安全運転行動の習熟など、質の高い処分者講習を実施している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	評価
飲酒運転根絶に向けた活動の推進	計画		厳正な処分、広報活動の充実			○
	実施状況等	取り締り件数 飲酒運転928件 背後責任13件	取り締り件数 飲酒運転965件 背後責任10件	取り締り件数 飲酒運転1,016件 背後責任17件	厳正な処分、広報活動の充実を推進	

### ○新東名高速道路供用開始に伴う各種対策

- ・ 新東名高速道路の供用開始に備え、安全で円滑な交通環境を確保するため、道路管理者と連携した交通安全対策及び人員装備等の体制強化を図った。

## 4-2-3 犯罪発生を抑える警察力の強化

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	凶悪事件や組織的な窃盗犯罪をはじめ、組織犯罪、振り込め詐欺等に対して、各方面との情報の共有化・働きかけを行い、早期に兆しをとらえ、対策を戦略的に推進する。				
<b>施策の方向</b>	<b>(1)犯罪対策の推進</b>				
目的	重要犯罪や知能犯罪、侵入窃盗犯罪の検挙対策をはじめ、暴力団や来日外国人等による組織犯罪の取締りを推進し、県民が安全で安心して暮らせる社会を創造する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	刑法犯認知件数	(H21) 41,069 件	(H24) 32,396 件	31,000 件以下	B <sup>+</sup>
	参考指標	経年変化			推移
	重要犯罪認知件数	(H22) 377 件	(H23) 330 件	(H24) 301 件	↗
	振り込め詐欺認知件数	(H22) 187 件	(H23) 154 件	(H24) 129 件	↗
<b>施策の方向</b>	<b>(2)テロ等への的確な対応</b>				
目的	官民協働による取組により、「テロ、ゲリラ」などを未然に防止し、県民が安心して生活できる安全な社会を実現する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	テロ等の発生件数	(H21) 0 件	(H24) 0 件	0 件	B <sup>+</sup>
	参考指標	経年変化			推移
	他機関との合同によるテロ対策訓練回数	(H22) 32 回	(H23) 32 回	(H24) 32 回	→
<b>施策の方向</b>	<b>(3)警察活動基盤の強化</b>				
目的	治安維持にあたる警察力を十分に発揮させるため、活動基盤である組織体制、警察施設、現場執行力を強化する装備資機材の計画的な整備を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	刑法犯認知件数	(H21) 41,069 件	(H24) 32,396 件	31,000 件以下	B <sup>+</sup>
	参考指標	経年変化			推移
	警察官一人あたりの負担人口 (負担人口の多い方からの全国順位)	(H22) 623 人 (10 位)	(H23) 619 人 (11 位)	(H24) 615 人 (7 位)	↗

## 2 進捗評価

---

- ・ 重要犯罪や組織的な窃盗犯をはじめ、暴力団、薬物・銃器犯罪、風俗関係事犯、振り込め詐欺などに対する関係機関と連携した検挙・予防活動などによる犯罪対策の推進及びテロの未然防止対策を推進している。また、警察署再編整備計画に基づく警察署の新設、治安情勢に的確に対応するための弾力的・効果的な組織体制の整備などに取り組み、警察活動基盤の強化を図っている。
- ・ この結果、「刑法犯認知件数」は 32,396 件(平成 24 年)と 10 年連続で減少し、当初目標(37,000 件以下)を達成するなど、治安回復の成果が上がっている。また、国際海空港における水際対策や重要施設等の警戒警備の徹底などにより、「テロ等の発生件数」も 0 件に抑えることができおり、犯罪発生を抑える警察力の強化は進んでいる。

## 3 今後の施策展開

---

- ・ 刑法犯認知件数は 10 年連続で減少するなど成果があがっているものの、依然として、凶悪事件や高齢者を対象とした振り込め詐欺事件などの発生が後を絶たない状況である。このため、社会経済や犯罪情勢の変化に配意しながら、関係機関等との連携を強化し、各種犯罪に対する徹底した検挙活動や先制的な予防活動を推進する。また、サイバー犯罪対処能力の向上を図るなど、警察活動の基盤整備に努め、犯罪発生を抑える警察力の強化を図る。

## 4 取組の実績

### (1) 犯罪対策の推進

#### ○重要犯罪等に対する捜査の強化

- 重要犯罪や街頭犯罪などの早期解決のため、通信指令室や県警航空隊などと連携を密にし、初動捜査活動の強化を図るとともに、組織的対応による被疑者検挙に努めている。また、検視官の三交代制を実施し、検視体制を強化することにより、犯罪死の見逃し防止を図っている。
- 振り込め詐欺に対する継続した取締活動を実施するとともに、振り込め詐欺被害の予防活動として、金融機関と連携した預貯金引出し者等への声掛けの徹底や県内住宅メーカーと連携した顧客への防犯キャンペーンを展開するなど、関係機関・団体と連携した詐欺被害の阻止を推進している。
- 県民の身近で発生している侵入窃盗、自動車盗事件等の捜査を強化するため、県間及び県内における合(共)同捜査を積極的に推進し、暴力団関係者らによる広域出店荒し事件、外国人グループによる連続自動車盗事件等を検挙した。また、連続発生事件に対する分析を強化し、情報の共有・交換、合(共)同捜査を更に推進するなど、被疑者の早期検挙に向けた捜査を展開している。
- 全国広域にまたがる外国通貨投資詐欺事件や、リフォーム業者による特定商取引法違反事件等を検挙し、高齢者を狙った悪質商法等生活経済事犯の取締りを推進しているほか、富士山麓クリーン作戦を継続展開し、県警ヘリコプター等を活用したパトロール及び廃棄物不法投棄事件取締り等の環境事犯対策を推進している。
- インターネットを利用した組織的な不正アクセス・詐欺事件やファイル共有ソフトを利用した著作権法違反事件等について、他県警との合同捜査による効率的かつ効果的な捜査を推進している。また、サイバーテロ対策として、重要インフラ事業者(7分野 15 事業者)との連携強化を目的とする「静岡県警察サイバーテロ対策協議会(平成 22 年 10 月設立)」を基盤に、サイバーテロ対処シミュレーション訓練やサイバー情勢に関する国内有識者による講演の実施、定期的なサイバーテロ対策通信の発行及び重要インフラ事業者に対する個別訪問等による注意喚起、情報交換等を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
重要犯罪等に対する捜査の強化	計画	検挙率の向上				○
		検視体制の強化 各種事件の発生状況や連続発生する事件の情報提供の促進				
	実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要犯罪検挙率 5.6ポイント上昇</li> <li>県警ホームページに、公開指名手配被疑者の顔写真を掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要犯罪検挙率 9.8ポイント上昇</li> <li>県警ホームページに、公開指名手配被疑者の顔写真を掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要犯罪検挙率 3ポイント減少</li> <li>県警ホームページに、公開指名手配被疑者の顔写真を掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要犯罪被疑者を検挙するための捜査活動の強化</li> <li>犯罪捜査に対する県民の理解と協力の確保</li> </ul>	

#### ○総合的な組織犯罪対策の推進

- 犯罪組織の弱体化・壊滅を目的に収集・集約した組織犯罪情報を分析して関係所属間で共有し、犯罪組織の実態解明と取締りを有機的に連動させるための会議も随時開催するなど、戦略的な捜査を推進している。また、静岡市歓楽街での暴力団共生者等による違法風俗営業事件や暴力団絡みのデリヘルにかかる事件を検挙し、多くの暴力団主要資金源を

封圧するなど、暴力団共生者や違法風俗営業者等に対する取締りを強化している。

- 平成 23 年 8 月に「静岡県暴力団排除条例」が施行され、これを受けて平成 25 年 4 月までに県内全ての市町に暴排条例が制定・施行されたほか、平成 22 年から平成 24 年までの間に暴力団排除支援団体を 5 団体増設するなど、**暴力団組織の壊滅に向けた暴力団排除活動及び取締りを推進**している。
- 名古屋税関清水支署との合同捜査により、開港後、初となる富士山静岡空港における大麻樹脂密輸入事件を検挙するなど、水際対策を推進しているほか、来日外国人犯罪に関する情報収集に努め、偽装結婚事件や地下銀行事件などを摘発し、国際犯罪組織の実態解明を推進している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
暴力団犯罪対策	計画	暴力団排除支援団体の拡充と取締りの継続的な推進 暴力団排除支援団体(暴力追放推進協議会など)を年間2団体増設				○
	実施状況等	・暴力団犯罪検挙件数1,243件 検挙人数900人 ・暴力団排除支援団体の増設0件	・暴力団犯罪検挙件数1,141件 検挙人数912人 ・暴力団排除支援団体の増設3件	・暴力団犯罪検挙件数1,087件 検挙人数855人 ・暴力団排除支援団体の増設2件	・暴力団犯罪の徹底検挙の推進 ・暴力団排除支援団体の増設	

## (2) テロ等への的確な対応

### ○テロ関連情報の収集と取締り

- 入国管理局、税関、海上保安庁等の関係機関と連携**して、テロ関連情報を収集するとともに、国際海空港において職務質問を強化するなど、**水際対策を推進**している。
- 民間団体等の各種会合や県警ホームページ、各署の広報誌(紙)により、テロ根絶に向けた県民意識を醸成するとともに、**入国管理局、税関、海上保安庁等の関係機関と合同でテロ対策合同訓練を実施**し、対応能力の向上を図っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
テロ関連情報の収集と取締り	計画	情報収集の強化と取締りの推進 関係機関・団体等との連携によるテロ対処訓練の実施				○
	実施状況等	・入国管理局等と連携した水際対策を推進 ・関係機関合同で「平成22年清水港テロ対策合同訓練」を実施	・入国管理局等と連携した水際対策を推進 ・関係機関合同で「平成23年田子の浦港テロ対策合同訓練」を実施	・入国管理局等と連携した水際対策を推進 ・陸上自衛隊と連携し、テロ対処を想定した共同実動訓練を実施	・関係機関と連携したテロ対策訓練、連絡会等を実施して、水際対策を強化	

### ○重要施設等の警戒警備

- テロを未然に防止するため、静岡空港、浜岡原子力発電所などの重要施設、公共交通機関等に対する恒常的な警戒警備を実施している。また、反原発運動等国内の治安情勢、イスラム諸国や朝鮮半島等における**海外の治安情勢に応じ、県内の関係施設等に対して管理者との連携を強化するとともに警戒警備を徹底**している。
- 銃器対策部隊や爆発物処理班などのテロ対策部隊は、有事に備え、常に装備資機材の点検整備を行うとともに、反復継続した訓練により知識・技能の習熟と向上に努めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
重要施設等の警戒警備	計画	警戒警備の継続的な推進と施設管理者との連携強化				○
	実施状況等	・APEC警備等の訓練を実施し、施設管理者や関係機関との連携を強化	・管理者との連携強化 ・治安情勢に即応した弾力的かつ効果的な警戒警備の実施	・全国育樹祭警備警備の万全、その他治安情勢に即応した弾力的かつ効果的な警戒警備の実施	・管理者との連携強化 ・治安情勢に即応した弾力的かつ効果的な警戒警備の実施	

### (3) 警察活動基盤の強化

#### ○プロ集団としての警察組織づくり

- 交通事故死者の半数を占める高齢者の交通事故防止対策を推進するために高齢者対策係を新設し、また、原子力関連施設における震災・テロ対策を強化するため菊川警察署に原発対策係を新設するなど、弾力的・効果的な組織体制の整備を推進している。
- 精強な第一線警察を構築するため、各種事件現場を想定した**実戦的訓練**、卓越した知識・技能を有する技能指導官等による**伝承教養**、幹部の指揮能力や捜査員の捜査力を向上させるための警察学校等における**専門的教養を推進**している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
現場執行力の強化に向けた教養の推進	計画	優れた知識・技能の伝承教養の継続的な実施				○
	実施状況等	・初動対応訓練や実践的教養を実施 ・伝承教養の実施 ・専科教養の実施	・初動対応訓練や実践的教養を実施 ・伝承教養の実施 ・専科教養の実施	・初動対応訓練や実践的教養を実施 ・伝承教養の実施 ・専科教養の実施	・各教養の内容の充実	

#### ○活動基盤の充実

- 平成26年中の本格運用を目指し、新たなDNA採取資機材の開発を進めるとともに、各種専科・実戦塾において、DNA資料採取を前提とした鑑識活動のあり方を教養し、捜査活動の強化を推進している。あわせて、DNA型鑑定をはじめ各種鑑定機器を有効に活用して迅速的確な鑑定を推進している。また、研究活動を積極的に推進、研究発表会を開催するなどして鑑定能力の高度化を図っている。
- 警察署再編整備計画に基づき、**袋井警察署及び裾野警察署を新設**し、森警察署を分庁舎化(建替え)するとともに、(仮称)浜松西警察署は継続して用地選定作業を推進している。また、平成22年から平成24年までの間、老朽化等により交番5ヶ所、駐在所4ヶ所を建替え、警察事象の増加により交番1ヶ所を新設した。これら活動基盤である警察施設の整備と共に、現場執行力を強化する各種車両や捜査用機材などの装備資機材の計画的な整備を推進している。
- 警察活動の合理化・効率化を図るため、職員を対象とした各種教養や情報処理能力検定を実施し、情報処理能力の向上に努めるとともに、自動暗号化ソフト、コンピューター・ウイルス対策ソフトの導入、その他、外部記録媒体の使用制限、媒体物自体の紛失防止対策の徹底を図り、情報セキュリティ対策の強化を行っている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況	
警察署の整備	計画	袋井警察署の新設 森警察署の分庁舎化 (仮称)裾野警察署の新設 (仮称)浜松西警察署の新設		建設	4月開署	○	
	実施状況等	・袋井警察署の新設 ・森警察署の分庁舎化 ・(仮称)裾野警察署の設計を実施 ・(仮称)浜松西警察署の用地選定作業	・(仮称)裾野警察署庁舎建築工事着手 ・(仮称)浜松西警察署の用地選定作業	・裾野警察署の新設 ・(仮称)浜松西警察署の用地選定作業	活動基盤となる警察署の建設、用地選定作業の推進		
交番・駐在所の整備	計画	経過年数及び老朽化等を考慮し、計画的に建替					
	実施状況等	・交番1箇所の建替え及び1箇所の新設を実施	・交番3か所、駐在所1か所の建替えを実施	・交番1か所、駐在所3か所の建替えを実施	活動基盤となる交番の計画的な整備の推進		

## 4-3 地域主権を拓く「行政経営」

### 1 戦略の目標と体系

本県が将来にわたり持続的に発展していくため、これまでの国と地方との関係を根本から見直して、中央集権から地域主権への転換を図り、積極的に権限移譲を行いながら、自らの責任において独自の施策を推進する自立した“ふじのくに”を目指す。

この実現に向け、県民が行政に参画しやすい環境づくりや市町の自立の促進を図りながら、多様化、高度化する県民の行政需要に的確かつ柔軟に対応した取組を進めるとともに、時代を切り拓く施策を展開していく。

#### 地域主権を拓く「行政経営」

1 透明性の高い行政運営

2 効果的で能率的な行政運営

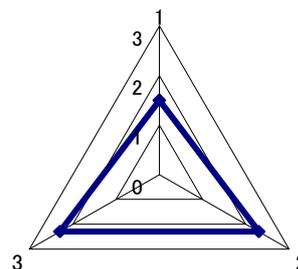
3 未来を見据えた戦略的な行政運営

### 2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B <sup>+</sup>	B	B <sup>-</sup>	C	D	-
1 透明性の高い行政運営				2			
2 効果的で能率的な行政運営		4		1			
3 未来を見据えた戦略的な行政運営	1	2	1	1			
計	1	6	1	4			

- 「県政に関心がある県民の割合」や「県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合」はおおむね順調に推移しているほか、個別広聴受理件数も東日本大震災に関する多くの意見が寄せられた平成 22～23 年度と比較して減少しているものの、平成 21 年度(1,933 件)と比較して 1.5 倍以上の件数(3,046 件)となるなど、県政に対する関心を高め、県に意見を伝えやすい環境づくりに一定の効果が見られる。
- 県から市町への権限移譲対象法律数では日本一を維持しているほか、指定管理者制度を導入している公の施設の利用者数も目標を上回るなど、効果や能率性を示す指標は高い水準にある。
- “ふじのくに”づくりの実現に必要な財源の捻出については目標を達成したほか、ひとり1改革運動の取組件数も目標を上回るなど、戦略性を示す指標についても高い水準にある。

#### 《戦略の柱ごとの達成状況》



### 3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 透明性の高い行政運営		2	
2 効果的で能率的な行政運営		6	
3 未来を見据えた戦略的な行政運営		3	
計		11	

- ・ ホームページの見直しや出前講座の実施、新たな行政情報の公表など、県民の知りたい情報を分かりやすく提供したほか、タウンミーティングの実施、県民参加型の事業仕分けなど、多くの県民からの意見聴取を行い、県政の透明性の向上に努めた。
- ・ 「ふじのくに権限移譲推進計画」に基づき市町の意向を踏まえた権限移譲を行ったほか、自主的な市町村合併を目指す市町等に対する支援や市町間の広域連携に対する支援を行うとともに、情報提供や意見交換の場などを設けることで県と市町との連携強化を図った。また、総合計画の目標達成に向けた組織改編を図りながら職員の適正な配置に努めたほか、外部の視点による外郭団体の検証と見直しや、指定管理者制度における各施設の管理・運営の質の向上など、効果的で能率的な行政運営を推進した。
- ・ キャリア開発研修の実施や勤務成績評価制度の導入を通じた指導、助言により人材育成を推進したほか、補助金の見直しなどによる歳出のスリム化、「ひとり1改革運動」等による改革・改善への取組など、未来を見据えた戦略的な行政運営を推進した。

### 4 進捗評価

- ・ 本戦略の目標を達成するため、平成 22 年度に策定した「静岡県行財政改革大綱」に基づいて行財政改革を進めている。大綱の取組に関する平成 24 年度時点の進捗率は 75.9%とおおむね順調に進展しており、計画期間最終年度である平成 25 年度は、全ての目標を達成するよう取組の一層の推進に努める。
- ・ 行政情報の積極的な公表をはじめとする効果的で分かりやすい情報提供への取組や、県民参加型の事業仕分けなど、県民のこえの的確な把握につながる取組の拡大を図っている。行政の透明性を高めるこうした取組の成果が、「県政に関心がある県民の割合」や「県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合」などの実績値に反映されており、透明性の高い行政運営はおおむね順調に進んでいる。
- ・ また、「権限移譲」や「同規模県と比較した人口1万人当たりの県職員数」、「全職員の行政改革に対する不断の取組」などの数値目標は、行財政改革の様々な取組の結果として、成果が上がっているなど、効果的で能率的、未来を見据えた戦略的な行政運営はおおむね順調に進んでおり、「静岡県行財政改革大綱」などに基づく新たな取組や見直しを積み重ねていくことで、目標の達成を図っている。

## 5 今後の方針

---

- ・ 開かれた県政の推進を図るためには、県政に対する県民の理解を促進し、より多くの県民の意見が施策に反映される環境づくりを進める必要がある。  
このため、県民の関心を喚起する情報提供手法の充実を図るとともに、県民意見を聴取する場の拡充など、様々な広報・広聴事業の実施により、更なる行政の透明性の向上に取り組む。
- ・ 地域主権の実現に向けては、地域が自立した独自の行政運営を行うことができる体制を整備していく必要がある。  
このため、平成 25 年度に改定する「ふじのくに権限移譲推進計画」に基づき、引き続き県から市町への権限移譲を積極的に行うなど、住民に身近な行政は市町が担う、県民本位の生産性の高い行政が展開されるよう取り組む。
- ・ 県財政を取り巻く環境は依然厳しい状況が見込まれ、地方分権や道州制を巡る議論の進展など県の役割にも変化が求められている  
このため、県民・市町・民間との連携を進め、県全体の効率化・最適化を図るなどの新たな視点を加え、今後策定する新しい行財政改革大綱に基づき、引き続き不断の行財政改革に取り組む。



## 4-3-1 透明性の高い行政運営

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	地域主権の実現には、県民が行政への理解を深め、積極的に参加することが不可欠であることから、県の行政情報が入手しやすく、分かりやすく、また県に意見が言いやすい環境を整備していく。
----	--

数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
県政に関心がある県民の割合	(H21) 57.3%	(H25 県政 世論調査) 62.2%	66%	B <sup>-</sup>
県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合	(H21) 7.4%	(H25 県政 世論調査) 14.5%	20%	B <sup>-</sup>

参考指標	経年変化			推移
県のホームページの年間アクセス件数	(H22) 5,540 万件	(H23) 5,466 万件	(H24) 5,211 万件	↘
県政タウンミーティング開催回数	(H22) 201 回	(H23) 193 回	(H24) 201 回	→
個別広聴受理件数	(H22) 5,036 件	(H23) 6,332 件	(H24) 3,046 件	↘
「政策形成過程情報の公表」及び「県民意見提出 手続」の実施件数	(H22) 53 件	(H23) 43 件	(H24) 70 件	↗

### 2 進捗評価

- 「県政に関心がある県民の割合」は 40 代以下、特に 20 代の関心度が低い傾向にあることなどにより、やや伸び悩みが見られるものの、平成 20 年の基準値 57.3% から目標の 66% に向かっておおむね順調に推移している。職員出張旅費の公表などの新たな行政情報を提供するとともに、すべての人が利用しやすいホームページを目指して、「ウェブアクセシビリティ方針」を定め、ユニバーサルデザインに配慮したホームページを作成するなど、効果的で分かりやすい情報提供を進めたことにより、県のホームページの年間アクセス件数は、ユーチューブ、フェイスブックによる情報提供を充実した結果、若干の減少が見られるものの、5 千万件以上の高い水準で推移しているなど、県政に対する理解の促進には一定の成果が見られる。

県のホームページについては、平成 26 年 3 月までに JIS の等級 AA に一部準拠することを目標に、ウェブアクセシビリティ方針に沿って作成されているか試験を実施し、結果を公表するなど、より一層の改善を図っていく。

また、県政の関心度を年齢層別に見ると、若年層で低い傾向があることから、平成 24 年 10 月には県内の大学生との協働で、スマートフォンなどで気軽に閲覧できるフェイスブックページ「静岡未来」を開始するなど若年層に向けた広報の取組に努めている。

- ・ 「県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合」は、基準値から大きな伸びを示す14%台の数値を保っており、おおむね順調に推移している。東日本大震災を契機として増加した個別広聴受理件数は落ち着きを見せたが、知事広聴や県民の意見を聴取するタウンミーティングを年間200回程度開催したほか、平成23年度から、規則等の策定時にも「県民意見提出手続」を新たに実施するなど、県民が意見を寄せやすい環境の充実に努めており、県民参加型の行政はおおむね順調に推進が図られている。

また、平成23年度から県民評価者方式の導入による県民参加型の事業仕分けを実施し、県民意見に基づく事業内容の改善を当初予算に反映した。平成24年度には県民参加者の拡大を図るとともに、平成25年度には引き続き多くの県民参加のもと、施策分野ごと関連事業の実施効果や今後の方向性を議論する「“ふじのくに”士民(しみん)協働 事業レビュー」を実施するなど、県政への信頼感の醸成や参加意識の向上を図り、行政の透明性を高めていく。

### 3 今後の施策展開

---

- ・ 県政に対する県民の理解を促進するため、県政における重要な情報や県民の関心が高い情報の提供を継続的に充実させていくことが重要である。

また、県政を進めていく上で県民の理解と協力は不可欠となっていることから、情報の受け手側が入手しやすく、分かりやすい県政情報の提供を充実させていくことが重要である。

このため、提供する行政情報の拡充や提供方法の充実など行政情報の積極的な公表に取り組み、「見える県政」の実現を一層推進していく。

さらに、県民にとって分かりやすい文書づくりをより一層推進するとともに、県のホームページについては、ウェブアクセシビリティ方針を徹底し、誰もが情報を入手しやすい環境を整備していく。また、県政への関心度が相対的に低い若年層の関心を高める効果的な広報を一層推進していく。

- ・ 県民参加による開かれた透明性の高い県政を推進するため、より多くの県民から意見等を聴くことのできる環境を充実していく必要がある。

また、「県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合」は、一定の水準にあるものの、伝えなかった人の理由として、「伝えても無駄」が5割を超えていることから、県民の声が県政に反映されている成果を示していく必要がある。

このため、県民と直接対話する場の創出や意識調査の実施を通じて、県民の意見や意識を把握するとともに、寄せられた意見等に対する速やかで的確な対応や反映事例の公表などにより、県民が意見を寄せやすい環境づくりを進めていく。

また、今後の方向性を議論する「“ふじのくに”士民(しみん)協働 事業レビュー」の実施など今後も県民参加型の行政評価について、より効果的な実施方法を検討し、県民と県との相互理解と信頼感の向上に努めるなど、行政への県民参加に重点を置いた施策展開を図っていく。

## 4 取組の実績

---

### ○効果的で分かりやすい情報提供により県政に対する県民の理解を促進

- ・ **分かりやすい文書づくり**を進めるため、これまでに研修会等の開催、文書審査主任の設置、分かりやすい文書づくりの手引の作成等を行ってきており、平成 25 年度は、各種研修会の開催、文書事務調査等を実施する。
- ・ 新たな行政情報の提供として、定例幹部職員会議の資料に加え、平成 23 年度から全ての県職員の**出張旅費情報をホームページで公表**している。
- ・ 紙媒体の**広報紙「県民だより」**については、県民に関心が高い「健康」をテーマとした新コーナー「ちゃっぴーの健康かるた」を開始するなど紙面内容の充実を図った。また、発行日には、新聞折込の他のチラシに紛れて読み忘れないように閲読を促進するテレビCMを製作し、当日の視聴率の高い時間帯で放送したところ、県民だよりの閲読度、テレビ広報の視聴度ともに前年度を上回った。
- ・ 県政における重要な情報や県民の関心が高い情報などを積極的に提供する**県ホームページ**については、ウェブアクセシビリティ(高齢者や障害のある人なども含めて、誰もがホームページで提供されている情報を支障なく入手できること)に関するJIS規格に対応するよう、平成 25 年3月に「静岡県ウェブアクセシビリティ方針」を策定し、現在、この方針に適合するページづくりを全庁的に進めている。
- ・ また、ホームページからの動画による県政情報については、知事記者会見や県政ニュースなど新規に244件制作し、ユーチューブをサーバーとして積極的に動画を配信している。この結果、県ホームページ及びユーチューブの動画サイトへのアクセス数は約 61 万件と 23 年度の3倍となった。
- ・ 県民の県政に対する理解を促進するため、職員が地域に赴き県施策などを説明する**出前講座**は、年々開催回数を増やしている。平成 22 年度から 24 年度までに 3,156 回、延べ 27 万人余の参加を得た。特に、県民の防災意識の高まりに応じ、平成 24 年度は防災講座を 4 25 回開催した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
効果的で分かりやすい情報提供	計画	分かりやすい行政文書作成に向けた運動の展開				○
		より多くの人に見てもらえるような県民だよりとホームページの検討と実施				
出前講座の実施						
職員出張旅費の公表準備 他の情報について情報提供の拡充検討		職員出張旅費の公表開始 他の情報について情報提供拡充				
実施状況等	実施	○分かりやすい文書・文書管理者対象の研修会開催(H23.2)	○分かりやすい文書・文書事例収集・分析 ・アンケート調査実施 ・文書審査体制整備 ・文書だより発行	○分かりやすい文書・文書審査主任の指名 ・文書審査主任用審査資料の作成 ・文書審査主任等を対象とした研修会の開催 ・職員用分かりやすい文書づくりの手引の作成	○分かりやすい文書・文書審査主任等を対象とした研修会の開催 ・文書事務調査の実施	○
		○県民だより:若年層に見てもらえる方策を検討 ホームページ:23年2月にトップページをリニューアル	○県民だより:モバイルサイト作成、民間サイトへバナー広告掲出、県民出演の新コーナー開始(H23.3)、電子ブック版の開始(H23.12) ホームページ:新ガイドライン策定(H23.10)	○県民だより:親しみやすいキャラクターを活用した新コーナーの開始(H24.6)、発行当日のテレビCM放送(H24.12~25.3) ホームページ:トップページのリニューアル(H25.2)、ウェブアクセシビリティ方針の策定(H25.3)	○県民だより:県政の動きを分かりやすく伝えるため表紙にその月の主な予定を記載、視覚障害のある方への「こえの県民だより」の充実 ホームページ:ウェブアクセシビリティ方針に適合するページの作成、スマートフォン版ページの導入	
		○出前講座:各部署において87講座、751回開催	○出前講座:各部署において77講座、1,085回開催	○出前講座:各部署において72講座、1,320回を開催	○出前講座:各部署において多様な講座を開催する予定	
		○出張旅費の公表・出張旅費情報公表システム開発	○出張旅費の公表・担当者説明会開催(H23.6) ・ホームページ上で公表開始(H23.7.25) ・平成23年度分として約29万件の旅費情報公表	○出張旅費の公表・前年度の取組を踏まえて、PDFファイルで公表 ・平成24年度分として約29万件の旅費情報を公表	○出張旅費の公表・PDFファイルで公表	
		情報提供拡充 ・庁内関係課での検討 ・幹部職員再就職状況公表(H22.8)	情報提供拡充 ・規則、審査基準策定時にパブリックコメントを原則実施(H23.4) ・定例幹部職員会議資料公表(H23.6.14)	情報提供拡充 ・庁内関係課に対して、規則等策定時におけるパブリックコメントの原則実施や情報提供施策の拡充を徹底	情報提供拡充 ・庁内関係課に対して、規則等策定時におけるパブリックコメントの原則実施や情報提供施策の拡充を徹底	

○県民意見を積極的に反映させる県民参加型の行政を推進

- 平成 22 年度から平成 24 年度までの間、計 166 件の「政策形成過程情報の公表」及び「県民意見提出手続」を実施している。
- 知事が地域に出向き意見交換を行う知事広聴のほか、県幹部職員が地域に出向き意見交換を行う**タウンミーティング**を毎年 200 回程度開催するとともに、県民の意識や意向を把握する県政世論調査、インターネットモニター調査を時宜にかなったテーマで実施し、県政へ反映している。
- 平成 22 年度から全市町庁舎等に増設した**県民のこえ意見箱**は、平成 24 年度には 104 箇所を設置した。なお、東日本大震災を契機とし、平成 22 年度から増加した意見の数も平成 24 年度には落ち着きを見せている。
- 道路、河川海岸、港湾、空港、まちづくり、公園、農地、森林の各分野で、地域住民とのワークショップや意見交換の実施により、住民意見を反映した計画づくりを進めている。
- 事業仕分けについては、平成 23 年度から県民評価者方式を導入し、平成 23 及び 24 年度の 2 年間で 294 人の県民が参加した。平成 25 年度は、施策分野ごと関連事業の実施効果や今後の方向性を議論する「“ふじのくに”士民(しみん)協働 事業レビュー」を実施し、175 人の県民が参加した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
県民のこえや現場のこえなどの確かな把握	計画	より多くの県民の意見を聴くことができる <b>タウンミーティング</b> の実施方法の検討				○
		県民のこえ意見箱設置箇所の拡大(全市町)				
	実施状況等	タウンミーティング：各部局において201回開催 実施方法の検討のため、各部局へのアンケート調査を実施	タウンミーティング：193回開催 ・対応者を本庁課長等に拡大 ・意見への対応を県ホームページに掲載	タウンミーティング：201回開催 ・参加を促進するため、開催計画を事前に報道機関へ情報提供	タウンミーティング：各部局において200回程度開催予定	
		県民のこえ意見箱：新たに県の主要施設や全市町庁舎に設置(前年度より71箇所増の88箇所に設置)	県民のこえ意見箱：新たに2施設に設置(合計90箇所)	県民のこえ意見箱：市支所庁舎等14箇所へ新設(合計104箇所)	県民のこえ意見箱：設置箇所の状況の確認等	



## 4-3-2 効果的で能率的な行政運営

### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	市町の行財政基盤の強化を支援し、地域が自立した独自の行政運営ができるよう体制を整備する。あわせて、簡素で効率的な県の組織づくりを進めるとともに、県民サービスの向上に努め、効果的で能率的な行政運営を推進する。
----	---

施策の方向	(1)地域が自立できる行政体制の整備				
目的	市町と県の役割分担を整理し、市町への権限移譲を進めるとともに、行財政基盤の強化を支援し、地域が自立できる行政体制を整備する。また、地域住民や市町とNPO等との協働、連携を促進し、地域の自立を図っていく。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	県から市町への権限移譲対象法律数	(H21.4.1) 日本一 (120 本)	(H25.4.1) 日本一 (124 本)	日本一	B <sup>+</sup>

参考指標	経年変化			推移
条例による移譲法令数・事務数(累計)	(H22) 206 法令 2,597 事務	(H23) 214 法令 2,749 事務	(H24) 203 法令 2,574 事務	↗
地方債協議制上の許可団体数(実質公債費比率が18%以上の市町数)	(H21) 2	(H22) 1	(H23) 1	→
将来負担比率が早期健全化基準(350%、政令市は400%)以上の市町数	(H21) 0	(H22) 0	(H23) 0	→

※ 平成24年度は、新たに3法令31事務が条例移譲(累計)の対象となったが、第2次地域主権推進一括法の施行により、既に条例移譲していた14法令206事務が条例移譲の対象外となったため、対前年比減となっている。

施策の方向	(2)簡素で能率的な組織				
目的	迅速な意思決定や施策展開が可能な簡素で能率的な組織づくりを一層進めていく。あわせて、外郭団体については、一層効果的で能率的な活用に努める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	人口1万人当たりの県・市町村職員数の全国順位	(H22.4.1) 7位 (62.51人)	(H24.4.1) 7位 (60.86人)	5位以内	B <sup>-</sup>
	同規模県(人口200万~500万人規模)と比較した人口1万人当たりの県職員数	(H22.4.1) 最少 (15.16人)	(H24.4.1) 最少 (15.10人)	常に最小	B <sup>+</sup>

参考指標	経年変化			推移
人口1万人当たりの県職員数の全国順位	(H22.4.1) 8位 (15.16人)	(H23.4.1) 8位 (15.12人)	(H24.4.1) 8位 (15.10人)	→
人口1万人当たりの市町村職員数の全国順位	(H22.4.1) 4位 (47.35人)	(H23.4.1) 4位 (45.97人)	(H24.4.1) 4位 (45.77人)	→

一般行政部門における県・市町村職員数	(H22.4.1) 23,567 人	(H23.4.1) 22,977 人	(H24.4.1) 22,827 人	↗
一般行政部門における県職員数	(H23.4.1) 5,878 人	(H24.4.1) 5,832 人	(H25.4.1) 5,813 人	↗
外郭団体数	(H23.4.1) 27 団体	(H24.4.1) 25 団体	(H25.4.1) 24 団体	↗
外郭団体常勤役職員数	(H23.4.1) 399 人	(H24.4.1) 368 人	(H25.4.1) 365 人	↗

<b>施策の方向</b>	<b>(3)県民サービスの向上</b>				
<b>目的</b>	民間事業者の創意工夫の積極的な活用や、県民本位の視点に立った不断の改革・改善により、質の高い行政サービスの提供に努める。				
	<b>数値目標</b>	<b>基準値</b>	<b>現状値</b>	<b>H25 目標</b>	<b>達成状況</b>
	指定管理者制度を導入している公の施設(25 施設)の利用者数	( <sup>23</sup> 施設 H18 ～21 年度平均) 約 497 万人	(H24) 約 631 万人	600 万人/年	B <sup>+</sup>
	NPO法人の事業費	(H20) 149 億円	(H23) 187 億円	年間 200 億円	B <sup>+</sup>

<b>参考指標</b>	<b>経年変化</b>			<b>推移</b>
ひとり1改革運動の取組件数のうち県民満足度の向上に係る取組	(H22) 8,359 件	(H23) 8,013 件	(H24) 8,095 件	→

## 2 進捗評価

- 地域の自立に向けて、権限・財源・人材の三位一体による権限を移譲する「ふじのくに権限移譲推進計画」に基づき、市町に対する積極的な情報提供や意見交換を行いながら、法定移譲事務を含む事務の移譲に継続して取り組んでおり、権限移譲対象法律数日本一という目標を継続して達成している。  
また、地域が自立できる行政体制の整備に向け、機関等の共同設置に対する支援を行っているほか、市町と県の協働による効率的な事務の推進を図っている。なお、財政面においては地方債協議制上の許可団体が1団体あるものの、地方債発行の抑制のほか、高金利の公的資金の補償金免除繰上償還の実施などにより、全体として実質公債費比率は改善方向にあり、将来負担比率についても問題のある団体はなく、地域が自立できる行政体制の整備はおおむね順調に進んでいる。
- 県庁組織においては、総合計画の目標達成に柔軟に対応できる組織改編や、職員の適正配置を行い、同規模県と比較した県職員数は最少を維持するなど、県の担うべき役割を踏まえた、簡素で能率的な組織づくりが進んでいる。
- 指定管理者制度の導入により、利用者数の増加や管理経費の節減等に一定の成果を上げており、また、安全対策への支援など、既存の制度における運用面での改善を行い、各施設の管理・運営の質の向上を図っている。さらに、「ひとり1改革運動」等の着実な推進により、県民サービスの向上に向けた取組は順調に推移している。

### 3 今後の施策展開

---

- 権限移譲の一層の推進に当たっては、受け皿となる市町の行財政基盤の強化を支援していく必要がある。  
このため、三位一体による権限移譲の推進に加え、自主的な市町村合併を目指す市町等に対する支援や機関等の共同設置など市町が推進する広域連携に対する支援を行い、地域の自立に向けた取組を後押ししていく。
- 組織の見直しについては、国、県の権限移譲に的確に対応していくほか、県で対処すべき新たな課題にも適切に対応していく必要がある。  
このため、権限移譲や県が担うべき役割を踏まえた組織・職員の配置のあり方を検討し、簡素で能率的な組織づくりを一層進めていく。
- 外郭団体については、団体運営の透明性の向上や団体の自立化の促進など、引き続き改革を進めていく必要がある。  
このため、経営状況や改革の取組に関する点検評価を継続するとともに、評価結果に対して外部の視点による検証を行う。
- 今後ますます高度化、多様化する行政需要に的確に対応し、県民に提供するサービスの質を向上させていく必要がある。  
このため、指定管理者制度の効果的な運用に引き続き努めるほか、指定管理者導入施設の利用者満足度の向上やNPO、住民、企業との協働の促進を図る数値目標の設定を新たに検討するなど、民間事業者等の創意工夫の十分な活用に重点を置いた施策展開を図っていく。  
さらに、「ひとり1改革運動」における県民の視点に立ったテーマの設定などにより、さらに質の高い行政サービスの提供を図る。

#### 4 取組の実績

##### (1) 地域が自立できる行政体制の整備

###### ○ 権限・財源・人材の三位一体による県から市町への権限移譲の推進

- ・ 「ふじのくに権限移譲推進計画」に基づき、**市町の意向を踏まえた権限移譲**を行っている。
- ・ 移譲された事務を的確に実施できるような人材の育成等を図るため、県・市町職員人事交流制度により、市町の要請に基づいた県職員の派遣や市町職員の受入れなどの支援を行っている。
- ・ 権限移譲を受けた市町が事務を処理するために必要となる経費については、権限移譲事務交付金により措置し、特に平成 23 年度からは移譲初年度に加算する初度調弁費を拡充し、研修参加費など円滑な事務処理体制構築に必要な経費も措置している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
権限受け入れ意向のある事務の移譲	計画	8法令59事務				○
	実施状況等	8法令59事務	24法令258事務	37法令376事務	34法令341事務 ※H25.4.1現在	
権限移譲を進めるための新しい計画の策定・推進	計画	計画策定		計画の推進		○
	実施状況等	ふじのくに権限移譲推進計画の策定	計画推進	計画推進	計画推進 ふじのくに権限移譲推進計画策定(H25改定)	

###### ○ 地域主権改革や地域課題に的確に対応できる市町の体制強化への支援

- ・ 自主的な合併を目指す市町に対する支援や、県内市町へ機関等の共同設置に関する先進的な取組事例の紹介や法定の手続き等を解説した手引書を配布するなどの支援を行っている。
- ・ 住民自治の充実に向けた地域コミュニティ組織の強化に関する先進的な事例を市町へ紹介するなどの支援を行っている。

###### ○ 県、市町等の連携による効果的な行政運営の推進

- ・ 県と市町の連携と協働による地域づくりを推進するため、知事と市町長による「地域サミット」の開催などを通じて、県と市町の共通意識の醸成を図っている。
- ・ 市町からの要請を踏まえ、技術職員等を県から派遣したほか、市町との職員人事交流を行っている。
- ・ 県、市町の連携として、地方税滞納整理機構による徴収困難な地方税の滞納整理、個人住民税徴収対策本部会議による個人住民税徴収対策の推進などを行っている。
- ・ 県と市町が協働することにより効果的・効率的な実施が期待できる事務について、県と市町で情報を共有した上で推進しており、24 年度末で 1,212 件の業務で協働を実施中である。また、市町の行政運営に関する相談を一括して受け付け、問合せのあった 48 件全てについて回答した。

## (2) 簡素で能率的な組織

### ○地域主権の時代にふさわしい新たな組織の運営

- ・ 総合計画を着実に推進する体制の強化を図るため、地域外交を推進する地域外交局や、少子化対策を実施することも未来局を設置するなど、組織の見直しを行っている。
- ・ 平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、**権限移譲等に対応した組織改編**を図りながら職員の適正な配置に努め、合計 98 人の職員を削減した。また、その増減内容について、各種資料やホームページなどにより公表した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域主権推進一括法(第2次)に基づく地域主権推進計画に対応した組織改編	計画			国・市町との調整		○
				県組織の改編		
	実施状況等		法案の成立に伴い必要な事務の見直しを図る中で対応を検討	権限移譲を行った業務に応じ、職員配置の見直しを実施。引き続き対応を検討	権限移譲を行った業務に応じ、職員配置の見直しを実施。引き続き対応を検討	

### ○外郭団体の検証と見直し

- ・ 点検評価表を用いて団体自ら事業や経営状況の検証を行うことで、経営の自立性の向上に向けた取組を促進するとともに、行財政改革大綱に示す見直しの方向性に沿って改革の取組を進めている。
- ・ 「静岡県行財政改革推進委員会」において、平成 25 年度までに全ての外郭団体を対象に、外部の視点により団体の必要性や改革の取組の進捗状況等について検証を行った。
- ・ 平成 23 年度末までに、(財)静岡県埋蔵文化財調査研究所、(財)静岡県産業ビル、(財)静岡総合研究機構の 3 団体を解散した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
外郭団体の検証と見直し	計画	外郭団体の検証と将来方向性の決定	方向性に沿った取組の推進			○
	実施状況等	全28団体の方向性を決定、うち1団体を解散	・全27団体で点検評価を実施し、行財政改革推進委員会で13団体の外部評価 ・2団体を解散	・全25団体で点検評価を実施し、行財政改革推進委員会で7団体の外部評価	・全24団体で点検評価を実施し、行財政改革推進委員会で5団体の外部評価	

### (3) 県民サービスの向上

#### ○民間の創意工夫を活用した行政サービスの提供

- ・ 専門家等で構成する「指定管理者制度運用検討委員会」を設置し、「利用者の安全確保」をはじめ、「公募・非公募の考え方」や「指定期間」、「実績評価の考え方」について検討し、運用指針である「指定管理者制度の手引」を改定して、制度運用面での改善を図った。
- ・ 伊豆医療福祉センターについて、利用者の処遇向上と拡充を図るため、24年3月末に当時の指定管理者((福)恩賜財団済生会支部静岡県済生会)に有償譲渡した。また、24年度は、東部及び西部地域交流プラザの2施設で施設の在り方を見直し、25年度から公の施設としては廃止した。これにより、平成25年度4月1日現在の指定管理者制度導入施設数は、41施設となった。
- ・ 県の事業について、NPO(市民団体、ボランティア団体等含む)、企業、地域住民等と協働して各分野にわたり実施しており、24年度は285件、事業費35億1千万円の実績があった。
- ・ 「静岡県社会貢献活動促進基金(愛称:ふじのくにNPO活動基金)」を活用し、「新しい公共」の担い手の一つであるNPOの運営基盤の整備や、寄附募集の取組への支援に努めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
民間事業者の創意工夫の活用	計画	指定管理者制度導入への支援				○
	実施状況等	・浜名湖ガーデンパーク、県立三ヶ日青年の家で新たに導入(合計44施設)	・制度説明会の開催 ・指定管理者制度運用検討委員会の検討結果を踏まえ「手引き」を改正し、制度運用面で改善を実施	・改定した「手引き」に基づく制度説明会の開催 ・講習会開催など安全対策の推進	・制度説明会の開催 ・労働法令遵守に係る一斉点検の実施	
NPO等との協働	計画	NPO等との協働の推進				○
	実施状況等	NPO、企業、地域住民等との協働事業実績調査	・NPO、企業、地域住民等との協働事業実績調査 ・協働提案制度開始	・NPO、企業、地域住民等との協働事業実績調査 ・協働提案制度実施	・NPO、企業、地域住民等との協働事業実績調査 ・協働提案制度実施	

#### ○行政サービスの質の向上を図る不断の取組

- ・ 職員一人ひとりが身近な業務を見直して改善を行う「ひとり1改革運動」の展開により、毎年度8千件を超える県民満足度の向上につながる取組を実施している。
- ・ 「予算節減努力」や「ユニバーサルデザイン」など、様々なテーマ設定に基づく取組の推進により、運動の活性化を図っている。
- ・ 県公金の収納に係る確認期間の短縮や在宅看護に対する補助事業での利用時間帯の拡大、防犯まちづくり動画教材のインターネットでの提供など、県民の負担軽減やサービス向上につながる様々な取組を行っている。

### 4-3-3 未来を見据えた戦略的な行政運営

#### 1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的	“ふじのくに”の自立に向け、人材の育成や堅実な財政運営に努めていくとともに、時代を切り拓く戦略的な行政運営を推進していく。
----	---

<b>施策の方向</b>	<b>(1)次代を担う人材の育成</b>				
目的	職員の意欲・能力を高め、活かす人事施策を推進し、組織全体の生産性の向上と、職員一人ひとりがやりがいを実感できる環境づくりを進めていく。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合(県人事課調査)	(H21) 54.9%	(H24) 55.6%	60%	B <sup>-</sup>
	中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合(県人事課調査)	(H21) 66.7%	(H24) 73.4%	75%	B

参考指標	経年変化			推移
職員の能力の職務発揮度を客観的に評価する勤務成績評価(一般職員の5段階評価の平均点)	(H22) 前期 3.56 後期 3.57	(H23) 前期 3.57 後期 3.58	(H24) 前期 3.58 後期 3.58	↗
職員の主体的な能力開発を促し専門性の向上を目指すキャリア開発研修の修了者数累計(第1期計画 H17~H22 修了率)	(H22) 3,425 人 (95.3%)	(H23) 3,854 人 (96.5%)	(H24) 4,252 人 (96.6%)	↗

<b>施策の方向</b>	<b>(2)将来にわたって安心な財政運営の堅持</b>				
目的	限られた財源を有効に活用するために、徹底的な行財政改革に取り組み、選択と集中により事業の優先化や重点化を実施し、効果的で能率的な行政運営を実現する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりの実現に必要な新規・拡充事業等のための財源の捻出	(H22 当初) 187 億円	(H22~25 当初) 649 億円	4 年間で 600 億円	A
	県自らがコントロールできる通常債の残高	(H21 年度末) 1 兆 9,610 億円	(H24 年度末) 1 兆 8,248 億円	上限 2 兆円程度	B <sup>+</sup>

参考指標	経年変化			推移
経常収支比率 (財政健全化目標:90%以下)	(H22) 89.7%	(H23) 94.9%	(H24) 94.2%	↘
実質公債費比率 (財政健全化目標:18%未満に抑制)	(H22) 14.3%	(H23) 15.3%	(H24) 15.0%	→
将来負担比率 (財政健全化目標:400%未満に抑制)	(H22) 251.8%	(H23) 248.2%	(H24) 241.1%	↗

施策の方向	(3)時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進				
目的	県民視点に立った成果を重視した行政経営を展開していくとともに、市町と協働して地域の自立に努めていく				
	数値目標	基準値	現状値	H25 目標	達成状況
	全職員の行財政改革に対する不断の取組(ひとり一改革運動の取組件数)	(H17~21平均) 14,024 件	(H24) 15,063 件	14,000 件/年	B+

参考指標	経年変化			推移
ひとり1改革運動の取組件数のうち新規改革成果	(H22) 2,209 件	(H23) 2,478 件	(H24) 3,508 件	↗
行政経営(評価)に関する研修会に参加した市町数	(H22) 22 市町	(H23) 29 市町	(H24) 32 市町	↗

## 2 進捗評価

- 「自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合」は、基準値に比べ年々高まってきたが、平成 24 年度はやや伸び悩みが見られる。「中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合」については高まっており、「静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム(CDP)」に基づく計画的な人材育成や一般職員の勤務成績評価の運用、公募制度の活用などとあわせ、職員の意欲・能力を高め、やりがいを実感できる環境づくりを一層進めるなど、目標達成に向けた取組の継続により、一定の成果が上がっている。
- 歳出のスリム化や歳入の確保など徹底的な行財政改革に取り組んだ結果、平成 25 年度当初予算までの 4 年間で、“ふじのくに”づくりの実現に必要な新規・拡充事業等のための財源を 649 億円捻出したほか、通常債の目標残高(目標:2 兆円程度)を大きく縮減(H21:1 兆9,610 億円→H24:1 兆8,248 億円)した。また「経常収支比率」については目標達成に至っていないが、「実質公債比率」及び「将来負担比率」については目標の範囲内で推移しており、将来にわたって安心な財政運営の堅持はおおむね順調に進んでいる。
- 「ひとり1改革運動」をはじめ、「施策展開表」による行政評価手法の活用など、内部における行政改革は着実に進んでいる。加えて、県民参加型の事業仕分けといった新しい手法を取り入れるとともに、「静岡県行財政改革推進委員会」や「指定管理者制度運用検討委員会」の開催など、県民や外部有識者による評価や見直しを行うことにより、県民視点に立った行政経営はおおむね順調に進んでいる。

### 3 今後の施策展開

---

- 地域主権の実現を推進するためには、新たな行財政経営を担う人材を育成する必要がある。  
このため、中長期的視点に立って、キャリア開発研修や民間企業への派遣研修など、職員研修制度の充実に努めていく。また、研修制度の充実とあわせ、職員のキャリア意向や今後の組織のあり方、人材活用の方向を踏まえたキャリアプランの提示を行うなど、人事管理・研修制度が一体となった、職員の意欲・能力を高め、組織としても活力が高まる環境づくりを目指していく。
- 厳しい財政事情の中においても、将来にわたって安心な財政運営を堅持していく必要がある。そのためには、情報システム最適化の推進、内部管理業務の徹底した見直し、地方税徴収対策の強化、未利用財産の売却など、歳出のスリム化や歳入確保に取り組んでいくとともに、国に対しては、地方分権改革の着実な実行や国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組の構築等を提言していく。
- 少子・高齢化の進展や厳しい財政事情など、社会・経済情勢が大きく変化する中、将来にわたり、県有施設を良質な状態で保持していく必要がある。  
このため、経営的視点で県有施設を総合的に企画・管理・活用するファシリティマネジメントを導入・推進し、県有財産管理の最適化に取り組んでいく。
- 地域が発展していくためには、自らが独自の施策を着実に推進するとともに、常に評価や改善を図りながら県民視点に立った行政経営を行う必要がある。  
このため、「施策展開表」や「ひとり1改革運動」により、引き続き内部評価や改革意識の醸成に努める。さらに、平成22年度～平成25年度を計画期間とする「静岡県行政改革大綱」の総括的な検証を行い、その結果や県民・市町・民間との連携により県全体の効率化・最適化を図るなどの新たな視点を加え、今年度策定する新しい行財政改革大綱に反映するなど、不断の行財政改革に努める。

## 4 取組の実績

### (1) 次代を担う人材の育成

#### ○中長期的な視点に立った人材育成の推進

- 職員が主体的に目標を持って能力開発に取り組むよう、能力や適性を自己分析しキャリアプランを作成する「**キャリア開発研修**」を実施しており、平成17年度から平成24年度までに累計で4,252人が修了し、キャリアプラン実現に向けてキャリア計画を再構築した。(H25:330人予定)
- 職員が希望する職務や業務を直接申し出ることができる各種公募制度を活用し、意欲ある人材を平成22年度から平成24年度までの3年間で、延べ187人登用している。
- 職員の将来のキャリア意向と能力、適性を十分把握し、それを最大限反映した人事異動を行っている。
- 主体的に能力開発に取り組む職員を研修により支援しており、平成22年度から平成24年度までの3年間で、延べ8,347人が研修を修了した。(H25:3,100人予定)

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
計画的な人材育成 キャリア開発研修の実施	計画	第1期研修実施				○
		第2期研修計画策定		第2期研修実施		
	実施状況等	17～22年度累計で3,425人の研修を実施。23年度からは30、35、40歳の全職員を対象とした研修を改めて実施。	23年度は415人が研修を修了	24年度は398人が研修を修了	25年度は330人の研修を計画	

#### ○人材と組織の活性化

- 県庁外における様々な交流・体験などを通じて職員の視野を広め、組織の活力を高めるため、民間企業の社員と議論し交流する講座(県・民間企業若手職員交流講座)を開講し、平成23年度から平成24年度までの累計で31人が受講した。(H25:15人予定)
- 地域外交の推進を支える人材育成のため、海外の機関及び大学などへ職員を派遣している。

#### ○勤務成績評価制度の活用

- 人材育成を推進するため、平成22年10月から**一般職員を対象とした勤務成績評価を導入**し、前期・後期の2回の評価を実施している。
- 職員の士気高揚を図るため、評価結果を勤勉手当に反映するとともに、評価者研修会を実施し、評価者能力の向上に努めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
勤務成績評価制度の活用 一般職員の勤務成績評価 制度の実施	計画	試行 →				○
	実施 状況等	・全庁リハール実施 (H22.4～22.9) ・本格導入H22.10 ・一次評価者研修 会実施	・評価(前期・後期) 実施 ・評価結果の勤勉 手当への活用 ・一次評価者研修 会実施	・評価(前期・後期) 実施 ・評価結果の勤勉 手当への活用 ・一次及び二次評 価者研修会実施	・評価(前期・後期) 実施 ・評価結果の勤勉 手当への活用 ・一次及び二次評 価者研修会実施	

## (2) 将来にわたって安心な財政運営の堅持

### ○歳出のスリム化

- ・ 義務的経費の抑制を図るため、一般行政部門のスリム化や職員給与の見直しのほか、定時償還債の発行などにより公債費を縮減している。
- ・ 投資的経費については、地震・津波対策など、目的に特化した重点的な投資を行い、投資水準の適正化に努めている。
- ・ 県単独の補助金についてサンセット方式を導入(終了期限を設定)するなど、積極的な見直しを行っている。
- ・ CIO アドバイザーの活用による電算経費の縮減や旅費等事務費の節減のほか、庁舎管理業務において関係部局による共通発注及び長期継続契約の導入に取り組むなど、内部管理経費等の徹底した見直しを図っている。
- ・ ひとり1改革運動の改革成果のうち、経費節減や新たな財源確保への取組を行った場合、それを評価し、翌年度予算に一定割合を上乗せ配分する予算節減努力評価制度を実施している。

### ○歳入の確保

- ・ 県及び市町の税収の安定的確保を図るため、個人住民税の特別徴収義務者の指定促進に努めるとともに、県職員の市町への短期派遣等を通じて市町の徴収体制の支援を行っている。また、県と全市町で設置した個人住民税徴収対策本部会議により、一層の連携強化を図っている。
- ・ 県税の未収金徴収対策の強化として、財務事務所においてインターネット公売の活用を含めた滞納整理を推進している。
- ・ 県債残高を抑制する中で、投資的経費の水準や県債の発行と償還のバランスに配慮しつつ、県債の計画的な発行と活用に努めている。
- ・ 新たな収入確保を図るため、自動販売機設置者への公募による貸付や庁舎未利用スペースを有効に活用する貸付の実施などに取り組んでいる。
- ・ 資金の一層の効率的な運用を図るため、購入債券年限の長期化による利息確保など、積極的な運用を行っている。
- ・ 歳計現金と基金の運用について、安全・確実かつ効率的な運用に努めた結果、運用益が平成22年度3,813百万円、平成23年度4,058百万円、平成24年度4,302百万円となった。(平成25予算額:4,831百万円)
- ・ 県有財産売却計画に基づいて、職員公舎や中部健康福祉センター榛原分庁舎跡地など、未利用となった県有財産の売却に努めている。

- ・ 受益者負担の適正化を図るため、都市公園使用料などの見直しを行っている。
- ・ 地球環境保全基金など、特定目的基金を充当可能事業の財源として積極的に活用している。

### ○国への提言

- ・ 国に対して、真の地域自立が実現するように地域主権改革の推進を働きかけるとともに、住民に身近な行政サービスを安定的に提供するための一般財源総額の確保など、将来にわたって安心な財政運営の確立に向けて提言を行っているほか、全国知事会等を通じて働きかけを行っている。

## (3) 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進

### ○成果を重視した行政経営の推進

- ・ 総合計画で定める目的・目標を最上位に位置付けた施策展開表を活用してPDCAサイクルによる行政活動を評価し、評価を加えた施策展開表を県議会(決算特別委員会)に提出、政策的な議論に活用している。
- ・ 成果を重視した行政経営を一層強化するため、出先機関の施策展開表について、平成 21 年度から導入している財務事務所に続き、農林事務所(平成 23 年度)や土木事務所(平成 24 年度)で導入した。また、健康福祉センターでの導入準備を進め、平成 25 年度から導入することとした。
- ・ 事業仕分けについて、平成 23 年度から無作為抽出で選ばれた**県民が事業を評価する県民評価者方式を導入**し、平成 23 及び 24 年度の 2 年間で 294 人の県民が参加するなど、県政への信頼感の醸成や参加意識の向上に成果を上げた。平成 25 年度は、引き続き多くの県民参加のもと、施策分野ごと関連事業の実施効果や今後の方向性を議論する「“ふじのくに”士民(しみん)協働 事業レビュー」を実施した。
- ・ 職員一人ひとりが業務の質の向上を目指し、日常自ら考え行動する組織風土を醸成するため、「ひとり1改革運動」に全庁を挙げて取り組み、毎年度 1 万 4 千件を超える業務改善の取組を行っている。これにより、事務経費の節減・経済効果や事務時間の節約、県民満足度の向上などに大きな成果をあげている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
透明性の高い行政評価手法による行政経営	計画	新しい行政評価手法の検討、開発試行	新しい行政評価手法の実施			○
	実施状況等	第三者の視点からの意見を参考に事業の見直しを行う事業仕分けを実施	・県民評価者などより多くの県民が参加する“ふじのくに”士民協働事業仕分けを実施 ・県民意見を踏まえたサービス向上の取組として、2機関でアンケートを試行	・“ふじのくに”士民協働事業仕分けにおける県民参加拡大 ・県民意見を踏まえたサービス向上の取組対象機関を拡大(5施設)	・施策分野ごと関連事業の実施効果や今後の方向性を議論する“ふじのくに”士民協働事業レビューを実施 ・県民意見を踏まえたサービス向上の取組対象機関を拡大(1施設)	

### ○市町との協働による行政経営の推進

- ・ 行政経営に関する相談窓口を設置し、市町から相談に対して必要な情報提供等を行っている。また、市町の参加を得て行政経営に関する研修会を開催し、各市町における能率的・効果的な行政経営の推進を支援している。

### ○活力あふれた行政経営の推進

- ・ 各界で活躍する有識者を「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりリーディングアドバイザー」に委嘱し、県が設置する委員会の委員として意見・提言をいただくなど、県内外の有識者の協力を得ながら県政の重要課題に取り組んでいる。
- ・ 県庁外における様々な交流・体験などを通じて職員の視野を広め、組織の活力を高めるため、民間企業の社員と議論し交流する講座(県・民間企業若手職員交流講座)を開講し、平成 23 年度から平成 24 年度までの累計で 31 人が受講した。(H25:15 人予定)
- ・ 地域外交の推進を支える人材育成のため、海外の機関及び大学などへ職員を派遣している。
- ・ 「静岡県行財政改革大綱」の進捗管理を行うため、毎年度取組状況に取りまとめ公表するとともに、静岡県行財政改革推進委員会において外部の視点により検証を行った。計画最終年度である 25 年度は、全ての項目で目標を達成するよう、取組の一層の推進を図る。



## 7 分野別計画一覧

(括弧内は、策定・改定年月)

### 1 「命」を守る危機管理

- ・ “ふじのくに” 危機管理計画 基本計画 (平成23年 6 月)
- ・ 静岡県地域防災計画 (平成25年 6 月)
- ・ 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2 0 1 3 (平成25年 6 月)
- ・ 静岡県耐震改修促進計画 (平成18年10月)
- ・ 静岡県第 6 次国土調査事業十箇年計画 (平成22年 5 月)
- ・ “ふじのくに” の農山村づくり (平成23年 3 月)
- ・ 静岡県国民保護計画 (平成23年12月)
- ・ 静岡県感染症・結核予防計画 (平成17年 4 月)
- ・ しずおか食の安全推進のためのアクションプラン (平成23年 3 月)
- ・ 静岡県薬物乱用対策推進計画 (毎年度策定)
- ・ 静岡県石油コンビナート等防災計画 (平成21年 7 月)
- ・ 静岡県社会資本整備重点計画 (平成21年 3 月)
- ・ ふじのくにの“みちづくり” (平成25年 7 月)

### 2-1 「有徳の人」づくり

- ・ 静岡県教育振興基本計画 (平成23年 3 月)
- ・ 静岡県教育情報化推進基本計画 (平成24年 3 月)
- ・ ふじのくに食育推進計画 (平成23年 3 月)
- ・ 静岡県子ども読書活動推進計画 (平成23年 3 月)
- ・ “ふじのくに” 子ども・若者プラン (平成23年 3 月)

### 2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり

- ・ 静岡県文化振興基本計画 (ふじのくに文化振興基本計画) (平成23年 3 月)
- ・ 静岡県教育振興基本計画 (再掲) (平成23年 3 月)
- ・ 静岡県スポーツ振興基本計画 (平成23年 3 月)
- ・ ふじのくに多文化共生推進基本計画 (平成23年 3 月)
- ・ 静岡県地域外交基本方針 (平成24年 6 月)
- ・ ふじのくに総合交通計画 (平成23年 3 月)
- ・ ふじのくにの“みちづくり” (再掲) (平成25年 7 月)
- ・ ふじのくに交通ネットワークビジョン (平成24年 2 月)
- ・ 静岡県高度情報化基本計画 (平成23年 3 月)
- ・ ふじのくに観光アクションプラン (平成23年 3 月)

### 3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造

- ・静岡県経済産業ビジョン（平成23年3月）
- ・ファルマバレープロジェクト第3次戦略計画（平成23年3月）
- ・フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト戦略計画（平成22年3月）
- ・ふじのくに戦略物流ビジョン（平成24年3月）
- ・静岡県知的財産創造・保護・活用指針（平成23年3月）
- ・企業立地促進法に基づく基本計画（地域別）（平成21～25年）
- ・静岡県森林共生基本計画（平成23年3月）
- ・静岡県雇用創造アクションプラン（平成24年1月）
- ・第9次静岡県職業能力開発計画（平成23年6月）

### 3-2 「和」を尊重する暮らしの形成

- ・静岡県住宅マスタープラン(住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画)（平成24年3月）
- ・静岡県耐震改修促進計画（再掲）（平成18年10月）
- ・静岡県県営住宅再生計画（平成24年3月）
- ・静岡県環境基本計画（平成23年3月）
- ・静岡県生活排水処理長期計画（平成19年8月）
- ・静岡県森林共生基本計画(再掲)（平成23年3月）
- ・静岡県動物愛護管理推進計画（平成20年3月）
- ・第11次鳥獣保護事業計画（平成24年3月）
- ・静岡県消費者行政推進基本計画（平成22年4月）
- ・しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（再掲）（平成23年3月）
- ・ふじのくに地球温暖化対策実行計画（平成23年3月）
- ・静岡県保安林機能倍増計画（平成21年3月）
- ・静岡県社会資本整備重点計画（再掲）（平成21年3月）
- ・ふじのくにの“みちづくり”（再掲）（平成25年7月）
- ・ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン（平成23年3月）
- ・ふじのくにEV・PHV推進アクションプラン（平成23年3月）
- ・ふじのくに廃棄物減量化計画（平成23年3月）
- ・静岡県下水汚泥処理総合計画（平成10年3月）
- ・ふじのくにの魅力を高める花と緑のまちづくり計画（平成23年3月）
- ・新静岡県景観形成ガイドプラン（平成18年3月）
- ・県営都市公園経営基本計画（平成21年12月）
- ・静岡県地域福祉支援計画（平成23年3月）
- ・“ふじのくに”の農山村づくり（再掲）（平成23年3月）
- ・ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画（平成23年1月）
- ・第2次静岡県男女共同参画基本計画（平成23年2月）
- ・静岡県人権施策推進計画（平成23年3月）

### 3-3 「安心」の健康福祉の実現

- ・静岡県次世代育成支援対策行動計画（しずおか次世代育成プラン後期計画）（平成22年3月）
- ・静岡県保健医療計画（平成22年3月）
- ・静岡県周産期医療体制整備計画（平成23年3月）
- ・静岡県ひとり親家庭自立促進計画（平成22年6月）

- ・静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画（平成21年3月）
- ・静岡県へき地保健医療計画（平成23年3月）
- ・静岡県がん対策推進計画（平成25年3月）
- ・静岡県肝炎対策推進計画（平成24年3月）
- ・ふじのくに健康増進計画（平成23年3月）
- ・ふじのくに食育推進計画（再掲）（平成23年3月）
- ・静岡県感染症・結核予防計画（再掲）（平成17年3月）
- ・静岡県歯科保健計画（平成23年3月）
- ・静岡県障害者計画（ふじのくに障害者しあわせプラン）（平成25年7月）
- ・静岡県障害福祉計画（ふじのくに障害者しあわせプラン）（平成24年8月）
- ・いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画（平成25年3月）
- ・静岡県長寿者保健福祉計画（ふじのくに長寿社会安心プラン）（平成24年3月）
- ・静岡県地域福祉支援計画（再掲）（平成23年3月）

#### 4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

- ・「内陸のフロンティア」を拓く取組 全体構想（平成25年4月）
- ・静岡県社会資本整備重点計画（再掲）（平成21年3月）
- ・ふじのくにの“みちづくり”（再掲）（平成25年7月）
- ・静岡県生活排水処理長期計画（再掲）（平成19年8月）
- ・新静岡県景観形成ガイドプラン（再掲）（平成18年3月）
- ・“ふじのくに”の農山村づくり（再掲）（平成23年3月）
- ・静岡県森林共生基本計画（再掲）（平成23年3月）
- ・静岡県地域森林計画（平成20～23年度）
- ・静岡県過疎地域自立促進方針（平成22年9月）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成23年3月）
- ・各都市圏都市交通マスタープラン（平成22年3月）
- ・県営都市公園経営基本計画（再掲）（平成21年12月）
- ・ふじのくに交通ネットワークビジョン（再掲）（平成24年2月）

#### 4-2 「安全」な生活と交通の確保

- ・静岡県防犯まちづくり行動計画（平成23年3月）
- ・静岡県警察 安全・安心推進プログラム（平成25年1月）
- ・第9次静岡県交通安全計画（平成23年5月）
- ・警察署再編整備計画（平成17年11月）

#### 4-3 地域主権を拓く「行政経営」

- ・静岡県行財政改革大綱（平成23年3月）
- ・静岡県広報・広聴計画（毎年度策定）
- ・ふじのくに権限移譲推進計画（平成23年3月）
- ・静岡県社会資本整備重点計画（再掲）（平成21年3月）

## 8 総合計画評価の経過

### <平成 22 年度>

平成 23 年 2 月 23 日	総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」を公表 ※ 富士山の日を開催した「富士見の祭典」において、“ふじのくに”づくりへの決意を示した「“ふじのくに”づくり宣言」(408 ページ)と平和への想いを示した「“ふじのくに”平和宣言」(411 ページ)を発表
------------------	---

### <平成 23 年度>

平成 23 年 6 月～7 月	自己評価の実施
8 月 22 日 24 日 25 日	総合計画審議会評価部会
10 月 19 日	総合計画審議会
10 月 25 日 ～ 11 月 14 日	パブリックコメント（評価案に対する県民意見の募集）
12 月 14 日 ～15 日	県議会（常任委員会）の審査
平成 24 年 2 月	“ふじのくに” づくり白書公表

### <平成 24 年度>

平成 24 年 6 月～7 月	自己評価の実施
7 月 6 日	総合計画審議会
8 月 20 日 21 日 22 日	総合計画審議会評価部会
10 月 5 日	総合計画審議会
10 月 16 日 ～ 11 月 5 日	パブリックコメント（評価案に対する県民意見の募集）
12 月 20 日 ～21 日	県議会（常任委員会）の審査
平成 25 年 2 月	“ふじのくに” づくり白書公表

<平成 25 年度>

平成 25 年 5 月～7 月	自己評価の実施
8 月 19 日 21 日 22 日	総合計画審議会評価部会
9 月 2 日	総合計画審議会
9 月 6 日 ～ 9 月 26 日	パブリックコメント（評価案に対する県民意見の募集）
10 月 8 日 ～10 日	県議会（常任委員会）の審査
10 月 22 日	総合計画審議会
平成 25 年 11 月	“ふじのくに” づくり白書公表

↓総括評価結果を次期基本計画に反映

平成 26 年 3 月	次期基本計画成案・公表（予定）
-------------	-----------------

# “ふじのくに”づくりへの決意

## <序>

日本の歴史は、その淵源をはるか一万年前の縄文時代にさかのぼり、日本列島の北には三内丸山遺跡、南には上野原遺跡、中央では本県の大鹿窪遺跡にみられるような、人類史において最も長く高度な土器文化を発達させたが、ほぼ2000年前の弥生時代には、登呂遺跡に代表される稲作文化を発展させ、710年には都を藤原京から平城京に遷し、以後、奈良、平安、鎌倉、室町、江戸と中心地を変えることによって新しい時代を次々と切り開き、明治維新となって、都を江戸に遷して東京と改名し、「東京時代」に入り、今日に至っている。

この間、日本の社会と文化は、人類が育んだ東と西の文明の波に根底から洗われることによって、洗練の度を高めてきた。

まず、奈良時代から室町時代までの800年余り、遠くはユーラシア大陸の東西を結ぶ草原とオアシスのシルクロード、また、南洋のヤシの実の流れ着く黒潮の海上の道など、様々な道を伝わってきた多彩な文物を受け入れ、近くは韓半島と大陸中国の東洋の文化・文明を積極的に受容して、それらを生活文化の中に取りこんで自家薬籠中のものとなし、ついに室町時代の終わるころには、東洋諸国からもはや学ぶものがないほどに成長した。日本は1600年頃には東洋文明を卒業したのである。

日本は、その文化的自立を内外に示すかのごとく、それまで東洋文明を受容する核となり、かつ政治・経済・文化の中心・京都にあった首都機能を、関東の江戸に据えた。江戸時代の日本は、海外における争乱をよそに、「パクス・トクガワーナ（徳川の平和）」と形容される天下泰平を謳歌し、勤勉革命によって土地の生産性を世界一のレベルに押し上げて経済社会を発達させ、茶の湯、生け花、数々の工芸・農芸品、数寄屋づくり、庭づくり、能・狂言、歌舞伎・浄瑠璃、浮世絵、武士道など、日本独自の文化の花を咲かせ、日本文明の基礎を築いた。

続いて、黒船来航を機に、西洋の文物を受容し、国力を東京に集中し中央集権体制のもとで130年余の近現代史を歩み、この間、アジア最初の産業革命を遂行し、早くも19世紀末までにアジアで唯一、西洋の先進諸国に伍する近代文明国になり、ついに20世紀末までに西洋のどの国にも勝るとも劣らない近代文明の最先進国になった。日本は西洋文明をも卒業したのである。

東洋文明は京都に息づき、西洋文明は東京に花開き、日本列島の津々浦々に、それら東西両洋の文明を取り込み終わって、21世紀を迎えている。日本の課題は東西文明を調和させ、人類社会の平和と発展に貢献することである。

京都と東京とを結ぶ東海道は、東西の文化が交流する幹線であるが、静岡県は、東海道の中央にあって、東西両洋の文化が交流し融合する土地柄を持ち、東西文明の調和を実現する「場の力」を備えている。我々はその潜在力を発揮し、東西文明の調和を図るべき文化的使命を有する。その使命を発揮するのに、静岡県は日本の歴史を背景にした地の利がある。

静岡県は明治4年の廃藩置県によって日本が中央集権国家体制を整えるなかで枚叢の声をあげた。府県制度は中央政府の出先機関として創設されたが、静岡県は近代日本の縮図といわれ、立派にその任を果たし、日本の発展に寄与してきた。しかし、時あたかも、国内的には、東京一極集中の中央集権体制の歪が大きくなって地域主権に向けた動きが強まり、国際的には、草の根レベルで人々が交流するグローバル時代を迎えて民主主義が広く人類社会に浸透し、これまでの中央政府同士の関係にとどまらず、地方政府間の国際的連携も格段に進み、地方政府の果たす役割は一段と増している。

国内的にも国際的にも地方政府の役割が増し、まさに天の時が熟した今日、地の利と人の和を加えて我々は、その流れに棹さそうと思う。そして東京政府の出先機関として生まれた都道府県制度の従属的地位を脱し、“ふじのくに”というアイデンティティを持つ地域を、この地に平和裡に建設し、他地域にも先駆けて地域自立を実現し、新しい日本づくりのモデルになろうと思う。

なぜ、“ふじのくに”なのか。万葉の歌人・山部赤人が「天地の分かれし時ゆ神さびて高く尊き駿河なる富士の高嶺を・・・語り継ぎ言い継ぎゆかむ」と詠いあげたように、古来、日本人は富士山を霊峰として、神のごとく畏敬し、信仰と芸術の源泉としてきた。霊峰・富士山を擁する静岡県は、富士山を想う心がことのほか深く“ふじのくに”の別称を持っているからである。加えて日本各地には、それぞれの地域の山を霊峰・富士山に見立てた「ふるさと富士」があり、その数は北海道から沖縄まで340余りもある。日本は文字通り「富士の国」である。我々は“ふじのくに”をローカルにしてナショナルな新しい日本のアイデンティティとする。

## ＜“ふじのくに”づくり宣言＞

“ふじのくに”の柱は富士山である。我々は“ふじのくに”づくりへの決意を以下のよう  
に表明する。それらはいずれも富士山から導きだされたものである。

- 一、富士山の「富」は物の豊かさを、「土」は有徳の人物を意味し、その字義を踏まえて、我々は、物心ともに豊かな「富士の民」ないし「土民」として、「富国有徳」をもって、“ふじのくに”づくりの理念とする。
- 一、富士山は、地球46億年の造山活動の傑作であり、比類のない自然景観をもつ。その景観から導き出される価値は「美」であり、我々は、生活環境においても自然環境においても美しさを重んじる「美の文化・文明」をつくりあげる。
- 一、富士山は、だれが、いつ、どこから仰いでも最高峰である。だれにとっても、それは理想や目標のシンボルになり得る。一人ひとりに「それぞれの富士（理想・目標）」がある。そのどれをも許容する富士の姿はまことに「多様性の和」である。我々は「和」を貴び、「和の文化・文明」を築く。
- 一、富士山は活火山であり、人間にそれを制御する力はない。我々は、自然に対して畏敬の念を育み、謙虚な態度を失わない。同時に、危機管理を最優先し、防災の先進地となる。
- 一、富士山は春・夏・秋・冬で表情を変える。我々は大地の表情に合わせて季節感を取りもどし、大地の恵みを大切にす。
- 一、「ふじ」は「富士」のほか「不二」とも「不死」とも表記される。不二は「オンリーワン」、不死は「不老長寿」と読み替えられる。生きとし生けるもの、どれ一つとして同じものはない。我々は、人間のみならず、すべての存在をかけがえのないものとして大切にし、命を寿ぎ、寿命を全うできるように、心を砕く。

最後に、富士山は、もとより“ふじのくに”の土民だけの財産ではない。日本が先人から引き継いできたものであり、人類社会の共有財産でもある。我々は“ふじのくに”づくりに向けた決意のもとに、物心ともに豊かな富国有徳の社会を目指し、「和」を貴んで世界の平和づくりに参加し、「美」を重んじて地球環境の美化に貢献することを誓う。

白雪を冠した霊峰を仰ぎ見ることのできる今日の佳き日、富士山のごとき日本一高い志をもって、「住んでよし 訪れてよし」「生んでよし 育ててよし」「学んでよし 働いてよし」の理想郷を目指し、我々はここに“ふじのくに”づくりのスタートを宣言する。

平成23年2月23日

ふじのくに土民代表 静岡県知事 川勝 平太

へいわせんげん  
"ふじのくに" 平和宣言

人類は「ホモ・ファーベル（道具を作る動物）」として、他の生物に比べて格段の優位に立つが、その産声をあげたときから、石つぶてという武器をも持った。今日では、道具・技術の発達とともに武器も高度化し、人類社会を全滅させるに足る大量の核兵器を持つにいたっている。人類の歴史は武器の発達の歴史でもあり、後戻りができないかのようである。我々は、武器の発達を座視する以外に道はないのであろうか。

いや、最先端の武器の発達を抑制し、平和を実現した例がある。日本である。中国で火薬とともに発明された鉄砲は、西洋に伝播し、西暦1543年にポルトガル人によって日本に伝えられた。日本はその模倣製造にたちどころに成功し、1575年には有名な長篠合戦で織田・徳川軍は三千丁の鉄砲を用い、連続射撃の戦法を編みだした。16世紀末の日本は「戦国時代」ともいわれる天下大乱のなかで、世界最大の鉄砲生産・使用国になった。しかるに、江戸時代には武器は鉄砲から刀へと逆戻りし、刀も「武士の魂」としてシンボルとなり、江戸時代の日本は天下泰平の世を謳歌した。

なぜ、それが可能であったのであろうか。同時期のヨーロッパにおいては、ギリシャの理性を重んじる哲学と、中東に淵源をもつ一神教とが融合し、神の真理を理性で究明する運動である「科学革命」がおり、科学的真理が技術に応用されて産業革命を経験し、自然の大々的な征服とともに戦争の大規模化が進んだ。一方、日本では神道と仏教とが融合し、草木国土悉皆成仏という信仰が生まれ、人間のみならず、生きとし生けるものの命の平等観が醸成されたことが一因ではあるまいか。その理念のもとに、鉄砲は夏の夜空を彩る花火に変わり、能・謡曲や茶の湯・生け花などが発達するなど、いわば生活文化の芸術化が進んだ。当時の最先端の武器である鉄砲の放棄の原因究明は、今後の研究をまたねばならないが、大坂の陣を最後に、戦乱がおさまり、いわゆる「元和偃武」となって天下泰平になったことは、まぎれもない歴史的事実である。

戦乱の世を終わりにし、平和な社会の建設を始めたのは、ほかならぬ「ふじのくに」が生んだリーダー徳川家康であった。我々は郷土が育てた、この偉大な先人の業績を思い起こしたい。そして、家康が幼少期から富士山を仰ぎ見て育ったことをも想起したい。類まれなる美しい霊峰は、環境や生命の破壊を戒める声なき声を発している。

鉄砲は16世紀における最先端の武器であった。核兵器は現代における最先端の武器である。かつて日本は、鉄砲の使用を抑制し、実質的に鉄砲を放棄した。そして平和な社会を建設した。その歴史的経験にならうならば、我々は核兵器の抑制・縮減・廃絶が可能であると信じる。我々「ふじのくに」の士民は、徳川家康が主導した平和社会の建設の経験を、現代において学び直すべき平和実現の模範的事例として、広く世界に紹介し、富士山のごとく美しく平和な姿の社会の建設に邁進することを、ここに宣言する。

平成23年2月23日

ふじのくに士民代表 静岡県知事 川勝 平太

### 静岡県総合計画審議会委員名簿

(平成 25 年 10 月 22 日現在、50 音順、敬称略、◎：会長)

氏名	役職等
池富 彰	日本労働組合総連合会静岡県連合会会長
井原 優子	公益財団法人静岡県国際交流協会理事、“あい”懇話会会長
宇田 倭玖子	伊豆市天城湯ヶ島温泉「白壁荘」専務取締役、ふじのくにのおかみ「あけぼの会」会長
生座本 磯美	有限会社チャール・ライフ代表取締役、静岡県認知症高齢者グループホーム連絡協議会会長
小原 榮一	静岡県地域安全推進員連絡協議会副会長
北村 敏廣	株式会社静岡新聞社代表取締役専務
熊野 善介	静岡大学教育学部教授、静岡大学創造科学技術大学院教授
◎ 後藤 康雄	一般社団法人静岡県商工会議所連合会会長
小林 昭子	静岡県消費者団体連盟会長
佐藤 三武朗	日本大学国際関係学部長
佐藤 修造	株式会社中日新聞社常務取締役東海本社代表
里村 幹夫	神奈川県温泉地学研究所所長、静岡大学名誉教授
杉山 寛	静岡県環境保全協会副会長
鈴木 勝彦	一般社団法人静岡県医師会会長
谷藤 悦史	早稲田大学政治経済学術院教授
田村 孝子	静岡県コンベンションアーツセンター館長、公益財団法人静岡県文化財団副理事長
夏目 善宇	静岡県農業協同組合中央会会長
鍋倉 伸子	静岡県コミュニティづくり推進協議会会長
服部 守親	日本銀行静岡支店長
本保 晃	日本放送協会静岡放送局長
村松 千恵子	静岡県商工会女性部連合会会長、静岡県商工会連合会理事
村松 尋代	株式会社村松商店専務取締役、浜松商工会議所女性会顧問
村松 幹子	静岡県保育士会顧問
望月 律子	公益社団法人静岡県看護協会会長

### 静岡県総合計画審議会評価部会委員名簿

(平成 25 年 8 月 22 日現在、50 音順、敬称略、○：部会長)

氏名	役職等
木村 博彦	株式会社木村鋳造所取締役会長
小櫻 義明	静岡大学名誉教授
高木 敦子	有限会社アムズ環境デザイン研究所代表取締役
○ 谷藤 悦史	早稲田大学政治経済学術院教授
根本 敏行	静岡文化芸術大学文化政策学部長
渡辺 豊博	特定非営利活動法人グラウンドワーク三島事務局長





静岡県企画広報部企画課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2184

県ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/>